平成26年
第 5 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成26年 9 月17日　開会
平成26年10月10日　閉会

24日間

沖　縄　県　議　会

平成26年 第 5 回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 7
１．開会日に応招した議員 …… 9

○第１号（９月17日）

１．開会年月日時 …… 11
１．議事日程 …… 11
１．本日の会議に付した事件 …… 11
１．出席議員 …… 12
１．欠　　員 …… 13
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 13
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 13
１．開　　会 …… 14
１．諸般の報告 …… 14
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 14
１．日程第２　会期の決定 …… 14
１．日程第３　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで …… 14
１．知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明 …… 14
１．人事委員会（玉城　健君）の意見 …… 15
１．委員会付託 …… 15
１．日程第４　陳情第65号の付託の件 …… 15
１．委員会付託 …… 15
１．一括議題（日程第５　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2014）／日程第６　議員派遣の件（第14回都道府県議会議員研究交流大会）） …… 15
１．採　　決 …… 15
１．休会の議決 …… 15
１．散　　会 …… 16

○第２号（９月25日）

１．開議年月日時 …… 19
１．議事日程 …… 19
１．本日の会議に付した事件 …… 19
１．出席議員 …… 19
１．欠　　員 …… 19
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 20
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 20
１．開　　議 …… 20
１．諸般の報告 …… 20
１．日程第１　乙第３号議案 …… 20
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 20
１．採　　決 …… 21

１．日程第２　代表質問 …… 21
　　具志　孝助君 …… 21
　　具志堅　透君 …… 32
　　照屋　大河君 …… 46
　　狩俣　信子さん …… 53
１．散　　会 …… 62

○第３号（９月26日）

１．開議年月日時 …… 65
１．議事日程 …… 65
１．本日の会議に付した事件 …… 65
１．出席議員 …… 65
１．欠　　員 …… 65
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 65
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 66
１．開　　議 …… 66
１．諸般の報告 …… 66
１．日程第１　代表質問 …… 66
　　山内　末子さん …… 66
　　前島　明男君 …… 85
　　嘉陽　宗儀君 …… 96
１．散　　会 …… 104

○第４号（９月29日）

１．開議年月日時 …… 107
１．議事日程 …… 107
１．本日の会議に付した事件 …… 107
１．出席議員 …… 108
１．欠　　員 …… 109
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 109
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 109
１．開　　議 …… 109
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで｝ …… 109
１．一般質問・質疑 …… 109
　　大城　一馬君 …… 109
　　赤嶺　　昇君 …… 114
　　新田　宜明君 …… 124
　　奥平　一夫君 …… 132
　　髙嶺　善伸君 …… 142
　　新里　米吉君 …… 150
　　仲宗根　悟君 …… 154

１．散　　会 …… 161

○第５号（９月30日）

１．開議年月日時 …… 163
１．議事日程 …… 163
１．本日の会議に付した事件 …… 163
１．出席議員 …… 164
１．欠　　員 …… 165
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 165
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 165
１．開　　議 …… 165
１．諸般の報告 …… 165
１．一括議題 日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで …… 165
１．一般質問・質疑 …… 165
　崎山　嗣幸君 …… 166
　玉城　義和君 …… 172
　比嘉　京子さん …… 182
　玉城ノブ子さん …… 192
　新垣　清涼君 …… 200
　渡久地　修君 …… 208
　瑞慶覧　功君 …… 216
１．散　　会 …… 223

○第６号（10月１日）

１．開議年月日時 …… 225
１．議事日程 …… 225
１．本日の会議に付した事件 …… 225
１．出席議員 …… 226
１．欠　　員 …… 227
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 227
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 227
１．開　　議 …… 227
１．諸般の報告 …… 227
１．一括議題 日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで …… 227
１．一般質問・質疑 …… 227
　西銘　純恵さん …… 228
　玉城　　満君 …… 237
１．議長の発言取り消し留保の宣告 …… 245

仲村　未央さん …… 245
呉屋　　宏君 …… 252
當間　盛夫君 …… 258
儀間　光秀君 …… 263
新垣　安弘君 …… 268
又吉　清義君 …… 276
１．散　　会 …… 281

○第７号（10月２日）

１．開議年月日時 …… 283
１．議事日程 …… 283
１．本日の会議に付した事件 …… 283
１．出席議員 …… 284
１．欠　　員 …… 285
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 285
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 285
１．開　　議 …… 285
１．諸般の報告 …… 285
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで } …… 286
１．一般質問・質疑 …… 286
吉田　勝廣君 …… 286
糸洲　朝則君 …… 294
照屋　守之君 …… 300
中川　京貴君 …… 306
上原　　章君 …… 316
砂川　利勝君 …… 324
嶺井　　光君 …… 331
仲田　弘毅君 …… 339
１．知事公室長（又吉　進君）の発言 …… 347
１．決算特別委員会の設置 …… 347
１．決算特別委員会委員の選任 …… 347
１．委員会付託 …… 347
１．日程第３　陳情第78号、第84号、第85号の２、第86号及び第87号の付託の件 …… 347
１．委員会付託 …… 347
１．休会の議決 …… 348
１．散　　会 …… 348

○第８号（10月10日）

１．開議年月日時 …… 351
１．議事日程 …… 351
１．本日の会議に付した事件 …… 351

１．出席議員 …… 352
１．欠　　員 …… 353
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 353
１．開　　議 …… 353
１．諸般の報告 …… 353
１．照屋　守之君の発言 …… 353
１．照屋　守之君の発言取り消し申し出 …… 353
１．採　　決 …… 354
１．日程第１　乙第１号議案及び乙第２号議案 …… 354
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 354
１．採　　決 …… 355
１．日程第２　乙第９号議案から乙第12号議案まで …… 355
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 355
１．採　　決 …… 356
１．日程第３　乙第４号議案から乙第８号議案まで …… 357
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 357
１．討　　論 …… 359
　西銘　純恵さん …… 359
　又吉　清義君 …… 360
１．採　　決 …… 360
１．日程第４　乙第13号議案 …… 360
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 361
１．採　　決 …… 361
１．日程第５　乙第14号議案及び乙第15号議案 …… 361
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 362
１．採　　決 …… 362
１．日程第６　乙第22号議案から乙第24号議案まで …… 362
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 362
１．採　　決 …… 364
１．日程第７　乙第16号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案 …… 364
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 364
１．討　　論 …… 366
　嘉陽　宗儀君 …… 366
１．採　　決 …… 367
１．日程第８　甲第１号議案 …… 367
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 368
１．採　　決 …… 369
１．日程第９　甲第２号議案及び甲第４号議案 …… 369
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 369
１．採　　決 …… 370
１．日程第10　甲第３号議案及び甲第５号議案 …… 370
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 370
１．採　　決 …… 371
１．日程第11　議員提出議案第１号　所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書 …… 372
１．呉屋　　宏君の提案理由説明 …… 372
１．採　　決 …… 372

１．日程第 12　陳情平成 24 年第 74 号、同第 76 号の２、陳情第７号、第 17 号、第 37 号及び第 83 号 …… 372
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 372
１．採　　決 …… 372
１．日程第13　陳情平成24年第159号 …… 372
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 372
１．採　　決 …… 373
１．日程第14　陳情第65号 …… 373
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 373
１．採　　決 …… 373
１．日程第15　閉会中の継続審査の件 …… 373
１．採　　決 …… 373
１．閉　　会 …… 373

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 375
１．議員提出議案 …… 437
１．諸般の報告 …… 439
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 443
１．議案名等の変更について …… 445
１．議案付託表 …… 447
１．委員会審査報告書 …… 449
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 459
１．議員派遣の件 …… 473
１．決算特別委員名簿 …… 475
１．請願・陳情文書表 …… 477
１．議案等処理一覧表 …… 499

平成26年第５回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期24日間　　自　平成26年９月17日
至　平成26年10月10日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	９月17日	水	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（知事提出議案の説明） （議員派遣の件） 委 員 会（先議案件審査）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	18日	木	議案研究	
3	19日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	20日	㊏	休　　会	
5	21日	㊐	休　　会	
6	22日	月	委 員 会（議会運営委員会）	一般質問通告締切（正午）
7	23日	㊋	休　　会	秋分の日
8	24日	水	議案研究	
9	25日	木	本 会 議（先議案件委員長報告、採決） （代表質問）	
10	26日	金	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
11	27日	㊏	休　　会	
12	28日	㊐	休　　会	
13	29日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
14	30日	火	本 会 議（一般質問）	
15	10月１日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託　（常任委）
16	２日	木	本 会 議（一般質問） 決算特別委員会設置	議案付託 請願・陳情付託　（特別委）
17	３日	金	委 員 会（常任委員会）	
18	４日	㊏	休　　会	
19	５日	㊐	休　　会	
20	６日	月	委 員 会（常任委員会）	
21	７日	火	委 員 会（常任委員会）	
22	８日	水	委 員 会（特別委員会）	
23	９日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
24	10日	金	本 会 議（委員長報告、 採決）	

開会日に応招した議員

喜納昌春君	嶺井　光君
翁長政俊君	前島明男君
上原　章君	照屋守之君
砂川利勝君	新垣良俊君
具志堅　透君	仲田弘毅君
又吉清義君	新垣安弘君
儀間光秀君	當間盛夫君
新田宜明君	照屋大河君
仲村未央さん	狩俣信子さん
玉城　満君	赤嶺　昇君
西銘純恵さん	新垣清涼君
比嘉京子さん	金城　勉君
吉田勝廣君	糸洲朝則君
島袋　大君	浦崎唯昭君
中川京貴君	新垣哲司君
座喜味一幸君	具志孝助君
呉屋　宏君	新里米吉君
仲宗根　悟君	髙嶺善伸君
崎山嗣幸君	奥平一夫君
山内末子さん	玉城義和君
瑞慶覧　功君	玉城ノブ子さん
渡久地　修君	嘉陽宗儀君
大城一馬君	

平成26年９月17日

平成26年
第　５　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　１　号）

平成26年
第５回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）**

平成26年９月17日（水曜日）午前10時３分開会

議　事　日　程　第１号

平成26年９月17日（水曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（知事説明）

第４　陳情第65号の付託の件

第５　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2014）

第６　議員派遣の件（第14回都道府県議会議員研究交流大会）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）

甲第２号議案　平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）

甲第３号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）

甲第４号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）

甲第５号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

乙第４号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

乙第５号議案　沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例

乙第８号議案　薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第９号議案　沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第11号議案　沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例

乙第12号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第13号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第14号議案　工事請負契約について

乙第15号議案　工事請負契約について

乙第16号議案　工事請負契約について
乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　財産の取得について
乙第20号議案　訴えの提起について
乙第21号議案　損害賠償請求控訴事件の和解について
乙第22号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第25号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第26号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第27号議案　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成25年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成25年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第４　陳情第65号の付託の件
日程第５　議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2014）
日程第６　議員派遣の件（第14回都道府県議会議員研究交流大会）

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	2　番	砂川利勝　君
副議長	翁長政俊　君	3　番	具志堅　透　君
1　番	上原　章　君	4　番	又吉清義　君

6番	儀間光秀君	27番	新垣良俊君
7番	新田宜明君	28番	仲田弘毅君
8番	仲村未央さん	29番	新垣安弘君
9番	玉城満君	30番	當間盛夫君
10番	西銘純恵さん	31番	照屋大河君
11番	比嘉京子さん	32番	狩俣信子さん
12番	吉田勝廣君	33番	赤嶺昇君
13番	島袋大君	34番	新垣清涼君
14番	中川京貴君	37番	金城勉君
16番	座喜味一幸君	38番	糸洲朝則君
17番	呉屋宏君	40番	浦崎唯昭君
18番	仲宗根悟君	41番	新垣哲司君
19番	崎山嗣幸君	42番	具志孝助君
20番	山内末子さん	43番	新里米吉君
21番	瑞慶覧功君	44番	高嶺善伸君
22番	渡久地修君	45番	奥平一夫君
23番	大城一馬君	46番	玉城義和君
24番	嶺井光君	47番	玉城ノブ子さん
25番	前島明男君	48番	嘉陽宗儀君
26番	照屋守之君		

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	高良倉吉君	会計管理者	島田勉君
副知事	川上好久君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
知事公室長	又吉進君	総務部財政統括監	前田光幸君
総務部長	小橋川健二君	教育委員会委員長	宮城奈々さん
企画部長	謝花喜一郎君	教育長	諸見里明君
環境部長	當間秀史君	公安委員会委員長	與儀弘子さん
子ども生活福祉部長	金城武君	警察本部長	加藤達也君
保健医療部長	仲本朝久君	労働委員会会長	藤田広美君
農林水産部長	山城毅君	人事委員会委員長	玉城健君
商工労働部長	下地明和君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	副参事兼課長補佐	勝連盛博君
次長	知念正治君	主幹	佐久田隆君
議事課長	平田善則君		

主　　査　川 端 七 生 君

○議長（喜納昌春君）　ただいまより平成26年第５回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案32件及び決算23件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成25年度沖縄県歳入歳出決算書、平成25年度基金の運用状況書、平成25年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、平成25年度沖縄県病院事業会計決算書、平成25年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、平成25年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、平成25年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、平成25年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、平成25年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び同沖縄県資金不足比率審査意見書、平成26年８月末現在の平成26年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願２件及び陳情12件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

29番　新　垣　安　弘　君　及び

45番　奥　平　一　夫　君

を指名いたします。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月10日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月10日までの24日間と決定いたしました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　日程第３　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

平成26年第５回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案５件、条例議案13件、議決議案14件、認定議案23件の合計55件であります。

それでは、まず甲第１号議案から甲第５号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

甲第１号議案「平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）」は、災害復旧関連事業に18億4029万7000円、その他緊急に対応を要する事業に87億1410万2000円、総額105億5439万9000円を計上しております。

甲第２号議案から甲第５号議案までの予算議案は、沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計、沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計、沖縄県病院事業会計、沖縄県水道事業会計についてそれぞれ所要の補正を行うものであります。

次に、乙第１号議案から乙第13号議案までの条例議案13件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第３号議案は、母子及び寡婦福祉法の改正により関係条例の規定を整備するものであります。

なお、同議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

乙第７号議案「沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例」は、北部・離島地域における医師の確保を目的とした基金を創設するため条例を制定する

ものであります。

次に、乙第14号議案から乙第27号議案までの議決議案は、工事請負契約や財産の取得など14件について議決を求めるものであります。

最後に、認定第１号から認定第23号までの議案につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成25年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について議会の認定に付するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　玉城　健君登壇〕

○人事委員会委員長（玉城　健君）　おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、民間における退職給付の実情を踏まえて改正された国家公務員の退職手当制度に準じ早期退職募集制度を導入し、定年前の早期退職について特例措置の拡充を行うものでありますから、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（喜納昌春君）　この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第３号議案「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、本議案については、これより直ちに質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第３号議案については文教厚生委員会に付託いたします。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第４　陳情第65号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　この際、**日程第５　議員派遣の件及び日程第６　議員派遣の件**を一括議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件２件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を地方議会活性化シンポジウム2014及び第14回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明９月18日から24日までの７日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、明９月18日から24日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、９月25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時19分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　安　弘

会議録署名議員　奥　平　一　夫

平成26年９月25日

平成26年
第　５　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　２　号）

平成26年
第５回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）**

平成26年９月25日（木曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第２号

平成26年９月25日（木曜日）

午前10時開議

第１　乙第３号議案（文教厚生委員長報告）

第２　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第３号議案

乙第３号議案　次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第２　代表質問

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	24　番	嶺井　光　君
副議長	翁長政俊　君	25　番	前島明男　君
1　番	上原　章　君	26　番	照屋守之　君
2　番	砂川利勝　君	27　番	新垣良俊　君
3　番	具志堅　透　君	28　番	仲田弘毅　君
4　番	又吉清義　君	29　番	新垣安弘　君
6　番	儀間光秀　君	30　番	當間盛夫　君
7　番	新田宜明　君	31　番	照屋大河　君
8　番	仲村未央　さん	32　番	狩俣信子　さん
9　番	玉城　満　君	33　番	赤嶺　昇　君
10　番	西銘純恵　さん	34　番	新垣清涼　君
11　番	比嘉京子　さん	37　番	金城　勉　君
12　番	吉田勝廣　君	38　番	糸洲朝則　君
13　番	島袋　大　君	40　番	浦崎唯昭　君
14　番	中川京貴　君	41　番	新垣哲司　君
16　番	座喜味一幸　君	42　番	具志孝助　君
17　番	呉屋　宏　君	43　番	新里米吉　君
18　番	仲宗根　悟　君	44　番	髙嶺善伸　君
19　番	崎山嗣幸　君	45　番	奥平一夫　君
20　番	山内末子　さん	46　番	玉城義和　君
21　番	瑞慶覧　功　君	47　番	玉城ノブ子　さん
22　番	渡久地　修　君	48　番	嘉陽宗儀　君
23　番	大城一馬　君		

欠　　員（３名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞　弘多　君	病院事業局長	伊江朝次　君
副知事	高良倉吉　君	会計管理者	島田　勉　君
副知事	川上好久　君	知事公室長 広報交流統括監	曽根　淳　君
知事公室長	又吉　進　君	総務部 財政統括監	前田光幸　君
総務部長	小橋川　健二　君	教育委員会 委員長	宮城奈々　さん
企画部長	謝花喜一郎　君	教育長	諸見里　明　君
環境部長	當間秀史　君	公安委員会 委員長	與儀弘子　さん
子ども生活 福祉部長	金城　武　君	警察本部長	加藤達也　君
保健医療部長	仲本朝久　君	労働委員会 事務局長	真栄城香代子　さん
農林水産部長	山城　毅　君	人事委員会 事務局長	平良宗秀　君
商工労働部長	下地明和　君	代表監査委員	知念建次　君
文化観光 スポーツ部長	湧川盛順　君		
土木建築部長	當銘健一郎　君		
企業局長	平良敏昭　君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和　君	主幹	佐久田　隆　君
次長	知念正治　君	主査	川端七生　君
議事課長	平田善則　君	政務調査課長	大村浩三　君
副参事兼 課長補佐	勝連盛博　君	主幹	天久庸隆　君

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長玉城健君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、26日及び29日から10月２日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長平良宗秀君及び労働委員会事務局長真栄城香代子さんの出席を求めました。

○議長（喜納昌春君）　日程第１　乙第３号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　おはようございます。

早速ではございますが、委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました乙第３号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第３号議案「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されることに伴い、関係条例の規定を整備する必要があることから条例を制定するものである。

主な内容は、法律の題名等が改正されたことに伴い、関係条例に引用している法律の題名及び各種名称を改めるとともに、特別会計の事業として父子福祉資金貸付事業を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、母子世帯、父子世帯がどれだけあるの

かとの質疑がありました。

これに対し、母子世帯は２万9894世帯で、父子世帯は4912世帯であるとの答弁がありました。

次に、体制強化をするという立場で、母子自立支援員の正規雇用をふやすよう次年度見直しをしてもらいたいが、これに対しどういう考えを持っているかとの質疑がありました。

これに対し、職員配置の対応は、業務量がどうなるかを勘案して、今後そういう必要性があればしっかりと検討していきたいとの答弁がありました。

次に、母子世帯の勤労収入は月平均15万円未満が８割となっているが、一人生活するのに精いっぱいだとの認識はあるかとの質疑がありました。

これに対し、働いて得た収入である平均年間就労収入は155万円で、これに児童扶養手当を加えても生活は厳しい状況にあると認識しているとの答弁がありました。

次に、母子寡婦福祉資金の貸し付けに当たっては保証人をとらないでほしいと思うが、これについて国に意見を述べることはできるかとの質疑がありました。

これに対し、保証人の問題は事業の安定的な運営との整合もあるので、今後、他県の状況も含めて確認をしながら検討していきたい。保証人の見直しについては、県の裁量でできる部分があるので、県としてどういう形ができるか検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか､母子自立支援員の職務内容及び雇用状況、母子・父子世帯の就労収入の全国との比較、父子世帯が加わることによる予算額の増加について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第３号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第３号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第３号議案は、原案のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○議長（喜納昌春君）　この際、念のため申し上げます。

本日、26日及び29日から10月２日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

────────────────────

○議長（喜納昌春君）　日程第２　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志　孝助君　おはようございます。

自由民主党を代表して、通告に従い代表質問を行います。

まず１点目は､沖縄県知事選挙についてであります。

仲井眞知事の２期８年の任期期間における県政運営は、歴代知事の中でも群を抜く実績を示しており、これは多くの県民が認めるところであります。特に、産業振興や雇用、子育て支援、離島振興などその効果は顕著にあらわれております。このような本県の流れを維持、継続、さらなる発展を図る上で仲井眞知事の力がいま一度必要であります。知事がこのたび３選出馬に踏み切った率直なお気持ちをお伺いをいたしたいと思います。

(1)、仲井眞知事は、去る８月７日、来る11月16日に行われる県知事選挙への出馬を表明いたしました。歴代知事の中で群を抜く実績を上げた２期８年の県政運営を振り返り率直な感想を伺いたい。また、３期目を目指す決断をするに至った理由についてお聞きをいたしたいと思います。

２、普天間飛行場移設問題について。

普天間飛行場移設問題は、公有水面埋立法による行政手続上の問題であるとはいえ、知事の決断は大きかったと考えます。1996年４月に、日米両政府の合意により移設条件つき全面返還合意から実に18年が経過したのであり、人口10万都市のど真ん中の基地、普天間飛行場は世界一危険な基地であると言われているのであります。仲井眞知事は、宜野湾市民の生命と財産を守ることが大事か、過重な基地負担を考え新しい基

地はつくらせないとすべきか、呻吟されたことと思いますが、私は心から知事は賢明なる判断をされたことと思っております。この上は、埋立工事が無事息災かつ円滑に進捗することが最も大事であり、特に事業者は過激な反対運動に乗ぜられトラブルを起こすことがないよう、細心の注意を払わなければなりません。

知事は、移設事業は順調にいっても９年半要するとして、政府に対し新たな基地負担軽減策を要請しました。これらの問題を含め以下のとおり伺います。

(1)、普天間飛行場の５年以内の運用停止について、運用停止を求めている理由と実現の見通し、また、政府の取り組み状況とその手応え等について伺いたい。

(2)、８月14日、沖縄防衛局は、キャンプ・シュワブ沿岸の海上に施工区域を示すブイやフロートを設置し、埋立本体工事に向け動き出しました。県の認識を伺いたい。

(3)、沖縄防衛局が提出した辺野古移設に伴う埋立本体工事の岩礁破砕申請を許可したが、許可した理由と９項目の条件をつけたことについて伺いたい。

(4)、沖縄防衛局は、公有水面埋立法に基づく設計概要の変更申請を提出したが、変更を要する理由と変更内容、これに対する県の対応について伺いたい。

(5)、佐賀空港へのオスプレイの暫定移駐及び配備に向けた具体的な動きについて、本県の負担軽減と関連し県の考えを伺いたい。

(6)、山口県岩国市など全国８市町村の議会議長が沖縄の基地負担軽減について、全国的問題として考える行動を起こしている。このような動きについて県の認識を伺いたい。

(7)、名護市久辺３区からの代替施設建設に伴う政府への要請について、要請先と要請内容、県としての対応、そして久辺３区に対する知事の思いについて伺いたい。

３、基地騒音・環境問題についてお伺いをします。

(1)、航空騒音は、周辺地域における住民生活に多大な影響を与えている。騒音を軽減するためには住宅防音工事の対象拡大などが重要であると考えるが、県はどのように取り組んできたか伺います。

(2)、県が求めた日米地位協定の環境条項の追加等について、その内容と進捗状況、今後の見通しを伺います。

質問の４点目、県内空港の整備促進について。

県は、2021年までに観光客1000万人誘致を目標に第２滑走路の拡張整備を着実に進めております。そのため、那覇空港ビルディングでは、現施設の３倍に当たる300万人規模の海外からの年間乗客数を想定し、新国際線ターミナルに駐機場の増設を進める一方、国際線と国内線をつなぐ連結ターミナル施設の整備を促進し、2019年度の供用開始に向け政府と調整を進めているようであります。国際ターミナルや那覇クルーズターミナルの海外からの観光客を受け入れる玄関口であり、早急な対応や改善が求められます。

他方、下地島空港については全日空の来年度からの全面撤退が確実となり、空港の維持管理費が不安視される状況にあって、県は事業の実現性、持続性及び地域経済への貢献度等をより具体化するとして、空港及び周辺用地の利活用について国内外から公募を開始しております。下地島空港の利活用は地元のみならず県経済への影響も大きいことから、県のしっかりとした方針が注目されております。

そこでお伺いをします。

(1)、那覇空港滑走路拡張整備について。

ア、那覇空港の利用者は年々増加しており、国内線、国際線連結ターミナルの整備や、税関・出入国手続の動線の整備など利用者の利便性への対応が急がれている。平成32年３月31日に予定されている那覇空港第２滑走路の供用開始に合わせ、那覇空港の一体的・総合的な整備計画が必要であるが、県の取り組みを伺いたい。

イ、第２滑走路整備に要する財源の確保が懸念される中、那覇空港の運営赤字が他の空港に比べ最大となっているようだが、今後の総合的な整備計画等に影響はないか伺います。

ウ、米軍再編合意を受け、米政府が緊急時における那覇空港第２滑走路の利用を日本側に求めたという報道があるが、県は事実関係を把握しているのか伺います。

(2)、下地島空港の利活用について。

ア、県は、公募の委託先も決まり本格的な公募作業に入ったが、下地島空港の利活用についてどのような提案を期待しているか。提案によっては宮古島の総合防災訓練施設の取り扱いはどうなるか伺いたい。

イ、県は、空港周辺の残地について屋良覚書は及ばないとの見解を示したが､その理由を伺いたい。また、利活用の基本方針は空港との一体的活用か、残地のみの活用も考えているのか伺います。

５、県内産業の振興について。

県は、観光に続く産業の柱として、情報通信関連産業をより一層発展させるため、沖縄と首都圏、アジアを高速・大容量かつ低価格によるネットワークで接続する海底ケーブルの敷設事業に取り組んでおります。他方、経営規模の小さい企業が多くを占める本県にお

いて、県産品の代名詞とも言える泡盛製造の振興が課題となっておりますが、その中で泡盛に使用される黒こうじ菌が国内外から注目されております。本県の泡盛は、平成16年をピークに９年連続出荷量が減少しており、その要因は人口減少と若者のアルコール離れによる国内酒類市場の縮小傾向が続いていることにあります。ユネスコの世界無形文化遺産への黒こうじ菌を使った琉球泡盛の登録が実現すれば、海外市場における認知度が飛躍的に高まることは確実であり、出荷量の増加や経済への波及効果ははかり知れないものがあると考えます。業界だけでなく、県を初め、県全体としての取り組みが重要であると考えますがお伺いをいたします。

(1)、県経済の柱に位置づける情報通信関連企業の県内への立地・集積について、これまでの県内進出企業数と雇用者数、県経済への影響等をお伺いします。

(2)、若者のアルコール離れもあり、国内の酒類市場の減少傾向が続く中、琉球泡盛の出荷量も落ち込んでいるが、黒こうじ菌を使った琉球泡盛の世界無形文化遺産への登録を目指す準備会が発足した。実現すれば泡盛産業を初め県内産業の振興につながると思われるが、県の考えを伺います。

(3)、県は、香港貿易発展局との経済交流等の覚書を締結したが、その狙いは何か。また、香港貿易発展局の海外や我が国における活動状況について伺います。

(4)、沖縄三越閉店に伴う従業員の就職先について、その大半は未定と聞きます。県も県経済団体に対し協力を要請しているが、見通しはどうなっているのかお伺いします。

(5)、沖縄ＩＴ津梁パーク企業集積施設の第３号棟の新築工事が進んでいるが、完成による企業の集積状況と雇用への波及効果について伺います。

(6)、雇用情勢の改善に伴い一部業界において人手不足が顕在化している。そのような中、非正規雇用を正規職員に転換する動きも出ているが、非正規雇用が多い本県における取り組みについて伺いたい。

６、県内建設業の振興について。

昨今の建設関係業は、東日本大震災復興事業や政府の景気回復に向けた公共事業費の増額もあり、建設需要増で活気を取り戻しております。その一方で、現場で働く技術関係者や若手人材の不足が深刻な問題となっております。2000年代から始まった公共事業費の削減傾向で、建設関連企業は休業や事業の縮小が相次ぎ、熟練者の退職や新規雇用を抑制したことが若い者の建設業離れにつながり、今日の深刻な人材不足を招いたものであります。県においても、このような人材、人手不足、下請業者確保を図るため、適正な工期の設定や工期延長等への弾力的な対応、施工単価の上昇に対する迅速な対応など、県内業者への要望に真摯に応えることが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、このところ公共事業の増加で建設関連の技術者を中心に人手不足が深刻となっている。本県における公共事業費の伸び率と人手不足の実態について伺いたい。

(2)、2016年３月の完成を目指し工事を進めている北大東漁港について、進捗状況を伺います。

(3)、米軍発注工事等の地元企業優先活用について、県は、海外ボンド会社の活用も検討するとしているが、具体的にどのような活用方法を考えているか伺います。

(4)、５年に一度義務づけられた橋の定期点検について、県内の多くの市町村で未実施のようだが、耐久性や安全性の上から問題はないか伺います。

７、モノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発事業について。

モノレール旭橋駅周辺地区は戦前は軽便鉄道の発着地点であり、現在でも都市モノレール旭橋駅や那覇バスターミナルが立地する公共交通の重要な地域であります。当該地域の再開発事業はモノレールの延長も予定される中、さらなるモノレールやバスの需要を喚起するものと期待が高まっております。現在検討されております那覇バスターミナル地区の再開発は、同地区内で那覇バスターミナルの高度化を図りつつ、複合ビルとして県立図書館やグッジョブセンター、商業施設、民間オフィスを整備する計画となっております。このことから、那覇バスターミナル、新県立図書館、那覇バスターミナル等の整備は、沖縄県のランドマークに当たるような利用しやすく充実した施設となるよう期待するものであります。

そこで伺います。

(1)、バスターミナル複合ビルの新県立図書館及びグッジョブセンターについて、新県立図書館建設事業の進捗状況と規模・位置、完成後の運営方法、県民に親しめる図書館のあり方、また、グッジョブセンターの施設概要と規模・位置について基本的な考え方を伺います。

(2)、観光案内所などの施設整備について、同地区はモノレール駅と那覇バスターミナルが立地し、周辺にはホテルも多く、空港、国際通り、奥武山公園にも近接している。今後増大する国内外の観光客に対する観光案内所や休憩所を設置する上で適当な場所と考え

る。当該再開発事業において整備する考えはあるか伺いたい。

(3)、再開発ビルと周辺とのアクセス確保について、再開発ビルは多くの県民や国内外の観光客の利用が見込まれることから、交通弱者の方々にも利用しやすい施設とすべきであるが、再開発ビルとモノレール駅や国際通り方面など周辺とのアクセス確保はどうなっているのか伺います。

(4)、那覇バスターミナルの機能向上について、新那覇バスターミナルの整備については、雨天時などでも快適に利用できるような施設にするべきと考えるが、どのような検討がなされているか伺います。

(5)、再開発事業のスケジュールについて、民間主導の再開発事業はスピード感が重要である。再開発事業の工事着手を含めたスケジュールはどうなっているのか伺います。

８、県警関係について伺います。

本県は、2009年10月に施行された県飲酒運転根絶条例に基づき、県警を中心に飲酒運転根絶に向けた取り組みを進めておりますが、しかし依然として飲酒運転絡みの交通事故は後を絶たず、人身事故や死亡事故が全国と比較して高い状況は深刻な問題であります。本県は夜型社会と言われ、飲酒に対して寛容な風土が形成されるなど特異な社会環境から、少しぐらいなら心配ないと、許されるという甘い考えが根底にあるのではないでしょうか。本県における飲酒運転の根絶を図る上には、警察力を行使した県警の取り締まりだけでなく、県飲酒運転根絶条例の制定に至った経緯、条例の理念に戻り、自治体、教育機関、地域が一体となった粘り強い取り組みが必要であると考えます。

また、昨今、県内各地で横断歩道を渡る際、街路樹が生い茂り、車を発見するのにおくれたり、車から信号が見えないという横断歩道が多く見られるようであります。歩行者信号や道路標識を街路樹が遮断して、白線の消えた歩道では横断する歩行者にとっては危険であり、早急な対応が求められます。

そこで伺います。

(1)、８月26日付で沖縄県警本部長に就任されました加藤達也本部長、初議会として本日会議に出席されておりますので、治安維持をその責務とする沖縄県警察をつかさどる本部長として、安心・安全な沖縄県づくりに向けた今後の抱負や決意についてお聞かせください。

(2)、ストーカー被害に歯どめがかからない中で、県警は、ＤＶやストーカー被害に対応する子供・女性安全対策課が新設されているが、先般、さらなるＤＶ・ストーカー対策強化のため各都道府県の警察官が増員されるとの報道がある。全国的な動きとあわせ今後の取り組みを伺います。

(3)、県内各地で道路街路樹によって信号や標識が見えにくかったり横断歩道標示が消えかかっている場所が見受けられ、交通事故防止や観光立県としての観点からも迅速な対応が求められている。交通標識・標示など県警の管理と街路樹や道路などの管理者との連携・協議はどのように行われているか伺います。

(4)、振り込め詐欺など特殊詐欺被害が後を絶たず被害が拡大している。手口も多様化しているようだが、本県における状況と県警の対応について伺いたい。

(5)、2013年の飲酒運転による交通死亡事故の割合は、本県は、全国平均の３倍と最悪の状況のようだが、県警の飲酒運転取り締まりはどのように行われているか。また、なかなか効果が上がらない背景に何があるのか伺いたい。

以上であります。

よろしく御答弁お願いをいたしまして代表質問を終わります。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

具志孝助議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、県知事選挙についてという柱の中で、県政運営を振り返っての感想と、３期目を目指す決断に至った理由についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事に就任以来、沖縄の振興、基地問題等の諸課題の解決、そして、県民生活の向上に取り組んでまいりました。この間、沖縄21世紀ビジョンを策定し、新たな沖縄振興特別措置法、及び跡地利用推進法の制定、並びに沖縄振興交付金の創設を実現いたしました。沖縄振興交付金につきましては、従来の補助事業では対応が難しかった福祉、子育て、離島振興等におきましてきめ細かな施策を展開し、産業振興の分野においても観光客の誘致、そして情報通信基盤の整備、国際物流拠点の形成等、自立型経済の実現に向けた各種施策を推進してまいりました。これらの取り組みによりまして、平成25年度入域観光客数は658万人と過去最高、そして観光収入も4479億円とこの２年で約700億円増加し、過去最高を記録いたしました。

情報通信関連産業は、これまで約300社を誘致し、国際貨物ハブ事業は国内外12路線に拡大いたしております。平成25年の完全失業率は18年ぶりに５％台となったほか、平成25年10月から５カ月連続で４％台を

記録いたしております。

福祉につきましては、７年間で7000名余の保育所の定員増を図ったところであります。また、さらなる待機児童対策のため30億円の基金を創設し、これにより約１万1000人の保育の量を拡大し、平成29年度末までの待機児童の解消に取り組んでいるところでございます。

医療につきましては、県立病院事業の経営改善を実現いたしますとともに、新宮古病院を開設し、新八重山病院の整備に着手したところでございます。

離島振興につきましては、離島住民等の交通コストの負担軽減、そして離島出身の生徒向けの寄宿舎の整備に着手いたしますとともに、新石垣空港の供用を開始し、伊良部大橋の整備を推進してまいりました。

教育につきましては、今年度の全国学力テストにおきまして、初めて小学校全教科で最下位を脱出いたしました。

基地問題につきましては、普天間飛行場の５年以内の運用停止や、牧港補給基地の早期返還及び、日米地位協定の環境に関する補足協定の作成に向けた日米協議が進められるなど、一歩一歩負担軽減の動きが出てきております。

辺野古公有水面埋立申請に関しましては、法律の基準に適合しており、昨年12月に承認いたしました。私は、これまで世界一危険と言われる普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を公約の柱としてまいりました。危険と隣り合わせの市民・県民の命と暮らしを守るため、普天間移設問題を先送りすることなく、断固たる決意を持って解決に取り組んでまいる所存でございます。

長期的な取り組みといたしましては、人口増加や健康・長寿日本一の復活に向けました取り組みをスタートいたしました。こうした取り組みによりまして、本県の経済状況は力強さを増しております。県民生活のさまざまな面におきまして明るい兆しが見え始め、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向け、着実に成果があらわれております。私は、このような明るい兆しをより確実な成果につなげ、大いに加速させ、県民生活を一層向上させてまいりたいと考えております。このため、私は３期目を目指し、11月の県知事選挙に立候補する決意を固めたところでございます。

今後は、私に残された人生、そしてエネルギーの全てを、沖縄振興を加速させる仕事や基地問題等の諸課題の解決にささげる覚悟でございます。

次に、普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、久辺３区に対する思いと要請に対する対応についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

いわゆる久辺３区の皆様からは、去る８月29日に住民生活及び環境の配慮等につきまして要望を受けたところでございます。

私といたしましては、18年にわたり不安の中で過ごされてこられた久辺３区の皆様からの御要望に対しましては、沖縄県が実施する事業は直ちに着手いたしますとともに、去る９月10日に久辺３区の皆様と一緒になって菅内閣官房長官、江渡防衛大臣、山口沖縄担当大臣の三者に対し要請を行ったところでございます。さらに、９月17日に菅内閣官房長官、22日には江渡防衛大臣に対して、私から特段の配慮をお願いしたところでもございます。

また、区民の生活環境の向上のため、要請のあった下水道の整備につきましては、名護市にも働きかけてまいりたいと考えております。

次に、県内産業の振興についての御質問の中で、情報通信関連企業の集積状況と県経済への影響いかんという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

県内の情報通信関連企業の集積状況は、平成26年１月１日現在、301社を誘致し、約２万5000名の雇用がつくり出されております。直近の調査で、情報通信関連産業の生産額は、平成12年度に比べ2.5倍の約3500億円へと増加しております。県経済に大きく寄与しているものと考えております。

沖縄県では、現在、国際海底ケーブルやデータセンターなどのインフラ整備を初め、アジア向けのビジネスや世界最先端の研究開発を支援するとともに、観光や医療など他産業との連携を促進いたしております。

今後は、クラウド技術を活用し、グローバルな事業を展開する企業の集積を図り、県経済のさらなる成長につなげてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　普天間飛行場移設問題に関する御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

県としては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、昨年12月、沖縄政策協議会において同飛行場の５年以内運用停止を含む４項目の基地負担軽減策を要請したところであります。現在、県の要請に応えて政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議において具体的な取り組みを進めているところで

あります。同会議の議論を踏まえ、最も重い負担となっている外来ジェット機ＦＡ18の飛来については、小野寺前防衛大臣からヘーゲル国防長官に申し入れを行うなど、閣僚レベル、実務者レベルにおいて米国へ問題提起がなされております。ＫＣ130空中給油機15機の山口県岩国市への移駐については、７月15日から開始され８月26日に完了いたしました。本移駐の効果を確認するため、政府及び宜野湾市においても調査を実施しているところです。

去る４月24日に開催された日米首脳会談においては、安倍総理からオバマ大統領に対し、沖縄の要望を踏まえ協力を要請しており、引き続き目下の課題となっている夜間騒音への対策を初め５年以内運用停止の実現に向けてあらゆる方策の検討を行ってまいります。

続きまして、県内建設業の振興に関する御質問の中で、北大東漁港の整備状況についてお答えします。

沖縄県では、北大東島に漁業の前進基地となる漁港を平成20年度から整備しているところであります。北大東漁港の整備については、事業費106億円を予定しており、平成25年度末までに68億円を投入し、進捗率64％となっております。平成26年度は17億円の執行を予定しており、進捗率81％となる見込みで、平成28年度に完成する予定であります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　県内産業の振興についての御質問の中で、香港貿易発展局との覚書締結についてお答えいたします。

沖縄県と香港貿易発展局は、去る８月14日に貿易促進、経済連携強化等を目的とした覚書を締結をいたしました。香港は、中国本土市場も視野に入れた県産品の販路拡大や、情報・物流ビジネスの展開を図る上で重要な地域となっております。香港貿易発展局は、世界・アジア最大級の国際展示会の開催や、日本を初め世界各国で幅広い市場情報を提供するなど、香港とのビジネス拡大を支援する多様な活動を行っております。

沖縄県としましては、今回の覚書締結により、貿易、経済、文化などさまざまな面の交流が盛んになり、県内事業者の香港市場への展開拡大が図られ、沖縄県産品の輸出促進につながるものと期待をしております。

次に、県内建設業の振興についての御質問の中で、海外ボンド会社の具体的な活用方法についてお答えいたします。

沖縄県では、平成26年度から沖縄型ボンディングシステム実証事業を行っております。具体的には、県内企業が米国ボンド会社からボンドを調達して米軍発注工事の入札参加を支援するとともに、米軍発注工事参入のマニュアルを作成するものであります。

今後とも、県内業者の受注促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、埋立工事に向け動き出したことについての認識についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。その後、沖縄防衛局は埋立工事に向けたボーリング調査を実施しており、政府は予定されたスケジュールに沿い、諸法令を遵守しつつ作業を進めているものと考えております。

次に、佐賀空港へのオスプレイ配備についてお答えいたします。

オスプレイの佐賀空港への移駐及び配備については、現在、政府と佐賀県の間で調整が行われていると承知しております。

県としましては、米軍基地問題は我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で負担を分かち合う必要があると考えており、佐賀県の動きが沖縄の基地負担軽減につながるかどうか、情報を収集しているところであります。

次に、岩国市議会議長等による沖縄基地負担軽減の動きについてお答えいたします。

岩国市議会議長を初め関係市町村議会議長が、自民党に対し沖縄の基地負担軽減へ向けた申し入れを行ったことはこれまでにない動きであり、県として感謝申し上げたいと思います。

次に、久辺３区から政府への要請先と要請内容についてお答えいたします。

８月29日、名護市辺野古区、豊原区及び久志区の３区長から知事宛て「普天間飛行場代替施設建設に係る諸要望の実現について」との要請がありました。その内容は、いわゆる久辺３区として、代替施設の計画が世界一危険とされる普天間飛行場の閉鎖を促進し、多くの県民を救うという公益性に理解を示した上で、建設に当たっては住民生活や地域の環境に十分な配慮を求めるとして、１点目、「他地域に比較して著しく立ち後れている生活基盤の整備」、２、「代替施設建設工

事に伴う十分な配慮」、３、「将来における住民生活の向上に向けた施策の実施」、４、「米軍基地負担集中に係る住民への配慮及び補償」、５、「キャンプシュワーブから派生する問題の解決」の５項目を求めております。

要請を受け、知事は９月10日、代表者とともに上京し、内閣官房長官、防衛大臣、沖縄担当大臣に直接要請を行ったところであります。

次に、基地騒音、環境問題についての御質問の中で、住宅防音工事の対象拡大の取り組みについてお答えいたします。

県は、軍転協とも連携して、これまであらゆる機会を通じ航空機騒音の軽減を日米両政府に対して要請しております。住宅防音工事については、平成24年度から嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しいW値85以上の区域において、平成14年１月17日までに建築された住宅を対象としていたところを、平成20年３月10日までに建築された住宅に対象が拡大されており、一定の前進が図られたと考えております。しかしながら、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺におけるW値85未満の地域では、昭和58年の住宅防音工事対象期日までに建築された住宅が対象とされており、その後建築された多くの住宅については防音工事を受けられない状況となっております。

県は、去る９月17日に菅官房長官、９月22日には江渡防衛大臣に対し、住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅も防音工事の対象とすることなど、騒音対策の強化・拡充を行うよう要請したところであります。

次に、日米地位協定への環境条項追加についてお答えいたします。

昨年12月25日に、日米両政府は「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組み」に関する共同発表を行い、これまでに計８回、同枠組みの作成に向けた２国間の交渉が行われております。外務省によりますと、これまでの運用改善とは異なり、環境面で地位協定を補足する法的拘束力がある国際約束をつくる予定とのことであり、現に発生した環境事故後や返還予定地の現地調査に係る立ち入りのための統一的な手続の作成等を内容としているとのことであります。同協定の今後の見通しについては、去る９月17日に来県した菅官房長官から、現在、日米間で具体的な詰めの段階に来ているとの発言があったところであり、これまで県や渉外知事会が求めてきた内容が反映されることを期待しているところであります。

次に、県内空港の整備促進についてお答えいたします。緊急時における那覇空港第２滑走路の利用についてとの御質問にお答えいたします。

いわゆる「再編実施のための日米のロードマップ」においては、「民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる」とされております。防衛省によりますと、緊急時の対応について日米で緊密に協議していくことは重要と考えているが、協議の詳細については回答を差し控えるとのことであり、県として現時点で把握しておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、沖縄防衛局からの岩礁破砕申請を許可した理由と９項目の条件についてお答えいたします。

沖縄防衛局からの岩礁破砕等許可申請については、「沖縄県漁業調整規則第39条」及び「岩礁破砕等の許可に関する取扱方針」に基づき、漁業権者である名護漁業協同組合の同意、漁場利用の状況、周辺漁場への影響などを審査した結果、許可することが相当と判断したものであります。

許可に付した条件は、１、漁業の操業をいたずらに妨げないこと、２、漁場汚濁が生じた場合には、直ちに工事を中断して被害を最小限にとどめる措置を講ずること、３、漁業調整その他公益上の事由等により別途指示をする場合は、指示に従うことなどの９項目であり、他の案件同様に許可行為の管理上、必要な条件として付しているものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、辺野古埋め立てに係る設計概要の変更についてお答えいたします。

平成26年９月３日付で提出された設計概要変更承認申請書には、埋め立て等の工事について、安全及び環境の保全に配意しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について埋立承認後も検討を継続した結果、計画変更に至ったと記載されております。また、変更内容は、１、工事用仮設道路の追加、２、中仕切り護岸の追加、３、美謝川切りかえルートの変更、４、埋立土砂運搬方法の一部変更の４項目となっております。

県といたしましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり対応してまいりたいと考えております。

次に、県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港の利活用についてお答えいたします。

下地島空港の新たな利活用検討については、利活用の早期実現が図られるよう、下地島空港及び周辺の用地を利活用したいという事業者の提案を国内外から直接募ることにしております。事業者が提案する利活用策については、事業の実現性、持続性及び地域経済への貢献度等が重要であると考えております。

なお、宮古島市から要請のありました総合防災訓練施設については、利活用案の一つと考えております。

同じく県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港の残地の利活用についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

いわゆる屋良覚書は、昭和46年に当時の総理府総務長官及び運輸大臣に対し、下地島空港そのものの使用方法について確認したものであり、周辺用地には及ばないものと考えております。また、下地島空港の新たな利活用については、周辺用地とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く検討することとしております。

次に、県内建設業の振興についての御質問の中で、公共事業費の伸び率等についての御質問にお答えいたします。

公共事業費の伸び率は、平成26年度の土木建築部の当初予算における投資的経費で見ますと、対前年度比16.2％となっております。建設業界においては、技能工を中心に人手が不足しているものと認識しているところであります。その対策といたしまして、今年度から建設業界と連携し、鉄筋･型枠工等の人材育成を行って人手不足の解消に努めているところであります。

同じく県内建設業の振興についての御質問の中で、市町村管理の橋梁の定期点検についてお答えいたします。

県内市町村が管理する橋長２メートル以上の橋梁は1543橋あります。これらの橋梁については、平成22年度から平成25年度にかけて、各市町村において遠方目視等を主とした点検を行い橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。現在、同修繕計画に基づき、老朽化や損傷の著しい橋梁の通行どめ及び重量制限等の規制措置を行い、あわせて補修・更新等の事業を実施しているところであります。今年度から義務づけられた５年に一度の近接目視による定期点検については、次年度以降に行われる橋梁長寿命化修繕計画の更新作業の際に行う予定であります。

県といたしましては、橋梁の適切な維持管理及び補修・更新等の事業が円滑に促進されるよう、引き続き指導助言することとしております。

次に、モノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発事業についての御質問の中で、再開発ビルと周辺とのアクセス確保についてお答えいたします。

本再開発事業において、これから施行される北工区では、新県立図書館や新バスターミナル等が整備される計画であることから、既に開業した南工区を含め地区全体として今後も多くの県民や観光客等の利用が見込まれるものと考えております。

再開発ビルと周辺とのアクセスについては、南工区でモノレール旭橋駅を結ぶ歩行者デッキを整備しており、円滑なアクセスが確保されております。また、今後施行される北工区においても、再開発ビルとモノレール旭橋駅、国際通り方面及び南工区を結ぶ歩行者デッキを整備する計画であり、これにより連続的な歩行者動線が確保され、交通弱者も利用しやすい施設になるものと考えております。さらに、本再開発事業により増加が予想される交通需要に対応するために、真地泉崎線を県道として路線認定し機能拡充を図ることとしており、それにより本地区へのアクセス性はさらに向上するものと考えております。

同じくモノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発事業についての御質問の中で、再開発事業のスケジュールについてお答えいたします。

本再開発事業では、国道330号を境に北側に位置する北工区と南側に位置する南工区があり、南工区は平成24年４月に完了し、既に多くのにぎわいが創出されております。那覇バスターミナルを含む北工区については、平成26年３月27日に事業計画の認可がなされ、事業に着手しているところであります。現在、施行者である旭橋都市再開発株式会社においては、再開発ビルの実施設計を進めており、今年度内で工事に着手し、平成30年度の開業を目指していると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　県内空港の整備促進についての御質問の中の、那覇空港の総合的な整備についてお答えいたします。

那覇空港においては、平成32年３月末の第２滑走路供用開始を見据え、国内線及び国際線旅客ターミナル機能を拡充するため、那覇空港ビルディング株式会社が国内線と国際線を結ぶ際内連結施設の整備に向けて、本年度から基本計画の策定に着手しております。

国際線利用者の利便性向上については、９月１日にハイジャック防止のための検査機器を２基から３基へ増設し、出発口における混雑の緩和に向けて取り組むこととしております。また、那覇空港第２滑走路の供用開始に伴う旅客数の増大に対応するため、空港の一体的・総合的な整備計画が必要であると考えており、ことし６月18日に「航空自衛隊那覇基地への民航エリア拡張に向けた「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」の見直し」について、菅内閣官房長官、山本前沖縄担当大臣、太田国土交通大臣に要請を行いました。さらに、８月１日には「那覇空港、旧国際線旅客ターミナルビル跡地における駐機場の前倒し整備」について、太田国土交通大臣宛て要請を行ったところであります。

県としましては、引き続き国及び那覇空港ビルディング株式会社と連携し、那覇空港の総合的な整備に取り組んでまいります。

次に、那覇空港第２滑走路の整備に要する財源の確保についての御質問にお答えいたします。

那覇空港第２滑走路の整備に要する財源の確保について、国は、沖縄担当大臣、国土交通大臣及び財務大臣の３者による「沖縄振興の施策展開へ影響が出ないよう特段の配慮をすることとし、事業最終年度である平成31年度の所要額まで予算措置を講ずる」との方針を示しております。

県としましては、今後の総合的な整備計画等に係る財源についても、国の責任において確実に確保されるものと考えております。

次に、モノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発事業についての御質問の中の、新那覇バスターミナルの機能向上についてお答えいたします。

新那覇バスターミナルは、雨天時にも快適に利用できるよう、再開発ビルの１階部分へ配置されることとなっており、事業主体である旭橋再開発株式会社において、利用者の利便性に配慮した仕様の検討が進められております。

県としましては、旭橋再開発株式会社と連携し、新たなバスターミナルの整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　５の県内産業の振興についての中の、琉球泡盛の世界無形文化遺産登録に対する県の考えについてお答えします。

琉球泡盛は、日本最古の蒸留酒と言われ、琉球王国時代においては王府御用酒として重用され、地域においては各種伝統行事や料理等に用いられるなど、生活に深く結びついた歴史的・文化的にも重要な産品であります。また、泡盛製造業は、沖縄本島のみならず、宮古・八重山等の離島地域にも幅広く所在し、地域の経済や雇用を支え、酒器等の工芸品や観光産業の発展にも大きく寄与しております。黒こうじ菌・食文化圏における琉球泡盛の世界無形文化遺産への登録は、沖縄特有の食文化を広く国内外に発信することにつながり、泡盛製造業はもとより観光産業など県内産業の振興に大いに貢献するものと考えております。

県としましても、関係部局及び関係機関と連携し、当該世界無形文化遺産登録に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

同じく県内産業の振興についての中の、沖縄三越閉店に伴う従業員の再就職見通しについてお答えします。

沖縄県においては、沖縄労働局、那覇市、沖縄三越４者による緊急雇用問題連絡会議を６月10日に開催し、総合的再就職支援プログラムを決定しました。その中で、経済団体や関連企業への求人確保の要請、沖縄三越への出張相談窓口の設置等、再就職支援に取り組んでまいりました。その結果、沖縄三越及びテナント従業員602名のうち、約６割に当たる356名の雇用先が確定しており、残る再就職希望者246名に対しても３倍以上となる762名の求人が受理されております。

沖縄三越等従業員は、業務終了の９月末まで職務に専念する従業員が多く、再就職活動は10月以降に本格化することから、県としては、引き続き沖縄労働局等と連携し再就職支援に全力で取り組んでまいります。

次に、同じく県内産業の振興についての中の、沖縄ＩＴ津梁パークの企業集積状況と雇用への波及についてお答えします。

沖縄ＩＴ津梁パークの企業集積施設３号棟につきましては、平成27年３月の完成を目指し整備を進めているところであり、同施設へ入居する企業３社合わせて約350名の雇用が見込まれております。沖縄ＩＴ津梁パーク全体では、平成26年８月末現在で20社のＩＴ企業が入居し、約1500名の雇用が創出されております。入居企業は継続的に従業員を採用していることから、今後とも同パーク内の就業者数は順調にふえていくものと考えております。

県としましては、企業集積施設の整備を促進し、企業誘致を積極的に進めて情報通信関連産業の一層の振興と雇用の拡大を図ってまいります。

同じく県内産業の振興についての中の、非正規雇用

が多い本県の取り組みについてお答えします。

沖縄県では、これまで「みんなでグッジョブ運動」を推進するとともに、産業振興や企業誘致等、雇用機会の拡大に取り組んだ結果、平成25年の完全失業率は18年ぶりに５％台を記録する等、雇用情勢は大きく改善されております。このような中、一部業界において、人手不足が顕在化しつつあることや、全国と比べて非正規雇用の割合が高いこと等が課題となっており、県では、経済団体及び業界団体に対して正規雇用拡大等の要請を行ったところであります。また、従業員の正規雇用化や処遇改善を促進するため、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の実施に加え、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する「人材育成企業認証制度」の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。さらに、緊急雇用基金を活用した地域人づくり事業を実施するとともに、国が行う「キャリアアップ助成金」の周知徹底に努めております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、正規雇用の拡大等の雇用の質の向上に努めてまいります。

次に、７のモノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発事業についての中の、グッジョブセンターの施設概要等基本的な考え方についてお答えします。

「グッジョブセンターおきなわ」は、沖縄県を初めハローワークや関係団体が一体となり、若年者や女性、生活困窮者などのさまざまなニーズに応じた就労支援をワンストップで行う施設として、平成25年４月に本格開所しました。しかしながら、建物の老朽化や施設が狭隘であることから、新たなサービスの追加やバリアフリー対応、求職者のプライバシーの確保等の課題があります。そのため、県では、現在の機能に加え、今後さらなるサービスの提供が図られるよう、那覇バスターミナル複合ビル６階に移転し、面積については、適正規模が確保できるよう関係機関と調整をしているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それではモノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発事業についての御質問の中で、新県立図書館の進捗状況についてお答えいたします。

新県立図書館は、子供や高齢者、障害のある方も含めたより多くの県民が気軽に利用できるよう、低階層の３階から設置していきたいと考えております。

規模につきましては、新県立図書館基本計画のコンセプト、複合ビル全体の機能やバランス及び財政面を考慮する必要があり、関係部局と調整を行っているところです。また、新県立図書館は、県民の知の拠点として読書・学習機会の提供だけでなく、人と知識・情報が出会い、交流ができる開かれた図書館にしていきたいと考えております。

なお、管理運営につきましては、時代変化を踏まえた機能やサービスの多様な視点も考慮し、さまざまな観点から検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それではモノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発事業に関する御質問の中の、観光案内所等の整備についてお答えいたします。

旭橋駅周辺地区の再開発事業につきましては、同地区が県内幹線道路に隣接し、モノレールやバスターミナルの交通結節機能を有していることから、今後増加する観光客を対象とした交通・情報案内や、中心市街地における周遊観光を促進するための観光支援施設の導入について検討を行ってまいりました。観光分野における具体的な支援機能としては、団体貸し切りバス乗降機能や観光客待合機能、観光情報案内機能などが挙げられます。

県としては、観光案内所等の設置について、再開発事業の全体計画を踏まえつつ、関係部局、関係団体等と連携し検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） ８月26日付で警察本部長に着任いたしました加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは県警関係についての御質問の中で、本部長としての今後の抱負と決意についてお答えいたします。

警察の使命は、144万県民の皆さんはもちろんのこと、国内外から沖縄を訪れる年間約650万人の訪問客の皆さんにも安心して過ごしていただけるような良好な治安環境を提供することであると考えております。

沖縄県には、駐留米軍人等による事件・事故の発生や、後を絶たない飲酒運転、少年非行問題など独特な課題があるほか、ＤＶやストーカー事案、特殊詐欺事

案､サイバー犯罪といった全国的な課題への対処など、取り組むべき課題は山積しております。

警察本部長としてこれらの治安上の課題に適切に対処するとともに、警察に対する意見・要望をしっかりと見定め、安全で安心な沖縄県を実現できるよう全力を尽くす所存であります。

次に、県警関係についての御質問の中で、ＤＶ・ストーカー対策の全国的な動きと当県の実態及び今後の取り組みについてお答えいたします。

ＤＶ・ストーカー事案は、昨年は全国的に過去最多となり、当県におきましてもＤＶ事案は過去最多の656件、ストーカー事案につきましては過去10年で最多の155件となっております。ことし８月末においてもＤＶ・ストーカー事案とも前年比で大幅に増加しているところであります。ＤＶやストーカー事案は、他県におきましては殺人事件等の生命にかかわる重大事件に発展した例もあることから、県警察といたしましては、ＤＶやストーカー事案に迅速・的確に対処するため、本年４月１日付で生活安全部に子供・女性安全対策課を新設するとともに､同課を中心に生活安全部､刑事部､警務部の捜査員等で構成したＤＶ･ストーカー事案等対処チームを構築し、各警察署と連携して対応しているところであります。

ＤＶやストーカー事案は、身近な者が行為者であるなどの理由から、危険性・切迫性の判断が困難であることや、事態が急展開して重大事件に発展する危険性を有すること、さらには事案が長期間にわたり継続する傾向にある等の特徴があり、犯罪抑止及び犯罪捜査並びに被害者保護の観点から、生活安全部門と刑事部門・警務部門が連携した組織的対応を行っているところであります。また、被害者の保護対策や各種支援につきましては、日ごろから女性相談所や各市町村等関係機関との連携・協力を図りながら対応しているところであります。

県警察といたしましては、増加する同種事案に対してこれまで以上に被害者の生命、身体の保護を最優先に事案への対応を徹底していく所存であります。

次に、県警関係についての御質問の中で、信号機や標識等の管理と道路管理者との連携・協議についてお答えいたします。

まず、信号機や横断歩道等の交通安全施設の管理につきましては、警察職員により年２回の定期点検や災害発生時における特別点検、日常の警察活動を通じた常時点検を実施しております。また、委託業務や関係機関からの通報、県警ホームページ等に寄せられた県民の声などを踏まえ、補修箇所等の把握に努めております。こうした交通安全施設の補修につきましては、設置場所や補修内容を勘案し、危険性の度合いが高いと判断される箇所から順次行っております。

次に、道路管理者との連携・協議につきましては、県警察及び道路管理者は互いに他機関の管理する施設等に係る問題点を発見した場合には、その都度積極的に通報するとともに､連携して街路樹の剪定や区画線、標識の補修等、適切に対処しております。

今後も、県民からの御要望に応えられるよう、管理を強化するとともに、より細かく道路管理者との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、県警関係についての御質問の中で、特殊詐欺の県内の発生状況と被害防止対策についてお答えいたします。

まず、特殊詐欺につきましては、いわゆる振り込め詐欺と呼ばれるものと振り込め詐欺に類似した詐欺、いわゆる振り込め詐欺以外の特殊詐欺の２種類に分類しているところでございます。

振り込め詐欺につきましては、いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の４つの手口がございます。振り込め詐欺以外の特殊詐欺につきましては、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、金融商品等取引名目詐欺、異性との交際あっせん名目詐欺などがあります。

県内における平成26年８月末現在の特殊詐欺の認知件数は12件、被害総額は約3860万円となっており、前年同期比で認知件数は１件の減少、被害総額は約4040万円減少しております。12件のうち、有料サイト延滞料の未納や解約手続等の名目で料金を請求する架空請求が５件、ロト６の当選番号の情報提供料名目で会員登録料等を請求するギャンブル必勝法名目が５件発生しております。この２つの手口の被害額につきましては、架空請求が約410万円、ギャンブル必勝法名目が約2140万円となっております。

特殊詐欺に対する県警察の対応でありますが、警察におきましては、特殊詐欺の被害に遭わないための防止対策として、県民に広くその実態を知らせ、県民の抵抗力を高めることが重要だと考えております。

これまで取り組んでおります防止対策といたしましては、巡回連絡や高齢者等に対する防犯講話などを活用した広報啓発活動のほか、マスコミ等を通した注意喚起、具体的には県内新聞６紙の御協力をいただいて、ロト６の当選番号告知記事の隣に、当選番号を事前に教えるという詐欺が多発しています旨を標記するなど、県民に広くその実態を知らせるとともに、金融機関や宅配業者等と連携して水際で被害を食いとめる

取り組みを推進しております。

県警察といたしましては、今後とも振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の被害者を出さないため、繰り返し被害防止対策を実施し、県民の特殊詐欺に対する抵抗力を高める広報啓発活動を図っていくこととしております。

次に、県警関係についての御質問の中で、飲酒運転の実態と飲酒運転取り締まりについてお答えをいたします。

本県における飲酒運転による人身事故は、平成14年の433件をピークに昨年は134件と約３分の１にまで減少しております。しかしながら、全国的にも減少傾向にあることから、依然として構成率では全国で最も高い状況にあります。他方、飲酒運転の検挙件数は、平成10年の１万5587件をピークに、昨年は1388件と約10分の１にまで減少しているものの、実数では全国で４番目であり、人口1000人当たりに占める割合では全国平均の約4.3倍と、いまだ全国で最も高い状況にあります。

本県の飲酒運転の背景といたしましては、夜型社会と相まって、飲酒する時間が長く、飲酒量も多いことが挙げられ、昨年、飲酒運転で検挙された者の約８割が身体のアルコール量が0.25ミリグラム以上の高い数値であり、また、いわゆる二日酔い運転による人身事故が全体の約３割弱を占めている状況にあります。また、飲酒運転で検挙された者を対象としたアンケート調査の結果では、最初から飲酒運転をするつもりで酒を飲んだと回答した者が約６割を占めるなど、規範意識の低いことが挙げられます。

県警察といたしましては、このような現状を踏まえ、飲酒運転が絡む交通事故の発生時間、路線等を分析し、夜間のみならず早朝の取り締まりの強化を図っているところであります。さらに、飲酒運転根絶に向けた啓発活動につきましては、平成21年10月に施行されました沖縄県飲酒運転根絶条例に基づく取り組みとして、県内の事業所や飲食店等が加盟する協会や組合等の従業員や職員を初め、運転免許更新時等の受講者に対して、飲酒運転根絶宣言書への署名提出活動の取り組みを行い、県民及び運転者の意識啓発を図っているところであります。

県警察といたしましては、引き続き飲酒運転取り締まりを強力に推進するとともに、県、市町村、関係機関・団体等と連携し、飲酒運転根絶に向けた県民総ぐるみ運動を展開してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君　こんにちは。

自由民主党を代表いたしまして、通告に従い代表質問を行います。

１点目の沖縄振興策の推進についてでございます。

2015年度沖縄振興予算の概算要求は3794億円で、2014年度当初予算に比べ293億円、率にして8.4％の増額となっております。そのうち、一括交付金は110億円、6.3％増の1869億円と、本県の要望どおりとなったようであります。安倍総理の沖縄振興を国家戦略と位置づける姿勢が反映され、山本前沖縄担当相も本県からの要望を最大限踏まえたと述べております。特に、仲井眞知事が力を入れ実現させた一括交付金が大幅に伸びたことは、市町村の施策展開に大きく貢献するものと考えます。その一括交付金について、県が実施しているソフト分野の沖縄振興特別推進交付金の2013年度事業の事後評価については、実施事業241件中成果目標を「達成・概ね達成」は185件、77％、市町村は1211事業で、「達成・概ね達成」が925件、76％となったようであります。一方、沖縄21世紀ビジョン基本計画の施策を対象に事業の進捗状況を確認し、検証を行い、改善に結びつけるＰＤＣＡの実施結果については、2013年度取り組み施策246件中、主な取り組み1683件の進捗で81.8％が「順調」との評価となっており、総じて事業執行は順調に推移しているようであります。

このように沖縄21世紀ビジョン及び一括交付金は、県や市町村の独自の考えで取り組みが可能となったことで、県経済に大きく貢献しており、高く評価するものであります。さらに国においては、去る５月に国家戦略特区として国内６地区を指定し、その中で本県全域が国際観光拠点として指定されております。さらに、法人設立手続の簡素化、迅速化など、国家戦略特区内でのさまざまな規制緩和が追加されることとなっており、これら規制緩和を観光ビジネスの振興、イノベーション拠点の形成へ活用を図ることにより21世紀ビジョン基本計画の促進、自立型経済の構築に大きな効果が期待できるものと考えます。

そこで伺います。

(1)、2015年度内閣府沖縄振興予算の概算要求額は、14年度より293億円増の3794億円、そのうち一括交付金は110億円増の1869億円と県の要望どおりとなり、沖縄振興を国家戦略と位置づける政府の姿勢が示されたと考えるが、予算内訳、主要事業の内容について伺いたい。

(2)、仲井眞知事は、２期８年の在任中で、沖縄21世紀ビジョンの策定や一括交付金の創設などを実現させ

た。県経済への影響と自立型経済の構築に向けた条件整備への効果を伺いたい。

(3)、2013年度の沖縄振興特別推進交付金の事業評価について、県77％、市町村76％の達成率になっているが、12年度との比較と一部達成や未達成の理由、さらなる達成率の向上に向け必要とされるものは何か伺いたい。

(4)、沖縄21世紀ビジョンの進捗状況を調査する、ＰＤＣＡサイクルの実施結果についての評価と、今後の取り組み等の改善や予算要求等へどのように活用を図っていくか伺いたい。

(5)、本県の2011年度の１人当たりの県民所得は201万8000円で、前年度より減少しているが、その要因と市町村ごとの特徴について伺いたい。

(6)、大型ＭＩＣＥ施設の建設について、2020年運用開始を目指し選定作業が大詰めを迎えております。候補地の現況、課題等の検討も進み候補地も絞られてきたと考えるが、県の考えを伺いたい。

(7)、揮発油税等の軽減措置の延長について、関係団体から要望があるが、政府への要請等取り組みの状況と見通しを伺いたい。

(8)、雇用や子育て支援に関する基金事業について、使途の自由度に制限があり使いづらいとの不満が多いようだが、本県における活用状況と問題点について伺いたい。

２、観光振興について。

本県観光は円安による訪日旅行需要の高まりや、県の観光客増大に向けた取り組みが功を奏し、昨年度は過去最高の658万人の観光客数を達成しました。そのうち、海外からの観光客数は69万人と前年度比64％も増加しており、那覇空港国際線の受け入れ体制施設整備を大幅に上回る増加となっているようであります。

世界的金融危機や東日本大震災の影響で落ち込んでいた本県観光でしたが、その後県による誘客プロモーションの展開、国内外における航空路線の拡充や新石垣空港を初めとする観光インフラの整備、さらに航空燃料等の沖縄特別措置の拡充、そして一括交付金を活用した観光関連予算の大幅な増額や官民一体となった観光施策に取り組んだことで飛躍的に観光客の増加につながったものであります。その好調を維持するために県は今年度観光入域客数を690万人、観光収入4970億円に目標を設定しております。

第５次観光振興基本計画において、2021年度まで観光収入１兆円、入域観光客数1000万人超えの目標を設定し、沖縄観光推進ロードマップ（行程表）に基づき年度ごとの誘客目標や必要な施策等実施体制を構築するとしております。そのため、快適な旅行環境の整備や人的な受け入れ体制の強化に官民一体となって取り組む必要があります。

そこで伺います。

(1)、本県観光は好調に推移しているが、その現状と今後の見通しについて伺いたい。

(2)、島嶼県で台風常襲地域である本県において、自然災害から観光客を守るための対策が急がれているが､県観光危機管理基本計画の策定について伺いたい。

(3)、米映画テーマパーク、ユニバーサル･スタジオ･ジャパン（ＵＳＪ）が名護市へ進出を計画しているとの報道がありますが、実現の可能性と計画の概要についてお伺いをいたします。

(4)、2013年度に県内で行われたスポーツ関連の大会やイベント、キャンプ及び合宿などのスポーツコンベンション件数は過去最高となり、県の取り組みが功を奏したが、プロ野球春季キャンプやサッカーキャンプなどの経済効果と、今後さらなる効果を上げる上で課題等についてお伺いをいたします。

(5)、2021年度の観光客数1000万人達成に向け、県のロードマップ（行程表）策定の基本的な考え方と主な行程を経て策定されたロードマップの活用方針について伺いたい。

３、農林水産業の振興について。

本県の農林水産業の振興を図るため、県は沖縄21世紀ビジョン基本計画において、新規就農者を年間300名ふやし、平成33年度までに3000名を育成するとしております。具体的には、沖縄県新規就農一貫支援事業や青年就農給付金事業の効果で年間就農者がふえている実績を踏まえ、両事業のさらなる充実強化を図るとともに、新たな戦略的対策を講じるとしております。そのような中、伊平屋、伊是名、多良間の３村が国連食糧農業機関（ＦＡＯ）の世界農業遺産の登録を目指し、国に対し立候補を申請しております。世界農業遺産は、次世代に継承すべき重要な農林水産業や文化、生物多様性などが守られた地域を登録するもので、登録されれば国際的に認知度が高まり、農産物のブランド化や観光振興にも大きく期待されるものと考えます。ことし10月にも予定される国内の候補地に、伊平屋、伊是名、多良間の３村を含め、７地域が申請をしているようであり、県内離島農業の振興と地域活性化を図り、離島の将来に展望を開く契機となるよう、県の取り組みを期待するものであります。

そこで伺います。

(1)、台風８号により農林水産関係に大きな被害が出た。被害状況と県の支援対策について伺います。

(2)、本県は、毎年台風など自然災害による農作物に大きな被害が出ていることから、自然災害や気象変動に左右されない農作物の供給が課題となっております。県の取り組みについて伺いたい。

(3)、本県の畜産業の現状と生産、加工、流通等基盤整備の状況について、また、安心・安全な県産食肉ブランドの確立と畜産経営安定を図るための取り組みを伺いたい。

(4)、伊平屋、伊是名、多良間の３村が、国連食糧農業機関（ＦＡＯ）の世界農業遺産の登録を目指し、国に対し立候補を申請したが、国内で７地域が申請しており、10月にも国内候補地が決定されるようだが、県の支援について伺いたい。

(5)、国内で初めて本県で発見されたナスミバエが県内21市町村に生息域を拡大しているようだが、農作物への影響と防除対策について伺います。

(6)、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除により、本県漁船の解除区域での操業の安全は図られているか。また、さらなる解除区域の拡大と漁法に係る制限緩和について、県の今後の取り組みを伺いたい。

４、教育・文化・スポーツの振興について。

2014年度全国学力テストの結果で、本県は小学校でこれまで全国最下位から24位に大躍進し、算数Ａでは全国６位と大幅に順位を上げております。学力向上を最大の目標に掲げ、学校現場を事細かく指導し、教師による補習や単元テストを日常的に地道に実施してきた結果が効果を上げたことがはっきりと証明をされたものであります。今回の飛躍を一過性で終わらせないためにも、これからの取り組みがますます重要となってくるものと思われます。

他方、近年いじめや体罰など学校現場における子供たちをめぐる問題が表面化してきております。2013年度、県内小中学校において学校を年間30日以上休んだ長期欠席者のうち、いわゆる不登校は1955人で、前年度より283人増加したようであります。県においては、このような結果に対応するため、これまでの巡回相談員制度を廃止して、人数をふやし、小中アシスト相談員50人を設置したほか、地域の学校を巡回するなど児童生徒の相談に応じているようでありますが、不登校の背景には何があるのか徹底した検証と分析が必要であると思われます。

そこで伺います。

(1)、教育環境の整備について。

ア、去る４月に実施された全国学力テストにおいて、本県の小学校が４科目で全国最下位から24位に躍進し、算数Ａでは全国６位という結果を示した。この大幅に順位を上げた要因と学力向上に向けた学校現場における取り組みについて伺いたい。

イ、政府は、小中学校の統廃合に関する指針を見直す方針を固めたということだが、都市地区と地方の違いや教員数、児童生徒の通学の問題等、メリット・デメリットがあるようだが、県教育委員会の考えを伺いたい。

ウ、国は次年度から、低所得世帯の子供に対する奨学金の無利子枠を拡大するようだが、県はどのような支援を考えているか伺いたい。

エ、2013年度の県内小中学校における不登校は、前年度より増加したが、その要因と内訳、学校における指導はどのように行われているか伺いたい。

オ、中頭教育事務所長が児童買春で逮捕された事件について、これまでの経緯と、教育委員会として今後どのような対策を行うか伺いたい。

カ、心の教育において、自立心、自己抑制力、共生心など豊かな心をいかに育み人間性の育成を図るかが重要であるが、県教育委員会が進めるボランティア教育・豊かな体験活動についてどのように進めているか伺いたい。

キ、県教育委員会は、学力向上対策として、わかる授業、言語活動の充実、学習を支える力等の育成に努めているが、具体的な取り組みとこれまでの成果について伺いたい。

(2)、文化・スポーツの振興について。

ア、県は、沖縄空手をユネスコの無形文化遺産登録を目指し検討委員会を発足させたが、その狙いと申請までのスケジュール、関係機関との連携・協力体制の構築について伺いたい。

イ、旧県立郷土劇場にかわる芸能施設、文化発信交流拠点（県立芸能シアター）の建設について、2018年完成を目指すとしているが、施設の概要と建設場所、文化発信拠点としての機能、運営主体等について伺いたい。

ウ、第６回世界のウチナーンチュ大会は2016年度に開催予定となっているが、これまでの大会をどのように総括・検証し、どのような大会を目指しているか伺いたい。

エ、９月にワシントンＤＣで実施された沖縄ソフトパワー発信事業について、その目的と内容、事業の成果について伺います。

５、地域福祉・医療の充実強化について。

本県は、2040年度までに平均寿命の都道府県順位第１位を奪回することを目標に、健康長寿世界一復活プロジェクトを推進しております。かつて健康・長寿と

言えば本県の代名詞のようなものでありました。しかし、沖縄労働局の調査によれば2013年の県内事業所の定期健康診断で異常所見が見つかった勤労者は63.7％に上り、３年連続でワーストワンとなったようであります。本県は高齢者の死亡率は全国でも低い状況にありますが、勤労世代の20歳から64歳までの死亡率は高いと言われており、次の高齢世代となる勤労世代の健康水準の低下がこのまま続けば健康・長寿全国一もおぼつかないと考えます。行政・企業等全県を挙げて有所見率全国最悪の状態から脱却に真剣に取り組むことが必要であります。

そこで伺います。

⑴、北部地域に基幹病院を設置する動きが出ているが、地域医療の主体は地域自治体が担うという観点から、北部市町村とのかかわりと県の対応について伺いたい。

⑵、全国に設置されている地域包括支援センターで、高齢者介護の囲い込みが問題となっているが、本県においてセンターの運営はどのように行われているか。また、囲い込みの実態は確認されているか伺いたい。

⑶、本県の特別養護老人ホーム入居希望者のうち、施設入所の必要性が高い高齢者が多数いるようだが、政府が検討している相部屋支援は本県における入所待機者の解消につながるか、県の考えを伺いたい。

⑷、2013年全国児童虐待件数は過去最高となったが、本県における相談件数とその内容、今後の対応等について伺いたい。

⑸、待機児童の解消を図るため、安心こども基金事業を活用した保育所整備について伺いたい。

⑹、子供の貧困について、2012年時点で過去最悪となったようだが、本県における状況と子ども貧困対策法が施行されたことでどのような対策が講じられ、どのような取り組みが行われているか伺いたい。

⑺、生活保護世帯の児童生徒への無料塾について、国の全額補助制度が今年度で終了し、次年度から２分の１補助の新制度へ移行することとなるようだが、これにより本県における影響について伺いたい。

⑻、障害年金で都道府県により支給・不支給の判定基準結果にばらつきがあるということだが、本県における実態と申請はどのように行われているか伺いたい。

⑼、県内市町村の国民健康保険財政の悪化問題で、沖縄戦の影響で前期高齢者の割合が全国平均の半分程度と低いことから、国に対して制度の是正を求めていることについて、政府の対応と見通しについて伺いたい。

６、離島・過疎地域の振興について。

県は、これまで離島航空運賃等の低減や、離島路線への航空燃料税の低減措置の実現、離島児童・生徒支援センター（仮称）の開所など、離島住民の負担軽減を図るための施策を展開し大きな成果を上げております。しかし、本県は東西約1000キロ、南北約400キロにも及ぶ広大な海域に160もの島々が点在し、そのうち有人島は39島という状況から、いまだ多くの離島において遠隔性や狭隘性という不利的要因を抱えた現状にあります。また、石垣―多良間、石垣―波照間間航空路線の再開、南北大東空港の夜間照明施設の整備、伊平屋・伊是名を結ぶ架橋の実現など離島住民生活に欠かせない切実な問題への対応も急ぐ必要があります。

さらに、宮古・八重山地域において深刻化しているのが海外等から漂着する漂着ごみの問題であります。離島県である本県は、海岸線が2027キロにも及ぶため海外からごみが多くの地域に漂着しておりますが、その量は年を追うごとにふえているようであります。県においては、2007年７月に施行された「海岸漂着物処理推進法」に基づく地域環境保全対策補助金を活用し、地域市町村と連携を図り、漂着物の効果的な処理対策に取り組む必要があります。

そこで伺います。

⑴、一括交付金を活用した離島航空・船舶等離島交通支援策について、2012年度・13年度に実施した事業とその効果、今後の計画を伺いたい。

⑵、本島・離島間を運航しているＲＡＣの大型機材の導入について、離島の観光振興及び農水産業の振興を図るため国の財政支援を求めているが、県の対応を伺いたい。

⑶、離島における本島との生活格差の是正や経済振興を図る上で、離島への石油製品の輸送費補助が必要であるが、県の取り組みを伺います。

⑷、宮古・八重山地域の市町村会から、東京オリンピックに向け、スポーツキャンプ誘致の拠点づくりについて要請があるが、県の考えを伺いたい。

⑸、海外からの漂着ごみについて、約７割は宮古・八重山諸島など離島で占められているが、地域別漂着状況はどうなっているか。また、漂着ごみの処分はほとんど産業廃棄物として処理されているようだが、処理費用について伺いたい。

⑹、伊平屋・伊是名を結ぶ架橋の建設について、県はこれまで３度の要請を受けているが、県の対応を伺いたい。

７、北部振興について。

北部地域は、本島北部とその周辺離島の12市町村から形成された圏域であります。北部地域はその総面積７割を山林が占め、天然記念物であるヤンバルクイナを初め多くの動植物が生息しております。それにも増して忘れてならないのは、多くのダムが存在し、沖縄本島の水資源の供給地として大きな役割を果たしているところであります。

これまで３次にわたる沖縄振興開発計画や2000年からスタートした北部振興事業の実施により、金融業務特別地区や情報通信産業特別地区指定で、周辺町村などへの集積が図られております。また、沖縄大学院大学、沖縄工業高等専門学校が立地し、本県の科学技術の発展を担う人材育成の中核となっております。しかし､本県経済の中心となる那覇市や那覇空港から遠く､地理的利便性、交通事情の要因もあり、中南部地域に比べ産業基盤のおくれ、生活環境基盤整備の低さや地域振興が十分に図られていない現状にあります。その結果､所得水準も伸びず､就職機会の減少につながり､人口減少や失業率の高さや若者流出、高齢化の進行等北部地域に共通する悩みが解消されてない現状にあります。今後、若者が定着する魅力ある地域づくり、活力ある地域社会の実現に向け全力で取り組んでほしいと願うものであります。

そこで質問いたします。

⑴、北部圏域・12市町村の振興について、沖縄21世紀ビジョン基本計画10年間で目指す圏域振興の基本方針と解消すべき課題・問題点について伺います。

⑵、2000年にスタートした北部振興事業について、当初、政府が目指した方針は、西海岸と東海岸、本島と離島地域、そして基地のない市町村に対する配慮であったが、13年経過した現在、当初目標にどの程度近づいたか、これまでの経緯と成果、課題について伺います。

⑶、県内北部地域、離島における医師不足に対応するため創設を決めた緊急医師確保対策基金について伺います。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの具志堅透君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時０分休憩

午後１時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の具志堅透君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 具志堅透議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、沖縄振興策の推進についてという御質問の中で、一括交付金の創設などによる県経済への影響と自立型経済の構築に向けた効果についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

私は、２期８年の在任中に多くの県民の声を反映した沖縄21世紀ビジョンを策定し、その実現に向けさまざまな施策を展開してまいりました。特に、沖縄振興交付金を創設し、従来の補助事業では対応が難しかった福祉、子育て、離島振興などにおいてきめ細かな施策を展開し､産業振興の分野においても観光客の誘致､そして情報通信基盤の整備､国際物流拠点の形成など､自立型経済の実現に向けた各種施策を戦略的に推進しているところでございます｡これらの取り組みにより､平成25年度入域観光客数は658万人と過去最高、そして観光収入も4479億円とこの２年で約700億円増加し､過去最高を記録いたしました。情報通信関連産業は､これまでに約300社を誘致し、国際貨物ハブ事業は国内外12路線に拡大いたしております。平成25年の完全失業率は18年ぶりに５％台となり、平成25年10月から５カ月連続で４％台を記録いたしました。平成26年７月の有効求人倍率は0.71倍と復帰後の最高値を更新するなど、県経済は好調な状況が続いております。そして、さまざまな面で成果があらわれております。那覇空港第２滑走路は、ことし１月に着工され、平成31年度末の供用開始を予定いたしております。また､港湾､道路整備、モノレールの延長、そして鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取り組み、国際海底ケーブルの敷設など、産業発展に必要な基盤整備などを戦略的に推進し、自立型経済の構築に向けた条件整備は着実に進展いたしております。引き続きこれまでの取り組みの成果を踏まえつつ各種制度を活用し、沖縄県の自立的そして持続的発展につながる取り組みを推進してまいる所存でございます。

次に、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中で、低所得世帯の子供に対する県の支援についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、国際交流･人材育成財団におきまして、高校生や大学生などを対象に無利子の奨学金事業を実施するとともに、今年度から県教育委員会において、低所得世帯の高校生を対象に返済義務のない奨学のための給付金事業を実施しております。また、県外大学へ進学する学生を幅広く支援する観点から、新たな支

援策として給付型奨学金の創設に向け、その内容等について検討しているところでございます。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、安心こども基金事業を活用した保育所整備についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、安心こども基金の活用により、当初予算で約30億円を確保し、待機児童の解消に向けました保育所整備を進めているところでございます。さらに、取り組みの加速化を図るため今議会に約25億円を計上し、当初予算と合わせまして55施設の整備で2476人の定員を拡大することといたしております。

沖縄県といたしましては、引き続き保育所整備の前倒しなど、市町村と連携して平成29年度末までに待機児童の解消実現に取り組んでまいる所存でございます。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、子供の貧困の現状と対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

我が国における子供の貧困率は、平成24年におきまして16.3％となっております。都道府県ごとの子供の貧困率は算出されておりませんけれども、沖縄県の場合は、全国と比べ所得水準が低いことやひとり親家庭が多いことなどを勘案いたしますと、全国より厳しい状況にあると考えております。このような状況を踏まえ、沖縄県におきましては、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援、そして母子家庭に対する就労支援や生活支援などを実施しております。

今後は、本年８月末に策定されました国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえまして、沖縄県子どもの貧困対策計画を策定し、全庁体制で重点的に取り組んでまいる所存でございます。

次に、同じく地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、市町村国保への財政支援要請に対する政府の対応などについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県内市町村国保に対する財政支援を求めるため、平成26年８月26日に、私は、国民健康保険団体連合会会長、市長会会長、そして町村会会長、市議会議長会会長及び町村議長会会長とともども、当時の厚生労働大臣及び菅官房長官に対して要請を行いました。この要請に対しまして、両大臣とも、沖縄の特殊事情について理解を示され、国保制度改革等において、沖縄県の特殊事情を勘案して対応していきたいとの意向でございました。

沖縄県といたしましては、国保への財政支援が早期に実施されるよう、今後とも市町村等と連携を図りつつ、国へ働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　観光振興に関する御質問の中で、沖縄観光の現状と見通しについてお答えいたします。

沖縄県の平成25年度の入域観光客数は、対前年度66万人増の658万人、観光収入は対前年度482億円増の4479億円となり、ともに過去最高を記録しております。また、平成26年度の沖縄県への入域観光客数は、４月から８月までの累計で約307万人となり、過去最高を記録した昨年度の同時期を大きく上回り好調に推移しております。今後の見通しにつきましては、国内・海外就航路線が拡充の動きにあること等から、観光客数はさらに増加するものと予測しており、700万人を超える勢いであります。

沖縄県としましては、引き続き国内外における戦略的な誘客活動を展開し、入域観光客数と観光収入のさらなる拡大により観光産業の発展を図ってまいります。

続きまして、農林水産業の振興に関する御質問の中で、災害に強い農業の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県の農業振興を図るためには、台風等自然災害や気象変動に左右されず、定時・定量・定品質な農産物を供給できる産地の形成が重要であります。このため、沖縄県においては、沖縄振興特別推進交付金などを活用し、平成24年度から平成26年度までの３年間で約65億円を投入し、１つ、強化型パイプハウス57カ所、２つ、平張り施設38カ所、３つ、鉄骨ハウス19カ所など、89ヘクタールを整備することとしております。

沖縄県としましては、今後とも市町村等と連携し、災害に強い栽培施設の整備を促進し、農産物の安定供給に努めてまいります。

同じく農林水産業の振興に関する御質問の中で、畜産業の現状と振興対策についてお答えいたします。

沖縄県の畜産業は、農業産出額の約４割を占めるなど、重要な産業となっております。そのため、沖縄振興特別推進交付金などにより、生産・加工・流通基盤の整備や安全・安心な県産食肉ブランドの確立に取り組んでいるところであります。具体的には、１つ、肉豚生産施設やブロイラー肥育施設の整備、２つ、牛専

用飼料工場やクランブル飼料工場の整備、３つ、八重山食肉センターの整備などを行っております。

沖縄県としましては、今後とも安全・安心な県産食肉ブランドの強化、価格差補塡による経営安定対策などに取り組み、畜産業の発展に努めてまいります。

同じく農林水産業の振興に関する御質問の中で、ホテル・ホテル訓練区域の安全操業の確保と制限緩和に向けた今後の取り組みについてお答えいたします。

ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の解除については、本年７月23日から実施されております。操業の安全確保については、漁業関係団体と連携し、各漁船に対し、当該区域を利用する際は無線連絡を行うよう周知徹底を図っているところであります。

沖縄県としましては、今後とも漁業者が要望している解除区域の拡大や漁法の追加等の制限緩和について、引き続き国に強く求めてまいります。

続きまして、教育・文化・スポーツの振興に関する御質問の中で、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録についてお答えいたします。

沖縄を発祥の地とする空手は、世界の180カ国に6000万人以上の愛好家がいると言われるほど広く世界に普及しております。世界に向けて沖縄空手の情報発信をより強化することを目的に、去る７月に開催した「沖縄伝統空手ブランディング検討委員会」では、ユネスコ無形文化遺産登録の必要性などが示されました。ユネスコ無形文化遺産登録については、今後、具体的な戦略とロードマップを策定し、関係機関と連携しながらその実現に全力で取り組んでまいります。

同じく教育・文化・スポーツの振興に関する御質問の中で、世界のウチナーンチュ大会の総括・検証と第６回大会についてお答えいたします。

過去５回のウチナーンチュ大会は、世界各地に在住している県系人、県人会等との交流を深めることにより、さまざまな分野においてウチナーネットワークを着実に発展・拡充させてきたものと考えております。具体的な成果としましては、ウチナー民間大使制度やジュニアスタディツアー、世界若者ウチナーンチュ連合会の創設などが挙げられます。

これまでの成果を踏まえ、第６回大会では、沖縄21世紀ビジョンに掲げる世界に開かれた交流と共生の島の実現に向け、ウチナーネットワークの継承・拡充を図ってまいります。

同じく教育・文化・スポーツの振興に関する御質問の中で、沖縄ソフトパワー発信事業についてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄の文化、自然、歴史、平和を希求する心などをソフトパワーとして世界へ発信し、人々の共感を得ることで沖縄に対する理解、認知度を高めることを目的として、今月上旬、ワシントンＤＣにおいて沖縄ソフトパワー発信事業を実施いたしました。９月２日からは、日本広報文化センターにおいて映画上映、泡盛カクテルナイト、パネル展を通して沖縄の文化等を紹介する沖縄ウイークを開催し、12日までに延べ500人の方々に足を運んでいただきました。

９月４日には、在米日本大使公邸において、沖縄県と在米日本大使館の共催でキックオフレセプションを実施しました。当日は、ズムワルト国務省国務次官補代理など国務省、国防省を初めとする米国政府、美術館・博物館、県人会の関係者等約230人の出席があり、会場いっぱい熱気で包まれ、沖縄芸能の披露、伝統工芸品等の展示、琉球料理の提供などを通して多くの招待者の方々に沖縄の魅力に触れていただきました。本レセプションには、キャロライン・ケネディ駐日米国大使から、「今回の一連のイベントにより、米国の人々の沖縄に対する理解がより深まるでしょう」とのお祝いのメッセージをいただきました。また、９月６日には、米国有数の文化施設とされるケネディ・センターにおいて琉球舞踊、空手、エイサーで構成される沖縄芸能団による公演を行いました。500席の会場が即満席になり、140名余の方々が入り切れずに入り口付近で待機する中、公演後は観客全員がスタンディングオベーションを行うなど、ケネディ・センターが沖縄一色に染まりました。今回の企画では、実施会場がいずれも満席となるなど大盛況となり、多くの米国の方々に、沖縄の文化が持つ魅力を伝えることができました。

沖縄県は、今回の企画をキックオフにして、沖縄の魅力を世界に発信し、沖縄に対する理解、認知度を高め、国際社会の一員として世界の人々とともによりよい未来を創造してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　沖縄振興策の推進についての御質問の中で、平成27年度沖縄振興予算の概算要求についてお答えいたします。

平成27年度内閣府沖縄振興予算の概算要求額は、今年度予算に比べ293億円増の総額3794億円となっております。その内容といたしましては、いわゆるソフト交付金が大型ＭＩＣＥ施設整備事業やアジア情報通信ハブ形成事業などの事業費の増加に対応するため、今年度に比べ１割増の909億円の要求となっているほか、那覇空港滑走路増設事業についても、平成31年末の完

成に向けて、今年度と同額の330億円が要求されております。また、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充に向けた関連経費や、鉄軌道導入に係る調査費、道路整備や学校施設の耐震化などの公共事業関係費、北部振興事業費、跡地利用推進関係費などにつきましても、沖縄県の要望を踏まえた内容となっております。さらに、沖縄県において国際会議を開催するための経費も新たに盛り込まれております。このことは、沖縄振興を国家戦略として総合的・積極的に推進するとしている政府の姿勢が示されたものと理解しております。

沖縄県としましても、沖縄振興の流れを確かなものにするためにもさらに加速させていくため、この概算要求額が確保できるよう、引き続き内閣府沖縄担当部局と連携を密にするとともに、県選出国会議員並びに県議会議員各位の御支援を賜りながら、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、伊平屋・伊是名架橋についてお答えいたします。

沖縄県では、伊平屋･伊是名両村からの要請を受け、平成23年度に伊平屋・伊是名架橋の可能性調査を実施しております。調査の結果、幾つかの課題が明らかとなっております。このため、課題の克服についてより詳細に調査研究し、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北部振興についての御質問の中で、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金についてお答えいたします。

本県の北部地域及び離島の医師不足の解消は喫緊の課題であり、補助金等を活用し各種医師確保対策を実施しているものの、依然として県立病院における医師の確保が困難な状況にあります。そのため、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金として20億円を積み立て、県外の大学からの医師の派遣や北部地域及び離島に勤務する医師のスキルアップ及び指導医の確保、また、特定の診療科医師の定着などを図る事業等を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 沖縄振興策の推進についての中で、平成25年度沖縄振興特別推進交付金の事後評価についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金事業の事後評価は、各事業ごとに成果目標を設定し、その達成状況について検証し評価を行うものであります。

平成25年度は､県分が241事業､市町村分が1211事業、合わせて1452の事業について事後評価を実施しております。その結果、県事業で77％、市町村事業で76％が「達成」及び「概ね達成」となり、昨年度と比べ県分で１ポイント、市町村分で８ポイントそれぞれ向上しております。また､「一部達成」や「未達成」となった事業の主な要因としましては、ニーズと事業スキームのミスマッチでありますとか、事業の周知が十分でなかったこと、関連団体等との調整に時間を要し、事業着手がおくれたことなどが挙げられます。

県としましては、事後評価の結果を踏まえた事業の見直しや改善のほか、より適切な目標の設定及び、事業の早期着手や周知の徹底など交付金のより効果的・効率的な活用に努めるとともに、市町村に対しても適宜、助言を行い、引き続き沖縄振興に資する施策を積極的に展開してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中の、ＰＤＣＡ実施結果の評価と活用についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るためＰＤＣＡを実施し、施策の評価にとどまらず毎年度、検証や改善結果を継続的に取り組みに反映させることとしております。今年度は、平成25年度に実施した246の「施策」と1683の「主な取組」を対象に､推進状況や成果指標の達成状況を取りまとめ、その結果を公表したところであります。平成25年度に実施した各取り組みの推進状況については、81.8％が「順調」に推進されており、実施計画に掲げた取り組みは大きく前進しております。これら「順調」とされた取り組みを含む全ての取り組みについて､内部要因､外部環境の分析を踏まえた改善案を示しております。また、県民生活の向上への効果等をあらわす成果指標の状況については、411の成果指標のうち69.1％が「改善」されており、成果があらわれ始めております。

今後は、公表に対し寄せられた県民意見などを踏まえながら、ＰＤＣＡの検証結果を予算要求等に適切に反映させ、さらに効果的・効率的な施策展開につなげてまいります。

次に、１人当たりの県民所得の減少の要因と市町村ごとの特徴についてお答えいたします。

2011年度（平成23年度）の１人当たり県民所得は201万8000円で､前年度の204万2000円より２万4000円、率にして1.2％減少しております。これは、県民所得における雇用者報酬では賃金・俸給が82億円、0.4％

増加したものの、台風２号の被害による農業への影響などにより企業所得が142億円、1.9％減少したこと、あわせて県内総人口が8248人、0.6％増加したため、１人当たりの県民所得の減少につながったものと考えております。市町村ごとの特徴につきましては、１人当たりの所得の高い町村として、北大東村、南大東村、嘉手納町が挙げられます。これらの町村については、南北大東村は、人口に占める雇用者数や経済活動に占める公共事業の割合が高く、このことが１人当たりの所得を押し上げているものと分析しております。また、嘉手納町は、財産所得に占める軍用地の賃貸料の割合が高く、このことが１人当たりの所得を押し上げているものと分析しております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、一括交付金を活用した離島の交通支援施策の実績と効果及び今後の計画についてお答えいたします。

県では、離島の定住条件の整備を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、離島の割高な交通コストを低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業や離島航路の船舶更新を支援する離島航路運航安定化支援事業に取り組んでおります。沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の利用実績は、航空路においては、平成24年度37万5489人、平成25年度30万1201人となっており、平成23年度の25万5297人と比較すると、平成24年度では12万192人、約1.5倍となっております。また、平成24年度と平成25年度を比較すると、平成25年度の年度途中に新規航空会社の参入により事業の適用を保留した宮古―那覇、石垣―那覇路線を除く９路線で比較した場合、１万5134人、6.8％の増となっております。さらに、航路においては、平成24年度45万9069人、平成25年度50万6638人となっており、平成24年度と比較すると４万7569人、約1.1倍となるなど、本事業の実施により離島住民の移動に係る経済的負担の軽減が図られております。また、離島航路運航安定化支援事業では、平成24年度及び平成25年度の複数年度において、伊平屋及び与那国航路のフェリーを建造支援するとともに、平成24年度に大東航路、平成25年度に渡嘉敷航路のフェリーの買い取り支援を実施したところであります。

今後、「離島航路船舶更新支援計画」に基づき平成33年度までに16航路の建造及び買い取り支援を予定しております。本事業により、離島航路の維持確保に加え、お年寄りから体の不自由な方でも楽に乗れるバリアフリー対応など、移動環境の改善が図られるものと考えております。

県としましては、引き続き離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、定住条件を整備し、離島地域の振興に取り組んでまいります。

次に、ＲＡＣの機材更新に対する県の対応についてお答えいたします。

ＲＡＣは、航空機の老朽化に伴い平成27年度２機、28年度２機、29年度１機、合計５機の機材更新を計画しております。今回更新予定の機材は、座席数が現行の39席から50席、貨物室も約2.5倍と離島地域の旅客や貨物需要を踏まえたものであります。ことし６月27日には県に対し、南大東村長、北大東村長、久米島町長、多良間村長、与那国町長の連名でＲＡＣの機材更新計画を踏まえた支援の要請がございました。これを受け、県は、８月１日に「離島航空路線の機材更新」について国土交通大臣宛て要請を行い、国土交通省は平成27年度予算概算要求で２機分を計上したところであります。

県としましても、国と連携して、平成27年度当初予算で更新費用を確保し、引き続き観光産業や農林水産業など離島の産業振興を推進していきたいと考えております。

次に、石油製品輸送等補助事業についてお答えいたします。

石油製品輸送等補助事業は、復帰特別措置法に基づく揮発油税等軽減措置を前提として、県内離島への石油製品の輸送経費などを補助するものであり、離島における住民生活及び地域産業を支える重要な役割を果たしております。揮発油税等軽減措置は平成27年５月に期限が到来することから、同軽減措置の５年間の延長を国に対して要望したところであります。

県としましては、石油製品輸送等補助事業を継続し、離島における定住条件の整備や産業振興が図られるよう、揮発油税等軽減措置の延長に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北部振興についての御質問の中の、北部圏域の課題と振興の基本方針についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、北部圏域の課題として、名護市から北の地域や離島における過疎化と高齢化の進行、圏域全体としての医師不足など、地域の実情に応じた定住条件の整備や産業振興が引き続き求められるとしております。このような課題を解決するための施策展開の基本方向として、沖縄振興事業等で蓄積された基盤、施設等を有効活用するとともに、新たな北部振興に関する事業を推進し、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興などを図ることとしております。また、自然環境及び固有の文化の保全と経済開発、社会発展との調和を

図り、地域の特性に応じた振興に取り組むとともに、国際的な学術研究・リゾート拠点としての基盤及び環境整備のほか、地域特性を生かした農林水産業の振興などを図ることとしております。

次に、北部振興策のこれまでの経緯と成果、課題等についてお答えいたします。

平成11年12月に国が策定した「沖縄県北部地域の振興に関する方針」では、定住人口の増加を目指して圏域内のそれぞれの地域間のバランスに配慮しながら、人と産業の定住条件の整備を図ることを政策の基本方向としております。これを受け、北部12市町村は、北部振興事業を活用しそれぞれの地域の実情に応じた施策や北部地域全体の振興に資するさまざまな事業を実施しております。主な事業としては、名護市みらい館、大宜味村シークヮーサー加工施設、今帰仁村グスク交流センター、本部町物流拠点施設、恩納村赤間運動公園野球場、宜野座村サーバーファーム、金武町ベースボールスタジアム、伊江村さとうきび加工施設、伊是名村モズク最終選別施設の整備などが行われております。これらの取り組みにより約2300人の雇用が創出されるとともに、北部圏域全体で人口が約4200人、3.4％増加するなど一定の成果を得ております。しかしながら、市町村単位では名護市以南の４市町村の人口は増加傾向にあるものの、離島を含めたその他の地域の人口は減少傾向にあります。さらに、北部地域は県内の他の地域に比べ１人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在するなど課題も残されております。

沖縄県としましては、今後とも北部12市町村と連携し、北部地域の産業振興のための基盤整備や定住条件の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　沖縄振興策の推進に関する御質問の中の、大型ＭＩＣＥ施設の建設候補地についてお答えいたします。

ＭＩＣＥは、一般観光に比べて消費単価が高く、地域への経済波及効果が大きいことから、沖縄県では既存の施設では対応できない大型ＭＩＣＥを誘致するため、国際競争力を備えた大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けて検討を行ってきたところであります。大型ＭＩＣＥ施設の整備については、展示場、多目的ホール、中小会議室などの機能を持った複合施設を計画しており、2020年の供用開始を目指しております。立地場所については、各候補地の現況や課題などについて現在もさまざまな観点から詳細な検討を行っており慎重に選定作業を行っておりますが、全体のスケジュールに影響を与えないよう可能な限り早期に判断していきたいと考えております。

次に、観光振興に関する御質問の中の、沖縄県観光危機管理基本計画の策定についてお答えいたします。

本県の観光産業は、リーディング産業として地域経済の活性化に貢献しており、沖縄観光の持続的発展のためには台風や地震、津波などの災害から観光客を守り、安全・安心・快適な世界水準の観光・リゾート地を形成することが重要であると考えております。そのため、県では、市町村、観光関係団体・事業者などと連携して、災害時に情報弱者となる観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、早期帰宅支援や災害後の観光産業の事業継続支援などを内容とする「観光危機管理基本計画」を年内を目的に策定することとしております。

次に、ＵＳＪの進出についてお答えいたします。

株式会社ＵＳＪは、新たなテーマパークの設置先として名護市を候補地の一つとして検討していると伺っております。同社とは、現在、意見交換を行っておりますが、同社から正式な沖縄進出の発表がないため、計画の概要などについてはコメントを差し控えさせていただきます。なお、ＵＳＪ社は年間約1000万人が来場する世界有数のテーマパーク運営会社であり、国内外での認知度も高くなっております。同社が運営する新たなテーマパークが沖縄県に設置された場合には、観光客のさらなる増加及び北部地域の振興に大きく寄与するものと期待しております。

当該テーマパークについては、名護市観光協会・同商工会からも誘致要請を受けているところであり、沖縄県としましては、積極的に誘致に取り組んでいきたいと考えております。

次に、プロ野球春季キャンプやサッカーキャンプなどの経済効果及び課題についてお答えいたします。

平成25年度のスポーツコンベンション開催件数は、沖縄県スポーツコンベンション振興協議会の調査によりますと、対前年度比14.5％増の578件と大幅な増加となっております。また、平成25年度のプロ野球春季キャンプの経済効果は、民間の調査によりますと、対前年度比8.8％増の88億8000万円、サッカーキャンプの経済効果は対前年度比232.4％増の８億8600万円となっております。

沖縄県では、スポーツコンベンションをさらに拡大発展させるため、県外・海外からの誘致・受け入れのワンストップ機能を有するスポーツコミッション沖縄の平成27年度本格稼働に向け取り組んでおります。ま

た、2020年度東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据えたスポーツコンベンション誘致戦略を本年度新たに策定するとともに、平成27年度以降は同戦略を踏まえ、関係機関と連携・協力し、効果的・計画的な誘致を積極的に行っていきたいと考えております。

次に、沖縄観光推進ロードマップの策定に向けた基本的な考え方と活用方法についてお答えいたします。

「沖縄観光推進ロードマップ」は、第５次沖縄県観光振興基本計画の目標値である入域観光客数1000万人などの達成に向けて、年度ごとの誘客目標などを可能な限り国や市場別に設定するとともに、空港、港湾などの空港インフラや宿泊及び観光施設などの受け入れ体制の課題を明らかにし、関係機関と連携して必要な施策と実施体制を構築することを目的に策定するものであります。このため、航空会社や旅行会社、観光協会などの観光関連事業者及び国などの関係機関で構成する「沖縄観光推進戦略会議」を設置し、誘客戦略や離島観光などのテーマごとに課題と対応策について検討を行っております。

県としましては、ロードマップを今年度中に策定し、官民一体となって目標達成に向け着実な施策展開を図ってまいります。

次に、教育・文化・スポーツの振興に関する御質問の中の、文化発信交流拠点の施設概要などについてお答えいたします。

沖縄県では、平成21年３月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行った結果、将来的には新たな施設の整備を展望しつつ、当面は国立劇場おきなわを中心とするエリアに文化発信交流拠点を整備する計画を取りまとめました。建設場所については、現在、浦添市などの関係機関との調整を進めております。当施設は、スタジオや稽古場、公演に使用する衣装や小道具の保管庫等を整備する内容となっております。また、文化専門人材の育成や県内外文化施設との機能連携を図ることなどにより、県内における文化活動を牽引する役割を担う拠点施設としての整備を進めております。運営主体につきましては、指定管理者による管理運営を予定しております。

次に、離島･過疎地域の振興に関する御質問の中の、東京オリンピックに向けたスポーツキャンプ誘致の拠点づくりについてお答えいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプを含むスポーツキャンプの誘致に当たっては、市町村、スポーツ及び観光関係団体などの意向等を踏まえることが重要であり､特に､各種スポーツ施設などを所有している市町村との連携・協力は不可欠であると認識しております。そのため、沖縄県では、本年度策定するスポーツコンベンション誘致戦略において、県及び市町村の役割や市町村支援のあり方などを検討した上で、市町村などと一体となった取り組みや施策展開を図っていきたいと考えております。また、あわせて全市町村を対象にスポーツ施設の設置状況やスポーツキャンプ誘致の意向などを調査することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中で、揮発油税等の軽減措置の延長に向けた取り組み等についてお答えをいたします。

揮発油税等の軽減措置は、これまで県民生活及び産業経済を支える重要な役割を果たしてきました。モノレール以外の鉄軌道がなく、主要な交通手段が自動車である本県においては、ガソリンの消費に高く依存しており、引き続き軽減措置が必要であります。

軽減措置の延長につきましては､沖縄県婦人連合会、沖縄県石油商業組合、沖縄県離島振興協議会、美ぎ島美しゃ市町村会から要請を受けております。

沖縄県としては、これらの要請も踏まえ、平成27年度税制改正要望において５年間の延長を要望し、政府及び自民党､公明党などへ要請活動を行っております。

次に、子育て支援に関する基金事業の本県における活用状況と問題点についてお答えをいたします。

沖縄県では、安心こども基金の設置以降、子育て支援に関するさまざまな事業に対して約200億円を拠出し、特に保育所整備については、120施設の整備により約4000人の定員を拡大してまいりました。保育所整備事業においては、市町村の財政負担が課題であることから、待機児童解消支援交付金の市町村負担分への活用を認め、整備の加速化を図っているところであります。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、地域包括支援センターの運営及び囲い込みの実態についてお答えをいたします。

本県には、平成25年４月時点で56カ所の地域包括支援センターがあり、そのうち市町村の直営が38カ所、市町村から社会福祉法人等への委託運営が３市１町の18カ所となっております。法人委託の地域包括支援センターにおいて、サービスを同一法人グループの事業所に誘導する、いわゆる囲い込みについて、社会福祉

法人等へ委託している４市町村に確認したところ、囲い込みの問題はないとのことであります。

県としましては、今後も地域包括支援センターが法令等の規定に基づき、適切、公正かつ中立な運営の確保に努めるよう市町村に助言してまいります。

次に、特別養護老人ホームの相部屋支援についてお答えをいたします。

厚生労働省では、特別養護老人ホームの居住環境の向上を推進するため、ユニット型個室への改修に限って改修費用の支援を行っているところであります。相部屋への支援については、現在、社会保障審議会分科会において、多床室であっても、プライバシーの配慮された改修については、補助の対象に加えることが検討されております。本改修については、定員の増を伴わないことから、入所待機者の解消に影響するものではありませんが、入所者の居住環境の向上を図ることが期待できると考えております。

次に、児童虐待の相談件数と対応等についてお答えをいたします。

本県の児童相談所における平成25年度の児童虐待相談処理件数は348件で、前年度に比べ15件減少しております。

虐待の主な内容としては、身体的虐待が41.1％で最も多く、ネグレクトが35.1％、心理的虐待が17％、性的虐待が6.9％となっています。主な虐待者の内訳としては、実母が一番多く48.3％、実父が30.2％、実父以外の父が８％等となっています。

児童虐待への対応につきましては、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことが重要であり、引き続き、相談支援体制の充実と関係機関の連携強化を進めるとともに、県民への広報啓発に取り組み、児童虐待の防止に努めてまいります。

次に、生活保護世帯への無料塾についてお答えをいたします。

県では、平成23年度から生活保護世帯の児童生徒に対し、世代間の貧困の連鎖を防止する観点から子どもの学習支援の事業を展開しているところであります。現在、当該事業は、県及び６市において実施されておりますが、平成27年４月１日から生活困窮者自立支援制度がスタートすることに伴い、同制度に基づく事業へ移行されることとなっております。事業が移行することで実施自治体において２分の１の費用負担が生じることになり、今後の事業展開が懸念されているところであります。

県としましては、学習支援は貧困の連鎖を防止するために効果的な取り組みであると認識しており、市町村とも連携し、次年度以降も事業が実施できるよう検討しているところであります。

次に、障害年金判定における本県の実態についてお答えをいたします。

障害基礎年金の申請は、市町村の国民年金所管部署を経由して行われ、沖縄県内の申請に係る審査及び認定については、日本年金機構沖縄事務センターが一括して行っております。日本年金機構本部及び厚生労働省から得られたデータによると、平成24年度における沖縄県内の障害基礎年金の決定件数は1895件であり、うち不支給決定件数は405件であります。

なお、判定内容については、現在、同機構本部において全国的な実態調査を行っているとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　１の沖縄振興策の推進についての中の、雇用に関する基金事業の活用状況についてお答えいたします。

沖縄県では、緊急経済対策として創設した雇用に関する基金として、国から298億円を受け入れ、平成25年度までに254億円を執行しております。さらに、基金事業の終期である平成27年度までに32億円、合計で286億円を執行し、１万8247人の雇用を創出することとしていることから、県内の雇用拡大に大きく寄与しているものと認識しております。また、現在実施している雇用の質を改善するための地域人づくり事業については、従来の基金ではできなかった賃上げ、正規化、定着支援等、既存従業員の処遇改善を行う取り組みが可能となっており、おおむね円滑に執行しております。

県としましては、今後とも県関係各課、市町村と連携し、適正な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農林水産業の振興についての御質問の中で、台風８号による被害状況及び支援対策についてお答えいたします。

台風８号による農林水産業関係の被害額については、約34億円となっております。その内訳は、サトウキビ、野菜などの農作物で約10億9200万円、農地・農業用施設で約５億3500万円、畜産関係で約1700万円、治山施設等の林業関係で約２億2700万円、漁港施設等の水産関係で約15億2800万円となっております。

県としましては、農林漁業者に対し、農業共済等の

活用、農林漁業セーフティネット資金など低利の制度資金の活用、農業制度資金の借入者に対する償還猶予などの支援を行っております。また、漁港施設等の公共施設については、応急工事を行うとともに、所要の経費について９月補正予算に計上するなど、早期の復旧に向けて取り組んでいるところであります。

次に、世界農業遺産申請に伴う県の支援についてお答えいたします。

世界農業遺産は、伝統農業を核とした世界的に重要な農業システムを次世代へ継承することを目的として、平成14年に国連食糧農業機関が設けた認定制度です。

国内では、これまでに佐渡や能登など５カ所が認定されております。今回、伊平屋・伊是名・多良間の３村は、本県特有の防風林等に守られた伝統的農業システムを保全すべき歴史ある農業遺産として申請を行っております。

県としましては、引き続き情報収集等を行いながら、関係３村と連携して認定に向け取り組んでまいります。

次に、ナスミバエによる農産物への影響と防除対策についてお答えいたします。

ナスミバエは、ナス科植物のナス、ピーマン、とうがらし等に寄生する害虫で、平成22年に沖縄本島で発生が確認され、中部地域を中心として21市町村に生息域を拡大しております。

農作物への影響については、適切な農薬防除を行っているナス、ピーマン等への寄生はなく、無農薬で栽培されている小規模圃場や家庭菜園のとうがらし果実に寄生しております。このため、県においては、生産者への防除対策の徹底指導、寄主植物の除去、未発生地域へのとうがらし果実の移動、自粛の呼びかけなどに取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも生産農家や関係機関と連携し、ナスミバエ防除の徹底に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育・文化・スポーツの振興についての御質問で、全国学力調査における小学校改善の要因と取り組みの成果についてお答えいたします。４(1)アと４(1)キは関連しますので一括してお答えいたします。

学力向上の取り組みとしては、教員指導力向上研修など沖縄振興特別推進交付金を活用した事業や、秋田県との教員人事交流、「わかる授業　Ｓｕｐｐｏｒｔ　Ｇｕｉｄｅ」の作成・配布、学力向上ＷＥＢシステムの運用等を通して児童の思考を深めるなど、言語活動の充実を図る授業改善を進めてまいりました。また、昨年11月に学力向上推進室を設置し、指導主事が直接学校を訪問して、学校経営や授業づくり等について支援しております。

このような取り組みにより、これまで課題であった正答率30％未満の割合や無解答率が大幅に改善され、算数Ａにおいては調査開始以来初めて全国平均正答率を上回る結果につながったものと捉えております。

次に、学校統廃合についてお答えいたします。

公立小中学校の統廃合につきましては、複式学級の解消や集団学習の実施、専門教科の配置などの利点がある一方、児童生徒のきめ細かい指導の減少や通学時間の延長などの懸念が挙げられます。また、地方における学校は「地域コミュニティーの核」として住民の集う場となっている地域もあるため、学校の持つ地域的意義が都市地区に比べ高くなっております。

県教育委員会としましては、当該地域の児童生徒の教育に責任を有する市町村教育委員会の主体的な判断を尊重し、適切に対応していきたいと考えております。

次に、小中学校における不登校の増加の要因等についてお答えいたします。

不登校の増加の要因といたしましては、生活習慣の乱れや人間関係の希薄化等が複合的に絡み合っていると考えられます。内訳につきましては、小学校では、不安など情緒的混乱や無気力等が上位を占めており、中学校では、遊び・非行や無気力が大半を占めております。

学校においては、生徒指導・教育相談の充実を図るとともに、スクールカウンセラーとも連携して不登校児童生徒や保護者へ粘り強くかかわっております。また、スクールソーシャルワーカー等の活用を通して、学校、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、不登校対策に努めているところです。

次に、元教育事務所長によるわいせつ事案等についてお答えいたします。

今般の事案につきましては、被害に遭われた生徒、御家族並びに県民の皆様に対して、心から深くおわびを申し上げます。

子供たちを守り育てるべき教育委員会から、このような逮捕・起訴された者が出たことについては、痛恨のきわみに感じているところです。当該職員は、７月30日に児童買春の容疑で逮捕され、８月18日に沖縄県青少年保護育成条例違反の罪により起訴されております。

県教育委員会におきましては、直ちに臨時の教育委員会会議と記者会見の開催、全管理職への訓示、さらに県内全地区での臨時の市町村教育長会及び校長会を開催するなど、再発防止の徹底を図ってまいりました。

現在、犯罪心理学や刑事法に関する有識者、弁護士、人権擁護機関、保護者代表など、18名の委員で構成する「わいせつ事案等再発防止対策検討委員会」を立ち上げ、さまざまな観点から、より実効性のある再発防止対策に取り組んでいるところです。

次に、ボランティア活動や豊かな体験活動についてお答えいたします。

集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の豊かな心を育むことは重要なことだと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも児童会・生徒会の自主的・主体的な活動や幼児、高齢者、障害のある人々との交流など、学校内外におけるかかわりを通して、豊かな心の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の、北部地域の基幹的病院に係る県と市町村の対応についてお答えします。

沖縄県保健医療計画においては、北部地域の安定した医師確保対策等を推進するため、基幹的病院の構想を含めた広範な議論を行うこととしております。このため、県では、市町村、医療関係団体等で構成する「北部地域における医療提供体制の確保に関する研究会」において、北部地域の課題解消に向け、基幹的病院構想について検討を進めております。また、北部市町村で構成する北部広域市町村圏事務組合においては、北部地域の安全・安心な定住条件整備事業を実施し、医師確保に係る住環境や教育環境の向上等に取り組んでいるところです。

県としましては、地域医療における地域自治体の果たす役割は重要であるとの観点から、引き続き北部市町村と連携・協力し、医療提供体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 離島・過疎地域の振興についての中で、離島地域の海岸漂着物対策についての御質問にお答えします。

平成25年度のモニタリング調査によると、年間の漂着ごみ推計量は、本島地域が283トン、本島周辺離島地域が859トン、宮古地域が236トン、八重山地域が764トンで合計約2143トンとなっており、離島地域で多い状況にあります。

漂着ごみの処理は、海岸管理者や市町村などで行っておりますが、市町村が行う漂着ごみの処理費用については、沖縄県海岸漂着物地域対策事業基金を活用し、10分の10の補助金を交付しております。

県としましては、海岸管理者、市町村などと連携し、今後とも効果的な海岸漂着物対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君 答弁ありがとうございました。

私の一般質問の中で、（「代表質問」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました、代表質問ですね、申しわけない。少し欲張り過ぎたか、ちょっと時間的に聞きづらかったことをおわび申し上げたいなと思います。

その中で、仲井眞県政におかれましては、21世紀ビジョン基本計画を策定し、きめ細やかな政策を展開していく中で、本当にさまざまな全てにおいての分野で成果が出ているなという感じを持っております。この流れをとめてはいけないなと改めて私は決意をしたところでございます。

そこで再質問をしたいと思います。

観光振興についての(5)なんですが、観光客1000万人達成のロードマップに関連して、昨年の観光入域客が658万人、4479億円と達成をして過去最高を記録しております。飛躍的な増加だと高く評価をいたしますが、その中で、ロードマップの中で2021年までに1000万人、そして１兆円の目標を定めております。そこでそれに向けて県としては年度ごと、あるいは国別、外国人観光客も含めて国ごとに設定し、積極的な誘客活動を展開していくことと思います。このことに関連して県は、今月シンガポールにおいて副知事を先頭にトップセールスを実施しており、また来年度からはシンガポール事務所を開設すると聞いております。

そこで、県シンガポール事務所の役割をどのように考え、設置によってどのような効果を発揮するものなのか、そのことについてお答えください。

以上、終わります。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 具志堅透議員の再質問にお答えします。

シンガポール事務所の役割をどのように考えているかと、設置についてどのような効果を発揮すると考えているかとそういう趣旨の再質問にお答えいたします。

まずシンガポール事務所につきましては、平成27年度の設置に向けて現在庁内で調整を進めているところでございます。シンガポールを含むＡＳＥＡＮ加盟国、人口６億人を超える巨大市場でございます。近年、世界的にも経済成長が著しい、若年人口も非常に多いことから、今後もさらなる経済成長が期待をされているところであります。

とりわけシンガポールにつきましては、東南アジア地域の人、物、情報のハブとなっておりまして、また、１人当たりのＧＤＰが今アジアのトップに位置をすると、所得水準も非常に高い、輸入障壁も低いというふうなことでございます。そのため、観光誘客とか県産品の販路拡大の大きな可能性を秘めております。

県としましては、シンガポール事務所を設置することによりまして、ことし３月に締結をいたしましたシンガポール・チャンギ空港グループとの相互協力の覚書を活用した観光誘客、それから企業誘致、ことし５月に就航いたしました国際航空貨物便を活用した県産品の販路拡大などの効果を期待するとともに、また、シンガポールだけでなく、そこからタイ、インドネシア、マレーシアなど周辺諸国までの市場改革も見据えて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君 こんにちは。

社民・護憲ネットの照屋大河です。

通告に従い、会派代表質問を行います。

大きい１番目、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場の辺野古新基地建設について。

ア、知事は８月７日の出馬表明で、辺野古に移す政府の案が現実的なスピードで前に動き始めた。反対とか何とかでもう一回もとに戻しても混乱するだけだと述べた。埋立承認した今、辺野古は現実的との認識か伺います。

イ、知事は同日の記者会見で、自身の２期８年の県政運営を振り返り、「流れ、うねりを止めるな、逆回転させるなということに尽きる」とも述べたが、発言には普天間問題も含まれるのか伺います。

ウ、菅官房長官は９月10日の記者会見で、辺野古新基地建設が知事選の争点になるかを問われ、「最大の関心は沖縄県が（辺野古沿岸部の）埋め立てを承諾するかどうかだった。知事が承認し粛々と工事しており、もう過去の問題だ。争点にはならない」との認識を示した。辺野古は「過去の問題」か、知事選の争点にはならないとの考えか、知事の認識を伺います。

エ、去る９月10日、県内の住民687人が辺野古埋立承認の取り消しを求めている訴訟の第８回口頭弁論が那覇地裁であった。埋立関連手続の一切の執行停止を認めるよう主張した住民側に対し、県側は、執行停止されれば「普天間飛行場の危険性除去という、公共の福祉に重大な影響を及ぼす」と反論したようだが、知事も同様の認識か伺います。

２番、辺野古の状況について。

去る９月20日、名護市辺野古の浜で新基地建設に反対する県民集会が開催されました。5500人もの県民が辺野古の浜を埋め尽くしました。８月23日の米軍キャンプ・シュワブゲート前の集会に続く２度目の大規模な集会となりましたが、短期間に開催された２度の集会は、新基地建設の不条理を日米両政府に強く訴える沖縄県民の意思であり、新基地建設に反対する強固な県民世論のあらわれであると考えます。また、７月から続くゲート前での新基地建設に反対する闘いは、カンパや差し入れが途切れずに続いており、県民のみならず、全国、全世界にも大きな力を持って広がっていることを確信しています。

そこで伺います。

辺野古新基地建設現場の状況について。

ア、現場海域では、反対する市民らが海上保安庁職員によって排除され、けが人も出ている。キャンプ・シュワブゲート前でも民間警備員や県警らと県民がにらみ合っている。かかる状況をどのように受けとめているのか、知事の見解について伺います。

イ、知事は、県民の命を預かる立場としてキャンプ・シュワブゲート前と辺野古沿岸部を現場視察する考えはあるか伺います。

ウ、キャンプ・シュワブゲート前での「８・23県民集会」、辺野古の浜での「９・20県民大行動」について、知事の見解を伺います。

エ、作業着手以後、辺野古海域をジュゴンが泳いでいる姿がたびたび報道されているが、知事は承知しているのか伺います。

(3)、久辺３区連名の政府要請への知事同行について。

去る９月10日、久辺３区の区長連名で官房長官、防

衛大臣、沖縄担当大臣宛ての要請がなされた。知事も同行しています。

ア、知事同行の経緯について伺います。

大きい２番、相次いで明るみに出た在沖米軍基地に関する米側資料について。

米側資料や米元高官の証言で明るみに出る新事実は、日本政府の説明や見解と相反することが多々あり、その隠蔽体質を際立たせています。結果として、時の政権の説明をうのみにした県の政策判断は誤りとなり、将来の県民生活に禍根を残すことになると強く危惧します。

以下、伺います。

(1)、モンデール氏の証言記録について。

1995年の少女暴行事件直後、米政府が在沖米軍の撤退や大幅な縮小を検討していたにもかかわらず、日本政府が撤退させないように米側に求めていたことが当時の駐日米大使ウォルター・モンデール氏の証言記録で明らかになった。政府の対応について知事の見解を伺います。

(2)、ウィキリークス公表の米公電について。

高速輸送船配備を示唆するなど新基地における軍港機能付与について、日本政府が少なくとも2009年段階で把握していたことがウィキリークス公表の米公電で明らかになった。同公電からは、ＭＶ22オスプレイの県内配備についても、2012年６月の「接受国通報」前の2009年段階で把握していたことが読み取れる。

ア、辺野古新基地への軍港機能付与は、現在の普天間基地と比べて基地機能が強化されるとの認識か、知事の見解について伺います。

大きい３番、基地問題について。

(1)、普天間、嘉手納両基地の米軍機運用実態について。

ア、ＫＣ130が岩国に移駐するや否や外来機として飛来し、また、オスプレイを初めとする所属機が３日連続で０時超え飛行を行うなど、普天間基地での訓練が激化している。負担軽減に逆行している現状に対する知事の見解について伺います。

イ、普天間所属機による深夜飛行激化は、同時期にホワイト・ビーチに入港した米軍強襲揚陸艦での着艦訓練に伴うものとの報道があるが、県として実態把握しているか伺います。

ウ、ハリアーの着陸時出火、米本国における同型機墜落を顧みないＦ15の訓練継続、相次ぐ緊急停止など、最近の嘉手納基地における米軍機運用も目に余るものがある。県の対応について伺います。

エ、県実施の2013年度航空機騒音測定結果のうち、普天間、嘉手納両基地において、W値では基準値を超えているにもかかわらず、Ｌｄｅｎでは基準値以下となった測定局について明らかにした上で、防音工事対象区域拡大に対する県の見解について伺います。

(2)番、軍転協要請について。

普天間基地について、事務局を務める県が昨年度の要請文言である「県外移設及び早期返還」を本年度では削除し、「一日も早い危険性の除去」と変更した理由について伺います。

(3)、高江ヘリパッド工事について。

報道によると、工事車両の出入り口となる県道70号線沿いの路側帯について、沖縄防衛局は日米地位協定に基づく共同使用を見直して米軍専用区域とし、立入制限を検討しているようである。その上で、建設に反対する住民らが県道70号線沿いや国有林部分に設置したテントや車両の撤去を拒んだ場合、裁判所への仮処分申請を検討しているとの報道もある。

ア、事実関係について把握しているか伺う。

イ、共同使用の見直し対象は県道だが、防衛局から県に対して照会や申し入れ、事前協議等はあったか。その日時と概要を示されたい。

ウ、共同使用見直しによる県道70号線路側帯の米軍専用区域化や、テント・車両撤去の仮処分申請を検討する防衛省・沖縄防衛局の強行姿勢に対する県の見解について伺います。

４番、下地島空港の軍事利用について。

県は、2014年度県総合防災訓練で、駐機場として自衛隊機による下地島空港利用を認めた。

2009年の総合防災訓練の際は、駐機場として宮古島空港を使用している。今回、下地島空港の使用を認めた理由について伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　照屋大河議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、出馬表明記者会見での発言についてにお答えをいたします。

私の「流れ、うねりを止めるな、逆回転させるな」という発言の趣旨は、普天間飛行場を含む基地問題の早期の解決を図り、県民生活を一段と向上させ、沖縄の振興・発展を加速させたいとの思いが込められております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、辺野古は知事選の争点かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県政にはさまざまな行政分野があり、基地問題

は難しい問題ではありますが、これればかりではなく、離島の問題、そして子供の貧困の問題、教育の問題、医療・福祉、産業振興の問題などなど多くの解決すべき問題、課題を我々は抱えております。これらの課題がそれぞれ争点になるものと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、自衛隊機による下地島空港使用についての御質問にお答えいたします。

今年度の沖縄県総合防災訓練において、人員空輸の訓練を目的に、陸上自衛隊に対し宮古空港及び下地島空港の使用を認めたところであります。

なお、これまでも下地島空港を使用した総合防災訓練が行われております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古は現実的との認識かとの御質問にお答えいたします。

日米両政府が推進する辺野古移設案は、現在の普天間飛行場と比較して住宅密集地の真ん中から海上へ移設すること、飛行ルートの下に民家がないこと、一番近い民家まで約１キロメートルあること、面積が半分以下（約43％）に減少するなど、安全性や騒音は現実に改善するものと考えております。現行計画は、普天間飛行場の危険性を抜本的に除去する現実的かつ具体的な方策であると考えております。

次に、反対運動への見解及び辺野古視察について、１の(2)のア及びイは関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

普天間飛行場代替施設建設事業は沖縄防衛局が事業主体として進められるものであり、工事の進め方等については、事業者が責任を持って説明すべきであると考えております。現在進められている作業については、関係法令にのっとり行われていると承知しておりますが、安全や環境に配慮して進められるべきであり、反対する方々もルールを守って意見を表明すべきであると考えております。

なお、知事の視察は現場の状況を勘案しつつ検討したいと考えております。

次に、辺野古での県民集会等についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設について、県民の間にはさまざまな意見がありますが、御質問の行動は主として計画に反対する人々による運動と承知しております。

次に、ジュゴンに関する報道についてお答えいたします。

辺野古沿岸でジュゴンが生息していることは、これまで関係部局において把握しております。辺野古沿岸におけるジュゴンの報道についても県として承知しております。

次に、久辺３区連名の政府要請への知事同行の経緯についてお答えいたします。

８月29日、名護市辺野古区、豊原区及び久志区の３区長から知事宛て「普天間飛行場代替施設建設に係る諸要望の実現について」との要請がありました。その内容は、いわゆる久辺３区として、代替施設の計画が世界一危険とされる普天間飛行場の閉鎖を促進し、多くの県民を救うという公益性に理解を示した上で、建設に当たっては住民生活や地域の環境に十分な配慮を求めるとして、「１、他地域に比較して著しく立ち後れている生活基盤の整備」、「２、代替施設建設工事に伴う十分な配慮」、「３、将来における住民生活の向上に向けた施策の実施」、「４、米軍基地負担集中に係る住民への配慮及び補償」、「５、キャンプシュワーブから派生する問題の解決」、以上５項目を求めております。

要請を受け、知事は９月10日、代表者とともに上京し、計画が進捗する中、同要請は速やかに政府にお伝えする必要があるとの考えのもと、内閣官房長官、防衛大臣、沖縄担当大臣に直接要請を行ったところであります。

次に、相次いで明るみに出た在沖米軍基地に関する米側資料についての御質問の中で、モンデール元駐日大使の証言に対する県の見解についてお答えいたします。

沖縄には、戦後69年の長きにわたり広大な米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けております。

沖縄県としては、日米両政府に対し、県民の目に見える形で、基地問題の解決が図られるよう累次にわたり求めてきたところであり、日米両政府は、沖縄の基地負担の軽減に真摯に取り組むべきであると考えております。

御質問の日本政府及び米国政府の姿勢については、県として確認できる資料を現在持っておりません。

次に、普天間飛行場代替施設の機能についてお答えいたします。

係船機能つき護岸について、埋立承認申請書には、ヘリ等が故障した場合等において船舶を使用した輸送

を実施する必要があることから、護岸の一部を船舶が接岸できる構造として整備しますが、恒常的に兵員や物資の積みおろしを機能とするようないわゆる軍港を建設することは考えていませんと記載されております。

次に、基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場におけるＫＣ130の外来機飛来や夜間訓練についてお答えいたします。

普天間飛行場所属のＫＣ130については、８月26日に全機、岩国飛行場へ移駐が行われております。その後、同機種は何度も普天間飛行場に飛来しており、また、オスプレイによる深夜の飛行も行われております。

県としては、かねてから普天間飛行場負担軽減推進会議の場において、ＫＣ130の移駐が実効性を持ち、市民が実感できるものであるよう運用に配慮すること、また、航空機の夜間離発着を抑制することを強く求めているところであります。

現在、政府において移駐の効果を確認するため調査を実施しており、県は宜野湾市とも協力し、負担軽減措置を実効性あるものとするよう取り組んでまいります。

次に、基地問題についての御質問の中で、普天間所属機による深夜飛行激化についてお答えいたします。

米軍の強襲揚陸艦ペリリューが普天間所属機の深夜訓練にかかわっていた可能性が高いとの報道があったことは承知しております。

普天間飛行場所属機による深夜訓練について、沖縄防衛局によれば、米側から作戦保全上の理由で航空機の運用に関する具体的情報の提供を受けていないため、訓練内容については承知していないとのことであります。

県は、去る９月12日に、航空機騒音の軽減措置等に係る要請の際、米軍や関係機関に対し、夜間訓練飛行の制限に最大限の努力を払うよう申し入れたところであります。

次に、基地問題についての御質問の中で、ハリアーの着陸時出火等への県の対応についてお答えいたします。

去る９月４日に発生したＡＶ８Ｂハリアー機の着陸後の火災について、県は、具体的な事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を米軍及び沖縄防衛局に対し強く求めたところであります。

県としましては、航空機に関連する事故は県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保について、米軍及び日本政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、平成25年度航空機騒音測定結果及び防音工事対象区域についてお答えいたします。

県環境部が実施した平成25年度の嘉手納及び普天間両飛行場周辺における航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては、全20測定局中９局が従来のW値での環境基準を超過しており、そのうちＬｄｅｎで基準値以内となったのは上勢測定局１局となっております。

また、普天間飛行場周辺においては、全15測定局中２局が従来のW値の環境基準を超過しており、そのうちＬｄｅｎで基準値以内となったのは野嵩測定局１局となっております。

住宅防音工事については、県は軍転協とも連携して、これまであらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して要請しております。

去る９月17日には菅官房長官、９月22日には江渡防衛大臣に対し、住宅防音工事の対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とすることなど、騒音対策の強化・拡充を行うよう要請したところであります。

次に、軍転協の要請項目の変更についてお答えいたします。

平成26年度軍用地転用促進・基地問題協議会いわゆる軍転協の要請項目については、現在、課長クラスで構成する幹事会において調整しているところであります。

県としては、普天間飛行場問題の原点に立ち返るという趣旨から、要請項目を「普天間飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期返還について」と変更する案を提示して調整を重ねているところであり、最終的な文言は固まっておりません。

次に、県道70号線路側帯共同使用の見直し、事前協議及び県の見解についてお答えいたします。３の(3)のア、イ及びウは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

沖縄防衛局において、県道70号線路側帯の共同使用の見直しを検討しているという報道は承知しております。県は、沖縄防衛局に対し報道内容について照会しておりますが、現時点で事実関係は確認できておりません。

県としましては、北部訓練場のヘリパッド移設は、県の基地負担軽減につながることを踏まえつつ、道路管理者として、安全かつ円滑な道路の通行に支障が生

じないよう、適切に対応してまいります。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕
○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古承認執行停止申し立てに対する県の反論についてお答えいたします。
普天間飛行場は市街地の中心に位置しており、一日も早い危険性の除去を図る必要があると認識しております。そのため、普天間飛行場移設については、県外移設を含むあらゆるオプションの検討を求めてきましたが、日米両政府は、現在、辺野古の代替施設建設を唯一の解決策としております。同事業の停止は普天間飛行場の固定化につながることが懸念され、返還合意から18年経た今も危険性に苦しむ周辺住民がいることを考慮すると、固定化・長期化は避けるべきであります。
このような観点から、県は執行停止申し立てに対して、辺野古埋立承認の執行停止を認めることは公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとの意見書を提出したところであります。
以上でございます。
○照屋　大河君　休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後３時６分休憩
午後３時11分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
仲井眞知事。
〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君） 恐縮ですが、申し上げたつもりではおりますけれども、あえて申し上げますと、辺野古は争点かという御質問には非常に答えにくいというのが答弁です。ただ、争点というのはたくさんありますから、基地問題の中に入れれば辺野古も争点の一つであろうと、こういうことでございます。
○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。
〔照屋大河君登壇〕
○照屋　大河君　知事に伺います。
先ほど裁判の件で土木建築部長から答弁がありましたが、執行を停止されれば普天間飛行場の危険性除去という公共の福祉に重大な影響を及ぼすと、そういうふうに反論をした。裁判所においてもそうであるし、この議場においても知事の考えはそうだということでの答弁でした。部長の答弁は、固定化の懸念、長期化の懸念がある、そういうことで執行停止は許されないというふうな答弁だったと思うんですが、振り返って約１年前の11月ごろですか、知事はこの普天間飛行場の問題について、辺野古移設か固定化か二者択一を迫る政府の姿勢に対して、「固定化という発想、言葉が出てくるのは一種の堕落だ」と強く批判しているんですね。先ほどは固定化が懸念される、長期化が懸念されるという姿勢に変わったようです。現在、その二者択一の一方である辺野古移設が進められているわけですが、知事は今後、政府とともにこの辺野古移設推進、政府が今、唯一の解決策だと言っているんだと答弁されていましたが、政府とともに今後は辺野古移設を推進していく政治姿勢なのか、そういう形で選挙戦に臨むのかについて伺います。
次に、ジュゴンの件について伺います。
先ほどその姿を把握している、新聞報道でも承知しているというふうな答弁がありました。知事、これは宜野湾市に張り出された横断幕です。（資料を掲示）
ちょっと休憩してください。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後３時14分休憩
午後３時14分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
○照屋　大河君　「どっちが大事　ジュゴン×　こっちが大事　宜野湾市民○」というふうに書かれた横断幕が宜野湾市の幾つかの場所で現在見られるようです。このように命の重さを比較して宣伝するようなやり方、命の重さをてんびんにかけて宣伝するようなやり方に対する、あり方に対する知事の見解について伺いたいというふうに思います。
済みません、これは教育長にも伺います。
最近になって子供たちが被害者になる、あるいは加害者になる事件･事故、それから命を奪われてしまう、命を奪ってしまうような事件・事故が本土では相次ぎました。先ほども申し上げましたが、このような形で命を比較するような、命の重さをてんびんにかけるようなこの宣伝のあり方について、子供たちには大変な影響、悪い影響を与えるというふうに思うんですが、この件について教育長の見解も伺いたいというふうに思います。
休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後３時16分休憩
午後３時16分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
○照屋　大河君　久辺３区の区長さんの要請について伺います。
久辺３区区長連名の要請文には、「以下の要望が受

け入れられない場合、私たちは命がけで計画の実施に反対する覚悟であります。」とあり、また、要請項目の４番目には、「米軍基地負担集中に係る住民への配慮及び補償」と書かれています。補償を求め、それがかなわないなら命がけで反対すると言っているわけです。明らかに条件闘争であります。ただ、この要請は知事の承認を根拠に進む新基地の建設工事、目の前で進む工事を前に命や生活をみずから守るために行われた要請条件闘争に追い込まれたのではないかというふうに考えますが、知事の見解について伺います。

基地問題について、軍転協の要請について、那覇市、名護市、北谷町、読谷村から要請内容が後退した印象を受ける。先ほど調整中だというふうにありましたが、県外移設の文言は残すべきとの声があるようですが、この件について県の見解について伺います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時18分休憩

午後３時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 再質問で４つ、５つ御質問いただきましたが、１番目でしょうか、私のほうでお答えいたします。

この固定化は堕落ではないかというような発言をしたでしょうと、こういう御質問との関連ですが、少しわかりにくいところがございますが、いずれにしましても普天間飛行場の危険性の除去というのが私の公約のもともとの目的でございますから、危険性の除去ということで私が公有水面埋立法の承認をして以来、法にのっとって承認をして以来といいますか、現実的なその危険性の除去ということで政府による作業が進行しているというのは、これは現実でありまして、ですからそういう意味では普天間の危険性の除去というものを実現するために政府の作業が進んでいるというものは、これは現実問題として認めるべきものだとは思います。そして私はさらに５年以内の運用停止というのも政府と今詰めているところでございます。

そういうことですから、普天間の危険性の除去という点では現実的な解決の方向に物事は進められていると考えております。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 再質問にお答えいたします。

まず、張り出されたジュゴンのポスターについての評価ですけれども、生命はどちらが大事かというような、私もきょう初めて知ったんですけれども、このような表現というのは、このポスターを張り出した主体というんですか、その団体のお考えであるということだと思いますので、県として公式の評価あるいは見解というものは控えさせていただきますが、あえて申し上げれば、ジュゴンにつきましてはこれまで環境影響評価あるいは埋立申請の審査の中で一定の結論が出ているものと考えております。

次に、久辺３区の要請について、これは条件闘争そのものではないかといった趣旨の御質問であったと考えます。

これは、子細に県に宛てた要請をよく読んでみますと、この方々は、例えば、私たち辺野古区、豊原区、久志区の住民は、現在埋め立ての工事が開始された状況をある意味で予想された事態と理解しつつも、長年にわたり米軍基地と隣り合って営まれてきた住民生活への影響がさらに増大するのではないかという不安を持って受けとめているといったことが書いてございます。また、今、議員御指摘のように、以下の要望が受け入れられない場合、私たちは命がけで計画の実施に反対する覚悟でありますとおっしゃっておられます。その具体的な要請項目の中に、「米軍基地負担集中に係る住民への配慮及び補償」というのがございますけれども、これが３点ございまして、１点目が、「住民の意見が基地運用に直ちに反映される制度の構築」、２点目が、「基地運用に係る徹底的な住民生活・環境への配慮と運用計画の公表」、３点目が、「基地負担に見合った住民への補償的施策の実施」と、そういうことになっておりまして、これはやはり18年間、現地で大変御苦労された住民の方々の一つの声であろうということで、知事はこれを受けとめて政府へ要請をしたという経緯でございます。

３点目でございますが、軍転協要請の内容でございます。

これは先ほど申し上げましたように、県といたしましては、普天間飛行場の問題の原点に立ち返るという趣旨から、要請項目を普天間飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期返還という形で昨年と表現を変えまして、その案を出した状況でございます。答弁申し上げましたように、現在、各市町村の御意見を聞きやりとりをしております。もちろんこの案では不十分であるというような、あるいは去年の案がよいというような御意見もございますので、そういったものを真摯にお聞きして今後調整をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） 率直に申し上げて、急に振られて困惑・当惑しておりますけれども、このポスターを見るのは初めてで、このポスターがどういう立場の人が、どういう意図でやったのか、現段階では判断しかねるところです。

それからまた、恐縮ですけれども、このポスターが最近の殺人事件ですか、これとどうかかわるのかも判断しかねるところです。したがって、県教育庁の立場としては、命の教育の観点からなのか、あるいは文化財保護教育の観点からなのか、答弁が難しいものと思います。ただし、ジュゴンのバツ印はいかがなものかと気になるところです。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君 先ほど、固定化か辺野古移設かということで、昨年知事が県外移設を掲げていたときに、強く政府に対峙した、対決したフレーズを申し上げました。今、知事はすっかり推進したというふうに推進の立場に移っていくんだというふうに感じています。５年以内の運用停止が現実的に進んでいるということですが、政府は、今唯一の解決策と示して、その当時、知事が固定化か辺野古移設か二者択一では一種の堕落だと言った時点から、その固定化を回避するために取り組みがあったというふうに知事は考えているのか、国や政府は。あるいは普天間の危険性を除去するために国や政府としての取り組み、そういう努力などがあったというふうに知事は認識をしているのかについて伺います。

それから、補償の件ですが、沖縄県内は多くの基地を抱えます。中部地区は特に多くの基地を抱えます。昨年のオスプレイの強行配備以来、地域の皆さんの負担は大きくなっていくわけですね。そういった点に対しても知事公室長が先ほどの久辺同様の要請をすべきだろうというふうに考えていますが、先ほどの答弁から基地被害に苦しむ、先ほど嘉手納の話も申し上げました。ホワイト・ビーチの話も申し上げました。そういう点について、しっかりと久辺３区同様の対応をやっていく、そういう決意があるのかどうかの点について伺いたいというふうに思います。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩下さい。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋議員の再々質問にお答えいたしますが、危険性の除去ということについて、もともと普天間の危険性の除去ということがそもそもの原点ですから、そういうことで政府もそれなりの検討はいろいろやったのではないかと私は考えております。そしてまた、現在では５年以内の運用停止状態の実現ということにも非常に熱心に取り組んで現実化しようということで、実現しようということで取り組んでおられますし、危険性除去についてはそれなりに力を入れてやってきたと私は考えております。

ただ一つ、思い出せば、私が約８年知事をやっている間に総理が７人交代したという点で、１年ごとの交代という点ですので、実際の作業の状況がはっきりと見えにくかったという状況はあるかもしれません。しかしながら、この危険性の除去ということについて、政府は政府なりにいろいろ検討したのではないかと私のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） お答えいたします。

久辺３区の要請について、その他、沖縄でこの地区以外にも基地の負担をこうむっている住民の声をしっかり同じように届ける、そういう意識はあるかどうかといった御質問だったと思いますけれども、基地の被害を政府に訴えてその是正を求めるといったことはこれまで騒音被害あるいは事件・事故、環境汚染といったことで累次行っているわけでございます。

今回、あえて知事が同行しこの久辺３区の方々の声をお届けしたというのは、これまで18年間そういった声が届いていなかったというようなそういう背景があろうかと思います。いずれにしましても、それぞれのケースはございますけれども、沖縄の現状を政府に訴え、その実際に苦しんでいる住民の方々の声をお届けするということに関しましては、県はこれまで以上に自治体等とも協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後４時６分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネットを代表いたしまして、質問いたします。

質問に入ります前に一言申し上げます。

11月16日はいよいよ知事選でございます。仲井眞知事がここに戻ってこれるかどうかわかりませんので、この２期８年間の慰労を、本当にお疲れさまでした、知事。ありがとうございました。選挙だけはあけてみないとわからないものですから、次お会いできるかどうかもわかりませんので、今のうちに慰労をしていきたいと思います。

さて、辺野古の公有水面埋め立てを承認した知事なんですが、その後、県外移設を諦めたわけじゃないという発言もしています。それを聞いた世間の人が、知事の常識は世間の非常識だと言いました。なるほど言い得て妙だなと私は思っております。本当にそういうことは常識が世間では非常識なんだなということを思って、代表質問に入ります。

それでは教育問題。

2014年度全国学力テストの成績が沖縄県の小学校・算数Ａが６位、算数Ｂが34位、国語はＡ、Ｂともに32位と躍進しました。それなりに努力した結果だと思います。１回だけの成績で一喜一憂するわけではありませんが、最下位から一気に６位に上げるためにどのような対策がとられたのか。また、今後この状況をどう継続するのか伺います。あわせて学力についてもお伺いいたします。

次、国の教育再生実行会議は、2014年７月３日第五次提言を行いました。その中で「全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。」として、幼児教育を無償で保障する観点から義務教育化を検討することとしております。沖縄の幼稚園は約80％が小学校に併設されていて、義務教育化するにはそれほど多くの財政負担は必要ないと思いますが、幼小連携の義務化についての教育庁の見解を伺います。

次、2014年５月に出された市町村の交付金は47億6445万3179円となっています。公立幼稚園の予算についてです。需用費等として1209万2000円計上されておりますけれども、預かり保育の消耗品費がゼロになり、実態は幼稚園から補充しているとのことです。改善策を伺います。

次、給料が安くて身分も不安定なため、幼稚園教諭や保育士のなり手が少なく困っているとのことです。改善が必要と思うのですが、どのような対応策があるのか見解を伺います。

次、小・中・高のクーラー設置状況について伺います。

先日視察した小学校では、子供たちが本当に暑い中で勉強しておりました。特に最上階の教室ではその度合いが大でした。よい教育環境を整備するためにも早目のクーラー設置が求められますが、県の見解を伺います。

次、夏季休業中の臨時任用栄養教諭の勤務実態について伺います。これは私６月議会でも取り上げているんですけれども、その後どうなったか、いわゆるサービス勤務はなかったのか伺います。

次、盲学校の生徒の登下校での事故についてですが、白杖を持った生徒が蹴られて本土ではけがをしました。沖縄ではこれまでどんな事故があったのか伺います。

次、中高一貫教育を希望する学校がふえているようですが、どのぐらいあるのですか。それに対する県の対応を伺います。

次、県内小・中・高の男女混合名簿の実施状況は全国と比べて低いようですが、男女平等や人権尊重の教育を推進するためにも小さいころからの環境づくりが大切だと思いますが、ふやすための教育庁の取り組みについて伺います。

２、福祉関連について。

子供の貧困問題と非行問題について。

2012年の調査では子供の貧困率が16.3％とのことです。６人に１人が平均所得の半分以下で生活しています。子供の非行問題など低年齢化し、再犯率も高い中で子供に対する支援はどうなっているのか伺います。あわせて非行の実態についても伺います。

生活保護世帯の学習支援事業として行われている無料塾が、来年から国の制度変更で全額補助から２分の１補助に引き下げられるとのことです。この事業で高校進学ができたと喜ぶ生徒のことを考えたら県として何らかの支援策が必要と思いますが、対応策を伺います。

次、地域医療・介護総合確保推進法が成立しましたが、今後沖縄県にどのような影響があるのか伺います。

次、母子・父子家庭への支援問題はとても大切であり、よりよいものにするために実情に即した改善が求められます。ひとり親家庭では子供が病気をしたり、急な出張が出たり、その対応が厳しいようです。仕事を休むと嫌みを言われたりして退職に追いやられたりしています。失業の不安をなくし、就労支援がスムーズにいくために、今ある母子家庭等日常生活支援事業

のさらなる拡充が求められています。現在500万円の予算のようですが、那覇市以外の40市町村をこの500万でカバーしております。しかも、年間１人10回という制限つきです。改善について県の対応を伺います。

次３番目、医療関連について。

若年性認知症の実態と介護の実態、この問題に対する県のかかわりを伺います。

次、地域の住民から県立病院の医師不足について電話がありました。医師不足解消のため20億円の基金をことしから創設するようですが、現在の医師不足の状況とそれをどのぐらい解消できるのか伺います。

４、雇用問題について。

県内の雇用状況は、本土に比べて相変わらず高い失業率と高い非正規雇用率が続いています。若年失業率も相変わらず高いままです。2013年の完全失業率は沖縄県が5.7％、全国が4.0％です。非正規雇用率も2012年のデータで沖縄県は44.5％、全国は38.2％となっています。ハローワークに寄せられた2013年の新規求人数のうち非正規雇用が71.7％となっており、正規化への道も厳しいものがあります。全国並みの４％台が知事の公約ではなかったでしょうか。正規雇用をふやすためにどのようなことをしているのか伺います。

次、県内の正規社員の求人が少ないのは産業構造にも要因があると言われています。高い非正規率を解消し、全国一低い県民所得の202万円を増大するための県の対応を伺います。

次、カジノ問題についてですね。

カジノ導入については、これまで賛否両論、多様な意見が述べられてきました。カジノは世界保健機構（ＷＨＯ）でも病的賭博としてギャンブル依存症を懸念しています。昨年の調査では日本で男性438万人、女性98万人、計536万人、人口の約５％がギャンブル依存症と推計されるとしています。ラスベガスでも大型ホテルの閉鎖が報道されていて、ましてやカジノが長期的に沖縄の経済活性化にどう結びつくのか疑問です。沖縄のさまざまな環境破壊につながるものと懸念しています。カジノ導入はやめるべきだと思いますが、知事の見解を求めます。

次、待機児童の解消について。

厚生労働省の全国集計で、県内の待機児童は東京に次いで全国２番目に多い2160人とのこと。一向に解消されない待機児童問題に県はどう対応していくのか伺います。

７、買春問題について。

７月30日、突然飛び込んできたニュースにびっくりしました。教育界の信用が失墜した瞬間でした。児童買春ではなくてより刑罰の軽い県青少年保護育成条例違反での起訴とのこと。教育庁と県警の見解と今後の対策についても伺います。

以上。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　狩俣信子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、医療関連についての御質問の中で、県立病院の医師不足の状況と20億円の基金によります解消の見込みについてという御質問にお答えいたします。

平成26年９月１日現在、県立病院における医師不足の状況は、北部病院産婦人科３名、そして南部医療センター・こども医療センター泌尿器科１名、宮古病院耳鼻咽喉科１名、八重山病院脳神経外科１名、眼科１名の計７名となっております。なお、宮古病院耳鼻咽喉科につきましては、10月１日付で医師が確保される予定となっております。

沖縄県といたしましては、今議会に提案しております沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を活用して、医師不足解消に向けた取り組みをさらに強化してまいる所存でございます。

次に、雇用問題についての御質問の中で、完全失業率全国並みの実現と正規雇用対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率全国並み実現のため、「みんなでグッジョブ運動」を推進いたしますとともに、産業の振興や企業誘致等、雇用機会の拡大に取り組んでまいりました。これらの取り組みにより、平成25年の沖縄県の完全失業率は5.7％となり、平成18年の就任時の7.7％に比べると２ポイント改善し、就業者数も４万5000人増加いたしております。また、月別で見ますと、昨年６月以降、計６回、４％台を記録するなど、大幅な雇用情勢の改善が図られているところでございます。

正規雇用対策につきましては、経済団体に対する要請活動、そして人材育成企業認証制度の創設や緊急雇用基金を活用した事業等を実施いたしているところでございます。

沖縄県といたしましては、今後とも国や関係機関と連携し、雇用の拡大及び質の向上に取り組んでまいる所存でございます。

次に、待機児童の解消についての中で、待機児童問題に対する県の対応についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、安心こども基金の活用により、当初予算で約30億円を確保し、待機児童の解消に向けた保育所整備を進めております。さらに、取り組みの加速化を図るため、今議会に約25億円を計上し、当初予算と合わせ55施設の整備で2476人の定員を拡大することといたしております。

沖縄県といたしましては、引き続き保育所整備の前倒しなど、市町村と連携して平成29年度末までに待機児童の解消を図ってまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） カジノ問題に関する御質問の中で、カジノ導入についてお答えいたします。

カジノを含む統合リゾートいわゆるＩＲにつきましては、観光振興や税収の確保など、経済波及効果の面でメリットがあると言われております。また、多様なエンターテインメントの提供が可能となることから、沖縄が世界水準の観光・リゾート地の形成を図る上で有効な手段の一つになり得ると考えております。一方で、ギャンブル依存などの問題も指摘されており、こうした懸念事項に対しましては、国が講じる措置に加え、さらに必要な対応策について厳格に検討していく所存であります。

沖縄県としましては、国会における関連法案の審議を注視しつつ、引き続き統合リゾートの導入に関する検討を進め、導入に当たっては、具体的構想・計画を示しながらコンセンサスを得てまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 雇用問題についての御質問の中で、高い非正規率を解消し、県民所得を増大するための対応についてお答えいたします。

沖縄県では、非正規雇用者が多い第３次産業の割合が全国に比べて高いことから、非正規雇用率が高くなっていると考えております。そのため、県では、経済団体及び業界団体に対し、「非正規雇用労働者の正社員転換等」について要請を行ったところであります。また、従業員の正規雇用化や処遇改善を促進するため、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を認証する「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の実施に加え、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する「人材育成企業認証制度」の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。さらに、今年度から緊急雇用基金を活用した地域人づくり事業を実施するとともに、国が行う「キャリアアップ助成金」の周知徹底に努めております。

県民所得向上のためには、県内産業の振興等を図るとともに、正規雇用の拡大が重要であると認識しており、県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育問題についての御質問の中で、学力向上の取り組み及び学力の捉えについてお答えいたします。

学力向上は本県の最重要課題であり、その改善のためにこれまで多くの取り組みを粘り強く推進してまいりました。各学校においては、自校の優位性を生かしながら「わかる授業」の構築を基軸に、全校体制で学習内容の定着と学習意欲の向上を図る取り組みに努めております。その結果、無解答率等の改善とともに、「算数が好き」と回答した児童の割合も増加しており、大きな成果として捉えております。

学力については、知・徳・体のバランスを重視しながら、自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力などを身につけさせることが重要だと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒一人一人と向き合い、実態に応じた「わかる授業」を構築することで、学力の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、幼稚園の義務教育化、無償化についてお答えいたします。

幼児教育の無償化につきましては、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に質の高い幼児教育を保障する観点から重要なことであると考えております。国においては、幼児教育の無償化に段階的に取り組んでおり、今年度は５歳児の生活保護世帯と多子世帯の無償化が実施され、保護者の負担軽減がなされております。

幼稚園義務教育化につきましては、教育再生実行会議において学制改革の検討が行われていることから、今後とも国の動向を注視してまいります。

次に、預かり保育の運営についてお答えいたします。

公立幼稚園における預かり保育の運営につきましては、設置者である各市町村の責任と判断で行われてお

り、運営費につきましても市町村の実情に応じて状況が異なるものと思料しております。

県教育委員会としましては、幼児教育の重要性から、預かり保育に支障がないよう適切な運営について各市町村に助言してまいりたいと考えております。

次に、幼稚園教諭の処遇改善についてお答えいたします。

公立幼稚園教諭の配置につきましては、設置者である市町村が主体的に判断して行っているところです。

県教育委員会としましては、質の高い幼児教育を保障するためにも幼稚園教諭の確保は重要な課題であることから、現在、策定中の幼児教育振興アクションプログラムⅡにおいて幼稚園教諭等の就業の促進について示しております。その活用を通して幼稚園教諭の処遇改善に取り組んでまいります。

次に、公立学校施設の空調設備についてお答えいたします。

平成26年４月現在、公立学校普通教室における空調設置教室の割合は、小学校が68.0％、中学校が67.5％、高等学校が97.9％となっております。高等学校の空調整備については、平成27年度までに100％とする計画でありますが、小中学校については、設置者である市町村において国の補助制度等を活用して整備が進められているところです。

県教育委員会としましては、快適で充実した学習環境を確保するため、引き続き市町村と連携しながら空調整備を促進していきたいと考えております。

次に、夏季休業中における臨時的任用学校栄養職員の勤務実態についてお答えいたします。

夏季休業中に10日間以内の任用をした臨時的任用学校栄養職員は15人となっております。一部の学校では10日間以外の自発的な勤務も見られますが、おおむね適切に運用されているものと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも学校と連携し調理場の実情等を勘案するなど、夏季休業中における学校栄養職員の適切な任用について検討してまいります。

次に、特別支援学校における登下校での事故についてお答えいたします。

県内特別支援学校における登下校中の事故につきましては、過去５年間で平成25年度に２件発生しております。その概要は、沖縄盲学校高等部の生徒が自宅近くで自動車と接触した事故と、桜野特別支援学校のスクールバスがトラックに追突された事故となっております。いずれの事故においても、医療機関による検査の結果、児童生徒に異常はないとの報告を受けております。

次に、中高一貫教育についてお答えいたします。

県立中高一貫教育校につきましては、連携型３校、併設型１校で計４校設置しておりますが、新たに那覇島尻地区から１校、中頭地区から１校、計２校の設置要望があります。

県教育委員会としましては、生徒・保護者の進路選択の幅を拡大する、いわゆる中等教育の多様化・複線化の観点からも新たな中高一貫教育校の設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、男女混合名簿についてお答えいたします。

本年度、県内において男女混合名簿を導入している学校は、小学校で29校、10.9％、中学校で16校、10.7％、高等学校で19校、32.2％となっております。男女の平等、人権教育については、学校教育活動全体を通して行っており、とりわけ性別にとらわれることなく、一人一人のよさや可能性を伸ばす教育の充実を図っているところであります。男女混合名簿の導入については、学校長を中心に教職員間で話し合い、総合的、主体的に判断されているものと理解しております。

県教育委員会としましては、各学校の主体的な取り組みを尊重してまいりたいと考えております。

次に、買春問題についての御質問で、元教育事務所長の逮捕・起訴に係る見解等についてお答えいたします。

本来、子供たちを守り育てるべき教育委員会からこのような逮捕・起訴された者が出たことは、あってはならないことであり、心から深くおわびを申し上げます。

今般の事案につきましては、教育において必要不可欠な信頼性を根底から覆してしまったまことに痛恨のきわみの出来事であり、県教育委員会としましては、一日も早い信頼回復に努めているところです。現在、犯罪心理学や刑事法等に関する有識者、弁護士、人権擁護機関、保護者代表など、18名の委員で構成する「わいせつ事案等再発防止対策検討委員会」を立ち上げ、さまざまな観点から、より実効性のある再発防止対策に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それでは教育問題についての御質問の中で、保育士確保対策についてお答えをいたします。

県におきましては、保育士の処遇改善を図るため、保育士等処遇改善臨時特例事業による保育士の給与の

増額、正規雇用率の引き上げを目指す取り組み等を行っているほか、今年度から、保育士の産休取得を支援する事業を実施しているところです。また、修学資金の貸し付け､沖縄県保育士･保育所総合支援センターにおける潜在保育士の就労支援等を実施し、保育士確保に取り組んでいるところであります。

次に、福祉関連についての御質問の中で、子供の貧困対策と非行防止策についてお答えをいたします。

沖縄県における子供の貧困につきましては、全国と比べ所得水準が低いことや、ひとり親家庭が多いことなどを勘案すると、全国より厳しい状況にあると考えており、本県の少年非行の問題にも影響を与えているものと認識をしております｡このような状況を踏まえ、県におきましては、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援、母子家庭に対する就労支援や生活支援などを実施しております。また、県警察本部や教育庁など関係機関と連携し､引き続き、深夜はいかい防止等の県民一斉行動や、非行少年の居場所づくりに関する取り組みなど総合的な非行防止対策を推進してまいります。

次に、生活保護世帯への無料塾についてお答えをいたします。

県では、平成23年度から生活保護世帯の児童生徒に対し、世代間の貧困の連鎖を防止する観点から子供の学習支援の事業を展開しているところであります。平成27年４月１日から生活困窮者自立支援制度がスタートすることに伴い、実施自治体においては２分の１の費用負担が生じることになり、今後の事業展開が懸念されているところであります。

県としましては、学習支援は貧困の連鎖を防止するために効果的な取り組みであると認識をしておりまして、市町村とも連携し、次年度以降も事業が実施できるよう検討しているところであります。

次に、医療介護総合確保推進法の影響についてお答えをいたします。

医療介護総合確保推進法による介護保険法改正の主なものとしましては、まず保険料については、給付費の５割の公費に加えて別枠で公費を投入し、世帯全員が住民税非課税である低所得者の保険料の軽減割合を拡大することとなっております。一方、一定以上所得者の利用者負担については、１割から２割に引き上げられることとなっており、現時点の国の案では、基本的には公的年金等を差し引いた合計所得金額が160万円以上の方が対象となります。また、要支援の方を対象とする予防給付のうち訪問介護・通所介護が介護保険制度内の地域支援事業へ移行されます。対象となる要支援１・２の方は、平成25年３月末時点で約１万3000人であります。特別養護老人ホームの新規入所者については、原則、要介護３以上に限定し、要介護１・２の方については、やむを得ない事情がある場合に限り入所可能となります。

県としましては、制度の移行が適切かつ円滑に行われるよう市町村等を支援してまいります。

次に、母子家庭等日常生活支援事業についてお答えをいたします。

県におきましては、母子家庭等が一時的に家事や育児が困難になった場合に、ヘルパーを派遣し食事や身の回りの世話、保育サービス等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施しております。利用回数につきましては､当該事業がより多くの世帯で利用されるよう、１世帯当たりおおむね年10回程度としておりますが、これはあくまでも目安であり、個々の状況に応じて柔軟に対応しております。また、当該事業は母子家庭等への効果的な生活支援策であることから、ニーズの増加に対応し予算を増額してきたところでありますが、今後もその拡充に努めてまいります。

次に、医療関連についての御質問の中で、若年性認知症の実態と県のかかわりについてお答えをいたします。

本県では、平成25年度に、若年性認知症施策を進める上で必要な基礎資料を得るため、実態調査を実施いたしました。当該調査により、392人の65歳未満の若年性認知症の方が把握されております。年齢階級別人数は、10代が２人、20代が１人、30代が10人、40代が34人、50代が144人、60代が201人であります。介護を担う家族については、本人から見た続柄で配偶者が60.2％、子が17.2％、兄弟姉妹が16.1％等となっております。

県では、若年性認知症の方及びその家族を支援するため、平成25年度から、若年性認知症者・介護家族交流会を実施しているほか、平成26年度は若年性認知症ハンドブックを作成することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君）　福祉関連についての御質問の中で、非行の実態についてお答えいたします。

本年８月末現在、県内における窃盗、傷害等の刑法犯で検挙・補導された少年は843人で、前年同期と比較しますと88人、11.7％増加しております。

県内の少年非行の特徴としては、全国と比較して全刑法犯に占める少年の割合が高いこと、中学生の割合

が高いこと、共犯率が高いこと、再犯者率が高いこと等が挙げられ､軽微な不良行為から初発型非行を経て、悪質な犯罪行為へと徐々にエスカレートし、また、先輩・後輩のあしきつながりを断ち切れずに、中学校単位でグループを形成するという傾向があります。

次に、買春問題についての御質問の中で、買春問題に関する県警の見解についてお答えいたします。

本件児童買春事件については、那覇警察署において所要の捜査を行い被疑者を割り出し、本年７月30日被疑者を通常逮捕しております。被疑者については、本年８月18日、那覇地方検察庁において、沖縄県青少年保護育成条例違反で起訴されたところであります。

公訴の提起については、検察庁が行うとされているところであり、その経緯等については答弁を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは福祉関連についての御質問の中で、医療介護総合確保推進法の医療関連の影響についてお答えします。

医療介護総合確保推進法による医療法改正の主な内容は、病床機能報告制度の創設及び地域の医療提供体制の構想の策定などとなっています。改正に伴い、今年度末に示される国のガイドラインに従って、平成27年度に地域医療構想を策定し、当該構想に基づき地域における質の高い医療を確保するため、医療機関の病床の機能が急性期、回復期、慢性期に再編されることになります。

県としましては、急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療が提供できるよう関係機関等と連携を図りながら、医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　それでは再質問いたします。

まず学力向上についてなんですが、小学校が平均24位、中学校は最下位のままですね。小・中ともに学力向上のためには努力していると思うんですけれども、この違いはどこにあったのかなというのが１点です。それから、何校ぐらい訪問して指導したのか。

私、以前の学力テストのことがふっと思い出されたんですが、あのころ学力向上、いい点数をとるためにできの悪い子と言っては悪いんですが、その子は学校に来ないでいいよというそういうこともあったわけですよ、以前ね。おわかりでしょう、教育長。そういうことが今回なかったと信じますけれども、学力向上で決してできない子を排除したらいけないと思いますが、沖縄県は大丈夫ですよね。これが１点。

それから次、幼稚園教育についてなんですが、非正規職員が６割なんですよ。６割の中で幼稚園35人ですよ、１クラス。小学校１年で30人でもアップアップなんですよ。それをもっと年の下の子供たち35人を１人で見ろなんていうこんなわけのわからない話はないと思います。非正規雇用の問題、知事、もっと真剣にこれは取り組んでいただきたいですよ。幼稚園は大変ですよ、正直言って。私は自分の子を２人見るだけでも大変でした。それを35名を１人の先生がやる、しかもなれてない非正規雇用の方ですよ、見るのが。そういうことで、この非正規雇用の問題ですね、幼稚園、保育所の中でしっかりと対応していただきたいと思っています。そのためには、やはり正規雇用をふやしていく、これが一番早道だと思っております。正規雇用をふやしていく、これについて真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次、クーラー設置についてなんですが、私が訪問した学校、最上階35度ですよ。その中で子供たちは汗たらたらで勉強しています。大人でも大変ですよ､35度。せめて厳しい最上階について、率先して市町村にも要請してくださいよ、最上階のクラスからまず先に。それをしないと、学力向上もいいんですが、やっぱり教育環境というのも整備していく必要があると思いますので、県は市町村にお任せではなくて、県として何ができるのか。市町村に対してどう要請していくのか、そこらあたりをしっかりお願いしたいと思います。

次、サービス残業についてですが、栄養職員の勤務、教育長はおおむね適正にとおっしゃいました。私が調べた範囲では、おおむね適正じゃなくて、やっぱりサービス勤務をさせられているんです。それはやっぱりもっとしっかりと実態を把握して、私は聞くんですが、サービス勤務をした方に対しては、教育庁としては給与の保障をやりますか。今回既にされているんですよ。これは必要です。ただ働きをさせてはいけません。そういう思いでしっかりとこのサービスで働いた方に対しては保障をしていただきたいと思います。そして、これはこういうのが結構たくさんあるわけですから､教育予算をやっぱりもうちょっとふやしていく、この努力が必要だと思っております。

それから次、男女混合名簿について聞きますが、男女混合名簿は市町村、学校に主体的にお任せとおっしゃいましたけれども、それだからなかなか進まない

んですよ、沖縄は。私は、県教委としてもっと積極的な取り組みが必要、そして男女混合名簿というのはやはり平等教育とか人権教育、これの基本ですよ。そういうことを考えればもっと真剣にこの男女混合名簿の導入について取り組んでいただきたいと思います。

それから、次は買春問題についてですが、18歳未満とは知らなかったというこの言葉。これがもうはやっているんです。総合事務局のあの57歳の男性も、18歳未満とは知らなかったと言っているんですよ。これが流行しているような感じがします。こういう形で本当に子供たちが救えるのかという思いがあって、本当に私はこういうこの県の青少年条例でやるのか、買春でやるのかということになったら、子供たちにスポットを当ててもっと厳しくやっていただきたいと思っています。これは刑法の問題いろいろあるかもしれませんけれども、やっぱりそこらあたりが一般の人からしてもこのやり方は不満だなという声が多く聞こえております。それから被害の生徒のケアはどこがやっているんでしょうか。教育庁でしょうか、県警でしょうか、お答えください。

それから次、母子・父子家庭の母子家庭等日常生活支援事業についてなんですが、あくまでもこれは10回というのは目安であるという答弁がありました。予算の拡充に努めるということがありました。これは信頼してよろしいんでしょうか。大丈夫ですか。これは母子寡婦福祉連合会の皆さんも非常に気にしておりますから、もう一度お答えください。

それから、知事は地域医療、医師不足、さらに強化するというお話でした。でも７名の欠員、１人だけ宮古病院だけが１増になるということで、あとの６名がどうなのか、そこらあたりもうちょっとお聞かせください。

それから、経済団体に正規雇用化をお願いしたと言いますけれども、その効果はどのぐらいあったでしょうか、お聞かせください。

以上。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 再質問にお答えいたします。

雇用の質の向上に関する再質問でございまして、非正規雇用の改善成果が出たかというふうなことでございます。

実は、昨年からこの非正規雇用の改善というふうなもの、雇用の質の向上というふうなテーマで経済団体に要請をしてきております。すぐ効果が出るのはなかなか簡単ではないですけれども、我々が今手にしているこの資料の中では、昨年アメリカンホームが640名正職員化をいたしました。それとまた、株式会社りゅうせき商事でも40人の正職員化と、徐々にその効果は出てきております。

非正規雇用を正規化していく、そしてまた賃金を上げていくというのは、これは経済それから産業の振興とも絡む非常に大きな課題でございます。今、仲井眞県政の中では３年前から始まった沖縄21世紀ビジョン基本計画、その際にこの一括交付金を活用しまして、産業振興に対して、従来平成23年度までのこの水準は大体180億ぐらいそれに打ち込んでいたわけでございますけれども、約３倍、今入れております。380億ぐらいですね。そして観光なんかも５倍ぐらいの水準で今入れているわけですけれども、結果としましてこの２年間で観光客は100万人ふえ、そして昨年は658万と最高値を記録いたしました。ＩＴ関連も64社２年間でふえまして301社、建設業も非常に活況を呈しております。人手不足は出るというふうなことが、結局は雇用環境を改善をしていく下地になります。その結果として、失業率も３年前まで７％台、これは実に14年間続きました。失業率が高いとなかなか雇用環境というものを改善するそういうふうなものは難しいわけでございますけれども、この計画が始まって２年前に６％台、そして昨年は５％台、そしてこの直近の１年間は、実に４％台が６回出ております。こういうふうな中で、また私どもは雇用の質の向上というふうなもの、これをテーマに要請をしておりまして、徐々に徐々に成果が出てくるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） 再質問にお答えいたします。

質問数が多過ぎて答えになっているかどうか心配ですけれども、回答させていただきます。

まず１つ目ですけれども、小学校の躍進と中学校の違いはどこかという再質問ですけれども、学力の向上につきましては、平成19年度の全国最下位ショックからこれまで多くの取り組みをやってまいりました。教員研修しかり、学力向上主要施策の設定、秋田県との人事交流等々。ところが６年間最下位を脱し切れなかったわけです。昨年度11月、学力向上推進室を設置

しまして、時間的な経緯からそれから人的なものから、全力投入したのは小学校からでした。ですから中学校というのは同じようにやってきたんですけれども、昨年度からの違いはここです。小学校で意識が変わって火がついたというのは、私はそういうところを評価しているところです。

それから中学校も本年度から積極的にやっておりますけれども､中学校もこれまでやってきたわけですが、充実あります。ただ、生徒指導上の問題であるとか部活動の問題、それから中１ギャップの問題、御承知のように小学校から中学校に上がりまして、本県の中学校の課題というのは少年非行の問題であるとか、それから不登校、遊び型非行等々大きな問題を抱えております。こういう底辺層を上げるというのは大変大きな課題だと感じておりますけれども、鋭意頑張ってまいりたいと思っております。

それから２つ目は、何校ぐらい訪問したかですけれども、小学校に限定して120校を訪問しております。私も含めてかなり回ってまいりました。

それから幼稚園教育、非正規率雇用が高い、幼稚園教員の確保、改善という再質問ですけれども、この幼稚園教諭の臨任が多いのは本県の大きな課題だと感じております。私たちもただ手をこまねいて見ているわけではなくて、いろんな機会を通していろんな研修会それから市町村との連絡協議会を通して、この雇用の改善は訴えているところです。

それから現在、本県の幼児教育の方向性を審議してもらうために沖縄県幼児教育推進委員会をことし６月に設置しておりまして、この中で幼稚園教諭の確保、それから保育士も含めて幼稚園教諭の雇用改善について議論してもらう予定です。その方向性を沖縄県幼児教育振興アクションプログラムⅡの中で示す予定です。その活用を通して市町村教育委員会とも連携して幼稚園教育のさらなる質の改善、また確保についても一緒になって考えていきたいと考えております。

それから４点目、クーラーの設置ですけれども、特に最上階で設置しておくということ、県としてももっと積極的にやってほしいということです。

クーラー設置につきましても、毎年毎年この時期になると県議の皆さんから質問があるところです。県教育委員会も、先ほど申し上げましたように、教育環境の改善というのは大変大きな課題でして、市町村教育委員会、協議会、それから担当者連絡協議会、あるいはヒアリング等においてクーラーの促進を呼びかけているところです。これも私もいろいろ行って話し合いしているんですよ。ある地区の市町村教育長協議会の集会に参加する機会があったんですけれども、いろいろと教育長さんたちの考えをうかがったこともございます。やはり維持費の負担というのは大きな要因だと感じました。

それから、本年度もある地区の中学校を視察してまいりましたけれども、そのとき同行していた市町村の教育委員の主事の方とクーラーの設置を促す話をしたんですけれども、自治体によっては――ある町ですけれども――首長をもとにこの教育長の信念もあると思うんですけれども、自分自身の小中学校のころを踏まえて、子供たちは屋外に出て体を動かすのが原則であると、汗をかくのが子供たちの仕事であると。クーラーはやはり今のところは必要ないというような自治体もあるのは確かなんです。やはり自治体には自治体の考えがあるのが民主主義だと私は思っておりますので。ただ、やはりこの暑さというのは私は学習効果にはかなり影響すると思っておりますし、従来にも増してクーラーの設置を促してまいりたいと考えております。

それから、栄養職員のサービス勤務ですけれども、これもいろいろ当然調査しておりまして、これは６月議会で御指摘があったように、微増かもしれないんですけれども、夏休み期間中に10日間の勤務保障が確保できましたことを報告しているところです。10日間という日数につきましては、これは我々の独断ではなくて校長とも相談の上行っているんですよ。それから御指摘の一部の学校では自発的な勤務もあったという話を聞いております。これも担当が校長に問い合わせして実態を聞いても、現在の日数でいいと。ただ勤務の割り振りができたらなとそういうことを言っておりました。例えば、15日には精米ですか注文があるということで、その辺の勤務の割り振りとか、10日間はですね。ただ10日間というのは他の職種と比べてもやはり優遇しているのは確かでありまして、６月の県議会でも申し上げたんですけれども、臨時的任用教諭の採用につきましては、職種間において不平等がないように公平公正な観点から、また予算の範囲内で任用基準に基づいて任用しているところです。校長からどうしても欲しいという職種がかなりありまして、例えば進学校でも学習対策のためとか、またある学校では夏期講座のなり手がいないから、この臨任やりたがっているからとかですね、それから一生懸命部活動している臨任もいるんです。それから生産物等生き物を扱う実習助手等、あるいは養護教諭もですね、多くの職種について大変多くの要望があります。こうした中で部活動など夏休み中には本当に先ほど話がありましたボラン

ティアで面倒を見ているこの臨任の先生方には本当に頭が下がります。処遇の改善も含めていろんな形で研究していきたいと思っております。バランスよく公平に、そして総合的な判断のもとで必要な日数を今認めているのが現実です。丸々40日必要なのかどうか、それから20日でいいのか10日でいいのか１週間でいいのか、校長たちの意見も十分お聞きしながら研究していきたいと思っております。

それから男女混合名簿ですけれども、先ほど学校間のかなり議論をしておりまして、私たちも地区別の校長会等を通して促してはきているわけですけれども、こういう話も校長先生からあるんですね。身体測定等の保健行事があるし、そのときは男女に分かれる。体力差の考慮が必要な例えば体育の教科とか、それから各種調査などで男女別に名簿を分ける必要がある。だから在籍数の多い学校では業務が頻繁になるからそういうこともあるんですけれども、しかし議員御指摘のように、まず男女混合名簿というのはそういう男女教育、人権教育あるいは男女差別をなくすジェンダーの視点からも必要だと考えておりますので、いろいろと機会を通して言ってみたいと思います。

それから､こういう事例もあるんです｡せっかくやったのに避難訓練や諸行事で整列するのに時間がかかったと。あるいは混合だと気まずい思いをする生徒がいるとかそういうようなアンケートもあるんですね。もっともっと学校で議論して促してまいりたいと思っております。

以上６点だと思います。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 買春問題についての再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、本件事件につきましては、警察は児童買春事件として立件し、送致をしたところであります。しかしながら、あくまでも公訴提起の判断は刑訴法上検察庁が行うこととされているところであり、本件につきましては沖縄県青少年保護育成条例違反として公訴が提起されたということでございます。

県警察といたしましては、潜在性の高いこのような福祉犯事件について引き続き積極的に取り締まりを推進するとともに、被害の未然防止を図るための被害児童の早期発見、保護活動の強化、少年ボランティアや学校関係者等と連携した被害少年に対する立ち直り支援活動等を推進してまいる所存であります。

次に、本件被害児童のケアについてでございます。

この件につきましては、警察において小まめに接触及び電話連絡等をいたしまして、本件被害児童の心のケアに当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは母子家庭等日常生活支援事業について、今後の予算の拡充が確実かというような御質問、趣旨だと思います。その再質問にお答えをいたします。

この事業につきましては、対象者のニーズに対応してこれまで平成23年度が265万円であったものが、平成24年度は400万円、そして25年度及び26年度が500万円ということで増額をしてきております。26年度につきましては、那覇市の中核市移行もございましたので対象者が減ったということで25年度同様の500万でございますけれども、今年度につきましても今後の執行状況を見ながら対応していきたいというふうに考えております。次年度以降につきましても、そのニーズ、それから事業実績等を踏まえて今後も予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院の医師不足の状況と20億円の基金による解消の見込みについての再質問にお答えいたします。

御承知のとおり、今、北部地域では県立北部病院では産科医が不足しておりまして、開業医の先生方お二人でお産を扱っている状況でございまして、病院は救急受け入れの制限等で診療制限が続いております。それから、宮古病院では耳鼻科の医師が不在のため、週１回の琉大からの医師派遣で診療を継続しておりましたが、10月１日から幸いにも宮崎大学から医師を確保することができました。隣の県立八重山病院では、ことしの３月で脳神経外科の医師が不在となりまして、急患は空輸で本島や宮古に搬送されている状況でございます。また、眼科の医師については、不在のため週１回琉大からの応援業務で診療をやっているという状況でございます。

このような状況の中で、琉球大学や県内の民間医療機関を初め人材の確保でいろいろ協力・連携しておりますが、なかなか困難な状況であるという事態に今陥っております。これまでやった医師派遣等推進事業で、これは補助金事業でございますが、八重山病院の産婦人科等の医師確保はできましたけれども、これ以

上なかなか確保が困難な状況が続いているという状況の中で、今回この沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を５年間にわたって一般財源で使うということで、中長期的なこの厳しい診療科の医師確保がかなり推進できるんじゃないかというふうな思いでおります。これはなかなか県外の大学からの医師派遣というのが難しい状況の中で、この基金を使えばこれがかなり進むのではないかと思っておりまして、この議会でもし承認されましたら、早速それを使って医師確保に奔走していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　それでは最後の再々質問いたします。

教育長は栄養職員のものについて、バランスよく公平にとおっしゃいました。いろんな職もいろいろあると、それもわかります。でも今必要で、要求されている部分についてはしっかりやっていただきたい。だからこの問題を出しているんです。よろしくお願いします。

それから、クーラー設置についてもいろいろおっしゃっていましたけれども、あの35度暑い中で、扇風機がちょっと回っていますけれども、大した風来ませんよ。そういう中で本当に子供たちの教育環境としてそれでいいのかどうか。御自身が実際行って、その中で過ごしてみてください。私は物すごく汗をかきました。大変な暑さです、あれは。それで設置の問題は市町村にお任せするだけじゃなくて、市町村への取り組みをしっかりと要請していただきたいと思います。

以上でありますが、これだけで終わります。

病院事業局長の伊江先生、本当にありがとうございます。頑張ってください。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時20分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　狩俣県議の再々質問にお答えいたします。

栄養教諭の臨時的任用の処遇の改善ですけれども、栄養教諭の最近の重要性の高まりというのは承知しております。その点、ほかの同じように大切な教諭職とか、そういうのがありますので、この辺は私どもは予算の観点からとか、いろんなまた公平公正なバランスから考えているところですけれども、もう一度校長先生方とお話ししまして、あとどれぐらい必要であるのかその辺はこれから検討してまいりたいと思います。

それからクーラーの設置ですけれども、この７月に私も中学校､小学校回る機会があったんですけれども、やはり暑い状況です。最上階というのはかなり暑い状況で､むしろ大変厳しい状況にあると思っております。この辺も改めて市町村教育委員会の方々と話し合っていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時23分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　安　弘

会議録署名議員　奥　平　一　夫

平成26年９月26日

平成26年
第　５　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　３　号）

平成26年
第５回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）**

平成26年９月26日（金曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第３号

平成26年９月26日（金曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（45名）

議長	喜納昌春君	24番	嶺井　光君
副議長	翁長政俊君	25番	前島明男君
1番	上原　章君	26番	照屋守之君
2番	砂川利勝君	27番	新垣良俊君
3番	具志堅　透君	28番	仲田弘毅君
4番	又吉清義君	29番	新垣安弘君
6番	儀間光秀君	30番	當間盛夫君
7番	新田宜明君	31番	照屋大河君
8番	仲村未央さん	32番	狩俣信子さん
9番	玉城　満君	33番	赤嶺　昇君
10番	西銘純恵さん	34番	新垣清涼君
11番	比嘉京子さん	37番	金城　勉君
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君
13番	島袋　大君	40番	浦崎唯昭君
14番	中川京貴君	41番	新垣哲司君
16番	座喜味一幸君	42番	具志孝助君
17番	呉屋　宏君	43番	新里米吉君
18番	仲宗根　悟君	44番	髙嶺善伸君
19番	崎山嗣幸君	45番	奥平一夫君
20番	山内末子さん	46番	玉城義和君
21番	瑞慶覧　功君	47番	玉城ノブ子さん
22番	渡久地　修君	48番	嘉陽宗儀君
23番	大城一馬君		

欠　　員（３名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	知事公室長	又吉　進君
副知事	高良倉吉君	総務部長	小橋川健二君
副知事	川上好久君	企画部長	謝花喜一郎君

環境部長	當間秀史君	総務部財政統括監	前田光幸君
子ども生活福祉部長	金城武君	教育委員会委員	照屋尚子さん
保健医療部長	仲本朝久君	教育長	諸見里明君
農林水産部長	山城毅君	公安委員会委員長	與儀弘子さん
商工労働部長	下地明和君	警察本部長	加藤達也君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
土木建築部長	當銘健一郎君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
企業局長	平良敏昭君	代表監査委員	知念建次君
病院事業局長	伊江朝次君		
会計管理者	島田勉君		
知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長宮城奈々さんは、別用務のため本日及び29日から10月１日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に教育委員会委員照屋尚子さん、29日の会議に同委員会委員石嶺傳一郎君、30日の会議に同委員会委員長職務代理者富川盛武君、10月１日の会議に同委員会委員泉川良範君の出席を求めました。

○議長（喜納昌春君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　皆さん、おはようございます。

県民ネット、山内末子です。

質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。

５月に私たち会派は、石川県金沢市の内灘闘争の現場を視察してまいりました。戦後すぐ日本で最初の基地反対闘争です。

美しい海岸を演習場に使用するということで漁民、住民らが反旗を翻しました。漁に出る男たちにかわり、銃弾が撃ち込まれる近くに立ちはだかるのは乳飲み子を抱えた若い母親たち、そして年老いたお母さん方、女性たちが先頭に立ってその闘争を率いてまいりました。座り込みを続けたその結果、「金は一年、土地は万年」を合い言葉にその結果、勝利をおさめました。

今、辺野古のゲート前にも同じように若いお母さん方、カップルが子供たちを連れて大勢駆けつけます。子供たちの未来に新たな基地は要らない。この思いは時代を越え、地域を越え、一緒であります。多くの皆さんたちが、今全国からその思いがゲート前へと届けられてきます。夏休みには、子供たちがみずから児童生徒が学びの場としてここを選び、一生懸命それを見詰めていました。私たちは改めて「命ドゥ宝」、この沖縄から、「金は一年、海は万年」の精神で、新基地建設阻止に向け、我が会派県民ネットは、県民とともに強く前進してまいりますことをお誓い申し上げ、代表質問をいたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、翁長那覇市長が出馬表明をいたしました。４年前に県外を求めて知事と一緒に戦いましたが、知事の辺野古移設容認に対して翁長氏は今回も新基地はつくらせないという信念ですが、知事、どう評価しますか。

(2)、名護市長選挙、名護市議会議員選挙ではそれぞれ２度、計４度にわたり民意は「辺野古移設反対」が

明確です。それにもかかわらず、菅官房長官は「辺野古は過去のこと」だと移設推進を明言しています。知事選挙において辺野古移設反対を主張する候補者が勝てば５度の民意が示されます。政府は、民主主義国家の名に恥じぬようその結果を尊重し、米国と再協議をすべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

(3)、18年間にわたる県民の闘いで辺野古の海にくい一本打たさなかった。しかし、知事の埋立承認によりついに海にくいが打ち込まれました。県民の怒りと辺野古の海に対する思いはますます強くなり、ゲート前や海上には多くの県民が駆けつけます。特に海上での海上保安庁による暴力的排除はけが人を出し、今、特別公務員暴行陵虐致傷罪で告訴、受理される事態が発生しています。県民が体を張って辺野古の海を守ろうとする現状に対する知事の見解を伺います。

復帰直後、米国は海兵隊の太平洋地域からの撤退を検討したが、日本政府が駐留維持を求めた。また、元駐日米大使のウォルター・モンデール氏は、1995年の少女暴行事件を機に部隊の撤退の姿勢があったが、日本政府による引きとめがあったということが明らかになりました。従来言われてきた沖縄の地理的優位性、抑止力ではなく日本政府の都合だということが明確になりました。普天間の移設は辺野古でなければならない理屈は成り立たないのではないのか、知事の見解を伺います。

米軍再編計画の中で海兵隊の役割は大きく変化をしています。在沖海兵隊の役割、海兵隊の抑止力が不可欠だとの定義、周辺地域との軍事体制等その駐留意義について、県はこれまでどのように検証し、位置づけていますか伺います。

(6)、普天間の５年以内の運用停止について、菅官房長官は17日にその起点をことし２月とし、2019年２月の運用停止を目標とするとしています。米国の反応は冷ややかです。そういう情報がある中で、その実現性の担保を伺います。

(7)、知事の求める基地負担軽減策の実現可能性について、どのような作業が進められているのか伺います。

(8)、知事任期４年間の訪米にかかった全予算と件数、その成果をどのように検証しているのか伺います。

(9)、2015年度の沖縄振興予算3794億円が概算要求されました。14年予算から293億円増額です。辺野古埋立承認をしたお礼と県知事選挙への懐柔策なのでしょうか。違う知事が誕生しても実行されなければならないと考えますが、いかがでしょうか伺います。

(10)、カジノ誘致について、県民コンセンサスより先に手を挙げるとしていますが、どのタイミングで県民へ意思を問うのか。また、その判断基準を伺います。

(11)、西普天間住宅地区跡地開発について。

ア、文化財発掘事業中、異臭のするドラム缶が発掘されました。その経緯と環境調査について伺います。

イ、跡地利用の取り組み状況と市、地権者との連携、課題について伺います。

(12)、東村高江の米軍ヘリパッド建設で県道70号線に接する路側帯を米軍へ管理権移譲することについて、基地負担軽減の観点から、また、県益を守る・基本的人権を守る立場から県は防衛局に対し計画の中止を求めるべきではないのか、見解を伺います。

(13)、アベノミクスによる県内経済の効果を伺います。

大きな２番、辺野古埋立工事について。

(1)、４年前の選挙において、日米共同声明を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めていくとしてきた知事の辺野古埋立承認により、とうとうあの豊かな海でボーリング調査が始まりました。知事は県民、名護市民に対し公約違反を謝罪すべきだと思いますが、どうでしょうか伺います。

(2)、防衛局が公有水面埋立法に基づく設計概要の変更申請を提出していますが、その変更内容、理由を明らかにせよ。また、県民へ公開し意見を求めるべきではないのか、スケジュールもあわせて伺います。

(3)、辺野古地先や大浦湾のジュゴンの生息域について、防衛局の環境アセス評価の予測とは異なる状況が確認されています。例えば、2014年５月から７月の埋立地で110本のはみ跡が発見され、その後も埋立予定地で確認されています。アセスの予測と現状には非常に重大な乖離があると考えられますが、沖縄県としてはどのような見解を持っているのか伺います。

(4)、埋立承認の際に沖縄県が提示した留意事項を反映する形で環境監視委員会が設置されていますが、その開催状況と沖縄県のかかわり、これまでどのような要請、提言、意見を述べているのか伺います。

(5)、現在、辺野古では浮き桟橋、ブイ、スパットが設置され、ボーリング調査が行われていますが、それに起因する環境への影響について調査はどうなっているのか伺います。

(6)、環境だけでなく、阻止行動を行う県民・市民の安全確保を含めて県は調査、対策を講じているのか伺います。

(7)、臨時制限区域拡大に伴う法的根拠について、県の見解を伺います。

大きな３番、米軍基地問題について。

(1)、宜野座村キャンプ・ハンセン内ヘリ墜落事故対

処の件からも地位協定見直しは急がれます。県は、環境補足協定の協議を始めているようですが、その取り組み状況と地位協定の抜本的改定に向けての取り組み状況を伺います。

(2)、相次ぐ米軍機事故にもかかわらず訓練の停止、飛行中止に至らない。最近の異常ともとれる夜間・早朝訓練で県民の不安は募るばかりです。直近10年間の米軍機事故の状況、事故原因を伺います。

(3)、高良副知事の訪米の成果と今後の沖縄発信に向けての取り組みについて伺います。

(4)、住宅防音工事の事業拡大に対し、国に積極的に求めていくべきではないか見解を伺います。

４、総務行政について。

(1)、行財政改革の推進状況と今後の展望について伺います。

(2)、所有者不明土地について。

ア、現在の状況と管理状況はどうなっているのか。

イ、法的整備をし、早期の解決を図るべきだと考えますが見解を伺います。

５、科学技術大学院大学について。

開学から２年、環境整備のこれまでの総予算と建設における県内外発注の割合と今後の見通しについて伺います。

(2)、現在の研究員、職員の総数、国別内訳、県出身学生・職員の数と割合はどうなっているのか。また、今後の計画を伺います。

(3)、地域のかかわり、県民とのかかわりはどうなっているのか伺います。

大きな６番、子ども生活福祉行政について。

(1)、子ども・子育て支援について。

ア、生活保護世帯の児童生徒の「無料学習塾」支援事業が国の補助金減額のため継続困難のようですが、生活困窮世帯の子供たちにとって重要な事業であります。実態と対策を伺います。

イ、子ども・子育て支援制度移行に伴う課題について、特に５歳児問題について県全体で問題を共有し、解決策を講じることが重要ですが、取り組み状況を伺います。

ウ、寡婦控除適用のみなし適用の県、市町村の実態と今後の適用拡大の取り組みについて計画を伺います。

エ、子どもの貧困対策法が制定され、全庁的な取り組み、対応策を伺います。

７、保健医療行政について。

(1)、こども病院の小児集中治療室の満床状況が続いているようですが、実態と対策について伺います。

(2)、子宮頸がんワクチンの副作用の実態と対策について伺います。

大きな８番、ハーグ条約加盟への対応について。

(1)、本県の国際結婚・離婚の状況、５年間の推移、全国比の特徴を伺います。

(2)、条約締結に伴い県内の状況、課題と対策について伺います。

９、ワンストップ支援センターについて。

(1)、進捗状況と関係機関との合意事項、課題を伺います。

大きな10番、教育行政について。

(1)、全国学力テスト最下位から……

休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○山内　末子さん (1)、全国学力テスト最下位から全国６位の躍進を評価したい。学ぶ力、意欲にどう反映していくか､今後の課題と取り組みについて伺います。

(2)、教育委員会幹部が児童買春容疑で逮捕されるという衝撃的な事件に続き、女児の盗撮等の不祥事が相次いでいます｡不祥事の実態と再発防止策を伺います。

(3)、教員の５年間の病休の状況と全国比、対策、復帰の実態を伺います。

(4)、いじめの実態５年間の推移と対策について伺います。

大きな11番、文化、観光、スポーツ行政について。

(1)、県がシンガポールに、県産業公社がロシアに、それぞれ県事務所、委託駐在員を置くとあるが、その目的、どのような効果を期待しますか伺います。

(2)、マリンスポーツの振興について。

ア、ウインドサーフィンやスキューバダイビングなど多様なマリンスポーツがありますが、日本大会や世界大会など誘致する計画はないか伺います。

(3)、琉球泡盛の黒こうじ菌と関連するユネスコ世界無形文化遺産登録を目指す動きがあります。県のかかわりが重要になるが見解を伺います。

(4)、2020年、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、本県の取り組み計画を伺います。

12、商工労働行政について。

(1)、沖縄電力の太陽光発電接続停止について、事業所、家庭が大きな影響を受けると考えられます。その背景、県の対応を伺います。

(2)、伝統工芸製品の５年間の生産額の推移と今後の振興計画を伺います。

(3)、本県の外国人就業者の数、最近の傾向、課題について伺います。

(4)、県内雇用の現場では人手不足が深刻化しております。実態を把握しているのか。また、その対策はどうか伺います。

13、農林水産行政について。

(1)、農業従事者世代別実態の推移と育成対策を伺います。

(2)、県産農水産品の学校給食への使用率と普及対策と課題を伺います。

14、公安行政について。

(1)、少年犯罪の実態と対策、課題について伺います。

(2)、サイバー犯罪の実態と対策について伺います。

(3)、連れ去り事件の実態と対策について伺います。

15、防災対策について。

(1)、台風８号で出された特別警報の対応について検証が求められておりますが、今後の県の取り組み方針を伺います。

(2)、氾濫した天願川の整備は急務であります。対策を伺います。

(3)、大型化する台風、大雨に対する対策が急がれます。河川、急斜面等危険箇所の点検、整備計画を伺います。

(4)、県内の自主防災組織率の状況と課題について伺います。

(5)、市町村の防災計画策定状況を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

山内末子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、子ども生活福祉行政についての御質問の中で、子供の貧困への対応策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

我が国における子供の貧困率は、平成24年におきまして16.3％となっております。都道府県ごとの子供の貧困率は算出されておりませんが、沖縄県の場合は、全国と比べ所得水準が低いことや、ひとり親家庭が多いことなどを勘案すると、全国より厳しい状況にあると考えております。このような状況を踏まえ、沖縄県におきましては、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援、そして母子家庭に対する就労支援や生活支援などを実施いたしております。

今後は、本年８月末に策定されました国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、沖縄県子どもの貧困対策計画を策定し、全庁体制で重点的に取り組んでまいる所存でございます。

次に、商工労働行政に係る御質問の中で、伝統工芸製品の生産額と振興計画についての御質問に答弁をいたします。

沖縄の伝統工芸製品は、琉球がすりや紅型等の染織物、漆器、陶器、琉球ガラス、三線があります。その５年間の生産額は、平成21年度34億7000万円、平成22年度35億円、平成23年度27億3000万円、平成24年度30億5000万円、平成25年度35億5000万円と推移いたしております。

沖縄県では、「第７次沖縄県伝統工芸産業振興計画」を策定し、後継者育成や販路拡大につながる支援、そしてすぐれた技術・技法を有する従事者に対する工芸士の認定等、伝統工芸産業の振興・発展に資する諸施策を展開しているところでございます。さらに、沖縄県が誇る伝統工芸製品を次の世代に継承し、持続的に発展できる産業として振興を図るため、工芸産業の拠点施設となります「工芸の杜」――これはまだ仮称ですが――の整備に向けまして、基本計画の策定を進めているところでございます。

次に、農林水産行政に係る御質問の中で、農業従事者世代別実態の推移と育成対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の農業従事者は、減少傾向にあります。世代別割合を見た場合、60歳以上が約６割で推移いたしております。若年層の新規就農者の育成が課題となっております。このため、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、年間300名の新規就農者を育成することといたしております。平成24年・平成25年におきましては、沖縄振興特別推進交付金等の活用により、年間目標を超える担い手を育成してきたところでございます。

沖縄県といたしましては、今後とも市町村等関係機関と連携し、担い手の育成に取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止の担保についてお答えいたします。

安倍総理は、去る４月24日の日米首脳会談において、オバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初め４項目の基地負担軽減策について協力を要請

しており、大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。

私が６月に訪米した際にも米政府から同様の発言があったことから、今後もこれらを踏まえて日米間で協議がなされるものと考えており、県としては、普天間飛行場負担軽減推進会議の場で十分な議論をしていきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、統合リゾート導入に関する県民コンセンサスの判断時期と基準についてお答えいたします。

国会においては、統合リゾートの法制化に向け、プログラム法である推進法の議論が始まっております。しかしながら、我が国における統合リゾートの姿を具体的に定める実施法案が示されていない現時点では、県民コンセンサスを得る手法や判断基準に関する要件が不明なことから、手続や時期について具体的に申し上げることはできません。

沖縄県としましては、国会における関連法案の審議を注視しつつ、引き続き統合リゾートの導入に関する検討を進め、導入に当たっては、具体的構想・計画を示しながらコンセンサスを得てまいります。

続きまして、米軍基地問題に関する御質問の中で、私の訪米の成果と今後の沖縄発信に向けての取り組みについてお答えいたします。

今回の訪米では、米国において基地問題を含むさまざまな沖縄の問題の理解を深め、問題解決につなげるため、沖縄の歴史・文化などの情報発信に取り組んでまいりました。

具体的には、去る９月３日、ジョージ・ワシントン大学図書館を訪問し、沖縄に関する書籍や資料を備えた沖縄コレクションの設置を提案いたしました。応対した図書館担当副学長は、設置に前向きな姿勢を示しており、現在、設置スペースの確保や担当専門員の配置など､具体化に向けた調整を進めているところです。また、同３日から６日にかけて、沖縄ソフトパワー発信事業のため、日本広報文化センターでの沖縄ウィーク、在米国日本国大使公邸でのキックオフレセプション、ケネディセンターでの沖縄芸能公演に出席いたしました。今回の企画では、実施会場がいずれも満席となるなど大盛況となり、多くの米国の方々に沖縄の文化が持つ魅力を伝えることができました。

引き続き沖縄の魅力を発信するとともに、沖縄に対する理解、認知度を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、西普天間住宅地区の跡地利用についてお答えいたします。

西普天間住宅地区の跡地利用に向け、沖縄県は、宜野湾市や琉球大学と連携し、重粒子線施設や琉大病院など、高度な医療機能を集積させた国際医療拠点の形成を目指すこととしております。このため、国の積極的な財政支援、インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還、土地取得制度の拡充等を国に要望したところであります。

沖縄県としては、今後とも宜野湾市、地権者等と連携しながら、円滑な跡地利用に向けて取り組んでまいります。

次に、総務行政についての御質問の中で、所有者不明土地問題の早期解決についてお答えいたします。

沖縄県では、所有者不明土地問題を戦後処理問題の一つとして位置づけ、その解決に向け取り組みを進めているところであります。平成24年３月には、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」が改正され、国が実態調査を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされております。

沖縄県としましては､所有者不明土地問題を解決し、県民の財産として有効活用を図るため、国に対し、実態調査の速やかな実施や所有権を県や市町村に帰属させる特別法の早期立法を強く求めてまいります。

次に、防災対策についての御質問の中で、天願川の整備についてお答えいたします。

天願川につきましては、整備が必要な延長約6.5キロメートルのうち、約4.5キロメートルがおおむね整備を終えております。しかしながら、下流部において一部未整備箇所があること、上流部の改修が未着手であることが氾濫の要因となっております。

沖縄県としましても、氾濫の解消は急務と認識しておりまして、地元の協力を得ながら早期整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古移設について翁長市長の評価との御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設の辺野古崎への移設計画について、県は法に定められた基準に適合していると判断し、承認したものであります。

翁長市長の政治姿勢については、具体的な政策等が

明らかにされておりませんので、現時点での評価は控えさせていただきます。

次に、政府と米国との再協議についてお答えいたします。

名護市長及び名護市議会議員選挙の結果につきましては、名護市民の御判断として受けとめております。辺野古埋立承認申請については、県として法に定められた承認基準に適合していると判断し承認したところであります。

御質問の米国との再協議については、普天間飛行場の一日も早い危険性除去を実現するためには、現実的ではないと考えております。

次に、辺野古での反対運動に対する見解についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業は、沖縄防衛局が事業主体として進められるものであり、工事の進め方等については、事業者が責任を持って説明すべきであると考えております。

現在進められている作業については、関係法令にのっとり行われているものと承知しておりますが、安全や環境に配慮して進められるべきであり、反対する方々もルールを守って意見を表明すべきであると考えております。

次に、普天間飛行場の移設は辺野古でなければならない理屈についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設の建設は、平成８年の日米合意に基づき辺野古への移設が計画されているものであり、その後、さまざまな経緯があったものの、現在、普天間飛行場の危険性を抜本的に解決する現実的な方策であると考えております。

次に、在沖海兵隊の駐留意義の検証についてお答えいたします。

在沖海兵隊の役割や駐留意義については、国において県民の納得できる説明を行うべきと考えております。

県は、防衛省より示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について２度の質問を行い、回答を得ておりますが、海兵隊の役割について政府の説明は十分ではなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。また、県としましては、独自に基地問題に係る国際情勢や安全保障問題等について調査、分析、研究する中で、情報収集を行っているところであります。

次に、基地負担軽減策の作業状況についてお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、昨年12月、沖縄政策協議会において、同飛行場の５年以内運用停止を含む４項目の基地負担軽減策を要請したところであります。

現在、県の要請に応えて政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議において、具体的な取り組みを進めているところです。

同会議の議論を踏まえ、最も重い負担となっている外来ジェット機ＦＡ18の飛来については、小野寺前防衛大臣からヘーゲル国防長官に申し入れを行うなど、閣僚レベル、実務者レベルにおいて米国へ問題提起がなされております。ＫＣ130空中給油機15機の山口県岩国市への移駐については、７月15日から開始され８月26日に完了いたしました。本移駐の効果を確認するため、政府及び宜野湾市においても調査を実施しているところであります。キャンプ・キンザーの７年以内の返還については、防衛省に「牧港補給地区返還推進チーム」が設置され、ことし４月には、陸軍倉庫の移設先であるトリイ通信施設のマスタープランが日米合同委員会で承認されております。また、海兵隊のマスタープラン作成を日本側から支援するため、防衛省において、移設先の施設配置検討業務の契約が締結されております。オスプレイの県外移転については、昨年度以上の県外訓練等の計画を推進し、県外における訓練基盤・拠点の整備や訓練等を受け入れる地元の理解と協力の確保に取り組んでいるとのことであります。日米地位協定の環境補足協定については、早期妥結に向けて交渉を加速中であり、西普天間地区の返還前立ち入りについては、円滑な跡地利用のため、掘削等による文化財調査ができるよう日米間で共同使用することを合意し、去る８月15日から立ち入りが可能となっております。

去る４月24日に開催された日米首脳会談においては、安倍総理からオバマ大統領に対し、沖縄の要望を踏まえ協力を要請しており、引き続き普天間飛行場の５年以内運用停止を含む基地負担軽減策の実現に向けて、あらゆる方策の検討を行ってまいります。

次に、知事訪米の予算額と成果についてお答えいたします。

仲井眞知事は、今任期中２回訪米しており、予算額は計1711万円となっております。

これらの訪米では、米軍基地の整理縮小を初め、普天間飛行場の危険性除去、日米地位協定の見直し、事件・事故の防止、航空機騒音の軽減等、沖縄の基地負担の軽減について、国務次官補、国防次官補等、米国政府高官に直接会い、強く訴えてまいりました。

県としましては、米国政府への要請や、連邦議会や

有識者との意見交換等を通して沖縄県の実情を伝え理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。

また、訪米によって得た人脈やシンクタンク等との関係を踏まえ、沖縄の基地問題に関する情報ネットワークの構築に継続して取り組んでまいります。

次に、県道70号線の一部を米軍へ管理権を移譲することについてお答えいたします。

沖縄防衛局において、県道70号線路側帯の共同使用の見直しを検討しているという報道は承知しております。県は、沖縄防衛局に対して報道内容について照会しておりますが、事実関係は確認できておりません。

県としましては、北部訓練場のヘリパッド移設は、県の基地負担軽減につながることを踏まえつつ、道路管理者として、安全かつ円滑な道路の通行に支障が生じないよう、適切に対応してまいります。

次に、辺野古埋立工事についての御質問の中で、県民、名護市民への公約違反に対する謝罪についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合していると判断し、承認したところであり、公約に違反するものではありません。したがいまして、謝罪には当たらないと考えております。

次に、阻止行動を行う県民の安全確保についてお答えいたします。

代替施設建設事業は、沖縄防衛局が責任を持っており、関係法令にのっとり作業が行われていると承知しております。

事業実施に当たっては、安全や環境に配慮して進められるべきであり、反対する方々もルールを守って意見を表明するべきであると考えております。

次に、臨時制限区域拡大の法的根拠についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブ提供水域において臨時制限区域が設定されるとともに、沖縄防衛局が同水域を共同使用することについて日米合同委員会で合意がなされました。

防衛省によりますと、米軍への水域の提供に関する法令等は日米地位協定第２条及び漁船操業制限法第１条とのことであり、臨時制限区域の使用制限の変更については、これらの法令の手続により実施していると認識しております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、環境補足協定及び日米地位協定改定に向けた取り組みについてとの御質問にお答えいたします。

県は、これまで累次にわたり日米地位協定への環境条項の追加等、同協定の抜本的な見直しを求めてまいりました。あわせて、同協定の早急な見直しができない場合には、環境法令の適用や環境調査等の規定を盛り込んだ政府間協定の締結が必要との考えから、去る４月17日には、渉外知事会と連携し、日米両政府に対し特別要請を行ったところであります。

これに対し、日米両政府は、これまでに計８回、環境補足協定の作成に向けた交渉を行っており、去る９月17日に来県した菅官房長官から、現在、日米間で具体的な詰めの段階に来ているとの発言があったところであります。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であると考えており、今後とも同協定の見直しを粘り強く求めてまいります。

次に、直近10年間の米軍機事故の状況及び事故原因についてお答えいたします。

平成16年から平成25年までの10年間における米軍航空機関連事故は319件で、墜落が５件、緊急着陸が267件、その他が47件となっております。その主なものを申し上げますと、墜落事故の事故原因については、平成16年８月にＣＨ53ヘリコプターが沖縄国際大学へ墜落した事故は、機体の整備不良によるものとされております。平成18年１月にＦ15戦闘機がホテル・ホテル訓練区域で墜落した事故について、事故調査委員会は、事故の根本的な原因を決定する証拠を見つけられなかったが、右エンジンの損傷が本件事故に結びついたと推測するとしております。平成20年10月にセスナ機が名護市真喜屋の畑地に墜落した事故は、燃料不足によるエンジン停止によるものとされております。平成25年５月にＦ15戦闘機が沖縄近海に墜落した事故は、油圧式フライトコントロールシステムの機能不全によるものとされております。平成25年８月にＨＨ60ヘリコプターがキャンプ・ハンセン内に墜落した事故は、操縦士の判断誤りによるものとされております。

なお、緊急着陸については、米軍は予防着陸としており、個々の原因は公表されておりません。

次に、住宅防音工事の事業拡大についてお答えいたします。

県は軍転協と連携して、これまであらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して要請しております。

住宅防音工事については、平成24年度から、嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しいＷ値85以上の区域において、平成14年１月17日までに建築された住宅を対象としていたところを、平成20年３月10日までに建築さ

れた住宅に対象が拡大されており、一定の前進が図られたと考えております。しかしながら、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺におけるＷ値85未満の地域では、昭和58年の住宅防音工事対象期日までに建築された住宅が対象とされており、その後建築された多くの住宅については、防音工事を受けられない状況となっております。

県としましては、去る９月17日に菅官房長官、同22日に江渡防衛大臣に対し、住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅も防音工事の対象とすることなど、騒音対策の強化・拡充を行うよう要請したところであります。

次に、防災対策についての御質問の中で、台風８号による特別警報の対応の検証と今後の県の取り組み方針についてお答えいたします。

７月７日、全国で初めて台風による特別警報が発令された台風第８号につきまして、県は暴風警報が発令された県内36市町村に調査を実施しました。その結果、各市町村で避難勧告の発令の判断が分かれたことや、避難勧告として屋内での安全確保を図ることなどが十分周知されなかったことが明らかとなっております。

県としましては、消防庁と連携し、各市町村長に避難勧告発令のあり方について周知を図るとともに、市町村、気象台と連携し、県民や観光客の安全確保を図り、よりわかりやすい形での避難勧告等の判断が伝達できるよう、マニュアル作成について検討を進めているところであります。

次に、県内の自主防災組織率の現状と課題についてお答えいたします。

県内における自主防災組織は、平成26年９月１日現在、41市町村のうち24市町村で組織され、組織数は192団体、自主防災組織が組織されている地域の世帯率であります組織率は16.0％となっております。県内の自主防災組織率は、依然として全国平均の77.9％に比べ低い状況にありますが、ことしの８月、与那原町におきましては13の全自治会において防災組織が新たに結成されるなど市町村の取り組みが徐々に進展している状況であります。

自主防災組織の設立に関して、未設置の自治会は県の調査に対し、自主防災組織の設立方法や運営の方法等の知識不足や組織の構成員のなり手がいない等の理由があると回答しております。このため、県におきましては、自主防災組織の結成を促進するため平成23年度から自主防災組織リーダー研修会を開催するなどの取り組みを行っており、今後とも各市町村等と連携し、結成促進や活動の支援を行っていくこととしております。

次に、市町村の防災計画策定状況についてお答えいたします。

市町村における地域防災計画につきましては、災害対策基本法第５条の規定において、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成する義務があり、県内全ての市町村において作成されております。

なお、東日本大震災後に計画を見直した市町村は、平成26年８月時点で32市町村となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　知事の政治姿勢についての中で、平成27年度内閣府沖縄振興予算の概算要求についてお答えいたします。

平成27年度の内閣府沖縄振興予算の概算要求は、国の要求基準に基づき沖縄県の要望を踏まえなされたものと理解しております。沖縄担当大臣におかれては、厳しい財政状況の中、沖縄振興に必要な予算の確保に全力で努力する旨発言されております。

県としましても、今後、沖縄振興予算を最大限確保するために、政府当局への説明と理解を得る努力とあわせて、県選出国会議員初め政権与党や沖縄関係議員連盟への働きかけなど、最大限の努力を傾注する必要があると考えております。

次に、総務行政の中で、行財政改革の推進状況と今後の展望についてお答えいたします。

県では、平成22年度から平成25年度までを実施期間とする「新沖縄県行財政改革プラン」において、県単補助金の見直し、定員管理の適正化、事務事業の見直し、未利用財産の売却促進などに取り組んでまいりました。その結果、実施期間中の財政効果額は、目標額155億円を54億円上回る約209億円となっております。また、平成26年度から平成29年度までを実施期間とする「第７次沖縄県行財政改革プラン」を策定し、組織の効率化、事務事業の見直し、県単補助金の見直し、県税収入の確保などに引き続き取り組むとともに、新たにファシリティーマネジメントの導入などを行うこととしております。これらの取り組みにより、環境変化に対応できる行政体制と持続力ある財政基盤を確立し、沖縄21世紀ビジョンの実現を支え、県民福祉の向上に努めてまいります。

次に、同じ総務行政の項目の中で、所有者不明土地の現状と管理状況についてお答えいたします。

平成26年３月末現在における所有者不明土地は、県管理の土地が1459筆、約72万4000平方メートル、市町

村管理の土地が1185筆、約８万1000平方メートル、合計で2644筆、約80万5000平方メートルとなっております。

所有者不明土地問題の解決に向けた取り組みとしましては、平成24年度から国の委託を受け、県と市町村が測量調査や所有者探索等の実態調査を実施しており、これまで県・市町村合わせて測量調査630筆、所有者探索260筆の調査を終えております。また、平成26年５月に国・県、関係市町村で構成する所有者不明土地の現況把握及び課題整理等を一層推進するための検討会議が設置されております。

県としましては、実態調査を着実に実施するとともに、検討会議等において所有権の帰属先など特別法の内容について沖縄県全体の意見を集約し、国に対し早期の立法措置を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、西普天間住宅地区のドラム缶出土の経緯等についてお答えいたします。

平成27年３月に返還が予定されている西普天間住宅地区では、本年６月24日の日米合同委員会の合意により、８月15日以降、掘削を伴う文化財調査等のための立ち入りが可能となりました。この合意を受け、宜野湾市において８月15日から掘削を伴う文化財の試掘調査を実施していたところ、22日にドラム缶が発見され、同日、宜野湾市よりその旨の連絡があったところです。宜野湾市は試掘調査を直ちに中止し地主会等関係者へ説明するとともに、同市のホームページ等で周知を図っております。９月５日に沖縄防衛局は、ドラム缶の発掘及び付着物等の調査を実施するため、専門業者と業務委託契約を締結しております。９月18日に開催された西普天間協議会の支障除去作業部会では、沖縄防衛局、沖縄総合事務局、宜野湾市及び沖縄県で今後の調査方法等の調整を行いました。これを受け、本日から沖縄防衛局はドラム缶の発掘、付着物等の調査のためのサンプル採取に向けた作業を開始しております。沖縄防衛局からは、ドラム缶の付着物等の分析については、１カ月程度かかる見込みであるとうかがっております。

次に、アベノミクスによる経済効果についてお答えいたします。

政府は、デフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「３本の矢」を柱とする経済政策であるアベノミクスに取り組んでおります。また、６月に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針2014」では、沖縄が経済再生の牽引役となるよう、引き続き国家戦略として沖縄振興を推進することが位置づけられております。アベノミクスによる金融緩和、公共投資の拡大、規制緩和などの取り組みと沖縄県が推し進めるさまざまな沖縄振興施策の取り組みが相まって、平成26年７月の県内の有効求人倍率は0.71倍と復帰後の最高値を更新するなど、県経済への効果があらわれているものと考えております。

県としましては、引き続き国の経済政策とも連動しつつ、沖縄の自立的・持続的発展につながる施策を展開してまいります。

次に、科学技術大学院大学についての御質問の中の、整備の総予算と県内発注割合、今後の見通しについてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の施設整備は、同大学院大学の前身である独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が平成17年度から着手し、平成23年11月の学園設立後は同大学院大学が整備を引き継いでおり、平成26年度までの施設整備予算合計額は約420億円となっております。施設整備に係る県内企業への発注割合は、件数ベースで約56％、金額ベースで約24％となっております。平成27年度の予算においては、教員等の増員に伴うキャンパスの拡大に向けた環境整備等を要求していると聞いております。

県としては、今後とも工事の内容や条件等を勘案し、可能な限り県内業者を積極的に活用するよう沖縄科学技術大学院大学等へ要請してまいりたいと考えております。

次に、研究員、職員の状況等についてお答えいたします。

平成26年９月１日現在、沖縄科学技術大学院大学には教員49名、研究員205名、事務員・技術員356名、合計610名が所属しております。そのうち外国出身者は231名で、その国籍はアメリカ、インド、中国など計43カ国に及んでおります。研究員・事務員の沖縄県出身者数は、研究員で７名、事務員・技術員で148名となっており、その比率は研究員で3.4％、事務員・技術員で41.6％となっております。学生について、現在３期生までで79名おりますが、沖縄県出身者数は公表されておりません。しかしながら、高校在学中に代表研究者の講座を聞いた県内の高校生が現在在籍しているとうかがっております。今後の計画につきましては、教員300名規模に向けた拡充がさまざまな観点から検討されることとなっております。

次に、地域のかかわり、県民とのかかわりについてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学におきましては、地元恩納村の小中学生を対象とした「こどもかがく教室」や県内各地での「科学実験教室」などを実施するとともに、「恩納村祭り」への積極的な参加など県内子弟の人材育成や地域交流を行っております。さらに、日常的に施設見学ツアーを実施しているほか、これまで県内の高校生7000名余りを学園に招き、世界最高水準の施設、研究内容を紹介するなど、情報発信にも取り組んでおります。このように、大学院大学は地域貢献や交流を通じ、県内子弟に対する科学技術への関心の醸成とともに、文化や学び・考えることの大切さなどさまざまな面でよい影響を与えているものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 辺野古埋立工事についての御質問の中で、辺野古埋め立てに係る設計概要の変更についてお答えをいたします。

平成26年９月３日付で提出された「設計概要変更承認申請書」には、埋め立て等の工事について、安全及び環境の保全に配意しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について埋立承認後も検討を継続した結果、計画変更に至ったと記載されております。また、変更内容は、１、工事用仮設道路の追加、２、中仕切り護岸の追加、３、美謝川切りかえルートの変更、４、埋立土砂運搬方法の一部変更の４項目となっております。これらの変更は公有水面埋立法第42条第３項により準用する同法第13条の２に規定される設計の概要の変更に当たることから変更承認申請が必要でありますが、告示・縦覧、地元市町村長意見の聴取及び利害関係者の意見聴取等の手続を行うことにはなっておりません。

なお、設計の概要の変更に係る標準処理期間は44日と定めていることから、この定めに基づき審査等を行ってまいりたいと考えております。

同じく辺野古埋立工事についての御質問の中で、環境監視等委員会についてお答えをいたします。

沖縄防衛局が設置しております「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会」は、現在までに２回開催されております。当該委員会については、本事業の事業者である沖縄防衛局が設置したものであり、県として要請、提言、意見を述べる立場にはございません。

なお、平成26年４月11日に開催された第１回委員会については、資料、議事要旨等が公表されており、これらによりますと、事後調査等及び環境保全措置の内容確認並びにサンゴ移植に向けた概要説明が行われております。

同じく辺野古埋立工事についての御質問の中で、ボーリング調査による環境への影響についてお答えをいたします。

海上ボーリング調査等の実施に当たっては十分な環境保全を図る必要があることから、県は、平成26年６月６日付で事業者である沖縄防衛局に対して、１、環境保全に十分配慮すること、２、環境保全対策の実施状況について、調査実施後に情報提供することの２点について文書で要請をしております。この要請を踏まえ、事業者において適切に環境保全措置が図られるとともに、その結果については今後報告があるものと理解をしております。

次に、防災対策についての御質問の中で、河川、急斜面等危険箇所の点検、整備計画についてお答えをいたします。

県では、51水系75河川を２級河川として管理しており、整備を要する河川は59河川であります。そのうち31河川はおおむね整備を完了し、現在25河川で整備を行っております。残りの３河川についても順次整備に着手する予定であります。また、急傾斜地等、土砂災害危険箇所は1032カ所あり、そのうち保全人家が５戸以上ある684カ所について土砂災害防止対策工事を行うこととしております。平成25年度末までの整備済み箇所は123カ所で、整備率は18％となっており、現在、10カ所で防止対策を実施しているところであります。

なお、台風、大雨等の出水期には河川区域、急傾斜地等、土砂災害危険箇所の巡視、点検を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 辺野古埋立工事についての中で、ジュゴンのはみ跡に係る環境アセスの予測と現状についての御質問にお答えします。

110本のはみ跡が確認された場所は、平成21年に事業者が行った調査においても確認されており、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書」にそのことが記載されております。一般的に生態系及びこれを取り巻く自然環境は常に動態にあることから、動植物等の自然環境調査を実施する年度、時期、期間等が異なれば、その結果にばらつきが生じるものと認識しております。そのため、環境影響評価制度におい

ては、予測の不確実性を伴う項目等について事後調査を実施し、必要な環境保全措置を講じることとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは子ども生活福祉行政についての御質問の中で、生活保護世帯への無料塾についてお答えをいたします。

県では、平成23年度から生活保護世帯の児童生徒に対し、世代間の貧困の連鎖を防止する観点から子供の学習支援の事業を展開しているところであります。現在、当該事業は県及び６市において実施され、平成25年度は282人の子供たちの学習支援を行ってきたところであります。平成27年４月１日から生活困窮者自立支援制度がスタートすることに伴い、実施自治体においては２分の１の費用負担が生じることになり、今後の事業展開が懸念されているところであります。

県としましては、学習支援は貧困の連鎖を防止するために効果的な取り組みであると認識しており、市町村とも連携をし次年度以降も事業が実施できるよう検討しているところであります。

次に、５歳児問題の取り組み状況についてお答えいたします。

県におきましては、現在、新制度の施行に向けて県子ども・子育て会議の意見を聞きながら、「沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）」の策定を進めているところであります。会議では、本県における５歳児の多くが公立幼稚園に就園していることから、公立幼稚園での預かり保育の充実や保育所での５歳児クラスの拡大が必要である等の意見が出ております。

県としましては、会議の意見等を踏まえ、地域の実情や保護者のニーズに応じた子育て支援施策の推進に向けて、引き続き関係部局や市町村とともに取り組んでまいります。

次に、寡婦控除のみなし適用についてお答えいたします。

寡婦控除のみなし適用について、平成26年９月現在、保育料については、保育所が設置されている34市町村中、全ての市を含む23団体が実施しており、今後、１団体が実施予定、２団体が検討中と聞いております。また、県においては、平成25年６月から県営住宅の家賃について、寡婦控除の適用を受けたときと同等となるような減額を実施しております。

県においては、国に対し、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて、未婚の母を所得税法及び地方税法上の寡婦控除の対象とするよう引き続き要望するとともに、あわせて、国が示す保育料の算定において寡婦控除をみなし適用することを要望しているところであります。

次に、ハーグ条約加盟への対応についての御質問の中で、国際結婚・離婚の状況についてお答えいたします。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、全国の国際結婚は、平成21年の３万4393件に対し、平成25年は２万1488件、国際離婚は、平成21年の１万9404件に対し、平成25年は１万5196件といずれも減少傾向にあります。一方、本県の国際結婚は、平成21年が410件、平成22年が402件、平成23年が399件、平成24年が385件、平成25年が345件と減少傾向にあります。また、国際離婚は、平成21年が126件、平成22年が153件、平成23年が137件、平成24年が158件、平成25年が168件とおおむね横ばいで推移しております。

次に、条約締結後の取り組み状況と課題についてお答えいたします。

ハーグ条約につきましては、平成26年４月１日に発効しております。同条約締結の課題について関係団体から意見を聴取したところ、ＤＶや虐待を受けていた場合、子供の引き渡しを拒否できることになっておりますが、被害者側が立証責任を果たすことは容易ではないなどの懸念が指摘されております。

県としましては、関連法令の運用状況等を注視するとともに、関係機関と連携の上、必要な対応を検討したいと考えております。

次に、ワンストップ支援センターについての御質問の中で、ワンストップ支援センターの進捗状況についてお答えいたします。

性暴力被害者ワンストップ支援センターにつきましては、県立中部病院を拠点とする病院拠点型を目指すこととしております。現在、県立中部病院を初めとする各関係機関と調整し、まずはセンターの中核機能である相談支援業務を開始するため、委託候補先との調整を進めながら、相談支援員の候補者選定や研修の準備に着手しているところであります。

なお、現状は県立中部病院内にスペースがないことから、当面、実証事業では同病院以外で実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 保健医療行政についての御質問の中で、南部医療センター・こども医療セ

ンターの小児集中治療室の現状と対策についてお答えいたします。

南部医療センター・こども医療センターは、県全域を担う小児中核病院として小児集中治療室等を備え、地域の医療機関では対応困難な高度な小児専門医療を実施しております。小児集中治療室における入院患者は近年300人台で推移しておりますが、その重症度は高くなっており、当該治療室の必要性は高まっているところであります。また、満床により救急の受け入れ制限や他病院への転院、手術の延期等による対応を行わざるを得ない状況も生じております。このため、増床などの対応を図る必要がありますが、施設や人員体制等の面で課題があります。このような状況を踏まえ、病院事業局としましては、患者受け入れ体制の強化に向けて、病院現場と調整を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは保健医療行政についての御質問の中で、子宮頸がん予防ワクチンの副反応の実態と対策についてお答えします。

子宮頸がん予防ワクチンの主な副反応は、発熱や接種した部位の痛み・腫れ、注射の痛み・恐怖・興奮などをきっかけとした失神があります。また、因果関係は不明ながら、まれに持続的な痛みを訴える重篤な副反応が報告されており、国は、その発生頻度等について調査するとともに、国民に適切な情報提供ができるまでの間、ワクチン接種を積極的に勧奨すべきでないとしております。本県における平成25年度からの副反応報告件数は７件で、うち２件が重篤な副反応となっております。

県としましては、国の方針を踏まえた対応を図るよう、市町村及び関係機関に周知するとともに、県民に対しては、ワクチンの効果及び副反応についてホームページを通して情報を提供しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、全国学力・学習状況調査における躍進と学ぶ力等への反映についてお答えいたします。

本年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校の躍進とともに「算数が好き」と肯定的に答えた児童の割合が全国平均を上回っており、児童の算数に取り組む姿勢や意欲について改善が見られることを大きな成果として捉えております。

県教育委員会としましては、児童生徒の学ぶ力や学習意欲を高めることは重要だと考えており、児童生徒の実態を踏まえた授業改善の取り組みを今後も着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、不祥事の実態と再発防止策についてお答えいたします。

平成26年度において懲戒処分を受けた教職員は、９月17日現在で４名となっております。その内訳は、盗撮による免職が１名、飲酒運転による停職が１名、体罰による減給が１名、器物損壊による減給が１名となっております。不祥事の再発防止につきましては、これまで自己点検チェックシートの作成・活用、コンプライアンス向上月間の設定及び職場内研修の実施、管理職研修会等における服務研修・講話の実施等あらゆる機会を通して服務規律の徹底を図ってまいりました。さらに、今回、県教育庁職員の逮捕を受け、新たに「わいせつ事案等再発防止対策検討委員会」を設置し、さまざまな観点からより実効性のある再発防止策に取り組んでいるところです。

次に、教員の病気休職の状況と全国比、対策、復職の実態についてお答えいたします。

教員の病気休職者数とその全国比及び復職者数は、平成21年度388人で全国７位、復職者数233人、同じく平成22年度397人で６位と274人、平成23年度373人で７位と272人、平成24年度406人で６位と252人、平成25年度は全国比はまだ公表されておりませんが、420人で261人の復職となっております。また、精神性疾患による病気休職者数とその復職者数は、平成21年度164人と復職者98人、同じく平成22年度161人と108人、平成23年度158人と109人、平成24年度170人と100人、平成25年度171人と106人となっております。

県教育委員会としましては、保健師等による相談窓口の設置や学校訪問による面談等の教職員の健康管理を実施するとともに、復職に向けては、復職支援プログラムの活用促進を図るなど支援体制の強化にも努めております。

次に、いじめの実態５年間の推移と対策についてお答えいたします。

文部科学省の問題行動調査によりますと、いじめの認知件数は、小･中･高校の合計で平成21年度は363件、平成22年度は297件、平成23年度は296件、平成24年度は3538件、平成25年度は暫定値として535件となっております。

県教育委員会としましては、いじめは決して許され

るものではなく、その対策として、「沖縄県いじめ対応マニュアル」を活用した取り組みや研修会による教職員の指導力の向上を図るとともに、スクールカウンセラー等の配置拡充による支援体制の充実に努めているところです。さらに、今月中に「沖縄県いじめ防止基本方針」を策定し、県全体でいじめ防止に向けた取り組みが行えるよう、学校や市町村教育委員会を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 文化、観光、スポーツ行政についての中の、シンガポール事務所を設置する目的・効果についてお答えします。

シンガポール事務所については、平成27年度の設置に向け、庁内で調整を進めているところであります。シンガポールを含むＡＳＥＡＮ加盟国は、人口６億を超える巨大市場であり、近年、世界的にも経済成長が著しく若年人口も多いことから、今後もさらなる経済成長が期待されております。特に、シンガポールは東南アジア地域の人、物等のハブとなっており、また、１人当たりのＧＤＰはアジアのトップに位置し所得水準も高く、輸入障壁も低いことから、観光誘客や県産品の販路拡大の大きな可能性を秘めております。

県としましては、シンガポール事務所を設置することにより、ことし３月に締結したシンガポール・チャンギ空港グループとの相互協力の覚書を活用した観光誘客や企業誘致、ことし５月に就航した国際航空貨物便を活用した県産品の販路拡大等の効果を期待するとともに、シンガポールのみならずタイ、インドネシア、マレーシアなど周辺諸国までの市場開拓も見据えて取り組んでまいります。

同じく文化、観光、スポーツ行政についての中の、琉球泡盛の世界無形文化遺産登録推進に対する県のかかわりについてお答えいたします。

琉球泡盛は、日本最古の蒸留酒と言われ、琉球王国時代においては王府御用酒として重用され、地域においては各種伝統行事や料理等に用いられるなど、生活に深く結びついた歴史的・文化的にも重要な産品であります。また、泡盛製造業は、沖縄本島のみならず宮古・八重山等の離島地域にも幅広く所在し、地域の経済や雇用を支え、酒器等の工芸品や観光産業の発展にも大きく寄与しております。黒こうじ菌食文化圏における琉球泡盛の世界無形文化遺産への登録は、沖縄固有の食文化を広く国内外に発信することにつながり、泡盛製造業はもとより観光産業など県内産業の振興に大いに貢献するものと考えております。

県としましても、関係部局及び関係機関と連携し、当該世界無形文化遺産登録に向けた取り組みを支援してまいります。

次に、商工労働行政についての中の、沖縄電力の太陽光発電接続保留の背景と県の対応についてお答えいたします。

沖縄本島や離島においては、小規模かつ他地域と系統線がつながっていない独立系統であることから、再生可能エネルギーの接続量に限界が生じやすい地域となっております。そのような状況において、固定価格買取制度の開始により急速に太陽光発電設備が普及したため、沖縄本島及び一部離島では接続可能量に達したとして、接続申し込みに対する回答が保留され、新たな接続ができない状況となっております。そのため、県では、国に対し接続可能量拡大に向けて対策を講ずるとともに、接続可能量や接続状況、今後の対応について県民に対し丁寧に説明するよう要請をしたところであります。

県としましては、引き続き接続可能量拡大に向けた対策を早急に講ずるよう、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

なお、接続保留に関する説明会を求める声もあることから、県としましては、説明会開催に向けて国や沖縄電力と調整を進めてまいります。

同じく商工労働行政についての中の、外国人就業者の数、最近の傾向、課題についてお答えします。

沖縄労働局のまとめによると、本県の外国人就業者数は、平成25年10月末現在で2790人と平成20年に比べ約２倍にふえております。産業別の就業者内訳を見ると、学校や塾での外国語指導など教育・学習支援事業が最も多く、次いで人材不足分野である宿泊業・飲食サービス業、その他サービス業、卸・小売業での就業者がふえてきております。これらの人材不足分野においては、高い求人倍率に対して希望する求職者が少なく、雇用のミスマッチが生じていることが課題となっております。

次に、同じく商工労働行政についての中の、人手不足の実態と対策についてお答えいたします。

沖縄県の７月の完全失業率は6.0％、有効求人倍率は復帰後初となる0.71倍を記録するなど、雇用情勢は着実に改善しております。このような中で建設、保育、介護、看護、宿泊・飲食、コールセンターなどの有効求人倍率が高く、これらの分野においては特に人材の確保が課題となっております。そのため、沖縄県と沖縄労働局では、経済団体及び業界団体に対して、人材

不足分野における雇用環境の改善及び正規雇用拡大について要請を行ったところであります。また、県では、従業員の処遇改善や正規雇用化を促進するため、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を認証する「ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の実施に加え、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する「人材育成企業認証制度」の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。さらに、人材不足分野の人材確保を支援するため、緊急雇用基金を活用した鉄筋・型枠基礎技能士育成マッチング事業や潜在看護師の再就職支援事業等の地域人づくり事業を実施しております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、人材不足分野の雇用改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは文化、観光、スポーツ行政に関する御質問の中の、ロシアにおける事業展開についてお答えいたします。

沖縄県におけるロシアからの観光客数は、平成24年度の100人から平成25年度は700人に増加しており、ことし６月には極東ロシアから５本のチャーター便の運航が実現しております。

沖縄県としましては、極東ロシアからの観光誘客の拡大が期待できる状況にあり、航空会社や旅行会社への営業活動、旅行博への出展等のプロモーション業務の強化が必要との考えから、これまで北京事務所が担ってきたこれら業務を切り分け、現地事情に通じた企業に委託しております。

なお、一部報道にありますような委託駐在員を設置したものではございません。

次に、マリンスポーツの日本大会や世界大会の誘致計画についてお答えいたします。

沖縄県では、これまで日本オープンゴルフ選手権競技大会、世界空手連盟プレミアリーグ、日米野球大会等の大規模スポーツコンベンションの誘致、開催を実現しております。本年度は、スポーツコンベンションを効果的・計画的に誘致するための基本的考え方、方向性、課題・条件、県の支援のあり方等をまとめた戦略を策定することとしております。本県の地理的特性を生かしたマリンスポーツは優位性のある競技の一つであると認識しており、本年度策定する戦略を踏まえるとともに、大会運営費用、参加人数、社会的・経済的価値等を総合的に勘案して誘致の可能性を検討していきたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについてお答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピックは、開催地となる東京のみならず、開催国として日本各地の自然や文化に世界の目が向けられる一大イベントであります。

沖縄県としましては、これらを絶好の機会と捉え、沖縄の美しい自然や歴史の中で育まれた伝統文化を効果的に発信するなど、海外における誘客プロモーションを戦略的に展開することにより、海外客の日本本土から沖縄への来訪や、沖縄を経由した大会開催地への動きを形成し、アジア地域に加えて欧米諸国からの観光客の拡大も図ってまいりたいと考えております。また、１年を通した温暖な気候のもと、オリンピックに向けたスポーツキャンプの適地としての魅力を世界に発信するとともに、受け入れ体制の整備にも取り組んでまいります。さらに、開会式において、日本を世界にアピールする演出の一つに、沖縄伝統空手やエイサー、琉舞などの沖縄文化をプログラムに加えてもらうよう働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 農林水産行政についての御質問の中で、県産農林水産物の学校給食への利用率、課題及び普及対策についてお答えいたします。

県産農林水産物の利用促進には、学校給食における利用拡大が重要であると認識しております。学校給食における平成24年度の利用率は34％となっており、利用に当たっての主な課題として、学校給食関係者からは、規格が不均一、形が悪いものなどは洗浄や皮むきなど前処理に時間がかかる、タマネギ、ジャガイモ、ニンジンなど使用頻度の高い品目について周年供給できないなどが挙げられています。このため、教育庁、市町村及びＪＡとも連携しながら、学校給食における県産食材利用促進モデル事業により、地産地消コーディネーターを配置し、学校給食等と生産者、流通業者のマッチングや情報発信を行うとともに、安定的な供給体制強化のための拠点産地の形成などに取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 公安行政についての御質問の中で、少年犯罪の実態と防止対策についてお答えいたします。

本年８月末現在、県内における窃盗、傷害等の刑法

犯で検挙・補導された少年は843名で、前年同期と比較しますと88名、11.7％増加しております。

次に、飲酒や深夜徘回等の不良行為で補導された不良行為少年は３万2267名で、前年同期と比較し6180名、16.1％減少しております。

県内の少年非行の特徴としましては、全国と比較して全刑法犯に占める少年の割合が高いこと、中学生の割合が高いこと、共犯率が高いこと、再犯者率が高いこと等が挙げられ、軽微な不良行為から初発型非行を経て悪質な犯罪行為へと徐々にエスカレートし、また、先輩・後輩のあしきつながりを断ち切れずに、中学校単位でグループを形成するという傾向があります。

県警察におきましては、関係機関・団体や少年警察ボランティア等と連携して、非行等の問題を抱えている少年を健全な状態へ導く立ち直り支援や、家庭や学校等一番身近な場所に自分の落ちつける場所がない少年に対する居場所づくりとして、農業実習、社会奉仕活動、三線教室、ハーリーなどの体験学習を通した支援活動、大学生少年サポーターによる学習支援活動、児童生徒の規範意識の向上のための非行防止教室の拡充等を推進し、非行少年を生まない社会づくりの取り組みを強化しているところであります。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体や少年警察ボランティア等との連携を強化し、より効果的な少年の非行防止及び健全育成活動を推進してまいる所存であります。

次に、公安行政についての御質問の中で、サイバー犯罪の実態と対策についてお答えいたします。

警察では、インターネット等の情報通信技術を利用した犯罪をサイバー犯罪と定義し、同種犯罪の事件摘発とあわせて被害防止対策を推進しているところであります。

平成26年８月末現在の県内におけるサイバー犯罪の検挙件数は80件で、前年同期に比べ７件増加しており、その主な内訳といたしましては、著作権法違反が22件と最も多く、次いで児童買春、児童ポルノ法違反が11件、インターネット掲示板や電子メールを利用した詐欺が10件となっております。また、サイバー犯罪に関する相談件数は、本年８月末現在488件で、前年同期と比べ93件減少しており、その内訳といたしましては、詐欺・悪質商法に関する相談が221件と最も多く、次いで名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談が55件、迷惑メールに関する相談が43件となっております。

これらの事犯の防止対策といたしましては、サイバーパトロールによるインターネット上の違法・有害情報対策に努めているほか、関係事業者等とサイバー犯罪に関する情報を共有するとともに、児童生徒や保護者等に対する防犯講話などの広報啓発活動を推進しているところであります。防犯講話等の実施状況につきましては、本年８月末現在で454回、人数で約６万2000名を対象に実施しております。

サイバー犯罪につきましては、新たな手口が次々と発生しやすい実態にあることから、高度な専門知識を有する民間技術者と事例研究するなど、民間知見を活用した技術習得と的確な実態把握に努め、引き続き取り締まりを強化するとともに、被害の未然防止を図るための各種対策に取り組んでいく所存であります。

次に、公安行政についての御質問の中で、連れ去り事件の実態と対策についてお答えいたします。

子供、女性に対する過去３年間の略取・誘拐事件の認知件数につきましては、平成23年がゼロ件、平成24年が２件、平成25年が１件となっております。本年８月末の認知状況は暫定値で４件となっており、前年同期比で４件の増加となっておりますが、被疑者は全て検挙し、解決したところであります。

なお、性犯罪等の前兆事案と言われる子供、女性に対する声かけや、つきまとい等の認知件数につきましては、本年８月末で226件となっており、前年同期比で49件、27.7％増加しております。

県警察におけるこの種事案の対策といたしましては、事案発生の際に被害者の早期保護と被疑者の検挙を徹底することはもちろんのこと、事件に至らない場合であっても声かけ、つきまとい等を行う者に対する指導・警告等による先制・予防的活動を実施しております。また、被害に遭いやすい子供、女性の危機回避能力向上等のための、学校や企業における女性を対象とした護身術を含めた防犯教室の開催、子供を守るための「イカのおすし」チラシ、県警察独自に考案作成した「女性を守る、あ・い・う・え・お」チラシの配布による広報啓発活動、学校との情報共有と学校周辺のパトロールによる子供たちの見守りを行う「学校ゆいまーる活動」、声かけ、つきまとい等前兆事案の発生や検挙、指導・警告した事案の「安心ゆいメール」等を活用した地域住民への情報発信などの安全対策を実施しております。その他、各地域で結成されている自主防犯ボランティア団体や、学校関係者等と連携して学校周辺、通学路、公園等の徒歩によるパトロールのほか、視認性の高い青色回転灯を装備した車両による街頭パトロール活動なども実施しております。

県警察といたしましては、今後とも子供、女性の安全を確保するため、関係機関・団体と連携を密にし、安全対策を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山内　末子さん　議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　再質問をいたしますが、本当に知事、非常に不誠実だと思います。特に、１点目、２点目、選挙にかかわることをどうして公務員である知事公室長が答えなければならないんですか。とてもおかしい問題だと思います。これは議会軽視、議員を冒瀆しているに当たると私は思っております。

再質問の中で、翁長那覇市長につきましては、先ほど公室長が今評価するものがないとおっしゃっていました。今、翁長那覇市長について、賛同する皆さんの共通点、それは振興策を主張する知事の姿勢よりも政治家として公約のこの重みを重視したことなんです。知事は公約違反ではないと強調しておりますけれども、知事は承認前まで再三、地元の理解を得られない移設案は事実上不可能であり、県外移設を求めていくという発言です。地元の理解とは、辺野古埋め立てに対する理解であり、辺野古埋め立ては無理ということであります。それを地元の事情、民意は全然変わらない。そういう中で埋め立てを承認をいたしました。法的に基準に合致しているから承認をした。気持ちはまだ県外だと。そんなこと言っても県民にはそれこそ理解できないのです。約束、公約違反、県民裏切り、そういう政治家として一番やってはいけないことを見事なまでにこの局面で行ったことへの信頼喪失が翁長さんへのその期待に集結したのです。

知事は先ほど翁長さんに対して、何もないと言っていましたけれども、もう一度言います。もう一度聞きます。では、今回知事は辺野古埋め立てについて、どういう公約をするのかまず伺います。

そして２点目ですけれども、先ほど今回の選挙で辺野古移設反対の民意が示されても、日米両政府に対して再協議を求める気はないという公室長の答弁がありました。知事ももちろんそうなんですね。ということは、沖縄県民が多くの民意を示しても知事としてはその民意を受け取る気がないという、受け取る気持ちは全くないということで理解してよろしいでしょうか。それをもう一度お願いします。

知事の言う、その辺野古については、どういう状況があろうが一日も早く辺野古埋め立てを実行されたほうが一番いいとそういうふうに思っているのか、そこももう一度知事の口からお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

それから、海兵隊の駐留意義について、なぜ沖縄でなければならないのか。復帰にかかわったモートン・ハルベリン氏は、海兵隊の抑止力の意味を問い直すことを沖縄の基地問題の解決策として主張しております。昨今のシリアの問題など展開が変わった中で、世界中で戦争をする余裕のない米国で今や本当に中国との戦争などを視野に入れた在沖米軍のその抑止力、大きな乖離があると世界では指摘をしております。米国は世界で一番機動展開をする海兵隊が沖縄でなければならないとは一度も言ってないと思います。これまで知事公室地域安全政策課では防衛省と何度も意見交換を交わしてきたのではないでしょうか。そういう検証を重ねてきたと思っておりますが、知事公室長、もう一度お願いいたします。

森本元防衛大臣の言う、地理的優位ではなく政治的に沖縄でなければならないというのは、それを許容する人が沖縄にしかいない。いや、沖縄にいるというそれが知事であって、自民党県連であった。これが国会議員であった。図らずもそれを実行したのが今の仲井眞弘多現知事だということ、それを物の見事に示してくれたと思っております。知事の見解を伺います。

それから地元の民意を覆して辺野古を可能にしたのは、政治の根っこの部分を覆し、論を投げ捨てた、ここにいる政治家仲井眞弘多さん、その責任はとても重いのです。それに対して、地元に対して謝罪をしなくてもいい。県民に対して謝罪はしなくてもいい。これが本当に政治家の姿でしょうか。行政手続上の問題でないとしても、政治家仲井眞弘多あるいは人間仲井眞弘多として、少なくとも県民の80％が辺野古移設に反対をしている､現実に反対の姿勢を示したのですから、人間として真摯に受けとめ、もう一度真摯に謝罪をするべきか伺いたいと思います。

次に、埋立設計概要の変更について。

設計変更による環境への影響、それから住民への影響をどこで調査し検討するのか。誰が判断するのか。それは土建部だけでいいということをおっしゃっていました。名護市の合意が得られなくてもいい。こういうことというのは、これまでアセスの問題のときに皆さん本当に十分県民から多くの声が聞けたと思います。そんな簡単に変更を出して、後出しに変更をする。そこに市民の意見も聞かない。そして法的にのっとってやるだけだと。こういうことはまるで本当にこの沖縄県が防衛局の言いなりになっていく、そういう

行政であっていいのでしょうか。もう一度そこは期限が40日間であったとしても、そこはきちんとその環境をしっかりと守っていけるのか、保全対策がきっちりとできるのか、しっかりそこを見きわめるべきなんです。そういうことで専門家の意見も聞きながら、このことをしっかりと判断するそういう行政としての仕事をするべきだと思いますが､それはいかがでしょうか。土建部長、お願いいたします。

それから県民の安全確保について。

当然です、それは。今辺野古の海で行われていること、知事、わかりますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○山内　末子さん 辺野古の海で行われていること。（資料を掲示） 本当に何もやっていないカヌー隊に対して海保の皆さんがこういうふうに喉を手で締め、この人はその後頸椎捻挫を起こしています。そういう状況が本当に沖縄県の海上で行われている｡このことは、知事、幾ら安全確保といってもこういうことが現在行われているということ自体に、県として何にも無防備な県民に対してそういう暴力的なことをやっているということがわかれば、それは県の知事として県民の安全を確保する意味でも海保に対してしっかりとそれは物を申すだけの仕事をするべきではないですか。それはもうそれをしないと言うんでしたら、本当に職責放棄だというふうに私たちは思っておりますが、それについていかがでしょうか、お答えください。

それから環境監視委員会の問題ですけれども、環境監視委員長の意見を見てみますと、設置そのものについては環境監視委員会では科学的ではなく、政治的に安全保障上の観点から、沖縄県の置かれた位置づけからこのアセスが承認されたというような委員長の意見があります。最大限の環境監視を科学的に監視することが我々の役目であると言っています。でも、皆さんはこれまで環境保全について多くの疑義があった。しかし、これから環境監視委員会等を設置をし、その皆さんの意見を聞きながらこの問題を解決していくと、環境保全にしっかりと取り組んでいくということをおっしゃっていますけれども、しかし環境監視委員会については、そういう役割ではないということをはっきりと委員長が言っているんですよね｡ということは、そういう意味で皆さん方には疑問が残ったまま、対策が講じられなくても環境保全ができなくてもこれは承認をしたということになるんじゃないですか。はっきりお答えください。

それから大学院大学について。

世界最高水準の教育機関として本当に多くの予算がかけられております。そういう意味では、今ありましたけれども、将来にわたって県内の子供たちに大いに寄与することが大変望まれることなんですけれども、まだまだ県民の周知やかかわりが薄い感がいたします。並行して設立されましたアミークスインターナショナルスクールとの連携もこの間、またどのような形で進められていくのか、やはり希薄だったと思いますが、その後の計画についてお答えをください。

それから太陽光発電につきまして、今現在接続を保留している企業やあるいは家庭について、また、これからローンを組んで今準備をしている皆さんたちが多いんですよね。そういう皆さんたちに対して支援策は県として講じていくのか、その辺をお願いいたしたいと思います。

それからカジノについて。

カジノについては、今盛んにＵＳＪやＭＩＣＥの事業も計画がされておりますけれども、そういう施設に対してカジノ導入の可否ということでこれが取り組まれていくのかどうか、その辺も含めてお願いをしたいと思います。

それからこのカジノについては、知事の公約はどうなっているでしょうか｡公約に入っていくのかどうか、お願いします。

それから全国的に500万人いるというギャンブル依存症ですけれども、県内の状況はどうなのかお願いをいたします。

いじめについては、県内でいじめによる裁判が起こりました。こういうことは初期の対応を本当に間違えると被害者、加害者ともに深い傷を負います。いじめは暴力であって、小さなことでも対応をしっかりと教育委員会、先生方、それから地域一緒になってやらないといけないと思っていますか、その辺の対応についてお願いをいたしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

ただいまの山内末子さんの再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前の山内末子さんの再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　山内末子議員の十二、三の再質問がございましたが、うち５つを私のほうで答弁をさせていただきます。

まず第１に、知事は辺野古移設についてどのような公約とするのかという御趣旨の再質問にお答えいたします。

私は、これまで世界一危険とも言われる普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を公約の柱としてきました。危険と隣り合わせの市民・県民の命と暮らしを守るため、普天間飛行場問題を先送りすることなく、断固たる決意を持って解決に取り組んでまいりますという趣旨の公約になろうと思いますが、まだきちっとできておりません。もうしばらく時間が要ります。

次に、民意を踏まえ再協議するべきではないかという御趣旨の御質問に対しましては、普天間移設問題を先送りすることなく、断固たる決意を持って解決に取り組んでいるところであり、御質問の再協議につきましては一日も早い危険性の除去を実現するためには現実的ではないと考えております。

次に、辺野古は現実的解決策かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現行計画は具体的に動き出しており、現時点では具体的かつ現実的な解決策と考えております。

次に、民意を受けとめ謝罪すべきではないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

公約の実現に向けましては、私は200になんなんとする公約について断固たる決意でその解決実現に邁進してきたところであります。

御質問にありました基地関連のものにつきましては、おっしゃる謝罪には全く必要はないと考えております。

以上でございます。

失礼しました。カジノについての答弁漏れがございました。

統合リゾートが公約に入っているかという御趣旨の御質問につきましては、私の３期目に向けた公約につきましては、現在作成を進めているところでございます。一方、カジノを含む統合リゾートにつきまして、導入に当たっては具体的構想、そして計画を示しながらコンセンサスを得るとのスタンスに変わりはありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　再質問にお答えいたします。

海兵隊の駐留意義についてもう一度という御趣旨の質問でした。

海兵隊を許容する人が沖縄にしかいないということであるという御主張でございました。

海兵隊につきましては、これは先ほど来答弁しておりますけれども、政府が在日米軍海兵隊の意義及び役割において、海兵隊を即応性・機動性にすぐれた初動展開部隊とし、在沖海兵隊を抑止力の重要な要素の一つとの見解を示しております。また、沖縄に駐留する必要性についても、沖縄の地政学的位置を根拠としております。ただ、県はそれを丸のみにしたわけではございませんで、先ほど答弁したとおりまだ説明不十分であるというふうに申し上げているわけです。いずれにしましても、県は累次にわたって海兵隊の兵力削減といったものを求めておりまして、現在、日米で合意されております海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転、これを着実に進めるべきであると考えております。

次に、辺野古埋立工事の質問の中で、海上保安庁の活動に抗議すべきではないかというような趣旨の御質問だったと思います。

事業実施に当たっては、現在、公安当局――この場合海上保安庁ですけれども――は、法に従って警備を行っているものと承知しております。しかしながら、事業者は安全や環境に配慮して進めるとともに、反対する方々もルールを守って意見を表明するべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　辺野古埋立工事についての御質問の中で、設計の概要の変更について県民へ公開し、あるいはまた専門家などにも意見を聞くべきではないかというような御質問にお答えいたします。

今回の設計概要変更承認申請書につきましては、公有水面埋立法に基づき提出されたものであることから、法令にのっとり手続・審査を行ってまいりたいと考えております。設計概要変更承認申請の場合、法令で告示・縦覧、地元市町村長意見の聴取及び利害関係

者の意見聴取等の手続を行うことにはなっておりません。ただし、今回の設計概要変更による環境への影響及び水産資源等への影響につきましては、その内容をより詳細に把握する観点から環境部及び農林水産部へ照会し審査に反映させてまいりたいと考えております。

次に、同じく辺野古埋立工事についての御質問の中で、環境監視等委員会におきましての委員の方の御発言についての御質問がございました。

去る７月11日に、沖縄防衛局が設置した環境監視等委員会で、お一人の委員から先ほどの山内議員から御発言のあったような御発言があったということは議事録で確認をいたしました。それ以外にもいろいろな委員が、それぞれの委員のお立場で自由な意見交換の中で御発言をされております。そのことについて県としてコメントをする立場にはないと考えております。しかしながら、この環境監視等委員会の業務と申しますのは、環境保全措置に関することについて指導助言等を行うというふうになっておりますので、今後、この委員会等で指導助言などがあれば、事業者である沖縄防衛局において環境保全措置がとられるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　山内議員の再質問にお答えいたします。

御質問の趣旨は、大学院大学はまだまだ県民とのかかわりが薄いと、特にアミークスとＯＩＳＴとの連携について進捗状況はどうなっているかという御趣旨の御質問だったと考えております。

これまでもこのアミークスとＯＩＳＴとの連携体制をつくるために、アミークスの学校長がＯＩＳＴの評議員、ＯＩＳＴの研究者がアミークスの評議員につくなどの体制づくりを行ってきたわけですが、ただこれでは十分ではないでしょうという御指摘をこれまでもいただきました。その後、アミークスの校長先生が直接ＯＩＳＴの教育担当者――担当教授ですが――その方にお会いしたりとか、地域連携セクションとの意見交換などを行ってまいりました。こういったのを受けまして、ことし７月にはアミークスの生徒さんたちがＯＩＳＴの施設を見学させていただきました。その際には直接英語でのコミュニケーションができるということもありまして、子供たちにとって大変有意義なものであったというような評価を伺っております。

今後ですけれども、ＯＩＳＴの研究者によります出前講座の実施に向けてアミークスと意見交換を行っているというふうに伺っております。

県といたしましても、この地域連携セクションに対しまして、ぜひこのアミークスでの出前講座の実施、そしてＯＩＳＴの理事あたりの働きかけによりましてＯＩＳＴとアミークスの連携強化を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　山内末子議員の太陽光発電接続保留事業者への支援についてとの趣旨の再質問にお答えいたします。

事業者においては、接続保留による影響により、今後の売り上げの減少や経営状況の悪化が懸念されるところであります。

県としましては、引き続き接続可能量拡大に向けた対策を早急に講じるよう国に対して働きかけるとともに、事業者に対しましては、経営支援機関による経営相談窓口や運転資金等の低利融資を行う中小企業セーフティネット資金などの制度の活用を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは大型ＭＩＣＥ施設とＩＲの関連に関する御質問にお答えいたします。

県では、既存の施設では対応できない大型ＭＩＣＥ施設や大規模な展示会などを誘致するためには、国際競争力を備えた大型ＭＩＣＥ施設の整備が必要と考えて、現在その機能などについて検討を進めているところでございます。一方、カジノを含む統合リゾートについては、県では県民コンセンサスを前提に法制化の動向を注視しながら、導入する機能のあり方などを今後検討することとしております。このようなことから、大型ＭＩＣＥ施設と統合リゾートをあわせた検討は行っておりません。

次に、ＵＳＪの沖縄進出計画に係るＩＲとの関連との再質問にお答えいたします。

株式会社ＵＳＪは、新たなテーマパークの設置先として名護市を候補地の一つとして検討していると伺っておりますが、同社に確認しましたところ、ＩＲとして計画しているものではないと聞いております。

次に、ギャンブル依存症の実態についての再質問にお答えいたします。

我が国において、ギャンブル依存症に関する統計データが存在しないため、県内を含めギャンブル依存症の実態を把握することは困難な状況にございます。ただし、厚生労働省の補助を受けて研究者グループが実施した調査によりますと、国内成人男性の8.8%、女性の1.8%、計536万人がギャンブル依存症の疑いがあるとの推計がなされております。なお、この結果に関しましては、パチンコ・スロットなどが多いという日本の事情を踏まえて考える必要があり、依存症患者の割合が１から３％程度という諸外国との単純な比較はできないとの指摘もございます。いずれにしましても、統合リゾートの導入に伴うギャンブル依存症などの懸念事項に関しては、関係省庁において問題を生じさせないための制度上の検討を進めるとされておりますので、国においてしっかりとした対策が講じられるものと認識しております。

沖縄県としましては、国が講じる措置に加え、さらに必要な対応策について厳格に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） 再質問にございましたいじめの初期対応についてお答えいたします。

いじめにつきましては、未然防止、早期発見、早期対応が重要になってまいります。最近の新聞のいじめ事案からも特にそう感じているところです。いじめの初期対応につきましては、いじめ解決の大きなポイントとなることから、沖縄県いじめ対応マニュアルにおいて、体系的に明記しておりまして、各学校での活用を図っているところです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん 答弁ありがとうございました。

公約違反ではないという、あくまでも開き直り、それから謝罪、再協議も必要ないとは、全く民意には沿わないということですね、知事。残念な限りの知事だと思います。県民のために汗をかかない、自分の意見さえも職員に託す、政府言いなりの知事だということがはっきりしました。そういう無責任なリーダーのもとでは、職員も十分その能力が発揮できません。県民の公僕として県民・県益のための県政にしていかなければならないと改めて思います。

知事、島田叡という方、御存じですよね。沖縄戦の戦火の中にあって、最期まで県民に寄り添い激励し続けた戦前の任命知事です。できれば、知事とはそうありたいものです。失礼ながら、県外と言って県民に火をつけ、県民を炎天下や雨、嵐にさらし続け、県民同士を競わせ、恬として恥じないあなたとは雲泥の差ではありませんか。願わくば11月の知事選挙、そこでは県民の父となり、母となれる、沖縄を真に愛し県民に寄り添える知事の誕生を期待し、代表質問を終わります。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島　明男君 ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。ワンネー公明党・県民会議無所属ヌ前島ンディイヤビーグトゥ　ユタサルグトゥウニゲーサビラ。

９月ナイネー　９月18日ヌしまくとぅばの日ウミンジャチ　しまくとぅばサーニ　エーサチサンネーナイビランディチウムトーイビーン。

ンカシトゥナマトー　イッペーカワトーイビーン。ンカシェーナイネーしまくとぅばーチカランケーンチイラットーイビタシガ　ナマネー　学校ウティン　しまくとぅばチカレーヤーンチ　陳情書が喜納議長ンカインジャサットーイビーン。

トー　しまくとぅばウッササーニ　クリカラーヤマトゥグチサーニエーサチシェーヤーンディウムトーイビーン。

代表質問に入ります前に、若干所見を述べさせていただきます。

台風11号による被害や、数十年に一度とも言われる猛烈な豪雨による土砂災害等によって被災された方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。私どもは、今回の事故を無にすることなく、日ごろから万が一に備え行動することが大事だと考えます。

それでは質問に入ります。

まず初めに、総務部関連について伺います。

国からの財政支援については、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的に交付されているわけでありますから、それに沿って沖縄振興を図らなければなりません。また、政府においても、骨太の方針や日本再興戦略の中で、国家戦略として沖縄振興を総合的・積極的に推進するとしております。

そこで次のことを伺います。

(1)、県予算に占める国からの財政支援について、一括交付金交付前後過去５カ年の推移はどうだったか伺います。

(2)、国からの財政支援について、全国都道府県との

比較で、県民１人当たり額のランクはどうか、過去５年のデータを示されたい。

(3)、一括交付金は、基地負担の受け入れと関係するのか伺います。

大きな２番、企画部関連についてであります。

国内において唯一、鉄軌道のない我が県にとって、導入は県民がひとしく強く望むところであります。それに呼応して、執行部が積極的に取り組んでおられることに敬意を表するものであります。我々議会サイドも全力を挙げて取り組まなければならないものと考えております。

そこで次のことを伺います。

(1)、公共交通施策の進捗状況についてであります。

ア、鉄軌道導入に当たって、内閣府から平成26年度の調査において県が求めている特例制度の研究・検討を行うことになっておりますが、その進捗状況はどうか伺います。

イ、バス交通の利用促進に向けた取り組みの中で、ＩＣ乗車券システムの開発は欠かせないと思いますが、進捗状況はどうか伺います。

ウ、バス路線の再編についての進捗状況はどうか伺います。

(2)、国際線ターミナルの増改築はどうなっているか伺います。

大きな３番、教育行政についてであります。

(1)、学力向上対策の成果と今後の対策について伺います。

８月26日付新聞の１面に「学力　沖縄24位」の記事を見て感動いたしました。全国学力テストの結果は、本県小学校の算数Ａは全国６位、全教科総合でも24位と大躍進を遂げ、全科目で最下位を脱出することができたとのことであります。まことに喜ばしい限りであります。しかし、中学校に関しては依然として全教科最下位のようですので、さらなる努力が必要だと思われます。

そこで次のことを伺います。

ア、父母とのかかわりはどうでしたか。

イ、地域とのかかわりはどうでしたか。

ウ、放課後対策はどうでしたか。

エ、先生方の指導方法の変化はありましたか。

オ、先進校との交流は今後どうするのか伺います。

(2)、子供の非行防止対策についてであります。

新聞記事によりますと、2013年の調査で非行を始めた時期は小学生以下が78.3％を占めることがわかっております。調査した委員は「教育的な指導を受けた形跡はなく、窃盗の常習化につながっている」と指摘しております。家庭や学校だけでなく、行政や警察など幅広い機関が連携して対処する必要を訴えております。

そこで次のことを伺います。

ア、県内の非行の低年齢化が特徴だと言われているが、実態はどうか伺います。

イ、家庭の貧困を放置すると子供の非行につながることが浮き彫りになっているが、その対策はどうなっているか。

ウ、地域の団体などの協力を得る必要があると思うが、その対策はどうなっているか伺います。

(3)、男女混合名簿の活用についてであります。

同名簿は、男女平等教育の観点から全国で定着しているが、県内の小学校への導入は2013年度268校中22校で、全体の8.2％（全国は2011年ベースで83.8％であります）と極端に少ない。ある市民団体の代表は、混合名簿導入は、人権教育ともなる。性別に関係なく子供たちがかかわることで、差別意識のない大人に育ってほしいと期待しております。その他、男女の仲がよくなったとの生徒たちの声もあります。もっともっと積極的に取り組むべきだと考えます。

そこで次のことを伺います。

ア、県内小学校の実施状況と今後の方向性について伺います。

(4)、しまくとぅば学校教育についてであります。

ハワイでは、1983年にハワイ語教育組織が発足し、ハワイ語で授業をする小中学校が誕生したそうであります。その結果、70歳以上でハワイ語を話せる人が、現在では当時の40倍にふえたそうであります。県の「「しまくとぅば」普及推進計画」の中で、県はしまくとぅば消滅の影響について、「県民の郷土愛等も失われ、結果的に沖縄文化の衰退へと繋がるものと危惧される。」と危機感を持っております。そこで陳情にあるように、「しまくとぅば教育センター」――仮称でありますが――を設置し、学校現場でのしまくとぅばの授業を早期に実現すべきと考えるがどうか伺います。

ア、しまくとぅば連絡協議会（照屋義実会長）から、全学年で通常の教育課程での学校教育に導入することや「しまくとぅば教育センター」の設置を求める陳情が出されているが、対応を伺います。

(5)、教職員のモラルの再教育についてであります。

今回、県教育庁最高幹部の一人が起こした事件は、児童生徒や教職員を指導する立場にある者だけに、言語道断と言わざるを得ない。県教育庁によると、2004年度から10年間にわいせつ行為などで懲戒処分を受けたのが、公立学校に勤務する職員で17人、県教育庁の

職員で２人、計19人となっている。年間約２人の計算になる。絶対に起こしてはならない犯罪のはずです。一体モラルはどうなっているんですか。何をどうすればなくなるんですか。そこを伺いたい。

大きな４番、福祉行政についてであります。

日本の人口は年々減少傾向にあり、憂慮されております。人口の減少は国力の弱体化にもつながると言われており､その対策が強く望まれるところであります。去る全国知事会議でも、少子・高齢化の急速な進展を背景とする人口減少問題を喫緊の課題と位置づけ､「少子化非常事態宣言」を採択しております。我が県においても、少しずつ人口が増加しているとはいえ、長い目で見ればほっておけない問題だと考えます。

そこで次のことを伺います。

(1)、少子化対策「非常事態宣言」について。

ア、全国知事会議で「少子化非常事態宣言」が採択された。我が県の対策はどうなっているか伺います。

(2)、障害者の才能を披露するイベント開催についてであります。

ア、障害のある人々の社会参加を後押しする第１回愛音楽――通称アネラでありますが――音楽祭が去る８月30日、西原町のムーンテラス東崎の音楽堂で開催されました。県はどうかかわったのか伺います。

(3)、情緒障害児短期治療施設の建設の進捗状況はどうか伺います。

(4)、ベビーシッターについて、厚生労働省から「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」についての通知がなされておりますが、どのような内容だったか伺います。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○前島　明男君 (5)、難聴児の補聴器助成についてであります。

ア、補聴器が必要とされる聴力30デシベル以上70デシベル未満の軽度・中等度の難聴児童の補聴器への助成制度を、「県としては、助成する場合の潜在的対象者数の試算や市町村との意見交換等を行い、実施を検討してまいります。」と、去る６月議会で答弁しておりますが、その後どうなったか伺います。

イ、平成25年度学校保健統計調査報告書によりますと、軽・中等度の難聴とされる本県の児童生徒は、小学生529名（0.84％）、中学生228名（0.73％）、高校生199名（0.66％）と推定されております。全児童生徒を助成する場合、予算は幾ら必要か伺います。

(6)、脳脊髄液減少症についてであります。

一昨年３月に西原町の小学生が体育の授業中に転倒し、脳脊髄液減少症を発症した事故の当該児童や家族は、治療のため保険も適用されない中で本土に通い、精神的にも財政的にも大きな負担を強いられております。補償問題はいまだに解決していないと伺っておりますが、どうなっておりますか。県教育委員会は、町教育委員会の報告を受けるだけではなく、積極的にかかわって早期に解決すべきだと考えるがどうか伺います。

大きな５番、医療行政についてであります。

県立病院の医師不足は今に始まったことではない。慢性化してしまっていると言っても過言ではない。特に、県立八重山病院では脳外科と眼科、宮古病院の耳鼻科、北部病院の産婦人科、八重山と宮古は休診、北部は紹介患者などに制限した診療を余儀なくされている。現在の欠員を速やかに補充するため、緊急措置とあわせ医師確保のための定着に向けた抜本策を講じる必要があると考えます。

そこで次のことを伺います。

(1)、僻地医師確保対策についてであります。基金20億円を創設しましたが、基金の活用方法について伺います。

(2)、デング熱やレプトスピラ症対策はどうなっているか伺います。

大きな６番、農林水産行政についてであります。

我が県は四方八方を海に囲まれ、水産資源ははかり知れない状況にあります。ところが、漁をする担い手が年々減少していく状況で､何とも残念でなりません。減っていく要因はいろいろあると思われますが、その中の一つが、漁を現場に行って実践で教えてくれる機関がないことだと言われております。農業大学校のような熟練した教え手が必要だと考えます。

そこで次のことを伺います。

(1)、漁業専門学校の設置について。

後継者育成のためには実践指導をする機関が必要だと考えるがどうか。また、設置する考えはないか伺います。

(2)、漁業者が５年前に比べると6.6％減ってきている大きな要因は何か。また、その対策はどうか伺います。

(3)、魅力ある漁業はどうあるべきか伺います。

(4)、クロマグロの資源回復のために県がとるべき方策は何か伺います。

(5)、農業を成長産業にするための施策はどうあるべ

きと考えるか伺います。

(6)、台風に強い農業はどうあるべきと考えるか伺います。

大きな７番、商工労働行政についてであります。

小規模企業を日本経済の主役にしようという考えで、さきの通常国会で小規模企業振興基本法と支援法が成立したことで、地域活性化への期待が高まってきております。しかし、人口減少に伴う市場の縮小や海外企業との競争の激化、経営者の高年齢化など、地域経済を支える小規模企業の振興なくして経済再生はなし得ないとの考えから２法がつくられたものと思います。我が県の九十七、八％が中小企業ですから、県としても２法の趣旨を生かして積極的に取り組んでもらいたいと思います。

そこで次のことを伺います。

(1)、太陽光発電接続保留500件について、今後の見通しはどうなっているか伺います。

(2)、小規模企業振興基本法と支援法について、最大のポイントと地方自治体の責務を伺います。

大きな８番、災害防止対策についてであります。

災害は忘れたころにやってくるとよく言われます。備えあれば憂いなしで、常日ごろからの万全な対策が重要だと考えます。最近、北部地域では記録的な降雨に見舞われたり、暴風による大きな被害も発生しております。津波による災害も想定に入れ、日ごろから対策を講じておかなければ大きな痛手をこうむることになりかねません。我々は、約250年前の明和の大津波によって八重山、宮古島地方で約１万人余の命が奪われたことを決して忘れてはなりません。

そこで次のことを伺います。

(1)、記録的な降雨による災害予想箇所は県内に何カ所あるか。また、その対策はどうなっているか伺います。

(2)、津波被害を最小限に食いとめるための避難タワーは、県全体で何カ所必要と考えるか。また、県はどう支援していくのか伺います。

大きな９番、公安行政についてであります。

加藤県警本部長におかれては、８月に赴任されたばかりですが、沖縄が全国で最も注目を浴びているところだけに、加藤本部長に寄せる県民の期待は大なるものがあります。

私が申し上げるまでもありませんが、現在の沖縄の米軍基地は、終戦直後、米軍の銃剣とブルドーザーによって強制的に接収されたものであり、しかも現在、日本における米軍専用施設の74％が沖縄に存在するという状況にあります。私が申し上げたいのは、沖縄は大変な苦難の歴史をたどってきております。今なお普天間飛行場の辺野古移設という県民を二分するような大きな課題も抱えております。県警本部長におかれては、県民の心をいち早く御理解され、事件・事故等のない安全で安心な県民生活が送れますようにお願い申し上げて質問に入ります。

(1)、ネットバンキングによる振り込め詐欺の現状と対策について伺います。

(2)、少年非行の現状と対策について伺います。

(3)、出会い系サイトによる子供の被害状況と防止対策について伺います。

大きな10番、文化、観光、スポーツ行政についてであります。

県文化観光スポーツ部の９月５日の発表によりますと、７月の入域観光客数は、前年同月比７万人（12％）増の65万3900人となり、７月としては初めて60万人を突破、同月の過去最高を記録し、さらに８月には、８月としては過去最高の73万1200人を迎え入れたとのことであります。暗いニュースの多い中で、大変明るいうれしい出来事であります。この成果を分析し、主な要因を引き出し、さらなる発展に活用したいものです。

そこで次のことを伺います。

(1)、観光関連についてであります。

ア、観光入域客数がこれまでにない伸びを示しているが、要因は何か。また、今後もっともっと伸ばしていくにはどのような対策が必要と考えるか伺います。

イ、観光資源の開発はどうなっておりますか。目標の1000万人を受け入れるためにはあらゆる観光資源の開発が求められております。それは何かを伺います。

(2)、スポーツ関連についてであります。

ア、空手道会館の建設の進捗状況を伺います。

イ、公共施設としてのボクシングリングの整備はどうなっているか伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　前島明男議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、農林水産行政についての御質問の中で、農業の振興についてという御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農業の振興を図ることといたしております。

具体的には、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、農林水産技術の開発と普及など、７つの柱を基本に、農業の６次

産業化や農産物の海外への販路拡大などフロンティア型農林水産業の振興を推進してまいる所存でございます。

同じく農林水産行政に係る御質問の中で、災害に強い農業の取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、台風の常襲地域であり、施設整備等による被害軽減対策や農業共済等による被害救済が重要であると考えております。このため、沖縄県におきましては、沖縄振興交付金を活用し、災害に強い栽培施設の整備、農地防風林の整備、農業共済への加入促進強化などに取り組んでいるところであります。

今後とも、沖縄振興交付金など各種施策を活用し、台風に強い農業の振興に取り組んでまいる所存でございます。

次に、文化、観光、スポーツ行政に係る御質問の中で、観光客増加の要因と今後の対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

観光客の大幅な増加の要因といたしましては、円安等の外的要因に加え、国内外における航空路線の拡充、そして那覇空港国際線ターミナル等の観光インフラの整備、航空機燃料税等の沖縄特例措置の拡充、さらに、一括交付金を活用した観光関連予算の大幅な増額等により、官民一体となって観光施策に取り組んでいること等によるものと考えております。

今後は、引き続き国内外における戦略的な誘客活動を展開いたしますとともに、魅力ある観光資源の創出、そして観光人材の育成、観光客受け入れ体制の充実、そして強化等に取り組むことにより、入域観光客数と観光収入のさらなる拡大により、観光産業の発展を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 文化、観光、スポーツ行政に関する御質問の中で、空手道会館建設の進捗状況についてお答えいたします。

空手道会館建設については、用地取得のめどが立ったことから、今後、文化財調査を経て、11月ごろに造成工事に着手することを予定しています。その後、順次、展示工事、本体工事、外構工事等を進めるとともに、同会館の管理運営主体の選定を行うなど、平成27年度内での完成を目指して取り組んでおります。

同じく文化、観光、スポーツ行政に関する御質問の中で、ボクシングリングの整備についてお答えいたします。

沖縄県は、平成20年にボクシングリングを購入し、その後、奥武山武道館で管理され、ボクシング連盟等において各種試合で活用されております。

次年度以降は、ボクシング連盟の要望を踏まえ、ボクシング会館に隣接して整備中のスポーツアイランド拠点会館――仮称ですけれども――その会館にボクシングリングを移設することとしており、より円滑に大会等が開催できることになると考えております。

沖縄県としましては、今後ともスポーツ振興を図る観点から、ボクシング競技を含めた競技力向上対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 企画部関連についての御質問の中で、ＩＣ乗車券システムの開発状況についてお答えいたします。

沖縄県では、路線バスを初めとする公共交通の利用促進を目的に、ＩＣ乗車券システムの導入に取り組んでおります。

平成25年８月、モノレール及び沖縄本島バス４社がＩＣ乗車券システムの導入に合意し、11月には、本システムの管理運営を担う「沖縄ＩＣカード株式会社」が設立されました。また、ことしの１月には、公募したＩＣ乗車券の名称を「ＯＫＩＣＡ」に決定し、現在システム開発に取り組んでおります。来月20日には、モノレールでのサービス開始を予定しており、バスも含めた本格サービスは、平成27年４月を予定しております。

次に、福祉行政についての御質問の中で、少子化対策についてお答えいたします。

沖縄県の合計特殊出生率は、全国１位を維持しておりますが、人口は平成32年前後にピークを迎えた後、減少に転じることが見込まれております。このため、沖縄県では、安心して結婚し、出産・子育てをすることができる社会の実現に向けて、待機児童の解消、子供医療費の助成、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでおります。

今後とも、少子化対策を含む「沖縄県人口増加計画」を強力に推進し、持続的な人口増加社会の実現に努めてまいります。

次に、医療行政についての御質問の中で、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金の活用方法についてお答えいたします。

北部地域及び離島の医師不足の解消は喫緊の課題で

あり、補助金等を活用し各種医師確保対策を実施しているものの、依然として県立病院における医師の確保が困難な状況にあります。そのため、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金として20億円を積み立て、県外の大学からの医師の派遣や北部地域及び離島に勤務する医師のスキルアップ及び指導医の確保、また、特定の診療科医師の定着などを図る事業等を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 総務部関連の中で、県予算に占める国からの財政支援についてお答えいたします。

県の当初予算における国庫支出金と地方交付税を合わせた額の過去５年間の推移は、沖縄振興一括交付金が創設される前の平成22年度が3349億円、平成23年度が3455億円となっております。

沖縄振興一括交付金が創設された以降で申し上げますと、平成24年度が4273億円で、同交付金創設前の平成23年度と比較いたしますと818億円、率にして23.7％の増、平成25年度が4315億円で、平成23年度に比べ860億円、24.9％の増、平成26年度が4431億円で、平成23年度に比べ976億円、28.3％の増というふうになっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 総務部関連についての御質問の中の、国からの財政移転の全国順位についてお答えいたします。

県分・市町村分を合計した国庫支出金と地方交付税交付金の県民１人当たりの額と全国順位の過去５年の推移は、平成20年度45万1000円、全国７位、平成21年度47万9000円、全国10位、平成22年度48万2000円、全国９位、平成23年度46万8000円、全国８位、平成24年度48万5000円、全国６位となっております。なお、平成23年度と平成24年度の全国順位は、東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県の３県を除いた順位となっております。

次に、一括交付金と基地との関係についてお答えいたします。

沖縄振興策は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、総合的かつ計画的に講じられているものであります。

沖縄振興の効果的な展開を図るためには、自由度が高く、安定した財源が必要であることから、同法のもと、沖縄振興交付金は創設され、活用されているものであります。したがいまして、沖縄振興交付金と基地とは関連ありません。

次に、企画部関連についての御質問の中の、鉄軌道導入に向けた特例制度の検討状況についてお答えいたします。

鉄軌道の導入の実現には、持続的な運営を可能とする全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が必要不可欠であります。このため、内閣府は、ことし６月、沖縄県からの要請を受け、今年度の調査において特例制度の研究・検討に着手したところであり、今後、国と県で意見交換を行っていくこととしております。

県としましては、今後とも国と連携し、早期導入に向け取り組んでまいります。

次に、バス路線再編の進捗状況についてお答えいたします。

国内で唯一鉄道のない本県においては、極めて高い自動車依存型社会が形成された反面、バス路線においては、那覇市を中心とした長距離路線や、４社競合による複雑かつ非効率な運行が課題となっております。このため、県では、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた短中期的な施策として、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムを導入することとしております。

バス路線の再編につきましては、基幹バスシステムの導入に必要不可欠であるため、今年度から具体的な検討に着手したところであり、利便性が高く、かつ効率的な運行に資する計画策定に向け、バス事業者と協働して取り組んでいきたいと考えております。

次に、那覇空港国際線旅客ターミナルの増改築についてお答えいたします。

ことし２月17日に供用が開始された新国際線旅客ターミナルビルは、年間150万人の乗降客数への対応を想定して整備されております。

平成23年度に約50万人であった国際線の乗降客数は、平成24年度に約60万人、平成25年度には約100万人と年々利用実績が伸びており、今年度はさらなる利用が見込まれております。近年の急激な国際線旅客数の伸びを踏まえ、那覇空港ビルディング株式会社は、「国際線旅客ターミナルビルの増築を含む際内連結施設の整備」及び「国際線旅客ターミナルビル北側搭乗

橋増設」の基本計画を今年度策定し、増改築に向け着手しております。

県としては、同社及び国等の関係機関と連携して、旅客ターミナルビルの機能拡張に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、学力向上の取り組みにおける父母や地域とのかかわりについてお答えいたします。３(1)アと３(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

学力向上の取り組みにおいて保護者や地域と連携し児童生徒を支援することは重要だと考えております。

各学校においては、読み聞かせや補習指導における支援、登下校の見守りや声かけなど多くの保護者や地域の方々がボランティアとしてかかわっております。また、保護者や地域との連携を密にし、家庭学習の充実や基本的な生活習慣の確立を図るなどの取り組みを推進しております。

次に、放課後対策についてお答えいたします。

各学校においては、児童生徒一人一人に確かな学力を保障するために日々の積み残しがないよう、放課後の補習指導や宿題の指導等を行っております。放課後における取り組みは、児童生徒個々のペースを重視し、個々の実態に応じた課題に取り組ませるとともに、お互いに学び合うなど、確かな学力や豊かな心を育む上でも重要だと考えております。

次に、教師の指導方法の変化についてお答えいたします。

学力向上に係る取り組みとして、文部科学省の学力調査官を招聘した教員指導力向上研修やブロック型研修、秋田県との教員人事交流事業、「わかる授業　Ｓｕｐｐｏｒｔ　Ｇｕｉｄｅ」の作成・配布等を通して授業改善を推進してまいりました。これらの取り組みにより、教師個々の意識が高まり、授業の冒頭で、目当てや狙いを示したり、板書とノートを連動させたりするなど、児童生徒の思考を深める指導方法が確実に高まっていると捉えております。

次に、先進県との交流についてお答えいたします。

秋田県との教員人事交流は、学校の課題や新しい教育観及び指導のあり方について情報を共有するとともに、交流により教師の見識を深めるなど、学校教育の振興に資することを目的に平成21年度から実施しております。その成果として、各学校における授業スタイルの確立、補習指導の充実が図られていることから、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、小学校の男女混合名簿についてお答えいたします。

本年度、県内において男女混合名簿を導入している小学校は29校、10.9％となっており、昨年度の22校より増加しております。男女混合名簿については、学校長を中心に教職員間で話し合い、総合的・主体的に判断されているものと理解しております。

県教育委員会としましては、各学校の主体的な取り組みを尊重してまいりたいと考えております。

次に、学校教育でのしまくとぅばの導入と「しまくとぅば教育センター」の設置についてお答えいたします。

しまくとぅばの普及につきましては、本県の児童生徒が９月18日の「しまくとぅばの日」の意義を知り、考える機会となるよう、公立全小・中・高等学校に通知文を送付したところであります。

小中学校においては、総合的な学習の時間や学校行事等において、しまくとぅばによる劇やラジオ体操、調べ学習などの取り組みが行われております。また現在、文化観光スポーツ部と連携し、教育現場で活用できる読本を作成し、本年度末には各学校へ配布する予定です。高等学校においては、学校設定科目や国語科等の授業で指導が行われており、本年度副読本の増補改訂版がこのほど完成し、これから活用する予定です。

なお、「しまくとぅば教育センター」の設置につきましては、「県立総合教育センター」の活用を含め、さまざまな視点で議論してまいりたいと考えております。

次に、教職員のモラルの再教育についてお答えいたします。

教職員のモラルの向上につきましては、これまで「人権ガイドブック」を活用した校内研修の実施や各種研修会における人権教育、服務に関する研修等を実施してまいりました。また、不祥事の防止対策として、コンプライアンス向上月間の設定や職場内研修、管理職研修会等における服務講話等を行ってまいりました。さらに、今回の県教育庁職員の逮捕を受け、新たに「わいせつ事案等再発防止対策検討委員会」を設置し、さまざまな観点から、より実効性のある再発防止策を検討しているところです。

今後は、検討委員会での議論・提言をもとに、教職員のさらなるモラルの向上に取り組んでまいります。

次に、福祉行政についての御質問の中で、脳脊髄液減少症の対応等についてお答えいたします。

西原町立の小学校において、脳脊髄液減少症を発症した問題につきましては、現在、町において、被害生徒と家族の経済的・精神的負担に対する支援策について協議を進めるとともに、支援に向けた条例制定に取り組んでいると伺っております。

県教育委員会としましては、西原町教育委員会へ担当指導主事を派遣するなど、当該生徒の現状を把握するとともに、事故後の適切な対応や学校における事故防止等について連携を深めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 教育行政についての、子供の非行防止対策に関する御質問の中で、県内の非行実態についてお答えいたします。

本年８月末現在、県内における刑法犯少年は843名で、前年同期と比較しますと88名、11.7％増加しております。

学職別で見ると、中学生が532名で最も多く全体の63.1％を占め、次いで高校生が127名で全体の15.1％を占めております。

年齢別では14歳が217名で最も多く全体の25.7％を占め、次いで13歳が157名で18.6％を占めており、全国平均では15歳がピークになっているのに対し本県では14歳でピークとなっております。

また、13歳未満のいわゆる触法少年は240名で、少年人口1000人当たり1.9名と全国平均0.9人の約2.1倍で、全国で３番目に高い比率となっており、県内の非行の特徴の一つに、全国と比較して低年齢の非行が多いということが挙げられます。

次に、警察行政についての御質問の中で、ネットによる振り込め詐欺の現状と対策についてお答えいたします。

ネットによる振り込め詐欺とのことでありますが、現在、全国的に多発しておりますインターネットバンキングによる不正送金被害についてのことと理解し、お答えいたします。

この種事犯は、インターネットバンキング利用者のパソコンをコンピューターウイルスに感染させて、ＩＤ・パスワード等を盗み取り、不正に売買された口座に送金する手口が主なものであります。

県内に本店を置く金融機関におきましては、昨年12月に初めて被害が発生しております。昨年の被害は１件の発生で被害額1255万円、ことし８月末現在におきましては、４件の発生で被害額1814万円となっており、現在、所要の捜査を推進中のところであります。

この種事犯の被害防止対策といたしまして、本年９月４日に、県内に本店を置く７つの金融機関との間に、「サイバー犯罪の未然防止及び共同対処に関する協定」を締結して連携を強化したところであります。

また、利用者に対して、インターネットバンキングを行うパソコンのウイルス対策ソフト等を常に最新の状態に更新する、銀行が推奨するワンタイムパスワードや偽装画面検出ソフトを導入する、不審な入力画面等を発見した場合は、金融機関等に通報するなどの被害防止対策について、各種防犯講演活動や各報道機関を通じて注意喚起を行っているところであります。

県警察といたしましては、今後も全国警察と連携した捜査活動及び県民の被害防止に向けた防犯活動を推進していく所存であります。

次に、警察行政についての御質問の中で、少年非行の現状と対策についてお答えいたします。

本年８月末現在、県内における窃盗、傷害等の刑法犯で検挙・補導された少年は843名で、前年同期と比較しますと88名、11.7％増加しております。

次に、飲酒や深夜徘回等の不良行為で補導された不良行為少年は３万2267名で、前年同期と比較し6180名、16.1％減少しております。

県警察におきましては、少年の非行を防止するため、街頭補導活動を一層強化するとともに、関係機関・団体や少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援や居場所づくり等を行っているところであります。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体や少年警察ボランティア等との連携を強化し、より効果的な少年の非行防止及び健全育成活動を推進する所存であります。

次に、警察行政についての御質問の中で、出会い系サイト等における被害状況と防止対策についてお答えいたします。

出会い系サイト利用により児童が被害者となった事犯の検挙件数は、本年８月末現在11件で、前年同期に比べて６件減少しており、その内訳といたしましては、児童買春・児童ポルノ法違反７件、児童福祉法違反３件、沖縄県青少年保護育成条例違反１件となっております。

被害児童につきましては、中学生が４名、高校生が１名、無職少年が１名の合計６名となっており、前年同期に比べて５名減少しております。また、コミュニティーサイト利用により児童が被害者となった事犯の検挙件数は、本年８月末現在17件で、前年同期と比べて５件増加しており、その内訳といたしましては、沖縄県青少年保護育成条例違反10件、児童買春・児童ポ

ルノ法違反６件、強姦未遂１件となっております。

被害児童につきましては、中学生が９名、高校生が３名、無職少年が１名の合計13名となっており、前年同期に比べて５名増加しております。

県警察におきましては、かかる状況を踏まえて、管理運営に問題があるサイトの管理事業者に対する注意指導、街頭補導活動及びサイバー補導の強化による被害児童の早期発見保護、非行防止教室等を通じた、出会い系サイト等の危険性の周知、フィルタリング利用の普及啓発などを関係機関と連携して実施し、被害の未然防止対策を一層推進していく所存であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは教育行政についての御質問の中で、子供の貧困対策と非行防止策についてお答えいたします。

沖縄県における子供の貧困につきましては、全国と比べ所得水準が低いことや、ひとり親家庭が多いことなどを勘案すると、全国より厳しい状況にあると考えており、本県の少年非行の問題にも影響を与えているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、県におきましては、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援、母子家庭に対する就労支援や生活支援などを実施しております。また、県警察本部や教育庁など関係機関と連携し、引き続き深夜はいかい防止等の県民一斉行動や、非行少年の居場所づくりに関する取り組みなど、総合的な非行防止対策を推進してまいります。

次に、非行防止対策における地域との協力体制についてお答えをいたします。

子供の非行防止対策を効果的に進めるには、知事部局、教育庁及び県警察本部など関係機関が連携して施策を推進するとともに、地域の団体などの協力を得ながら進めることが重要であると認識しております。

県におきましては、これまでも少年警察ボランティア、ＰＴＡ、青少年団体連絡協議会など地域の団体と協力しながら、深夜徘回の街頭補導、非行少年の居場所づくり、家庭教育への支援などの取り組みを進めてきたところであります。

今後も、引き続き関係機関や地域の団体等と連携し、県民総ぐるみの運動を展開できるよう努めてまいります。

次に、福祉行政の御質問の中で、アネラ音楽祭と県のかかわりについてお答えをいたします。

去る８月30日に西原町で開催されました「第１回愛音楽（アネラ）音楽祭」につきましては、主催する特定非営利活動法人に対し事業費の一部として59万4000円を補助しております。

県では、障害者の社会活動または地域活動を支援するため、スポーツ・文化振興事業や研修会・講習会事業などの活動を行う団体に対して助成を行う沖縄県障害者社会活動推進事業を実施しているところであります。平成25年度は23団体に対し合計1124万円を補助しております。

次に、情緒障害児短期治療施設の進捗状況についてお答えをいたします。

県におきましては、平成29年度に情緒障害児短期治療施設を開設することを目標として、現在、設置運営法人を選定するための公募に向けた作業を進めております。

今後は、選定された設置運営法人と基本的事項を協議の上、建設予定地の市町村や教育委員会等との調整を行うこととしております。

次に、ベビーシッター等を利用するときの留意点についてお答えをいたします。

厚生労働省の通知は、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見された事件をきっかけとして出されております。その内容は、利用者に対して事業者名やベビーシッターの氏名・連絡先等の把握、保育場所や保険の確認等、ベビーシッターを利用する場合の基本的な留意点を示したものとなっております。

県としましては、各市町村宛て周知するとともに、ホームページに掲載して県民に対し注意喚起を行っているところであります。

次に、補聴器助成事業の進捗状況についてお答えをいたします。

軽度・中等度の難聴児童生徒に対する支援につきましては、現在、平成27年度の予算化に向け調整を行っているところであり、実現できるよう取り組んでまいります。また、補聴器助成が必要な児童生徒数の精査や、市町村との意見交換等もあわせて進めてまいります。

次に、軽・中等度難聴児童生徒への補聴器助成の予算規模についてお答えをいたします。

軽度・中等度難聴児童に対する補聴器購入費助成を実施している他県においては、実施主体は市町村で、負担割合は県、市町村、本人がそれぞれ３分の１ずつを負担するものとなっております。また、助成対象者数の実績について九州各県の状況を見ると、平均して

１年間に26名に対し助成を行っております。

学校保健統計調査報告書における軽・中等度の難聴とされた児童生徒956名全てを対象とした場合、他県の事例を参考に補助率３分の１で、１人当たり約３万円の助成をする試算では、予算規模が2900万円程度になります。

事業実施に当たっては、市町村との協議やニーズを踏まえて予算額等の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは医療行政についての御質問の中で、デング熱及びレプトスピラ症の対策についてお答えします。

デング熱については、ことし８月以降、蚊を媒介として代々木公園等で感染が広がっております。９月22日までに142例の国内感染事例が報告されておりますが、現在のところ、県内での報告はありません。

県では、デング熱の感染予防のリーフレットを作成しホームページに掲載するとともに、マスコミを通し注意を呼びかけております。

レプトスピラ症は、ネズミなどの尿で汚染された土壌や河川と接触することで発熱や筋肉痛、頭痛などの症状が出る感染症で、９月12日現在、県内で12例が報告されております。

県では、毎年注意喚起を行っておりますが、ことしは八重山地域での患者の増加を受け、同地域で感染予防のための講習会を開催するとともに、マスコミを通して、皮膚に傷がある場合は、河川での遊泳を控えるなどの予防対策を呼びかけたところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農林水産行政についての御質問の中で、後継者育成のための漁業専門学校の設置についてお答えいたします。

漁業後継者の育成については、本県の水産業を振興する上で重要な課題となっており、新規就業者の確保・育成を「沖縄21世紀農林水産業振興計画」に位置づけております。

本県においては、漁業の規模や形態から、専門学校方式ではなく、実践研修方式による漁業後継者の育成が重要と考えております。このため、地域のリーダー的役割を担う、指導漁業士や青年漁業士の認定、小学生を対象とした「少年水産教室」の開催、漁業協同組合が実施する新規就業者の確保・育成事業に対する支援などに取り組んでいるところであります。後継者育成は、総合的、継続的に取り組む必要があることから、新規就業者の確保・育成から就業定着までの一貫した支援などを検討しているところであります。

県としましては、今後とも漁業関係団体と連携し、漁業後継者の育成に努めてまいります。

次に、漁業者の減少要因と対策についてお答えいたします。

本県の漁業経営体数は、平成25年には2617経営体で、平成20年に比べ6.6％減少しております。本県の減少率は、モズクや海ブドウなどの養殖業への新規参入者が多く、全国の減少率17.9％に比べると低くなっております。

また、本県の減少要因としては、水産資源の減少、魚価の低迷、燃油の高騰などによる厳しい漁業経営環境にあることが考えられます。このため、漁業関係団体と連携し、資源管理型漁業の推進、つくり育てる漁業の推進、県産水産物の消費拡大及び流通対策、燃油高騰対策などの経営支援、漁業後継者の確保・育成支援などに取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも漁業者の確保・育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、魅力ある漁業についてお答えいたします。

県では、もうかる漁業を実現することにより、漁業者の経営が安定し、魅力ある漁業の構築につながるものと考えております。このため、沖縄振興交付金を活用し、浮き魚礁設置等の水産環境整備事業や沖縄沿岸域の総合的な利活用推進事業、養殖ハタ類の国際的産地形成推進事業、産地漁協ビジネス連携新商品開発支援事業など、漁業者がもうかるための仕組みづくりを支援しております。具体的には、漁獲率向上のための浮き魚礁の設置、水産資源の持続的利用のための資源管理手法の確立、モズク、クルマエビ、海ブドウなどの養殖業の振興、高付加価値化のための水産加工品開発などを推進しているところであります。

県としましては、今後とも漁業関係団体と連携し、さらなる魅力ある漁業の構築に努めてまいります。

次に、クロマグロの資源回復方策についてお答えいたします。

国においては、漁獲量の減少が著しい太平洋クロマグロの資源回復を図るため、30キログラム未満の未成魚に対する漁獲量の規制等を平成27年から実施する計画であります。

本県周辺海域で漁獲されるクロマグロは、30キログラム以上の成魚であることから、未成魚の削減措置の影響は少ないものと考えております。

県では、周辺海域がクロマグロの主要な産卵場となっていることから、国と共同で資源回復のための調査研究を実施しております。また、天然資源に依存しない人工種苗を利用したクロマグロの養殖が県内で計画されており、地元との調整を進めているところであります。

県としましては、今後とも継続的な調査研究や養殖業に対する支援を実施し、クロマグロの資源回復に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 商工労働行政についての中の、太陽光発電接続保留500件の今後の見通しについてお答えします。

沖縄県では、再生可能エネルギー固定価格買取制度の開始により急速に太陽光発電設備が普及したため、沖縄本島及び一部離島では接続可能量に達したとして接続申し込みに対する回答が保留され、新たな接続ができない状況になっております。沖縄本島においては、平成26年４月１日から300キロワット未満の太陽光発電設備の接続申し込みに対して、一時的に約500件の回答保留が発生しておりましたが、平成26年７月31日に行われた沖縄電力のプレス発表では、７月末までの接続申し込みに関しては接続できる見込みとなっております。一方、８月以降の申し込みについては接続が難しくなることから、本県では、国に対して接続可能量拡大に向けて対策を講ずるとともに、接続可能量や接続状況、今後の対応について県民等に対し丁寧に説明するよう要請をしております。

県としましては、引き続き接続可能量拡大に向けた対策を早急に講ずるよう、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく商工労働行政についての中の、小規模企業基本法と支援法のポイントについてお答えいたします。

小規模企業振興基本法及び改正小規模支援法は、平成26年６月27日に公布されました。日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靭で自立的な経済を構築するには、中小企業の中でも９割を占める小規模事業者の役割が重要であることから、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築するために制定されました。

基本法では、国は支援計画を策定し実施する責務を有し、地方公共団体は国との適切な役割分担のもと、国の支援計画を踏まえた施策を策定し実施する責務を有することが規定されております。また、改正小規模支援法では、地域活性化の源である小規模事業者の継続的な活動をさらに支援するため、商工会等による事業計画の策定支援や伴走型のフォローアップを行うとともに、市町村等との連携の促進を掲げております。

県では、中小企業を支援するため、「沖縄県中小企業振興条例」に基づき、関係団体や各地域からの提言を反映した施策を策定するとともに、市町村の中小企業の振興に関する条例制定への取り組み等、中小企業支援の連携を強化しております。

今後は、法律の趣旨を踏まえて、国や市町村及び支援機関等と連携して、地域の小規模事業者を支援する体制の構築と施策実施に一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 災害防止対策についての御質問の中で、災害予想箇所数とその対策について答弁いたします。

県内の急傾斜地等の土砂災害危険箇所は1032カ所あります。そのうち、保全人家が５戸以上ある684カ所について、土砂災害防止対策工事を行うこととしております。平成25年度末までの整備済み箇所は123カ所で、整備率は18％となっており、現在、10カ所で防止対策を実施しているところであります。また、ソフト対策といたしまして、土砂災害警戒区域の指定を行っており、市町村が警戒避難体制に関する事項を定めております。平成26年８月末までの指定済み箇所は797カ所、指定率は約77％で、平成27年度で全箇所の指定を終えることとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 災害防止対策についての御質問の中で、津波避難タワーの設置と県の支援策についてお答えいたします。

ことし５月30日に県が公表した津波避難困難地域図によると、津波からの避難が困難と思われる地域は県全体で21市町村、117カ所存在しております。

津波発生時の住民保護対策として、津波避難タワーが有効とされておりますが、タワーの設置に当たっては、各市町村における津波避難困難地域の実態や住民の迅速な避難経路の把握が必要であります。現在、南城市及び多良間村、竹富町及び那覇市において同タワーの整備が実施または計画されており、県としましては、今後市町村と連携し、タワーの必要な地域の把

握を行い、沖縄振興特別推進交付金の活用を含め整備を促進することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　文化、観光、スポーツ行政に関する御質問の中の、観光資源の開発についてお答えいたします。

観光資源の開発は、競合地との差別化を図り魅力ある観光地づくりを促進する上で重要であると認識しております。県の具体的な取り組みとしては、閑散期の観光客増大を目指したエンターテインメントの創出や新たなＭＩＣＥメニュー開発を支援するとともに、沖縄独自のストーリー性ある体験プログラムの商品化や、地域観光協会等が取り組む着地型観光プランづくりを促進するなど、沖縄ならではの魅力向上を図っております。さらに、市町村や観光関連企業等と連携しながら、大型ＭＩＣＥ施設の整備を促進するとともに、テーマパークなどの誘致に取り組んでおります。

県としましては、さまざまな観光資源の開発に積極的に取り組むことで、国際的観光地としての高いブランド力を確立していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島　明男君　１点だけ再質問をさせていただきます。

西原町の小学生の脳脊髄液減少症のことなんですが、たしか平成24年の３月１日だったと思うんですが、あれから約２年半がたっておりますが、いまだに補償問題も解決しておりません。この実証例がまだ十分でないということで、これは国の保険適用もされてないんですね。そのためにこの御両親は財政的にも精神的にも大変な負担を強いられております。ですから、こういった場合、これは西原町のほうでも条例をつくって支援する方法をいろいろ模索しているようですけれども、これはいまだに十分な補償はされてないというような状況ですので、かといってそれをそのままほっておいていいのかということなんですね。これは県のほうとしても県教育庁だけじゃなくして、これは福祉部になるんですかね、そのあたりでもこういった場合にどういうような支援ができるのか、その辺を十分考えていただきたいなというふうに思うんですよ。小学５年生だったお子さんが今はもう中学２年生になっていますね。最近でも授業を出たり休んだりと、そういうような状況で、これは四国まで専門医に通うんですよね、治療のために。ですからそういう状況なので、その辺のことは十分掌握されて、県のほうとしてももっともっと積極的に取り組んでいただきたいことを要望して私の代表質問を終わります。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　党県議団を代表して知事に質問します。

初めは、知事の政治姿勢についてです。

私は、仲井眞知事が大田県政時代に沖縄県出身の初の政府官僚として、政府とのパイプ役を果たしてもらうという大きな期待のもとに副知事に就任されてから今日まで、その仕事ぶりを見てきました。これまでの沖縄は絶えず国策に翻弄され、憲法上も保障されている地方自治は踏みにじられ県民生活は犠牲を強いられてきました。このような状況のもとで、仲井眞知事が県民生活を守るために官僚の経験を生かして国策から県民を守るための防波堤の役割を果たしてもらえるのではないかと期待もしてきました。ところが、現実には県民の期待を裏切る事態が進行しています。最悪の国策の押しつけである米軍基地建設のために政府の先兵の役割を果たし、まるで政府の任命知事ではないかと疑われるような現在の事態を見ると残念でなりません。

政府は、辺野古の新基地建設のために力ずくでねじ伏せようと県民に襲いかかっています。まるで住民自治は認められないと言わんばかりの態度です。沖縄選出の５名の国会議員が屈服させられ、自民党県連も公約を踏みにじって辺野古の埋立容認に転換させられ、そして知事まで県民を裏切る事態になりました。その結果、県民総意である建白書が知事と自民党によって踏みにじられることになりました。しかし、県民の間にはこの事態に対する怒りが大きく燃え広がっています。マスコミの県民世論調査でも80％以上が新基地建設に反対を表明しています。ところが、現実にはこの世論を無視して政府にかわって知事が悪代官のごとく国策を押しつける事態になっています。

そこで知事の所見を伺います。

米軍基地問題について。

普天間基地の５年以内運用停止について。

その内実が不明ではないか。海兵隊の任務の停止を求めるのか。

それは海兵隊が拒否するのは明瞭である。それをどう解決するか。方策は持っているのか。

安倍政権では、米軍に県民のために運用停止の交渉を進めることはできないと思うが、知事には確信があ

るのか。

結局、その要求は目くらましにすぎないのではないか。

(2)、辺野古への新基地建設問題について。

平成23年５月28日の政府への要望書では、「普天間飛行場の移設については、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であります。県外移設に取り組んでいただきたい。」とありました。この埋立承認は地元の理解が得られると判断した結果の結論なのですか。

イ、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する知事意見」、「当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える。」とあったが、これがどうして埋立承認に急展開したのか。

ウ、地元の名護市から出されている「公有水面埋立承認申請書に関する意見」をなぜ無視したのか。

県内外の多くの自然保護団体や世界的な著名人から埋立反対の声が挙がっている。知事は承知でこれらの声をあえて無視してきたのか。

「現時点で取り得ると考えられる措置が講じられている」と判断して埋立承認をしているが、何を基準にして判断したのか。

「環境保全策について、マニュアル等を作成して米軍に示すことによって周知する。米軍が聞かない場合には繰り返し周知する。」とあるが、これでは無責任ではないか。米軍がマニュアル等を守る保証はあるのか。

「現時点で取り得ると考えられる措置が講じられている」と言って具体的な環境保全策はないにもかかわらず詭弁を弄している。県民だましではないか。

沖縄防衛局の回答は、「必要な措置を検討し、適正に実施していく」とあるだけで、何をするかはない。具体的にどのような措置をとったのか説明せよ。既に工事は着工されているが、マニュアル等は作成されているのか。

マニュアル等の作成は防衛局か土建部か、その責任が不明確ではないか。

埋立承認は、基地のない沖縄を目指す21世紀ビジョンに反するのではないか。

新基地の機能・役割について。

日米両政府が辺野古への新基地建設にこだわっている理由は何か。

米軍が求めている基地機能はどのようなものか。

防衛局は「現在、普天間飛行場に所在しているヘリ部隊の機能を発揮するために必要な施設は、今回の代替施設の中に維持されている。例えば弾薬の装弾エリアの関係でいえば、現在は嘉手納基地のほうに所在しているが、距離的にかなり遠くなってしまうので、そういったものは代替施設のほうで保有する必要がある。」と委員会で説明を行っています。また、アメリカの国防総省は「普天間飛行場移設先の施設の条件は、代替施設としての条件ではなく、その運用上の必要条件に基づくものである。日本政府の移設基準を普天間飛行場の移設に適用することはできない。(移設によって）部隊が分散し、これまで共有していた資産も共有できなくなり、また、新しい任務条件（ＭＶ―22）の必要性及び海上施設を離れての運用に起因する通常とは異なる条件のために資産の増加が必要となるであろう。」。これらは知事が県民に説明してきた内容と違うのではないか。

知事は、海兵隊のために軍事基地建設を推進しているが、海兵隊の任務、役割は知っているか。

海兵隊は敵陣地に奇襲攻撃を仕掛ける侵略部隊で、最もどうもうで危険な軍隊である。沖縄を守る任務があると思うか。

沖縄を守ると言っている米軍は、県民の生命財産を守ってきたか。

本県議会は、これまで海兵隊の撤退を求める決議を行っている。知っているか。

復帰後から現在までの米軍人・軍属による犯罪の実態はどうなっているか。そのうち海兵隊による犯罪の占める割合を示せ。

菅官房長官の談話について。

菅氏は、移設問題で知事の埋立承認で、辺野古の基地建設問題は終わった。「最大の関心は（昨年末に）沖縄県が埋め立てを承認するかどうかだった」と指摘。仲井眞知事の承認で一つの区切りがついたと述べて、移設問題は知事選の争点にならないとの認識を改めて示した。「普天間の危険性除去や日本の安全保障、米軍の抑止力を考えたとき、辺野古が唯一の選択肢との政府の考え方は変わらない」と強調した。この姿勢は米軍基地建設のために沖縄県民の「新基地建設反対」の総意を踏みにじり、国策に県民を従わせようとする暴挙の独裁だ。県民を侮っている許しがたい対応だ。県民はこの圧力に決して屈しない。知事の埋立承認は、あくまで国策押しつけの政府の圧力に知事が屈服した結果だということが証明されたと考えるが、この発言に対する知事の所見を伺う。

知事選挙の争点について。

選挙の争点は、国策優先か県民意思の尊重かが問わ

れている。

県外移設を求めて再選された前回選挙の公約から大きく転換、辺野古移設を推進する安倍政権と足並みをそろえる理由は何か。

⑵、沖縄県民の総意になっている建白書を攻撃し、踏みにじる姿勢には民主主義はない。完全に県民を裏切るものであると考えるが所見を伺う。

翁長那覇市長は「米軍基地は経済発展の阻害要因」という指摘をしているが、仲井眞知事の所見を伺う。

基地建設の強行に対して、知事は県民の命・安全を守る立場から工事中止を申し入れるべきではないか。

戦後、米軍が銃剣とブルドーザーで県民の土地を強奪して建設したのが現在の基地である。今度、同じ手法で県民を弾圧して基地建設を進めている。それに抵抗して辺野古の海を守ろうと必死に県民は頑張っている。知事の所見を問う。

安倍内閣は、県民の辺野古への新基地建設反対運動を弾圧し、権力を動員して力ずくで工事を強行している。知事は県民の安全を守る義務があるのになぜ黙認しているか。

高江のヘリパッド建設現場で、県道70号線の路側帯を立入禁止地域にしようとする動きがあるが、事実を掌握しているか。

事実であれば、その計画を中止させるべきだ。決意を伺う。

さきの選挙の結果について、高江で国家権力の圧力にも屈せずにヘリパッド建設反対で闘う候補者が勝利した。民意は明確。知事の対応は従来どおりでは許されない。知事の政治姿勢を伺います。

教育問題について。

全国一斉学力テストが実施されたが、最下位を抜け出した取り組みは。

⑵、「過去問対策」、競争主義で本物の学力は身につくのか。

子供たちがみずから学ぶ意欲を育成することこそが重要だと考えるが、どうですか。

そのためには少人数学級など教育条件の整備こそが重要ではないか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場代替施設建設事業を政府が進めていることについての所見いかん、こういう御質問にお答えいたします。

埋立承認申請につきましては、法に定められた承認基準に適合しており、承認いたしました。その後、政府が予定されたスケジュールに沿って作業を進めているものと考えております。一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。

県といたしましては、同移設計画の進捗にかかわらず、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めているところであります。政府が進める辺野古移設と県が求めている５年以内運用停止は、普天間問題に対する現実的で具体的な解決策と考えているところであります。

次に、知事選挙の争点の御質問の中で、公約を転換し安倍政権と足並みをそろえているわけについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の公約の目的は、一日も早い危険性の除去であります。その実現のため、同飛行場の５年以内の運用停止を求めたところであります。県外への移設を含むあらゆる方策を追求すべきだと考えております。このように、私は、公約の実現に向かって邁進しているところでございます。

次に、教育問題に係る御質問の中で、全国学力調査の取り組みに係る御質問にお答えいたします。

全国学力調査で大きな躍進を遂げたことを大変うれしく喜ばしく思っております。今回の結果は、沖縄県教育委員会が市町村教育委員会と連携して学校を支援したことにより、各学校において校長先生がこれまで以上にリーダーシップを発揮され、先生方が児童生徒一人一人と向き合い、授業や補習等で粘り強く丁寧に指導してこられた成果だと考えております。諦めずに取り組んだ児童生徒をたたえたいと思っております。

次に、同じく教育問題に係る御質問の中で、少人数学級に係る御質問にお答えいたします。

少人数学級の導入につきましては、一人一人の理解度や興味・関心に応じたきめ細かな指導が可能となる等、学力面にも寄与するものと考えております。沖縄県では、現在、小学校１・２年生の30人学級、そして小学校３年生の35人学級に加え、今年度から新たに県単定数も活用し、中学校１年生での35人学級を実現しております。小中学校における少人数学級の導入などによる教育条件の整備に努めているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 米軍基地問題に関する御質

問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止の内実についてお答えいたします。

県としては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、昨年12月、沖縄政策協議会において、同飛行場の５年以内運用停止を含む４項目を喫緊の課題として要請したところであります。現在、県の要請に応えて政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議において具体的な取り組みを進めているところです。同会議の議論を踏まえ、最も重い負担となっている外来ジェット機ＦＡ18の飛来については、小野寺前防衛大臣からヘーゲル国防長官に申し入れを行うなど、閣僚レベル、実務者レベルにおいて米国へ問題提起がなされております。

続きまして、普天間飛行場の５年以内運用停止を海兵隊が拒否した場合の方策についてお答えします。

普天間飛行場の５年以内運用停止に向けた最初の成果として、ＫＣ130空中給油機15機の山口県岩国市への移駐が去る７月15日から開始され８月26日に完了いたしました。本移駐は、日米両政府、沖縄県、宜野湾市、受け入れ先である山口県岩国市、そして米海兵隊との相互協力により実現した成果として重要であると考えております。

引き続き、日米両政府に対し５年以内の運用停止に向けた具体的な取り組みを求めているところであります。

続きまして、安倍政権における普天間飛行場の運用停止の交渉についてお答えします。

安倍総理は、去る４月24日の日米首脳会談において、オバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初め４項目の基地負担軽減策について協力を要請しており、大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。私が６月に訪米した際にも米政府から同様の発言があったことから、今後もこれらを踏まえて日米間で協議がなされるものと考えております。

続きまして、普天間飛行場の５年以内運用停止の要求は目くらましではないかについてお答えします。

県の要望につきましては、昨年12月17日、知事が沖縄政策協議会において行ったものであり、同25日、総理は、できることは何でもやると表明され、２月には普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されております。

県としては、同会議において具体的な負担軽減の実現を求めているところです。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　米軍基地問題についての御質問の中で、辺野古埋め立ての承認についてお答えいたします。２の⑵ア及び２の⑵エは関連いたしますので一括してお答えをさせていただきたいと思います。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し承認したものであります。

なお、法第４条第１項各号に適合している申請について不承認とすることは、免許と比較して知事の裁量はほとんどないことから、地域の意見等を理由に不承認とすることは困難であると考えております。

次に、名護市長意見と辺野古埋め立ての承認についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、名護市長から「反対いたします。」との意見が提出されました。

沖縄県としては、名護市長意見も踏まえ、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。その結果、法に定める承認基準に適合していることから、名護市長から反対の意見が提出されていることを勘案したとしても、総合的に本申請を承認せざるを得ないものと判断し、承認したものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　米軍基地問題についての御質問の中で、環境影響評価書に対する知事意見についてお答えいたします。

平成23年12月28日に提出された「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書について」は、「周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える。」との知事意見を提出いたしました。これを受け、防衛省では、学識経験者等専門家から成る「有識者研究会」を設置し、当該研究会からの助言等を踏まえ評価書の補正を行っております。その後、補正した評価書をもとに公有水面埋立承認申請書が作成され、昨年３月22日に県に提出されたものであります。

県では、辺野古埋立承認申請について、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したものであります。

同じく米軍基地問題についての御質問の中で、埋立承認の判断基準についてお答えいたします。２の(2)オ及び２の(2)キは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

県は、辺野古埋立承認申請について、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。審査に当たっては、申請書の内容をより詳細に把握するため環境保全措置等の実施方法、名護市長意見や県環境生活部意見に対する事業者見解などについて説明を求めるなど、事業者である沖縄防衛局と４回の質疑応答を行い事業計画及び環境保全措置等の内容の把握に努めました。その結果、事業者は工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置、また、供用後の航空機騒音対策などを実施する計画であり、さらに、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合すると判断いたしました。

同じく米軍基地問題についての御質問の中で、環境保全のマニュアル等についての御質問にお答えをいたします。

辺野古埋立承認申請書には、「米軍への周知にあたっては、米軍が環境保全措置を理解し実施するよう十分調整を行い、万が一、米軍が要請に応じない場合も機会あるごとに米軍に要請を行うなど、環境保全に向けた取り組みを実施していきます。」と記載されております。したがって、米軍が当該マニュアル等を守るよう、事業者である沖縄防衛局において適切に対応されるものと理解をしております。

同じく米軍基地問題についての御質問の中で、環境保全措置の具体的内容、マニュアルの作成についての御質問にお答えいたします。２の(2)のク及び２の(2)のケは関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

沖縄防衛局との４回の質疑応答において、事業計画、環境保全措置等の内容を確認いたしました。環境保全措置の内容について、例えば、ジュゴンに関しては、工事中のジュゴン監視・警戒システムは、海上工事着手までに検証試験を行い実効性の高いシステムを構築する。施設等の存在に伴う海草藻場の減少はジュゴンの餌場の減少につながる可能性が考えられるため、その影響をできる限り低減するために、海草藻場の生育範囲を拡大する環境保全措置を講じるなどの回答がありました。また、航空機騒音に関しては、供用後の航空機騒音については、影響の程度を把握するために騒音測定を実施し、その結果に基づいて適切な対策を講じる。周辺住民の生活環境に与える影響が最小限のものとなるよう米側に求めていくとともに、周辺住民からの苦情等があった場合には、米軍に対し事実関係の照会や改善の申し入れを行い、周辺住民の生活環境への配慮を強く働きかけていくなどの回答がありました。さらに、外来生物に関しては、土砂調達場所を確定する際に外来種が混入しないこと等を確認し、当該土砂の搬入に当たっても定期的に試験等により確認する。万一、造成後のモニタリング調査によりアルゼンチンアリが発見された場合には、環境省の作成した手引に準拠した駆除方法や拡散防止対策を講じるなどの回答がありました。また、あわせて、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言を得ながら、必要な環境保全措置等を講じるとの見解も示されております。

なお、申請書に記載されている環境保全措置等は事業者が実施する内容を記載したものであり、各種マニュアル等についても事業者である沖縄防衛局が作成し、米軍へ配布、周知を図っていくこととなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　米軍基地問題に関する御質問の中で、埋立承認と沖縄21世紀ビジョンとの整合性についてお答えいたします。

公有水面埋立申請については、法令にのっとり承認したものであります。

県としましては、21世紀ビジョン実施計画に掲げたとおり、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、着実に普天間飛行場を含めた基地の整理縮小を進めていくことが重要であると考えております。

次に、日米両政府が辺野古移設にこだわっている理由についてお答えいたします。

普天間飛行場は市街地の中心部に位置し、世界一危険と言われております。平成８年の日米合意において、「今後５乃至７年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。」と決定されております。その後、さまざまな経緯を経て、現在、辺野古移設は普天間飛行場の危険性を除去する具体的かつ現実的な方策であると考えております。

次に、普天間飛行場代替施設の基地機能についてお答えいたします。２の(3)のイ及びウは関連いたしま

すので一括してお答えさせていただきます。

普天間飛行場代替施設については、これまでさまざまな検討がなされております。

御質問の知事が説明してきた内容とは何を指すのかはっきりしませんが、埋立承認申請書には、代替施設の埋立面積は約152.5ヘクタール、既存陸域も含む施設全体面積は204.8ヘクタールとされております。また、長さ1200メートル、幅30メートルの滑走路を２本設置、オーバーランは滑走路両端に300メートル設けられ、Ｖ字型の形で配置される等と示されており、当該申請書に示されたものが代替施設の具体的な計画であり、その機能であると考えております。

県としましては、これらは日米合意等に示された内容に沿ったものであると認識しております。

次に、海兵隊の任務・役割について知っているかとの質問にお答えいたします。

防衛省は、平成23年に発行した「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」において、海兵隊は初動対応部隊として重要な役割を担っており、広範な任務を有しているとの見解を示しており、これが政府の公式見解だと考えております。

次に、在沖海兵隊及び米軍の沖縄を守る任務についてお答えいたします。２の(4)のイとウは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく経済発展を遂げたことや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しております。その意味で在沖海兵隊は一定の役割を果たしてきたものと考えておりますが、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。このため、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転は、確実に実施されなければならないと考えております。

次に、県議会の海兵隊撤退決議について知っているかとの御質問にお答えいたします。

これまで県議会におかれましては、平成20年２月の在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する抗議決議、平成23年３月の嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する決議等、海兵隊を含む米軍兵力の削減や撤去に係る決議がなされているものと承知しております。

次に、復帰後の米軍人・軍属による犯罪及び海兵隊員の占める割合についてお答えいたします。

沖縄県警察の公表資料等によりますと、復帰後、平成25年末までの米軍人・軍属及びその家族による犯罪検挙数は5833件、5746人となっております。また、軍別の統計がある平成18年から平成25年までの刑法犯のうち、海兵隊の占める割合は、検挙件数で59.7％、検挙人員で57.8％となっております。

次に、移設問題は知事選の争点にならないとの官房長官発言への所見についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。

官房長官の御発言は、移設計画に関する政府としての考えを示したものと受けとめております。

次に、知事選挙の争点についての御質問の中で、建白書に関連する姿勢についてお答えいたします。

御質問の建白書については、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等の連名において、安倍総理等に提出されたものと承知しており、その意義や取り扱いについてはさまざまな立場がおありになると伺っております。埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合しており承認したところであります。

次に、基地は経済発展の阻害要因であるかとの御質問にお答えいたします。

基地関連収入の県経済に占める割合は、復帰直後の15.5％から平成22年度は5.3％となり、その比重は大幅に低下しております。米軍基地の経済的影響については、基地の形成過程など歴史的経緯を踏まえる必要がありますが、とりわけ中南部の人口密集地にある米軍基地は、計画的な都市づくり、交通体系の整備など沖縄県の振興を推進する上で大きな制約となっているものと考えております。このため、県としましては、嘉手納飛行場より南の施設の返還が本県の振興を図る上で極めて重要であると考えており、日米両政府に対し、平成25年に知事に示された統合計画の確実な実施を求めているところであります。また、これまでの経緯等から、広大な米軍基地が即時返還されることは考えがたく、段階的に整理縮小を進めていくことが現実的であり、重要であると考えております。

次に、政府の代替施設建設の手法についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合していると判断し承認したところであります。その後の事業の具体的な手続、工事の進め方等については、事業者である沖縄防衛局が責任を持って説明すべきであると考えております。また、事業の実

施に当たっては、安全や環境に配慮するとともに、関係法令にのっとって進められるべきと考えております。

次に、反対運動をする県民の安全についてお答えいたします。

代替施設建設事業については沖縄防衛局が責任を持っており、事業実施に当たっては安全や環境に配慮して進められるべきと考えておりますが、反対をする方々もルールを守って意見を表明すべきであると考えております。

次に、県道70号線路側帯を立入禁止にすることについてお答えいたします。

沖縄防衛局において、県道70号線路側帯の共同使用の見直しを検討しているという報道は承知しております。県は、沖縄防衛局に対して報道内容について照会しておりますが、事実関係は確認できておりません。

県としましては、北部訓練場のヘリパッド移設は県の基地負担軽減につながることを踏まえつつ、道路管理者として安全かつ円滑な道路の通行に支障が生じないよう、適切に対応してまいります。

次に、東村議会議員選挙とヘリパッド工事についてお答えいたします。

県としましては、ＳＡＣＯ合意事案の着実な実施が本県における基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、北部訓練場の過半の返還の実現を求めているものであります。その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設については、引き続き地元東村とも連携を図りながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分に配慮するよう求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育問題についての御質問の中で、過去問の活用等についてお答えいたします。

各学校においては、学力調査等で課題になった問題等について、各教科の年間指導計画に位置づけ、計画的に授業の中で指導しております。その際、単なる知識・技能の習得にとどまらず、児童生徒の思考・判断・表現力の育成及び学習意欲を高める授業づくりに努めており、確かな学力として身についていると捉えております。

次に、子供たちにみずから学ぶ意欲を育成することについてお答えいたします。

学習意欲は学力の三要素の一つであり、児童生徒の学び続ける姿勢を育む上でも重要だと考えております。本年度の児童生徒質問紙調査の学習意欲に関する設問においては、小中学校いずれも全国平均を上回っており、本県児童生徒の学習意欲は着実に高まっているものと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒一人一人と向き合い、学ぶ意欲を高める授業づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時42分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　ちょっと写真を知事に見せたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後３時44分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○嘉陽　宗儀君　今、知事に写真を見せたのは、辺野古の海がどんなにすばらしいものであるかということと、それから再質問しますけれども、あの海を残せというのが沖縄県民の大きな願いですね。沖縄県民は、人々の暮らしを見守ってきた命の海といってニライカナイの信仰を持っています。だから、この海があって沖縄県民はこれまで歴史的に命をつないできたというのに、こういうすばらしい海を埋め立てるとは何事かというのが私の基本的な姿勢です。しかも、この埋立承認の中身がこの海を環境を保全する何の手だてもない。マニュアルをつくって米軍に示して米軍にそれを守ってもらいますというだけが埋立承認の根拠ですね。

知事、これまで沖縄県民は69年間米軍と対峙してきましたけれども、米軍が沖縄県民の言うことを素直に聞いたことがありますかね。それはないですよ。オスプレイの問題にしろ、犯罪にしたってそうだし、それから沖縄県民を守ってきたかという話もしましたけれども、これまで5700件余り沖縄県民、米軍・軍属によって犯罪が起こされている。この沖縄、どこの国から攻撃されたわけでもない。アメリカの攻撃によって沖縄県民がこんな苦しい思いをしているじゃないですか、知事。どう思いますか、それは。沖縄を守るために米軍がいるんではない。米軍のために沖縄県民は本当に命を守るために大変な苦しい思いをしている。それに

ついて知事はどう思うか、まずこれについて答えてください。

それから海兵隊の基地についてですけれども、海兵隊はアメリカ軍の中でも最も野蛮でどうもうな軍隊、それで海兵隊には沖縄を守る任務はないんです。（資料を掲示） これは前にもお見せしましたけれども、沖縄から海兵隊が出撃している地域ですね。イラク、それからクウェート、エリトリア、サウジアラビア、エチオピア、ソマリア。知事、沖縄から出ていって、沖縄を守っているんですか、この海兵隊は。よその国に行って侵略戦争をしている。まさに何も沖縄を守る役割は果たしてないと。いるために沖縄県民がとにかくひどい目に遭わされているという、これが実態ではありませんか。それについて知事の見解を伺います。

しかも、この海兵隊は、前にも見せて議員の皆さん方からひんしゅくを買いましたけれども、海兵隊、イラクでも皆殺し作戦、それからベトナムでも皆殺し作戦、殺した人たちはどうするか。首を切ってこんなにしているんですよ、あれ。（資料を掲示） 残虐行為。知事、海兵隊の正体これですよ。人の命を大事にする軍隊じゃない。これ、見ますか。いいでしょう、もう。（資料を掲示）

○知事（仲井眞弘多君） もう大体わかります。

○嘉陽　宗儀君 わかる、大体わかるそうです。問題は、こういうアメリカの世界戦略に基づいて海兵隊が沖縄に配置されている。今海兵隊が特に困っていたのは、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、あの辺の演習するときに弾薬の運搬ができない。アメリカ国内法でも国道、県道を通ったらいかんことになっているものだから、ホワイト・ビーチや嘉手納基地からの弾薬の運送ができなかった。だから、どうしても演習をするためには辺野古のほうに強大な軍艦が寄港できるような基地をつくりたいという、これが米軍の要望でしたよ。このアメリカの要望によって方針に基づいてこの基地はつくられようとしている。なぜ知事はそういう米軍の軍事演習、これに協力するような形での基地建設に協力するんですか。はっきりさせてください。

それから５年以内の停止と言っていましたけれども、米軍が言うこと聞きますかと私言いましたけれども、米軍は世界的に今もイラクに攻撃しているんですよ、侵略戦争やっている。そういうさなかで、知事が５年以内閉鎖ですから何とかしてくださいと聞くわけないでしょう。大体日本政府自身がそういう態度をとらないんだから、知事が言ったからアメリカ聞くわけがない。だから、より現実的で実現可能だと知事はそう言っていますけれども、全くこれはペテンですよ。５年以内にアメリカ軍が運用停止するはずがない。ないにもかかわらず、いかにもできるかのようにどんどんどんどん宣伝して沖縄県民をだましているんじゃないですか、これ、知事は。

知事は、残された人生、エネルギーの全てをささげる覚悟だとこういう答弁していますけれども、なぜこういう殺人鬼部隊の海兵隊のために沖縄県民を犠牲にして知事が命をかける必要があるんですか。知事が命をかけるべきなのは、まさにそういう危険な軍事基地を撤去させるために政治生命をかけて日米両政府に沖縄県の立場から物を言うのが知事の仕事じゃありませんか。政府の言うことを聞いて、国策を押しつけていると私は言いましたけれども、これは知事がみずから沖縄の知事として県民の命と暮らしを守るために頑張るべきですよ、知事。

以上。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時50分休憩

午後３時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の再質問にお答えしますが、冒頭おっしゃったように長いおつき合いでここまで来ております。お互いにそれなりによく知っていると思いますが、今幾つか御意見の開陳とあわせて、御質問のようなのが幾つかございましたが、関連しておりますので一括して答弁させていただきます。

県民・市民の命と暮らしを守るというのは、これは行政の責任者、政治の責任者としては第一の義務です。ですから、世界一危険だと言われている普天間のその危険の横で暮らしている人々の命と暮らしを守るというのは第一じゃありませんか。ですから、これをしっかり現実のものにしよう。ですからもっと安全で危険性のない代替施設をつくってそこへ移そうと言っていることでしょう。じゃ、どうして一体この普天間の世界一危険な話が皆さんから出てこないんですか。ですから、これをしっかりと５年以内の閉鎖状態の実現も含めて長い間苦しんでおられる市民・県民・普天間・宜野湾の人々の命と暮らしをまず第一に守ろうと言っていることですよ。ですから、これは知事としての第一の仕事でしょう。それを私はしっかりやるとこう言っているわけです。

そして５年以内の話は見せかけだとかいろんなことをおっしゃっていましたが、どんなふうにして一体こ

ういうものは皆さんは実現していけると思っているんですか。考えを、政府を通じてアメリカ政府とゆっくりゆっくり着実にプロセスをつくって交渉していくんですよ。それでその目標が達成されるんであって、反対と言っただけで何かができるわけではないでしょう。ですから、5年以内の運用停止というのを今きちっと作業部会もつくって徐々に徐々に進めているんじゃありませんか、一歩一歩。これは物事を実現するための初歩的なステップでしょう。これをちゃんと踏みながらやっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、9月29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時54分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　安　弘

会議録署名議員　奥　平　一　夫

平成26年９月29日

平成26年
第　５　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　４　号）

平成26年
第 5 回　**沖 縄 県 議 会 （ 定 例 会 ） 会 議 録 （ 第 4 号 ）**

平成26年 9 月29日（月曜日）午前10時 2 分開議

議　事　日　程　第4号

平成26年 9 月29日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
甲第２号議案　平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第５号議案　沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例
乙第８号議案　薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第９号議案　沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例
乙第12号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　工事請負契約について
乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　財産の取得について
乙第20号議案　訴えの提起について
乙第21号議案　損害賠償請求控訴事件の和解について
乙第22号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第25号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第26号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第27号議案　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成25年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成25年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	13　番	島袋　大　君
副議長	翁長政俊　君	14　番	中川京貴　君
1　番	上原　章　君	16　番	座喜味一幸　君
2　番	砂川利勝　君	17　番	呉屋　宏　君
3　番	具志堅　透　君	18　番	仲宗根　悟　君
4　番	又吉清義　君	19　番	崎山嗣幸　君
6　番	儀間光秀　君	20　番	山内末子　さん
7　番	新田宜明　君	21　番	瑞慶覧　功　君
8　番	仲村未央　さん	22　番	渡久地　修　君
9　番	玉城　満　君	23　番	大城一馬　君
10　番	西銘純恵　さん	24　番	嶺井　光　君
11　番	比嘉京子　さん	25　番	前島明男　君
12　番	吉田勝廣　君	26　番	照屋守之　君

27番	新垣良俊君	40番	浦崎唯昭君
28番	仲田弘毅君	41番	新垣哲司君
29番	新垣安弘君	42番	具志孝助君
30番	當間盛夫君	43番	新里米吉君
31番	照屋大河君	44番	髙嶺善伸君
32番	狩俣信子さん	45番	奥平一夫君
33番	赤嶺昇君	46番	玉城義和君
34番	新垣清涼君	47番	玉城ノブ子さん
37番	金城勉君	48番	嘉陽宗儀君
38番	糸洲朝則君		

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	高良倉吉君	会計管理者	島田勉君
副知事	川上好久君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
知事公室長	又吉進君	総務部財政統括監	前田光幸君
総務部長	小橋川健二君	教育委員会委員	石嶺傳一郎君
企画部長	謝花喜一郎君	教育長	諸見里明君
環境部長	當間秀史君	公安委員会委員長	與儀弘子さん
子ども生活福祉部長	金城武君	警察本部長	加藤達也君
保健医療部長	仲本朝久君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	下地明和君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第4号議案から乙第27号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大城一馬君。

○大城　一馬君　おはようございます。

まず質問に入ります前に、けさのマスコミ報道によりますと、社会党の元党首でありました土井たか子元衆議院議長の訃報を聞きまして、心から御冥福をお祈りしたいと思います。憲法に対する思い、そしてまた、私も何度か沖縄の選挙でお会いしたことがありますけ

れども、沖縄の基地問題に対する思いも非常に高いものがありました。心から御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは早速質問に移りたいと思います。

まず最初に、普天間基地の５年以内運用停止の進捗状況をお聞きいたします。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　お答えいたします。

県としては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、昨年12月、沖縄政策協議会において同飛行場の５年以内の運用停止を含む４項目の基地負担軽減策を要請したところであります。現在、県の要請に応えて政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議において具体的な取り組みを進めているところであります。同会議の議論を踏まえ、最も重い負担となっている外来ジェット機ＦＡ18の飛来については、小野寺前防衛大臣からヘーゲル国防長官に申し入れを行うなど、閣僚レベル、実務者レベルにおいて米国へ問題提起がなされております。ＫＣ130空中給油機15機の山口県岩国市への移駐については、７月15日から開始され８月26日に完了いたしました。本移駐の効果を確認するため、政府及び宜野湾市においても調査を実施しているところです。去る４月24日に開催された日米首脳会談においては、安倍総理からオバマ大統領に対し、沖縄の要望を踏まえ協力を要請しており、引き続き目下の課題となっている夜間騒音への対策を初め、５年以内運用停止の実現に向けてあらゆる方策の検討を行ってまいります。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　この５年以内運用停止なんですけれども、ところが、アメリカ側から発信されるいろんな発言ですね、９月の28日の地元のマスコミでも報道されております。これはタイムスの特派員からなんですけれども、この米軍のロックリア米太平洋軍司令官の記者会見では、日本側から要請は来ていない、こういう発言があるわけですよ。そして、副知事がおっしゃるように、４月のあの日米首脳会談で一体安倍総理はオバマ大統領にどういう要望をしているのか、あの報道を見る限りは沖縄県知事が言っています。実際総理の口からぜひ５年以内の停止を要求したという発信は全くないわけですよ。その２つについてもう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今御指摘の報道については、私どもも確認しております。ただ、これは報道ベースの話であって、太平洋軍司令官のロックリアさんがそういうことをおっしゃったということなんですけれども､私たちがやっている事実といたしましては、今議員からお話がありましたように、首相からオバマ大統領に仲井眞知事の名前も出して、その要望について答えていただきたいと言ったと。さらに、先ほど副知事の答弁もございましたけれども、個別には小野寺前防衛大臣がこれは米国の行った場所の名前もおっしゃっていましたけれども、国防長官に申し入れたということでございます。これを補足するために高良副知事が訪米をいたしまして、米政府の担当者に沖縄の求めている趣旨はこれであるということを説明してございます。また、私も私のレベルで米国の担当者にはお話をしております。そういう意味では米国は日本政府、沖縄から日本政府を通じてこのような要望があるということは当然承知していると。ただ、この進め方等につきましては、これは運用側とそれから政策決定側の中でどのような今後調整が行われていくかということでございまして、それをしっかりとやっていただきたいと、強く県が申し上げているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　私どもは、マスコミ報道というのはほぼ信頼して、信用している立場でございます。ですから、こういった発信というのは極めて私どもは重い発信ということで捉えていますけれども、知事公室長は絶えずあらゆる場で言っていると言うんですが、しかしアメリカには伝わっていないというのが私どもの捉え方でございます。そして知事、５年以内の運用停止、知事が要請をいたしました。ところが、知事任期があと２カ月でございます、２カ月。この運用停止というのはこの２カ月以内で米国としっかりと確約ができると思いますか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　５年以内の運用停止についての基本的な考え方なんですけれども、まず１つは、普天間飛行場が含んでいる危険性というものの要素を洗い出す作業が１つあります。そして、その要素をどういうアイデアを使ってそれを軽減し、あるいは抑制し、あるいは停止していくのかという議論をしていきます。そういう作業を通じながら、当然これはアメリカ側との交渉という場面がたくさんあるわけですけれども、そういったことを進めながら、そして将来的な日程を展望してということですので、話題になりました一体いつを起点とした５年なのかということになったんですが、普天間飛行場負担推進会議がスタートしたことしの２月を起点として５年間で知事が求めるよ

うな運用停止を図るということです。ですから作業は今始まっておりまして、具体的な論点が議論されて、どういう負担軽減が可能かということが今真剣に検討されているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　この負担軽減に入りますけれども、実効性についてという質問をしてみます。

どうですか、この負担軽減。今現実的に、例えばＫＣ130空中給油機、岩国に15機移駐しましたと。ところが訓練は普天間でやっている。そうすると、現実の騒音、オスプレイもしかりでございます。今、市民の生活からの苦情、市民からの苦情、生活への影響、連日新聞でマスコミで報道されております。これが実態なんですよ。ですから、一体どうやって日本政府とアメリカがこの負担軽減についても協議をしているのか、さっぱり効果が上がっていない。現に地元の宜野湾市長さえも、負担軽減に逆行していると防衛局に抗議しているんですよ。仲井眞知事を全面的に支援している、支持している宜野湾市長さえも負担軽減に逆行している。しかし、皆さん方はいろんな協議をしている、努力をしている。本当に今のこの現状認識というのは理解しているんですか。ただ協議していますでは、これはどういう解決にもつながりませんよ。そうじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　まず空中給油機の移転の問題でございますけれども、これは前にも答弁いたしましたとおり、ＫＣ130が普天間飛行場にまた飛来をしているというのは県も確認しております。これは移駐が完遂する前に負担軽減推進会議の中で県としてはかなり強く言っております。つまり移駐はしたと、しかしながら実態としてそこに飛行機が舞い戻ってきて訓練という名目のもとにまた騒音をまくようなことは一切やめていただきたいと、これでは意味がないということは県側から国に対して強く申し入れております。その移駐の効果につきましては、現在、政府、それから宜野湾市でこの空中給油機の騒音の実態というものを再度検証しているという状況でございます。

今議員が御指摘の、協議だけではないかということですが、県といたしましては、こうやって県と宜野湾市が連携して政府にさまざま申し上げていくと、この方法以外に具体的に基地負担を軽減し、あるいは５年以内に運用停止を実現する方策はないのではないかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　佐賀空港も受け入れの進展がない、やはり普天間飛行場の危険性の除去、これは県民みんな思っています。私どもは、やはりこれだけ日本政府と皆さん方がどんなに協議しても負担軽減が一向に進まない。もはや普天間飛行場の無条件閉鎖・返還が最も有効な方法じゃないですか。それを宣言する、それを求める。今までみたいに協議はしていますけれども実効性がないでは、これは県民は全く理解しませんよ。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　恐縮ですが、即時閉鎖という言葉を言うだけで物事が動かないでしょう。ですから即時閉鎖なら閉鎖のプロセス、指揮、しっかり書いて作業工程をつくってやるものであって、議員がおっしゃるように即時閉鎖と言えば物事が閉鎖するわけではないじゃありませんか。さらに、騒音については基本的に減っていると我々は認識いたしております。ＫＣ130が向こうに山口県に移駐して、それは１機飛来をしたということは聞いておりますが、だからといって騒音レベルが非常に上がったという報告は受けておりません。むしろ全体として減っているというのが私どもの認識でございます。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　だからこそ宜野湾市長も逆行しているとはっきり言っているんじゃないですか。どういった認識なんですか。そして、普天間飛行場の閉鎖・返還、即時、知事は非常に否定的に言いますけれども、でもしかし県民の要求も、この間の世論調査、知事は地元紙は嫌いですから読んでないと、見てないと思いますけれども、この即時閉鎖・返還が今34％になっているんですよ。これが１位ですよ、世論調査でも民意がね。やっぱりそういったことにしっかりと私は耳を傾けるのが知事ではないかなというふうに思います。

次に移りますけれども、時間がありませんので。

いよいよ辺野古移設作業が知事の埋立承認で作業が進行している状況でございます。８月14日には海上ブイの設置がありました。そのとき私はちょうどその日のテレビで、知事が車に乗り込むときマスコミの記者からのインタビューを受けているときだったんですけれども、知事のコメントを聞いて非常に愕然といたしました。これは新聞の活字になっておりますけれども、ブイ設置のことを聞かれて知事は、関係ない、防衛省に聞いてください、この真意は一体何ですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　確かにマスコミのどなたからか質問があったことは記憶しておりますが、ブイを設置したことについてどうかと聞かれても、たしかそんなふうな質問だったと思うんですが、作業をやるのはこれは事業者ですから、作業管理も、そして市民への説明も、そういうことを一つ一つブイはどうですかと私に聞かれても、これは私は答えようがありません。事業者に聞いてもらいたいと、こういう趣旨です。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　知事、この作業というのは、知事が埋立承認して始まっているんですよ。知事が承認しなければこんな事業は始まりませんよ。そういったコメントも出てきませんよ。こういうことに丁寧に、聞かれたら丁寧に答えるのがやはり沖縄県知事としての当たり前の姿じゃないですか。そして安全を守る、全くそういったことに対して私は関係ありませんよと言わんばかりの、これはもう無責任のきわみですよ。

知事、140万県民を代表する知事ですから、やはりみずからが埋立承認した、その結果こういうことが起きています。当然のことながらみずからの考え方、みずからの今の状況をしっかり捉えて、私は説明してマスコミにもコメントするのが知事のあるべき姿ではないかと思っております。

次に移ります。

次のマスコミ世論調査の関連ですけれども、先ほどから申し上げますけれども、このマスコミの世論調査で普天間の移設作業は中止すべきだというのが80.2％になっているわけですね。これは御承知ですか。そして、承認した知事に対して批判も74％である。そして、普天間飛行場県内移設反対も79.7％になっている。知事が埋立承認をする以前と比較しますと大幅に今県民の声というのが、世論というのが、民意というのがこの数字に私はあらわれているというふうに認識しているんですが、こういった調査に対しましてどういうお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　恐縮ですが、今おっしゃる調査について私のほうでは精査したり確認をしておりませんからお答えのしようがありませんが、しかし、世界一危険な普天間飛行場を一日も早く危険性を除去するというのが県民のむしろ願いでしょう。それを断固として実行すると私は言っているんですから、どこにこれが県民のこれに対して違う意見があると思いますか。だからゆめそういう数字になっていると私思いません。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

大城一馬君。

○大城　一馬君　知事の意見は県民に理解されていない、評価されていないのがこの数字なんですよ。そのことをしっかり私は認識してもらいたいと思います。そしてこの世論調査に対して、これまたアメリカからの報道でありますけれども、世界の最高の論客と言われておりますアメリカの言語学者ノーム・チョムスキー氏の談話が載っていますね。「沖縄の民意は非常に明確で、正当なものだ。」、「沖縄の人々の立ち位置は、尊厳に満ちている」、こういう評価をしているんですよ。世界の学者がこういうことをしっかりと見て、ここではやっぱり辺野古には新しい基地はつくるべきじゃない。こういうのを数多く発信されているんですね。私はやっぱりそういったこともしっかりと県政のトップは、皆さん方も同じです。行政も同じです。しっかりと私は認識をしていくべきではないかと思っておりますけれどもいかがですか。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　マスコミの報道等について、大変議員は信頼されているということで、それはそれで筆勢だと思いますけれども、県におきましては、２年前の２月４日に県内紙に「米、辺野古断念へ」という記事が出まして、第１面を飾ったわけでございます。そのときにアメリカはもう辺野古は完全に断念したんだという趣旨で紙面がつくられてしまったということがありました。マスコミのを見ますと、当然そういう事実はないわけでございまして、メディアの報道は私どもは言論の自由と、そういったものをしっかりと尊重するものでありますけれども、必ずしもそのマスコミの報道を基礎にして私どもが政策を立ち上げていくということは方向性を誤ってしまう可能性があると我々は思っております。したがいまして、議員が御質問の報道あるいは世論調査といったものにつきましては、私どもは慎重に見ておりますけれども、やはり先ほど知事が申し上げましたように、確固たる政策を持ってこのことは進めていかなければならないとそのように思っております。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　仲井眞県政は総じてマスコミは嫌い、マスコミのことはなかなかこれを100％は取り入

れることはできない。100％というのはこれは確かにそのとおりであって、しかしやはり私どもはこういったいろんな調査でもって公表されて、そしていろんな方々から意見が出されてそれを公表しているのが公的なマスコミの報道であるというふうに評価をしております。

次に、知事選挙の争点ですが、いよいよ11月16日知事選挙がございます。出馬表明しているのが現職の仲井眞知事であるし、そしてまた翁長雄志那覇市長であるし、そしてまた下地元衆議院議員が正式に出馬表明しております。今回の知事選挙……（発言する者あり）

まだ表明はしておりません。

今回の知事選挙の争点について、どういったことがまず仲井眞知事としての立場なのか、優先順位は何であるかお聞かせ願います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　争点というのを本人が言うべきかどうかちょっと迷うところもありますが、私の公約は今作成中ですから、まだどういったものがということにはなりませんが、ただ基地問題というのは国際関係も非常に含んでいるなかなか厳しく難しいものであることは確かです。しかし、沖縄県にはこの基地問題以外にも子供の貧困であるとか、離島問題とか産業振興とか、子育てとかいろんな課題がたくさんあります。ですからある意味でこれは全てが本来は与野党の争点であるべきだと私は思っておりますが、まだ私のほうではきちっと整理をしておりません。作成中です。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　菅官房長官が知事の埋立承認で、もう過去の問題であると。そして知事選の争点にならないとこういうことも地元の沖縄で発言しておりますけれども、この争点は知事選挙ですよ。何でこの官房長官が争点を決めるのか全くよくわからない、頭越し、こんな発言もする閣僚もナンバーツーもいますけれども、やはり今回の知事選挙はこれは県民もしかり、そして日本の政府もしかり、多くの方面から、方々から非常に注目されている選挙でございます。そしてこれも世論調査によりますと、この基地問題が34.3％、経済・雇用が24.4％、あと続きますけれども、こういう知事選挙で、全県選挙でこのような数値が出たのは今回初めてなんです。逆転していますよね、基地と経済の問題でね。そういうことからしても、今県民のいろんな辺野古での集会等を見ても、やっぱり県民は今回の知事選挙の最大の争点は普天間飛行場の辺野古移設問題、これに凝縮されていると私どもは認識して、そして知事選挙も戦っていこうというふうに思っております。

もう一度お伺いしますけれども、本人が言うのもまだまだ政策がつくられてないと言っておりますけれども、そういった声も含めて知事もう一度、簡単でよろしいですから。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　争点というより基地問題が非常に難しい問題であることは私も認識いたしております。その中で普天間飛行場の危険性の除去、一日も早い危険性の除去､そしてその周辺に住んでいる市民･県民の命と暮らしを守るというのは我々の最大の義務ではありませんか。ですからそれを断固として実現するというのは次の公約にも入っていくべき大きな目標ではあると思っております。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　普天間の危険性の除去というのは私どもも変わりません。問題は、その手法がお互いに相違点があるということです。普天間が危険で、名護が安全ということはないでしょう。そういったことも今回の知事選挙の争点です。きっぱりと戦っていきましょう。

次に、カジノ。

カジノ導入については、知事が議会でも、早く手を挙げないと乗りおくれるという発言がございました。このカジノ導入については、これまたいろんな意見がございます。ギャンブル依存症とか多くの指摘がございますけれども、知事は、この知事選挙でカジノ導入についてはどういう立場を表明するんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これは県の中でももう何年も研究をしてきました。そして国は国でカジノを合法化するというような趣旨のＩＲを合法化するという趣旨の法案の審議に入るとか入らないという報道がなされております。私のほうではこれを今度の公約に最終的にどういう形で入れるかは別にしまして、夜間・雨天時に沖縄が次の観光・リゾート地、世界的な観光・リゾート地としてどういう展開をするかという中で、このＩＲについてよく研究をし、次のステージには入れていくべきではないかという方向で研究することはもう当然のことだと私は思っているんですよ。しかしこれは各地でやっぱり競争して引っ張り合いが起こり始めておりますから、当然その可能性を沖縄としても持っていなければいけない。したがって、早目に手を挙げておくというのは当然です。ただし、前から申し上げておりますように具体的な案を示しながら地域の

コンセンサスを得る必要があるというふうには考えております。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　私は、手順はまず県民のコンセンサスであると思っております、知事が手を挙げる前にですね。そのことは指摘しておきます。

次に、大型ＭＩＣＥの建設の進捗状況なんですけれども、いろいろとどうもよくわからないような状況になっておりますけれども、３月で決めるというまず話がありましたね。そして６月の議会では高良副知事が答弁しておりますけれども､早々に決めていきたいと。一、二点ぐらいクリアすべき問題があるということで早々に決めたいと言っております。もうあれから３カ月、２カ月過ぎました。このＭＩＣＥの建設位置、どういう議論がなされて、そしてクリアすべき点はどういうことになっているのか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。（発言する者あり）

静粛に願います。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　大型ＭＩＣＥの施設の整備についてでございますけれども、10から15ヘクタールの土地に最大２万人が収容可能な施設を整備する大型プロジェクトでございます。それで周辺環境に大きな影響を与えることが予想されますので、今建設場所の選定に当たって慎重に作業を進めているところでございます。このため、今関係法令の手続、それから周辺環境への影響、そして周辺エリアのホテル、あと商業施設等の民間企業の投資意欲、そして整備スケジュールへの影響などさまざまな観点から今詳細な検討を行っているところでございまして、現在慎重に選定作業を行っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　ですから、これはもう既に６月の議会でも同じようなことが答弁されているんですよ。この早期というのはどうもよくわからないんです、だから｡これはいろんな思惑が何か出てきているんですか。どうなんですか。もっとクリアした部分をしっかり示して、早期に早期にと言ってもいつごろになるのか、知事選挙が終わったらなのか、知事選挙前なのかよくわからないんです、だから。新しい知事に持っていくのか含めて､だからもう少し丁寧に説明してください。お願いしますよ。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　我々としては、クリアすべき問題についてさまざまな角度から検討して、その上で自信を持って場所を選定するという作業に取り組んできたわけですが、実はチェックすべき問題がいろいろとあります。しかも大変巨大な投資になりますので、これは将来の沖縄のために今現在の近視眼的な観点で物事を決めるのではなくて、さまざまな角度からチェックする必要があるということです。ただ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催される年､そして那覇空港の第２滑走路が供用開始される年、そこに供用開始されるということについては今でも変更しておりません。スケジュールをキープしながら、今最後のさまざまな詰めをしているというふうに御理解いただきたいと思います。

○大城　一馬君　ありがとうございました。将来を考えるならマリンタウンです。どうも知事、ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　一般質問を行います。

知事の政治姿勢で、最初に、公約の重みに対する知事の見解をお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　選挙公約は、有権者に実施することを約束した政策であり、その実現に向け、全力を尽くして取り組むべきだと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事は、２期目の選挙で普天間の県外移設という公約を掲げたと私は認識をしていますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　県外移設を含むあらゆる手段という意味であって、これは手段ですよ。目的は、普天間の一日も早い危険性の除去、それを実現する方法として県外移設を含むあらゆる手段と、こういう意味でございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　県民は知事の当選した直後に、いわゆるこの間２期８年やってきたんですけれども明確に県外移設と。あらゆる手段とかと今ごろ言っているんですけれども、あれはもういわゆる争点ぼかしになって県外移設ということで、伊波洋一さんも県外・国外ということで、知事もそう言ったはずなんですよ。この間、私たちも議会でさまざまな場面でこの公約について聞いてきたんですけれども、知事の発言がどうも変わっていったんですよね。この議会でも言われているんですけれども、今、普天間の一日も早い危険性の

除去ということを言っているんですけれども、いわゆる４年前の選挙の公約のときに、普天間の一日も早い危険性の除去が何よりも大事であらゆる手段ということだったら僕は理解できますけれども、県外ということを明確に言っているわけですよね。もう一度御答弁ください。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　私はその普天間について２つ書いてありまして、目的は、普天間の一日も早い危険性の除去と書いてあるでしょう。その手段として、２プラス２を見直し、県外移設とこう書いてある。この意味は、県外移設も含むあらゆる手段という意味であることは、これまでの議会答弁を含めてよく御理解いただいていると思います。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今言いましたね、２プラス２を見直して。この中身は何ですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　いわゆる日米の２プラス２の中でも何度もこれまで合意されておりますけれども、普天間飛行場の移設先として辺野古崎地区が唯一の手段であるといった趣旨の合意であるというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今公室長が説明をしたということは見直しですよね。ということは県外なんですよ。これは県民からすると、仲井眞さんはいわゆる４年前の選挙で普天間県外移設ということでもう県民が圧倒的にそれをそういうふうに捉えたんですよ。ですから、その後いろんなことがあるんですけれども、議会等でも地元の理解が得られない辺野古への移設は事実上不可能ということも言ってきましたし、県民が言葉で大分振り回されてきたと思うんですよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　事実上不可能であるとか、それから環境アセスなどについても、かなりきつい言葉で国を頭に描いて、かなりきつい表現で私は要求を出していたつもりであって、県民に出したんじゃないですよ。それを言ってくる、それを担当している防衛省、国、政府に対して強く私はいろんなことを申し上げてきました。ですから、事実上不可能に近い、今のままだとそうなりますよということも現に私は言った記憶ちゃんとありますよ。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ですから、今回はいよいよ知事選挙ですので、この間県議会も全会一致で意見書を可決しましたし、少なからず今政治、国会議員も含めて県議会も普天間の県外移設でみんな当選をしてきたメンバーだと思うんですよ。公約というのは先ほど一番冒頭に知事がおっしゃったように、非常に大事だと、県民との約束と。しかし、その公約そのものが簡単に破られることに対して若い人たち、子供たちに私は示しがつかないんじゃないかなと思っております。こういった約束を、公約を簡単に破るというこのやり方そのものが今後大きな禍根を残すんじゃないかなと思っています。

最近は公約を破っても開き直っている政治家がいますが、それについて見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　開き直っている政治家というのはよくわかりませんが、公約というのは簡単に破るものではありません。

なお、私のその２プラス２そして県外移設という、その言葉についてあえておっしゃっているんであるとすれば、その目的は、まず一日も早い普天間の危険性の除去と書いてあるでしょう。この手段としてそういうこともあるということですから、それは県外を含むあらゆる手段であって、これは県民大会でも申し上げてきたし……（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君）　私はそういうことを言っているわけで、何も破ったつもりはありません。そして、どうしても県外移設という言葉に強くこだわりになるとすれば、５年以内の運用停止状態を実現するために、これみんな機能その他を県外に移出し、県外で受け取ってもらわないとこれはなかなか実現できません。ですから、どうしてもその言葉尻というか言葉の表現に特にこだわるのであれば、そういうこともちゃんとやっておりますということも申し上げております。一日も早い普天間の危険性の除去でございます、目的は。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひ４年前、御自身が何を訴えてきたかをもう一回研究したほうがいいと思いますよ。そのときに本当に今の言葉だったのか、そこが問題だと思っているんですよ。今、５年以内と最近よくそれを強調されますが、知事は初当選をしたときに３年以内の閉鎖状態と言ったんですよ。これもいつの間にかどこに行ったかわかりません。今もう８年の任期を終え

ようとしております。３年あれば大体のことができるということを結構自信満々でおっしゃいましたよね。その言葉も結局は忘れたんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　３年、一生懸命大の大人が考えてやれば大体のことは成就できるというのは、私は信念として今でも持っていますよ。そして、今の１回目の公約についてでは、あれはやっぱりいろんな想定外の事件が起こった面で、先へ延びているという状況に入ったことも確かです。そして、やっぱりその３年閉鎖を目指して政策協議会の中に基地の負担軽減部会とか幾つか部会を置いて、防衛省にその専門家も置いて、作業を始めていたんですよ。そして、その前後はリーマンショックが起こり、政権が交代し、３・11が起こり､つまり後ろにずれているということだけで、それはそういう大きな予想できない事態が起こったときには後ろにいかざるを得ないという点もこれも理解してください。そして今は５年以内ということで、現内閣ときちっと約束をしてやっているものでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事は今想定外という言葉を使うんですけれども、一番県民にとっての想定外は去年の知事の承認なんですよ。これ、県民にとっては僕らがいろいろ議論してやってきた中で、知事がこの承認をしてしまった。それが今こういう状況になっているということを、一番今県民を混乱に陥れてしまっている現状に対する責任は感じますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　責任は感じますかという御質問には、ちょっと意味がわかりませんから答弁しにくいんですが、これは法律上の要件を満たしている、合格ラインを満たしているという、知事の裁量をほとんど入れることができない法律に基づくという面も理解してください。そして、普天間の一日も早い危険性の除去、そして普天間の人々の命と暮らしを守るという我々の第一の基本を断固として先送りしないで実現するにはどうしたらいいかというのも考えれば、５年以内の運用停止状態、そして今の両政府がやっている辺野古の流れというのは、恐らくこれが現実的な確実な方法だろうと私は今は考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ですからもうすりかえていったんですよ､知事はですね。今､これが現実的に可能な方向､これは知事が承認したからそうなったんじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　形式的にはそうなっておりますが、これは公有水面埋立法という法律が要求している内容に適合していれば、これは承認せざるを得ない、承認するというのもこれまた法律の構造上そういうものでもあるんですよ。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事が昨年の議会、腰痛で休んで、僕ら野党もこれは体のことですから仕方がないなということで、知事は東京上京されましたね。我々はそのときに、高良副知事に対して、この承認について再三これは承認するべきじゃないと要請しましたよ。そのときに高良副知事は、どう判断するかまだわからないと言ったんですよ。あの時点で、高良副知事はこれは法律の話は一言も言ってないんですよ。だから、最終的に東京でそれがその情報が入ってきたんですよ。だから、我々が高良副知事の日程もとって、そのときにこれは承認すべきじゃないということを何回も言ったにもかかわらず、そのときはどうなるかまだわからないという話だったんですよ。法律の話であればもっと先に、これがどんな形であれ法律なのでそれが出てきたら認めざるを得ないということを前もって言ってもおかしくない話だと思うんですよ。高良副知事、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　私が皆様にお答えした内容をちょっと今頭の中で少し思い出しているんですが、基本的に多分こういうことを申し上げたんだと思います。

要するに、知事は上京されていましたけれども、今実は土木建築部を中心にして埋立申請についての審査がまだ行われて最終結果が出ていませんでした。それから、もう一つは県民世論もあります。そういった法律上の手続、それから県民世論等含めて知事は総合的に多分判断なさるのであろうと。現時点で知事が承認するのか、不承認にするかについての意思を固めたかどうかについては私は承知していませんというようなことを申し上げたと思いますが。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　この承認については、県民世論を考慮されたんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時49分休憩
午前10時50分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　県民世論という意味が、また議員のおっしゃるこの世論がよくわかりませんが、ただし基本的には何度もお答えしていますように、公有水面埋立法にのっとって承認したというのがまず第一です。そして県内には普天間について、ないしは普天間の移設についていろいろな議論があることも当然これは知っております。
○赤嶺　　昇君　ちょっと休憩お願いできますか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時51分休憩
午前10時52分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　県民世論いろんな意味で普天間、そしてその移設について長年にわたっていろいろな議論がここの与野党にもいろんな種類の意見があることはよく知っていますよ。一方で、公有水面埋立法上の知事の裁量がほとんど入れられないというような内容のこれは埋立法だということもあります。ですから､総合的にというのはそういうものも知った上で、ノーということは無論これはできないと思うんですよね。ですから、そういう意味も含めて私は長年、８年間知事をさせていただいていますから、そういう意味ではいろいろなことも含めて、これは法律の形にのっとってやらざるを得ないと、こういう結論を出したということでございます。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　総合的という言葉を使ったり、県民世論と言ったり、あと議会の中でも議会の要するに可決した意見書についても尊重するという答弁もこの間あったんですよ。ですから、ノーと言えないよねということをおっしゃっているんですけれども、ノーという判断ができない法的根拠は何ですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　公有水面埋立法上の承認、不承認の判断についての御質問でございますけれども、県民世論なりいろいろな反対意見なりがあるわけですけれども、この法的な行為といたしましては、そもそもこの埋立法に基づく国のなす埋め立ての行為については、これは免許の場合と異なり、もともと埋め立てをなす権能を有していることから、裁量は極めて小さいというふうに解釈されております。さらに、法第４条１項各号に適合している申請について、不承認とすることは免許と比較して知事の裁量はほとんどないと。第４条第３項の同意、これは漁業協同組合の同意でございますけれども、そういう同意が得られていない場合など合理的理由がある場合のみであると、こういうふうに解釈されているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　今、部長に法的な部分を答えてもらったんですけれども、そこに総合的とか県民の民意というのはどういう形で皆さん考慮されたんですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時55分休憩
午前10時56分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　今議員が総合的という言葉と民意という言葉に随分こだわった御質問で、まだちょっと理解に苦しむところはあるんですが、いずれにしましてもこの法律が要求する形での処理、それを踏まえ無論我々はある種のこの長年にわたる世論といいますか県内での議論、そして県内でのいろいろな人の意向というのはある程度は存じ上げています。ですから、こういうものを全く空っぽにして、物事を判断するというのは物理的にもこれはできるわけではありませんで、そういうことを頭に入れながら法律にのっとって結論を出したと、こういうことでございます。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　少なからず議会もさまざまな形で承認するべきじゃないということで、その承認する前のこれまでの議会においてそういう法律的な話はされてこなかったんですよ。いろいろ県民の思いとか、その公約についてはいろんな議員が聞いてきたところでございます。
あえて聞きたいんですけれども、現実的に今進んでいるということをおっしゃっているんですけれども、来る知事選挙で、普天間飛行場の辺野古移設の推進を公約とするのかお聞かせください。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時58分休憩
午前10時58分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　普天間そのものの問題を断固として解決する、先送りしないという考えは入れるかもしれません。しかし、今おっしゃったように辺野

古移設という形で書くかどうか、まだこの点については公約そのものをまとめておりません。ただし普天間の危険性の除去、これをどう実現していくか。そしてそれに役立つ方法・方策というのを徹底して活用して現実的に普天間の人々の命と暮らしを守れるようにすると、これは公約になり得ると思いますが、これは今まだ検討中でございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　そこが私もまた普天間の危険性の除去は仲井眞知事だけじゃなくて、これは県民全てがやらないといけないと思っているわけであって、別に皆さんだけが普天間の危険性をやるという話をしているわけじゃないんですよ。これはもともと県民みんなが言っているんですよ。別に目新しくもありません。

そこで、今現実的にもう進んでいると。辺野古で反対する皆さんもいる中で、直接知事として現場主義と言ってきたにもかかわらず行ってもいない。海上保安庁にさまざまないろんな問題が起きている中で、そこにも行かない。それは他人事にやっていますね、これは国が進めることですからと。これは見て見ぬふりをしているというふうに私は見てしまうんですね。ですから、今回、知事は辺野古推進ということを今実質的にもうやっているわけですよ。正々堂々と公約に掲げたらいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　赤嶺議員が私の与党であれば御意見として検討しますけれども、野党の赤嶺議員に入れたらどうですかと言われて、入れるわけはありません。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　あえて言いますけれども、地方議会に本来、与党・野党ありませんよ。議院内閣制じゃありませんからね。（「野党だろう」と発言する者あり）

いや、ですから……

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○赤嶺　　昇君　知事、これは知事選挙を意識して明確に辺野古推進と言えないんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これは言えるか言えないかというのをあなたの御質問に答える必要があるかどうかが非常に疑問なんですけれども、どうして辺野古というのをあなたの御質問に応じて私が答えなきゃいけないか。今、普天間の危険性の除去を断固として実行すると、これについてこの関連で公約というのは必ず出てくると思いますが、まだ最終詰めに入っているところですから、きょうのところはまだ言える状況にありません。

○赤嶺　　昇君　休憩お願いできますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時０分休憩

午前11時１分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　実質的にこれが現実的に承認もしてこれは法的に仕方がなかったと。でももう一方ではこれが現実的な普天間の一日も早い危険性の除去には仕方がないと言っているわけですね。これは実質的に知事の公約破りで辺野古をどんどんこれ推進していることについて、今なおこれ公約にすらできないということは、私はそういうことが実質的に県民をさらに裏切る行為になるんじゃないかなと思っています。

続いて、この５年以内の運用停止の実現性についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　実現性というお話でしたけれども、現在、昨年12月17日に沖縄政策協議会にこの５年以内の運用停止を含め４項目を要請いたしまして、12月25日に総理ができることは全部やるといった形でお答えいただき、２月18日にその普天間飛行場の負担軽減推進会議が設置されているということでございます。

今の御質問ですけれども、こういった中で現在推進会議は２月と６月に２回、そして作業部会が既に５回開かれております。５年以内の運用停止これを目指して、これは簡単に右から左へ動くものではございません。これは議員も御承知だと思います。したがいまして、その要素、どういった要素がまず運用上問題になっているか、市民に最も迷惑をかけているかといった議論から始めまして、現在その議論をしているということでございます。

現時点で政府から報告があった事実といたしましては、先ほど来申し上げておりますＫＣ130の移駐、それからオスプレイの県外における訓練等について検討していく。さらにこれは普天間基地だけではございませんけれども、牧港補給基地の早期返還について、さらに西普天間地区について、さらに地位協定の環境補足協定について、こういった議論を続けておりまして、こういったものの中で実効性ある５年以内の運用停止といったものを目指していくと、そういう形でございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　いろいろ説明をされていますが、米

政府の確約はもらいましたか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前11時４分休憩
午前11時４分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　こういう内容のものを我々のほうから５年以内の閉鎖状態をやっぱりしっかりやってもらいたいと、普天間の一日も早い危険性の除去のために政府が考えている9.5年もかけるという話じゃなくて、その半分以内ぐらいでちゃんと閉鎖状態にしてもらいたいという要求を日本政府に出し、日本政府から相手国務省であれ、大統領であれ、国防総省に話をし議論をやるんであって、私どもが直接アメリカ政府に言って、何かあなた方から約束が欲しいと言われて外交交渉的なものができるわけがありませんよ。これはやっぱりちゃんと日本政府の正式のルートを通じて、きちっと議論が始まって返ってくるものであって、我々は友人として国務省とか国防総省にいますが、いろいろな話をしてもこういう具体的なものについて責任ある人からまだ始まったばかりのものを、よしやりましょうと言って出すものじゃない。ただし、日本政府が官房長官、政策協議会に出して、総理みずからが実現にしっかり頑張るというものを、これ以上のものを日本国としてこれ以上ハイレベルの内容ってないじゃないですか。これを無論責任持ってアメリカ政府ときちっと詰めて結論を出してもらう。こういうやり方であって、我々がアメリカ政府から、はい、何か確約を下さいという話じゃないでしょう。ですから、今その内容の詰めが国内的なもので、まずそれの作業が始まっているということですから、これでもって外交交渉的なものが始まり、いろいろな形のものが出てくるものですよ。ですから、これはまだ始まったばかりですからこれからですよ。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　つまり、確約をもらっていないということで理解していいですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　確約をもらうとかもらわないという性格のものではないと言っているんですよ、これは。ちゃんとした国同士の内容のものですから、こういうものに確約などという言葉は使えないということです。これはちゃんとした交渉をやってもらって出てくるもので、それに対して我々がまたいろんな交渉をやるということであって、日本政府の最高のトップと官房長官との政策協議会がしっかり受けとめてやりますと言っているものを、確約とれましたかという個人的な約束でも何でもないですよ、これは。組織同士のきちっとしたものですから、交渉を踏まえた中身が徐々に徐々に出てくる段階で我々は要求したものに限りなく近くやってもらいたいというのをやるんであって、何ですか、この確約と言えば日本政府の総理大臣はほぼあなたのおっしゃる言葉に近い内容のことを内外に公表しているでしょう。あえて言えばあれがそうですよ。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　つまり、確約をもらうようなものではないということですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　どうも議員との日本語のこの表現が大分違うんで、総理大臣や政策協議会を通じたものがああいう去年の12月25日に内外の記者さんもいてやっているでしょう。やるとおっしゃっているものを、あなたは確約と言わずにこれは何と言うんですか。もう今から作業が始まってどこまでしっかりやるかが、今作業が始まっているのにこれにちゃんと実現するように努めますと言っているじゃないですか。これは確約にほぼ近いものでしょう。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　いや、これは安倍総理は５年、米政府については確約もらってないということですけれども、日本政府は確約しているんですか、５年以内で。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　安倍総理のあのときの発表の中に入っているじゃないですか。それでさらに我々は国会での議論の中でもっとクリアにあなたのおっしゃる確約に近いような表現をきちっと約束してくれということでちゃんと答えているでしょう。
○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。
○赤嶺　　昇君　いや、僕はこの皆さんが一生懸命５年以内の運用停止、あたかもできるようなことをおっしゃるものだから、これは確約に近いものでしょうという言葉がよくわからないんです。確約したんですか、していないんですかと聞きたいんですよ。（発言する者あり）
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
静粛に、静粛に。
○知事（仲井眞弘多君）　これは個人のお約束と違って、確約するとかしないというのがいろんな外交上の交渉も入るものでしょう。ですが、これは日本国の総

理が実現にしっかり頑張ると言っているもの以上のものが今どうやってもらえるんですか。しかも交渉事です。ですから、もらえたんですかと、そういう性格のものではないと。交渉が始まって５年以内に結果がきちっと出てきますよ。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　５年以内の運用の停止は空手形じゃないかという御指摘がありますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　今、仲井眞知事から再三答弁させていただいておりますけれども、要するに基本的に安倍総理とオバマ大統領の会談において、仲井眞知事の名前を出して、そこの知事の要求していることについて協力を求めたと。大統領はそれに対して理解を示した。それから、小野寺前防衛大臣がヘーゲル長官との会談のときも、これは１度や２度ではなく何度も、この沖縄の基地負担の軽減等について要請を行い、それを日米の課題として確認するということを言っているわけです。したがって、これは政府間同士の協議、厳しい交渉等を通じて成果が出てくると。そのための前提条件というか、国内的な作業として普天間飛行場の負担軽減推進会議があり、私がメンバーでもありますがその下の作業部会があると。そこで着々といろんな論点をかざして議論をしているということです。したがって、それは一定のプロセスを経て結果が出てくるということだろうと思います。決して空手形ではないというふうに理解します。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これはもう皆さんもそうしか言えないのかもしれないんですけれども、今、知事が一生懸命答弁されていたんですけれども、結果的に米政府ははっきりこれは確約もしてないわけですよね。ですから、結果的にこういう５年以内の運用停止があたかも目玉みたいに皆さんおっしゃっていますけれども、これは何の確約もないということで理解しておきたいと思っています。

基地負担と振興策はリンクするのかをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これは何度もこの議会の場で申し上げておりますけれども、基本的に沖縄県の振興策は基地問題とは別の営みであると考えておりまして、振興策とは関係なく、沖縄の過重な基地負担の軽減を求めるといった県の考えには変わりはございません。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　そのとおりだと思いますね。ですから、この知事選によっては政府に近い方が当選したら振興策はふえるし、それがそうじゃない場合は振興策が減るというそういうことも想定されますか。それあってはならないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　あなたの御質問には、議員の御質問には非常に答えにくいんですが、おっしゃるように、基本的には性格の違うもので、振興策は沖縄振興法という法律に基づいて計画をつくり大体やっているものですから、これはこれに沿ってやるものだと思います。そして、我々が戦後この方ずっと持っているこの過重な負担の軽減、これはこれでしっかり取り組むべきものです。

ただし、予算が減るかというお話でしたか、これはその能力によります。そしてその体制によります。それができないと、それは御存じのように簡単ではありませんよ、日本国全体で国の予算というのは取り合うんですから、ウンジュナーターというか、もしどういうグループが知事を持つかということでその能力によります、現実的な。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　政府の言いなりになるというのも一つの能力ですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっとまたこれは御質問の趣旨が非常によくわかりにくいんですが、政府の言いなりかどうかという、ちょっと言葉としては余りきれいな言葉とは私は思えませんけれども、最近よくそういう言葉が横行するようですが、政府というのは日本国ですから、我々も日本人ですから、我々がつくった日本国政府ですよ。ですから、言いなりとか言いなりにならないということではなくて、自分たちの政府とどう我々は対応し、交渉していくかということは絶えず沖縄のみならずどこの県でもあります。ですから、また、私の与野党がないとおっしゃいましたが、与党が今自公政権ですから、与党の人々のほうが接触がしやすかろうというのは子供でもわかる話です。

ですから、政府にどうのという話は御質問として本当は受けにくいんですが、与党であれば政府とのつき合いがしやすかろうということは容易に想像できるではありませんか。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今回知事選挙前ですから、あたかもこの基地負担と振興策はリンクしないと公式に答弁している割には、いわゆる政府としっかりやっていないと予算も出ないよと。これはあっちこっちの市町村長の皆さんももう言い出しているわけですけれども、非常に私は疑問だなと思っております。これが公式答弁ですので、こういうことが県知事も含めてリンクしないと言っているわけですから、これは今後の選挙の推移を見守っていきたいと思っています。

名護の市長選挙で500億の予算がいきなり選挙の告示後に出てきたり、本当に県民、名護市民を愚弄するかのようなああいうことを見ているから僕らはこういう質問を県民から聞かれるわけですよ。だから、今回の知事選挙もこれが見ものだなと思っております。

続いて、これまでの知事の訪米回数と予算総額についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　いわゆる知事訪米というものは、歴代の沖縄県知事によって15回行われております。そのうち仲井眞知事の訪米は、平成21年１月、同11月、23年９月、24年10月の４回でございます。予算の総額は3228万円でございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　シンポジウムもやったと思うんですけれども、その内容と予算についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　シンポジウムはその準備段階等からいろいろございました。シンポジウムを行いましたのは、平成24年度でございます。その内容といいますのは、ワシントンの地でこの安全保障に関する専門家、シンクタンクの方々、それから日本側からは、東大の先生等を参加させまして、ワシントンの方々の前で沖縄を取り巻く問題、安全保障を中心にその問題を討論していただいたということでございます。

その開催した費用というのは464万6000円ということになります。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　この訪米を全部で3200万、それぞれ20年から21年、あと23、24年、この要請した内容は全部一緒ですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　手元に今具体的な要請書を持っておりませんけれども、基本的に沖縄の基地問題、この改善といったものを求めるということで、騒音もございますし、オスプレイの問題が出たときにはオスプレイも含めていわゆる沖縄の基地問題を総合的に米国に知っていただいてその改善を求めるという姿勢で行ってまいりました。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　3200万ということですので、これ費用対効果の面でいうとどう評価していますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　これによって何かが動いたというようなそういう意味での費用対効果というのは長期的に見る必要はあると思います。ただ、知事が直接行かない限り沖縄の状況というのはメディアでありますとか、あるいは日本政府経由で米側の高官に伝わるという現実がございますので、知事あるいは県職員が直接米側の責任者に対して物を申し上げるということは、これは重要なことであるということだと思っております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　こういった訪米自体は別にそれは知事が直接行くことは大事なことだと思いますけれども、このシンポジウムを見る限り、それを委託ということでなかなかちょっとわかりにくいなと思って、断続的な継続性のある形でやらないとよくないんじゃないかなという感想を持っています。

続いて、原発に対する知事の見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　国の新たなエネルギー基本計画では、原子力は低炭素のエネルギー源であり、すぐれた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけられております。

エネルギー政策は、国民の生活や産業を支える重要な基盤であることから、国において適切に判断されるべきものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今の答弁を見ると、仲井眞知事は原発に賛成ですか、反対ですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　またこういう技術的な高度なものに対して単純に反対か賛成かという議論というのは普通成り立たない、みんな条件つきの議論ですよ。ですから、今こういう日本において東京電力の原子力発電所がああいう事故を起こしたという今のこの

現在、我々は原子力に対してどう考えていくか、対応していくか、これは原子力の専門家も含め、電力会社も含め、いろんな議論が現実に国で行われております。この推移を見るしかありません。ただし、原子力発電が持つ、低CO_2という特性、そして効率が非常にいいという特性、そしてこれは原子力技術というのは核融合も含めて、かなり超長期のエネルギー需要に耐え得るであろうという工学的知見、そういうものを含めるとどうやって事故を起こさないように安全技術を確保しながらやっていくかという問題であって、きちっと安全性が保たれない状態ではなかなか現実に入れたら大変だというのは東電の例を見るまでもなくあるわけでして、どういう場合にこの技術的な傑作の作品というのは我々は受け入れたらいいかというのは、原子力発電に限らず、技術的な産物については絶えず議論が起こる話ですよ。ですから、賛成か反対かというより、安全対策がきちっとされている、地震国日本においてもきちっとされていることであれば、当然これは入れるべきでしょう。なぜならエネルギー資源がないんですから、ほぼ。ですが、安全対策が国民みんながなるほどと納得いくものが来ない限りは、軽々に扱うのはなかなか議論がまた起こる可能性があるというのが答えです。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　済みません。

原発そのものについての質問になってしまったので、沖縄においては今安全対策がしっかりできていればそれも進めないといけないというふうに僕はとったんですけれども、そのとおりですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 論理的にはそうですけれども、またそれを仲井眞はオーケーと言ったなんて言わないでくださいよ。全部こういうものはみんな条件つきです。ただ、沖縄の場合は電力システムが小さ過ぎてそれに見合うような小型原子炉ができていません、世界中で。ですから、恐らく100年近く入れられないと思います。ですが、こういう原子力技術というものというのは、大変なコントロール技術を持って、人類が生み出した立派な技術だと私はまだ思っていますよ。ですから、これについての研究、情報の収集、技術研究というのは絶えずほっておかないで、研究者は研究しておくべきだろうとは思っていますよ。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　研究ということをおっしゃったんですけれども、今、沖縄電力はこれについて研究をされているというふうに聞いたことあるんですけれども、それはどうですか。県のほうはこれ把握していますか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 研究といいますか、情報収集ということで、日本原子力発電株式会社のほうへ１名の人を派遣して情報収集に当たっていると聞いております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　わかりました。

続いて、県発注工事がこれは土木建築部に限らずいろいろ見ると、一部業者に偏っているという課題があると思いますが、県の認識をお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県におきましては、価格のみの一般競争入札、そして総合評価方式、あるいは指名競争入札など多様な発注方法の採用や分離・分割発注により、多くの県内企業の受注機会の確保に努めているところでございます。工事の受注につきましては、建設業者の企業努力等により年間の受注件数や受注金額に開きが生じる場合もございます。

県としては、多様な発注方法や、分離・分割発注を進めることにより受注機会の確保に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今の部長の答弁はそのとおりだと思います。ただ、皆さんは例えば過去５年とか、過去10年、県発注の工事が偏っているか偏ってないかということのその辺の調査をされていますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築部としては、偏っている偏っていないというのは、その企業努力等によるものだと考えておりますので、そういう調査は行ってはおりません。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　土木建築部以外の企業局とか農林水産、そのほかの部署はいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 農林水産部においても、先ほど土建部長がおっしゃっていたように、価格のみの一般競争入札あるいは総合評価方式、指名競争入札などの多様な発注方法の採用や分離・分割発注により、多くの県内企業の受注機会の確保に努めているところでありまして、特にそういうおっしゃっている

ような調査そのものをやったということはございません。結果としてそういうのがあるかもしれないんですが、そういう調査をしたことはありません。

○赤嶺　　昇君　企業局はどうですか。

○議長（喜納昌春君）　企業局長。

○企業局長（平良敏昭君）　恐らく土木、農林とも似ていると思うんですが、基本的には例えば同時期に、例えば何工区かに分けて発注するケースがあるわけですね、例えば５工区とか３工区とか。その場合には、例えば同一企業が複数箇所を受注しないように、そういう整理をして、例えば同じ企業が１位になってもこういうことがないようにということで、一応そういう取り組みはしております。ですから、基本的には特定の企業が集中的にとるということは、企業局の工事においては多分ない。多分同じようなことをやっておると思います。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　土木建築行政の中で今度お聞きしますが、総合評価の課題についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　総合評価方式でございますけれども、これも御承知のとおり価格以外の多様な要素、そういうふうなものも考慮しながら、価格それからまた品質が総合的にすぐれた企業を落札者とするという、そういうふうな方式になっているわけですけれども、課題としては、提出資料の作成に時間がかかるというふうな話とか、それからまた入札から落札決定までの期間が長いというふうなことで、これは配置予定技術者が拘束をされるということ、それからまたあと工事実績を、これもよく言われるんですけれども、評価の対象としているということで新規参入しづらいというふうなことが挙げられております。

県ではそういうふうなこともありまして、提出書類の簡素化の対策を図って、なるべくそういうふうな課題というふうなものが解決できるように努力をしてきているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これは事務手続の話がされたんですけれども、この土木建築業界の皆さんから総合評価についていろいろ指摘があるんですけれども、そういうヒアリングとかというのはされていますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　土木建築部では定期的に建設業協会と意見交換会をやっておりまして、今月も意見交換会をさせていただきました。その中で総合評価についての各評価項目のことについてとか、あるいは点数の適正などについていろいろな御意見を伺っているところでございまして、常に建設業界の方とはそういう意見交換はしているというふうには考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　福祉医療行政について、国民健康保険の課題についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　市町村国保につきましては、高齢者や低所得者の加入割合が高く、ふえ続ける医療費に対して十分な保険税収入の確保が困難であるという構造的な課題を抱えております。特に、沖縄県の市町村国保におきましては、加入者の平均所得が全国で最も低い、また、沖縄戦の影響等により前期高齢者の割合が低く、前期高齢者交付金が極端に少ないことが要因となって財政赤字が増大していることが主な課題と考えております。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　各市町村の赤字の現状について教えてください。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　平成24年度の沖縄県市町村国保の実質的な単年度収支がトータル98億8932万円の赤字で、赤字保険者が39市町村で、財政運営としては一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況にあります。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　いわゆる今度の方針として県移管ということなんですけれども、これはこの赤字についてはどう対応されるのかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　国保の制度改革については、国保の財政上の構造問題の抜本的解決、それを前提にしまして現在、国の国保基盤強化協議会、あるいは社会保障審議会において財政運営を都道府県が担うことを基本として、県と市町村の役割分担あるいは保健所のあり方等の検討が進められております。

県は国保制度改革の動向を注視するとともに、国に対して全国知事会を通して国費の拡充を含めた国保の財政基盤強化策、これを早急に実施されるように要望しているところでございます。また、市町村と連携しながら、今般沖縄の特殊事情による国保への財政支援の要望もしてございます。また、平成26年度には県や市町村あるいは国保連合会で構成する広域化等連携作業会議の作業部会を設置しまして、国が示しております国保財政運営の都道府県移管に向けた課題、あるい

は赤字解消策等について検討を行っておりまして、市町村と連携して国保の赤字解消に努めているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　県移管していく前にいわゆる各市町村のこの赤字が解消されないまま進んだ場合にこれはどのようなことが想定されますか。それは現状になるのか、そのまま県が受けるのか、それについてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　国保制度改革につきましては、ことしの８月に基盤協議会の中間整理としまして、県が市町村ごとの医療費水準を考慮して定める分賦金方式という方式が示されております。分賦金方式にするか各県統一基準にするかというのがあるんですけれども、いずれにしましても今の時点で財政運営が県に移行する時点において、残された赤字をどうするかという扱いについては、まだ国からの具体的な方向性は示されておりません。

県としましては、保険者たる各市町村につきましては、基本的には移行までに医療費適正化の推進によって赤字解消に努めるように助言・指導を行っておりまして、一方で国に対しては国費の拡充ということで市町村の財政の基盤強化を要望していくということになります。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　要するに市町村によって、一生懸命この赤字解消に取り組めた自治体・市町村と、そうじゃない自治体が出た場合にいろいろ混乱すると思うんですけれども、こういうことがもう予想される事態にはなると思うんですね。もちろん国がそれについていろいろ対策を打ってくれるんでしたら一番ありがたいことなんですけれども、このまま自治体の市町村の努力、もう皆さん任せてはいるんですけれども、市町村によってちょっと温度差があって、市町村でしっかりそれが対応できたところと対応できなかったところが出た場合にどうしますか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　現状においてまだ国からの対策であるとか考え方とか示されておりませんので、県としましては、それまでにもちろんその適正な国保の利用率というのもあるでしょうし、それから財政運営を医療費の適正化に向けて努力していくという方法もあるでしょうし、一方で国費の拡充を求めていくと。今この部分についてしっかり取り組んでいくということでございまして、今の時点ではまだ国の取り組み、考え方を注意深く見守るということになると思います。一方で市町村に対しては、先ほど申しました作業部会を通じて適正化に向けてぜひ指導助言をやっていきたいというふうに考えています。

○赤嶺　　昇君　終わります。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田　宜明君　グスーヨー　チューウガナビラ。

私、社民・護憲の新田でございます。

まず最初に、基地問題について質問をいたしたいと思います。

報道によりますと、1995年の少女乱暴事件当時の駐日米大使だったウォルター・モンデール氏の証言の中で、在沖米軍の撤退を阻んでいるのは日本政府であったことが明らかになっております。今や仲井眞知事は、沖縄に基地を押しつけ犠牲と差別を強いる政府の代弁者になっているのではないかという多くの県民の声が聞こえます。普天間飛行場の危険性除去が原点だという、これはへ理屈であり、耐用年数200年以上もする辺野古新基地建設を後押しする姿勢に多くの県民がふんまんやる方ない思いで怒っております。

最初に(1)でございます。普天間飛行場問題について伺います。

ア、飛行場建設前の集落、人口、土地利用の状況はどうだったか。

イ、飛行場建設工事は何年から始まり、完了したか。

ウ、建設工事が始まった時期、そこにいた住民はどこに避難または収容されていたか。

エ、占領軍による基地建設は国際法に照らして合法か。

オ、現在の普天間飛行場内にある施設名、機能について。

カ、普天間飛行場の移設先とされる名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沿岸部に建設される新基地の施設名、機能について伺いたいと思います。

次に(2)でございます。キャンプ・シュワブについて質問をいたします。

ア、名前の由来はどこから来たのか。

イ、基地建設前、難民収容所として使われていたと言われております。当地に収容された出身者について、どの地域の住民が収容されていたのか。

ウ、戦時中ないし収容所のあった期間に戦没者がいたか、その実態について。

エ、戦没者の遺骨はどうなったのか、埋葬されたままか、あるいは収骨されたか伺います。

２、教育行政について質問をいたします。

(1)、2012年３月、西原町の小学校で体育の授業中の事故で起こった脳脊髄液減少症の補償についてであります。

ア、事故当時の状況とその後の経過について。

イ、県外で治療を受けたため、保険外適用になっている。これに対する対応について。

ウ、脳脊髄液減少症の児童生徒の県内の実態について。

エ、条例等の制定によって救済策が講じられないか、県の対応について。他県の現状はどうなっているか伺います。

(2)、名護特別支援学校の温室設置要望について質問いたします。

高等部の園芸授業で雨天時や冬場などに温室ハウスがぜひ必要だと学校当局から聞いております。

ア、当校からの要望の内容と必要性の有無について。

イ、要望に対する教育庁の対応について伺います。

３、待機児童解消策について質問いたします。

待機児童に対する定義について、市町村によっては解釈の違いがあるようです。県と市町村は待機児童解消策についてもっと認識合わせを深め、新制度に移行する必要があるのではないかと考えております。

ア、県内市町村で50人以上の待機児童数は８月末日現在で上位からどういう現状にあるか。

イ、県・市町村の解消策の施策について、次年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まりますけれども、解消策は従前どおりか、あるいは計画の見直しがあるか。

ウ、事業所内の保育施設の設置に対する県の支援策について伺います。

４、海岸漂着物対策について質問いたします。

観光立県を目指す本県にとって、海岸の漂着ごみをなくすことは大変重要な行政課題となっております。

ア、海岸漂着物・ごみ等の現状と対策費について、県ではどのように把握しているか。

イ、沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例は、平成27年３月31日で失効します。その後の漂着物対策の目的を達成するためにどのような施策を講じるか伺います。

５、公安行政について質問いたします。

ア、県内では報道されておりませんけれども、交通事故・犯罪など危険ドラッグが市中で販売され、重大な問題となっております。報道によりますと、東京都内で危険ドラッグの使用後に起きたと見られる事故は、９月23日現在、３カ月間で15件発生したと報道されております。沖縄の現状と対策について。

イ、西崎特別支援学校正門前の信号機設置要請に対する対応について伺います。

６、県管理の２級河川・饒波川について質問いたします。

ア、整備の進捗状況と工事完了はいつか。

イ、工事完了済みのほとんどの部分で雑草と土砂が堆積し川幅が狭くなっております。その対策はどのように講じるつもりか。

ウ、河川整備の理念に合致した整備が現状の饒波川だと認識しているか伺います。

７、豊見城団地南分譲地内の崖崩れ対策について質問いたします。

ア、当該自治会からの陳情は採択されましたけれども、対策に向けての動きが見えないという不安を住民は抱いております。対策の進捗状況はどうなっているか。

８、我が会派の代表質問との関連について質問します。

アでございます。久辺３区は、「振興策の要望が受け入れられない場合、私たちは命がけで計画の実施に反対する覚悟であります。」と要請文の中でその決意を示しておりますけれども、知事も同じ決意で同行したのか伺いたいと思います。

以上。

○議長（喜納昌春君） ただいまの新田宜明君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後１時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の新田宜明君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新田宜明議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、海岸漂着物対策についての御質問の中で、今後の海岸漂着物対策の施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

海岸漂着物対策事業は、海岸における良好な景観及び環境保全を図ることを目的としており、沖縄県の観光産業や水産業の振興を図る上でも重要な施策であります。海岸漂着物処理推進法においては、国は海岸漂着物対策を推進するため必要な財政措置を講ずることとなっております。環境省では、来年度の概算要求を

現在やっているところであります。

沖縄県では、平成27年度においても国の補助金を活用して、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策として環境教育や海外交流事業等を実施する予定といたしております。

次に、県管理の２級河川・饒波川についての御質問の中で、進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

饒波川は、整備延長約4.5キロメートルのうち約4.2キロメートルの整備が完了しており、進捗率は93％となっております。工事は、平成26年度中の完了を予定いたしております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問で、久辺３区の要請内容に対する知事の考えについてという御質問にお答えいたします。

私としましては、18年にわたり不安の中で過ごされてこられた久辺３区の皆様からの御要請に対しましては、速やかに政府にお伝えする必要があるとの考えのもと同行したところであり、政府、沖縄県、そして基地や区民の意見を最大限理解の上、真摯に取り組むべきと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　海岸漂着物対策に関する御質問の中で、海岸漂着物の現状と対策費の推移についてお答えいたします。

沖縄県の海岸にはペットボトルや漁業ブイ等のごみが相当量漂着しており、その多くが海外由来の漂着物であることがわかっています。

海岸に漂着するごみの量の推移と対策費につきましては、平成23年度は本島地域で約550トン、本島周辺離島地域で約442トン、宮古地域で約725トン、八重山地域で約338トンで、事業費は約３億4000万円であります。平成24年度は本島地域で約2269トン、本島周辺離島地域で約1310トン、宮古地域で約330トン、八重山地域で約508トンで、事業費は約２億9000万円であります。また、平成25年度は本島地域で約283トン、本島周辺離島地域で約860トン、宮古地域で約236トン、八重山地域で約764トンで、事業費は約１億6000万円であります。漂着量は、季節風や潮流等の自然環境の要因で増減すると考えられます。

なお、平成26年度の事業については、約３億3000万円で実施しているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　公安行政についての御質問の中で、危険ドラッグの現状と対策についてお答えいたします。

沖縄県内の危険ドラッグを販売している店舗の数は、平成26年８月末現在、４店舗を確認しております。また、平成25年、危険ドラッグによると疑われる救急搬送事例は19件となっております。危険ドラッグは店舗やインターネット等で販売され、若年層でも容易に入手できる状況にあることから、店舗に対し県警や麻薬取締支所と合同で立入検査を実施するとともに、薬物乱用防止の普及啓発のため学生等への講習会を行っております。

県としましては、今後とも県警等関係機関と連携し、薬物乱用防止対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場建設前の集落、人口、土地利用の状況についてお答えいたします。

宜野湾市が作成した資料によりますと、沖縄戦前の宜野湾村の中心は宜野湾で、現在の普天間飛行場の中にありました。普天間飛行場の場所は、もともと役場や国民学校、郵便局、病院、旅館、雑貨店が並び幾つもの集落が点在し、田畑が広がるのどかな丘陵地でした。普天間から真栄原間の県道両脇にはリュウキュウマツの大木が鬱蒼と茂り、並松街道として県民に親しまれていました。また、字普天間には沖縄県庁中頭郡地方事務所や県立農事試験場など官公庁が設置され、沖縄本島中部の中心地でもありました。戦前の宜野湾村は首里や越来村を結ぶ県道沿いで商業が営まれていましたが、大半はサトウキビを中心とした農業で生計を立てていましたとなっております。また、宜野湾市史によりますと、米軍上陸前年の宜野湾村の人口は、約１万4000人であったとされております。

次に、普天間飛行場の建設工事の時期と住民の収容先について、１の(1)のイと１の(1)のウは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

普天間飛行場は、昭和20年の米軍占領と同時に接収され、アメリカ軍工兵隊が本土攻撃に備えて滑走路を建設しております。その後、昭和29年には滑走路が2400メートルから2700メートルに延長され、昭和53年にはキャンプ瑞慶覧のハンビー飛行場の返還に伴い、格納庫、駐機場、その他附帯設備の代替施設が建設さ

れております。宜野湾市史によりますと、村内の住民の収容施設となっていたのは野嵩集落であり、一時的な収容の後、具志川や泡瀬、安慶名などの宜野湾以北の収容所に移動させられたとのことであります。

次に、占領軍による基地建設は合法かとの質問にお答えいたします。

米軍の占領は、沖縄本島を中心とした激しい戦闘の末に行われ、戦闘行為終了後の軍用地の使用、接収に引き継がれていったものであります。占領下における基地建設の法的根拠についてはさまざまな学説等があると承知しておりますが、米軍は、このような戦場または占領地の継続状態としての軍用地の使用は国際法上当然に与えられた権利であるとし、その根拠として、陸戦の法規慣習に関する条約、いわゆるハーグ陸戦法規を挙げ、何らの法制上の措置を必要としないとしていたものであります。これにつきまして、平成23年11月１日の衆議院本会議において、当時の野田総理大臣は、「沖縄の米軍施設・区域の形成過程についてはさまざまな議論があることは承知をしていますが、いずれにしても、これらの施設・区域は、1972年の沖縄の本土復帰以後、米国が、日米地位協定のもとで、我が国から適法に提供を受け、使用しているものであります。」と答弁しております。

次に、普天間飛行場の施設、機能についてお答えいたします。

普天間飛行場においては、大隊司令部、管理事務所、将校宿舎、倉庫、隊舎等の建物や滑走路、誘導路、駐機場、洗機場、レーダータワー等の工作物が設置されております。また、防衛省によりますと、同飛行場は沖縄における米海兵隊の航空能力に関し、ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能、緊急時に航空機を受け入れる基地機能があるとしております。

次に、普天間飛行場代替施設の施設名、機能についてお答えいたします。

代替施設につきましては、埋立承認申請書の中で具体的な飛行場施設として、滑走路、駐機場、格納庫、洗機場、係船機能つき護岸、燃料施設等が配置されると示されております。また、防衛省によりますと、代替施設は基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものであると説明しております。

次に、キャンプ・シュワブの名前の由来についてお答えいたします。

米海兵隊によりますと、キャンプ・シュワブの名前の由来は、海兵隊の一員として沖縄戦において浦添方面で戦死し、名誉勲章を受章した「アルバート・シュワブ」一等兵にちなんで名づけられたとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは基地問題についての御質問の中で、基地建設前に設置されていた収容所に収容されていた県出身者についてお答えいたします。

沖縄県平和祈念資料館がまとめた資料によりますと、米軍上陸直後から沖縄戦終結後にかけて設置された民間人収容所は、沖縄県内に16カ所あったことが確認されております。そのうち、大浦崎収容所がキャンプ・シュワブ米軍基地付近に設置され、今帰仁村、本部町、伊江村の住民が収容されていたことが名護市等の資料により確認をされております。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、キャンプ・シュワブ米軍基地内の戦没者遺骨についてお答えいたします。１の(2)ウ及び１の(2)エは関連しますので一括してお答えいたします。

キャンプ・シュワブ米軍基地付近において、昭和20年６月末から同年11月までの収容所生活の中で亡くなった住民を埋葬したことが名護市の資料により確認をされております。また、昭和62年に当該地域において国による戦没者遺骨収集が行われ、15柱が収容されております。

次に、待機児童解消対策についての御質問の中で、50人以上の待機児童がいる県内市町村の状況についてお答えいたします。

平成26年４月１日時点の県内市町村における待機児童数につきましては、多い順から那覇市439人、沖縄市306人、宜野湾市及び浦添市が211人、糸満市205人、南城市112人、与那原町70人、北谷町62人、石垣市及び豊見城市が60人、宮古島市が54人、読谷村が53人となっております。

次に、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う計画の見直しについてお答えをいたします。

沖縄県におきましては、市町村待機児童解消計画に基づき市町村と連携して待機児童の解消に取り組んでおります。新制度施行に伴う計画につきましては、現在、市町村においてニーズ調査に基づく量の見込みと確保策が子ども・子育て会議で議論されているところであります。

県としましては、これらの計画を取りまとめ、その内容を踏まえた県計画の策定をし、引き続き待機児童の解消に取り組んでまいります。

次に、事業所内保育施設に対する県の支援について

お答えいたします。

県では、待機児童の解消と働きやすい職場環境づくりのため、平成26年度から事業所内保育推進コーディネーターを配置し、新規設置の相談受け付けや共同設置に係るマッチング等の支援を実施しております。

県としましては、引き続き事業所内保育施設の設置について積極的に支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、脳脊髄液減少症の事故の状況等についてお答えいたします。

平成24年３月、西原町内の小学校において当時５年生の男児が体育の授業中に転倒して頭部を打撲し、その後、脳脊髄液減少症を発症したことにつきましては、町教育委員会から報告を受けております。当該児童は現在中学２年生となっており、これまで先進医療を実施している県内及び県外の医療機関において治療が継続されていると伺っております。

次に、脳脊髄液減少症の保険外適用等についてお答えいたします。

脳脊髄液減少症の治療法で有効とされる「ブラッドパッチ療法」は、先進医療として実施されております。学校管理下における災害の補償は、健康保険を初め公的医療保険が適用される範囲内で「災害共済給付制度」が適用されますが、先進医療については健康保険の適用外となっております。

県教育委員会としましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」における対象範囲の拡大や給付金の増額等について、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望しているところであります。

次に、脳脊髄液減少症の実態についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成23年度、全公立学校において脳脊髄液減少症の実態調査を実施しましたが、発症例は報告されておりませんでした。

次に、脳脊髄液減少症の救済策等についてお答えいたします。

西原町におきましては、被害生徒と家族の経済的・精神的負担に対する支援策について協議を進めるとともに、支援に向けた条例制定に取り組んでいると伺っております。なお、脳脊髄液減少症に対する救済のために条例等を制定している県は、九州にはございません。

県教育委員会としましては、西原町教育委員会へ担当指導主事を派遣するなど、当該生徒の現状や町の取り組み等を把握するとともに、県への要望等についても連携を深めているところです。

次に、名護特別支援学校の温室設置要望及びその対応等についてお答えいたします。２(2)アと２(2)イは関連しますので一括してお答えします。

名護特別支援学校の温室につきましては、面積が28平方メートルと小さく十分な実習ができない状況にあることから、温室整備についての要望が出されております。

県教育委員会としましては、新たな温室整備は学習環境の充実を図る上で必要であると考えており、現在、設計に向けて学校と調整を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 公安行政についての御質問の中で、西崎特別支援学校正門前への信号機設置要請への対応についてお答えいたします。

同所への信号機設置要望につきましては、管轄警察署からの報告を受け承知しております。警察本部では、各警察署からの設置上申に基づき、交通量の多い新設道路や交通事故が多発する場所等、信号機設置の必要性や緊急性の高い箇所を抽出し、総合的に検討した上で優先順位を判断し設置しております。

御質問の西崎特別支援学校前は、片側一車線の中央分離帯の設けられた３差路で、同校の正門前には横断歩道が設置されている状況であります。同所付近の糸満道路の改良等により付近一帯の交通環境が変化したため、同校に通う児童生徒の御父母の皆様が不安を感じておられるものと承知しております。

近年、糸満市では道路改良等が進められており、新設道路の信号機設置が優先されてきた経緯がありますが、本件の信号機設置要請につきましては、総合的な検討を行った上で優先順位の判断について再度検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県管理の２級河川・饒波川についての御質問の中で、雑草と堆積土砂の対策についてお答えいたします。

２級河川の維持管理につきましては、氾濫等の危険性及び緊急性の高い箇所から、予算の範囲内において

順次、除草、しゅんせつ等を行っているところであります。饒波川につきましては、中流域を中心に土砂が堆積し、雑草が繁茂していることを認識しており、今後、氾濫等の危険性、他の河川の状況を勘案しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく県管理の２級河川・饒波川についての御質問の中で、河川整備の理念と整備状況についてお答えをいたします。

平成18年３月に策定した饒波川の整備計画における基本理念は、「安全で安心に暮らせる川づくり」、「清らかな水と健全な水環境に向けた川づくり」、「自然や生物と共生し、地域と一体となった川づくり」としております。この基本理念に基づき、自然石を利用した石積み護岸、河川へおりる親水階段やスロープ、生物に配慮した低水路等の整備を行っているところであります。

次に、豊見城団地南分譲地内の崖崩れ対策について、進捗状況についてお答えをいたします。

豊見城団地南分譲地の崖崩れ対策については、現在実施設計を行っているところであり、11月中には工事を発注し、今年度内に完了したいと考えております。また、事業の進捗について住民へ周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　私が普天間飛行場問題について、戦前の普天間飛行場の建設前のあの集落の状況、当時の宜野湾村のことも歴史的にひもときながらそのことの質問をし、皆さんから御答弁をいただきましたけれども、よくよく想像したときに、当時は非常にのどかな農村風景の中で宜野湾村があったということが想像できると思います。

実は、私の義父は戦時中、竹部隊に所属をしていまして、台湾に転戦したために全く戦争体験がない。引き揚げてきたときには既に自分の畑が占領されていまして行くところがなかったということを話しておりました。ちょうど野嵩でございます。今は亡くなってもう七、八年になりますけれども、宜野湾市の軍用地主会の会長もしておりました。そういう経験をしている義父から当時の話なども聞きながらこの問題を質問したわけでございますけれども、知事公室長、米軍占領下における普天間飛行場の占領なんですけれども、ハーグ陸戦条約には、「敵国の領土における軍の権力」という第３款という項目がありまして、そこの第46条の中に「私有財産は没収できない。」という規定があるんですね。野田元総理は、復帰によって全てこの問題が解決されたかのように国会で答弁されたようですが、米軍施政下の27年間の中での不当な米軍による占領、これを全て正当化するということは、私は許されないというふうに思っているんですね。

私がなぜこういった質問をやったかといいますと、不当に占領された土地の代替施設をそもそも要求するというこういう日米両政府のやり方が全くけしからぬというふうに思っているんですよ。どうでしょうか、知事公室長。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　ハーグ陸戦法規については議員のおっしゃるとおり、第46条に「家の名誉及び権利、個人の生命、私有財産ならびに宗教の信仰及びその遵行を尊重しなければならない。」といった形で占領者の責務が決められているわけです。これは一般論になりますけれども、やはり沖縄の基地というものが県民あるいは住民の意思にかかわらず成立している、形成されてきたというのはこれは議員のおっしゃるとおりだと思います。歴史的にこれがどういった根拠を持っているかというのはいろいろ学説はあるようですけれども、基本的にここに基地ができることを望んでいなかったというのは、これが県民共通の意識だと思います。ただ、現実にある基地を整理・縮小・閉鎖していくというプロセスは、現在基地が存在している根拠というのが日米安全保障条約に基づく日米地位協定でございますので、県としましては、日米の間でしっかりした条約の解釈、見直し、安全保障政策の見直しも含めてそれを行って、沖縄の基地整理・縮小を実現していただきたいというのが県の考えでございます。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　私は、米軍が不当な占領をして勝手に基地をつくって、また県内に新たな米軍基地をつくろうというのは、これはある意味では強盗行為だと、居直り強盗だとそういうふうに認識をしております。こういったものに対して手をかすということは絶対に容認できない、こういう立場でございます。

さて、辺野古の新たな基地建設の内容でございますけれども、普天間飛行場にはない機能として燃料桟橋は、これは新設ではないですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　基本的に普天間飛行場というのは内陸部にありまして、その燃料の供給等につきましては当然ながら空路あるいは陸路で供給されるというふうに理解しております。したがいまして、この埋め立ての申請書にあります係船機能つき護岸と

いうものは、これまで普天間飛行場にはなかった機能であるというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。
○新田　宜明君 それから、新たな建設予定地に弾薬庫をつくるということですが、これはどうですか。新設ではないですか。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後１時55分休憩
午後１時55分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君） これは申請書の中に土地利用計画の内訳というのがございますけれども、弾薬庫に関しては駐機エプロン、燃料補給エプロン、弾薬搭載エプロンというふうに表現されております。弾薬庫という表現はございません。
○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。
○新田　宜明君 失礼しました。確かに弾薬搭載エリアですよね。約１万6000平米ということが書かれておりますね。それから、係船機能つきの護岸は新たな施設ではありませんか。これも確認したいと思います。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後１時56分休憩
午後１時56分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君） 先ほど申し上げましたように、この代替施設が海に面しているという関係上、また陸域の集落等に影響を与えないという性質上、この補給等につきましてはこの係船機能つき護岸を使うという想定になっているようでございまして、これは当然ながら現在の普天間飛行場にはない機能であるというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。
○新田　宜明君 今、公室長の答弁で、現在の普天間飛行場の機能をはるかに上回る、あるいは新たに機能強化される新基地であることは明白になりました。
議長、ちょっと休憩してください。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後１時57分休憩
午後１時58分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
新田宜明君。
○新田　宜明君 待機児童の問題ですけれども、どうも待機児童についての定義が必ずしも統一されてないんじゃないかと感じるんですね。私の出身である豊見城の状況なんですけれども、例えば県推計でも潜在的待機児童も含めた数なんですが404人、市の推計では348人、実にその差が56人になっていますね。保育拡大目標数がどういうわけか356人、何を根拠にしてこういう数字が出てくるのかなと非常に疑問に思っていますけれども、少なくとも保育拡大目標数は県推計の数値に近いはずですけれども、この辺の説明をちょっと求めたいと思います。
○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城　武君） 市町村の待機児童解消計画を策定するときに、まず県の推計値を各市町村のほうに提示をし、その後また市町村は市町村で独自に推計をしたということで、豊見城市につきましては県の推計値404人に対して348人というような需要調査をした結果そうなったというふうに伺っております。
○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。
○新田　宜明君 これは県全体の一覧表を見たんですけれども、豊見城だけマイナスですよね。このことについてもうちょっとしっかり指導助言をすべきじゃないかなと思っているんですが、どうですか。
○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城　武君） これは昨年12月に取りまとめておりますけれども、現在、新制度移行に伴う新しい計画を策定しておりまして、その中で改めて需要調査をしております。ですから、その中で新たなニーズといいますか各市町村においてそういう見込みが出てきますので、それに沿ってしっかりと市のほうで待機児童の把握がされるものと考えております。それをもとに全市町村のものをまた県のほうで取りまとめて県計画のほうに反映していきたいというふうに考えております。
○新田　宜明君 議長、済みません。ちょっと休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後２時１分休憩
午後２時１分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
新田宜明君。
○新田　宜明君 土建部長、以前にも河川整備の基本理念についてお尋ねしましたけれども、まず１つは、「安全で安心に暮らせる川づくり」、２つ目に、「清らかな水と健全な水環境に向けた川づくり」、「自然や生物と共生し、地域と一体となった川づくり」という３つの基本理念から成っていることの再確認をしたいんですが、よろしいですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　はい、基本的にはそのとおりでございます。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　今、現場を私はたびたび通ってもいるし見ていますけれども、洪水対策ということでかなり整備が進んでおりますが、生物環境に配慮した工事だと思われるんですが、石積みの護岸ですね、これはあちらこちら非常に雑草が生えやすいような石積みなんですね。そこにちょっとでも土がたまるとそこにまた雑草が生い茂ると。

ちょっと議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時３分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

新田宜明君。

○新田　宜明君　部長、ぜひ予算の問題もいろいろあろうかと思うんですが、地域の皆さんは昔はここで洗濯をしたり芋を洗ったり野菜を洗ったり、そして子供たちが遊んだりする非常にすばらしい環境、河川だったということを先輩たちから聞いております。私たちはこの河川整備をするときに、地域の住民としてこのワーキングチームですか、何か幾つかのグループがありまして、いろんな提言をしました。ただ一部、確かにすばらしい親水性の護岸をつくっておりますけれども、ほとんどが河川の幅が２メートルぐらいになっているところもあるんですよ。また、中州ができてバショウが生い茂っているところもあって、これは全く改修されたとは思われないような部分が大半になっているんですね。これについてもう少し、やっぱりこの辺の河川整備のあり方を再度検証すべきじゃないかなというふうに思っているんですけれども、そういう意味で私はこの理念に沿ってないんじゃないかということをしつこく聞いているんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　平成９年に河川法が改正されまして、それまでは治水・利水という観点から整備を行ってまいりましたけれども、そこに環境という言葉が入ってまいりました。したがって、今、私どもはこういった河川でも多自然型のこういう石積みの護岸とか親水性の階段、スロープなどといったようなものについて整備を進めているわけですけれども、確かにコンクリート三面張りにしますと雑草は生えません。しかし、こういう多自然型の整備をいたしますと逆に雑草が生えやすくなるというのも御指摘のとおりでございます。その中で先ほども答弁いたしましたように、河川の流水機能等に阻害を与えるような土砂の堆積、あるいは余りにも見苦しい雑草の繁茂というものにつきましては、維持管理の面から何とか予算の範囲内で対応していきたいというふうに考えているところでございまして、理念は理念として私は間違いはないだろうというふうには思っておりますけれども、実際に議員御指摘または写真を見せていただきましたし、私ども土木事務所も確認してそういうふうなことは承知しておりますので、何とか対応していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　部長、ありがとうございました。ぜひ環境教育の場としても使える、あるいは遊歩道、河川周辺の遊歩道を使っての健康を維持する場所として、憩いの場としても使えるような河川整備をしていただきたい。同時に、利水にも使える、かんがい用水にも使えるようなこういう河川工法をひとつ検討していただきたいということを申し述べておきたいと思います。

それから、久辺３区の要請に知事が同行した件なんですけれども、知事は久辺３区の皆さんと気持ちは一緒でございますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　先のことはわかりませんが、久辺３区の要求はもっともだと私は思っておりますから、その実現に全力を投入してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　要請文の中に18項目ぐらいですか、振興策に対する要請項目がありますけれども、「以下の要望が受け入れられない場合、私たちは命がけで計画の実施に反対する覚悟であります。」というふうに明記されておりますけれども、このことに関しては知事の見解を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時８分再開

○知事（仲井眞弘多君）　その表現は、断固たる気持ちを表現していると思いますから、久辺３区の皆さんの要求実現に私もしっかりと取り組んでまいりたい。その断固たる気持ち、決意の表現だと思っております。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

○新田　宜明君　もう時間がありませんけれども、私は、これは基地と振興策はリンクしないという知事の見解と全く相反する内容だと考えて、終わります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平　一夫君　それでは一般質問を行います。

キューヤ　フントゥヤ　方言シ　ミャークフツシ一般質問ヌ　スゥーッティー　ウムイユースガ、ちょっと自信がないので次に先送りしたいと思います。

１、知事の政治姿勢について伺いたい。

英国からの分離・独立を求める住民投票が去る18日に行われました。独立は否決されたものの、自治権の拡大や自己決定権を求める動きは政治的主張にとどまらずに、歴史や文化的なアイデンティティーを求める動きは沖縄にも大きく影響するのではないかと考えます。

そこで知事にお聞きします。

(1)、スコットランドの住民投票は沖縄の将来にとって示唆を含むものだと考えているのか、見解を聞きます。

(2)、米軍基地問題について伺います。

ア、「全国の0.6％の面積に74％の米軍基地はもうゴメンです。」と。だから「普天間基地を県外移設へ」と訴えて４年前の選挙で当選をしました。成果を示してください。

イ、報道によれば、辺野古沖の埋立承認については、「普天間飛行場の問題を解決する最短の方法だ」と発言をされております。これまで「県外が早い」と説明してきたのですが、どういう心変わりなのでしょうかお聞かせください。

ウ、何の担保もない５年以内の運用停止は、承認後に危険性の除去でごまかす戦術のようでありますが、「辺野古移設かさもなくば固定化だ」とする政府の恫喝に歩調を合わせた一体的な県民だましである。県民の要求は建白書に盛られた普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念であります。

エ、「基地は沖縄自立への阻害要因である」、知事の見解を伺います。

オ、新基地建設と21世紀ビジョンの整合性について見解を聞きます。

(3)について伺います。

エネルギー政策で沖縄県としては、国の新たなエネルギー基本計画では原子力は重要なベースロード電源であるとし、国の基本方針に沿うということを答弁されております。原子力は持続不可能なエネルギーであることは３・11の原発事故による放射能汚染水がブロックできずにいまだ海洋へ流れていることや、25万人の避難民がまだふるさとへ帰れていない状況を見れば明らかであります。そもそも原発の研究はこの沖縄の県民生活に寄与するのか大いに疑問であります。

そこで伺います。

沖縄電力の小型原発研究について中止を申し入れるべきではないかお聞きします。

(4)、伊良部架橋供用に伴う地域の振興と下地島空港及び周辺残地利活用について伺います。

ア、下地島空港、周辺用地方策検討についての経緯と今後の日程等について聞きます。

イ、架橋完成に伴って伊良部島振興等を含む下地島空港や周辺残地の利活用計画の見直しについて県の見解を聞きます。

ウ、架橋供用に伴う伊良部・宮古圏域にどれほどの経済効果があると考えているか。また、伊良部島における具体的な振興策を聞きます。

エ、知事の1000万人観光客構想では宮古島への観光客数の増加はどれぐらいを予想しているか。

オ、架橋供用による観光振興の可能性と課題について見解を聞きます。

カ、架橋完成によって陸路運送が可能となり、下地島空港の輸送基地（貨物ハブ）としての活用は具体化を帯びている。輸送基地（貨物ハブ）としての活用は那覇空港でも不足しており、雇用を含む大きな地域振興として可能性があります。

キ、宮古空港の繁忙期における下地島空港の活用や中国、台湾等からのチャーター便の招致が検討されてきた。そのためには下地島空港に最低限のターミナルを設置し、ほかの県管理空港と同様、民間機が就航できるようにすべきである。政府がしっかりと沖縄振興の責務を果たすべきという観点からも、ターミナル設置に対する補助支援を求めていくべきと考えるがどうか見解を聞きます。

ク、農業ゾーンの進捗について現状と課題を伺います。

ケ、県管理空港を一度廃止したら二度と復活はできません。下地島空港は宮古圏域の振興・発展のかなめであります。知事の見解を聞きます。

コ、強風等による橋の閉鎖と飛行機の発着の関係によるハードルについて。

いよいよ開通する伊良部架橋の可能性について大いに議論されている中で、残念な議論もあります。架橋ができても台風などで橋が閉鎖される。県立公園を誘

致しても公園利用者が閉じ込められるなど、大まじめに議論をされております。

そこでお聞きしますが、これまで池間大橋や来間大橋が閉鎖された回数と風速の関係、そして宮古空港は風速どれぐらいでクローズされるのかお聞きしたいと思います。

サ、地域の均等な発展と自然保全のための伊良部・下地島への広域公園誘致について知事の見解を聞きます。

シ、架橋完成に伴って伊良部高校の存続問題が課題となってくるが、教育長の見解を聞きます。

ス、下地島利用問題で當銘部長は「屋良覚書や西銘確認書は周辺残地には及ばない」と発言しているが、その根拠を示してください。

(5)、県総合防災訓練への自衛隊、米軍の参加について聞きます。

ア、防災訓練を理由にした自衛隊ヘリの下地島空港利用について知事の見解を聞きます。

イ、米国海兵隊サイトによると、「沖縄県が海兵隊の災害救助の分野における機能に理解を示し、初めて海兵隊の参加を求めました。」とある。なぜこれまで例のない在沖海兵隊の参加と米軍機の利用を求めたのか、知事の見解を聞きます。

(6)について伺います。

知事にとって防災や危機管理は県民の命と暮らしを守るという観点で重要な柱であります。全国でも初めての暴風・波浪の「特別警報」が発令をされていたさなか、危機管理の最高責任者が職員とともに市長室で飲酒をしていたことが発覚をしました。記者に問われて許容範囲と開き直る始末であります。その後、自宅待機をしていたと答えていたにもかかわらず、退庁後はスナックに出かけて飲酒を続けていたことが判明をしました。全く無責任きわまる行為であり、災害本部長として失格であると思いますが、そこで伺います。

「特別警報」中における災害対策本部長の飲酒問題について知事の見解を聞きます。

(7)、自衛隊機によるマンゴー輸送について。

ア、自衛隊ヘリ使用の指示は知事が行ったのか、その経緯を聞きます。

(8)、宮古広域公園候補地選定の経緯と今後の日程等について聞きます。

(9)番目、離島における太陽光発電設備の接続申込保留問題について、現状の経緯と解決に向けた県の対応について聞きます。

(10)番目は、我が会派の代表質問との関連について聞きます。

カジノは賭博であります。公営ギャンブルやスロットマシンを含め、日本にはギャンブル依存症が536万人、成人の8.8％いるという調査結果があることが県の先日の答弁でわかりました。これはほかの先進国の数倍にもなります。

お聞きしますが、(1)つは、カジノ解禁で一体どれぐらいの病的ギャンブラーが日本でふえていくのか。

(2)、沖縄の実態についてはわからないという答弁でしたが、カジノ導入推進の仲井眞県政としては余りにも無責任ではありませんか。急いで実態調査をすべきであります。

(3)つ目に、カジノ誘致に先陣を切ってきた東京都で新しく都知事に就任した舛添要一知事は、カジノは賭博、青少年への影響とかいろいろある。カジノがないと日本経済はよみがえらないという人がいるが、そんなものはなくてもよみがえると見事に答弁をされております。人の精神と暮らしを壊すカジノを誘致しないと沖縄は経済的にやっていけないのか、知事の見解を聞きます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平一夫議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、県外移設の成果についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の公約の目的は、一日も早い危険性の除去であります。その実現のため、同飛行場の５年以内の運用停止を求めたところであり、県外への移設を含むあらゆる方策を追求すべきだと考えております。

今般、山口県岩国市において普天間飛行場のＫＣ130空中給油機15機の移駐受け入れが表明され、去る８月26日、本移駐が完了いたしました。また、同市議会において、「沖縄の基地負担軽減を図るための決議」がなされたところであります。群馬県榛東村議会では、オスプレイの訓練受け入れの決議がなされたところであります。

このように、本土の方々の理解と協力は広がりつつあります。私の取り組みは、徐々に実を結びつつあるものと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、沖縄電力の小型原子炉研究の中止申し入れについての御質問にお答えいたします。

沖縄電力は、電力の安定供給の責務を負う電気事業

者として、電力の安定的かつ効率的な供給や低炭素化等の知識や技術を習得するため、原子力発電のほか、燃料電池、そして海洋エネルギー発電、石炭ガス化複合発電等の情報収集に取り組んでいると聞いております。このように、さまざまな発電方式について常に情報収集し、研究することは必要なことであると考えております。

なお、沖縄電力に確認したところ、原子力発電施設を導入する計画はないとのことでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、宮古島への観光客数についてお答えいたします。

沖縄県では、入域観光客数1000万人の達成に向けて、年度ごとの誘客目標や観光客の受け入れ体制等について、関係機関と連携して必要な施策と実施体制を構築することを目的に、「沖縄観光推進ロードマップ」の策定に取り組んでおります。沖縄本島や宮古島等主要離島の観光客数の目標値については、ロードマップの策定を進めるに当たり、今年度新たに設置した官民の関係機関で構成する「沖縄観光推進戦略会議」において協議し、設定することとしております。

宮古島の目標値については、平成25年度実績の約40万人をもとに、目標設定に必要な宿泊施設やレンタカー等の受け入れ体制について、宮古島関係者との調整を進めているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、伊良部架橋に伴う経済効果についてお答えします。

伊良部大橋の建設については、費用便益分析の結果、移動時間の短縮等により、建設費等の約３倍の効果があるものと推計しております。また、架橋により宮古圏域が一体化され、経済及び人の交流が盛んとなります。これにより、農水産業の発展や観光産業が振興され、雇用機会の創出等さまざまな効果があるものと期待されます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、スコットランド住民投票に対する見解についてお答えいたします。

スコットランドの独立につきましては、去る９月18日の住民投票において反対が過半数を占めたとされております。

県は、我が国を取り巻く安全保障の調査研究を進めておりまして、このスコットランドの問題につきましても研究員が独自に調査をしております。現時点でスコットランドと沖縄におきましては、歴史的背景や安全保障環境等が異なっておりまして、直ちにあり方等を比較して論ずるのは適当ではないと考えております。

次に、辺野古が普天間問題解決の最短の方法との説明についてお答えいたします。

県の現在の考え方を申し上げ答弁といたしますが、日米両政府が推進する辺野古移設計画は、現在の普天間飛行場と比較して、住宅密集地の真ん中から海上へ移設すること、飛行ルートの下に民家がないこと、一番近い民家まで約１キロメートルあること、面積が半分以下（約43％）に減少するなど、安全性や騒音は改善するものと考えております。一方で、同移設計画は9.5年以上の期間を要するとされており、県としましては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内の運用停止を求めているところであります。政府が進める辺野古移設と県が求めている５年以内運用停止は、普天間問題に対する現実的で具体的な解決策と考えております。

次に、建白書に盛られた普天間飛行場代替施設建設反対についてお答えいたします。

御質問の建白書については、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等の連名において安倍総理等に提出されたものと承知しており、その取り扱いについては、さまざまなお考えや立場があると伺っております。

埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合しており承認したところでございます。

次に、基地が自立への阻害要因であるかとの御質問にお答えいたします。

基地関連収入の県経済に占める割合は、復帰直後の15.5％から平成22年度は5.3％となり、その比重は大幅に低下しております。米軍基地の経済的影響については、基地の形成過程、あるいは基地がある時期に雇用の受け皿であった等歴史的経緯を踏まえる必要がありますが、とりわけ中南部の人口密集地域にある米軍基地は、計画的な都市づくり、交通体系の整備など、沖縄県の振興を推進する上で大きな制約となっているも

のと考えております。これまで県としましては、嘉手納飛行場より南の施設の返還が本県の振興を図る上で極めて重要であると考えており、日米両政府に対し、平成25年に知事に示された統合計画の確実な実施を求めているところであります。

次に、普天間飛行場代替施設建設と21世紀ビジョンの整合性についてお答えいたします。

公有水面埋立申請については、法令にのっとり承認したものであります。

県としましては、21世紀ビジョンに掲げたとおり、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、着実に普天間飛行場を含めた基地の整理縮小を進めていくことが重要であると考えております。

次に、県防災訓練における下地島空港での自衛隊ヘリの利用についてお答えいたします。

沖縄県における大規模災害発生時には、阪神大震災や東日本大震災、さらに一昨日の御嶽山の災害の例にもありますように、自衛隊の役割は重要、むしろ不可欠と言ってよいのではないかと考えております。

今年度の沖縄県総合防災訓練は、政府が実施する離島統合防災訓練と連携し、陸・海・空自衛隊及び米軍の参加のもと、津波等発生時の実践的訓練を行ったものであり、自衛隊機の駐機スペースとして下地島空港を使用したものであります。

次に、県総合防災訓練への在沖海兵隊の参加についてお答えいたします。

沖縄県で大規模災害が発生し、全国から救援部隊等の派遣が必要となった場合、離島県の特殊性から、実際の救援体制が整うまでには相当の時間を要することが見込まれます。県民の生命財産を守るためには、県内のあらゆる組織・機関の協力を得ながら、救命・救急活動に取り組む必要があります。このような理由から、災害救援活動に実績がある在沖米軍と協力体制を構築することは必要と考えております。

沖縄県と在沖米軍は、平成14年に災害時における相互連携マニュアルを制定し、同マニュアルに基づきこれまでも応援要請訓練を実施してきました。昨年度の総合防災訓練では、傷病者の海軍病院への搬送訓練を行っております。今年度は宮古島市及び多良間村で、実際の災害を想定し、在沖海兵隊により沖縄本島の医療チームを多良間村へ派遣する訓練を計画したものであります。

次に、災害時における災害対策本部長の飲酒についてお答えいたします。

県及び市町村に設置される災害対策本部は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する司令塔の役割を担っており、万全の体制を期する必要があるものと考えております。

災害対策本部長を担う知事や市町村長の責務は重大であり、飲酒は慎むべきであったと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、下地島空港利活用の検討についてお答えいたします。

下地島空港の新たな利活用検討については、県の取り組みを支援する委託業務を７月に契約し、事業対象地の概況や事業環境等を理解していただくためのインフォメーションパッケージの配布を９月から開始し、周知広報活動に取り組んでいるところであります。今後の日程につきましては、10月上旬から12月上旬にかけ、提案募集の受け付けを行う予定であります。

同じく下地島空港の利活用計画についての御質問にお答えいたします。

下地島空港の新たな利活用検討については、周辺用地とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く検討することとし、下地島空港及び周辺の用地を利活用したいという事業者の提案を国内外から直接募ることにしております。採用された提案のもとに利活用計画を検討していきたいと考えております。

同じく下地島空港の輸送基地としての活用についてお答えいたします。

下地島空港の新たな利活用検討については、事業者の提案を国内外から直接募ることにしております。輸送基地として事業者から提案があれば、事業の実現性、持続性及び地域経済への貢献度等を有識者委員会の指導助言を踏まえ、審査していきたいと考えております。

同じく下地島空港へのターミナル設置についての御質問にお答えいたします。

国際チャーター便への対応については、宮古島市からの要請などを踏まえて、宮古空港においてＣＩＱ施設の整備などに取り組んでいるところでございます。また、宮古空港は、新たな平行誘導路の新設やエプロンの増設等、拡張性を持たせた用地規模及び施設配置計画となっており、将来の需要にも対応可能と考えております。なお、下地島空港については、利活用したいという事業者から提案を募ることにしており、ターミナル設置の必要性につながる提案があれば、事業の実現性等を審査し、その結果を踏まえ、整備手法等の検討を行うことになるものと考えております。

同じく下地島空港の存続についてという御趣旨の御

質問にお答えいたします。

下地島空港は、那覇空港と同様、3000メートルの滑走路と計器着陸装置等の機能を有しており、同空港の利活用は、宮古圏域の振興・発展に大きく寄与するものと考えております。同空港については、地元宮古島市から存続要請があり、県としても有効活用を図る必要があると考えていることから、今年度、周辺用地とも連携した利活用を幅広く検討することとし、事業者の提案を国内外から募ることにしているものであります。

知事の政治姿勢についての御質問の中で、伊良部大橋の閉鎖と飛行機の発着についての御質問にお答えいたします。

宮古管内にある池間大橋は、平均風速が毎秒25メートルに達した場合に通行どめとしております。伊良部大橋の通行規制については、橋面の高さや延長が池間大橋の２倍以上になるため、安全確保の観点から慎重に検討しているところであります。

飛行機の発着につきましては、県内で運航する主要な航空会社に確認をいたしましたところ、平均風速が毎秒20メートル以上の場合、または滑走路上の横方向の風が毎秒13メートル以上の場合、運航を停止すると聞いております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、伊良部・下地島への公園誘致についての御質問にお答えいたします。

宮古公園については、平成25年度から検討委員会を設置し、候補地の選定を進めてきました。ことし６月の第３回検討委員会では「前浜地区」、「下地島地区」の２地区について、立地特性、自然条件、社会条件、周辺環境を比較し総合的に評価を行った結果、「前浜地区」が選定されました。

県といたしましては、検討委員会の結果を踏まえ、宮古公園の建設位置を「前浜地区」とし、早期の整備実現に向け取り組んでいく考えであります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、いわゆる屋良覚書や西銘確認書についてお答えいたします。

いわゆる屋良覚書は、昭和46年に当時の総理府総務長官及び運輸大臣に対し、下地島空港の使用方法について確認したものであります。また、西銘確認書は、昭和54年に当時の運輸大臣に対し、下地島空港の管理について照会したものであります。いずれの文書も下地島空港そのものに関するものとなっております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、宮古公園の候補地選定の経緯等についての御質問にお答えいたします。

宮古公園の候補地については、昨年11月の第１回検討委員会において９カ所を候補地として掲げ、ことし３月の第２回検討委員会では、公園テーマ「海と海辺を活かした公園」の候補地として「前浜地区」と「下地島地区」の２地区に絞り込んでおります。ことし６月の第３回検討委員会では、「前浜地区」、「下地島地区」の２地区について、立地特性、自然条件等を比較し総合的に評価を行った結果、「前浜地区」が選定されました。今後は、基本計画の策定と環境アセスに着手し、早期の整備実現に向け取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、下地島土地利用基本計画の見直しについてお答えいたします。

下地島土地利用基本計画の見直しにつきましては、宮古島市の意見等により、下地島空港の今後の運用方針を踏まえることとしております。今年度は、土木建築部において、「下地島空港及び周辺残地の新たな利活用検討」が行われていることから、その結果等を踏まえて、次年度、基本計画の見直しについて検討することとしております。

次に、伊良部島の振興策についてお答えいたします。

伊良部大橋の供用開始については、海上交通から陸上交通への変更による人や物の移動時間短縮や宮古圏域の一体化、水道、電気等の安定供給が図られることにより、医療・教育環境の改善、生活環境や福祉の向上、物流コストの低減、観光客の増加、雇用の増大、農水産業の発展など、伊良部島の振興に大きく寄与するものと期待されております。特に、農業基盤整備については地元からも要望があり、伊良部地区は宮古島市の農業振興の重点的地域として位置づけられております。県では、宮古島からの農業用水の送水開始に向けて、今年度、かんがい排水調査事業などを実施しており、今後の農業基盤整備を円滑に推進することとしております。

県は、「住みよく魅力ある島づくり計画」に基づき、総合的かつきめの細かい離島振興策を推進しているところであり、引き続き宮古島市の主体性を尊重しながら、伊良部島の定住条件の整備と特色を生かした産業振興に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業的利用ゾーンの進捗と課題についてお答

えいたします。

下地島空港残地における農業的利用ゾーンについては、宮古島市の要望を踏まえて、平成24年度にゾーンの拡大及び宮古島市への県有地の売却を実施するとともに、平成25年度に農用地区域が設定されました。課題としては、農業基盤が未整備となっていることから、宮古島市において平成29年度からの農業基盤整備事業の導入に向けた取り組みを進めているところであります。また、農業従事者の減少や高齢化に対しては、今後の担い手としての農業生産法人の設立が検討されております。

県としては、引き続き宮古島市と連携を図りつつ、下地島空港残地の有効利用に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは知事の政治姿勢に関する御質問の中の、伊良部大橋による観光振興の可能性と課題についてお答えいたします。

伊良部大橋は、無料で渡れる日本一長い橋として、また、その風光明媚な環境から、宮古圏域の新たな観光資源として高い可能性を有していると考えております。また、伊良部島や下地島への交通アクセスが格段に改善されることで、宮古圏域での周遊観光の拡充が期待されております。これらの可能性を発揮するためには、伊良部島の認知度の向上と魅力ある観光資源の創出が重要であると考えております。

去る９月９日に旅行会社やメディアを主とする旅行業界を対象に、県が東京で開催した「離島観光コンテンツフェア」では、地元と連携し、伊良部大橋の供用や伊良部島等の観光の魅力をＰＲしております。また、地元では供用を見据えたイベントが検討されており、今後の連携のあり方も含め、引き続き調整することとしております。

そのほか、伊良部島の漁師文化を観光資源として活用するための支援を行うなど、周遊観光の拡充に向けた新たな魅力の創出にも取り組んでおり、今後とも地元と連携しながら効果的なプロモーション等に努めてまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連に関する御質問の中の、カジノ解禁によるギャンブル依存症患者の予測についてお答えいたします。

ＩＲの導入に伴い国内で発生するギャンブル依存症の患者数の増加については、国内に設置されるＩＲの数や規模、講じられる依存症対策等により変動するため、予測することは困難でございます。一方で、政府においては、こうした問題を生じさせないための制度上の検討を進めるとされております。

なお、シンガポールにおいては、本人等の申請による入場禁止や国民からの入場料の徴収、域内でのＡＴＭ設置や金銭貸し付けの禁止等、さまざまな対策を講じた結果、ＩＲの導入前後でギャンブル依存症患者の割合は特段変化していないと聞いております。

次に、県内のギャンブル依存症の実態についてお答えいたします。

我が国においては、ギャンブル依存に関する統計データが存在しないため、県内のギャンブル依存症患者数を把握することは困難でありますが、パチンコ依存問題の電話相談機関「認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」の報告書によりますと、昨年、沖縄県内から87件の相談があったとのことです。また、沖縄県が総合精神保健福祉センター及び保健所で実施している精神保健福祉に関する相談においては、昨年度延べ70件のギャンブル依存に関する相談を受けております。このほか、沖縄県司法書士会が実施した「沖縄の自己破産実態調査」によりますと、平成24年調査における自己破産申立者について、借金の原因が「ギャンブル」であったとするのは、全体の3.8％とされております。

統合リゾートの導入に伴う懸念事項に関しては、今後、関係省庁において問題を生じさせないための制度上の検討を進めるとされており、ギャンブル依存症についても体系的な対策が講じられるものと考えております。その過程で、県内を含め、ギャンブル依存症の実態についても明らかになってくると考えており、沖縄県としましては、国が講じる措置に加え、さらに必要な対応策について厳格に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは知事の政治姿勢についての御質問の中で、架橋に伴う伊良部高校の存続についてお答えいたします。

伊良部高校においては、地域の少子化が進んでいることなどから、平成 26 年度の入学者は 19 名となっております。高等学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等が多様化していることから、それぞれの個性を最大限に伸張させ、選択幅を拡大するためにも一定規模の生徒数が必要であると考えておりま

す。

伊良部地域の少子化に伴い、児童生徒数が今後も減少傾向にあることから、伊良部高校が適正規模を維持することは極めて厳しい状況であると思慮しているところです。

県教育委員会としましては、平成27年１月の伊良部大橋開通後における入学者の推移を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、自衛隊ヘリ使用の経緯と見解についてお答えいたします。

去る７月８日の台風８号の襲来により、宮古島市では、収穫のピークを迎えていたマンゴーの出荷ができず、推計で65トンを超える滞貨が発生しておりました。翌９日には航空便や船舶の臨時便が就航しましたが、滞貨の全てを解消するには至りませんでした。同日午後には、県議会の複数の会派などから、迅速な対応を行うよう要請があり、知事から、あらゆる方策を検討するよう指示がありました。これを受け、航空会社や船舶会社に対しチャーター便等の可能性を確認したところ、対応は困難とのことでありました。そのような状況の中、農林水産省とも調整したところ、台風８号の「特別警報」発令に対する省庁間連携に基づく特別な措置として、７月10日に、自衛隊によるマンゴー輸送が実施されたところでございます。

県としましては、早急に実施できる対応策として、自衛隊ヘリの活用も一つの方策として判断したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　知事の政治姿勢についての中の、離島における太陽光発電設備の接続保留の経緯と解決に向けた県の対応についてお答えいたします。

沖縄県の離島においては、小規模かつ他地域と系統線がつながっていない独立系統であることから、再生可能エネルギーの接続量に限界が生じやすい地域となっております。そのような状況において、固定価格買取制度の開始により急速に太陽光発電設備が普及したため、離島では接続可能量に達したとして、接続申し込みに対する回答が保留され、新たな接続ができない状況になっております。そのため、県では、国に対して、接続可能量拡大に向けて対策を講ずるとともに、接続可能量や接続状況、今後の対応について県民等に対し丁寧に説明するよう要請したところであります。

県としましては、引き続き接続可能量拡大に向けた対策を早急に講ずるよう、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時54分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

奥平一夫君。

○奥平　一夫君　それではちょっと質問させていただきます。

今のカジノの問題ですけれども、私はこう聞きました。東京都知事の舛添さんは、カジノは賭博であり、青少年への影響とかいろいろある。カジノがないと日本はよみがえっていかないという人もいるが、そんなものはなくてもよみがえると、そういう答弁をしていますと。ですから、知事にお聞きしますけれども、カジノ誘致しないと沖縄の自立経済はできないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　設問が非常にシンプル過ぎて、何々がなければ自立経済は成り立たないかという趣旨の御質問でいくと、経済的な大きさ、ボリューム、そういうものを踏まえた上でこういう答えが出てくるのであって、しかし観光・リゾートにおいて次の展望を開いていくためには、ＩＲというのはかなり大きな展望・展開を引っ張っていく力があるだろうとは考えておりますよ。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　ですから、このカジノの問題、再質問についてずっと言っていますけれども、これは病的ギャンブラーが非常に日本列島に多いわけですよね。実際部長は、536万人もいるだろうと、調査結果が出ているというお話なんで、これは沖縄は特にスロットマシンが平均すると物すごく多いんですよ。そういう意味では離島の宮古・八重山はそういう財産を放棄するというふうなこととか、あるいは離婚をするとか、家庭崩壊というふうなことなども私幾つか聞きますよ。そういうものにさらにカジノがもしこの沖縄に導入されたときの影響はどうかと、知事の口から直接お聞きしたいなときょうは思いますが、よろしいですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今議員おっしゃったスロットマシン、パチンコですか、ですからどんなぐあいの病的なことが起こっているか、そして沖縄に依存症がどれぐらいいるかというのは厳密な数字が、今部長に聞くとないようですが、基本的にはそういうことが拡大しないように考え、ぎりぎり考えるというのが、やっぱりそれで打てる手は打つというのが前提にはなると思いますよ。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　言い方としては、確かにもう推進をしたいという方はこういう答弁しかできないと思いますけれども、問題は、沖縄で本当にこの実態調査をしたらどうかという質問に答えてくれていないんですね、部長は。実態調査を、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　先ほどもちょっと答弁しましたように、国内において現在ギャンブル依存症などに対する明確な定義、それと疫学的なデータがないので県内の患者数を把握することは今困難でございますが、ただパチンコ問題について厚労省において、全国的な疫学調査が実施されるとの情報もございます。そういうことで今後国の取り組みに関する情報収集を行いながら、県内におけるこの実態調査のあり方もしくは必要性についても検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　次に、基地問題でちょっとお伺いしたいと思うんですが、今の新しい基地、耐用年数はどれぐらいと見ていますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　埋め立ての承認申請書などの資料によりますと、護岸などについては50年の耐用年数というふうに記述されております。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　普天間基地は何年ですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　普天間飛行場の耐用年数、こういう概念があるかどうかわかりませんが、それについては把握をしておりません。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　これは50年という話ですけれども、これは100年以上じゃないかという専門家の方の話もあります。つまり、知事は埋め立てを承認して新しい基地を、100年もつ基地をこの沖縄に建設させようということなわけですから、そういう意味であなたがおっしゃっているこの21世紀ビジョンの中で、基地のない平和で豊かな沖縄というのはどこでどうつくられていくんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の議員のおっしゃったその新基地とおっしゃるものは、私は普天間の代替施設であって新基地ではないとまず思っておりますが、それはいずれにしても普天間の人々を不安から救う、そして命と暮らしを守るということのために今両政府が考えているのが埋め立てをし、そこに移そうと。しかも安全にして移そうということをやっているわけでありまして、これは内容的にも先ほど公室長が答弁しましたが、大変小さくなる、たしか４割ぐらいになりますし、そして騒音も民家から離れる。Ｖ字型の滑走路によって民家の上を通らない。いろいろなメリットがある、むしろ安全、今の普天間飛行場に比べればほぼ100点に近い安全なものを構想しているだろうと私は思います。ですから、これがそのビジョンにある話、これは普天間が解決されれば次に続く基地というのがキャンプ･キンザーであったり、那覇軍港であったり、いろんなものが予定されてマスタープランが今つくられているわけです。ですから、いろいろなものが普天間の人々の不安を払拭すると同時に、次につながっていく大きなスタートだと。ですから、これは大いに基地の整理縮小が進むと、基地のないというところまではまだ大分先があろうかと思いますが、縮小していくというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　知事、面積は確かに縮小するのかもしれませんけれども、基地機能は格段に上がってくるわけですよ。そういう意味で、これはまさに先ほど新田さんが質問した際にも新しい機能がついたというお話を公室長やっていましたね。だから、何も移設ではないんです、これは。新しい基地をそこへ建設するということなんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　先ほど新田議員の御質問の中で、いわゆる港の機能について御質問があったので、係船機能つき護岸というのは現在普天間飛行場には存在しない、新しい機能であるというふうに申し上げたんですが、これはごく当然でありまして、普天間飛行場は内陸部にあって海に面していないと。代替施設につきましては、海に面していてそこに港ができる。港において弾薬等を積みおろしをすることによっ

て、もう一つのメリットとしましてはその住宅地域への危険性が半減するであろうと。そういう意味では今議員の御解釈では、基地機能の拡充というふうに捉えたかもしれませんけれども、県といたしましてはそのように理解はしておりません。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　それと普天間の皆さんの安全を確保したいと、だから辺野古へ移設するんだという。だから辺野古へ移設するんだと、安全だと。そういう言い方ってないんじゃないですか。県民として辺野古の住民も名護の皆さんも一緒ですよ。あなたは４年前に県外移設を公約をしたわけですよね。そういうことを言いながら、突然４年後になって県内移設を認め、埋立承認をしたという、そのことによって今新しい基地がつくられようとしている。そこで、さまざまな軍艦だろうがあるいはオスプレイだろうが、あるいはほかの軍用機だって飛び交うわけですよ。それを辺野古は安全だから、飛ぶ方向が違うから、格段に安全になったというそういう言い方はないと思いますよ。同じ県内の人間じゃないですか。これだけの基地の負担を負っていながら、なぜ県民の代表である知事がそんな話できるんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　なぜあなたがそんな質問されるかが私にとっては全く理解できません。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君）　普天間の人々、宜野湾の人々の命と暮らしを守ろうということから行くわけでしょう。ですから、それは県外移設も含めてあらゆる手段を通じてやっていこうということで私は主張してきたわけですよ。そして一日も早い普天間の危険性の除去を目的と、私はあれに書いてあるでしょう。それをそのとおりやっていくと、まさしくこの普天間の一日も早い危険性の除去ということで、５年以内の運用停止という段階も入れました。そのためには普天間にある機能、ＫＣ130を山口に移したようにいろんなことを移さないといけない、これも県外移設ですよ。こういうこととあわせて一方で、日米両政府は埋め立てという方向で来ているわけです。これは法令上に法律にのっとり、これは承認せざるを得ないということを申し上げた。これでできてくる基地は、少なくとも今出てきているデータ上は今のより物すごく安全な様子になっているじゃありませんか。彼らは最後はこの５年以内を経てここへ移そうと言っていることですから、何でこれがだめだだめだとおっしゃるんですか。この段階を経てここへ行くということが両々相まって今動いているとすれば、これは極めて現実的に意味のあることでしょう。これこそ県民を宜野湾市民を救うことの目的であり、効果じゃないですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

静粛に、静粛に。

○奥平　一夫君　そういう考え方、僕には全く理解できないわけですよ。ですから、あなたは県外移設を公約しておきながらそれで埋め立てを承認をして、このごろになって普天間の危険性の除去だと言うようになり……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○奥平　一夫君　いつの間にか５年以内の運用停止だなんていう言葉がまた新しい語ができた。これはどこと相談したんでしょうか。こんな話をずらしずらし、論点をずらして、あなたが県内移設を巧妙にやっていると僕は思うんですよね。だって、あなたは承認をした後にも私は県外を諦めていませんと言いましたね。県外求めていながら５年以内の運用停止をして、その５年後はどこにどうするんですか。運用停止をしてほかの空港へ持っていって、県外の空港に持っていって、５年たつとそれはどこへ持ってくるんですか。その機能は。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　何か私の言葉がどんどん変わっているなんておっしゃいますが、基本の目標は……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います、静粛に。

○知事（仲井眞弘多君）　普天間の一日も早い危険性の除去と言っているでしょう。これは全く変わっていませんよ。これを現実にしていくためには５年以内の運用停止、普天間そのものの危険性を除去するという形はいろんな形がありますから、まずいろいろな飛行機、約60機ぐらいあったはずですがこれを移動させる、向こうでの大きな戦闘機の訓練を県外へ持っていく。県外移設そのものも別にやめたとは私言っていませんよ。こういうものを含めて５年以内の運用停止というのを実現していく。そして一方で両政府というのはこの埋め立ての話というのは決して彼らはギブアップしていません。そして承認申請をしてきたわけです。これは承認せざるを得なかったというのは何度も申し上げたとおりですよ。この５年以内とこれとが両々相まってこれはこれで現実にもう進み始めていますから、両々相まって普天間の人々の命と暮らしを守る、この移設先というのはここにあり得るじゃないですか。これは現実問題としてある程度この流れは認め

ざるを得ないじゃないですか。
○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。
○奥平　一夫君　全く意味不明。知事、21世紀ビジョンの中で、2030年、知事は基地の整理縮小とおっしゃっていますけれども、基地はどれぐらい減りますか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後３時10分休憩
午後３時10分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　現在日米で合意されているロードマップにおきましては、嘉手納飛行場より南の施設がそのロードマップ、それからマスタープラン等の計画によりますと、順調にいけば返還されるというような計画になっております。
○奥平　一夫君　休憩。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後３時10分休憩
午後３時10分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　ちょっと今手元に厳密なデータがないんですが、約1000から1500ヘクタールであったというふうに記憶しております。
○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。
○奥平　一夫君　それは74％から何％ぐらい減るということですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　済みません。ちょっとこれも今データを持っておりません。データによれば、たしか私の記憶では60％台であったというふうに記憶しております。
○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。
○奥平　一夫君　それではそれらの施設の機能というのはどこに移されるんですか。機能はどこに移されるんですか、機能。
○知事公室長（又吉　進君）　ちょっと休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後３時11分休憩
午後３時11分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　ここで言う機能というのは多岐に及んでおりまして、何をもって機能とするかというところはいろいろ解釈ありますけれども、例えば海兵隊の陸上部隊、主力及び陸上部隊につきましてはこれはグアムに展開する、あるいは米側の計画ではグアムだけではなくてハワイやオーストラリア等にも展開していくというような機能がございます。また、現在キャンプ・キンザーの倉庫地区にある機能につきましては、これは県内のキャンプ・ハンセン、あるいは知花弾薬庫等に移す。そして普天間飛行場の機能というのは代替施設に移すということ、大ざっぱでございますけれども、そのように理解しております。
○奥平　一夫君　休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後３時12分休憩
午後３時12分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
奥平一夫君。
○奥平　一夫君　それから下地島空港の周辺について屋良覚書は及ばないという答弁されていましたけれども、これは宮古島市が出した「下地島空港等利活用計画書」、これをごらんになったことありますか。（資料を掲示）　部長、これこれ。平成20年に県にも出されています。読んだことありますか
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっとこちらからでは遠くて見えにくいんですけれども……
○奥平　一夫君　宮古島市が県に提案した利活用計画書ですよ。わかりますよね、副知事はね。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後３時13分休憩
午後３時14分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
奥平一夫君。
○奥平　一夫君　この中に、策定に当たって文言があります。この中で、「私たち宮古島市は、下地島空港および周辺公有地活用に関する基本政策方針を、「平和利用」と「地域振興」と定めました。」と、書いてあるんです。公有地含めて。だから、屋良覚書が及ばないという皆さんのこの考えは撤回してください。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　宮古島市がそういう計画を発表したのであれば、それは尊重されるべきだと思いますけれども、屋良覚書につきましては、1971年の８月に出されておりまして、それに対する国の回答が同じく８月に来ております。この時点ではまだ周辺用地について、琉球政府、後の県は取得しておりませんので、周辺用地はないということですから、そういうことにつきましてもやはり周辺用地について

この屋良覚書は対象にしてないというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　そういう意味では県政の中でしっかりまとめてくださいよ。宮古島市はそういうことになっているんです。それを無視してそういう今の答弁でよろしいですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　冒頭で申し上げましたとおり、宮古島市がそういう利用計画の中で、平和的な利用ということであればそれは宮古島市の計画ですので、当然尊重されるべきというふうに考えております。

○奥平　一夫君　以上で終わります。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　失礼いたしました。

先ほどの米軍専用面積について、ＳＡＣＯ米軍再編で全てが返還された場合の面積ですけれども、これは68.86％でございます。米軍再編で返還合意された施設全てが返還された場合は72.95％となっております。

失礼をいたしました。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

髙嶺善伸君。

〔髙嶺善伸君登壇〕

○髙嶺　善伸君　皆さん、こんにちは。

通告表に従い一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

(1)、県民世論に対する認識と対応について。

８月26日に報道された琉球新報と沖縄テレビ放送合同県内世論調査の結果によると、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けた海底ボーリング調査を開始したことに対して、「移設作業は中止すべきだ」との回答は80.2％に上り、「そのまま進めるべきだ」と回答した19.8％を大きく上回りました。仲井眞知事はどのように対応すべきと思うかに関しては、「知事は埋め立てに向けた政府の作業に大いに協力すべきだ」と回答したのはわずか4.9％、一方、「昨年12月の埋め立て承認の判断を取り消し、埋め立て計画そのものをやめさせるべきだ」と、「知事は政府の作業に協力すべきではなく、少なくとも作業の中断を求めるべきだ」と回答したのは合計74％に上りました。県民の大多数が移設作業の中止を求めていますが、県民世論に対する認識と対応を伺います。

(2)、地元名護市の民意に対する認識と対応について。

去る９月７日の県内統一選挙では、報道によりますと、辺野古移設反対を訴えた208名、54.45％が当選し、移設容認は46人、12％でありました。名護市議会議員選挙では、辺野古移設反対に16人が当選し過半数を占めました。１月の名護市長選挙で名護市辺野古での新基地建設に反対する稲嶺進市長が当選し、地元名護市民は辺野古移設反対の意思を示しました。選挙によって示された地元住民の民意を尊重すべきと考えますが、認識と対応を伺います。

(3)、県議会決議に対する認識と対応について。

９月３日の臨時議会で、「辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、新基地建設工事の即時中止を求める意見書」を決議し、政府に要請いたしました。県議会決議を尊重すべきと考えますが、知事の認識と対応を伺います。

(4)、普天間基地の県外移設に対する認識と対応について。

米軍普天間飛行場の閉鎖・返還を求める方法を検討するため、私は県外の滑走路のある民間空港や航空自衛隊基地等を視察してまいりました。在沖海兵隊の受け入れを前提とした施設整備を行っている自衛隊基地もありました。政府から正式な話があればお聞きするという知事や県議会議長の対応もありました。防衛省は佐賀空港への移設も計画しているようだが、知事も県外移設が早いと主張してきた経緯があり、普天間飛行場の５年以内の運用停止を要求しています。米海兵隊の沖縄駐留の必然性、抑止力の根拠が崩れ、沖縄駐留は政治的な判断の結果ということだと考えております。知事は民意に沿って辺野古埋立作業の中止を求め県外移設に取り組むべきではないのか対応を伺います。

２、県民生活と雇用対策について。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、１人当たりの県民所得は、平成22年度の207万円から平成33年度には271万円程度に増加すると見込まれるとしているが、平成23年度は201万8000円と低迷し、全国平均の74.3％であります。１人当たりの県民所得が低いのは沖縄県の雇用者の給与水準が低いこと、あるいはまた、非正規雇用の割合が44.5％と全国一高くかつ若年人口では50.4％と２人に１人が非正規雇用。また、非正規雇用の賃金水準が極めて低いことも要因だと考えます。そこで労働の質の改善への取り組みがおくれておりますので伺います。

(1)、県民所得と雇用対策について。

ア、１人当たりの県民所得を平成33年度までに271万円程度に引き上げるための具体的な取り組みを伺います。

イ、本県の県民所得が低いのは、全国平均に比べて１人当たりの県民雇用者報酬が低いことも要因と考えるが、県の認識と対応を伺います。

(2)、非正規雇用対策について。

ア、本県の給与水準は全国と比較して現状はどうか。平成33年度の目標とする給与水準及び達成するための取り組みを伺います。

イ、本県の非正規雇用の賃金水準は全国と比較して現状はどうか。正規雇用の賃金水準と比較するとどのようになっているのか。平成33年度の目標とする非正規雇用に対する今後の取り組みについて伺います。

３、医療行政について。

(1)、県立病院の経営安定化計画について。

県立病院経営再建計画の成果を踏まえて県立病院改革を継続するという基本的な考えのもと、県立病院経営安定化計画が平成24年度から27年度までの期間で策定されております。県立病院の経営安定化計画の進捗状況と今後の対応について伺います。

(2)、医師確保の取り組みについて。

沖縄県内の全医師数に占める琉球大学医学部卒業生の比率は、平成25年度で約50％を占めるという琉大医学部の話です。また、卒後の県内への定着率は、初期研修医としての就職ですが、平成25年度で約60％で、他の地方大学に比較すると非常に高い数値になっております。今後とも琉球大学との連携が必要不可欠であります。

以下、医師確保への取り組みを伺います。

ア、医師不在で診療休止もあるが、医師確保の現状と今後の見通しをお聞かせください。

イ、沖縄県北部地域離島緊急医師確保対策基金事業について伺います。

ウ、琉球大学との連携について取り組みを伺います。

エ、新八重山病院の基本計画で研修・教育機能として臨床研修制度の導入を目指すことになっていますが、取り組みについて伺います。

(3)、新八重山病院整備について。

これまで八重山病院の離島患者及び付添人等の宿泊施設整備について、病院事業局は「八重山広域市町村圏事務組合など関係団体と連携を図り、協力していきたい」という答弁でありました。ところが、去る７月30日、宮古・八重山の市町村で構成する美ぎ島美しゃ市町村会が知事への要請を行った際、川上副知事が対応され、離島振興の観点から取り組むべきだと積極的な姿勢を示されました。基本計画に基づいて設計に入っておりますが、検討状況についてお聞きします。

ア、離島患者の付添人の宿泊施設整備についての取り組みを伺います。

イ、保育所については、病院敷地内に用地を確保するということになっておりますが、施設整備と運営についての具体的な取り組みを伺います。

ウ、石垣市下水道事業採択区域から外れている新八重山病院からの排水処理について心配される声もありますが、取り組みを伺います。

４、離島振興について。

公共交通ネットワーク特別委員会で与那国町と竹富町波照間島を視察してまいりました。離島県沖縄の縮図のようなもので、日本最南端の有人島波照間や最西端与那国の住民の移動権をどのように確保するかは宿命的な課題だと痛感しました。波照間は、特に冬場の波が高くなると航路の欠航率が高くなり生活にも支障を来しているということから、波照間航空路線の再開に期待が寄せられておりました。与那国は特産のカジキが年間1000本以上も水揚げされ、現在のプロペラ機では積み残しで損失が発生していることや、団体の観光客などが激減していることの説明がありました。

そこで伺います。

(1)、波照間航空路再開について。

ア、第一航空就航による波照間航空路線就航の進捗状況と運航開始のめどを伺います。

イ、新石垣空港は、利用客の増加で混雑しているが、発着業務スペース・カウンター等確保がどうか心配されておりますが、対応を伺います。

ウ、運航費補助についてどのように対応するか伺います。

(2)、与那国航空輸送体制の拡充について。

ア、ＲＡＣの機材更新への支援と課題解決の見通しについて伺います。

イ、抜本的解決はジェット機の就航と考えるが、県の認識とＪＡＬグループとして機材確保して就航させることへの取り組みを伺います。

(3)、与那国自衛隊沿岸監視レーダーについて。

与那国町民を二分したまま着工されている陸上自衛隊基地建設は、住民の反対と不安をよそに強行されております。特に、久部良集落の高さ56メートルの裏山にレーダー建設が進められようとしているが、民家からわずか180メートルと余りにも近い頭上に設置されるレーダーの電磁波による健康や生活に対する悪影響

を大変心配しております。国際がん研究所は、2011年５月の「発がん性があるかもしれない」「グループ２Ｂ」に分類し、欧州評議会議員会議でも「電磁場の潜在的な危険性と環境におけるそれらの影響」を採択し、電磁波に対する予防原則の適用を求める決議を行いました。設置されるレーダーの位置、電磁波の影響について県の認識と、計画の中止を求めて健康被害等の検証をすべきではないか対応を伺います。

５、農業行政について。

平成５年度からスタートした県営水質保全対策事業は、土地改良済みの圃場から赤土が流出し環境汚染の原因となったことから、国75％、県25％の負担で土地改良済みの圃場の勾配修正工事を施し表土流出を防止することに効果を上げてきました。ところが、平成23年度から地元負担金を新たに徴収することになったのは納得できません。

そこで伺います。

(1)、県営水質保全対策事業の経緯と成果を伺います。

(2)、平成23年度から地方財政法に基づく議決により新たに地元負担金を徴収することになった理由と、再度見直して地元負担金を廃止することについて対応を伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　髙嶺善伸議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、知事の政治姿勢の中で、名護市の選挙で示された民意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

名護市長及び名護市議会議員選挙の結果につきましては、名護市民の御判断として受けとめております。私は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の移設問題を先送りすることなく、断固たる決意を持って解決に取り組んでまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢に係る御質問の中で、代替施設建設工事の即時中止を求める県議会議決についての御質問にお答えいたします。

県議会の議決については、議会の権限で可決したものと受けとめております。私は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の移設問題を先送りすることなく、断固たる決意を持って解決に取り組んでまいります。

次に、医療行政に係る御質問の中で、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金についての御質問にお答えいたします。

本県の北部地域及び離島の医師不足の解消は喫緊の課題であります。補助金等を活用し各種医師確保対策を実施しているものの、依然として県立病院における医師の確保が困難な状況にあります。そのため、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金として20億円を積み立て、県外の大学からの医師の派遣や、北部地域及び離島に勤務する医師のスキルアップ及び指導医の確保、また、特定の診療科医師の定着などを図る事業等を実施することといたしております。

次に、離島振興に係る御質問の中で、波照間航空路線の再開についての御質問にお答えいたします。

波照間航空路線の再開に向けて、沖縄県及び国は、平成26年度予算で第一航空株式会社に対して、機材購入補助を行うための所要額を計上しており、平成26年度中の納入予定となっております。現在、第一航空、竹富町、沖縄県等で構成する「石垣拠点航空路開設検討協議会」において、平成27年度下半期の路線再開に向け取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　農業行政に関する御質問の中で、水質保全対策事業の経緯と成果についてお答えいたします。

沖縄県では、復帰後に進められた開発行為に伴い、公共水域への赤土流出が社会的課題として取り上げられ、その対策が求められてきたところです。そのため、農用地及びその周辺での土壌流出を防止し、農村地域の環境保全に資することを目的として、平成５年度より水質保全対策事業に着手し、沈砂池や排水路の整備とともに農地の勾配修正を実施するなど、着実に成果が図られてきております。整備状況については、要整備量１万7600ヘクタールに対し、平成25年度までに86地区、6065ヘクタールを採択済みであり、約356億円の事業費により35％の整備率を見込んでおります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　医療行政についての御質問の中で、医師確保の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

平成26年９月１日現在、医師不足のため、八重山病院脳神経外科が診療を休止しており、医師不足の解消は喫緊の課題であると認識しております。このため、医師不足の解消に向けて、医師求人広告の掲載や医師

の招聘、人的ネットワークの活用など、あらゆる手段を講じて医師確保に努めているところであります。

沖縄県としましては、今議会に提案をしております沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を活用して、医師不足解消に向けた取り組みをさらに強化してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場代替施設建設に関する県民世論に対する認識と対応についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設について、県民の間にさまざまな意見があることは承知しております。

県としましては、政府が進める辺野古移設と県が求めている５年以内運用停止は普天間問題に対する現実的で具体的な解決策と考えております。

次に、辺野古埋立中止と県外移設についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い危険性の除去であります。政府が進める辺野古移設と県が求めている普天間飛行場の５年以内運用停止は、同飛行場の危険性を除去する現実的で具体的な解決策と考えております。このため、辺野古埋め立ての中止を求める考えはありません。

次に、離島振興についての御質問の中で、与那国自衛隊監視レーダーの整備についてお答えいたします。

沖縄防衛局の説明によりますと、自衛隊施設の建設場所については、各種の調査や検討の結果を踏まえ決定されており、電波の安全性について規定している電波法第30条等に適合するようレーダーの設計・設置を実施することで、人体等への影響がないよう措置するとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 県民生活と雇用対策についての御質問の中の、県民所得を向上させるための取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、１人当たりの県民所得を向上させるため、これまで観光、情報通信を初めとしたさまざまな産業振興に取り組んできたところであります。沖縄21世紀ビジョン基本計画がスタートした平成24年度以降は、沖縄振興予算が約3000億円に引き上げられ、また、新たな沖縄振興特別措置法のもと創設された一括交付金などの活用により公共投資は拡大し、入域観光客数や企業立地が増加しております。その結果、完全失業率は大幅に改善し、有効求人倍率は復帰後最高を記録するなど、県経済は好調に推移しております。県民所得を向上させるためには、移出型産業が複数堅実に育つとともに域内の産業が活性化し、両者が連携・補完している強くしなやかな経済構造を創出することが重要と考えます。このため、引き続き沖縄振興予算や拡充された特区・地域制度の活用などにより、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の振興に加えて、臨空・臨港型産業など第３、第４のリーディング産業を支援してまいります。あわせて、農林水産業・建設業・製造業などの地場産業や、科学技術を応用した産業など、沖縄の特性を生かしたさまざまな産業を振興することなどにより、自立型経済の構築を図り、県民所得の向上に取り組みます。

次に、１人当たりの県民雇用者報酬と今後の対応についてお答えいたします。

県民所得の構成要素となる県民雇用者報酬は、平成23年度は１兆8738億円で、１人当たりの県民雇用者報酬は352万7000円となっており、平成19年度以降全国第45位を維持しております。今後、新たな沖縄振興特別措置法のもと創設された一括交付金などの活用により公共投資は拡大し、あわせて入域観光客数や企業立地が大幅に増加するなど、県経済が好調に推移し、県民所得は向上していくものと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中の、波照間空港路線の運航費補助についてお答えいたします。

路線収支において赤字が発生した場合の運航費補助については、石垣拠点航空路開設検討協議会において、県、竹富町にて負担することとしております。また、県、竹富町の負担割合については折半を基本としておりますが、地元による需要喚起の取り組みの成果が出るなど、搭乗率が上昇すれば竹富町の負担が減る誘因策を検討しているところであります。

次に、ＲＡＣの機材更新の支援と課題解決及びジェット機就航についての御質問にお答えいたします。４の⑵アと４の⑵イは関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

ＲＡＣの機材更新について、同社は、現行機材と同程度の仕様を基本に候補機材の絞り込みを行っていたところでありますが、与那国路線へのジェット機就航について同町から強い要望があったため、県では改めてＪＴＡに検討を依頼したところであります。しかしながら、ＪＴＡは安定的な会社経営を実現するため、構造改革の一環として実施した機材削減により、

ジェット機の就航は困難との考えを示しました。そのため、県では、路線移管を受けたＲＡＣに対し、同町の旅客及び貨物需要に対応できる機材の選定を依頼し協議してまいりました。その結果、ＲＡＣは、座席数74席の機材を旅客需要に対応できる50席を確保した上で、残りの座席スペースを貨物室として拡張した特別仕様機の導入を決定したところであります。ＲＡＣへの支援としましては、同社の機材更新計画を踏まえ、国と連携して支援することとしております。

県としましては、新機材導入により座席数が現行の39席から50席、貨物室も約2.5倍と大きくなることから、与那国町の旅客需要やカジキ等の貨物需要にも対応できるものと考えております。さらに、与那国路線の旅客並びに貨物輸送需要に対する供給不足等が生じることがないよう、ピーク時における増便やジェット便の臨時運航などをＪＴＡ、ＲＡＣに対し働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　県民生活と雇用対策についての中の、本県の給与水準についてという問いにお答えいたします。

平成25年度賃金構造基本統計調査によると、一般労働者の所定内給与額は全国の29万5700円に対し沖縄県は22万8400円で、77.2％の水準となっております。平成33年度の給与水準については数値目標は設定しておりませんが、給与水準の向上を図るためには従業員のスキルアップやキャリア形成が重要であることから、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する人材育成企業認証制度を創設するとともに、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業の実施、職業能力開発校における職業訓練などを行っているところであります。

県としては、これらの取り組みに加え、引き続き「みんなでグッジョブ運動」を推進し、産業振興や企業誘致等を行うことにより、県内の雇用環境の改善に努めてまいります。

同じく県民生活と雇用対策についての中の、本県の非正規雇用の賃金水準についてお答えします。

非正規雇用者の平均月収に関するデータはありませんが、総務省の「平成24年就業構造基本調査」では、県内の非正規雇用者の85.1％が所得200万円未満となっており、全国の76.7％と比較して8.4ポイント上回っています。県内の正規雇用者のうち、所得300万円未満は54％となっており、非正規雇用者の方の賃金水準が低くなっております。非正規雇用については、雇用が不安定で賃金が低いなどの課題があることから、経済団体に対し正規雇用拡大の要請を行うとともに、緊急雇用基金を活用した事業等を実施してきたところであります。また、現在、県内企業１万6000社を対象にアンケート調査を行い、詳細な調査・分析を実施しているところであり、当該調査の分析結果を踏まえ、今後、雇用の質の向上に向け、より効果的な施策を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　医療行政についての御質問の中で、経営安定化計画の進捗状況と今後の対応についてお答えいたします

病院事業局では、「経営再建計画」の目標達成の成果を受け、持続的な経営の健全化を目的とし、県立病院改革を継続するという基本的な考え方のもと、大綱的な計画として経営安定化計画に取り組んでいるところであります。同計画では、１、経常収支の黒字維持、２、手元流動性の確保、３、長期債務の縮減を３つの目標とし、収益の確保、費用の縮減、人員体制の整備と人材の安定確保、効果的・効率的な設備投資、長期債務の縮減に取り組んでおります。その結果、平成24年度決算及び平成25年度決算では、３つの目標を全て達成しております。

今後も持続的な経営の健全化を目的とし、３つの目標を達成するため取り組んでまいります。

次に、新県立八重山病院における臨床研修制度導入の取り組みについてお答えいたします。

研修・教育機能の整備は、職員のモチベーション向上やスキルアップ、人材確保の観点から重要であると認識しております。このことから、新県立八重山病院におきましては、臨床研修部門を新設し、専門資格の取得支援が行える体制や研修室等の充実整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、新県立八重山病院における付添人等の宿泊施設整備への取り組みについてお答えいたします。

県立八重山病院は、急性期医療を担う地域の中核病院として、圏域内で完結できる医療の提供が主たる役割であると考えております。このため、宿泊施設の整備につきましては、主体となる八重山広域市町村圏事務組合など関係団体と連携を図り協力していきたいと考えております。

次に、新県立八重山病院における保育所の施設整備と運営の取り組みについてお答えいたします。

保育所につきましては、職員の働きやすい環境整備を行うことが人材確保につながることから、病院敷地内に整備することとしております。

今後、病院内でのアンケート調査等を実施し、必要な規模や運営形態等について検討することとしております。

次に、新病院からの排水処理についてお答えいたします。

新県立八重山病院の雨水排水につきましては、現在進めている基本設計の中で検討を行っております。また、汚水処理につきましては、下水道施設の設置を石垣市へ要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは医療行政についての御質問の中で、医師確保における琉球大学との連携取り組みについてお答えいたします。

琉球大学医学部及び附属病院は、県内唯一の医師の養成機関であるとともに医療従事者の生涯教育、離島県立病院等への医師派遣、専門医の養成など本県の医療提供体制に重要な役割を果たしております。

県としましては、今年度、琉球大学医学部附属病院に沖縄県地域医療支援センターを設置することとしており、これまで以上に琉球大学及び病院事業局等と連携を図り、医師確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 離島振興についての御質問の中で、新石垣空港ターミナルにおける業務スペースの確保についてお答えいたします。

平成25年３月に開港した新石垣空港は、ことし９月現在、国内線が航空会社５社で１日74便、国際線が１社で週２便運航しており、旅客数も順調に増加しております。搭乗手続を行う航空会社のチェックインカウンターや事務所などのスペースについては、旅客数や運航便数の見込み、航空会社の要望などを踏まえ、石垣空港ターミナル株式会社において検討されるものと考えております。

なお、平成27年に新石垣空港で就航予定の第一航空の業務スペースについては、現在、石垣空港ターミナル株式会社が同社と調整中であると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 農業行政についての御質問の中で、水質保全対策事業における地元負担金の徴収についてお答えいたします。

水質保全対策事業については、「赤土の流出に関する社会的な課題への対応は、行政機関において応分の負担を図り、関係する農家への負担を求めない」との理念のもと、事業の加速的な進捗を図るため、国の補助残の全額を県が負担し、その対策と効果の早期発現を図ってきたところであります。しかしながら、事業開始から20年以上が経過し、関係市町村においても水質保全対策事業の周知が図られたことや、営農的対策による県の支援も充実してきたことなどにより、平成23年度新規地区から他の事業と同様に市町村への負担を求めたところであります。負担金については、事業採択に当たり市町村から異存がない旨の回答を得ております。さらに、年度事業費に係る負担金徴収についても、地方財政法第27条第２項の規定に基づき、関係市町村に意見照会を行い、異議がない旨の回答を得た上で進めているところであり、市町村の理解を十分得ているものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時20分休憩

午後４時23分再開

○議長（喜納昌春君）再開いたします。

髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　再質問をいたします。順序を逆にします。

水質保全対策事業ですけれども、市町村同意も得たというんですが、実は、これは県の行革のあおりを受けて県の負担を軽くするために経費を市町村に押しつけたんですよ。そのことによって、市町村はこれから事業が終わるまで負担し続けるんですよ。部長、ちなみに事業が完了するまで一番勾配修正の多い八重山関係３市町でどれぐらいの負担が想定されますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 全体の事業実績は持っていませんが、今年度26年度の負担分で申し上げますと、竹富町のほうで事業費１億1000万に対して負担分1100万円、石垣市のほうで３地区ございます。その中

で市町村の市の負担が2850万円でございます。
○議長（喜納昌春君）　高嶺善伸君。
○髙嶺　善伸君　総務部長、これは行革なんですよ。経費節減のために皆さんが見込んだ財政効果は幾らですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後４時30分休憩
午後４時39分再開
○議長（喜納昌春君）再開いたします
総務部長。
○総務部長（小橋川健二君）　お答えいたします。
先ほど農水部長から説明がありましたように、これは20年前に始まっている事業で、当時この事業についての理解、認識がなかなか薄かったということもあって農家負担は求めないということで、行政で負担しようということで県だけで20年間負担してきたわけでございます。ここに来まして、やはりほかの農業基盤整備と同様に利益を受ける、受益をするという市町村からも負担をすべきではないかと。20年もたって見直したと。その過程においては県だけで一方的にやっているわけではなくて、市町村とも意見交換をしながら理解を得、同意を得て進めてきているということでございます。また、離島については本島よりも負担率を軽減をするというようなことでやってきているところでございます。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君）　高嶺善伸君。
○髙嶺　善伸君　ごまかさないでください。皆さんは財政を、厳しさを増す県の財政状況において行革プランによって関係市町村に負担を課すよう見直したとなっているんですよ。行革なんですよ。今まで土地改良のやり直し、赤土を流さんためにまた農家に負担させることはできないので国と県でやろうと、そうなったんです。ところが、行革で23年度分からは市町村に負担をお願いしている。これは八重山でしたら68％の進捗率ですから、そのまま完成までやると八重山３市町で８億7000万余りの負担になるんですよ。知事、知事は離島振興と言いながら、行革で県が負担すべき経費の半分をこの離島の市町村に持たすんですか。８億7000万も出せというんですか。これは理不尽ですよ。一度土地改良が終わったところなんです。勾配を修正する、なぜかといったら、当時の土地改良の設計ミスですよ。表土がみんな流れた。海が赤茶けているんですよ。これではいかんということで国が75％持ちましょう、赤土をとめましょうと、やり直すんですよ。だから市町村に持たさないで今までやってきたんですよ。仲井眞知事になってから、いや市町村にも持ってくれと、こういう財政効果のためだけにこの要綱・要領事業を見直すことは、私はもう一度見直したほうがいいと思う。知事どうですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後４時42分休憩
午後４時43分再開
○議長（喜納昌春君）再開いたします。
仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　高嶺議員が、あなたの離島振興はそういうものかと言われると、全く違っておりまして、そういうふうに言われるのは全く心外であります。ただ、これは今担当部長たちの意見も聞いてみますと、協議もしよく話もし、そしてまとめてきたという点があるようです。私もちょっとこの数字、その他のこの詳細を今きちっと持っておりませんので、ただ、離島振興について今議員が言われたように、あなた言っていることとやっていることが違うじゃないかと言われるのは、全くの筋違いだと思います。これはそういうことは各部においてやるつもりもやろうとも思っておりません。ですから、これはいろんな形で市町村とよく協議をし、そしてきちっと補塡できる交付税措置などなども踏まえてやっていることだと思います。ですから､これは短絡的にと言っては失礼ですが､おかしいじゃないかという見方じゃなくて、これはよく市町村と協議をし、きちっともし疑義があるとすればまとめたらどうかという御質問ならもう一度様子を確認してお答えできると思いますが、きょうのところはこれ以上はなかなかお答えしにくいかなと思っております。ただ、私どもが離島振興と言いながら離島の市町村に一切何かを押しつけるなどという気は毛頭ありませんので、念のため。
○議長（喜納昌春君）　高嶺善伸君。
○髙嶺　善伸君　結果的に行革で９億円も市町村に新たな負担をさせることですよと、これは見直したほうがいいですよと今申し上げておりますので、ぜひ検討してください。
次に、与那国のレーダーの問題ですが、先ほど電波法30条で人体への影響はないという説明を受けていると。あり得ますか、皆さんの言うような答弁、もう一度確認させてください。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　これはレーダーの設置につきまして報道があったわけでございまして、それに対し県が沖縄防衛局に対して照会をしたところでございます。先ほど答弁いたしましたとおり、これは総

務省の所管でございますけれども、総務省所管の電波法第30条及び施行規則第21条の３により、無線局の開設者に電波の強さに対する安全施設を設けることを義務づけていると。防衛省としても、これに沿うような形でこのレーダーは整備していくというようなことをお聞きしているわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　国の説明を真に受けて人体に被害はありません。こんな無責任なことはありませんよ。これは世界的に今基準の見直しが始まっていますが、今のようなことを平気で県が言うということは、レーダーの真下で生活する与那国の住民は人体実験をされてもいいと言っているようなものですよ。電波法の30条じゃないですよ。このレーダーの前を通って死んだ人もいるんですよ。だから、もう一度お聞きします。じゃ、どういうふうにして、この調査検討して、その集落に180メートルのところでレーダーが設置されてもいいということになったんですか、経過を聞かせてください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今の御質問に対して説明する材料は持っておりませんけれども、報道でありました欧州評議会議員会議等によっては極めて電波の影響というのは著しいというそういったお話もあるようでございます。

したがいまして、県としましては、政府に対して当然ながら住民の健康、生命と財産を第一に守るというような観点から、万が一にも住民生活にあるいは住民の健康に影響がないようにしていただきたいということは申し上げているわけでございまして、これは一例でございますけれども、同様の形で糸満市の与座にレーダーが設置されたときも、県は十分にこれは配慮していただきたいということでその計画段階から申し上げておりました。平成24年度にこのレーダーは供用されておりますけれども、今のところ影響はないということでございます。それを先例とするかどうかは別といたしまして、県としましては、住民の健康といったものに十分注意を払いつつ、この計画についてはきちんと言うべきことは言っていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　国内で同様のレーダーは多分新潟県の佐渡は5200メートル離れています。それから青森県の大湊は2400メートルなんですよ。なぜ与那国だけ180メートルか。この異常な近さというものは人体実験と同じですよ。水俣病とかカネミ油症なども、国は最初は安全安全と言ったんですよ。ところが今は４万人も被害者が出ているでしょう。だからレーダーの電磁波の人体への影響というのは急性症状ではなくて慢性症状、これによって発がん性があるんだという学説がふえているんですよ。それを否定できる根拠はないんですよ。だから私は測定器を持って測定をして、この180メートルというのは何なのかと、本当に子供たちの健康を守れるのかと、自信あるのかと、これは県の仕事でしょう。だから、まずレーダーの設置はこの不安が解消できるまではストップしていただいて、早急に防衛省あるいは沖縄防衛局に説明を求めるべきじゃないですか。地元住民は何度も防衛省に意見照会したり、説明会を求めているらしいんですが、説明会の必要はないと言っているらしい。これでいいんですか、県。知事、これはおかしいよ。与那国だから、遠いから、これでいいだろうと。180メートルですよ。私、現場を見て驚きました。今知事に見せたこの久部良の地図、わずか180メートル、これは異常ですね。だから、ぜひ防衛局に県のほうから説明会をしなさいと、現場調査をして測定できる可能な数字を持って、本当に総務省が言っている基準が適切なのかどうか、これは人命にかかわることですから大事にやりましょう。知事どうですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時50分休憩

午後４時50分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　与那国町長と連携をして防衛省に説明を求めていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　川上副知事、あなたの大事な発言を地元市町村長はみんな信じているんですよ。離島振興の観点からの答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　仲井眞県政におきましては離島振興を県政の課題の最重要課題として位置づけてこれまでいろいろやってまいりました。今の、離島のまた離島からやってくる患者さん、子供さんも含めたそういう人たちのケアをするための施設が必要じゃないかという話は、この離島の市町村長さん方から要請がありました。私どもは離島振興の観点、それとまた、そうじゃなくても県民の民生全般を上げるために今いろんなことを考えております。これはじかに石垣市長、または竹富町長、そして与那国町長からお話があれば真摯に検討していく、受けとめて検討していくその用

意はいつでも行います。どんなふうにやるかということも含めてですね。先ほど赤土防止のための土壌――あれは流出防止だったかな――事業の負担金の話もございましたけれども、離島だけにそれを負わせているだけではなくて、あれも市町村全体との見直しでございますので、そこのところを御理解をいただきたいと思います。この３年ばかり私どもは離島の航空運賃を低減したり、あるいはまた小規模離島の船の９割補助をしたり、そしてまた輸送物資の補助をしたり、離島県としてユニバーサルサービスというものを一生懸命やっているわけでございまして、それからまた市町村との言ってみれば経費の負担というふうなものを制御をしながらも、一方では例えば待機児童とかそういうもの､本来だったら市町村の事業であるんだけれども、基金をつくって踏み込んでやるべきものはやると、そういう形で今取り組んでおります。

今議員から質問のあったその八重山版の「がじゅまるの家」ですけれども、これについても３市町からお話がございましたら、真摯にまた私どもも受けとめて検討してまいりたいと思います。

○髙嶺　善伸君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時53分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　３市町からこれは要望がございましたので、一応そうであっても、これを私検討するという話をしましたけれども、具体的に、じゃ、どういうふうな形でやるかという話はまたそれぞれの御要望を具体的にまたお聞きしながらこれはやっぱり進めていく話でございます。そういう意味で申し上げました。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　知事、もう選挙前ですよ。この離島振興という意味で竹富町、与那国町の各離島から来る患者、付添家族、大変です。八重山病院しかないんです。その３市町の首長がぜひ宿泊施設を配慮してほしいと、こういう要請をして、川上副知事は離島振興の観点からやると言っていますので、知事、やりましょう。決意をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今議員からハッパをかけられましたが、私はずっとこの８年間、離島振興についてはきちっと対応し、きめ細かくしっかりやってきたつもりですから、今のお話は川上副知事とよく相談してきちっとやっていけるようにしたいと思っております。

○髙嶺　善伸君　よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　社民・護憲ネットの新里です。

一般質問を行います。

最初に知事の政治姿勢、８年前の知事公約との関連で質問をいたします。

８年前それから４年前の仲井眞知事の公約に「完全失業率の全国平均化」というのが掲げられておりました。これは実現したのかどうか伺います。

それから、平成24年、最近25年も出ているようですので、24年・25年の全国平均と沖縄の完全失業率の比較も伺いたい。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　少々答弁が長くなりますが、御容赦ください。

「完全失業率の全国平均化」の実現いかん、そして全国との比較についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

私が知事に就任しました平成18年の沖縄県の完全失業率は7.7％で、全国の4.1％と比べて3.6ポイント高くなっておりましたが､「みんなでグッジョブ運動」等を推進するとともに、産業の振興や企業誘致等、雇用機会の拡大に取り組んだことなどにより、平成24年の沖縄県の完全失業率は6.8％で、全国の4.3％と比べて2.5ポイント差まで縮小をいたしております。

平成24年と18年の完全失業率を比較すると、全国が0.2ポイント悪化する中で、本県は0.9ポイント改善をいたしております。

平成25年の沖縄県の完全失業率は5.7％で、全国の4.0％と比べて1.7ポイント差まで縮小をいたしております。平成25年と18年を比較いたしますと、全国が0.1ポイント改善したのに対し、沖縄県は2.0ポイントと大きく改善をいたしております。就業者数も４万5000人増加しております。さらに、月別に見ますと、昨年６月以降、計６回、４％台を記録するなど、大幅な雇用情勢の改善が図られております。

沖縄県といたしましては、さらなる完全失業率改善のため、引き続き関係機関と連携し、全力で取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　私が質問したこと以外のことまで長々としゃべっておられますが、私は失業率だけを聞いているんで。しかも公約との関係ですから、沖縄の

失業率が改善をしてきたというのは事実でありまして、全国もこの数年毎年改善し、沖縄も改善し、特にこの１年は沖縄のほうがより多く改善されたというのは事実ですが、知事は公約ではこうおっしゃっているんですよ。８年前は「完全失業率の全国平均をめざします。」、４年前は「完全失業率の全国平均化を達成します。」なんです、「達成します。」。それをできたんですかと言ったんですよ。それについては一切答えないで、随分ほかの話も含めて自分の手柄話みたいなことになっちゃったんですが……、（発言する者あり） いやいや、質問に答えなさいと言っているんです、質問以外のことばかりしゃべっている。質問についてもちゃんと答えてください、達成したのかしてないのか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） またこれもイエスかノーかという質問で答えるようなものではないでしょう。完全失業率はやっぱりいろいろな状況の内容で説明すべきもので、イエスかノーか式の御質問にはこういう内容のものはやっぱり説明しにくいと思いますよ。ですから、達成したのかどうか、達成に限りなく近づきつつあると、こういうことだと思います。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里　米吉君 公約で「達成します。」と言ってなければそういう言い方は聞かないですよ。公約との関係で質問しているものだから、私は聞いているんですよ。そこは知事がごまかしてそう言っているだけで、そういうことを言うんだったら全国の比較のいろんな資料があるんですが、例えば平成22年・23年・24年・25年とこの４年間を見ますと、全国が5.1のとき沖縄7.6、翌年は全国4.6で沖縄7.1、同じように0.5ずつよくなった。その次は4.6から4.3になって0.3よくなって、沖縄は7.1から6.8というふうに、どちらも同じ率ずつよくなってきているんですよ、最近は。全国が下がったら沖縄も同じポイント、全く同じポイント珍しく下がっているんですよ。確かに25年度は全国が0.3に対して沖縄は0.9よくなったという面はあります。だから、そういうことで沖縄がことしはかなりよくなったというのはありますけれども、知事の公約との関係を聞いたんで、達成はできてないと、まだやっぱり全国平均とは1.7ポイントの――1.7ポイントというのはかなり大きいですから、そう簡単ではないと思いますが、差があるということだろうと思います。

そこで知事、私は最近８月３日のタイムスを読んで、県の商工労働部あるいは県労働政策課の取り組みはこれはこれなりに評価をしたいと思っているんですが、率直に沖縄の労働環境を県民にも知らせて取り組んでいこうというのがあるんですね。雇用の質、率直に出しているわけです。「全国一低い水準にある沖縄の労働環境を底上げするため、県が2015年度から全庁横断的な対策に取り組むことが２日までに分かった。」と、「求人数の維持・拡大など雇用の「量」を重視する緊急的な施策を優先していた。」、これも率直に言って、だから、何とかこの失業率の差を縮めようとそこに力を入れてきたということをしながら、しかし「沖縄の離職率は7.7％（2007年）で全国ワースト。」、それから「非正規労働者の割合は44.5％（12年）で、不安な雇用形態で働く人が全国一多い。」、それから「賃金水準は低く、全国平均の４分の３程度。」というようなことで、これからは「雇用情勢を示す数字が上向いている今だからこそ、雇用の質向上に取り組むことができる。」ということで、雇用の質向上に取り組みたいと。どうしても数字を追ってそこのほうにこれまでは重視してきたというのがありました。これのほうがより率直で私たちもまともに一緒に判断して、沖縄の雇用状況をこれからつくっていこうというときには、こういうような提案の仕方、取り組み方がやっぱり必要なんだろうと思います。そういう意味では、商工労働部と労働政策課、しっかり頑張ってください。ただ、やっぱり余り都合のいいような宣伝ばかりにならないようにしないといかんだろうと思います。

それで次に行きますが、８年前の知事選、観光客年間1000万人、10年後の2016年には1000万人を実現するという公約を出してきました。その2016年というとあと２年後ですね。あと２年後には1000万人ということになると、平成25年・26年の観光客数はこの1000万人に対してどれぐらいにならないといけないのか、何人になるのか、そのことを示していただきたい。それから、1000万人に対する25年度の達成率は幾らになるのか、そのことについても伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 仲井眞知事が就任した当初は、10年後の平成28年度に観光客数が1000万人を達成することを目標としていたということですね。その後、世界的な経済不況、それから東日本大震災等の影響を受けまして、平成28年度の達成が難しい状況となったことから、観光審議会の意見も踏まえて当初の目標年度を５年間延長して平成33年度と変更しております。

平成25年度の観光客数は、過去最高となる658万人を記録し、1000万人に対する達成率は約66％になります。平成26年度は690万人の目標に対して、４月から８月までの累計で約307万人と昨年度の同時期を大きく上回っておりまして、700万人を超える勢いだとい

うふうに認識しております。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　実は、４年前の知事選のときにも知事は1000万人､そのまま2016年と掲げているんですよ。これは2008年の公約であるだけじゃなくて、４年前の公約も2016年には1000万人やりますという、ちゃんと資料もありますから後で見せていいですけれども、そういう公約を掲げたものだからどうなんだと言ったわけです。しかし、実現不可能と。我々もあのときから実現不可能と言ってきましたので、そりゃそんなに簡単にできるものじゃないだろうということを言ってきたんで、実現不可能だから延期しましたと。その延期に対する比率も出したんですが、私は延期じゃなくて当初の公約との関係で申し上げたわけです。それで、実際には延期をして修正をして、その修正をしたものに対しては、実現していますとこういう回答だったと思いますので、これはこれ以上の議論はしません。

次の、小学校で30人学級というのが知事の８年前の公約でした、小学校で30人学級。ということは小学校１年、２年、３年、４年、５年、６年全ての学年で30人学級というのが知事公約だったんですが、現在１年生、２年生、３年生、４年生、５年生、６年生の小学校の学級定数、上限はどこに抑えているのか。40人学級、35人学級、30人学級というのがあるわけですから、そこは今現在どうなっているのかを伺いたいと思います。

誰が答えますか、教育長ですか、皆さんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時11分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　少人数学級についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、小学校１年生・２年生で30人学級、小学校３年生で35人学級を実施しており、国の標準よりも少人数の学級編制を行っております。また、小学校４年生から６年生では40人学級となっております。さらに、今年度から市町村等の意向も取り入れ、中学校１年生に35人学級を拡大したところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　教育長、これでいいんですか。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　国の基準よりいいというのは、日本全国、国の基準よりいいんです。これはもう今から20年以上前ぐらいから全国の基準は40人、それを各自治体でこの40人に縛られずにやっていこうということになりまして、一番最初に取り組んだのが私の記憶ではもう20年ぐらい前から秋田が取り組んでいたという記憶があるんですよ。ですから、みんなどこの県でもいいんです。沖縄もいいですよじゃないんですよ、むしろ沖縄はおくれているぐらいですから。そういう中で知事が30人学級というのを公約で出したんで相当期待していたけれども、これは国の予算の操作でやって、県の予算は１円もつかなかった。やっと８年目にして県単部分がついて少しこれまでよりもよくなった、教育関係者は喜びました。非常にそういう意味では取り組みがおくれたという、むしろ反省のほうが私は必要じゃないかと思っております。

次に進みます。

2010年（平成22年）の知事選の討論会で「沖縄に場所はどこにもない。日米安保条約を享受している日本全体で責任を持って引き受けてもらいたい。」、これはタイムスの記事です。それから「私は日米両政府が詰めた内容を見直して、「県外へ」と言っている。「県外へ」と言っているのだから、県内移設は入ってないことになる。」新報、と発言した。タイムス、新報の討論会があったはずです。現在そのことについてどう考えていますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　当時のタイムス、新報の討論がどうであったか正確には覚えておりませんけれども、まず普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い危険性の除去であります。政府が進める辺野古移設と沖縄県が求めている普天間飛行場の５年以内運用停止は、同飛行場の危険性を除去する現実的で具体的な解決策と考えております。

そして今おっしゃった中で、確かに私は県外移設というのを特に２プラス２の報告といいますか、まとめといいますか、あれを見直して県外というのをしっかり取り組もうというような意識も無論持っておりましたけれども、だからといって県外のみで県内は排除しているという意識は全くありません。ですから、何度もこの議会でも私が答弁をいたしました、県内ノーということは言いませんと。我々行政の責任を預かる者はあらゆる手段を持って、課題の解決、一日も早い危険性の除去というのに対応していくというのが私の基本的な考えでございます。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　知事は政策では、危険性の除去と日

米合意を見直して県外と、これは並列して書いてあるんですよ。(「上下に」と呼ぶ者あり) いや、上下というのはこれは関係ないですよ､あれは並列なんです。政策みんな上に書いてるのが全部であって、これは知事の勝手な解釈で文章上どこにも書かれてないし、討論会でもそんなこと言ってないんです。開き直って議会でこんな勝手な、自分でそこで言ったこともないことをずうっと言って、そのために次のものはあったんだとか、県内・県外というのは上を実現するためだったというのは、今まで言わなかったことを急に言い始めている。まさに開き直りそのものなんですよ。なぜかと言うと、なぜかと言うと、知事は県内は否定してないというけれども、もっとすごいことにはそのときの政策アンケート、それは皆さんの選対、知事に聞かれて書いたと思うんですが、政策アンケートでは「米軍普天間飛行場の辺野古移設」について伊波洋一さんもバツ、知事もバツつけているんですよ。三角でもない。マル､三角､バツの中のバツをつけているんです。今言うようなことじゃないんですよ。バツをつけたというのが大きいんですよ。バツをつけて何を言ったかというと、理由は、県民大会や名護市長選、県議会の決議等、辺野古移設は事実上不可能というのを回答に加えてバツつけたと。バツとつけたらこれは県内はあり得ないと、また討論会でも僕はさっき言ったようにあり得ないと言っているじゃないですか、知事は。討論会でも言って、アンケートでも県内はバツをつけて、辺野古の移設はバツをつけたのに、今このように開き直った発言するというのはいかがなものかと思います。

時間もないので次に行きますが、だからこれが知事は開き直っていると、いつの間にか勝手に推進役に変わってしまったと、公約違反だというのは当たり前の話なんですよ、知事。それだけはしっかり守ってください。

次に、カジノ導入について県民の合意ができているかどうかをお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 統合リゾートの導入の是非について県民が判断するためには、沖縄県における統合リゾートの姿などについて具体的なイメージを描き県民に示す必要がございます｡しかし､我が国におけるこの統合リゾートの姿を具体的に定める実施法案というのがまだ示されておりません。

それで沖縄県としましては、国会における関連法案の審議を注視しながら、引き続き統合リゾートの導入に関する検討を進め､導入に当たっては､具体的構想･計画を示しながらコンセンサスを得てまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里　米吉君 恐らく県民は、カジノ導入については、多くの人が僕は反対しているだろうと思います。県議会もそうだろうと思うんです。

実は、２年前の県議会選挙のときのアンケート結果がありますが、立候補者63人中反対が31、賛成７、どちらとも言えないが25人。当選者で数えるとカジノ導入反対24、賛成６、どちらとも言えない18、24対６で反対が多いんです。これは、決して県民の代表である県議会においても合意はやられてないと、こういうふうに押さえるべきだと思うんですが､どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 湧川部長からの答弁でも少し説明したことになるんだと思いますけれども、実は我々は直ちにそのカジノを含むＩＲについて導入をするとか、いつごろにそういうものを設置するとかというそういう具体的なことをやる前に調査研究が必要で、そしてそのＩＲの経済的な効果についての情報も集めて、そしてその上でプランをつくるわけです。そしてそのプランを示して、この内容で例えば皆さんの御意見はどうですかと、あるいはコンセンサスが得られるかどうかということをお諮りするということになります。

ですから今の段階で、もう既にこれはつくるものだということをはなから前提にするという、そのために調査研究をしているという認識です。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里　米吉君 カジノについては、いろんな意見があります。県議会でもいろんな意見がありました。むしろ反対の意見のほうがこれまでも強かったと思いますので、そこはしっかり頭に入れておいてください。

次､１人当たり県民所得､沖縄県の順位は今どうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 平成23年度の１人当たり県民所得、全国最下位47位となっております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里　米吉君 知事が全国中位を目指すんだと、このことも言ってきましたが、現在全国最下位なんですよね。45位、46位、47位が大体動かないんですよ、宮崎、それから高知、沖縄と。知事が目標にしている福井、福井とはどんどん差が開いています。どういうわけか福井は非常にいいんでしょうね。そういう意味では、全国の中位を目指すというのは、これなかなか

大変だけれども、沖縄の置かれている位置からいろいろほかの国も周辺の国も沖縄に目をつけ始めていますので、これは少しずつよくなっていかないと、せめて47位を45位ぐらいにはもっていくとかその辺から始めないと、中位中位と言っていつまでも達成できないでずうっと最下位で走らぬといかんということでは好ましくないなと思っていますので、目標の立て方をもう一度考え直したほうがよかろうと思っています。

次に、辺野古埋め立てについて、知事意見で「環境保全上不可能」としたと。そのことは防衛局の回答「工事の時に注意をしたり、専門家の指導」を受ければ解消されるものではないと思うんですが、知事の所見を伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時24分休憩

午後５時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 環境影響評価書に対する知事意見についての御質問でございます。

平成23年12月28日に提出されました「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書」につきましては、「周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える。」との知事意見を提出いたしました。

このことを受けて、防衛省では学識経験者等専門家から成る有識者研究会を設置し、当該研究会からの助言等を踏まえ評価書の補正を行っております。その後、補正した評価書をもとに公有水面埋立承認申請書が作成され、昨年３月22日に県に提出されたところであります。

県では、辺野古埋立承認申請について、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したものであります。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里　米吉君　２月の県議会でジュゴンの複数年調査のことを質問したら、これはもうできているんだと、現地調査結果に記載されているという話がありました。しかし、知事意見はそれを踏まえてもだめだということを言っているんだよということを言いました。なぜかというと、知事意見が問題にしているのは、３年間の複数年調査したと言うけれども、これは「環境影響評価のために実施された調査ではなく」と書いている。調査はしているけれども、環境影響調査のための調査ではない。「当該調査の手法及び調査結果については、住民等や関係市村長の意見が聴取されていない。」、こういう指摘をして問題だと言ってたんですよ。それをはぐらかして、いや、書かれていますからというようなことを言っていたんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事意見が提出された後、その有識者研究会の中で種々議論されたわけでございまして、その中で新たに工事にかかわる環境保全措置として23件の追加の環境保全措置がなされております。また、存在・供用に係る環境保全措置として14件、それからまた工事に係る環境保全措置で18件など、いろいろな追加される保全措置がされまして、県のほうに埋立申請書ということで提出されております。それを私どものほうで環境部の意見も聴取しながら審査を進めたところ、承認基準に適合しているという判断に至ったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里　米吉君　有識者研究会もいろんな指摘をしていますが、ウミガメについてもこれは実際にウミガメが産卵をしている、そこをどうするかという問題について結論出ていないですね。今後具体的に対応するになっています。同じことは、騒音などについても言えることで、実は……

○議長（喜納昌春君） 質問まとめてくださいね。

○新里　米吉君　大浦湾の騒音についても超過する場合があると書いてある。こういうことについて、よくこういう内容で承認に至ったなという感じを受けざるを得ません。

時間がありませんので、これで終わります。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ　グスーヨー。　チューヌトゥジュミ　ワンタマシナトーイビーグトゥ　ウタトールハジヤビーシガ　　ニージー　クンジー　サガチー　どうぞおつき合いをお願いをいたします。

社民･護憲、議席番号は、トゥーティーチにヤーチ、

18番、仲宗根悟です。方言で18番はトゥーティーチにヤーチと言うそうです。

それでは質問をいたします。

辺野古はゲート前の座り込み行動、海上行動と毎日が緊迫をした日を送っています。特に、海上においては海上保安庁の警備について、過剰警備が指摘をされております。この保安庁の警備、取り締まる法律の拡大解釈であり、到底通用しない論理であるというふうに考えます。そもそも刑事特措法は基地を守るための法律であって、防衛局の工事は適用外であるはずであります。海上保安庁の過剰警備によりけが人が出る事態も発生をし、早速抗議に第11管区海上保安本部へ行きましたが、海上の安全確保を繰り返すのみで反省の様子は全くない姿勢であります。全くもって情けないことであります。

私たち会派も海上の現場の視察調査を行いました。むしろ政府側が危険をつくり出している状況にあります。防衛局しかり、海上保安庁しかりであります。危険ですから近寄らないでくださいというようにスピーカーからの呼びかけが防衛局からありますが、現にフロート内、米兵がシュノーケリングで泳いでいます。そのことには何も言わない、触れないというような状況であります。まさに自己矛盾であるというふうに思います。海上の安全確保とは一体何なのか、抗議やボーリング調査に対する監視活動の排除行為にしか見えてなりません。また、この大浦湾の岸近くまで深いと。船長によりますと15メートルはあるというようなことでありました。よそにはないサンゴの形態があるんだというような説明でありました。まさに次の観光地を考えるのであれば、基地をやめあるいはカジノをやめ、そこを海中公園にすべきであります。そして観光振興に大きくつながる、寄与できるような自立経済の樹立に向けて飛躍ができる自然の活用をすべきであるというふうに思います。埋め立てて国有地にするよりも、むしろ県益につながるような方策をとったほうがまだ県益に有益になるというようなことでありますので、具体的な質問に入ります。

辺野古新基地建設に伴う設計変更の申請は、名護市の同意や許可がなくても工事を進められるとする内容のようだが、これまで国は、地元の理解が得られるよう丁寧に説明するとしていたが、地元の意思を無視し問答無用のやり方は余りにも強引な手法であります。県の見解を伺います。

嘉手納以南の米軍基地の返還は移設条件であります。移設先に嘉手納弾薬庫やトリイ通信施設などの黙認耕作地が予定され、耕作者は死活問題であります。到底許されるものではありません。施設移転は現在より基地機能強化されるものであり、負担軽減にはつながらない。以北は基地機能強化であります。県はどのように捉えているのか、考えているのか伺います。

次に、基地問題に関して伺いたいと思います。

米軍普天間飛行場から岩国基地へ移設されたとするＫＣ130空中給油機ですが、米軍普天間飛行場で訓練されているのが確認されております。負担軽減の実効性がない状況を県はどのような見解か伺います。

米軍普天間飛行場のＭＶ22オスプレイなどの航空機騒音規制措置で運用制限を超えての飛行が繰り返され異常な状態にあります。負担軽減はかけ声だけ、航空機騒音規制措置は形骸化され、米軍は守る姿勢は全くない。直ちに訓練の中止を求めるべきだと考えるが、県の見解を伺います。

嘉手納基地では米海兵隊のＡＶ８Ｂハリアー機が着陸時に出火事故を起こしました。その前にもＦ15戦闘機が白煙を上げて緊急停止をいたしました。相次ぐ事故は周辺住民の生命に危険を及ぼしかねない重大な事態であります。同飛行機の飛行を即刻中止すべきだと考えるが、県の見解を伺います。

次に、中部地域の道路網の整備促進に関してお聞きをしたいと思います。

道路は日常生活や産業経済活動、地域の振興・発展と活性化を促進する上で欠くことのできない社会基盤であります。沖縄中部地域の道路網の整備促進に関する要請がなされていると思いますが、どのような内容なのか。そして要請に対する県の考え方はどうか伺います。

次に、台風８号による被害に関してであります。

平成26年７月７日から９日にかけて沖縄県を通過した台風８号、この影響による豪雨などは各地に甚大な被害をもたらしました。とりわけ土砂災害や道路の冠水による通行どめなど、どのような状況が発生したか伺います。

嘉手納町から読谷村を通過する国道58号比謝橋付近の冠水は午前８時から午前９時ごろに発生し、朝のラッシュ時と重なり大渋滞、大混乱を引き起こしたことから、河川管理者、道路管理者、両町村の連絡体制を構築し速やかに道路利用者に情報が伝達できる仕組みづくりが必要であり、今後の対策について伺いたいと思います。

我が会派の代表質問との関連については削除をいたします。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　仲宗根悟議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、辺野古埋め立てに係る設計概要の変更についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

平成26年９月３日付で提出された「設計概要変更承認申請書」には、埋め立て等の工事について安全及び環境の保全に配意しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について埋立承認後も検討を継続した結果、計画変更に至ったと記載されております。計画変更を行う場合は、公有水面埋立法に基づき変更承認申請を行う必要があることから、法律にのっとり提出されたものであると理解しております。

次に、台風８号による被害についての御質問の中で、土砂災害や道路の冠水状況についての御質問にお答えいたします。

台風８号の豪雨によります崖崩れ等土砂災害は、北中城村安谷屋地区等７カ所で発生しております。また、道路冠水は、国道58号の読谷村比謝など30カ所で発生し、６カ所で通行どめとなっております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　台風８号による被害についての御質問の中で、道路冠水時における情報伝達体制についてお答えします。

県では、現在、県内18の２級河川について、水位や雨量をＮＨＫデータ放送で県民に情報提供しております。また、水位周知河川に指定している８河川については、所在市町村を初めとする関係機関へ水位情報を伝達しております。道路規制情報については、日本道路交通情報センターを活用して道路利用者へ提供しております。しかし、今回の道路冠水では臨機な対応が必要であったことから、「災害時における放送要請に関する協定」を活用し、放送機関を媒体とした随時の速やかな情報提供に努めていきたいと考えております。さらに、緊急速報メールを活用した個人携帯電話への情報提供も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、嘉手納以南の施設移転は嘉手納以北にとっては基地機能強化であるとの趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、昨年４月に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」は、総体として米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実に実施されることが必要と考えております。同計画におきましては、キャンプ・キンザー等の施設の一部がキャンプ・ハンセンや知花弾薬庫等に移設されることが示されておりますが、このことが基地負担増とならないよう、政府として考慮すべきであります。また、計画の推進に当たっては、政府は、移設先となる地元へ丁寧に説明し、地元の意向に十分配慮することが重要であると考えております。

次に、ＫＣ130の普天間における訓練についてお答えいたします。

普天間飛行場所属のＫＣ130については、８月26日に全機、岩国飛行場へ移駐が行われております。その後、同機種は何度も普天間飛行場に飛来しているのが確認されております。

県としましては、かねてから普天間飛行場負担軽減推進会議の場において、ＫＣ130の移駐が実効性を持ち市民が実感できるものであるよう運用に配慮することを強く求めているところです。現在、政府において移駐の効果を確認するため調査を実施しており、県は宜野湾市とも協力し、負担軽減措置を実効性あるものとするよう取り組んでまいります。

次に、航空機騒音規制措置についてお答えいたします。

県では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音について、関係市町村と連携しながら騒音測定を実施し、把握しているところであります。平成８年に日米両政府で合意された航空機騒音規制措置については、米軍の任務に必要とされる場合、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっており、飛行場周辺の住民の負担を軽減するためには、同規制措置の厳格な運用が必要であると考えております。去る９月12日には、県内の米軍及び日米両政府機関に対し、平成25年度航空機騒音測定結果を踏まえ、米軍機による航空機騒音の軽減措置等について要請を行ったところであります。

県としましては、今後とも騒音の実態調査を行うとともに、地元市町村とも連携しながら、航空機騒音の軽減に向けて一層の改善を図るよう日米両政府に働きかけていきたいと考えております。

次に、ハリアー及びＦ15戦闘機の飛行中止についてお答えいたします。

県は、これまで米軍航空機関連の事故が発生するた

びに、米軍を初め関係機関に対し事故の再発防止及び安全管理の徹底を強く求めてきたところであります。去る９月４日に発生したハリアー機の着陸後の火災について、県は、具体的な事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を米軍及び沖縄防衛局に対し強く求めたところですが、現在、米軍から事故原因について説明はありません。

県としましては、航空機に関連する事故は県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保について米軍及び日本政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　中部地域の道路網の整備促進についての御質問の中で、中部市町村会からの要請についてお答えいたします。

沖縄中部地域の道路網の整備促進に関する要請は、ことし５月に道路整備促進期成同盟会全国協議会の総会に合わせて、国土交通省や内閣府、地元選出国会議員に対して中部市町村会として行われたものであります。要請の内容は、ハシゴ道路ネットワークにおける東西連絡道路の充実のほか、沖縄都市モノレール延長や沖縄西海岸道路、国道58号北谷拡幅等の整備促進となっております。これらの要請内容については、沖縄21世紀ビジョン基本計画にも位置づけられた基盤整備であり、県としても強力に推進を図っていく考えであります。

なお、米軍施設嘉手納弾薬庫地区を横断するいわゆる沖縄読谷道路については、読谷村と連携し、可能性について沖縄防衛局へ問い合わせを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　それでは再質問を行いたいと思います。

辺野古の新基地建設に反対する市民団体の座り込みなんですが、この抗議行動に対しての監視活動ですね、支援者は日増しにふえているというようなことであります。また、２度にわたる現地での集会ですが、ゲート前それから浜の集会がありましたけれども、これの周知は確かに新聞記事のみだったというふうに思っていますが、ただ、それがはるかに予想を超えるような参加者があったと。それほど県民の関心が高いということを裏づけているんだというふうに思っています。知事が承認した後の県民世論は74％、そしてボーリング開始直後が80％、新基地建設には反対だというような県民意思があらわされました。そしてまた、今回変更申請が出されているわけですけれども、これはもちろん私たちは不承認にすべきだというふうに思っています。その判断は、ぜひこれは知事選後、信を問うてからやるべきだというふうに考えていますが、いかがお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時12分休憩

午後６時12分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　変更承認申請に関する御質問でございます。

これらの変更承認申請は先ほども知事のほうからお答えしましたとおり、法律にのっとって提出されたものであり、私どもも関係法令にのっとって審査をしていきたいと考えております。

なお、現在、私どものほうでは審査中でございまして、これから環境部やあるいは農林水産部に環境の件、あるいは水産資源の件について意見を聴取し、それを参考として審査を進めていきたいと考えております。

なお、こういった設計の概要の変更に係る標準処理期間というものを行政手続法に基づいて定めておりまして、これが44日ということになっておりますので、この定めを踏まえつつ今後審査等を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　この設計概要変更承認申請書、まずは先に出されたこのアセスとの関連も非常に強いというふうに思うんですね。それで、その申請書を含めて補正書、これを直ちに県民に公表すべきだというふうに思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　変更承認申請書、この設計概要の変更承認申請書につきましては、告示・縦覧やあるいは地元市町村長意見の聴取及び利害関係者の意見聴取等の手続を行うことにはなっておりませんので、法のルールに従って審査を進めていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　これは少なくとも環境を変更するに

は、この環境アセスそのものもやり直しが必要と思うんですが、その環境アセスのやり直し、そういうことも求めるべきだというふうに思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時14分休憩

午後６時14分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　アセスの公告後の事業計画変更につきましては、アセスのやり直しの要件が環境影響評価法の中で決まっておりますけれども、今回出てきました４事案につきましては、これは環境影響評価制度で言う諸元の変更には該当しないため、これについてはアセスの再実施をする必要はないということになります。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　県民としては、環境に影響というのが非常に懸念をされる事案ですよね、まさに。これは随分論議されているとおりですよ。申請がどのような形で環境交渉にさわるのかということをやはり県民は知るべきだというふうに思いますので、公表を含めてぜひ検討していただきたいと思います。

それから次の質問に移りますが、今度は基地問題についてです。

けさ、やりとりの中でＫＣ130は移設をして、それでその騒音は減っているんだというような言い方をされていましたが、嘉手納飛行場、そして普天間飛行場を合わせて配備されている航空機は一体何機あるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時15分休憩

午後６時16分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　この配備機数につきましては、かなりそれぞれの捉え方で違ってくるんですけれども、嘉手納飛行場が約100機、98機という数字もございます。それから普天間飛行場が約60機というふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　嘉手納・普天間を含めて両方で合計160機が配備されているということなんですが、これは外来機を含めると一体全体どのぐらい軍用機が飛び回っているというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　なかなか外来機がどれぐらい飛んでいるか、飛来しているかというものは米軍も公表しておりませんで把握はしにくいんですけれども、ちょっと今、数字を持ち合わせておりません。むしろ外来機の騒音といったものが負担になっていると、そのように宜野湾市長はおっしゃっておられます。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　常駐機で160機、それから外来機が来るということになると200機近い軍用機が飛び回っているというような状況になるわけですよ。だからこれが私たちの感覚として、沖縄県民の感覚としては多過ぎるんだと。そして火災が発生したり何らかのトラブルや事故、部品や物を落下したり数が多過ぎるのが原因だというふうに思っているんですよ。そのことが皆さんは原因だと思いませんか。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　この飛行場だけをとりましても沖縄の基地負担というのは過重である。まさに嘉手納・普天間この両飛行場はその象徴であろうと思っております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　こういったトラブル、事故ですとかあるいは騒音の問題の改善が一向に県民としては実感があらわれてないということなんですよ。その点について、県はもっと毅然たる態度で臨むべきだと思うんですが、その辺についてはどのような方策で毅然とした態度をとる方法、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　基地の整理縮小ということでございまして、航空機の事故さらに騒音といったものをとにかく低減するということが基地問題の最も大きなテーマでございます。その最たるものは、御承知のように普天間飛行場の問題でございまして、この普天間飛行場を一日も早く移設・返還させるということが最大の課題であると考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　皆さんは機会あるごとに要請をしているんだということなんですが、一向に改善の姿が見えないということでいら立っているわけですよね。そしてまた、住所を変えても勤務地がまた沖縄なんだと。そして何の変化もないわけですよね。落下事故やあるいはハリアーのような事故も頻繁に起こる。しかも、航空機騒音規制措置も守らず、夜間も爆音をまき散らして飛び回るということで、もうたまったものではないわけですよね、県民としては。ぜひ毅然とした態度、ここはもう知事自身から毅然とアピールする場を設け

てやるべきだということを指摘して次へ移ります。

３番目の道路行政ですが、中部地域の道路網の整備促進に関していろいろ項目がありましたけれども、この２点をお聞きしたいんですが、北部・南部を結ぶ国道58号の西海岸道路、この辺の進捗状況はどうなっているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時21分休憩

午後６時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 西海岸道路は、現在、国のほうにおいて整備が進められておりますけれども、事業化している区間７地区、10区間ほどございまして、事業化の延長でいきますと36.6キロメートルで73.2％という進捗率になっております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君 進捗してもらうように国に要請をぜひお願いをしたいと思います。そしてまた、部長、先ほど沖縄読谷道路ですね、こちらのほうは関係する防衛局も加わって協議を始めているというような答弁をされていましたが、確かに前回の議会の中で必要として検討した経緯もあることから、読谷村、沖縄市とともに関係する防衛局などとも相談をしてみたいとおっしゃったその延長だったと思うんですが、これは県が呼びかけて防衛局も協議に入ったということでよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） このいわゆる沖縄読谷道路というはしご道路の横のラインでございますけれども、できれば必要な道路として考えておりますけれども、やはり嘉手納弾薬庫地区をまたぐものですから、その状況については沖縄防衛局を通じて米軍等の協議が必要ということで、現在、読谷村と連携して県のほうから問い合わせなどを行っているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君 もちろん軍用地を通ることなんですが、今後この協議自体をどういうふうに重ねていかれるのか、方向性というのはありますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、嘉手納弾薬庫地区についての状況が県のほうでは全くよくわかりません。全ての地区内について道路を通すことができないのか、あるいは場所によっては道路の可能性があるのかというようなことについて、現在問い合わせを行っておりますので、回答がもしあれば、そのことについて次のまたステップに進んでいくというような形になろうかと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君 詳しいやりとりの中身はこの議場の場では聞きませんが、ある一定程度協議の場が持たれたという意味では評価をしたいというふうに思っております。さまざまな課題がある路線だと私もそう思いますよ。計画道路に向けた構想道路であるとか、こういう位置づけに向けてぜひ鋭意努力しながら協議を重ねていっていただきたいというふうに要望申し上げたいと思います。

最後に、今度は台風８号ですね。

利用者にその情報がなかなか伝わらなかったということで、大分車の中で立ち往生しながら待ったというような話も聞くんですよ。この大混乱を引き起こす原因というんでしょうかね、どこにあるのかということを突きとめていますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、道路の冠水でございますけれども、これは基本的には河川整備がまだ終了していないというようなことが大きな原因であろうと思います。したがって、まず私ども土木建築部としましては、現在行っている河川整備を促進する必要があるということで考えております。そしてまた、道路が冠水し通行どめになったときに、その情報などをいち早く道路利用者などに提供していくという仕組みがきちんとできていなかったという部分は反省点としてあろうかと思います。先ほど副知事のほうからも答弁させていただきましたけれども、臨機な対応ができるようなことをやっていかないといけません。現在でも通常時でも日本道路交通情報センターに道路のそういった情報は提供しておりますけれども、そういった冠水が起きた場合の臨機な対応ができるように、放送機関などを媒体とした情報提供が今後できないだろうかというようなことを検討していくことが一つ。

それからあともう一つは、緊急速報メール、これはいろんな活用の仕方があろうかと思いますけれども、個人携帯電話へ直接その情報提供ができれば、道路利用者にも大きな利便になるのではないかというふうなことで検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君 今、携帯電話からの情報提供をしたいというようなお話もありますけれども、遭遇した方々が携帯電話でやりとりしながら、あるいは映像も送りながら情報を出しているようでありますけれど

も、スマホを持っている方、携帯のみの方いろいろありますから、この辺は遠く本部から那覇まで５時間もかかったという事例もありますし、ここはラジオを通して緊急に流れる仕組みづくりといいましょうかね、そういったことも必要ではないかというふうに思っています。今後の水害時における利用者、道路の利用者が速やかに対応できるような仕組みづくり、ぜひ整えるべきだというふうに思っています。そして、この国道58号比謝橋は沖縄市から流れてくる比謝川と、そして読谷村の弾薬庫地域から入ってくる長田川の合流地点が比謝橋なんですけれども、特に今回氾濫をしたと思われる箇所は把握しておられますか

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　その当時の写真とかいろんなデータで把握はいたしております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　比謝川、長田川、どちらが引き起こしたというお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　実は、その原因ですね、冠水し通行どめに至るまでの経緯については、あのあたりに監視カメラ等を設置しておりませんので、そこはちょっと状況的にわからないと。冠水した後、比謝橋のほうから長田川の区間でかなりの部分冠水していたというような状況は把握しているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　これは役場とも話をしてみたんですが、どうも長田川ではないのかというようなことなんですね。この長田川というのはたびたび大雨のたびに川沿いが冠水したり、その意味で公園整備の導入が非常に難しいんだと。そして、たびたびそこには堰の撤去だとか改良といった要請が、検討してほしいというような内容で来ているんですが、企業局としてこの堰の問題、どのようにとらえていますか。

○議長（喜納昌春君）　企業局長。

○企業局長（平良敏昭君）　お答えいたします。

比謝川とそれから今おっしゃった長田川、非常に企業局の水源として重要な役割を果たしております。下流の合流部に堰を設けて、それで長田川取水ポンプ場から現在取水しているわけですが、今回の局地的な大雨で堰も氾濫の一要因になっているというようないろんな御指摘も読谷村からもいろいろ要望がありました。この間も下流堰の撤去あるいは可動堰にしてほしいとかいろんな要望があります。ただ、可動堰になるとかなりの金額がかかるということでとても対応できないと。ということで、今回図らずもそういうような氾濫、道路が水没するというような事態を引き起こしたという一要因ということになっているわけですから、私どもとしては、読谷村それから嘉手納町とも意見交換しながら、下流堰の撤去あるいは何らかの方法を含めて緊急に今年度、予算を流用してでも調査をして、どういう対応をするかの結論を出していきたいということで、今大至急検討を急いでいるという状況です。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　局長、この堰を取っ払った場合に、どういった課題というのが発生いたしますか。

○議長（喜納昌春君）　企業局長。

○企業局長（平良敏昭君）　嘉手納町の屋良公園、親水性の公園としての問題、もう一つは、下流堰を撤去した、我々の堰を撤去したときに泥等が港のほうに流れていく可能性、そういうことでその辺の懸念材料を先日読谷村の村長にかわって副村長さんが要請に見えていましたけれども、いろんな問題を一応話し合いをしました。企業局は毎年、堰のところのホテイアオイ等の草を除去したり、あるいは２年に１回は千数百万を投じて堆積泥の撤去等をやっておりまして、こういう問題が仮に堰を撤去した場合にどうなるのか、この辺の問題もいろいろ検討しないといけないというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　土建部長、今、お聞きしたらいろんな課題があって、堰も取っ払えない。そうするとまだ冠水の騒ぎといいましょうかね、今後も起こり得ることだと思うんです。先ほど、県内に６カ所の交通どめがあったということなんですが、県道74号線、嘉手納から沖縄市を通る道もそうだと聞きました。そして県道６号、仲泊までもそうだと。58号、野国の誘導灯のところもそうだったということで、嘉手納や読谷は孤立状態にあったということなんですよ。ですから、もう一本の道が欲しいよという話なんですよ。どこにも行けないということになりますと、今度は軍用地であってもぜひ災害道路としての機能も備えた道路ですから、ぜひとも道１本を沖縄市まで通してもらいたいというのが切実なるこちらの願いなんですよね。今、お話を聞いたように、冠水騒ぎでいろいろ封鎖されて経済的にも非常に支障を来すという意味では、道一つはぜひもう一本その一つのほうへ向けていただきたいというのが切なる願いですので、どうぞ鋭意努力されて協議を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　国道58号の冠水は冠水で、これは何とか対策を講じる必要がございますし、また、いわゆる沖縄読谷道路につきましても、今、沖縄防衛局に申し入れを行って、いろいろとその可能性を検討しているところですので、これもまたしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○仲宗根　悟君　ちょうど時間となりましたので、終わります。

○議長（喜納昌春君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時35分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　安　弘

会議録署名議員　奥　平　一　夫

平成26年９月30日

平成26年
第　５　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　５　号）

平成26年
第 5 回　**沖 縄 県 議 会 （ 定 例 会 ） 会 議 録 （ 第 5 号 ）**

平成26年 9 月30日（火曜日）午前10時 2 分開議

議　事　日　程　第5号

平成26年 9 月30日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第 27 号議案まで及び認定第１号から認定第 23 号まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
甲第２号議案　平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第５号議案　沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例
乙第８号議案　薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第９号議案　沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例
乙第12号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　工事請負契約について
乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　財産の取得について
乙第20号議案　訴えの提起について
乙第21号議案　損害賠償請求控訴事件の和解について
乙第22号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第25号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第26号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第27号議案　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成25年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成25年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	13　番	島袋　大　君
副議長	翁長政俊　君	14　番	中川京貴　君
1　番	上原　章　君	16　番	座喜味一幸　君
2　番	砂川利勝　君	17　番	呉屋　宏　君
3　番	具志堅　透　君	18　番	仲宗根　悟　君
4　番	又吉清義　君	19　番	崎山嗣幸　君
6　番	儀間光秀　君	20　番	山内末子　さん
7　番	新田宜明　君	21　番	瑞慶覧　功　君
8　番	仲村未央　さん	22　番	渡久地　修　君
9　番	玉城　満　君	23　番	大城一馬　君
10　番	西銘純恵　さん	24　番	嶺井　光　君
11　番	比嘉京子　さん	25　番	前島明男　君
12　番	吉田勝廣　君	26　番	照屋守之　君

27番	新垣良俊君	40番	浦崎唯昭君
28番	仲田弘毅君	41番	新垣哲司君
29番	新垣安弘君	42番	具志孝助君
30番	當間盛夫君	43番	新里米吉君
31番	照屋大河君	44番	髙嶺善伸君
32番	狩俣信子さん	45番	奥平一夫君
33番	赤嶺昇君	46番	玉城義和君
34番	新垣清涼君	47番	玉城ノブ子さん
37番	金城勉君	48番	嘉陽宗儀君
38番	糸洲朝則君		

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	高良倉吉君	会計管理者	島田勉君
副知事	川上好久君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
知事公室長	又吉進君	総務部財政統括監	前田光幸君
総務部長	小橋川健二君	教育委員会委員長職務代理者	富川盛武君
企画部長	謝花喜一郎君	教育長	諸見里明君
環境部長	當間秀史君	公安委員会委員	金城棟啓君
子ども生活福祉部長	金城武君	警察本部長	加藤達也君
保健医療部長	仲本朝久君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	下地明和君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長與儀弘子さんは、別用務のため本日から10月２日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に公安委員会委員金城棟啓君、10月１日及び２日の会議に同委員会委員与世田兼稔君の出席を求めました。

○議長（喜納昌春君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対す

る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。
崎山嗣幸君。
〔崎山嗣幸君登壇〕
○崎山　嗣幸君　おはようございます。
早速ですが、一般質問をさせていただきます。
まず、知事の政治姿勢についてでありますが、来る11月16日の知事選挙に仲井眞知事も翁長那覇市長も出馬を表明しております。知事は、翁長那覇市長との政策の大きな違いは何か伺いたいと思います。
(2)点目、2013年１月28日に41市町村長や県議会などがオスプレイ配備反対と普天間基地の閉鎖及び県内移設断念を求めて安倍首相に建白書を手交し、要請をしました。知事は、この建白書の意義をどう捉えているか認識を伺います。
(3)点目、知事は、辺野古埋立承認の是非を今知事選挙で最大の争点として県民に信を問う覚悟はあるのか伺います。
(4)点目、沖縄防衛局は９月３日、県に対して埋立工事４件の設計変更を申請しました。これは、地元名護市から同意を得られないからであり、県の承認の実効性が否定されております。この審査は新しい知事に委ねるべきではないか伺います。
(5)番目、沖縄防衛局は、８月14日から、ブイ、フロートを設置し、掘削工事を強行しております。海上保安庁は巡視船、警戒船を繰り出し、反対し、抗議する県民の首を締め上げ、海中に頭を沈める暴力的な行動も出ております。提供水域外でも安全確保を名目に強制排除をしている。これらの行為は、法的根拠のない過剰警備であります。県の見解と対応を伺います。
(6)点目、政府は、負担軽減と称して普天間基地のＫＣ130空中給油機15機を岩国基地に移駐しておりますが、在沖海兵隊は移駐後も訓練は沖縄で続けるとしております。これは訓練の危険性、騒音被害など見せかけの負担軽減でしかないと思います。県の見解と対応を伺います。
２点目、カジノについて。
2010年の知事公約は「県民合意が得られなければ導入しない」でした。ところが、2013年12月17日沖縄政策協議会で突如カジノの候補地に沖縄を入れるよう要請をしております。刑法が禁じる賭博としてのカジノ合法化法案はまだ国会審議に入っていないにもかかわらず、県は、県民への説明、合意形成を後回しにしてカジノ誘致に手を挙げ、これまで多額の調査委託費や基本構想の策定を先行させております。県民の声も聞かず既成事実を積み上げる手法は公約違反ではないのか伺います。
３点目、５歳児幼稚園、義務教育無償化について。
文部科学省は、現行の幼稚園、保育所、こども園などの枠組みを維持したまま５歳児の義務教育無償化の検討をしております。沖縄県の幼稚園教育は、他県と違い、小学校と併設し、幼小連携が確立されております。この沖縄県の特徴を生かすためにも2011年３月の県議会決議や教育長が答弁したように、幼稚園の義務教育無償化の実現を図るべきであります。教育長の見解を伺います。
４点目、県管理河川への豪雨対策について。
(1)、昨今、ゲリラ豪雨などの発生により、土砂崩れ、土石流、河川の氾濫が起こり、家屋の損壊だけではなく住民の死亡など痛ましい災害事故が広島でも起こっております。予測困難なゲリラ豪雨は年々増加の一途であり、万全な再発防止策が問われております。県管理の河川でも、これまで集中豪雨などにより、河川の氾濫、地盤沈下、浸水、人命事故等が発生しております。安里川水系、安謝川水系、国場川水系でのこれまでの災害の発生と再発防止策を伺います。
(2)点目、安里川水系の松川一帯の住民から、鉄砲水により地盤がえぐり取られ空洞化したり、建物の基礎部分にひび割れ、コンクリートの剝離、膨張の疑い、石積み護岸への不安などの訴えが出ております。現況調査と対策を伺います。
以上でありますが、再質問は指定席から行いたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。
崎山嗣幸議員の御質問に答弁をいたします。
まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、翁長那覇市長との政策の違いについてにお答えいたします。
翁長那覇市長の政策等が具体的には明らかにされておりません。現時点での評価は差し控えたいと思います。
次に、同じく知事の政治姿勢についての中で、埋立承認と知事選の争点についてにお答えいたします。
沖縄県政にはさまざまな政治、行政分野があり、基地問題ばかりではなく、離島問題、そして教育、医療、福祉、産業振興など多くの解決すべき課題を抱えております。これらの課題がそれぞれ争点になるものと考えております。
次に、カジノについての御質問で、統合リゾートと公約との関係についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

昨年12月の沖縄政策協議会における要請につきましては、カジノの合法化につながる関連法案が国会に提出され、我が国においてもカジノの導入に向けた法整備が開始されたことを踏まえ、沖縄県としましても産業振興を図る観点から、関心を持っていることを伝えるために行ったものでございます。

統合リゾートは、経済波及効果の面で大きなメリットがあると言われており、沖縄県でも想定される懸念事項への対応策を含め調査研究を続けております。国会においては、関連法案の審議が始まっており、沖縄県としましては、その審議を注視しつつ、引き続き統合リゾートの導入に関する検討を進め、導入に当たっては、具体的構想・計画を示しながらコンセンサスを得てまいるつもりでございます。したがって、公約違反では全くありません。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、オスプレイ配備及び普天間飛行場移設に関する建白書についてお答えいたします。

御質問の建白書については、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等の連名において安倍総理等に提出されたものと承知しており、その取り扱いについてはさまざまな立場とお考えがあると伺っております。埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合しており、承認したところであります。

次に、海上保安庁の活動に対する見解についてお答えいたします。

海上保安庁によれば、海上保安庁法第２条及び第18条第１項に基づいて活動しているとのことであります。活動に当たっては安全に配慮し、関係法令にのっとって適正に行われるべきであると考えております。なお、反対する方々もルールを守って意見を表明すべきであると考えております。

次に、ＫＣ130の沖縄での訓練についてお答えいたします。

普天間飛行場所属のＫＣ130については、８月26日に全機、岩国飛行場へ移駐が行われております。その後、同機種は何度も普天間飛行場に飛来しております。県としましては、かねてから普天間飛行場負担軽減推進会議の場において、ＫＣ130の移駐が実効性を持ち、市民が実感できるものであるよう運用に配慮することを強く求めているところです。現在、政府において移駐の効果を確認するため調査を実施しており、県は宜野湾市とも協力し、負担軽減措置を実効性あるものとするよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古埋め立てに係る設計概要の変更についてお答えいたします。

平成26年９月３日付で提出された「設計概要変更承認申請書」には、埋め立て等の工事について、安全及び環境の保全に配意しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について埋立承認後も検討を継続した結果、計画変更に至ったと記載されております。また、変更内容は、１、工事用仮設道路の追加、２、中仕切り護岸の追加、３、美謝川切りかえルートの変更、４、埋立土砂運搬方法の一部変更の４項目となっております。これらの変更は公有水面埋立法第42条第３項により準用する同法第13条の２に規定される設計の概要の変更に当たることから、変更承認申請が必要であり、法律にのっとり提出されたものであると理解しております。

なお、設計の概要の変更に係る標準処理期間は44日と定めていることから、この定めを踏まえつつ審査等を行ってまいりたいと考えております。

次に、県管理河川への豪雨対策についての御質問の中で、安里川水系などのこれまでの災害発生と再発防止策についてお答えいたします。

安里川水系は、安里川、真嘉比川、久茂地川、潮渡川の４河川、安謝川水系は安謝川の１河川、国場川水系は、国場川、長堂川、饒波川の３河川となっております。

過去10カ年の各河川における主な水害といたしましては、安里川水系では、平成19年８月11日の豪雨により、安里川で床上浸水113棟、床下浸水５棟、真嘉比川で床上浸水５棟、床下浸水４棟が発生しております。安謝川水系安謝川で平成19年８月11日の豪雨により、床上浸水２棟が発生しております。国場川水系では、浸水被害は発生しておりません。氾濫の主な原因は、想定以上の豪雨及び河川整備のおくれによる流下能力の不足が挙げられます。

県といたしましても、氾濫の解消は急務と認識しており、地元の協力を得ながら早期整備に取り組んでまいります。

同じく県管理河川への豪雨対策についての御質問の中で、安里川護岸の現況調査等についての御質問にお答えいたします。

安里川の一部の護岸について、住民から危険であるとの指摘があったことから、平成25年度に護岸の定点観測や洗掘状況等の調査を行っております。その結果、洗掘やひび割れが拡大するなどの兆候は確認されませんでした。しかしながら、将来的なひび割れの拡大による護岸への悪影響が懸念されることから、今年度ひび割れの補修対策工事を行うこととしております。

今後とも、護岸の安全性を損なうことがないよう適切に管理、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは５歳児幼稚園、義務教育無償化についての御質問で、５歳児幼稚園の義務教育無償化についてお答えいたします。

2011年３月、県議会決議の沖縄型幼児教育支援制度につきましては、国と調整してまいりましたが、沖縄の幼稚園教育の特殊性を認めてもらえず実現できませんでした。現在、国においては、幼児教育の無償化に段階的に取り組んでおり、今年度は、５歳児の生活保護世帯と多子世帯の無償化が行われ、保護者の負担軽減がなされております。

幼稚園義務教育化につきましては、教育再生実行会議において学制改革の検討が行われていることから、今後とも国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では再質問を行いたいと思います。

まず知事の政治姿勢の１点目でありますが、先ほど知事と公室長の答弁で、建白書とそれから11月の知事選挙の争点についての件なんですが、知事は翁長雄志市長の具体的な政策はわからないと。それから建白書の意義も公室長はさまざまな立場があるということで論評を避けたというように受けとめておりますが、これは御承知のように、建白書が知事と翁長雄志那覇市長との決定的な違いになったと私は思っています。知事は去年の12月17日の沖縄政策協議会を受けて埋め立てを承認しておりますが、翁長雄志那覇市長は、建白書の意義を強調して辺野古新基地建設断固反対と、知事の埋立承認が争点になると言っているんです。そこは含めて、知事は建白書の趣旨に対しても論評できないのか、あるいは今言っているところが争点というのはそれぞれ立候補の表明をしておりますので、明確になっております。そこは政治的な争点という意味では建白書の意義を認めるか認めないかということを私は思っていますが、知事それはどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 建白書については先ほど公室長が答弁したとおりでありまして、議員がそう思われているなら議員はそういう御意見を持っているということで受けとめておきましょう。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　ここは私は知事に明確に聞いたんですが、やっぱり信を問うという意味では知事がみずから承認をしたのでありますから、堂々と受けてたつという覚悟が私はあるべき姿だと思いますが、それは知事は先ほど答弁したとおりでよろしいんですか。いまいち覚悟がないというのか。いかがですか、それは。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員は建白書を持ってきていろいろとおっしゃっていますけれども、受けてたつというより私は次の県知事選に立候補しようということで、その意味を理由は出馬表明で申し上げたとおりでありまして、世界一危険な普天間飛行場のその周辺、宜野湾に住んでいる人々の命と暮らしを守るためにきちっと解決をする。そして21世紀ビジョンをしっかりと実現していく、その軌道に乗せる、この２つを中心に私は考えておりますから、今議員が建白書を持ち出されておまえはどうかと聞かれても、それは私の政治的な行動のポイントとは全く別で、それは議員のお考えだというふうにしか理解できません。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、建白書に示されたオスプレイの件で１点聞きますが、知事はヘリやオスプレイについては県外へ移して、５年以内の普天間基地の運用停止を実現するという話をしておりますが、これは最近の報道では米太平洋軍のロックリア司令官は、辺野古が完成する9.5年までＭＶオスプレイは普天間で運用するということを述べておりますよね。しかもこれは日本政府からは要請はないということでおっしゃっておりますが、知事が言っているこの建白書でオスプレイ配備反対も含めて示されたことに対しては、県民の意思、41市町村長、県議会の総意だったということを私は言っている。そのことを受けて知事はオスプレイは県外に移設するということを運用と言っていますが、これは今言っている米軍の司令官から言わせるならば、普天間を引き続き運用すると言っているんですよね。これは知事どうお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　沖縄の特にメディアとか新聞系の人々がいろいろな司令官に会われて――会われたかどうかわかりませんが――こう言っている、ああ言っているという趣旨の記事がたまに載りますけれども、これはその人が２国間の安全保障条約や地位協定に基づいて置かれている基地の運用について責任をちゃんと持たされてどうこうするというのがその人の権限に入っているかどうかも含めて、わからない人の発言をそのまま引用した感のあるようなものを一々取り上げては我々仕事しておりません。必要なことはきちっとした外交ルートに乗って我々は自分の意思を伝え、しかもそのルートでもって仕事をしないとこれはなかなか現実のものになりませんよ。

そして一方でまた、オスプレイについては確かに県民の不安がまだ払拭されてないのではないかという感じは私持っております。ですから、これは今来ている24機の半分ぐらいはまず早目に拠点を散らしなさいということを政府に申し入れ、政府はその方向で実現に向けてやりましょうとこういうことで来ております。そして残りは５年以内に、せめて５年以内にきちっと再配備をして県内から持ち出してもらいたいとこういうことを言っておりますし、そういう方向で政府は検討していると私は思っております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　知事、これは実現性がないということを私は言っているんで、これは知事がおっしゃるようにマスコミからしか知らないので、だから議会で知事は堂々とこの内容について信頼ができるような答弁をしてくださいと私は言っているんであって、これが知事が言うように政府が検討したらできると言っているんですから、これは我々が信頼できるような答弁を下さいと私言って、それでしかもこれはこの件の動きに関して政府の防衛大臣は９月の記者会見で、これは米側に正式に打診するかわからないと言っているんですよ。これはじゃ知事、政府がそういう答弁することについて、これはしっかりやっているということで我々に納得のできる答弁をやってください、では。マスコミからではなくて、どうぞ。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩下さい。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　答弁させていただきます。

今御指摘の防衛大臣の発言というものは、今議員の御質問で判然としませんけれども、恐らく江渡大臣が就任の際の記者会見で、５年以内の運用停止についてはこれは正式なものではないという趣旨の発言をしたという報道、これが基礎になっていると思われます。

この発言につきましては、その後菅官房長官が来県されて知事とお話をされた際に、政府としては５年、その終期についてもしっかり明言されましたし、その後江渡大臣も政府としては県の要望している４項目については着実に推進するという趣旨の発言をされております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　次行きます。

埋立工事変更についてでありますが、埋立工事４件の工法変更でありますが、これは明らかに名護市の許可を不要にすることが目的ではないかと私も思っています。地元自治体の反対を押し切って埋立承認をした知事は、やっぱり懸案事項が解決できないということが実証されたんではないかなと思っています。

今回のこの設計変更は埋立承認願書のように環境保全に十分配慮されているか、また慎重に検討する必要があるというふうに思っています。名護市長はこの作業ヤードとしての漁港利用については重大な支障が起こるということで反対しておりますが、知事はこの漁港管理者である市長に埋立承認を得るときは漁港漁場整備法第39条第８項の規定の同意を得ることになっていると思いますが、この条項については手続はどうだったのかについて答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時32分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　御質問の漁港漁場整備法に関する許認可が承認の場合必要かということについて、農林水産部のほうで水産庁に問い合わせしましたところ、免許の場合は必要であるけれども、承認の場合は必要でないというふうな回答を得たというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この漁港漁場整備法39条８項についての趣旨は、多分に漁港の利用上、重大な支障があるということで名護の市長は確かに何点か主張していると思います。辺野古川河川口は狭くなる、漁業従事者だけではなくて船舶の航行、海洋レジャー等々問題点

をお話していると思いますが、そのことによってこの漁港の掘削、汚水、水面の占有については私が話をした39条８項の規定の同意を得るということになっていますが、この漁港漁場整備法の趣旨、それは全く要らないということの考えで不要としたんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今、土建部長が説明しているように、水産庁に確認したところ、今回の国の承認は必要ないというふうに聞いておりますので、そういうことでございます。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　だから、これは何で必要ないかと私聞いているんですよ。免許だからと言っていますが、承認申請ではなくて、免許だからと言っていると思いますが、だから何でこれが、私さっき言ったように法律ですよ、これも。39条８項の規定の同意を得られなくてもいいという。法律では同意を得なさいと書いてあるが、だから免許だから要らないという言葉なんだけれども、私がさっき言った支障が起こるということでここは同意を得なさいと、漁港管理者に。だから何でかと聞いているんですよ、要らないという理由。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時38分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　漁港漁場整備法の第39条の８項の中では、都道府県知事は「漁港の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第２条第１項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。」ということの規定はあるわけでございますが、国の承認の場合そういう規定はないということでございます。

○崎山　嗣幸君　議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　部長、では承認の場合には要るが、これ免許は要らないということの違いなんですが、違いを説明できますか。これは法律の問題を私は同意を得なければならないということ、これは免許だから要らないと言っていますが、免許と承認の違いは何が違うんですか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　この条文によると、免許をしようとする場合は漁港管理者の同意を得なければならないということがございますが、承認の場合は規定がないということでございます。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では続けますが、いずれにしても重要な漁港漁場整備法も含めて地元の同意が得られない状態で進んでおります。この４点変更申請についてじゃ聞きますが、１点、美謝川の水路切りかえについてでありますが、当初県は環境アセスの評価書の中で、この切りかえは自然環境に配慮した工法、それから断面の護岸を避けるとの意見だとして防衛省も埋立承認願書で内水路として生物の生息環境喪失、暗渠水路の区間が最も短いということを出したんです。しかし、今回はこれを否定して飛行場の下に水路をつくってほとんど暗渠にすると。それから90度以上カーブをすると、そういったことは到底先ほど言った以上に環境保全に十分配慮した変更申請ではないんですよね。だから、今先ほど部長が答えたことについて、かえって余計悪くなる工法に変更するということについては重大な問題があるんではないかと思いますが、それいかがですか。皆さんが言ったことですよ、これは。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　９月３日に変更承認申請がございまして、その後補正の指示をして追加の書類を提出していただきました。先週やっと形式審査が終わったところでございまして、今週から審査に入ってございます。その審査の中で、今議員御指摘のようなものにつきましては、きちんと対応していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　きちんとというか、これは皆さんがこうやったほうが環境に配慮できますよと言ったことを変えているんです、今回。暗渠をつくって暗いところを90度曲げていくということが水路が変わっていくと言っていることはわかるわけでしょう、これは。

それから次行きますが、また土砂の運搬方法についてもそうですが、当初はこれもアセス評価書ではベルトコンベヤーを使うので国道329号のダンプトラックの走行は最小限度に抑えられるということをしたんですよね、部長は。最初のアセスは。今回の変更申請は、大幅に変更して国道329号を経由して埋立地にこ

の運搬土砂をするという内容なんです。ダンプトラック13万台通過して１日当たり五百数台が通ると言われているんですね。砂ぼこり、騒音、まき散らすということで皆さんはそういうのが起こるから、ベルトコンベヤーでやりましょうということを環境アセスで答えたんじゃないですか。それを今回トラックで運ぶと、国道から。最悪な場面なんです、これは。そういった変更申請は到底認められないでしょう、部長これは。だから、最初から皆さんの環境アセスのときの審査が間違っているわけですよ、これは。今ごろこれを訂正する、変更申請する。容認できないですよ、これ、部長。答弁お願いします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　今週から内容審査に入っております。それで環境部の意見、それから農林水産部の意見も参考にしながら今後審査を進めていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　部長、先ほどから変更申請の内容について、当初環境アセスで出した問題については皆さん今答えられるわけですよ。これから審査入りますということ答弁しないんだけれども、これはこれから審査する期間については､四十何日と言っていましたが､環境部それから防衛局の意見も聞いて、あるいは地元の自治体の意見も聞くということで慎重審査という意味ではこの期間は簡単にできるものではないと思いますが、今この議会の中でも、知事の最後の議会の中でも答弁できないと。これはこの期間内については今も答弁できないと、審査していますということの期間はいつごろまで審査期間を要するつもりなんですかそれは、部長。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　標準処理期間としましては、44日ということで行政手続法に基づいて定めてはございますけれども、この標準処理期間にない補正の指示等もございましたし、その案件によっては標準処理期間をオーバーすることも当然あるわけでございまして、今後は環境部や農林水産部からの意見も伺いながら審査を進めていくことになっておりますので、今この時点でいついつまでにというようなことは申し上げるような状況にはございません。

○崎山　嗣幸君　地元自治体の意見は。

○議長（喜納昌春君）　どうぞ。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　設計概要の変更承認申請につきましては、法律に基づき行ってまいります。名護市長や利害関係者、そして告示・縦覧をするという規定は準用されておりませんので、法律に従ってやってまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　部長、私は今問題点は２カ所の工事と言ったんですが、それだけでも皆さんが当初やった環境に配慮するという工法を一気に変えて、悪い状態に持っていくこと自体が環境アセスに対する問題点がここで間違っているということが実証されるわけですよ。それを皆さん、取り直そうとしていると。そういうことが今回の工事変更なんですよ。これからしたらこの審査については、十分なる慎重なる審査をするということについて、私は知事が残された期間、数カ月もしない段階で駆け込みで審査するということはやめてもらいたいと思うんですが、これはいかがですか、部長。知事が答えても構いませんが。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　私どものほうはこういった標準処理期間と一緒に、審査基準も行政手続法に従って定めてございます。この審査基準に従って淡々と審査を進め、審査が終了した段階で知事にその結果を報告し、承認、不承認の判断をしていただくということになります。その時期については、まだ未定でございます。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　第一、知事の最後の議会においてこの中身が議論されない議会というのはあるんですか、これは。だから、このことを皆さんはそういうことを言っている。私は先ほどから言っているように、当初皆さんが申請をしたことについて大きな誤りがあると。そして今回さらに悪くなると。悪くなった状態について私は言っているわけだから、皆さん方が反論があればやりなさいと私言っているんであって、それぐらい環境が悪化される工法に変えようとしているんですよと。この議論ができない、答弁ができない、審査中であると。これは次の議会まで皆さん待たないと、また知事がおっしゃるように新聞､私知りませんよと。議会で私聞かないと聞きようがないでしょう､皆さん。審査して新聞で見た。また次の議会終わってから、これ新聞ですよと皆さんは言う。議会で皆さんが答えるのは当然じゃないですか、これは。だから、審査期間をしっかり持って次の議会に審査できるようなことやらないと、あるいは臨時会やらぬといかんということぐらい重大な問題じゃないですか、これは。部長どうですか、それは。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　今回の承認申請に

つきましては９月３日に申請され、その後補正の指示等がございまして、先週まで形式審査でかかっております。今週から内容の審査に入っております。まだ結論は出ておりませんし、環境部の意見や農林水産部の意見も聴取する予定でございますので、そういったものを含めて審査を淡々と進めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　部長、この変更申請は、先ほどから言っているように名護市長の許可が得られないから全てこの４つ変更しているんですよ。この仮設用道路もそうですよね。このダムの管理者は名護市なんですよ。だから、管理者の許可をもらえないから皆さんは仮設道路もつくって、それからベルトコンベヤーも変更してということが原因なんです、これは。原因はそこにあるんですよ、皆さん。そういったところから含めて、審査しないといけない問題ですよ。

それから漁港の問題についても、これは名護市の許可もらえないという段階でまた護岸も改めてつくるということの申請だと思いますが、これは部長、この原因については先ほど環境保全、効率化、安全と言っていましたが、そうではなくてやっぱり地元自治体の理解がもらえないために皆さんはさらに環境を悪くするような工法に戻そうとすることが中身ではないですかと私聞いております。そうではないんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　内容審査については、今後進めてまいりますけれども、漁港部分に関しての変更は今回はないものだと考えております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　漁港はこれが許可をもらえない場合は皆さん改めて中仕切り護岸をつくって、そこに作業ヤードをするということの中に４点目、護岸の工事の変更申請が出ているんではないですか。私はそれを聞いているんですよ。そのために仮設道路をつくって護岸作業ヤードしようとすることではないですかと私は聞いているんですよ、そこは。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　今週から内容審査をやっているものですから、今後審査の中でそういったことも明らかになっていくものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　どちらにしてもこの工事変更については、地元の理解が得られない環境アセスは重大な問題がある。そして今回変更申請については、環境アセス申請承認と同様に審査をすべきだと思いますから、ぜひとも知事の選挙前に駆け込んで承認することについてはやめてもらいたいということを含めて要望して、私の質問を終わります。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城　義和君　まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、名護市議選の結果についての所見を伺います。

(2)、４年前に選対本部長を務めた翁長氏が知事候補として名乗りを上げた。たもとを分かつことになった理由は何だと思うか。

(3)は取り下げます。

(4)、知事は、今回の知事選に際し辺野古移設についてはどのような態度で臨むのか。

(5)、辺野古新基地反対の県民運動は日を追うごとに大きくなっている。ゲート前の座り込みも連日200人近い人が集まり、多いときには500人近くに上る。これら県民の怒りは沸点にあるが、それは全て知事の埋立承認に端を発している。どのように認識し、責任をとるか。

(6)、防災訓練に海兵隊の参加を要請したとのことだが、沖縄の海兵隊をどのように位置づけているか。

２番、基地問題について。

(1)、菅官房長官は、５年以内普天間飛行場の運用停止問題で、2019年あるいは５年以内停止を明言したか。また、これは内閣と県の正式な合意か。

(2)、在沖米軍トップのウィスラー四軍調整官は、５年以内の運用停止問題で「答えはノーだ」と明言している。県の見解を伺います。

(3)、海上では工事に抗議する県民に対して海上保安庁の暴力的な対応に県民の怒りが高まっている。県として抗議申し入れをすべきではないか。また、拘束などの法的根拠は何か。

(4)番は、先ほど崎山議員の議論がありましたので、削除させていただきます。

(5)、９月11日にキャンプ・ハンセンで石川署と海兵隊の合同訓練を行っているが、目的は何か。

(6)、辺野古新基地の軍港機能がウィキリークスが公表した2009年10月15日付の在日米国大使館の公電によって明らかにされた。県は把握しているか。また、環境アセス段階では200メートルとなっていた護岸の長さを埋立申請のときに長さ270メートル、幅30メートルとした。アセス手続の不備ではないか。

３、観光振興についてです。

(1)、観光客１人当たりの県内消費額が低迷している。対策を伺う。

(2)、土産・買い物費の増加のための対策を伺う。
(3)、観光商品をふやす取り組みについて。
(4)、沖縄統合リゾート（ＩＲ）について。
ア、検討状況はどうなっているか。
イ、知事は、法案が提出されているので手を挙げる必要があると言っているが、県民的コンセンサスはできているのか。また、コンセンサスはいかように図るか。
ウ、カジノ・エンターテインメントの意義はどこにあるか。
エ、カジノ・エンターテインメントはギャンブル依存症など多くの問題点が指摘されているが、県としての考え方を伺います。
オ、沖縄統合リゾートの事業規模について伺います。これは22年モデルで。
カ、年間売上額は幾らを想定しているか。カジノ内とカジノ外。
キ、事業主体としてはどのようなことが考えられるか。
ク、沖縄観光のイメージとカジノ・エンターテインメントは合うと考えるか。
以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、名護市議選の結果についての御質問にお答えいたします。

名護市議会議員選挙の結果につきましては、名護市民の御判断として受けとめております。

そして次に、同じく知事の政治姿勢についての中で、翁長氏とたもとを分かつことになった理由についての御質問です。

翁長那覇市長は、政治家として御自身の信念のもと、知事選への出馬を決断されたものではないかと思います。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、知事選における辺野古移設についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまで世界一危険とも言われる普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を公約の柱としました。危険と隣り合わせの市民・県民の命と暮らしを守るため、普天間移設問題を先送りすることなく、断固たる決意を持って解決に取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 基地問題に関する御質問の中で、普天間飛行場の2019年運用停止についてお答えいたします。

普天間飛行場の５年以内運用停止については、普天間飛行場負担軽減推進会議において、第１回会合が開催された本年２月を起点とすることを、同会議の構成員である国・県・宜野湾市の間で確認しております。

同じく基地問題に関する御質問の中で、５年以内運用停止で四軍調整官が否定的な発言をしていることについてお答えいたします。

安倍総理は、去る４月24日の日米首脳会談において、オバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初め４項目の基地負担軽減策について協力を要請しており、大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。私が６月に訪米した際にも米政府から同様の発言があったことから、今後もこれらを踏まえて日米間で協議がなされるものと考えており、県としては、普天間飛行場負担軽減推進会議の場で十分な議論をしていきたいと考えております。

続きまして、観光振興に関する御質問の中で、統合リゾートの意義についてお答えいたします。

カジノを含む統合リゾートは、観光振興や税収の確保など経済波及効果の面でメリットがあると言われております。また、多様なエンターテインメントの提供が可能となることから、沖縄が世界水準の観光・リゾート地の形成を図る上で有効な手段の一つになり得ると考えております。

同じく観光振興に関する御質問の中で、カジノの懸念事項に対する基本的な考え方についてお答えいたします。

統合リゾートの導入に伴うギャンブル依存などの懸念事項に関しては、関係省庁において、問題を生じさせないための制度上の検討を進めるとされていることから、国においてしっかりとした対策が講じられるものと認識しております。

沖縄県としましては、国が講じる措置に加え、さらに必要な対応策について厳格に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古移設反対の県民運動につい

てお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設について、県民の間にさまざまな意見がありますが、御質問の行動は主として計画に反対する人々による運動と承知しております。辺野古埋立承認申請については、県として、法に定められた承認基準に適合していると判断し承認したところであります。

次に、県防災訓練に参加を要請した海兵隊の位置づけについてお答えいたします。

沖縄県で大規模災害が発生し、全国から救援部隊等の派遣が必要となった場合、離島県の特殊性から、実際の救援体制が整うまでには相当の時間を要することが見込まれます。県民の生命財産を守るためには、県内のあらゆる組織・機関の協力を得ながら、救命・救急活動に取り組む必要があります。

このような理由から、災害救援活動に実績がある海兵隊を含む在沖米軍と協力体制を構築することは必要と考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、海上保安庁の活動に対する見解についてお答えいたします。

海上保安庁によれば、海上保安庁法第２条及び第18条第１項に基づいて活動しているとのことであります。活動に当たっては安全に配慮し、関係法令にのっとって適正に行われるべきであると考えております。なお、反対する方々もルールを守って意見を表明すべきであると考えております。

次に、ウィキリークスが公表した普天間飛行場代替施設に関する報道についてお答えいたします。

ウィキリークスが公表した内容については報道等で承知しておりますが、日米両政府とも不正な方法で入手した文書については、コメントも確認も一切しないとのことであります。したがいまして、県は正確な情報を把握しておりません。なお、係船機能つき護岸について、埋立承認申請書には、「ヘリ等が故障した場合等において船舶を使用した輸送を実施する必要があることから、護岸の一部を船舶が接岸できる構造として整備しますが、恒常的に兵員や物資の積み卸しを機能とするようないわゆる軍港を建設することは考えていません」と記載されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君）　基地問題に関する御質問の中で、９月11日キャンプ・ハンセンで石川署と海兵隊の合同訓練を行った目的についてお答えいたします。

県警察といたしましては、イスラム過激派等による国際テロの発生を未然に防止するため、相互の連携体制等を確立することを目的に実施したものであります。

県警察におきましては、国際テロの防止対策として関係機関と連携しつつテロ関連情報の収集に努めるとともに、テロの標的となり得る施設等における管理者側と連携した訓練を実施しているところであります。具体的には、米軍のほか公共交通機関やライフライン企業、多数の人が集まる集客施設やイベント等における相互の連携体制等を確立するための訓練を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　基地問題についての中の、護岸の長さの変更とアセス手続についての御質問にお答えします。

環境影響評価制度は、環境に著しい影響を与える事業の実施、意思決定に当たり、あらかじめ環境への影響について調査・予測・評価を行い、その結果に基づき環境保全について適正に配慮していく制度であります。環境影響評価の手続は、事業としてある程度具体的な計画を想定できる時期で、その変更の可能な時期に開始されるものであります。今回のように環境影響評価のときと埋立承認申請時における護岸延長の相違などは計画の熟度の問題であり、環境影響評価制度の範囲内であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは観光振興に関する御質問の中の、観光客１人当たり消費額についてお答えいたします。

平成25年度の１人当たり観光消費額は、前年度と比べ0.9％増の６万8062円となっております。主な増加要因としましては、平均滞在日数が前年度の3.75日から3.83日へ延びたことや、外国人空路客の１人当たり消費額が８万3336円から９万6548円へ増加したことなどが挙げられます。しかしながら、入域観光客数の大幅な伸びに比べ、１人当たり観光消費額は依然として伸び悩んでおります。このため、県としましては、離島観光の推進や地域資源を活用した魅力ある観光商品の開発などにより、平均滞在日数を延伸させるとともに、消費額の高い外国人観光客の誘致をさらに強化してまいります。また、今年度から新たにお土産品開発

に対する支援を実施しており、これらの取り組みを通して観光消費額の増加を図っていきたいと考えております。

次に、土産・買い物費の増加対策についてお答えいたします。

平成25年度観光統計実態調査によりますと、土産・買い物費は対前年度比0.48％増の１万6079円と増加したものの、１万6000円台で推移し伸び悩んでいる状況にあります。沖縄県では、観光土産品の開発等については他の産業への波及効果が期待できることから、平成25年９月に国・県、関係機関等で構成する連携会議を立ち上げるとともに、平成26年度より新たに土産・買い物費の増加に向けた沖縄観光消費額向上モデル事業を実施しているところでございます。具体的には、観光客や小売店等の現状を把握するための多角的な調査に加え、観光土産品に係る人材を育成するためのセミナー・勉強会、小売店等への巡回アドバイスなどの支援を行うこととしております。また、観光土産品の開発については、専門的知見を有するアドバイザーの支援を受け、デザインや価格帯、ターゲットとなる客層などについて統一した複数の商品を開発し、戦略的な販売を行うモデル事業に取り組んでおります。

次に、観光商品をふやす取り組みについてお答えいたします。

多様化する観光客の嗜好やニーズに対応した新たな観光商品を創出する取り組みは、観光客の滞在日数や個人消費額を伸ばすためにも重要であると認識しております。具体的には､宮古島全体をステージとした｢リアル脱出ゲーム」という参加型イベントなど、新たな離島観光のメニュー開発を促進するとともに、北谷町観光協会などが取り組む美浜アメリカンビレッジでのナイトエンターテインメント事業を支援し、夜間観光メニューの充実を図るなど、観光客の滞在日数を延ばすさまざまな商品開発を支援しております。また、言葉を使用せず、沖縄の歌や踊りでストーリーを表現した歌舞劇「沖縄燦々」などの魅力ある文化コンテンツの観光商品化や、沖縄の楽器等を活用したユニークなＭＩＣＥプログラム開発をするなど、付加価値の高い観光メニュー創出にも取り組んできました。

今後も、沖縄ならではの地域資源を活用した魅力ある観光滞在型プログラムの開発や、付加価値の高い観光商品の創出に取り組み、観光消費額の拡大に努めてまいります。

次に、統合リゾートの検討状況についてお答えいたします。

沖縄県では、これまでの調査研究において統合リゾートモデルを構築し、沖縄県に統合リゾートを導入する場合のコンセプトや経済波及効果、懸念事項への対応などに関する基本的な考え方を取りまとめております。こうした検討結果と関連法案の動向を踏まえ、今後、基本構想を策定する予定でございます。

次に、統合リゾート導入に関する県民コンセンサスとその判断基準についてお答えいたします。

統合リゾート導入の是非について県民が判断するためには、沖縄県における統合リゾートの姿などについて具体的なイメージを描き県民に示す必要があります。一方で、我が国における統合リゾートの姿を具体的に定める実施法案が示されていない現時点では、県民コンセンサスを得る手法や判断基準に関する要件が不明なことから、手続や時期について具体的に申し上げることはできませんが、導入に当たっては、具体的構想・計画を示しながらコンセンサスを得てまいります。

次に、沖縄統合リゾートモデルの事業規模及び年間売上額についてお答えいたします。３の(4)のオ及び３の(4)のカは関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県が平成22年度に構築した沖縄統合リゾートモデルのうち、最も生産誘発効果が高い郊外リゾート型アミューズメント・リゾートモデルでは、投資額を1615億円、敷地面積を43ヘクタール、駐車場を除く建設部分の延べ床面積を約31ヘクタール、うちカジノ部分の面積を約4700平米としており、開業１年目の売上額を1392億円、うちカジノ部分の売り上げを202億円と想定しております。ただし、このモデルは、当時の入域観光客数や市場動向をもとに、来場者数や単価等を設定しているため、沖縄観光の現状などを踏まえ精査が必要であると考えております。今後、基本構想を策定する中で、事業規模や売上額等について検討してまいります。

次に、沖縄統合リゾートの事業主体についてお答えいたします。

現在、国会で審議されている推進法案においては、地方公共団体の申請に基づき、ＩＲ施設を設置できる特定複合観光施設区域を国が認定し、その区域内で国の管理のもと、民間事業者がＩＲ施設を設置及び運営することとされております。

次に、沖縄観光のイメージと統合リゾートについてお答えいたします。

沖縄の豊かな自然環境、独自の歴史・文化などは、国際的にも優位性の高い観光資源であります。沖縄で統合リゾートが成功するためには、こうした観光資源

を損ねることなく最大限活用する必要があると考えております。

沖縄県としましては、我が国における統合リゾートの枠組みの中で沖縄の観光資源を最大限活用し、沖縄のイメージに合致した統合リゾートが実現可能か、引き続き検証・検討を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

玉城義和君。

○玉城　義和君 名護の選挙結果でありますが、市民の判断として受けとめるということですが、市民の判断が出たのでそれをどう受けとめるかということを聞いているわけですね。結果は、移設反対を掲げて戦った候補者の獲得票数は１万8700票です。賛成派との差は5219票、これは去る１月の名護市長選挙の票を1000票以上上回っているわけです。移設推進派というのは候補者が賛否を表明しないでやっているわけですから、なおかつその民意というのは圧倒的に反対にあるというふうに思うんですね。その結果を、この民意として出た結果を知事としてはどういうふうに受けとめているかということであります。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 市議会議員選挙の結果をどういうふうに解釈するかというのはいろいろなやり方がありますし、選挙とか、世論とか、民意とかの専門家の解釈もいろいろあると思います。ですから、これは辺野古についていろんな意見が名護市内にはいろいろあるんだというふうに受けとめております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 一般論を言っているのではなくて、知事もそのつもりで名護にお入りになっているわけで、全国的に注目された焦点の選挙区であったから申し上げているわけで、圧倒的に民意としては反対派のことが４回にわたって出たということを申し上げておきたいと思っております。

それから、翁長那覇市長が知事選へ出馬表明したわけです。私は、政治家として最も重要な資質というものは、恐らく歴史認識をどうするかということだと思います。沖縄の置かれてきた過去を振り返り、そして未来を展望する、その中にあって自己の立っている地点はどういう意味を持っているかということを明確に意識する、自覚することができるかどうか、これが一番重要だと思います。そういう中で翁長氏が主張するお互いに腹七分、八分で歩み寄って、県民の力を一つにして日米の双方と向かい合っていこうというのは、私は今沖縄県が置かれている状況、県民の思いをまさに体現をしたものではないかと、こういうふうに思っております。私自身も95年の県民大会以降、やはり小さな沖縄のようなところは分裂をしていたのでは何もできない、力が出ない。だから何とかまとまっていかなければ日米という強力な権力には対峙できないという考えをずっと持ってまいりました。そういう意味ではやっとここまでたどり着いたなというのが私の思いでありまして、非常に感慨があります。

知事にそこで改めてお聞きをしますが、あなたが承認した辺野古移設の新基地がつくられれば、50年、100年と基地の固定化になるわけであります。そして、それを初めて沖縄県知事が認めたと、沖縄県知事が承認をしてそういう基地をつくらせたと、こういうことに相なるわけでありまして、こういうことが結果として起こっているわけでありますから、果たして後世の歴史の審判に耐え得ると考えるのか。知事も３選に出馬をするということを表明されておりますので、改めてここはお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今普天間の代替施設の話をやっておられました。あれは普天間の代替施設をつくるんであって、しかも普天間が世界一危険だというのもよくご存じでしょう。そうするとこの危険な基地はどうするんですか。これの代替基地をあそこにつくる。環境アセスメントもやり、長い19年もかかってあれやこれや議論をした結果、あそこのほうがいいだろうと。しかも民家から１キロも離れ内容的には危険性はかなり除去された話になっているはずですよ。なぜそこへ移そうという気が起こらずに、後世の評価に耐えられるかなどということをおっしゃるんですか。やっぱりこれは今現実の目の前の危険性、県民の命と暮らしをどう守るつもりですか。そこはもう決断して向こうでやるべきだと。そして周辺の人も条件つきとはいえ結構ですよとおっしゃっているじゃないですか。それをやらないで放ったまま環境の話を第一に持ってきたりして、県民の命と暮らしを放ったままやるわけにいきませんよ、私は。ですから今度のおっしゃる、あなたの評価されるその翁長氏がどんなふうに考えているか

わかりません。だけど現実の目の前の仕事を処理できなくて後世の批判とか過去の歴史とかというのは、これは私はそういう手法はとりません。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　私は、あなたの一番の特徴は、時間軸のない一種のポジショントークがあなたの最も特徴的なことだと考えております。今の話はまさにそのとおりで、時間軸に乗ってないですね。そういう感じを受けています。

そこで聞きますが、危険性というのは何ですか。普天間の危険性というのは何ですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　どういう意味での御質問かわかりませんので、私は私なりのことを申し上げますが、危険性とは何か、あらゆる事象について危険というものは、人間にとっての危険というものは、いつでも発生し得ると思います。自然災害もあるし、人為的な災害もあるし、特に基地の話の場合は米軍、軍隊によるこういうものの発生というのはゼロだというふうに言うことはできないじゃないですか。そしてその周辺が密集した民家で成り立っている、いろんな教育機関もある、そういうものに何かが起こったときに生命、そして財産、生活に大きな影響を与えるであろうということは容易に想像できるじゃないですか。そういう大きな影響を与えるであろうということを危険性と言っているわけです。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　つまり、沖国大にヘリが落ちたなどということがその基地の周辺の問題、要するにその普天間が非常に危険であるということは、例えば特に言えるのはヘリなどの墜落ですよね。ところがその40キロメートルちょっとに移しても、沖縄の上空はヘリが飛ぶわけですよ。どこで落ちるかわからないわけでしょう。そういう意味で普天間の危険性を除去するために40キロメートル先に移すということが果たしてどういう意味を持つのかということですよ。危険性の除去というところが、そこがもっと議論されなければならないと、こう思うんですがね。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　どうしてもそういう技術論に入りたい御質問だとすれば、少し私も準備が要るんですが、この空間を40キロとおっしゃいましたけれども、この空間の中でどこに落ちるかというのは、恐らくこれは空間とその人間が住んでいるところに占めるこの割合の確率だろうと思いますよ。ですけど、はっきりしているのは普天間基地の周辺というのは、その機材が乗りおりをするないしは離着陸をする周辺はどういう状況かということでしょう。40キロの空間だからどこでも同じですよなどという論理はどこにもあり得ませんよ。離れてしかも海に向かって出て行き、海から入ってくる、民家から離す、民家の上を通らない、いろんな手当てがしてあるじゃない。それ当然人間が考えることは何も普天間から名護の町の真ん中へ持っていくわけはないでしょう。だからわざわざ埋め立てをして環境に影響があるかもしれないけれども、そこに今危険なものを、世界一危険だと言われているものを移そうというこの解決の方法のどこが悪いんですか。それをもし押しとどめたり、反対だと言っていたらこの普天間の危険性をどうあなたはこれを救うんですかとしか言いようがありません。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。（発言する者多し）

静粛に願います。静粛に。

○玉城　義和君　確率の問題だという、要するにヤンバルのその近辺は人口が少ないから事故が起こっても確率の問題だという非常に本音に近い話が出たので私は非常にびっくりしたんですが、ヘリはどこでも飛ぶわけで、ずっと海上だけを飛ぶわけではないので、危険性は同じですよ、全くね。それを指摘しておきます。確率という話などはとんでもないことです。

次に入りますが、防災訓練に海兵隊の参加を求めたことについて、県はこれまで海兵隊の存在については数々の疑問を呈しているわけですね。その疑問を呈している海兵隊をあえてその災害防止の訓練に入れなきゃならない理由はどこにあるんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　まず、今議員は海兵隊の参加を求めたとおっしゃいましたけれども、改めて求めたわけではありません。在沖米軍と県の間では、これまで過去にやはり災害時に、先ほど申し上げたように、そこにある資源としてあらゆる機関、あらゆる手だてを使うことはこれは重要であると考えていて、かねてからその通信連絡といった訓練はやっておりました。また、現在でもさまざまな災害に備えてそういう連絡調整は行っております。そういう中で今回は海兵隊に具体的にＤＭＡＴ、離島に災害があったときに医療部隊を派遣するこの手段として海兵隊の機動力を活用しようというそういう提案がありまして、それを了としたわけでございます。

先ほど答弁いたしましたけれども、現実にそこに存在する在沖米軍の機動力といったものは災害時には必要だと考えるものでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　基地問題に入ります。

５年以内の普天間の運用停止についてでありますが、要するに四軍司令官や太平洋軍司令官というのは、現場ですよね。一番ある面では力を持っている。いわゆる現場がイエスと言わなければなかなか事は動かない。この方々にそういう調整能力はあるのかとか、力があるかという答弁がありましたが、私はやはり現場に物事が届いてないことは日本政府の本気度が試されたと思うんですね。これまで15年使用期限も、それから３年間の開店休業の話もいろんな話が出て、結局はどっちも実らないということですよね。だから本気でアメリカがその気にならないとこれは前に進まないわけでありまして、総理がどうのこうのと言っても相手があることで、できることを全部やると言っているんですが、できないことはやらないということなんですね。そういう意味ではこういう協議機関、内閣にある協議機関に米国はこれは入っているか、どういう形で参加しているんですか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　多分大事なポイントは、この普天間飛行場の負担を軽減するための作業というのは基本的には外交ルートを通じて日米安保体制の中で行われる。したがって、当事者能力を持った両方の大臣なり高官たちがしっかりと協議をしてそのステップを踏んで解決していくということだろうと思います。

御指摘のように制服組ですか軍のそれぞれの責任者は軍の運用の面でいろいろコメントをなさるかもしれませんが、基本的な負担軽減の作業は日米両政府の当事者能力を持った人間の間で行われるものだと。それを前提にした形で普天間飛行場の負担を軽減するための推進会議という官房長官を座長とする会議があり、そしてそれをサポートするためにそのもとに副官房長官を座長とする作業部会がある。そういう日米間の厳しい交渉、話し合いそういったものによって初めて達成されるものだろうと。安倍総理が４月にはオバマ大統領に対して、仲井眞知事の４項目の負担軽減のことを説明し、協力を仰ぐという申し入れもしておりますし、それから小野寺前防衛大臣はヘーゲル長官に対して同趣旨のことを言っております。そういう積み重ねの上で物事が前へ一歩一歩改善に向かって進んでいくのだろうというふうに理解しております。

○玉城　義和君　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　官房長官を座長とする推進会議のほうは、関係する大臣、そして沖縄側は仲井眞知事と宜野湾の佐喜眞市長が入っているということですね。作業部会は各関係する省庁の局長クラスの方々に、私とそれから宜野湾の松川副市長が加わっている。その中に米政府関係者は含まれておりません。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　これは手続的には普天間の基地の閉鎖となると、これは日米合同委員会に係るわけですね。それとの関係はどうなんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　最終的に米軍基地の運用に係る問題については日米合同委員会の合意が必要であると考えております。

○玉城　義和君　ちょっとよく聞こえない。

○知事公室長（又吉　進君）　合同委員会の合意は必要であると、米軍基地の運用に係る事項についてはという答弁でございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　一例を挙げますと、この県の要望の中に地位協定の見直しというのがございます。政府は、現在地位協定に環境特別協定という補足協定を締結するという形で今動いて８回にわたる交渉が進んでおります。私ども県の要望というのはこの負担軽減推進会議で議論されまして、そこには外務大臣が参加しておりますが、外務大臣からその日米協議の進捗について御報告をいただいております。最終的にこの協議が整えば、これは日米合同委員会等で日米の約束事として条約という形で成立していくという流れだと理解しております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　外務大臣の日米協議の現状についてはどこまで報告されていますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　岸田外務大臣、それから作業部会では北米局長に参加していただいていますけれども、環境補足協定の締結に向けて現在詰めの段階に入っているということでございまして、８回にわたる協議でこの日米地位協定初めての動きでございますけれども、これを補足するいわゆる本協定としてのある協定を締結していく作業を現在行っているところ

であると、そういった趣旨の説明がございました。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　５年以内の運用停止についてはどうですか。
○議長（喜納昌春君）　高良副知事。
○副知事（高良倉吉君）　５年以内の運用停止は先ほど答弁いたしましたけれども、一応本年２月に第１回の負担軽減推進会議が開かれておりますが、そこを起点に５年をめどとすると。ただし、できるものについては前倒しで早目にそれを達成するという認識でおります。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　聞いているのは、外務大臣から日米交渉の現状というかその報告はどこまで来ているのかということ。
○議長（喜納昌春君）　高良副知事。
○副知事（高良倉吉君）　小野寺前防衛大臣がヘーゲル長官に対しまして、仲井眞知事が求めている５年以内の運用停止というものの中身を長官に説明し、長官の理解を得たというふうに承っております。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　基本的なことなんですけれども、その運用停止という定義、そのことは政府との間では共通認識はできているんですか。
○議長（喜納昌春君）　高良副知事。
○副知事（高良倉吉君）　推進会議とそれからその下で具体的なことを行う、検討する作業部会というのがありますが、作業部会は実は２月にスタートしましてほぼ毎月やっております。９月１日に第５回の作業部会が行われました。そして、そこで検討された事項について整理して、推進会議のほうでオーソライズをして対処策を考えていくということだろうと思うんです。この作業部会の中では、普天間飛行場が含んでいるいわゆる負担の要素、危険の要素というものを一つ一つ詰めております。そしてそれを洗い出して、その一つ一つをどういうふうに工夫すれば危険性やあるいはその負担というものが引き算されるかと、軽減されるかという議論を今ずっと行っておりまして、その意味では具体的なその危険性の要素をイメージをしっかりと共有するという、それが積み上がっていくと多分この負担軽減の中身といいますか、概念が多分明らかになるというふうに思います。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　よくわかりませんですね。負担軽減というのと、運用停止は同一概念ですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時37分休憩
午前11時37分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　基地の負担軽減という言葉は従来から使っている言葉でございます。運用停止はその状態を指すものでございまして、運用停止が実現すれば、これは基地の負担軽減につながるという理解でございます。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　よく説明はわかりません。この５年以内の運用停止・閉鎖が可能ならば、これまでずっと県内移設の根拠とされてきた海兵隊の運輸、地上部隊、後方支援、司令部、こういうものの一体的運用があるからこそ辺野古だと言ってきたわけですね。この論の根拠が壊れてしまうわけですよね。ここの整合性がなくなるわけですね。結局シュワブとハンセンは陸上が残って、あるいはコートニーとか瑞慶覧が司令部、牧港補給が残ると。そうすると運輸がなくなる、輸送がなくなるわけですね。そうすると、これまでずっと言ってきた、日本政府もアメリカも含めて言ってきた海兵隊の四位一体、三位一体というのが壊れてくるわけですね。そうするとこの辺野古移設自体がその根拠を失うということなんですが、ここはどう整理されますか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時38分休憩
午前11時38分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　今議員が御指摘のように、これは２プラス２の日米共同発表等で海兵隊の総合的な運用が必要と言っているわけです。しかしながら、県といたしましては、今の現状の普天間飛行場の危険性を見たときに、これを５年以内で市民の安全を確保するということが必要で要望しているものでございます。その実現性等につきましては、これは負担軽減推進会議で十分に話をする。そして、三位一体の運用が必要だというような一言では済まされない、済まさないでくれということは再三申し上げておりまして、もしそれが仮に事実であれば、これは丁寧に県民が理解できるように説明していただきたいというようなことも私どもは申し上げているわけです。したがって、そういう議論をする中で、普天間飛行場の５年以内の市民に危険性が及ばない状態を実現するということに全力を尽くしているところでございまして、今議員がおっしゃったさまざまなこれまでの海兵隊のあり

よう等につきましても、これは場合によっては突き崩していただくと、そういったことを県としてはやっているわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　それができれば辺野古は必要ないとこういうことになります。

観光振興について伺いますが、せんだってアベックが夕日を見ているところがありまして、この夕日が非常にすばらしいと、青い海でですね。沖縄に来たかいがあったということを言っていました。私は非常にうれしかったんですが、ただ、どうもやっぱり沖縄観光自体が金を使う仕掛けになってないなということもそこで少し感じたんですね。その辺は担当部長どうですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　１人当たり観光消費額が低迷しているという状況を踏まえてみても、金を消費する仕組みというのを再度また構築していく必要があると考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　個人消費額を上げるしかないんですよね。それで特に土産とか飲食代を上げるしかないので、ここはやっぱり部局横断的な取り組みも必要ですが、やっぱり現場というか商売人の声も入れて、あるいは全国でうまくいっているところも入れて少しきっちりとここはやっていただかないと、もう何年も私は同じことを言っていますけれども、数がふえることも大変重要ですが、やっぱり質を上げないとしようがないんですよね。個人消費額を上げないとどうにもならないです。だからそのためにどうするかということを、やっぱり役所だけ集まってやっても、余りこれはいい知恵は出ませんよ。やっぱり一生懸命やっている現場のお菓子屋さんだとか、おもちゃ屋さんだとかそういう人も入れて、あるいは工芸品をやっている人も入れてやらないとなかなか前に進まないと思うんですね。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　まず、去年度、総合事務局、物産公社、産業振興公社、あと公社等々入った組織をつくって、消費を上げるためにはどうすればいいかも含めて検討を重ねてまいりました。そういう中で、先ほど答弁しましたように土産品を向上するための事業を今年度立ち上げるというところまでにたどり着いたような状況でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　頑張ってください。

それからＩＲなんですが、平成22年モデルで言うと、事業費が971億円から1616億円、あなたのは一番高いほうを言っていました。例えて言えばシンガポールのマリーナ・ベイ・サンズ、ＭＢＳですね。これは総工費5000億なんですよね、5000億。だからもう桁が違うんですね。そういうところとこれは競争しなきゃならないわけですね。アジアも非常にあちこちで過熱ぎみなぐらいやっているわけで、そういう大規模施設、国際的にもそう、国内的にもそういう施設と太刀打ちしなきゃならないわけですね。それについてはどうお考えですか。知事どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　おっしゃるように経済的には相当大きな投資になりそうですし、これは海外も含めての強烈な競争の世界に入っていくことになります。ですからそれは経済的な活動としても、相応の覚悟といいますか、競争に耐える準備をし、競争に打ち勝つ内容、事業展開をしていく必要が当然あると思っております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　先ほども申し上げたシンガポールのＭＢＳの場合、県が調査した2010年から2012年までの売り上げと、そのうちカジノの売り上げについてそれぞれ簡潔に教えてください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　ＭＢＳの売上高、これはＵＳドルですけれども１ドル100円と仮に計算すれば、288億円が売り上げです。そのうちカジノに対する売り上げが227億円となっております。

○議長（喜納昌春君）　どうぞ、訂正。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　2886億円が売り上げです。それに対してカジノの売り上げが2272億円です。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　そうですね、そのとおり。平成10年で1200億円、11年で2900億円、12年で今おっしゃった2886億円、要するに3000億円近い売り上げのうちの10年が84％がカジノ、11年が81％がカジノ、12年が79％がカジノなんですね。要するにこのＩＲ全体の売り上げの圧倒的多数はカジノでもっていると、こういうことですよね。そこはこの数字からあるわけです。それで、私が独自に調べたところでは、先ほどのシンガポー

ルのマリーナ・ベイ・サンズ（ＭＢＳ）などでは、１人当たり100万ドルを使う客はもう当たり前だと。中には1000万ドル――10億円ですよ――で遊ぶ客もいるということですよ。日本の政治家も実業家もそういう話もありましたが、中国や香港、中東、インドネシア、韓国、そういう富豪がまさにジェット機で来て遊ぶわけです。それがそのＩＲ全体を支えていると、こういうことですよね。そういうアジアの現状から考えていくと、まさにこの沖縄も含めて韓国やあるいはラスベガス、マカオあるいはベトナムとかそういう先進地域と張り合わなきゃならんわけですよ。それが本当にできるんですかということが私は非常に疑問に思っているんですね。その辺は知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ですからこれは沖縄の経済の足腰をどこまで強くしてからそういうものをやるのか、やりながら足腰を強くしていくのかという、どちらが鶏か卵かの議論になります。ですからアジアに近いということ、まさにおっしゃるようにアジア市場にそのまま出ていってもはじき返されるぐらいダイナミックな市場らしい。ですから、おっしゃるようにこの点は議員と意見が恐らく合うと思うんですが、もう少し沖縄の経済力を加えてから、こういう経済強化してから、強くなってから取り組んだらどうかというような意見というのも無論専門家の中にもないわけではありません。ただ、これは今調査研究の中でやっぱり大きなこの事業をどう展開していくか、どれだけの人を集め切れるか、ここのところはまさしく事業計画の一番のコアであることも確かです。ですから、これは今研究している中でいずれ結論を得てどうするかという判断が最終的に必要になると考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　沖縄の経済が強くなるということよりも、これは多分外資が入ってきてやるわけですから、もうからないところには来ないわけですよね、しょせんは。だから900億円とか1600億円などという規模ではもはやとてもアジアの今の既存のカジノとは対抗できないということだと思うんです。だからそういう意味で、私は非常にこれは現実的ではないという感じを非常に強く持っていまして、いろんな問題もほかにもありますが、やはり実際にＩＲとしてカジノとして成り立つんですかと沖縄で、ここのところは私は非常に議論としてされていないのではないかと、こういうふうに思っているわけであります。

もう一つは、カジノが沖縄の観光のイメージに合うかどうかという問題、これもまさに損か得かという話で、例えばこの前も私ここで言いましたが、ハワイなどは毎度毎度導入の話をするんです。ところが、やっぱりハワイは、ハワイの風土、ハワイのイメージとこのカジノは合わないと。カジノはどうしても賭博というイメージが強くて、ハワイのような開放的な、ファミリーが来るようなところとも合わないのではないかという意見があって、ＡＢＣストアの社長さんは日系の方ですが、彼なんかも話をすると、とてもこれは損であると、だから沖縄もやらないほうがいいですよというのがその意見なんです。その辺はどういうふうに受けとめていらっしゃいますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　カジノについては日本国内でも無論いろいろな、沖縄県内もこの議会にもありますけれども、いろんな議論がありますが、経済的な活動として見てもいろんな意見があることも確かです。そして今おっしゃったように経済活動というか観光全体に与えるイメージ論も、ハワイを初めアメリカ各州でもカジノをやってないところもいろいろあるようです。ただはっきりしていることは、これはばくちというよりやっぱり人がお金を払う経済活動の中の一つだということで、世界中でやっぱり行われている経済活動の一つでもあります。ですから我々が頭からこれをノーと言わずによく研究をして、そしておっしゃるように沖縄県が、県内の経済界がこれをやっていけるないしは外資と提携してもやっていける実力があるかどうか、そしておっしゃるまさにこのイメージ論も含めて、最終的には我々も結論を出さなければいけない大きな検討項目であると考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　ギャンブル依存症という問題もずっとあります。これは559万人も日本にいるというところもあって、これはなかなか依存症は否認の病だと言われ、自分では自覚しない、ドーパミンというそういう物質もかかわっているという非常に深刻な問題もあるわけで、今申し上げたように実質的な課題とかそういう懸念事項も含めて、私はこれはなかなか大変な話ではないかと。だから現実的にそんなに知事がやるように慌てて手を挙げて駆け込むような話でもないというふうに思っていまして、我が県にとっては、我が観光沖縄県にとっては、これはなかなか不可能で導入しないほうが得策だと、事業として成り立たないと私は思っております。

最後に、現在議論されているＭＩＣＥとの関係はどういうふうになっていますか、このカジノとの関係は。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　ＭＩＣＥとの関係についてはきのうもちょっと答弁させていただきましたけれども、まず今現在検討している大型ＭＩＣＥについては、大規模な展示とかそういったものに対応できないということで検討を進めているものでございます。一方、カジノについては、県民コンセンサスを前提に法制化の動向を注視しながら導入するというようなものでございまして、したがいまして、この大型ＭＩＣＥと統合リゾートを合わせた検討は行っておりません。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　今国会に出ている推進法は、カジノの施設、会議室、レクリエーション、展示場、ホテル、一体でＩＲと定義されているわけですね。だからこれら１万人も入るようなＭＩＣＥつくるのに、これとは全く関係ありませんというのもおかしいし、関係あるというのもおかしいんじゃない。要するに位置づけですよ、だから。どういうふうに位置づけられているのか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　平成22年度のこの検討調査の中でも、県が一番波及効果の高いのがアミューズメントの郊外リゾート型ということを位置づけていますけれども、その中に確かにコンベンション機能というのがございますけれども、これはあくまでもリゾートウエディングというものがありまして、そこの中の補足するものを必要最小限という中で置いていることでございまして、うちが考えているような大型ＭＩＣＥのような大きい機能を持ったものではございません。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　ＩＲとは関係ないんですか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　現在、県のほうで詳細な詰めをしているＭＩＣＥと、それから先ほど知事の答弁にありましたように、カジノを含むＩＲの問題は一応切り離して検討しておりまして、はるかにＭＩＣＥについて今具体的にどこに選定をするかという熟度の高い議論をしているわけですから、我々の今仕事の中でも２つは関連しておりません。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　こんにちは。

社大党の比嘉京子です。

一般質問を行います。

１番目に、基地と経済について。

(1)、基地経済の直近の依存度は何％か。

(2)、基地がなければ沖縄県の経済・雇用はどうなるのか。

(3)番目に、既に返還された跡地いわゆる新都心・小禄金城・桑江北前の返還前と返還後の経済効果、雇用効果を伺います。

(4)番目に、返還予定基地跡地いわゆる普天間・キャンプ桑江・キャンプ瑞慶覧・牧港補給地・那覇港湾の現在の経済効果と雇用効果、返還後の経済効果と雇用効果について伺います。

(5)番目に、嘉手納以北の基地面積と経済効果、雇用効果はどうなのか。返還後の経済効果、雇用効果を算出しているのか伺いたいと思います。

２番目に、基地問題について伺います。

(1)、海兵隊が本県に駐留しなければならない理由と根拠について伺います。

(2)番目に、辺野古埋立承認について。

１つ、普天間の危険性除去のためには、辺野古移設しかないとする根拠の説明を国からどう受けているのか。

１つ、さきの議会で、埋立法における知事の裁量の範囲は極めて小さいがゼロではないと答弁をしていました。ゼロではない知事の裁量はどこに、どのように行使されたのか伺います。

１つ、そもそも埋立権限が知事にあるということの意味はどこにあるのか。

３番目に、医療行政について。

(1)、県立病院の医師不足の現状について伺います。

(2)、医師確保対策について。

１つ、医師確保関連事業の直近３年間の予算は幾らか。

１つ、予算と医師確保の費用対効果はどうか。

１つ、琉球大学へは直近３年間幾ら投じているか。そしてこの３年間に医師派遣数はどうか。

(3)番目、離島・僻地医療体制について。

ドクタープール事業の活用状況と課題について伺います。

次に、代替看護師派遣事業の活用状況と課題について伺います。

(4)番目、県立八重山病院の改築について伺います。

進捗状況について。

次に、建築費の高騰が指摘されているが、影響があるのか伺います。

１つ、アジアの玄関である八重山病院の位置づけ、現在の機能でいいかどうかを伺いたいと思います。

⑸番目、重粒子線治療について伺います。

１つ、事業計画における患者数の予測と患者を集めるという集患予測はどうなのか。

１つ、事業の採算性はどうか。

１つ、人材確保の見通しはどうか。これは重粒子線をつかさどるといいますか、それを動かす技術のことです。

４番目、子ども・子育て支援新制度について伺います。

⑴番目に、国は、毎年今後7000億円の財源を投じるとしておりますが、本県の財源確保に向けた考え方を伺います。

⑵番目に、新制度について本県の基本的な考え方や指針について伺います。

５番目に、教育行政について伺います。

学校現場の事故は年間どれぐらい発生しているのか。

１つ、事故により後遺症が残る程度の事故がどれぐらい年間起こっているのか。

３番目に、事故発生における対応と対策はどういうふうになっているのか。

４番目に、医療・治療の保険適用はどうなっているか。

⑵番目に、脳脊髄液減少症について伺います。

実態の把握はされていますか。

そして次に、救済策はどうなっているのか。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉京子議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、医療行政に係る御質問の中で、医師確保関連事業の予算額についてという御質問に答弁をいたします。

一般会計に計上した医師確保対策関連予算は、平成24年度が14億8974万8000円、平成25年度が19億1652万3000円、平成26年度が当初予算で17億7317万6000円を計上し、今議会に提案しました９月補正予算で、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金事業等に20億420万5000円を計上したところでございます。

次に、同じく医療行政に係る御質問の中で、県立八重山病院改築の進捗状況いかんという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

新県立八重山病院の建てかえ工事につきましては、現在、病院関係者へのヒアリング等を行い基本設計を進めており、平成27年度の着工に向けて取り組んでおります。

沖縄県といたしましては、平成29年度の開院を目指し、用地取得、予算確保、インフラ整備等につきまして、関係機関と調整を進めているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 子ども・子育て支援新制度についての御質問の中で、子ども・子育て支援新制度の財源確保についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、次年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、現在、県の支援計画の策定に取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、市町村と連携し、同計画に基づく保育の量の拡充や質の改善、預かり保育の充実など、各種の施策を着実に実施できるよう、必要な財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 基地と経済についての御質問の中の、基地関連収入の依存度及び基地がない場合の県経済についての御質問にお答えいたします。１の⑴と１の⑵は関連いたしますので一括してお答えいたします。

基地関連収入の県経済に占める割合は、復帰直後の15.5％から平成23年度は4.9％となり、その比重は大幅に低下し、基地関連収入が県経済へ与える影響は限定的なものとなっております。

中南部都市圏の米軍基地は、計画的な都市づくり、交通体系の整備など、沖縄の振興を推進する上で大きな制約となっております。

今後、返還される駐留軍用地につきましては、その跡地利用を円滑に進めることが重要であり、それにより沖縄の経済は発展していくものと考えております。

次に、既返還基地跡地の経済効果等についてお答えいたします。

既返還基地跡地の直接経済効果については、平成18年度の調査によると、那覇新都心地区で、返還前52億円、返還後608億円、小禄金城地区は、返還前34億円、返還後829億円、桑江北前地区は、返還前３億円、返

還後557億円となっております。

誘発雇用人数の推計値については、那覇新都心地区で、返還前390人、返還後5702人、小禄金城地区は、返還前206人、返還後7633人、桑江北前地区は、返還前20人、返還後5029人となっております。

返還予定基地跡地の経済効果等についてお答えいたします。

返還が予定されている各施設の現在の直接経済効果について、直近のデータをもとに推計すると、普天間飛行場で120億円、キャンプ桑江で40億円、キャンプ瑞慶覧で109億円、牧港補給地区で203億円、那覇港湾施設で30億円となっております。また、現在の雇用効果については、軍雇用者数が、普天間飛行場で208人、キャンプ桑江で73人、キャンプ瑞慶覧で745人、牧港補給地区で1061人、那覇港湾施設で86人となっております。返還後の直接経済効果については、平成18年度の調査において、那覇新都心並みに整備・発展したと仮定した推計によると、普天間飛行場で4522億円、キャンプ桑江で557億円、キャンプ瑞慶覧で991億円、牧港補給地区で1976億円、那覇港湾施設で661億円となっております。また、返還後の誘発雇用人数の推計値は、普天間飛行場で約３万2000人、キャンプ桑江で約8000人、キャンプ瑞慶覧で約１万人、牧港補給地区で約１万6000人、那覇港湾施設で約１万2000人となっております。

次に、嘉手納以北の基地の経済効果等についてお答えいたします。

嘉手納飛行場以北の基地については、基地面積が約２万1188ヘクタール、地代収入や軍雇用者所得の直近のデータをもとに現在の経済効果を推計すると、約1276億円、軍雇用者数は4967人となっております。返還後の経済効果及び雇用効果については、返還時期及び返還区域・面積が不明な現時点では、土地利活用方法等、予測が困難であることもあり、嘉手納以北の基地が返還された場合の経済効果等の試算は行っておりません。

次に、医療行政についての御質問の中の、重粒子線治療の患者数の予測と集患予測についてお答えいたします。

沖縄県が平成25年度に実施した重粒子線治療施設導入可能性調査におきましては、患者数や集患予測について検討を行っており、全体の治療患者数は合計400名から500名を想定しております。その内訳としましては、県内受診者数は、他県施設の事例を参考に、年間100名から200名程度で推移すると見込んでおります。県外受診者数は、全国143の病院ネットワークを持つ国立病院機構から毎年100名程度、連携を予定している都内の粒子線がん相談クリニックから、外国人を含む毎年200名程度を見込んでおります。

効果的な集患方法としましては、１つ目に、他県の施設と連携し待機患者を誘致する、２つ目に、本県に多い肺がんを中心とした治療を行う、３つ目に、少額の掛金による新規の県民共済制度を創設することにより、さらなる受診者の増加が見込まれます。

次に、重粒子線治療の事業の採算性についてお答えいたします。

平成25年度の導入可能性調査におきましては、運営法人による維持管理等の年間運営費は、約12億6000万円と試算しておりますが、県が装置の貸し出し及び建設費へ補助することとしていることから、患者数が年間400名程度で推移した場合、開設３年目には単年度黒字化されることを想定しております。このことから、運営収支は十分に採算可能であると考えております。

次に、重粒子線治療の人材確保の見通しについてお答えいたします。

重粒子線治療施設の運営におきましては、放射線治療医、医学物理士、看護師などの医療関係者の確保が重要とされております。このうち、放射線治療医や医学物理士などの特殊な医療関係者については、琉球大学医学部、沖縄県医師会及び放射線医学総合研究所が連携し育成することとしております。

また、県におきましては、医療基盤活用型クラスター形成支援事業として、平成26年度から琉球大学医学部、県立病院及び民間病院などが連携して行う、県内放射線治療の高度化に向けた研究の支援を行っております。さらに、琉球大学医学部は、重粒子線治療を含む放射線治療の人材の育成に向けた、新たな講座開設の検討を開始したところであります。

県としましては、今後とも人材確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　基地問題についての御質問の中で、海兵隊の駐留理由・根拠についてお答えいたします。

防衛省は、平成23年度に発行した「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」において、海兵隊は初動対応部隊として重要な役割を担っており、広範な任務を有しているとの見解を示しております。また、海兵隊を含む在日米軍については「日米同盟の抑止力を担保するため」日本に駐留し、沖縄に駐留する必要性については、

「沖縄の地政学的位置」を根拠としております。

県としましては、これらの説明は具体的でなく、在日米軍基地の大部分を占める沖縄の米軍基地の役割や必要性について、十分な議論がなされてきたとは言えないと考えております。

次に、普天間飛行場の危険性除去の根拠についてお答えいたします。

日米両政府が普天間飛行場移設問題の唯一の解決策とし、推進する辺野古移設案は、現在の普天間飛行場と比較して、住宅密集地の真ん中から海上へ移設すること、飛行ルートの下に民家がないこと、一番近い民家まで約１キロメートルあること、面積が半分以下約43％に減少するなど、安全性や騒音は改善するものと考えております。

現行計画は、普天間飛行場の危険性を抜本的に除去する現実的かつ具体的な方策であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認における知事裁量についてお答えいたします。

埋立承認に関する知事の裁量に関して、平成26年３月４日に国土交通省に問い合わせたところ、「免許の場合と異なり、承認については、そもそも国は埋め立てを為す権能を有しており、裁量の範囲は極めて小さい」、「法第４条第１項各号に適合している申請について、不承認とすることは免許と比較して知事の裁量の幅はほとんどない。第４条第３項の同意が得られていない場合など、合理的理由がある場合のみである。」との回答がありました。

今回の申請は、法第４条第１項各号に適合しており、不承認とする合理的理由もないことから承認したものであります。

同じく基地問題についての御質問の中で、埋立権限が知事にあることについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

公有水面埋立法第１条第１項で「公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スル」と規定されており、公有水面埋立免許に関する事務は、本来国の事務であります。しかしながら、公有水面の利用実態等地方の事情に精通していることから、都道府県知事または港湾管理者の長に当該事務を委任したものであると解説書には記載されております。

なお、同事務は地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての御質問の中で、県立病院の医師不足の現状についてお答えいたします。

平成26年９月１日現在、県立病院における医師不足の状況は、北部病院産婦人科３名、南部医療センター・こども医療センター泌尿器科１名、宮古病院耳鼻咽喉科１名、八重山病院脳神経外科１名、眼科１名の計７名となっております。

なお、宮古病院耳鼻咽喉科につきましては、10月１日付で医師が確保される予定となっております。

次に、建てかえ工事に係る建設費高騰についてお答えいたします。

新県立八重山病院の建てかえ工事につきましては、東北復興事業や東京オリンピック開催など、全国的に建築費の高騰が見込まれることから、平成27年度の工事発注に影響が出るものと考えております。

現在、基本設計において、建築に係る仕様、工法、材料等について検討を行い、圏域における中核病院としての機能を満たすよう努めているところであります。

次に、八重山病院の位置づけについてお答えいたします。

八重山保健医療圏は、アジア地域と地理的に近接し、諸外国からの入域観光客数が増加している状況にあります。

このことから、新県立八重山病院においては、ユニバーサルデザインの導入や輸入感染症への対応など、全ての人が安全かつ快適に利用できる施設整備に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは医療行政についての御質問の中で、医師確保予算の費用対効果についての御質問にお答えします。

地域における医師の確保については、全国的に厳しい状況にあり、特に、離島･僻地等の医師及び小児科、産科等の医師確保は、離島・僻地の住民の方々にとって喫緊の課題となっております。このような中、本県の離島診療所の医師の確保については、医学臨床研修事業、自治医科大学学生派遣事業等でしっかり確保さ

れております。

また、宮古、八重山、北部の各県立病院は、一部の診療科において欠員があるものの、県立中部病院や琉大病院の派遣等により、地域の中核病院としての機能は果たしており、医師確保の取り組みとして一定の成果を上げております。しかしながら、県立北部、宮古、八重山病院の医師の確保は万全ではなく、今後さらなる医師確保に取り組んでいく必要があることから、今般、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を設置し、対応していくこととしております。

なお、医師確保関連事業に係る予算と医師確保について費用対効果を一括して論ずることは難しいですけれども、県民の命を守る県立病院の医師の確保に必要な専門医等の養成・確保、研修体制の整備、勤務環境の向上に係る短期的な対策及び中期的な対策を講じていく必要があると考えております。

次に、琉球大学に対する医師確保関連予算及び医師派遣人数についてお答えします。

琉球大学に対する医師確保対策関連予算は、専門医等の養成、研修体制の整備及び医師派遣等の事業費として、平成23年度実績で10億5777万8000円、平成24年度実績として３億4666万9000円、平成25年度実績として４億3503万7000円となっております。

また、琉球大学医学部附属病院から県立病院への医師派遣人数は、離島・僻地など医師不足地域へ医師を派遣する医師派遣等推進事業において、平成23年度は42名、平成24年度は54名、平成25年度は37名、３年間で延べ133人が派遣されております。

次に、ドクタープール事業の活用状況等についてお答えいたします。

離島･僻地診療所においては､医師が１名体制となっており、学会や県外の大学病院等で開催される講習会への参加など、研修等の機会の確保が課題となっております。

県では、ドクタープール事業において代診医を派遣し、離島等診療所に勤務する医師の研修等機会の確保に取り組んでいるところであります。

平成25年度は県内の診療所へ165日の代診を実施いたしました。

保健医療部としましては、離島・僻地診療所の医師の研修機会等の確保について、病院事業局と連携し、引き続き取り組んでまいります。

次に、代替看護師派遣事業の活用状況等についてお答えいたします。

代替看護師派遣事業は、離島診療所に勤務する看護師に対し、研修機会の提供や休暇を確保することで勤務環境の改善を図ることを目的としております。当該事業は、県立病院課に２名の看護師を確保し、県立病院附属診療所16カ所を支援しており、平成25年度の派遣実績は201日となっております。

代替看護師派遣事業については、町村立離島診療所からの要望もあり、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは子ども・子育て支援新制度の御質問の中で、新制度に関する県の基本的な考え方についてお答えをいたします。

県におきましては、次年度からの子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けて、現在、県の支援計画の策定に取り組んでいるところであります。同計画は、市町村の事業計画を踏まえて作成するものであり、地域の実情に応じて子育て支援施策の充実を図っていくため、市町村や関係部局との連携のもと、県子ども・子育て会議の議論を踏まえ、検討を進めております。

県としましては、同計画に基づき、質の高い教育・保育の提供体制を確保するとともに、幼稚園教諭及び保育士等の人材確保及び資質の向上、並びに保護を要する子供への適切な支援などに取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、学校現場の年間の事故件数及び後遺症が残る件数についてお答えいたします。５(1)アと５(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付実績によりますと、平成25年度における県内公立学校の事故の発生件数は、小学校3407件、中学校2707件、高等学校1962件、計8076件となっております。

また、県内公立学校において、事故による後遺障害が残った場合に給付される「障害見舞金」の平成25年度給付実績は、１件となっております。

次に、事故発生における対応、対策についてお答えいたします。

学校内外で事故が発生した場合には、「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」に基づき、児童生徒等の安全確保や通報等、必要な措置を講じるとともに、学校には早急に保護者、教育委員会等への報告を義務づけております。

県教育委員会としましては、学校事故の未然防止や事故後の対策等について、校長会や担当者研修会等を通して周知徹底するとともに、今後とも学校安全体制の確立に努めてまいります。

次に、医療・治療の保険適用についてお答えいたします。

登下校を含む学校管理下において発生した災害による負傷、疾病に対して支給される災害共済給付金は、健康保険を初め公的医療保険が適用される範囲が対象となります。

なお、同給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センターから支給されております。

次に、脳脊髄液減少症の実態及び救済策についてお答えいたします。５(2)アと５(2)イにつきましては関連しますので一括してお答えします。

県教育委員会では、平成23年度、全公立学校において脳脊髄液減少症の実態調査を実施しましたが、発症例は報告されておりませんでした。

西原町立の小学校において、脳脊髄液減少症を発症した問題につきましては、現在、同町において、被害生徒と家族の経済的・精神的負担に対する支援策について協議を進めるとともに、支援に向けた条例制定に取り組んでいると伺っております。

県教育委員会としましては、西原町教育委員会へ担当指導主事を派遣するなど、当該生徒の現状や町の取り組み等を把握するとともに、県への要望等についても連携を深めているところです。

また､独立行政法人日本スポーツ振興センターの｢災害共済給付制度｣における対象範囲の拡大や給付金の増額等について、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　よろしくお願いします。

では、再質問させていただきます。

まず初めに、基地と経済についてでございますけれども、今お答えいただいた部長の数字というものは、直接経済効果だというふうに理解しているんですが、この数字に入らない、ほかに考えられる項目といいますか、要素といいますか、そういうものには主にどういうものがあるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まず返還前の経済効果に入れてありますのは、基地があることによる収入ということで、当然基地しかないわけですから、地代収入、基地整備費ですとか基地交付金などを入れてあります。ただ、それが返還後のものについては基地整備に伴う基盤整備事業などの投下額を入れておりますけれども、それをプラス、今度じゃこの県内の誘発効果といいましょうか生産誘発額ですとか所得誘発額、こういったものについては経済波及効果と我々も知っていますが、それについては答弁では述べていないところでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　間接的なそういう誘発効果等を入れると、かなりの数字が予測されるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） １つ、かなりといいますか、我々はあくまでも今の時点でその経済波及効果については産業連関等でやっていますが、例えば一例申し上げますと、那覇新都心で608億というのは現在見込んでいますが、これが経済波及効果まで入れますと、生産誘発額として660億ということで約52億ほど伸びると。１割弱ぐらいの増になる程度だと思っております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ちょっと細かいお話をすると、私は他府県と比べて沖縄県に基地を担当せざるを得ない人件費等の派生も含めてもっと細かいことを言うと、車の渋滞等も含めて、回り道をしなければいけない県民生活も含めて言うと、これにはもうたくさんの要素といいますか、返還されればどうなるのかというような要素がまだまだまだまだたくさんあるんではないかと予測をしているところです。

さて、どうしても嘉手納以北については前にもお聞きしたんですけれども、それは何か計算できない課題といいますか何か問題があるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、やはりまだ嘉手納以北については返還の時期ですとか区域、面積が不明ということです。

あともう一点我々が懸念しておりますのは、例えば嘉手納以北といいますと一番大きいところで北部訓練場がございます。これは面積にしますと7824ヘクタール、次に大きいのがキャンプ・ハンセンですが、これは４市町村またがりますが5110ヘクタール、次に嘉手納弾薬庫が2600ヘクタールほどありますけれども、およそ山林地帯ということですね。そういったところの市町村と我々は、どことは申し上げませんが意見交換をしたところ、どういった跡利用を考えているかとい

う意見交換をやったところ、まだ彼らも見通しが立たないというような中で、県のほうでその示唆をするというのはなかなか困難だということでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では次に行きたいと思います。

普天間基地の危険性の除去のために辺野古移設しかないと、先ほど唯一の解決策だと知事公室長おっしゃったんですが、この考え方というのはどなたの考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　唯一の解決策というのは、再三日本政府によって表明されている考え方、また米国、日米のいわゆる米首脳会談等でも普天間飛行場の移設先として辺野古は唯一の解決先であるということが述べられております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では次に行きます。

まず先に土建部長のほうにお聞きしたいんですが、知事の裁量について再び聞かせていただくんですけれども、前回そういう質疑がありましたね。裁量の幅というのは、免許に比べて相対的に小さくなると。これはわかります。それに幅に関する根拠、または基準などは示されていない。これも理解できますよね。どこにも明文化されていない、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時２分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　知事の裁量の幅については、公有水面埋立法には特段規定はございません。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では、知事は昨日までにずっとお話されていますが、法にのっとって承諾をしたと。法にのっとって承認として、知事の裁量はほとんどないに等しいというのは今でも変わりませんか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　おっしゃったような趣旨は変わりません。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　先ほど土建部長は、皆さんが国交省に問い合わせた問題についてを常に旗印にされるようなところがあるんですが、まず問い合わせの前提が私は違うと思っているんですよ。なぜかと言うと、まず全てにおいて適合しているということを前提にして裁量のことを聞くというのはおかしいと私は思うんですね。適合するかどうかのところに知事の裁量を働かせるんではないですか。法の４条１項、もう一度おっしゃってください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　法の第４条１項はという御質問でございますので、４条１項そのまま読み上げさせていただきます。

○比嘉　京子さん　できればハンドブック……

○土木建築部長（當銘健一郎君）「都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ　１　国土利用上適正且合理的ナルコト　２　其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト　３　埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト　４　埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト　５　第２条第３項第４号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト　６　出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト」。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　済みませんが、ハンドブック的にわかりやすくおっしゃっていただけませんか。県民が聞いております。

ハンドブックの２、３、５でもいいです。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時６分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　かなり長くなりますが、読み上げたいと思います。

４条１項第１号「国土利用上適正且合理的ナルコト」、「この基準は、およそ埋立の可否の判断基準の基本である。よくいわれるのは、日本三景等の古来からの景勝地における埋立、環境保全上重要な地域等における埋立、良好な住宅地の全面の工業用地造成目的の埋立等である。こうした一般的な基準からしても認め難いものは、本号により、免許拒否がなされる。　旧憲法下の行政裁判所での判例として、次のようなものがある。」というふうな解説ではございます。

○比嘉　京子さん　結構です。終わっていいです。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　２番「其ノ埋立ガ

環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」これは２号でございます。「本号は、水面を変じて陸地となす埋立行為そのものに特有の配慮事項を定めたものである。 (1) 環境問題としては、水面の陸地化に伴う自然破壊（野鳥、魚介類の棲息地、自然海浜等の地形・地質の形質の変更及び潮流、水流、漂砂等水域現象の変化）があり、また、埋立工事による海洋汚染による水質汚濁及び水産資源への影響、騒音、震動、交通公害等がある。 (2) 災害問題としては、護岸等の破壊等による埋立地そのものの安全性と埋立に伴い他に与える災害の二面の外、船舶航行の安全性の問題が有る。なお、技術上の基準については、Ｐ155参照のこと。」。

○比嘉　京子さん　２号までで結構です。

○議長（喜納昌春君）　いいですよ。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　２号はまだ(3)番がございます。

「(3) 「十分配慮」とは、問題の現況及び影響を的確に把握した上で、これに対する措置が適正に講じられていることであり、その程度において十分と認められることをいう。」と。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　皆さんが国交省に聞いた前提というのが、その４条１項に適合しているという大前提で聞いた。そのことによって答えが全然当たり前になってしまっています。

私が申し上げたいことは、皆さんは裁量の幅は極めて小さいけれどもゼロではないということをきちんと言っています。それに関して今言う４条１項に全部適合しているかどうか、いわゆる皆さんはこれまで、ちょうど埋立承認をする10日前までのを読み直してみましたよ、皆さんがこれまでにやった答弁を。そうすると、これらの基準に全てに適合している場合、これはもう基本中の基本です。それであってもいわゆる「第４条第１項各号の基準は、これらの基準に適合しないと免許することができない最小限度のものであり、これらの基準すべてに」、これは皆さんの答弁ですよ。「適合している場合であっても免許の拒否はあり得るので、埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行うこと。」となっています、というのが皆さんの答弁。では、ここで言うその他の総合的に判断するものとは何ですかと、皆さんはここで何を判断したんですかと。ここに知事の裁量を働かせるところであって、知事の裁量はそれを適とした時点でないですよ、当然のことながら。そこを指摘しているんです。

そこでお聞きしたいんですけれども、知事は先ほど今でもそう思っているとおっしゃいましたよね。そうしますと、知事自身がみずからの裁量の幅を決定していいわけですから、知事がないものに等しい、ほとんどなかったと言っても知事はいいんですよ。ないものにしたかったんだったらそれでいいんですよ、知事。だけれども、だけれどもですよ、ここで知事の裁量を自分自身で小さくするのも大きくするのも知事なんですよ、そのことは理解できますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時11分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　先ほど議員からのお話のありました、４条１項各号に適合していても免許拒否はあり得ると。これは免許の場合の話でございまして、承認の場合の話ではございません。

そこで、免許の場合と承認の場合の知事の裁量についてということで３月４日にお聞きしましたところ、「免許の場合と異なり、承認については、そもそも国は埋め立てを為す権能を有しており、裁量の範囲は極めて小さい」、「法第４条第１項各号に適合している申請について、不承認とすることは免許と比較して知事の裁量の幅はほとんどない。」とこういう回答があったということでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ここで言う「埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行う」、この他の要素というのは皆さん検討の要素の中にあったんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時13分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　これも埋め立ての免許基準の性格についてということでございまして、免許の場合の話をしております。

○比嘉　京子さん　わかりました。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　それで免許の場合には、今議員がおっしゃるように「埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行う」と、こういうふうに書かれております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　私、国交省の方に、ここで言う他

の要素とはどういうものを想定できますかと聞いてみました。例えば地元市町村長の意見、そして利害関係者の意見など、他の要素として勘案するかどうか、これはどうですかと。これも知事の裁量だというお答えです。

その次です。

言ってみればアセスの評価書において知事は不可能だと、環境保全するには不可能だと言いました。そして、アセス補正に対して環境生活部の意見は、保全上懸念が払拭できないと現在まで言っています。このことをこういう聞き方してみました。この場合、現段階でとり得る対策が講じられることをもって、４条１項２号の基準に適合とするのか、または十分な配慮に適合するとは認められないと判断することも可能かと聞きました。そうすると、不承認とすることも判断は可能かと聞いたところ、これも知事の裁量であると、それこそ知事の裁量が尊重される、知事がアセスをどこまで求めるかということによるんだと。私はさらに法律上の疑義が生じますかという質問です。それこそ知事の裁量だと、これについてどうお答えですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　議員が国土交通省のどなたに会われてそういう質疑応答されたのかということにつきましては、私は存じておりませんので、そういうお話があったのであればそれは国土交通省のどなたかの見解なんだろうと思いますけれども、この３月４日の国土交通省の見解と申しますのは、県議会を６時間もとめて……

○比嘉　京子さん　電話でしょう。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　それで国土交通省に問い合わせて、これをペーパーにして彼らにも確認をしていただいてそれで議会にも提出した正式なものでございます。ですから、私どもはこの考え方を引用して、これまで答弁をさせていただいているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　じゃ、承認10日前の質疑の中で、ここで言う名護市長の意見も入れますかと。名護市長の意見は賛成でないけれども許認可の関係で反対している事例がありますので、そういうことも当然勘案させていただきたいと思いますと、皆さんの答弁じゃないですか。だから、どこに勘案させたんですかと聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　名護市長が反対していることを勘案したとしても、総合的に基準に適合しているものについては承認せざるを得ないというふうに答弁をさせていただいているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　名護市長の意見だけで私は不承認にできるんだと言ってないんですよ。それは勘案する一つの材料であると。そして自然環境の第２号について知事がどう捉えるかという知事の裁量の幅なんだと。ですから知事はいかにも法律を読んでいったら承認しかなかったという言い方、この言い方には私は異議がありますよと今訴えているところです。

なぜかというと、法律を決めるのは知事の裁量だったんですよ。法律は知事の外で決まったわけじゃないんですよ、知事の裁量を勘案して法律は決めるんですよ。そこの違いのところを平気でおっしゃって、だから私は公約にも違反してないんですよと開き直られているから困っているんですよ。知事がそれに適合するかしないか、知事の裁量の入る余地があったんですよと私は申し上げているんです。

以上です。知事どうですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時17分休憩

午後２時18分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　議員がいろいろと突っ込んでお話されているので、論理追えないところがあるんですが、私は何度も申し上げていますように、承認基準に適合しているから承認した。そして、裁量の要素というのは極めて小さいということも申し上げているわけでして、それだけでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　裁量の幅はどこにもどれぐらいだと書いてないんです。それを決めるのも知事なんですよ、そのことは法的にそうなんです。それは認めないといけません。だから知事が自分の裁量を小さくした、だから承認した。これでいいんですよ。知事は自分の裁量を小さくして承認とした、なら私は納得します、県民も納得します。だったらもっと言わせていただくと、知事、承認基準に合うから、法がそう決めたから俺とは関係ないよとおっしゃるんであれば、知事は公約で県外移設と言えないかもしれませんよ。なぜかというと……、ここまで議論は深めないでおきます。まあいいでしょう。知事選でぜひやりましょう。

次に、医療の問題について、医師確保のことについて福祉保健部に１つだけ、私特にこの琉大の学生さん

に対して、言ってみれば医師修学支援貸与というのがありますよね。今回それでもってどれだけの学生が出てきて、その中からどれだけ県のほうに入っていただいたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時20分休憩

午後２時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　次年度の予定は今１人の予定でございます。

○比嘉　京子さん　済みません、休憩。

ことし対象になる卒業生は何名でしたかと。そしてその修学貸与事業から何名が県のドクターとして入ってこられましたかと聞いているんです。対象者が１人ということですか。そして１人が入られているということですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時22分休憩

午後２時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　失礼しました。

義務の履行を終えたのが５名で、１人が入ってくるということです。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　あとの４名はと問題にしたいところなんですけれども、この貸与事業の返還免除に関する条例があるんですが、私はここに非常に疑問を感じています。ぜひもう一度再考して、ここには抜け道がいっぱいあります。ていのいい、私は資金貸し付けになっているんではないかと。本当にそれが生かされているんだろうかというふうに考えます。これは意見です。

さて、今、県の医師確保の事業が17億から19億、ことしプラスの補正で20億組んだというお話がありましたけれども、一応調べる範囲として調査をお願いして25道県を調べてみました。沖縄県の医師確保事業費トップです、３年間平均してもトップです。何が違うかと、これがなぜこんなに毎年のように医師確保に私たちが翻弄しているのかということを見ましたら、１つには私は専任を置いてない。島根なんか７名も置いているんですよ。ですから専任がいるかいないかぜひ検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　医師確保につきましては、今年度から特命担当、医師確保を特命担当とする参事を置き、その参事については病院事業局と併任発令をすると。また、病院事業局については担当の医療企画監は、同じように保健医療部と併任発令するというふうな形で組織の強化を図ってまいりました。

また、専任についての検討については、またこれから検討していきたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ぜひ検討お願いしたいと思います。

次に、時間の関係があるので、最後のほうの教育行政のほうをお聞きしたいと思うんですが、今、何名かの議員からも脳脊髄液減少症について質問がありましたね。西原町で起こったということがあって、今西原町の状況も説明がありました。この条例は、貸付条例になろうとしているんですね。それを考えますと、私は基本的には学校で起こったので学校保険で適用して医療費と治療費が無料になる、これはいいことだと思うんですね。しかし、今医療保険の適用外の状況が起こっている。これは大きな課題ですから解決をしなければならない。しかし、保険の適用だから保護者の負担はゼロ、保険の適用外だから全額負担だという今の状況を何とか打開しないといけないんではないかと思っているわけなんです。

そこで質問なんですけれども、やはりここは学校現場で起こっているということで保険適用外・内関係なく、私はやっぱり保護者の負担をゼロということを基本にそのすき間の考え方をぜひやらなければいけないと思っているんですが、教育長いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　西原町のこの問題につきましては、この件につきましては、当該児童生徒、それから保護者等の精神的、経済的な負担、さらに学習活動への影響等に鑑みましても察して余りあるものがあります。こういう場合にやはり親御さんの経済的な負担軽減とか、子供たちの学習活動の確保というのは大変必要だと思っております。

ただ、この件につきましてはいろいろ西原町ともやりとりしていまして、私自身も直に教育長と連絡してお話しさせていただいているんですけれども、単なる保険適用外というような問題ではないような感じがするんですね。もっと勉強しないといけないと思うんですけれども、例えば学校内でこの当該児童、被害生徒ですけれども、その事故があったということは認めているんですよ。これが今、ブラッドパッチ療法やっているんですけれども、議員御指摘の先進医療であ

る、その適用外というよりも脳脊髄液減少症この発症した、その因果関係が専門の医療機関を通しても証明されない、証明が担保されないということで、そういうことなんですね。西原町の教育長もこの当該生徒を助けるために、いろんな御苦労をしているんですけれども、いかんせんそれが証明できないから行政行為として何かやろうとしても二の足を踏んでしまうと、そういうような状況と言っているんですね。よろしいでしょうか、ちょっとわかりますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん 情報は多面的にとる必要があると私は思います。

それと同時にこの件だけではなくて、今後とも高度医療に適用するような状況が生まれる可能性があります。そのことについて、国がまだこのブラッドパッチに関しても適用内にしてないので、それまでの間、私はぜひ県なのか市町村なのか一緒になってここをしっかりと保障していくという仕組みを今後考えていかないといけないんではないかなというふうに思っています。国もこの議論はし始めているようです。近い将来に適用内になるかもわかりません。それまでの間、どういうふうにこういうような事例をつくっていくかということが課題だと考えておりますので、ぜひ当局の皆さん全員でよろしくお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 比嘉議員、答弁の発言の訂正があります。企画部長から申し出がありますので。

○企画部長（謝花喜一郎君） 私の答弁で、生産誘発額、新都心を例にして１割増と答弁いたしましたが、これは数字を見ましたところ、内数ではなく外数でしたので、１割増ではなく倍増するということでございます。おわびして訂正いたします。

ですから、608億は直接経済効果ですが、生産誘発額は660億ということで、これは外数で別途生ずる額ということでございます。訂正いたします。

○比嘉　京子さん 1200ということですか

○企画部長（謝花喜一郎君） 合計しますと1200余りになるということです。

○比嘉　京子さん わかりました。

○企画部長（謝花喜一郎君） 失礼いたしました。

○比嘉　京子さん 終わります。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん 皆さん、こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子でございます。

一般質問を行います。

まず、辺野古新基地建設についてでございます。

名護市議会議員選挙では、新基地建設に反対する議員が過半数を占め、名護市長選挙に続き新基地建設反対の民意を示しました。マスコミが行った県内世論調査でも、辺野古の移設作業中止が80.2％、安倍政権不支持率が81.5％、知事の埋立承認に対する批判が74％、普天間基地の無条件閉鎖・撤去と県外・国外移設で79.1％、辺野古移設支持は10％しかありません。知事は、県民の圧倒的な民意を無視するのですか。辺野古埋立承認を取り消すべきではありませんか。

仲井眞知事が辺野古埋め立てを承認したことにより、安倍政権は辺野古の埋立予定地、約561ヘクタールを立入禁止の「臨時制限区域」にし、強制的に反対運動を排除、弾圧し、海底ボーリング調査など辺野古新基地建設の工事を着工したことは断じて許せません。これは60年前、米軍占領下のもと銃剣とブルードーザーで県民の土地を強奪して基地をつくり上げた民主主義を否定する蛮行ではありませんか。知事は、この事態を容認するのですか、工事中止を要求すべきではありませんか。

沖縄防衛局は、辺野古移設の埋立設計概要変更を県に提出している。県は、変更内容とその理由を県民に明らかにし、広く県民の意見を求めるとともに、承認判断は知事選後になされるべきであります。

在沖米軍トップのウィスラー四軍調整官は、５年以内の運用停止の実効性は不可能だと明言している。菅官房長官も５年以内の運用停止の具体策は何も示していない。担保措置はあるのですか。普天間基地は即時無条件撤去すべきではありませんか。

米軍の高速輸送船やＭＶ22オスプレイの配備計画が2009年の段階で既に日本政府は知りながら隠していたことが明らかになっています。知事の所見を伺いたい。

辺野古につくられる新基地は、オスプレイの100機常駐可能なＶ字型滑走路や強襲揚陸艦、高速輸送船が接岸できる軍港機能つき、米海兵隊の一大拠点基地となるのではありませんか。耐用年数200年のこの基地は、基地の固定化・永久化になるのではありませんか。

オスプレイの夜間訓練について。

米軍普天間基地のＭＶ22オスプレイなど米軍機が８月下旬以降、日米間の航空機騒音規制で運用が制限される午後10時以降の飛行を繰り返し、夜間にも80から90デシベルを超える騒音に周辺住民から怒りの声が上がっています。オスプレイの夜間訓練を直ちに中止し、撤去を要求せよ。

ハリアー機、Ｆ15戦闘機事故について。

４日午後、米海兵隊のＡＶ８Ｂハリアー攻撃機が米

軍嘉手納基地に緊急着陸し、機体から出火しました。嘉手納ではＦ15戦闘機が離陸直前に白煙を上げて緊急停止する事故が発生をしています。民間地に落ちていれば大惨事、たびたび事故を繰り返しており、重大事態だ、県民の怒りと不安の声が上がっています。事故を繰り返すハリアー攻撃機とＦ15戦闘機は撤去を要求すべきではありませんか。

さらに、ハリアー戦闘攻撃機に非人道的兵器として国連が製造と使用禁止を決定したナパーム弾の改良型焼夷弾ＭＫ77を沖縄近海上で使用したと見られている。県は米側に事実究明を行い訓練中止をさせるべきではありませんか。

カジノについて。

安倍政権は、刑法で禁止されているカジノの合法化法案を秋の臨時国会での成立を狙っています。断じて容認できません。カジノは、ギャンブル依存症の増加や青少年への悪影響、地域経済の崩壊等深刻な弊害をもたらすことが明らかになっています。仲井眞知事は、安倍政権にカジノ誘致を要請しているが、みずからの公約にも反するカジノ誘致を撤回すべきです。

日本と沖縄県内のギャンブル依存症の実態について明らかにしてください。

消費税について。

安倍政権は、４月から消費税８％への引き上げを強行しました。消費税の負担増で４月から６月期の国内総生産（ＧＤＰ）統計で、個人消費が大幅に落ち込み年率換算でマイナス7.1％になり、勤労者の実質賃金が４月、５月、６月と前年比でマイナス３％以上も減りました。中小企業は消費税を価格に転嫁できず廃業する業者も続出し、地域経済の悪循環が加速しています。

消費税が８％に引き上げられることによる県民の暮らし、県内経済への影響はどうなっていますか。

こんな経済情勢のもとでの来年10月の消費税10％引き上げは、県民の暮らし、経済に大きな打撃を与えることになります。中止を要求すべきではありませんか。

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）について。

ＴＰＰは例外なき関税撤廃を初めとした新たな貿易体制を目指すものであり、関税撤廃は沖縄県のサトウキビを初め重要農水産物に壊滅的な打撃を与え、食の安全、医療、保険、公共事業等、国民生活のあらゆる分野に甚大な影響をもたらすことになる。ＴＰＰからの即時撤退を要求すべきです。

就学支援について。

生活保護世帯の児童生徒への学習支援事業が、国の制度変更で来年度から補助率が全額補助から２分の１補助に引き下げられ、事業維持が困難になるとの悲鳴の声が上がっています。「生活困窮者支援法」による国の補助率100％支給を実施するよう要求すること。

来年度以降も継続実施ができるよう、県独自の支援策を講ずること。

県内の学習支援事業の実施状況はどうなっていますか。

県の子育て総合支援モデル事業の実施状況について伺います。

全市町村で実施することについて、県の具体的な対策について伺います。

子供の医療費助成制度について。

子供の医療費無料化を通院についても中学校卒業まで無料にし、窓口払いのない現物給付をすること。

以上について質問を行います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城ノブ子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、辺野古新基地建設についての御質問の中で、埋立承認の取り消しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請につきましては、承認基準に適合していることから承認したものであり、取り消すことは考えておりません。

次に、カジノについてといいますか統合リゾートの導入についての御質問にお答えいたします。

昨年12月の沖縄政策協議会における要請につきましては、我が国においてもカジノの導入に向けた法整備が開始されたことを踏まえまして、沖縄県としても産業振興を図る観点から関心を持っていることを早目に伝えるために行ったものであります。統合リゾートは、経済波及効果の面で大きなメリットがあると言われております。沖縄県でも、想定される懸念事項への対応策を含め調査研究を続けております。国会においては、関連法案の審議が始まっております。

沖縄県としましては、その審議を注視しつつ、引き続き統合リゾートの導入に関する検討を進め、導入に当たっては具体的構想・計画を示しながらコンセンサスを得てまいります。したがいまして、公約違反ではありません。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　辺野古新基地建設に関する

御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止の担保についてお答えします。

安倍総理は、去る４月24日の日米首脳会談において、オバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初め４項目の基地負担軽減策について協力を要請しており、大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。私が６月に訪米した際にも米政府から同様の発言があったことから、今後もこれらを踏まえて日米間で協議がなされるものと考えており、県としては、普天間飛行場負担軽減推進会議の場で十分な議論をしていきたいと考えております。

なお、県としましては、これまでの経緯等から、普天間飛行場の無条件撤去が実現するとは考えがたく、５年以内の運用停止を求めているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　ＴＰＰ（環太平洋連携協定）についての御質問にお答えいたします。

ＴＰＰは、沖縄県の基幹作物であるサトウキビを初めとする農産物などの物品貿易のみならず、サービスや投資、政府調達など幅広い分野にかかわるものであり、県内の関係団体から農畜産業への影響のほか、国民皆保険制度の維持や食の安全・安心についての懸念などが示されておりました。関税の分野については、サトウキビ生産が主要な産業となっている離島地域への影響が大きいことから、平成26年４月に、政府に対して農林水産分野の重要５項目などの聖域が確保できなければ、交渉からの脱退も辞さないものとするなど、慎重な対応や万全の対策を講ずるよう、ＪＡなどの関係団体と一体となって要請を行ったところであります。その他の分野では、公的医療保険制度のあり方そのものは議論の対象になっていないこと、食の安全に関する日本の制度の変更を求められるような議論は行われていないことなどが政府から説明されております。また、政府調達については、既存のＷＴＯの政府調達協定に入っている日本、アメリカなどの４カ国が、それ以外の国にＷＴＯの水準まで市場開放を求めているとのことであります。

県としては、引き続き交渉内容等に関する十分な情報提供を求めていくとともに、議論の状況を注視し適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　辺野古新基地建設についての御質問の中で、代替施設建設工事の中止を要求することについてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合していると判断し承認したところであります。その後の事業の具体的な手続、工事の進め方等については、事業者である沖縄防衛局が責任を持って説明すべきであると考えております。また、事業の実施に当たっては、安全や環境に配慮するとともに、関係法令にのっとって進められるべきと考えております。辺野古移設は、普天間飛行場の危険性を除去する具体的かつ現実的な方策であると考えております。

次に、高速輸送船やオスプレイの配備計画に関する日本政府の対応についてお答えいたします。

ウィキリークスが公表した内容については、報道等で承知しておりますが、日米両政府とも不正な方法で入手した文書については、コメントも確認も一切しないとのことであります。

県としましては、沖縄県の基地問題に関する県民の疑問については、政府において正式なルートに基づき積極的に情報を公開すべきだと考えております。

次に、普天間飛行場代替施設の機能についてお答えいたします。

防衛省によりますと、普天間飛行場代替施設は基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものであると説明しております。係船機能つき護岸について、埋立承認申請書には、ヘリ等が故障した場合等において船舶を使用した輸送を実施する必要があることから、護岸の一部を船舶が接岸できる構造として整備しますが、「恒常的に兵員や物資の積み卸しを行う機能を有するようないわゆる軍港を建設することは考えていません。」と記載されております。耐用年数については、港湾施設の設計基準に基づき50年で設計していると説明されております。

次に、オスプレイの夜間訓練についての御質問の中で、オスプレイの夜間訓練中止、撤去の要求についてお答えいたします。

県環境部が実施した平成25年度の航空機騒音測定結果によりますと、普天間飛行場周辺においては、環境基準超過地点が減少したものの、依然として夜間の騒音が確認されており、周辺住民の生活環境に大きな影響を与えております。平成８年に日米両政府で合意された航空機騒音規制措置については、米軍の任務に必要とされる場合、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっており、飛行場周辺の住民の負担を軽減するためには、同規制措置の厳格な運用が必要であると考えております。県は、去る９月12日、県内の米軍及び

日米両政府機関に対し、平成25年度航空機騒音測定結果を踏まえ、米軍機による航空機騒音の軽減措置等について要請を行ったところであります。また、オスプレイについては、まず12機程度の訓練の分散から始まり、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも含めて着実に進めることを政府に対して求めているところであります。

次に、ハリアー機、Ｆ15戦闘機事故についての御質問の中で、ハリアー機及びＦ15戦闘機の撤去要求についてお答えいたします。

県は、これまで米軍航空機関連の事故が発生するたびに、米軍を初め関係機関に対し事故の再発防止及び安全管理の徹底を強く求めてきたところであります。去る９月４日に発生したハリアー機の着陸後の火災についても、県は具体的な事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を米軍及び沖縄防衛局に対し強く求めたところでありますが、現在、米軍から事故原因について説明はありません。

県としましては、航空機に関連する事故は県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。今後とも軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保について米軍及び日本政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、米軍によるＭＫ77弾の使用についてお答えいたします。

県は、米軍ハリアー攻撃機の沖縄近海でのＭＫ77弾使用の報道について、沖縄防衛局を通じ米軍へ事実関係の確認を行ったところ、米軍より、作戦保全上の理由で航空機の運用に関する具体的な情報の発表を控えるとの回答がありました。

県としましては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、訓練の安全管理等には万全を期し、県民の生命、生活及び財産へ配慮すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　辺野古新基地建設についての御質問の中で、辺野古埋め立てに係る設計概要の変更についてお答えいたします。

平成26年９月３日付で提出された「設計概要変更承認申請書」には、埋め立て等の工事について、安全及び環境の保全に配意しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について埋立承認後も検討を継続した結果、計画変更に至ったと記載されております。また、変更内容は、１、工事用仮設道路の追加、２、中仕切り護岸の追加、３、美謝川切りかえルートの変更、４、埋立土砂運搬方法の一部変更の４項目となっております。これらの変更は公有水面埋立法第42条第３項により準用する同法第13条の２に規定される設計の概要の変更に当たることから変更承認申請が必要でありますが、告示・縦覧、地元市町村長意見の聴取及び利害関係者の意見聴取等の手続を行うことにはなっておりません。

なお、設計の概要の変更に係る標準処理期間は44日と定めていることから、この定めを踏まえつつ審査等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それではカジノに関する御質問の中の、国内及び県内のギャンブル依存症の実態についてお答えいたします。

我が国においてギャンブル依存に関する統計データが存在しないため、県内を含めギャンブル依存症の実態を把握することは困難な状況にございます。ただし、厚生労働省の補助を受けて研究者グループが実施した調査によりますと、国内成人男性の8.8％、女性の1.8％、計536万人がギャンブル依存の疑いがあるとの推計がなされております。

なお、この結果に対しましては、パチンコ、スロットが多いという日本の事情を踏まえて考える必要があり、依存症患者の割合が１から３％程度という諸外国との単純な比較はできないとの指摘があります。いずれにしましても、統合リゾートの導入に伴うギャンブル依存症などの懸念事項に関しては、関係省庁において問題を生じさせないための制度上の検討を進めるとされていることから、国においてしっかりとした対策が講じられるものと認識しております。

沖縄県としましては、国が講じる措置に加え、さらに必要な対応策について厳格に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それでは消費税についての御質問の中で、消費税増税による県民生活への影響についてお答えいたします。

消費税は、物やサービスを購入した消費者が最終的に負担することから、消費税の引き上げは家計の負担

が増加し、生活必需品などの物やサービスの買い控えがふえる等の影響があると言われております。総務省が発表した８月の消費者物価指数によりますと、値動きの大きい生鮮食品を除く総合指数は、全国が前年同月比3.1％上昇であるのに対し、沖縄県が2.7％上昇となっております。また、消費税増税に伴うバス及びゆいレールの運賃や水道料金の値上げにより、県民の家計負担は増加したものと考えております。

なお、消費税の引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和する観点から給付金が支給されることになっております。

次に、就学支援についての御質問の中で、生活保護世帯への無料塾についてお答えいたします。７の(1)と７の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

県では、平成23年度から生活保護世帯の児童生徒に対し、世代間の貧困の連鎖を防止する観点から子供の学習支援の事業を展開しているところであります。当該事業は、平成27年４月１日から生活困窮者自立支援制度がスタートすることに伴い、実施自治体において２分の１の費用負担が生じることになり、今後の事業展開が懸念されているところであります。

県としましては、現在、国への要請は考えておりませんが、学習支援は貧困の連鎖を防止するために効果的な取り組みであると認識しており、市町村とも連携をし次年度以降も事業が実施できるよう検討しているところであります。

次に、学習支援の実施状況についてお答えをいたします。

学習支援事業は、平成23年度から事業が展開されておりまして、現在、沖縄県及び那覇市、糸満市、豊見城市、浦添市、宜野湾市、沖縄市の６市において実施されております。平成25年度における学習支援を行った子供の数は282人となっております。

次に、子育て総合支援モデル事業についてお答えいたします。７の(4)と７の(5)は関連しますので一括してお答えいたします。

子育て総合支援モデル事業におきましては、県内４町村で、準要保護世帯の小中学生を対象に学習支援等を実施しております。また、今年度から低所得世帯等の高校生を対象に、大学等への進学を支援する大学進学等促進事業を開始したところであります。

県としましては、貧困状態にある子供たちへの学習支援は、貧困の連鎖を防止する上で効果的な取り組みであると認識しており、市町村と連携を図りながら段階的な事業の拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　消費税についての御質問の中の、消費税率引き上げによる県経済への影響についてお答えいたします。

消費税率引き上げによる県経済への影響について、個人消費を見ると、一部で消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動が見られるものの、全体として観光需要などを背景に堅調に推移しているものと考えております。県経済の動向は、観光関連や建設関連が好調に推移していることに加え、雇用情勢も改善傾向にあることから、県では、平成26年４月以降の県内景気は拡大していると判断しております。また、関係機関による経済報告などにおいても同様の判断がなされているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　消費税率の引き上げについてお答えいたします。

消費税は、他の税目に比べ景気変動による影響を受けにくく、少子･高齢化がますます進展する中で、国･県・市町村における安定的な財源の確保等のため、その役割は重要であることから消費税法等の一部が改正され、平成27年10月から10％に引き上げることが明記されております。同時に、引き上げに当たっては、政府において経済状況を勘案するとともに、低所得者対策を講ずることとされております。

県としましては、政府が地域経済に配慮するとともに、低所得者や中小事業者への対応策が十分講じられるよう注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは子供の医療費助成制度についての御質問の中で、通院対象年齢の拡大及び現物給付の実施についてお答えします。

こども医療費助成事業の通院対象年齢の拡大につきましては、中学卒業までの入院年齢の拡大による事業費の動向や市部の意向等を踏まえ検討していきたいと考えております。また、現物給付を実施することにつきましては、過剰な受診による医療費の増大に伴う国保財政の圧迫、国庫支出金の減額調整、小児救急体制への過重負担などの課題が指摘されております。

県としましては、平成24年度に事業実施主体である

市町村と調整を行い、要望の多い自動償還を導入しているところであり、現物給付の実施の予定はありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん それでは再質問を行います。

まず最初に、辺野古の埋立設計概要変更についてでございますけれども、今度の設計概要変更は、埋め立ての土砂運搬方法の一部変更がこの中に入っています。最初のベルトコンベヤーで運ぶ方法から一部ダンプトラックで国道329号を通って運ぶ内容になっておりますけれども、大量の土砂を運ぶトラックが一定期間、国道を通るということになるわけですね。大変危険な状況になると思われるんですが、どれぐらいの土砂の量になるんでしょうか。ダンプの何台分になるのですか。その期間、１日何百台のダンプがそこを往来することになるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 変更承認申請につきましては、今週から本格的に内容の審査を始めましたので、今は形式的なことしかお答えはできないんですけれども、まず土砂の運搬方法が今回トラックの運搬に変わります。これはＢブロックとＣブロックについて、当初はベルトコンベヤーだったものがトラック運送になると。これを合わせますと約65万立米ということになります。それで変更承認申請書には、１日当たりダンプトラック592台と記載されておりますが、全体でどのぐらい必要かということについて、例えば10トントラック、比重を1.8としますと大体６立方メートル積みぐらいになりますので、これで計算しますと、トータルで10万8000台程度ということになろうかと思われます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん それだけでも大変重大であるというふうに考えるんです。これだけのトラックが土砂を詰めて国道をずっと往来をするということになると大変危険な状態が生じるというふうなことが考えられるんですけれども、これだけの公共事業で埋立申請の変更は今後も行われるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立申請の変更を行うかどうかというのは事業者の判断によるわけでございますけれども、例えば県内の事例でいきますと豊崎などもたしか３回ぐらいの変更があったと思いますし、また、県外の同じ米軍の岩国飛行場などでも７回ぐらいの変更があったというふうに聞いてはおります。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん 防衛局はこれだけの設計概要変更申請に当たっては、環境、安全に配慮をしつつ設計変更に至ったということを設計概要申請の中に明記されているということなんですけれども、しかし、この新しく設計概要変更が行われているこの状況は、国道、今さっきも話がありましたけれども、650万立方メートルを要するに10トントラックで10万8000台が国道を往来をするというふうなことになると大変これは危険な状況が私はここで出てくるだろうというふうに思うんですよ。そういう状況の中で今度の設計概要変更が実施をされるということになると、やっぱり大変重大な事態になっていくというふうに思われるんですが、そういう意味では地元名護市長、地元の住民の意見を十分に聞いていくということが必要だというふうに思うんです。十分な審査が行われないとこういう危険な状況をそのまま放置した状況の中で設計概要の変更が行われるということになると、これは県民の、住民の安全は守れないというふうな事態になるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 審査についてはまだ今週から始めておりまして緒についたばかりでございます。そして、環境への影響等につきましては環境部に意見照会をしまして、環境部の意見も参考にしながら審査を進めていきたいと考えております。

それから、法律上こういった変更承認申請には告示・縦覧や地元市町村長意見の聴取及び利害関係者の意見聴取などの手続を行うことにはなっておりませんので、法律の規定に従って審査を進めていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん アセス評価書では、埋立土砂運搬に伴うダンプトラックの国道329号及び工事用仮設道路走行は最小限に抑えるというふうにされていたんですよ。それがダンプトラックによる運搬に変更されることによって合計10万台以上、１日に五百数十台のダンプトラックが国道329号を運行するということになるのではありませんか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） そういったことも含めて審査の中で十分検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん この防衛局が行った環境アセス

において、粉じんや騒音、振動の予測について、大量のダンプトラックが走行する予測評価も行われていないんですよ。そういう意味からすると、この設計概要変更については承認すべきではないし、そしてこの承認については、今慎重な審査が求められているわけですから、次の県知事にその承認を委ねるというふうにすべきだと思うんですが。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　慎重に審査をすべきという議員の御指摘はそのとおりでございます。これまでも慎重かつ丁寧に行ってきたつもりでございますし、今回の変更承認申請につきましても慎重に審査を進めてまいりたいと。特に、環境の影響につきましては、環境部に意見を照会してきちんと把握していきたいと思っております。ただし、こういった変更申請に係る標準処理期間というものについては、行政手続法の規定にのっとって一応44日という標準処理期間が定められておりますので、こういった定めも踏まえつつ審査等は行っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　こういう重大な内容を持つ設計概要変更でありますので、私は、もっと地元名護市の意見を聞く、地元住民の意見を聞く、そしてもっと慎重な審査をやって、これについては慎重にやるべきだというふうに思います。それと同時に、環境アセスにもないようなことが中に出てきているわけですから、これについてはやっぱり承認されるべきではない。そして次の知事にこの承認については委ねるべきだということを再度申し上げておきたいというふうに思います。

カジノについてですけれども、日本の成人いわゆる男性の8.8％、女性の1.6％、推計536万人に今、ギャンブル依存症の疑いがあるという厚生労働省の研究班の調査が明らかになっているんですけれども、この実態を知事はどう認識なさいますか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　この数字については、先ほどもちょっと答弁いたしましたけれども、諸外国の依存症患者の割合が１から３％だというふうになっておりますけれども、日本の場合にはパチンコ、スロットが多いという日本の事情を踏まえて考慮する必要があるというような指摘もございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　県内ではギャンブル依存症の実態について調査をされてないということなんですが、日本における賭博依存症の悲惨なあらわれ方の一つがパチンコやスロットマシンなんですけれども、県内でもつい先日、パチンコ店の駐車場の車の中で子供が熱中症にかかって亡くなるという悲しい事件が起こっています。こうした事件が県内でこれまで何件起こっているんでしょうか。どういう対策をとっているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時15分休憩

午後３時15分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　ただいま御質問のございました駐車場で発生した乳児が熱中症で死亡する事件と同種の事件の過去の発生件数でございます。

当県におきましては、過去10年間ございません。全国的には過去10年間で、本事案を含め14件発生しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　県内のギャンブル依存症の実態について､やっぱり調査をするべきではありませんか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　まず、国内において、現在ギャンブル依存症対策の明確な定義、そして疫学的なデータがないために県内の患者数を把握することが今困難な状況にございますが、パチンコ問題については、厚労省において全国的な疫学調査が実施されるとの情報がございます。それで、今後の国の取り組みに関するこの情報収集を行いながら、県における実態調査のあり方、それから必要性について検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　現にあるパチンコやスロットマシンでも、要するに国内でも536万人のギャンブル依存症の疑いのあるのが発生をしているというふうな事態があるわけですよ。こういう事態の中でカジノによるギャンブル依存症のあらわれ方はその比ではないということが専門家の中でも指摘をされているわけですよね。それでもカジノで地域は振興・発展させることができると、そういうお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　国のほうではこの統合リゾートの導入に伴うギャンブル依存などの懸念事項に関しては、関係省庁においてこの問題を生じさせないための制度上の検討を進めるとされておりまして、国においてしっかりとした対策が講じられ

るというふうに理解しております。

それから、国のこの取り組みとあわせて県のほうでも沖縄として必要なものについては厳格に検討してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん 知事は、前回の選挙でカジノ導入は県民合意が前提だというふうに公約をしていますね。しかし、その県民合意がない中で今、いわゆるカジノ導入を前提にした調査に県民の税金を使い続けているわけですけれども、政府にカジノ導入を要請していることは県民への公約違反ではありませんか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） とんでもないですよ。公約違反ではありません。カジノもビジネスですから、それを前もってよく研究し、今おっしゃったような依存症の話、いろいろな対応も含めてよく研究するということまでは何も禁じられてはおりませんよ。世界中で行われている経済活動について、やってはいけない論から始めたら、新しいことはなかなか手がつかなくなりますよ。ですからこれは何も無理して弊害が本当に起きるものであれば、コンセンサスを得る前にこれは当然やめればいいだけの話でして、何も一々そのための研究も調査も構想もやってはいけないということにはなりませんよ。そうしますと沖縄の新しい産業というのはなかなか出にくくなると私は思っています。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん 知事がやっているのはカジノ導入を前提にして推進をしているわけですよ。そこに莫大な県民の税金を使い続けているわけですよ。カジノ導入を前提にしているからこそ、あなたは政策協議会の中でカジノ誘致に手を挙げているんじゃありませんか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○玉城　ノブ子さん あなたが選挙で公約をしたのは、カジノ導入に当たっては県民合意が前提だと、県民合意がなければカジノ導入はしないということがあなたの選挙の公約なんですよ。今、あなたはカジノ導入を推進をしているんじゃありませんか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○玉城　ノブ子さん カジノ導入、誘致するということで手を挙げているそのことがもう公約違反でありますよ。これについてどうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 公約違反だ公約違反だとばかりおっしゃいますけれども、いいですか、カジノは今から合法化するための研究も法案も出ているんじゃありませんか。それに対して手を挙げることが公約違反だなんてとんでもない話ですよ。研究もしない、事業の構想も立てない、何もやらないで、それでもって新しいビジネスや経済活動ができるわけありませんよ。これはもう当然ですよ。しかも、これは各県で競争の関係にあるものをのんびりと一番最後から手を挙げてできるわけないじゃありませんか。当然のこととして新しいものには新しく手を挙げて、そして最後に構想をつくって、それでその上でコンセンサスを得ると言っているじゃありませんか。何も公約違反でも何でもありません。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん 今、県民合意、カジノ推進の前に県民合意が必要なんですよ。それが公約なんですよ、皆さん。これはカジノ導入を推進しながら、後から県民合意を得るということは、これは日本語的に言えば公約を守ってないということなんですよ。公約違反のカジノ導入は撤回をすべきです。そのことを申し上げておきたいと思います。

それと、８割以上の県民が辺野古移設反対の民意を示しています。にもかかわらずこの県民の民意を踏みにじって、しかも公約を破って強権的な手法で辺野古埋め立てを強行する。これは民主主義を踏みにじる蛮行ではありませんか。ここのどこに民主主義がありますか。知事、辺野古工事即時中止を求めるべきではありませんか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 今議員が御指摘された世論調査は、８月26日に報道された琉球新報、沖縄テレビのこの合同の世論調査をおっしゃっていると思います。回答数が、客対数が3981のうち610人、15.3％で、今議員がおっしゃったとおり辺野古中止80％という回答が出ていると。それはそのような報道に接しております。しかしながら、再三申し上げているとおり、県といたしましては、いろいろ報道がございますけれども、報道を基礎として政策判断をしていくということは極めて危険なことではないかとむしろ思っておりまして、県民の中にはこういう考えもあると、さまざまな考え方があるというふうに受けとめているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん 県民の民意を無視して、そしてみずからの公約も破って辺野古の埋め立てを推進して

巨大米軍基地をここにつくろうということは断じて認められませんよ。そのことを申し上げて終わります。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君 ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

県民ネット、新垣清涼ヤイビーン。

クトゥシン　シマクトゥバヌヒーンケーティ　シマクトゥバヒルミールタミ　マタ　クヮンマグヮンチャーンカイ　ヒキチジイチュルタミ　アマクマウティ　ウフォークヌムユーシガアイビータシガ　グスーヨーヤ　イメンソーチャガヤーサイ。ンナサーニ　シマクトゥバヒルミールクトゥ　チバティイチャビラナ。

アンセー　一般質問ハジミティイチャビーン　ユタシクウニゲーサビラ。

１番目に、基地行政についてでありますが、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還問題について。

来年３月に返還予定のキャンプ瑞慶覧では、８月25日までに見つかったドラム缶に続いて、沖縄防衛局は去る26日、きょうも報道にありましたけれども、現場での調査作業中に新たに５本のドラム缶を確認したとの報道がありました。けさの報道によると合計14本になるようです。まだまだ出てくるかもしれません。

そこで伺います。

支障除去の計画と進捗について伺います。

次に、跡地利用計画についてでありますが、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）土地利用計画修正案というのが最近出ているようです。以前の計画とどこが変わったのか、そしてこの中に示されている人材育成等施設や国際医療拠点ゾーンなどを含めた修正案計画について説明をお願いします。

⑵番目に、辺野古新基地建設工事についてであります。

環境監視等委員会の役割とその環境保全対策や県のかかわりについてお伺いいたします。

⑶番目に、オスプレイの飛行訓練についてであります。

普天間基地周辺や県内での飛行訓練、飛行経路や時間帯について実態をお伺いします。

次に、災害対策についてであります。

台風８号の被害状況と対策について伺います。

⑵番目に、土砂災害避難指定区域――これは間違い、こういうのはないようでありまして――土砂災害警戒区域と指定された箇所とその避難所の整備についてお伺いします。

３番目に、観光行政についてであります。

県内は観光客の入域がかなり好調のようでありますけれども、県産食材の使用推進について、その取り組みをお伺いします。

そして国内客、あるいは外国のお客さんもふえているようでありますが、その満足度調査についてお伺いいたします。

次に、会派代表質問との関連ですが、カジノ誘致についての関連でお伺いしたいと思います。

これは先ほど玉城議員とのやりとりの中でもありましたけれども、パチンコやスロット等にのめり込んで自分をコントロールできず問題を起こす人を国際疾病分類では、ギャンブル依存症といって日本国内でも成人の約５％、536万人とのことですが、県内の状況はどうなっているのか。そしてその対策はどうなっているかお伺いします。

また、６月に那覇市内の駐車場で乳児が熱中症で死亡する痛ましい事件がありました。同様な事件は過去に何件あったのか、その対策（適切な治療と支援）、それはどうなっているのかお伺いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、基地行政についての中で、西普天間住宅地区の跡地利用計画についての御質問にお答えいたします。

西普天間住宅地区の跡地利用に向け、沖縄県は宜野湾市や琉球大学と連携し、重粒子線治療施設や琉大病院など、高度な医療機能を集積させた国際医療拠点の形成を目指すことといたしております。このため、国の積極的な財政支援、そしてインダストリアル・コリドー南側部分の早期返還、土地取得制度の拡充等を国に要望したところであります。

沖縄県といたしましては、今後とも宜野湾市、地権者等の皆さんたちと連携しながら、跡地利用計画の策定を初め円滑な跡地利用に向けまして取り組んでまいる所存でございます。

次に、観光行政に係る御質問の中で、県産食材の使用推進の取り組みについてという御趣旨の御質問にお

答えいたします。

県産食材の積極的な活用は、沖縄観光の魅力向上と経済波及効果の拡大に貢献するものと考えております。このため、県産食材等の利活用や販売を促進する「花と食のフェスティバル」や、直売所などへの観光客の誘客促進、そして飲食店や観光施設等と連携した「旬」の県産食材キャンペーンの実施、さらには県産食材を積極的に活用する宿泊施設や飲食店を「おきなわ食材の店」として登録し、積極的な情報発信を行うなど、県産食材の消費拡大に向けました取り組みを推進してまいる計画でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 観光行政に関する御質問の中で、観光客の満足度調査についてお答えいたします。

沖縄県の観光統計調査においては、基本項目として、観光客の年代や来訪回数、宿泊日数、消費額等を設けるとともに、沖縄観光に関する満足度を調査しております。

沖縄観光全体については、国内・海外の観光客の約９割がおおむね満足と回答しております。項目別に見ると、国内客については、「海の美しさ」や「スポーツ・レジャー」で満足度が高い一方で、「土産品」に対する満足度が低くなっております。また、外国客については、「おもてなし」に対する満足度が高い一方で、「多言語対応」や「金融・決済」、「案内表記」に対する満足度が低くなっております。

県としましては、国内客の満足度が低い「土産品」の魅力向上を図るため、今年度から新たに土産品開発に対する支援を実施しております。また、外国客が快適に旅行できる環境づくりに向けて多言語案内板の整備を加速させるとともに、Ｗｉ－Ｆｉ機器や外貨両替機の設置支援、沖縄特例通訳案内士の育成等の取り組みを強化しております。これらの取り組みを着実に実施することにより、沖縄を訪れる観光客の満足度の向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 基地行政についての御質問の中の、西普天間住宅地区の支障除去の計画等についてお答えいたします。

西普天間住宅地区の支障除去措置については、宜野湾市、市地主会、沖縄防衛局、沖縄総合事務局及び沖縄県の５者で構成する西普天間協議会及び同協議会のもとに設置された支障除去作業部会等において協議しているところであります。

沖縄防衛局は、本年度、過去の使用状況の変遷及びこれまでに実施した調査を確認するとともに、住民や宜野湾市等の関係機関から聞き取り調査を行っております。同局は、本年８月12日に開催された協議会において、これらの調査結果を踏まえ、必要な支障除去措置として、１点目に物件撤去、２点目に土壌汚染調査、３点目に水質汚濁調査、４点目に不発弾探査及び５点目に廃棄物探査を挙げ、その範囲やスケジュールなどを示しております。また、沖縄防衛局は、跡地利用推進法に基づき、返還が合意された区域の全部について、駐留軍に起因するものに限らず、土地を引き渡す前に徹底した支障除去措置を講じることとしております。これらの資料については、同局のホームページ等でも公表されております。

沖縄県といたしましては、引き続き協議会及び支障除去作業部会等において、地権者や土地利用者等の意見を踏まえながら、沖縄防衛局に対し、支障除去措置を徹底するよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 基地行政についての御質問の中で、辺野古埋め立てに係る環境監視等委員会についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局が設置している「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会」につきましては、その運営要綱に「普天間飛行場代替施設建設事業を円滑にかつ適正に行うため、環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性･客観性を確保するため、科学的・専門的助言を行うことを目的とする。」と記載されております。同委員会は、現在までに２回開催されており、公表されている平成26年４月11日に開催された第１回委員会の資料によりますと、事後調査等及び環境保全措置の内容確認、並びにサンゴ移植に向けた概要説明が行われております。

県は当該委員会に参加しておりませんが、埋立承認の際に付した留意事項に基づき、今後、当該委員会の検討結果について協議を行うことになっております。

次に、災害対策についての御質問の中で、土砂災害警戒区域についての御質問にお答えいたします。

県内の土砂災害危険箇所は1032カ所あり、その全てを土砂災害警戒区域に指定することとしております。平成26年８月末までの指定済み箇所は797カ所、指定

率は約77％で、平成27年度に全箇所の指定を終えることとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 基地行政についての御質問の中で、オスプレイの飛行経路や時間帯についてお答えいたします。

防衛省は、オスプレイの具体的な飛行経路については、米軍の運用にかかわることであり、細部は承知していないとしております。このため、詳細については明らかではありませんが、昨年10月から11月までの間、県が行ったオスプレイの飛行情報の集計によりますと、宜野湾市のほか、浦添市、宜野座村、那覇市、西原町、金武町、伊江村など14市町村から飛行情報が報告されております。

沖縄防衛局の調査によりますと、平成25年度の普天間飛行場周辺のオスプレイの飛行状況については、場周経路を周回する航跡はほとんど見られず、また、中城村津覇付近のタンゴ・ポイントを通過する進入・出発経路に係る航跡については、より南側を大回りする形で旋回していることが見られるとされております。

オスプレイの飛行時間帯については、普天間飛行場での離陸回数を見ると、７時から19時までが712回、19時から22時までが126回、22時から翌７時まではゼロ回となっており、同じく着陸回数を見ると、７時から19時までが581回、19時から22時までが184回、22時から24時までが60回、24時から翌７時まではゼロ回となっております。

次に、災害対策についての御質問の中で、台風８号の被害状況と対策についてお答えいたします。

去る７月７日に来襲した台風第８号の被害状況につきましては、人的被害が、重傷２名、軽傷34名の計36名、住家被害が、全壊３棟、半壊２棟、一部破損37棟、床上浸水89棟、床下浸水90棟となっております。また、河川の氾濫、土砂災害等が多数発生しており、避難勧告が県内22市町村、延べ28万3469世帯、68万3991名に発令されております。被害総額につきましては、土木関連の被害額が約10億円、農林水産業関連の被害額が約34億円となっております。

今回の避難勧告につきましては、近隣市町村でも避難勧告の発令の判断が分かれたことや、避難勧告として屋内での安全確保を図ることなどが十分周知されなかったこと等が指摘されていることから、県としましては、消防庁と連携し、各市町村長に避難勧告発令のあり方について周知を図るとともに、沖縄気象台、市町村と連携し、県民や観光客の安全確保を図るため、よりわかりやすい形での避難勧告等の判断伝達のマニュアル作成について検討を進めているところであります。

次に、土砂災害警戒区域等における避難所の整備についてお答えいたします。

市町村は、土砂災害警戒区域が指定された際には、土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画へ土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項の記載や防災マップによる住民への周知を図ることとなっております。また、災害が発生または発生のおそれがある場合、住民の円滑かつ迅速な避難のための指定緊急避難場所及び避難のために必要な間滞在させる指定避難所の指定に取り組んでいるところであります。

沖縄県内の土砂災害警戒区域内では、11市町村33カ所の避難所があることが確認されており、住民の安全確保についてさらに市町村と連携してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 我が会派の代表質問との関連についての質問の中の、県内のギャンブル依存症の状況及び対策についてお答えいたします。

我が国においては、ギャンブル依存に関する統計データが存在しないため、県内のギャンブル依存症患者数を把握することは困難でありますが、パチンコ依存問題の電話相談機関「認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」の報告書によりますと、昨年、沖縄県内から87件の相談があったとのことでございます。また、沖縄県が総合精神保健福祉センター及び保健所で実施している精神保健福祉に関する相談においては、昨年度、延べ70件のギャンブル依存に関する相談を受けております。このほか、沖縄県司法書士会が実施した「沖縄の自己破産実態調査」によると、平成24年調査における自己破産申し立てについて、借金の原因が「ギャンブル」であったのは、全体の3.8％とされております。

統合リゾートの導入に伴う懸念事項に関しては、今後、関係省庁において、問題を生じさせないための制度上の検討を進めるとされており、ギャンブル依存症についても体系的な対策が講じられるものと考えております。その過程で、県内を含め、ギャンブル依存症の実態についても明らかになっていくと考えており、沖縄県としましては、国が講じる措置に加え、さらに

必要な対応策について厳格に検討してまいります。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 警察本部長。
〔警察本部長　加藤達也君登壇〕
○警察本部長（加藤達也君） 我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、駐車場で発生した乳児が熱中症で死亡する事件と同種事案の過去の発生件数、その対策についてお答えいたします。
県内において遊技場の駐車場における本事案と同種事案の発生は、過去10年間ございません。全国的には、過去10年間で本事案を含め14件発生しております。
県警察におきましては、この種事案の防止等の観点から、沖縄県遊技業協同組合が開催する経営者等研修会の場等におきまして、のめり込みにつながるような射幸心をそそるおそれのある広告宣伝の規制、車内放置事案の防止のための広報啓発の実施等について指導しているところであります。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。
〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕
○保健医療部長（仲本朝久君） 代表質問との関連で、ギャンブル依存症の方への治療と支援についてお答えいたします。
ギャンブル依存症の治療は、医師のカウンセリングとあわせて、依存症の当事者を対象とした自助グループへの参加など集団における精神療法が一般的であります。県では、総合精神保健福祉センター及び保健所におきまして、ギャンブル依存を含めた精神保健福祉全般について相談を行っており、事例によっては、適切な医療機関及び支援機関を紹介するなどの支援を行っております。また、支援機関リストを作成し、市町村等へ配布することにより受診及び相談窓口等の周知に努めております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。
○新垣　清涼君　ちょっと順序を変えてお伺いしたいと思いますが、ギャンブル依存症なんですけれども、県内でも借金を理由にというかそれが原因でいろいろ相談もあるようですね。沖縄県は軍用地がほとんど民有地であるために――ためにと言ったらちょっと限定してあれですけれども――不労所得が多いせいなのか、よく軍用地料が出る日はパチンコ屋に行くとか、年金の出る日はお年寄りがそれをもらってパチンコ屋に行くとかという話をよく聞くんですね。そういう意味では、最近のラジオコマーシャルで、借金の過払い金の返済を弁護士事務所がお手伝いしますよというようなコマーシャルが多いんですね。そういうのを聞いた場合に、やっぱり不労所得のあるせいなのか、沖縄県内でかなりそういう人たちが多いのではないかと非常に心配をしているわけです。
そういう意味で今回、カジノでいろんなそういったギャンブル依存症という話もあるものですから、今現在沖縄ではカジノはないわけですが、パチンコやスロットに通っていて、そういった皆さんがいらっしゃることを県は積極的に調査をして、今そういう自立グループに紹介するとかというお話もありますけれども、やはりもっと積極的に市町村とタイアップをしてそういう皆さんを救う手だてというものはないものかなと思っているんですが、その辺はどうでしょうか。
○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。
○保健医療部長（仲本朝久君） 現時点におきましては、保健医療部としましては福祉センターにおける相談、保健所の相談ですね。相談窓口としてのアドバイスをやっております。具体的にその方々が相談に来た場合には、適切な医療機関にまず受診を勧めるということと、それから先ほど答弁しましたけれども、その支援機関を紹介するということでやっています。支援機関については、当事者グループとそれから家族会みたいなグループがありまして、そのどちらか該当する方向に適切に紹介するというふうな対応になっております。
○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。
○新垣　清涼君　借金をするとなかなか周りの人に相談も難しいと思うんですね。よくお年寄りは借金と病気は隠すものじゃないよとおっしゃるんですが、そういう意味ではやっぱりギャンブルで借金をしてしまっているというのはなかなか出にくいと思うんです。そういう意味で、子供に対する虐待などもあると思うんですが、そういったところからやはり地域の民生委員だとかそういった皆さんに発見を早目にしてもらうという手だてはできないものかなと思っているんです。ぜひその辺を本人から相談があってということが一番基本なんでしょうけれども、困ってないかというふうな形でぜひ救う手を差し伸べるというような取り組みを考えていただきたいなと思います。これは希望をして進みます。
次、キャンプ瑞慶覧の支障除去の件なんですけれども、けさの新聞でも合計14本ドラム缶が出たと言っているんですが、その調査はどうなっていますか。
○議長（喜納昌春君） 企画部長。
○企画部長（謝花喜一郎君） まず冒頭に申し上げたいことは、今回のまずドラム缶問題なんですが、事の

起こりは、いわゆる宜野湾市における文化財調査、掘削を伴う文化財調査が認められたということを契機としています。６月24日の日米合同委員会で県も関係市町村も国に対して求めていた掘削を伴う文化財調査が８月15日から可能ですよということでスタートした、これが契機になっているわけです。しかしながら、この８月18日から22日の間に異臭ですとかドラム缶などが相次いで発見されたということで、直ちにブルーシートで覆って、要は宜野湾市の文化財発掘調査のための作業の方々がいらっしゃるわけですから、この方の健康被害も起こらないように直ちにブルーシートで覆って飛散しないようにしたと。その後に防衛局においては９月５日にその付着物の調査についての業務委託契約を行って、この調査の内容等についても９月18日にこの支障除去の作業部会がございますので、県や宜野湾市を集めてどういった調査を行うかという形で調査を行ったということがこれまでの経緯でございます。当初２本だったものがまた相次いで発掘されて、合計14本だったということで、昨日までに13本一応掘り出したということを聞いております。本日30日にも掘り出し作業を行っているというふうに聞いております。

今後、その付着物について具体的に調査を行いまして、これにはどの程度のものが入っているかというのは県外の業者に委託するようなんですが、それには１カ月程度かかるということですけれども、それについてまたその状況を作業部会等において公表するというようなことが現在の流れとなっております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　文化財調査を先にさせていただいているということで、そのことは聞いていたんですね。そうしたら、その前に汚染物はないのかなという心配をしていたんです。こういうふうにしてドラム缶が出てきてやはり何が入っているかまだ究明されてないわけですけれども、そういう意味ではやはり人がそこに調査に入るわけですから、そういった害のあるものがないかどうかをしっかりと調査をされて、そして進めていただきたいなと思います。そして今は基地内で防衛局が主体的にかかわっておられると思うんですけれども、沖縄市のサッカー場の場合は、局と沖縄市がダブルで調査をしたためにいろいろ数値が違ったりしましたね。そういう意味ではやはり防衛局だけに任せるんではなくて、県もドラム缶に何が入っているかというのを独自に調査する――県あるいは市になるかもしれませんけれども――必要があるんじゃないかと思っているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時20分休憩

午後４時20分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　沖縄市のドラム缶の事案と今回の西普天間のドラム缶が発掘された事案の違いというのは、まず沖縄市の場合は基本的にそこの土地は沖縄市が地権者であったということ、その上に施設を設置していたということがありまして、沖縄市も沖縄防衛局だけに任すのではなく、市みずから行おうということで２度にわたり調査分析をしてきたということであります。沖縄市の場合は、２度の調査分析の結果、防衛局の調査結果とも照らし合わせたところ、ある程度調査の手法が確立されたので今後は防衛局に任すというような状況になっていますけれども、沖縄県においては、その周辺の地下水調査を継続して行っているところであります。西普天間住宅につきましても、今後防衛局の調査の推移を見ながらそういった地下水の調査等も検討していくということで考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　なぜダブルのチェックが必要かというのは、沖縄市もそうでしたけれども、防衛局はこれは人体には影響はないんだという数字を出していますよ。でも沖縄市が調査したのは、数値が上がっているわけですね。そういうことで、その局側の調査と民間というか地主側の調査の数値が違うようなことがあってはいけないわけですよ、同じものを調査しているわけですから。私は国を疑うというわけではないんですが、しかしことごとく我々沖縄県民は日本政府にいろんな情報を隠されてきているんですね。オスプレイの配備にしてもそうでした､毒ガスの件でもそうですね。だから、やはりここは県あるいは市がそこにそのものの確認をして、調査をしていくという姿勢が必要ではないかなと思うんです。これは土地が個人有地ですよね、沖縄の場合は、軍用地の中でも。だから、個人に返還されたら個人は使えなかったら困るんですよ。ですから、返す前に国はもちろんですが、そしてその間に入って県や市がしっかりと調査すべきだと思うんですよ。知事どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　今回の西普天間のドラム缶に係る付着物及び底面土壌等の調査の内容等につきましては、県は沖縄防衛局と協議をしているところでありまして、これまでの沖縄市の事例も踏まえた上で

ある程度調査手法というものが確立されておりますので、そういったことを踏まえて沖縄防衛局には協議をしてしっかりと調査をしていただきたいということを調整したところです。

今後につきましては、先ほど申し上げましたようにその調査の経緯を踏まえながら、県としても検討をしていくということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 この文化財調査に入る前に、その地域がどういう使われ方をしていたのかというヒアリングなどはされているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 冒頭の答弁で申し上げましたけれども、その支障除去措置計画を行う前に、国におきましては米軍、それから住民や宜野湾市などの関係機関から聞き取り調査などを行う、また履歴調査を行って支障除去の計画を立てております。一方で、今回の文化財調査はそういった支障除去措置計画とは別の段階でやっているものですから、そういった聞き取り等は基本的に行うということじゃないんですが、時期的にたまたま重なったということもあって、そういった履歴調査などは情報としては持っていたということでございます。あわせまして、ここに危険がないように、不発弾等の危険がないようにということで磁気探査も行った上でいわゆる文化財のための発掘調査を行ったということで、その磁気探査のときにドラム缶等の金属探知反応が出たということで今回の事案になったということでございます。

支障除去措置の話ですが、来年３月末に返還されます。引き渡しまでの間に支障除去措置を徹底して行うというのが議員御質問の支障除去の計画のことでございます。今回仮にいろいろ出たとしても、今回のデータをもとに徹底した支障除去をやっていただくというのが跡地利用推進法の趣旨でございますので、県としてはその支障除去の徹底を今回の経緯を踏まえてやっていただくように要請したいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 軍として長い間使われていた地域ですから、地主はなかなかそこに入れないんですよね。そうすると、そこに従業員、軍作業員の皆さんはいろんな形でその地域に入っています。ですから、ぜひそういった皆さんからの聞き取り調査なども含めて実施していただいて、やっぱりここにごみが捨てられていたんだとか、いろんな情報を得ていただいて、そして文化財調査だからそこは危険ではないという話ではないわけですよ。でも、同じ地域にたまたま文化財調査の中でそのドラム缶が見つかったわけですよね。それが最初からわかっていたらそういうことなかったはずですよ。ですから、そういった調査をしっかりやっていただいて、そしてその調査結果についてはやはり地主の皆さんや地域住民の皆さんが不安にならないように、その経過についても地域への説明会をぜひ行っていただきたいと思います。これは要望しておきます。

次に、同地区の跡地利用計画なんですけれども、先ほど琉大医学部や重粒子治療施設の計画があるという御答弁がありました。この重粒子治療施設、これは県の計画ですか、それとも国の計画、どちらの計画になっていますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） これは県のほうが那覇市医師会を中心とした機関に業務委託して調査を行っていただいたものでございまして、県の計画となっております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 琉大医学部の移転についてはどちらの計画になっていますか、琉大医学部。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほど那覇市医師会と申し上げたのは、沖縄県医師会でございます。

琉大は独立行政法人でございまして、琉大の移設については琉球大学のほうからの申し入れがあったということです。この件につきまして、県と琉球大学のほうはいろいろ協議を行いまして、琉球大学が地域医療にも貢献したいと。それから県が掲げる国際医療拠点の構想にも積極的に参加したいという意向が学長から仲井眞知事のほうにございまして、琉球大学の西普天間住宅地区への移設について県も同意したところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 普天間高校の移転についても、地域のＰＴＡの方からいろいろ要望があると思うんですが、その件については県はどういう立場でしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） これも普天間高校のＯＢ会とか同窓会の方々から、教育庁、そして県の企画部のほうに現在の場所から移転したいというような要請がございました。同様なお話は宜野湾市のほうにもあったわけですけれども、我々企画部サイドといたしましては、この西普天間住宅地区の跡地利用もさることながら、その周辺地域の整備というのも大変重要である。これも念頭に置きながら計画は進めなければい

けないだろうという観点から、企画部としては積極的に協力したいということを申し上げたところでございます。このことについて教育庁に対してもお話をしましたところ、教育庁においても、今後宜野湾市の動きなどを見て検討するというようなことでございます。今後、議論が深まっていくことだろうと思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 あと１点、国道58号へのアクセス道路については、どの辺まで進んでいますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） インダストリアル・コリドーの件だと思いますけれども、やはり国際医療拠点を形成するに当たりましては、この58号へのアクセスが必要不可欠だということで、これはかねてから宜野湾市の地主会、それから宜野湾市も要請がございました。県もそのことに賛同いたしまして、国に対しても要請したところでございます。その結果、国におきましてもコリドー南側部分の早期返還については米軍へ理解してもらえるよう、全力を挙げて協議を重ねていくというような外務大臣の発言等がございましたので、県としては国においても県並びに宜野湾市等の意向を踏まえてコリドーの早期一部返還については取り組んでいただけるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 それで今こういう写真が、絵がありますね。（資料を掲示） これは一番新しいものですかね。そうするとこういった跡地利用計画については、地主の皆さんが了解を得ているというふうに理解してよろしいんでしょうか。私が聞いた範囲では、あんたの土地は売りなさいと、あんたの土地は売ったほうがいいよと。私は自分で使いたいと。この土地は価値が上がるから私は自分で使いたい、あんた売りなさいという人たちが多いというふうに聞いていますけれども、それはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 実は、この西普天間住宅地区、昔は瑞慶覧地区跡地利用基本計画ということで宜野湾市はこれは平成16年ですね、計画をつくっていたようです。それから10年以上たったということで、県と宜野湾市においていろいろ議論を行って現在の修正案になっているということです。現在、宜野湾市においてこの修正案につきまして、地権者への説明会並びにアンケート調査などを行っていて、年度末までに計画案をつくりたいということですので、地権者の合意形成は宜野湾市においてしっかりやっていただけるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 ぜひ地域のまちづくりは地権者はもちろんです、そして地域住民の皆さんの理解も得ないと、そこにどんなにすばらしい町だと思って有名な建築家が設計をしていっても、あるいはすばらしい施設をつくったとしても、周りに住んでいる皆さんがそれは御免だという話になってしまったんじゃこれは進みませんので、ぜひ地域住民の皆さんの理解を得るためにも説明会、そしてその意見聴取にぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

次に、辺野古新基地建設についてでありますが、環境監視等委員会の役割、何か私たちが期待していた委員会になってないのかなという感じがするんですね。環境アセス調査後に、沖縄防衛局が行っている調査でもジュゴンのはみ跡などが予定地域で確認されています。これは2009年６月、12年４月、12年５月、６月、13年３月、５月、11月と出ていますよね。県は13年の、去年の12月に埋立承認をした際に３月、５月、11月に確認されたジュゴンのはみ跡については沖縄防衛局から報告は受けていましたか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣清涼君。

○新垣　清涼君 さらに、皆さんは12月に承認をしているんですが、ことしに入っても５月から７月の間に、これは市民団体の調査ですけれども、埋立予定地に110本のはみ跡が確認されていますよね。このようにしてアセスの予測と現状には非常に重大な乖離があるというふうに考えているんですが、県はどういうふうな見解ですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） アセスの調査機関の中でもジュゴンのはみ跡等が確認されておりますので、ジュゴンについてはきちんと環境保全措置をとるというふうな保全措置が示されているところでございます。

そして民間団体が行いましたそういうジュゴンのはみ跡調査については、特段私のほうには資料等はございません。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 防衛局が行っている調査の中では、ジュゴンのはみ跡については少ないから影響ないんだという考え方になっているようですよね。でも、これ

は去年の12月に皆さんが承認した前の月でもそういうのが確認されていますし、これは防衛局が確認しているわけですよ。だから皆さんはそういう報告を受けていて承認されたのかなと非常に疑問なんですね。そしてことしに入ってこれだけ市民団体の方が110というはみ跡が調査で発見されている。ということは、物すごいそこはジュゴンにとって大事な場所になっているわけですよ。また、環境監視委員会はそのことを今回の皆さんに対して、あるいは防衛局に対してこのことについて何か意見を出していますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず民間団体が行ったその110本のはみ跡ということについては、情報等持っておりません。ただし、防衛局が行ったアセスの調査またその後の調査でもジュゴンのはみ跡があったということで、ジュゴンに対する保護措置というのは当然必要だというふうに考えております。

そしてさらに、環境監視等委員会でございますけれども、この中でいろいろな環境保全策について議論がなされ、そして県と協議することになっております。ただ、県と協議するのは私どもが承認をいたしましたときの留意事項に基づいて出してまいりますけれども、これはまず工事の実施設計について事前に県と協議を行うと、その後実施設計に基づき環境保全対策、環境監視調査及び事後調査などについて詳細検討し、県と協議をするということになっております。現在まだ実施設計ができていないようですので、事前の検討の協議はなされていないということでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　こういう状況が出ているわけですから、皆さんこの審査結果の中でも申請書では、現段階ではとり得ると考えられる環境保全措置が講じられており、基準に適合しないとは言えないという文言なんですね。これは法第４条第１項第２号の環境保全及び災害防止について十分配慮されているかについて、十分と言い切れなかったからそういう表現になっていると思うんですよ。そして、なお承認する場合には環境保全措置等を確実に実施するため、環境監視等委員会を設置し、助言を受けることや、環境に関する特別な取り決めをすること、さらに国・県・市町村長で構成する協議会を設けて対策や実施状況を把握することが留意事項として付すことが必要になると書いてありますね。その協議会は設置されたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時39分休憩

午後４時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　協議会につきましては、まだ設置をされておりません。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　いつやるんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　留意事項にあります協議会といいますのは、供用後の環境保全対策等についてというものの中にある協議会でございますので、これはまだ埋立完了し、そして代替施設としての供用後ということになります。

○新垣　清涼君　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時40分休憩

午後４時41分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　昨年の12月23日に説明したときの資料の中の12ページ、審査結果の３番目の「・」のところに、さらに国・県・関係市町村等を構成員とする協議会等を設け、対策の実施状況を把握するなどを留意事項として付すことが必要となるということで、これに従って留意事項を付したわけですけれども､それは供用後ということになっております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　その前にやっぱり環境がきちんと保全されているかをチェックする必要があると思います。

知事にお尋ねします。

知事、新基地は滑走路がＶ字型になっていて住宅上空は飛ばないというふうにたびたび答弁されているんですが、普天間基地でのオスプレイなどの訓練の実態を御存じでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時42分休憩

午後４時42分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　失礼いたしました。

普天間飛行場におけるオスプレイの実態につきましては、先ほど答弁いたしましたように、防衛省等から公表がされていないんですが、現在宜野湾市と連携をとりましてその離発着回数等についてデータをとっているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　私が言っているのは、決してオスプレイは滑走路に平行に、滑走路の上を飛んでいるわけではなくて、チョウチョウの羽のように滑走路が体であれば羽のように周りを飛んでいるんですね、オスプレイ訓練として。そういうことからすると、辺野古につくった場合にあそこの辺野古の地域まで飛んでいくんですよ。そして普天間の危険性の除去とおっしゃるんですが、人間の体で言った場合、その腹部にあるがん細胞をとって腕や足に移しても負担はなくならない。これは除去とは言わないんですね。そういう意味では、除去というのがあれば取り除いたもの、これは箱に入れてがんセンターに送るようなことをしないといけないと思うんですね。だから、普天間の危険性の除去、除去とおっしゃるんですが、それを辺野古に移しても危険性は移動するだけでなくなりませんよ。そのことをしっかりと覚えておいていただきたいと思います。

終わります。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

政府は、埋め立てのためのボーリング調査を強行しました。強行の根拠に「仲井眞知事からの埋立承認」を唯一の根拠にしています。知事の責任は重大です。見解を問うものです。

政府は、常に「丁寧に説明し、県民の理解を得られるようにする」と述べ、知事は「地元の理解が得られない移設案は事実上不可能」と言っていました。７月１日からボーリング調査などを強行していますが、政府は県民に丁寧に説明し、県民の理解が得られた上で行っているのか。また、知事は県民の理解が得られたと認識しているのか。知事の見解と今後の対応を問うものです。

知事は、「早めに進めたほうがいい」と記者会見で述べたと報道され、普天間基地の辺野古移設容認から推進の立場に転じました。４年前に「普天間飛行場は県外移設」を公約に掲げましたが、それを信じた県民を裏切ったことになるのではないか。

米軍は、「耐用年数200年の基地」を要求しています。一旦埋め立てて新基地をつくったら、永久的な基地になるという認識が欠如しているのではないでしょうか。

ＫＣ130が岩国に移転して負担軽減というが、実態は普天間基地に飛来しているし、オスプレイの夜間訓練が行われています。県民だましではないか。

アメリカが1972年の復帰時に在沖海兵隊を撤収し米本国への統合を模索していたが、日本政府が引きとめていたことがオーストラリアの外交文書で明らかになりました。また、最近では、95年の海兵隊員３人による少女暴行事件に端を発した県民の怒りの前に、アメリカは普天間基地の米本国への撤退、在沖米軍の大幅縮小を考えていたが、それも日本政府が引きとめていたことが、当時のモンデール駐日大使の回顧で明らかになりました。県の見解を伺います。

これまでの事実を見れば日本政府は負担ばかり押しつけ、さらに新たな基地建設の強行で負担を押しつけているのではないですか。沖縄基地負担軽減担当大臣という名の大臣を任命したとのことだが、事実を無視し県民を愚弄するものではないか。

海兵隊の撤去、普天間基地の閉鎖・撤去はアメリカも検討していたことであり、辺野古移設がなければ普天間の固定化だという日本政府のおどしはまやかしである。正面から閉鎖・撤去を求めるべきです。

尖閣諸島問題は、平和的な話し合いによる外交努力による解決を求めるべきだと思いますが、知事の最近の発言は、軍事的力による解決を求めているように思えるが見解を問うものです。

21世紀ビジョンでは、「基地のない平和で豊かな沖縄をめざす」と明記されていますが、その記述が挿入された経緯と認識を伺います。

沖縄経済について。

県民総所得に占める米軍基地関連収入の割合について、戦後、復帰時、現時点の推移を伺います。米軍基地は沖縄の発展及び沖縄経済発展の阻害要因である。基地をなくしてこそ沖縄は発展すると思いますが、知事の認識を問います。

人口１人当たりの国庫支出金、地方交付税の合計額について沖縄は何位か。１位から沖縄の順位までの額と県名を伺います。

沖縄での貧困と格差の広がりは深刻です。正規雇用と非正規雇用の割合、１人当たりの県民所得、年収200万円未満と150万円未満の県民の割合について、それぞれ10年前との比較、全国平均との比較について伺います。

教育行政について

学校での児童生徒の事故の実態と対応及び学校安全保険適用と適用外の状況について説明を求めます。

学校での事故で脳脊髄液減少症を患った児童、保護者の救済を求める要望書が出されていますが、県としても支援を速やかに行うべきです。学校での事故については、全て学校安全保険、医療保険、県の医療費無

料化制度の対象になるように県として対応すべきです。

前議会で、教室不足のため30人学級制度が適用されていない学校については、その分の教員を配置すべきであり、２学期から配置して教員の負担の軽減、児童の学習支援、不平等の解消に取り組むよう求めてきましたが、その後の対応を伺います。まだであれば直ちに実施すべきです。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地修議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、県外移設の公約についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の公約の目的は、一日も早い危険性の除去であります。その実現のため、同飛行場の５年以内運用停止を求めたところであり、県外への移設を含むあらゆる方策を追求すべきだと考えています。このように、私は、公約の実現に向かって邁進しているところでございます。

次に、沖縄経済についての御質問の中で、正規雇用と非正規雇用の割合の比較についてという内容の御質問にお答えいたします。

総務省が５年ごとに実施している「就業構造基本調査」によりますと、沖縄県の平成14年の正規雇用の割合は63.9％、非正規雇用の割合は36.1％で、平成24年の正規雇用の割合は55.5％、非正規雇用の割合は44.5％となっております。非正規雇用の割合は、8.4ポイント上昇いたしております。また、全国の平成24年の正規雇用の割合は61.8％、非正規雇用の割合は38.2％で、全国と比べると非正規雇用の割合が6.3ポイント高くなっております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、「基地のない沖縄をめざす」と記述した経緯と認識についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンは、県民の多くの声をくみ上げるとともに、県振興審議会の審議、市町村への意見照会、パブリックコメントの実施や、県議会において活発な議論をいただき、基地に関する意見等を含め多くの意見を反映したものであります。ビジョンにおいては、克服すべき沖縄の固有課題と対応方向として、「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める」とされております。

県としては、ビジョンに掲げた将来像の実現と固有課題の解決に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、政府が埋立承認を根拠にしていることについてとの御質問にお答えいたします。

埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合しており承認いたしました。その後、政府が予定されたスケジュールに沿って作業を進めているものと認識しております。一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は、9.5年以上の期間を要するとされております。

県としましては、同移設計画の進捗にかかわらず普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めているところであります。政府が進める辺野古移設と県が求めている５年以内運用停止は、普天間問題に対する現実的で具体的な解決策と考えております。

次に、県民の理解についてお答えいたします。

政府においては、地元に対して丁寧な説明を行うとともに、地域の自然環境や住民生活への影響等について最大限の配慮を払うべきと考えております。普天間飛行場代替施設については、県民の間にさまざまな意見があることは承知しておりますが、県は法令にのっとって承認をしたものであります。

次に、普天間飛行場代替施設の耐用年数についてお答えいたします。

防衛省によりますと、耐用年数については、港湾施設の設計基準に基づき50年で設計していると説明しており、御質問の「永久的な基地」との記述はありません。

次に、ＫＣ130の飛来とオスプレイの夜間訓練についてお答えいたします。

普天間飛行場所属のＫＣ130については、８月26日に全機、岩国飛行場へ移駐が行われております。その後、同機種は何度も普天間飛行場に飛来しており、また、オスプレイによる深夜の飛行も行われております。

県としましては、かねてから普天間飛行場負担軽減推進会議の場において、ＫＣ130の移駐が実効性を持ち、市民が実感できるものであるよう運用に配慮すること、また、航空機の夜間離発着を抑制することを強く求めているところです。現在、政府において移駐の

効果を確認するため調査を実施しており、県は宜野湾市とも協力し、負担軽減措置を実効性あるものとするよう取り組んでまいります。

次に、在沖米軍縮小論への日本政府の姿勢に関する報道についてお答えいたします。

沖縄には、戦後69年の長きにわたり広大な米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けております。

沖縄県としては、日米両政府に対し、県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう累次にわたり求めてきたところであり、日米両政府は、沖縄の基地負担の軽減に真摯に取り組むべきであると考えております。

御質問の日本政府及び米国政府の姿勢については、県として公式に確認できる資料を持っておりません。

次に、沖縄基地負担軽減担当大臣の任命についてお答えいたします。

今回の内閣改造において留任された菅官房長官に、新たに沖縄基地負担軽減担当の職名が明記されました。昨年12月、県が沖縄政策協議会において要望した基地負担軽減に関する４項目を受け、去る２月に普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されており、官房長官のもと体制を強化し、この動きをさらに加速させるものと受けとめております。菅官房長官は、同会議の座長を務めており、普天間飛行場のＫＣ130が山口県岩国飛行場へ移駐を完了するなど、着実に成果を上げておりますが、いまだ多くの課題を解決する必要があります。去る９月17日、菅官房長官が来県した際には、４項目の基地負担軽減策に加え、基地周辺の騒音対策として防音工事の拡大などについても特段の取り組みを要望したところであります。引き続き、官房長官におかれては、沖縄基地負担軽減担当として、外務省、防衛省を初め関係省庁との横断的な総合調整力と強い指導力を発揮され、県民の目に見える負担軽減の成果を生み出していただきたいと考えております。

次に、普天間飛行場の閉鎖・撤去についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。

県としましては、これまでの経緯等から、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去が実現するとは考えがたく、普天間問題に対する現実的で具体的な解決策を追求すべきであると考えております。

次に、尖閣諸島問題についてお答えいたします。

中国と長い交流の歴史を持つ沖縄県としては、日本と中国がさまざまな問題を克服し、平和友好の関係が継続するよう望んでおります。安倍総理は、昨日の臨時国会所信表明演説で日中関係について、「地球儀を俯瞰する外交」として中国との対話を通じて「戦略的互恵関係」をさらに発展させていきたいと述べております。

県としましても、尖閣諸島をめぐる問題については、日中両政府の冷静かつ平和的な外交によって解決されるべきものと考えております。

次に、沖縄経済についての御質問の中で、県民総合所得に対する米軍基地関連収入の割合及び基地は沖縄の発展等への阻害要因かについてお答えいたします。

県民総所得に対する基地関連収入の割合について、現行の推計方法と同等で比較可能な統計データでは、昭和40年度で30.4％、復帰時の47年度は15.5％、平成23年度は4.9％となっており、その比重は大幅に低下しております。米軍基地の経済的影響については、基地の形成過程、あるいはある時期に雇用の受け皿であったこと等、歴史的経緯を踏まえる必要がありますが、とりわけ中南部の人口密集地にある米軍基地は計画的な都市づくり、交通体系の整備など、沖縄県の振興を推進する上で大きな制約となっているものと考えております。

このため、県としましては、嘉手納飛行場より南の施設の返還が本県の振興を図る上で極めて重要であると考えており、日米両政府に対し、平成25年に知事に示された統合計画の確実な実施を求めているところであります。また、これまでの経緯等から、広大な米軍基地が即時返還されるとは考えがたく、段階的に整理縮小を進めていくことが現実的であり、重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　沖縄経済についての御質問の中の、国庫支出金等の額と全国順位についてお答えいたします。

平成24年度の県分、市町村分を合計した国庫支出金と地方交付税交付金の県民１人当たりの額は48万5000円で、全国順位は６位となっております。沖縄県より上位の県は、１位島根県66万3000円、２位高知県59万1000円、３位鳥取県54万5000円、４位秋田県51万3000円、５位青森県50万9000円となっております。なお、全国順位は、東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県の３県を除いた順位となっております。

次に、１人当たりの県民所得年収200万円未満及び150万円未満の県民の割合に係る10年前及び全国平均

との比較についてお答えいたします。

平成23年度の１人当たりの県民所得は201万8000円で、10年前の平成13年度の206万9000円より５万1000円、率にして2.5％減少しております。一方、平成23年度の１人当たりの国民所得は271万5000円で、国民所得に対する県民所得の割合は74.3％となっております。

次に、総務省が５年ごとに実施している就業構造基本調査によれば、沖縄県における年収200万円未満の者の数と比率は、平成14年が有業者59万9000人に対し28万8000人で48.1％、平成24年が65万1000人に対し33万7000人で51.8％となっております。年収150万円未満の数と比率は、平成14年が有業者59万9000人に対し21万7000人で36.2％、平成24年が有業者65万1000人に対し25万人で38.4％となっております。一方、平成24年の全国の年収200万円未満の者の数と比率は、有業者6442万1000人に対し2290万人で35.5％、同じく、全国の年収150万円未満の者の数と比率は、有業者6442万1000人に対し1791万8000人で27.8％となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育行政についての御質問の中で、学校における児童生徒の事故の実態と対応等についてお答えいたします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付実績によりますと、平成25年度における県内公立学校の事故の発生件数は、小学校3407件、中学校2707件、高等学校1962件、計8076件となっております。登下校を含む学校管理下において発生した災害による負傷、疾病に対して支給される災害共済給付金は、健康保険を初め公的医療保険が適用される範囲が対象となります。なお、保険適用外の詳細について掌握しておりませんが、先進医療については健康保険の適用外であるため、災害共済給付を受けられない状況になっております。

次に、脳脊髄液減少症への支援等についてお答えいたします。

西原町立の小学校において、脳脊髄液減少症を発症した問題につきましては、現在、同町において被害生徒と家族の経済的・精神的負担に対する支援策について協議を進めるとともに、支援に向けた条例制定に取り組んでいると伺っております。

県教育委員会としましては、西原町教育委員会へ担当指導主事を派遣するなど、当該生徒の現状や町の取り組み等を把握するとともに、県への要望等についても連携を深めているところです。

次に、学校安全保険の対応についてお答えいたします。

学校における児童生徒の事故等につきましては、被害生徒の経済的・精神的な負担を軽減するためにも、原則的に学校安全保険等で対応できるようにすることが望ましいと考えております。

県教育委員会としましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」における対象範囲の拡大や給付金の増額等について、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望しているところです。

次に、少人数学級未実施校への対応についてお答えいたします。

教室不足の学校への教員の追加配置につきましては、少人数学級編制に係る措置や、一人一人の児童生徒の習熟の程度に応じた指導等の充実を図るための教員配置を既に終えていることから、今年度は定数上困難であると考えます。次年度以降につきましては、市町村の意向等を踏まえ、未実施校への配置について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時８分休憩

午後５時８分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○教育長（諸見里　明君）　答弁漏れがあったようですので、追加して説明いたします。

質問３の(3)、次に、学校安全保険の対応についてお答えいたします。

学校における児童生徒の事故等につきましては、被害生徒の経済的・精神的な負担を軽減するためにも、原則的に学校安全保険等で対応できるようにすることが望ましいと考えております。

これではないですよね。これはやりましたよね。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時９分休憩

午後５時13分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、今議会けさもそうでしたけれども、辺野古移設反対だという野党の質問に対して、宜野湾市民の命と暮らしは、じゃ、どうやって守るのかということで、知事は野党議員にかなり色をなして迫っているように私見えたんですけれども、宜野湾市民・県民の命と安全を脅かしたのは一体誰なんですか

ということを私は聞きたいと思います。これは米国内法も日本の法律も守らない傍若無人な米軍じゃないですか。それとも辺野古移設に反対している名護市長や名護市民、あるいは県民、あるいは反対している野党議員が悪いんですか。どっちなんですか、脅かしているのは。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の普天間基地が世界一危険だということは言われていますよね。この危険な普天間の基地問題をどう解決するか。県外が最も望ましいかもしれません。しかしながら、なかなかこれも時間がかかってきて、またこの19年にわたるいつ解決するかわかりにくい。私は５年以内のまず閉鎖状態をつくってもらいたい。そういうことで前へ進めようとしているわけでございます。そして今、一方で日米両政府は埋立申請をし、私は承認をしました。これはこれで作業を始めております。約10年かけていこうとしているわけで、そうするとその埋め立てのところに今の普天間とは全く立地も違う、より安全なところへしっかりそこ移そうという話でしょう。それなのに辺野古のこの基地そのものに反対ということを言えば、普天間の移設がその分おくれるじゃありませんか。だから、やっぱりこれは反対しているほうがおかしいとこう言っているわけで、じゃ、普天間をどうするんですかと聞いているんですよ。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　反対している人たちが悪いんだったら、米軍が悪い……、そもそも原因は米軍じゃないですか。どうなんですか。知事はそれがないんですよ。危険のもとは米軍でしょう。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　その米軍が危険のもとですかどうですかなどという議論を今ここでやる意味というのは、私は余りあるとは思いませんが、少なくともそれを前提にしてその米軍基地のこの普天間基地が世界一危険だというこの立地から見ても、これを移そうということで世の中の大人がいろいろ考えてやってきたわけでしょう。それを、これが即時閉鎖・撤去などという言い方をすれば消えてなくなるというようなものでもありません、これは。それで米軍でしょうと言って、これは米軍がそこの基地を使っているわけですからそれはそうですけれども、一体しかしこの基地そのものをどこかへ移すしか当面ないじゃありませんか、これは解決が。だから、これはある意味で私はまず５年で閉鎖状態をつくってもらいたいと。そして、それは今埋め立ては何のためにやるかというのは、これは代替施設をそこへ持っていこうとしているわけですよ、より安全に。これをどうして反対をされるのかがわからぬと申し上げているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。（発言する者多し）

静粛に願います。

○渡久地　修君　知事は、結局辺野古移設か、さもなくば普天間基地の固定化かと県民に二者択一を迫っているわけですね。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　県民にではなくて、その反対をしている御質問をされる人々に申し上げているんですよ。何でこの世界一危険な普天間基地を解決、その周辺の人々の命と暮らしを守ろうとされないのかがわかりませんよ。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　反対している人たちにそういうような言い方というのは、私は二者択一を迫っているという点で、それは知事、去年……（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○渡久地　修君　去年、知事自身が定例記者会見で固定化という発想、言葉が出てくること自体、一種の堕落だということで痛烈に批判しましたよね。そういう意味では、私は、今知事自身がその辺野古移設を受けなければ固定化だと、どうするんだという、迫っているというそういう立場に身を置いたと。なぜ閉鎖してアメリカ本国に普天間基地を持って帰れと言えないのか、一言も言えないんですか。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。（発言する者あり）

静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君）　普天間基地を閉鎖して本国に持って帰れというのは言葉でしょう。言葉だけでこれが動きますか。現実にこれそのものをどうやって動かすかというと、当然知っておられる質問だと思いますが、それを言ったからといって動きますか、現実に。19年間橋龍さんたちが決めたものすら動かない。（発言する者多し）　だから、当然のこととして、より安全なところへ移し、安全な設計をしてそこに移そうということになぜ反対をするのかがわからないですよ。命と暮らしを守らないじゃありませんか。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　言葉と言いましたけれども、知事は普天間基地は本国に持って帰れとはただの一度も言っ

たこともない、言葉として言ったことない、これは事実です。

それで、これまで普天間基地の閉鎖、本国への撤退の動きが私は過去に３回あったと認識しています。１回目は1972年復帰時に国防総省が財政難やアジアの緊張緩和を背景に海兵隊の撤収、本国への統合を模索した。これを引きとめていたのは日本政府だと、これはオーストラリアの外交文書で明らかになりました。２回目が95年の海兵隊による少女暴行事件による県民の怒りの爆発。そのときも海兵隊の本国への撤退を検討した。そのときも日本政府が引きとめていた。これは当時から言われていましたが、最近のモンデール大使の回顧録でも明らかになったと。そういう意味で沖縄県民の願いに背き続けていたのは日本政府だったと。その動きを常にとめていたのは日本政府だというのが明らかになっているんですが、知事、これについては怒りを持ちませんか、どうですか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時21分休憩

午後５時21分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今おっしゃったことというのはファクトとして確認されてないんですけれどもね。ですから、そういうことをデータにして議論を展開されるというのにはかなりのこれは信憑性に疑義が出てきますよ。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これは当時のモンデール駐日大使がちゃんと回顧録で述べて、インタビューにも応じているんです。それで、３回目の動き、これが一昨年から去年の県民の大きな怒りの高まり、私はそれに対して日本政府が大きな危機感を抱いていたということが、今回私が入手した防衛省の内部文書からうかがえます。ここに……

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時22分休憩

午後５時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○渡久地　修君　ここに「米国の安全保障政策/日米同盟」――これは表紙です――という防衛政策局調査課日米防衛協力課の内部文書があります。（資料を掲示）これはしんぶん赤旗が情報公開で入手した資料です。これは表紙ですけれども、この表紙の右上に赤い字で、赤いスタンプで「取扱厳重注意　席上回収」というスタンプが押されている、全部で23ページの文書です。日付ですけれども、「平成25年２月」、これが特徴です、２月。去年の平成25年１月28日には、御承知のように41市町村長ら約150名が建白書を持って安倍総理に提出しました。その直後に出されたのがこの文書です。これを見ると、先ほど知事が、私は２つの事例述べましたけれども、そのことについて防衛省も、特に少女暴行事件のときに「我が国と米国の安全保障戦略」のところのページでわざわざ「主な出来事」で「米兵少女暴行事件」ということをここで書いてあります。そして、次に「日米防衛協力の現状」というところでも、ここでも「米兵少女暴行事件」というのが主な事件として記入されている。それぐらいあの事件は物すごい日米両政府に衝撃を与えて、それが普天間基地を閉鎖していこうということにつながっていって、結局は辺野古移設につながっていくんですけれども、そういう動きになっていったんです。あのときにきちんと日本政府がやっていけば米国は出ていったんです。

ちょっと休憩……

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時24分休憩

午後５時24分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○渡久地　修君　そしてこの13ページ、ここに日米防衛協力の現状というページがありまして、そのページには「普天間飛行場の移設問題」、「オスプレイの沖縄配備」状況などについて述べているところで、「しかしながら、普天間飛行場移設及びオスプレイの沖縄配備ともに依然として沖縄県から理解を得られていない。　沖縄の負担感は極めて強く、万が一の事故の際には全基地撤去運動に繋がりかねない状況」ということをこれをそのまま拡大したものです。（資料を掲示）

これを防衛省は認識していたんです。だから物すごい危機意識を持っていた。去年の２月です。建白書を出した直後の２月。ところが、それについて政府と自民党は沖縄側に猛烈な圧力をかけて、５人の自民党の国会議員が公約を破って辺野古容認に移り、自民党県連も公約を破って辺野古容認になって、とうとう知事が印鑑を押して辺野古移設容認をやったんですよ。ですから、ことしに入って石破幹事長が選挙の際の公認にするかどうかという点で仲井眞知事は恩人だと述べたというのが報道されましたけれども、そういう意味で日本政府及び日米両政府は物すごい危機感を持ったけれども、今回は３回目は、日本政府と仲井眞知事がこの普天間基地の閉鎖、本国への撤退というのを、こ

のチャンスを知事と日本政府が潰したというふうに私は認識しますが、どうですか。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

静粛に願います。

答弁を求めます。

○知事公室長（又吉　進君）　普天間飛行場の移設問題につきましては、議員が今御提示された文書の性格というものがよくわからないんですけれども、私どもも見るのは初めてでございます。ただ、25年の２月の時点では、防衛省あるいは政府はやはりそこに県内に反対の声があるということは十分認識していたと考えております。しかしながら、普天間飛行場つまり普天間飛行場の危険性除去に関しては辺野古が唯一の解決策であるという姿勢は、客観的に見て変わっていないわけでございます。したがいまして、そこにあるさまざまな記述はその政府としての決意、つまり普天間飛行場の辺野古移設を唯一の解決策とするという前提のもとにさまざまな情報をここに集約しているのではないかと考えております。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これを見ると、県　民の高まりの中で知事は本当に閉鎖や撤去ができるのかとありましたけれども、過去に復帰のときに、あるいは95年の少女暴行事件に端を発した県民の怒り、そして今回のオスプレイ配備と辺野古移設反対の県民の高まりの中で、そういうチャンスがあったんですよ。それを日本政府が潰し、反対し、そして今回は日本政府と知事がその芽を潰してしまったということを私は指摘しておきたいと思います。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時28分休憩

午後５時28分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○渡久地　修君　先ほど答弁ありました人口１人当たりの国庫支出金の額ですけれども、一括交付金というのはどれに入るんでしょうか、性質的には。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　国庫支出金に入ります。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　先ほど５位まで述べていただきました。島根県が１位、高知県、鳥取、秋田、青森ですけれども、その中で米軍基地があるのは何県ですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　沖縄県までの上位６位の中では青森県だけでございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これを見ると、全国的にちょっといろんな誤解がありますけれども、基地があるから沖縄は国から多く予算をもらっているというのは極めて誤解で、要するに辺野古移設とか基地を引き受けなければ国からのお金は来ないというのは間違いだというのがこのグラフを見てわかりますけれども、そのとおりでいいですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　国庫支出金と地方交付税はそれぞれ趣は異なりますけれども、例えば特に国庫支出金のほうですけれども、これは沖振法に基づきまして拠出されているものでございます。高率補助制度がこれまであったということもありまして、高目ではありましたけれども、沖縄県が突出して財政支出が国庫支出金から出されているということではないということは常々県が主張していることでございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　僕は、基地を引き受けたから国からお金が来ているんじゃないでしょうということを聞いて3.すよ。それで、300億円今度ふえたと言っていますけれども、これは辺野古移設を受け入れたから300億円ふえたんですか。違うでしょう。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　これは平成23年度の沖縄振興予算が2300億まで下がっておりました。その10年前までですと4700億あったわけですから約半額に減ったわけですね。その間当然全国的な公共事業の縮減等があったわけですけれども、沖縄県はその影響をもろに受けていたと。半額以下になったということで、仲井眞知事が新たな沖縄振興について国と要請を行う際に、過去10年間の平均ということで3000億円台の沖縄振興予算を求めたということであります。それについて国がそれに応えたということで、平成24年度に2937億まで予算が増額したということでございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　国庫支出金はいわゆる公益上の必要性があって必要なところには国は予算措置をする、地方交付税は財政の均衡を保つ、あるいは財政保障機能として働いているわけですよ。だから、基地があるからお金がたくさん来るというのは大きな間違いだということを指摘しておきたいと思います。これは当然皆さんもみんな認識していると思いますけれども。

次に、21世紀ビジョンについて。

先ほど川上副知事が言っていましたけれども、この21世紀ビジョン、沖縄振興審議会の素案に基地素案、

県議会に提案する素案の段階で、基地のない沖縄を目指すというのが書かれていたんですよね。私は委員だからわかる、見ました。そういうふうに書かれていた。ところが、本会議に提出されたものからはこっそりとこれが抜かれていたんですよね、こっそりね。これを私はこの本会議場で指摘しました。そして、県議会は平成22年３月19日に全会一致の決議を上げたんですよ、決議。１つが「沖縄戦や戦後27年間の米軍占領下の時代について、苦難の歴史であったことを含めて明確に記述すること。」、２、「米軍基地の現状や過重な基地負担の状況等について、正確に記述するとともに、基地のない沖縄を目指すことを明記すること。」、県議会が全会一致決議を上げてこれが入ったんじゃないですか。先ほどこんな話はしなかったけれども、皆さん削ったんです。そして県議会の決議でもう一回入ったと、これが事実じゃないですか。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　これはよく覚えております。私、これ担当の部長をやっていたんですね。

先ほどその答弁を申し上げましたように、沖縄21世紀ビジョンというのは、これは県民の多くの声を聞いて、県民の思いをまとめてそれを実現すると、そういうふうな目的でつくった初めてのビジョンですね。その中で私どもは県の振興審議会の審議、それから市町村への意見照会、パブリックコメント、それから県議会でのこの議論、それとまた、いろんな県民のアンケートもとってまいりました。その中でやはりさまざまな声があるわけでございます。例えば、審議会では現実問題として2030年までに全ての基地が返還されているという状況は考えにくい。そしてまた、少なくとも嘉手納より南の基地はないものと想定すべきだとか、あるいはまた、さまざまな議論はあろうが、基地は縮小していくものと考えられるとか、また、ビジョンではそうとは言いながらもやはりあるべき県土の姿として基地のない沖縄を目指すと、こういうふうな声もありました。一方でまた、県民意見の中では、基地が全面返還された平和な島であってほしい。そしてまた、嘉手納飛行場が国際空港になった島であってほしいとか、あるいはまた一方で、この米軍基地相手のビジネスなど、基地があることによる経済効果や雇用効果もあったほうがいいとか、あるいはまた、基地と共存する島、そういうふうなものも県民の声としてあるわけです。そういうものを総合的にやはり整理整頓をしながら、我々としてはその時々の整理をして出してきたと、そういうふうな経緯でございます。最終的に議員がおっしゃるとおり、議会のほうからそういうふうな声をいただいて整理をしたと、最終的に整理をしたと。そういうふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　こちらに審議会に参加していた先生もいらっしゃいますけれども、そういう経過で入ったんですよ。だから、基地のない平和で豊かな沖縄を目指すというのは21世紀ビジョンの大きな柱の一つなんです。ところが、去年12月28日に知事は埋立承認に印鑑を押したんです、印鑑を押した。それは土建部長が言ったように、設計書では50年、我々が指摘しているのは、米軍は耐用年数200年の基地をつくれと以前求めていたんですよね。そういう意味では将来に向かって基地のない平和な沖縄を目指すというのは、それはもう仲井眞知事、語るような道義的な立場は印鑑を押した瞬間ないんじゃないですか。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これはしかし考え方がまるで違いますね。基地のない沖縄を目指すというのは、そういう安全保障上の環境の整備にも貢献する。そして一方で沖縄にあるいろんな基地が今返ってくる計画が発表されておりますけれども、普天間だとか、キャンプ・キンザーだとか那覇軍港に至る幾つかの大きな基地が予定されています。やっぱりそういうものにつなげることであって、さらに普天間の場合はこれが５年未満の運用停止から始まって、両政府の埋立計画とその基地の移転が両々相まってこれがうまくはまれば、後に続く普天間基地プラスいろいろな基地が返ってきます。そういう具体的な現実の基地処理を含めないと、単なる絵そらごとになりかねません。ですから、そういうことできちっと整理縮小へ進んでいくこの絵が必要だと思っているんです。それでぴたっと私がその承認のサインをしたそのものというものは、そういうものに貢献しているのではないかと考えております。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。（発言する者あり）

静粛に願います。

○渡久地　修君　びっくりですね。絵そらごと、知事は絵そらごとと言ったと。21世紀ビジョンに書いた基地のない平和な沖縄を目指すということが絵そらごとだということを自分で言ってしまったという点では、もう知事にはその21世紀ビジョンを語る資格はないと私は思います。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

質問中です。静粛に。

○渡久地　修君　そして公室長、耐用年数200年とい

うのは、米軍が海上基地をつくるときに国防総省が出した「国防総省の運用条件及び運用構想」の報告書で、海上基地で200年、ここにこう書いてあるんですよ。「関連構造物は40年の運用年数と200年の耐用年数を持つよう設計される」と、これは海上基地です。ところが、埋め立てられたらこれはもう200年どころか永久的な基地になってしまうということになっているんです。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今議員がおっしゃった説を検証する論拠を持ち合わせておりませんで、県といたしましては、埋立申請書にある50年の耐用年数が公式にはこの基地の耐用年数であると考えております。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　基地のない沖縄目指して、私たちはまた11月の知事選挙でも頑張っていきたいということを述べて終わります。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後５時40分休憩

午後６時２分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。クタンディン　ネーミソーランガヤーサイ。アトゥウヒヤイビーグトゥ　ユタシクウニゲーサビラ。

質問を行います。

知事の政治姿勢について。

英国からの独立の賛否を問うスコットランドの住民投票が行われました。

(1)、辺野古新基地建設に80％以上の県民が反対している中、もしこのまま建設が強行された場合、県民の怒りは独立論へ向かう可能性があると思うが見解を伺います。

(2)、昭和天皇の戦争責任と米国による沖縄の分割、軍事占領を望み、現在の過重な米軍基地負担につながった「天皇メッセージ」についての見解を伺います。

(3)、嘉手納基地への航空機の離着陸回数が激増し、事故が多発しています。騒音もひどくなっており、知事が何度も再発防止を伝えても無視されています。県民の生命と暮らしを守るために、基地の撤去を求めるべきではないか見解を伺います。

２、国際交流。

去る８月11日から８月23日の行程で沖縄県議会海外視察派遣議員団としてブラジルとボリビアに行ってまいりました。とてもハードな日程でしたが、メンバーにも恵まれて大変有意義な旅でした。高良副知事も大変お疲れさまでした。

(1)、「沖縄県人カンポグランデ入植100周年記念式典」ブラジル、「コロニア・オキナワ入植60周年記念式典」ボリビアについて。

ア、知事はなぜ式典に参加されなかったのか。また、通信技術が発達した今日、知事のメッセージは直接テレビ電話等で伝えたほうが現地の皆さんへの励みになると思うが見解を伺います。

私は36年ぶりにカンポグランデとコロニア・オキナワを訪れましたが、２カ所とも目覚ましい発展を遂げておりました。カンポグランデ市は南マットグロッソ州の州都で人口85万人、県系人１万2000人が住んでおります。コロニア・オキナワは私が訪れた３カ月後に電気が引かれて、当時はなかった立派な文化会館や体育館、さらには移民の歴史を紹介する「オキナワボリビア歴史資料館」が建設されておりました。

1954年、最初の入植地でうるま病が発生し15名が亡くなり、２年間に２度の移転を経てやっと現在のコロニア・オキナワに入植、大木のジャングルを開墾してこれからというときにたび重なるリオ・グランデ川の氾濫被害を受け、多くの人がコロニアを出ていきました。残った人たちが畑を広げ、今日の繁栄を築いてこられています。現在250世帯924人が住んでおります。沖縄県が1986年から2012年度まで、計28人を送り出した教員派遣制度、2013年に棚卸しで廃止となりました。

イ、ボリビアのコロニア・オキナワ移住地への教員派遣制度復活の経緯について伺います。

ウ、現地で行われた「移住地の教育を考える懇談会」の概要と県への意見、要望についての見解を伺います。

エ、入植60周年で一世が高齢化しており、福祉施設建設への協力を県に求めているとのこと、見解を伺います。

オ、コロニア沖縄農牧総合協同組合（ＣＡＩＣＯ）の大田組合長は、提携できる県内企業の紹介を求めています。見解を伺います。

(2)、沖縄平和賞について。

私は、第６回沖縄平和賞を受賞された特定非営利活動法人シャプラニール（市民による海外協力の会）の代表理事中田豊一さんの受賞者記念講演、国際協力40年の教訓「平和こそ最大の福祉」を読んで、大変感銘を受けました。

シャプラニールは、1972年に設立された国際協力Ｎ

ＧＯです。バングラデシュ、ネパール、インドなど南アジアでの活動のほか、国内では東日本大震災の復興支援を行っています。1971年、バングラデシュは飢えと疫病に苦しむ最貧国と言われ、国際援助の実験場と称されていました。そのバングラデシュが1990年代、軍事独裁政権が倒れ、政治が安定するとともに経済や社会も発展し始め、今日では隣国のネパールやパキスタンをしのぐ発展を遂げているとのことです。

中田氏は、バングラデシュの発展をもたらしたものは、30年以上にわたって続いた平和な社会であり、政治が民主的で安定してさえいれば人々には自分で自分の生活を向上させていく力が十分備わっている、平和こそ最大の福祉と実感していると述べております。まさにそのとおりだと思います。

ア、沖縄平和賞創設の意義と背景について伺います。

イ、対象となる活動、選考方法と歴代の受賞者について伺います。

ウ、平和賞の財源、支援募金の状況と周知方法について伺います。

観光産業について。

(1)、復帰時点から今日までの観光産業が県のＧＤＰに占める割合について伺います。

(2)、2001年アメリカ本土で起こった９・11同時多発テロによって観光産業等沖縄経済に与えた影響について伺います。

(3)は取り下げます。

(4)、那覇空港国際線ターミナルに対し利用者や関連業者からクレームが寄せられた問題について、その後の対応を伺います。

４、離島振興について。

去る９月11日から12日の日程で公共交通ネットワーク特別委員会の視察で、与那国町と竹富町の波照間島へ行ってきました。与那国島は日本最西端に位置し台湾まで111キロ、石垣島まで127キロの国境の離島で、戦前は台湾と自由な往来ができ、生活物資の交易だけではなく、台湾での就学・就業も行われ、常に5000名規模の人口が保たれていたそうです。戦後台湾との間に国境線が引かれた後も復興貿易を中心とする交流が行われ、昭和22年には人口１万2000人となり村から町へ昇格しています。その後、密貿易の取り締まり強化などが契機となって人口流出が始まり、現在では人口は1556名に減少しています。

ア、新石垣空港開設に伴う竹富町、与那国町への経済波及効果について伺う。

イ、与那国における終戦直後から今日までの人口の推移と人口減の要因について伺う。

ウ、与那国町と台湾との交流の経緯、概要と現状について伺う。

エ、与那国町が日本政府に2005年と2006年に申請した経済特区指定の概要と、県･国の対応と見解を伺う。

５、土木建築行政について。

(1)は取り下げます。

(2)、白比川河川改修事業の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧功議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、普天間飛行場代替施設建設と独立論についてといいましょうか、こういう御趣旨の御質問に答弁をいたします。

埋立承認申請につきましては、法に定められた承認基準に適合しており承認いたしました。その後、政府が予定されたスケジュールに沿って作業を進めているものと考えております。

いわゆる沖縄独立論と移設計画の関係は、ないのではないでしょうか。

次に、国際交流についての御質問の中で、沖縄平和賞創設の意義と背景についての御質問にお答えいたします。

沖縄県民は、さきの大戦での悲惨な地上戦の体験を通して、命と平和のとうとさを肌身で感じており、世界の恒久平和を心から望んでおります。

沖縄平和賞は、このような平和を求める県民の心を世界へ発信するために創設され、沖縄と地理的・歴史的にかかわりの深いアジア・太平洋地域での平和の構築などに貢献した団体等を顕彰するものであります。

次に、土木建築行政についての御質問の中で、白比川の進捗状況いかんという御質問にお答えをいたします。

白比川につきましては、８月に沖縄防衛局長から一時使用許可を受けております。また、９月には米軍、沖縄防衛局、沖縄県３者による現地協定を締結いたしております。

今後、フェンスの移設工事や文化財調査等を進め、早期に工事着手したいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 国際交流に関する御質問の中で、式典への出席のあり方についてお答えいたします。

世界に雄飛した沖縄県系移民の入植式典等には、これまで知事または副知事が出席し、長年にわたる関係者の御尽力をねぎらうとともに、沖縄への御支援等について改めて感謝の意を表することとしております。

今回の南米２カ国での式典においては私が出席し、各式典において仲井眞知事からのお祝いの言葉、メッセージを私のほうで代読をいたしました。そして同時に、県系移民の経営する工場等や各国行政庁を訪れ、現地の方々の声を拝聴いたしました。移住先駆者の方々の御労苦と並々ならぬ御努力を実感し、県系移民の方々が長い歴史の中で移住地の発展に貢献され、活躍されていることを再認識いたしました。

今後とも、県系移民の周年事業へは知事または副知事が直接出席し、県民と県系移民とのきずなをさらに深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 離島振興についての御質問の中で、新石垣空港開港に伴う経済波及効果についてお答えいたします。

新石垣空港は、中型機の就航が可能な本格的なジェット化空港で、八重山圏域の振興・発展に大きなインパクトを与えております。

開港後は、入域観光客や取扱貨物量の増加が顕著となっていることから、事業効果についても具体的に把握する必要があると考えており、適切な時期に経済波及効果についても調査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、天皇メッセージについての見解との御質問にお答えいたします。

1947年９月、当時のシーボルト連合国最高司令官政治顧問からマーシャル米国務長官に宛てられた書簡がいわゆる「天皇メッセージ」と言われておりますが、その意図や政治的・外交的影響については、さまざまな論評等があるものと理解しており、米軍の沖縄駐留との直接の関連は明らかではないと考えております。

次に、基地の撤去を求めることについてお答えいたします。

沖縄県には、在日米軍専用施設面積の約74％に及ぶ広大な米軍基地が存在し、これら米軍の運用は、騒音を初め地域住民にさまざまな影響を与えております。沖縄の基地問題が現状のまま放置されることがあってはならず、日米両政府は全力を挙げて沖縄の基地負担軽減に努めるべきであります。

県としましては、今後も段階的・計画的に基地の整理縮小を進めるべきであるとの考えのもと、基地負担の軽減が図られるよう、粘り強く日米両政府に働きかけていくことが重要であると考えております。

次に、国際交流についての御質問の中で、ボリビアにおける福祉施設建設への協力についてお答えいたします。

オキナワ日本ボリビア協会が医療福祉センター建設について計画を検討していることは承知しております。

県としましては、今後とも同協会及び関係機関等と意見交換を行いながら、支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは国際交流についての御質問で、ボリビアへの教員派遣についてお答えいたします。

当該派遣事業につきましては、「ボリビア国沖縄県民移住地の教育施設へ現職の教員を派遣し、本県出身移住者の子弟等への教育を行うこと」を目的に、27年間にわたり28名の教員を派遣してまいりましたが、諸般の事情により事業は廃止となりました。しかし、現地から引き続き人材派遣の要望が強く、県教育委員会として新たな支援策を検討していたところ、ＪＩＣＡとの連携により、平成27年度から沖縄県教員の協力隊派遣事業が実現したところです。

次に、懇談会の概要等についてお答えいたします。

「移住地の教育を考える懇談会」につきましては、沖縄ボリビア協会と、ボリビア国沖縄県派遣教師の会が主催し、現地の子弟の今後の教育について意見交換が行われたと伺っております。沖縄ボリビア協会によりますと、同懇談会では、本県出身移住者の子弟等に対して、沖縄の伝統文化の継承や、教科教育の支援と日本語の指導やウチナーンチュのチムグクルを伝えることができる教員の派遣要望がありました。

県教育委員会としましては、要望にかなう教員の派遣を通して多角的な視点から、移住地の教育支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 国際交流についての中の、コロニア沖縄農牧総合協同組合への県内企業の紹介についてお答えします。

去る８月、高良副知事を初め県関係者がコロニア沖縄を訪問した際に、コロニア沖縄農牧総合協同組合の大田組合長から、同組合が生産する農産加工品の販売拡大に向けて、県内企業と提携できないかとの話があったと聞いております。また、同組合は、コロニア沖縄で収穫される大豆、小麦などの加工製品の付加価値を高め、事業拡大を図りたいと考えているとのことです。

県としましては、ＪＥＴＲＯやＷＵＢと連携しながら、県内企業と提携してどのようなビジネスが展開できるか、その可能性について探っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 国際交流についての御質問の中で、沖縄平和賞の対象となる活動、選考方法、歴代受賞者についてお答えをいたします。

沖縄平和賞は、歴史的に沖縄にかかわりの深いアジア・太平洋地域の平和の構築・維持に貢献する活動を行っている個人・団体へ贈られます。

選考方法としましては、沖縄平和賞選考委員会での選考を経て、沖縄平和賞委員会会長である知事が受賞者を決定することとなっております。歴代受賞者としましては、第１回受賞団体であるペシャワール会など、医療活動を支援している３団体、市民活動を支援している３団体、計６団体へ贈賞を行っております。また、第７回となる本年度は、ミャンマー、カンボジアを中心とした国内外の医療過疎地で、質の高い医療を提供する活動を行っているＮＰＯ法人ジャパンハートへの贈賞を決定しております。

次に、沖縄平和賞の財源、募金状況、周知方法についてお答えをいたします。

沖縄平和賞は、県内外の個人・法人等からの支援募金を主な財源として運営しております。募金は、受賞者への賞金や授賞式及び関連事業の財源に充てることとしており、平成25年度は、約452万円の募金が寄せられております。

沖縄平和賞委員会としましては、年間500万円の募金を目標に、ラジオ、広報誌、パネル展等を通して、沖縄平和賞の意義や目的などの周知に取り組んでいるところであります。

今後とも広報活動や募金活動を強化し、沖縄平和賞財源の充実に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは観光振興に関する御質問の中の、県内総生産に占める観光収入の割合についてお答えいたします。

昭和47年度から平成23年度までの10年ごとの県内総生産に占める観光収入の割合について見てみますと、昭和47年度の県内総生産は4592億円、観光収入は324億円で7.1％となっております。昭和57年度の県内総生産は１兆7340億円、観光収入は1656億円で9.6％、平成４年度の県内総生産は３兆1227億円、観光収入は2802億円で9.0％、平成14年度の県内総生産は３兆6905億円、観光収入は3466億円で9.4％、平成23年度の県内総生産は３兆7955億円、観光収入は3783億円で10％となっております。

次に、９・11同時多発テロによる観光産業など沖縄経済への影響についてお答えいたします。

米国における同時多発テロ事件の影響により、本県観光は、修学旅行など団体旅行を中心にキャンセルが相次ぐなど、大きな打撃を受けました。

具体的には、修学旅行や一般団体等のキャンセルは2130件、約25万人となり、これに伴う観光収入の減は約190億円となっております。

このため、県においては、国や航空会社等の観光関連業界と連携した「だいじょうぶさぁ～沖縄」キャンペーンを展開するとともに、修学旅行誘致事業の実施や、観光関連事業者への金融支援策として、緊急経営安定化支援資金の創出など、観光産業の回復に向けた取り組みを行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 観光振興についての御質問の中の、新国際線旅客ターミナルビルについてお答えいたします。

ことし２月17日に供用が開始された新国際線旅客ターミナルビルについては、バス駐車場またはモノレール駅までの移動環境と、出発口における混雑が課題であると考えております。バス駐車場またはモノレール駅までの移動環境については、歩道上に屋根が設置されていないため、歩行者が雨や強い日差しの中

を移動する状況となっております。このため、モノレール駅への移動については、那覇空港ビルディング株式会社が、５月16日から無料巡回バスを運行しております。出発口における混雑については、那覇空港ビルディング株式会社が、９月１日にハイジャック検査機器を２基から３基へ増設し、混雑の緩和に向けて取り組むこととしております。さらに、駐車場の容量不足に対応するため、同社が平成27年度から新たな立体駐車場の整備を予定していることから、同立体駐車場及びバス駐車場とターミナルビル間を結ぶ立体連絡通路の整備について、県の支援も含めて検討しております。

沖縄県としましては、引き続き国及び那覇空港ビルディング株式会社と連携し、新国際線旅客ターミナルビルの利便性向上に取り組んでまいります。

次に、離島振興についての御質問の中の、与那国における人口推移と人口減の要因についてお答えいたします。

戦後から平成22年までの与那国における国勢調査人口は、昭和25年が6158人、昭和35年が4701人、昭和45年が2913人、昭和55年が2119人、平成２年が1833人、平成12年が1852人、平成22年が1657人と減少傾向が続いております。なお、戦後、終戦の年の昭和20年については国勢調査が行われておりません。

人口減少の要因については、他の小規模離島と同様、島外の高校に進学するための若年者の減少、さらに定住条件や産業振興等の課題が不利性として働いたことが人口減少につながったものと考えております。

次に、与那国町と台湾との交流の経緯等についてお答えいたします。

与那国町は、昭和57年に台湾の花蓮市と姉妹都市協定を締結するなど、台湾との交流を推進しております。平成18年には「国境交流増大に関する基本合意書」を花蓮市との間で締結し、これを踏まえ、平成20年に国の「地方の元気再生事業」を活用して、チャーター便就航の実証調査などの交流事業を実施しております。また、平成24年には、花蓮市において「教育・文化及び観光フォーラム」が開催され、小学生のホームステイ事業及び中学校の修学旅行を中心に交流を推進する方針が決定されました。

現在、与那国町は、一括交付金を活用して小学生の花蓮市へのホームステイ派遣を行うとともに、中学校の修学旅行で台湾を訪問し、台湾との交流を推進しているところであります。

次に、与那国町が申請した構造改革特区の概要等についてお答えいたします。

与那国町では、国の施策である「構造改革特区」への提案を平成17年及び平成18年に行っています。提案の内容は、与那国町と台湾花蓮市との地域間交流を通じた地域活性化のための「国境交流特区」を実現するというものでした。具体的には、開港要件の緩和、近距離の国際航海の許可の要件緩和、台湾からの旅行者の査証免除、国際防災協力体制の構築、クリアランス船等の入港促進等の提案となっております。

県は、与那国町の求めに応じ助言等を行ったところであります。しかしながら、国において「現行規定により対応可能」としたもの以外については、「特区として対応不可」と回答されており、特区の実施には至りませんでした。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　初めに知事の政治姿勢ですけれども、先ほど独立論と辺野古とは直接関係ないというふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、沖縄の独立論に対して山口沖縄担当相は、全く現実味がない話、歴史的背景も、置かれた状況も全く違うと言っております。

私は、沖縄の歴史と現実のほうがもっとひどい状況だと思っております。力ずくで支配されて、そして琉球処分が行われ、第二次大戦では本土防衛の捨て石にされて、戦後は米軍統治下に置かれ、復帰後も米軍基地を押しつけようと今しているわけですね。これは、知事、今の状況、山口大臣が全然歴史的背景、とても現実味がないと言ったんですけれども、どういうふうに思いますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時37分休憩

午後６時37分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　沖縄担当の山口大臣の御発言のことだと思いますが、スコットランドの独立を問う住民投票の結果について聞かれて、それで沖縄との関連性について尋ねられてそう答えたというふうに承知していますが、もしそれでよろしければ。

スコットランドがたどった歴史、私も少し勉強したことありますけれども、その歴史と沖縄のさまざまな問題を考えて現実の問題、これからの問題を考えていくときに歴史的な背景、歴史の事実認識でしょうか、過去の。そういったことについてここで何か私の私見を述べるということは適当でないと思いますが、ただ独立を求め、政治的な自立を求めるということと過去の歴史をどういうふうに理解するかという問題は多分

連動していると思います。

スコットランドの地域における方々は、すごい歴史的なそれなりの過去といいますか背景、そこに横たわる問題等を取り出して、それを認識をして、そしてそれを現代の問題につなげたということだろうというふうに思いますが。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　次に、昭和天皇の戦争責任と天皇メッセージについてなんですけれども、天皇みずからが戦争中でしたか、自ら「皇室に関することは何も批評論議せず、万事を可とするが如き進講は、何の役にも立たず」というふうに言っているんですけれども、さっき公室長でしたか、答弁もう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 答弁の趣旨について御説明をいたしますけれども、さまざまなこの天皇メッセージというものに対して論評等があって、沖縄に現在基地があって米軍が基地をここに置き続けたということの報償となっているかどうかというのはこれははっきりしないということも申し上げていたわけでございます。

最近公表された天皇実録の中にメッセージの存在があったというふうなことが示されたわけですけれども、これに対する論評としては、天皇が沖縄の占領を望んだというようなことがこれが米軍の占領の契機になったのではないかという説であったり、あるいは、その天皇自身の戦争責任といったものに対しての自覚が、というようなさまざまな視点があるわけでございまして、先ほど来申し上げているように、現在の沖縄の基地負担の根拠がこのメッセージに求められるかというと、そこのところははっきりしていないとそういう趣旨でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　本当はメッセージそういう実録にも出ているわけですから、やっぱりそれは沖縄の立場としては遺憾に思うというぐらい言っていいんじゃないですか。

次ですけれども、嘉手納基地の撤去ですが、現実として基地がなくならない限りこの事故は必ず起こります。口酸っぱく言っても変わらない、変えようとしないのであれば撤去を求める以外にないんではないでしょうか。知事、もっと毅然たる態度で求めていくべきではないですか。それがちょっとぬるいから今勝手放題というか、やっているんではないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時41分休憩

午後６時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基地負担の軽減とか基地の返還とか、そういうことについて議員はどうも私の態度がぬるいんじゃないかとおっしゃいますが、そんなこともないですよ。かなり厳しい言い方で私は基地問題というのはずっとこの８年間対応してきたつもりですから、環境一つとっても物すごく厳しくやってきたつもりでいるんですが、なおもっと意味のあることをやれということであれば、いろいろさらなる工夫が要ると思います。

ただ、嘉手納基地については、嘉手納より南の話は返還の予定といいますかラフなスケジュールがあって、そのマスタープランを今つくっておるのは御存じのとおりで、まずそういうプランができ始めているのを着実に現実にしていくということが大事だと思います。それを１つ飛んで嘉手納にというのは、現実性においてかなり疑問があるというのは私の私見です。

ですから、こういうものはただ言えばいいというものではなくて、きちっとどうやって現実にしていくかということをよく考えて本当にロードマップをつくらないと、ただ言えばいいというだけでは進まないでしょう、御存じのように。ここのところを我々はちゃんと研究しながらやっているつもりで、ただ強く言えばいい、態度がぬるいんじゃないかというのもいかがかと思いますよ。ですが、一歩一歩をかなりきちっと前進させているつもりですよ。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　本当にこれだけ離着陸、もうぼんぼんふえている状況なんですよね。事件・事故は本当に頻繁に起こっているわけですよ。やっぱり先ほどから県民の命を守る、暮らしを守るために普天間ということも言っているわけですから。嘉手納ももっと強く言わないと、また知事、これまでこういう事件・事故のときに司令部とか、外務省事務所とか直接抗議されたことありますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） その本店のほうへ行っていますよ、アメリカ大使館、そして無論、一部四軍調整官のところにも行きますし、ここの出先というよりも米軍というかアメリカ大使館、横田基地、いろいろなところに行っていますよ。そして事件があったらアメリカの国務省、国防総省にも文句といいますか、クレームをきちっと言いに行っているつもりですが。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　それで何の進展もないというのがちょっと、もっとやっぱり本気であるという行動を示していくべきだと思います。

次に、国際交流ですけれども、教員派遣制度の復活ですね。大変喜ばしいことです。ＪＩＣＡと県教育庁が合同で実施するようですけれども、任期とか、予算とかはどうなっているんですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　県民皆さんのおかげでボリビアの派遣教員が復活できました。派遣教員は毎年度１名ずつ原則２年間、平成33年度まで一応予定しております。

それから、予算につきましては、ＪＩＣＡと県、ＪＩＣＡが、例えば教員の身分を保障して給与はそのままでもらいながら行くわけです。その負担は居住地それから派遣費用等も含めてＪＩＣＡが８割で、本県は２割となっております。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　報道で見たあれですけれども、ＪＩＣＡの青年海外協力隊員として来年度から派遣するという話なんですけれども、青年とついてるわけですよね、青年海外開発と。しかし現地ではやっぱり経験豊富な例えばウチナーグチもわかるようなそういう人材を求めていると聞いているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　現地からの要望としては、やはりウチナーンチュのチムグクルを伝えてあげられるということ､それから教科指導とかはもとより音楽、体育とか、例えば音楽では三線とかそういうものを要望していると聞いております。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　ですから、エイサーもすばらしい前夜祭で披露、150名、もっといたんじゃないですか、すばらしいエイサーも披露していたんですけれども、そういうのもやっぱりこの派遣教師の指導でできたと｡やっぱりいろいろ沖縄のそういったしまくとぅば、そういうのもやっぱり若い青年では難しいというふうに考えていると思うんですね。その現地とかこれまでに行かれた皆さんの声をぜひ聞いて実現していただきたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　なるべくそういう方向で、今ベテランでしかもやる気がある、そしてまた双方の両国にいろんな効果を還元できるようなそういうような教員を選考して派遣してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　次に、平和賞ですけれども、顕彰対象の２番目に「「人間の安全保障」いわゆる人間の生命や基本的権利を脅かす貧困、飢餓、環境問題、感染症等の問題を解決し、豊かに生活できる社会の実現に貢献する活動」とあります。県内からはこれまで唯一、第３回2006年に沖縄・ラオス国口唇口蓋裂患者センターが受賞しておりますが､環境の観点からすれば、現在この80％以上の圧倒的多数の県民が反対している辺野古、政府は辺野古の海を埋め立てて新しい基地をつくろうとしているんですけれども、これに対して体を張って、連日、非暴力でやっている、阻止行動に取り組んでいる平和団体、環境団体、沖縄県民こそこの顕彰対象にふさわしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　沖縄平和賞の目的が、アジア・太平洋地域を中心とした世界の平和の構築と維持に貢献した個人または団体を顕彰することによってその促進等を図って、国際平和の創造に寄与するということになっておりまして、また手続上その各推薦人、1200名でしたか各大学とか地域、日本国内だけじゃなくて外国含めて、そういう手続でやっておりますので、そういう中で平和賞というのが決定をされているという状況でございます。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　支援募金ですけれども、企業とか市町村、あと学校、国・県関係ですね。これは個人もありますけれども、広く呼びかけております。私は県議会議員には呼びかけがないように思うんですけれども、どうですか。記憶ある。（「この間来ていたよ。」と呼ぶ者あり）　来ている。いやいや違う。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　県議会のほうにもその募金依頼をやっているようでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　済みません。私は冊子を見て、募金実績見たら県議会確認できなかったものですから。おかしいな、じゃちゃんとやるようにします。大変すばらしい事業だと思いますので。

続きまして、離島振興についてですけれども、与那国の人口減、衰退の原因はまさにこの国策の犠牲だと思います。現在、自衛隊レーダー基地が建設されておりますが、それも政府が意図的に与那国がこれまで求

めた自立ビジョン、国際交流特区構想を認めず追い込んでいった結果ではないかと思えてなりません。平良港、石垣港同様、税関法上の開港指定を求めているが、これに対して、政府は、 ｂ国境に接していることから密輸リスクが高いため指定は困難であるという回答をしているんですね。そうであればこれはとんでもない話だと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 恐らく議員の御指摘は、国境離島における開港要件の緩和ということを指していることだと思いますけれども、ちょっと国の見解を述べさせていただきますが、「開港に指定するか否かは、外国貿易船の入港実績、輸出入実績等の行政需要のほか、税関の定員事情や監視取締り上の支障の有無を総合的に考慮して判断している。」ところであるということから、特区としては対応が不可能だろうというような見解でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君 最初からそういうふうに壁つくったら実績も何もないと思うんですよね。特に国境というこういう地ですから、やっぱりこれからそういった構想をもっと県がちゃんと県の政策の中に位置づけて取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄県は国家戦略特区について公募いたしまして、今般、沖縄県全域が国際観光拠点として指定されたところでございます。当然この与那国町も国家戦略特区の区域に入るわけでございまして、今後国のほうと詰めるわけでございますが、例えばＣＩＱの手続の簡素化ですとか、ビザ要件の緩和等、沖縄県が国に対して求めていたもの、さらにプラスアルファいろいろ現在公募等行っておりますので、こういったものを総合的に取り入れて与那国の発展にも貢献できればと考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君 またブラジルの話になりますけれども、高良副知事、カンポグランデのそば、ファストフードしか食べられないとおっしゃっていたんですけれども、あのファストフードだけ食べたら成人病になるんじゃないですか。これは次、島袋大さんに任せたいと思いますけれども、トイレに行っているみたいで……、あれはもうそばじゃないなと思うんだけれども、向こうは向こうの文化でいいんですけれども、世界のウチナーンチュ大会で世界のそば大会というんですか、そういうものもぜひやったらどうかということでしたので。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10月１日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時56分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　安　弘

会議録署名議員　奥　平　一　夫

平成26年10月１日

平成26年
第　５　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　６　号）

平成26年
第 5 回　**沖 縄 県 議 会 （ 定 例 会 ） 会 議 録 （ 第 6 号 ）**

平成26年10月１日（水曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第6号

平成26年10月１日（水曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
甲第２号議案　平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第５号議案　沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例
乙第８号議案　薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第９号議案　沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例
乙第12号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　工事請負契約について
乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　財産の取得について
乙第20号議案　訴えの提起について
乙第21号議案　損害賠償請求控訴事件の和解について
乙第22号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第25号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第26号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第27号議案　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成25年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成25年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	13　番	島袋　大　君
副議長	翁長政俊　君	14　番	中川京貴　君
1　番	上原　章　君	16　番	座喜味一幸　君
2　番	砂川利勝　君	17　番	呉屋　宏　君
3　番	具志堅　透　君	18　番	仲宗根　悟　君
4　番	又吉清義　君	19　番	崎山嗣幸　君
6　番	儀間光秀　君	20　番	山内末子　さん
7　番	新田宜明　君	21　番	瑞慶覧　功　君
8　番	仲村未央　さん	22　番	渡久地　修　君
9　番	玉城　満　君	23　番	大城一馬　君
10　番	西銘純恵　さん	24　番	嶺井　光　君
11　番	比嘉京子　さん	25　番	前島明男　君
12　番	吉田勝廣　君	26　番	照屋守之　君

27番	新垣良俊君	40番	浦崎唯昭君
28番	仲田弘毅君	41番	新垣哲司君
29番	新垣安弘君	42番	具志孝助君
30番	當間盛夫君	43番	新里米吉君
31番	照屋大河君	44番	髙嶺善伸君
32番	狩俣信子さん	45番	奥平一夫君
33番	赤嶺昇君	46番	玉城義和君
34番	新垣清涼君	47番	玉城ノブ子さん
37番	金城勉君	48番	嘉陽宗儀君
38番	糸洲朝則君		

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	企業局長	平良敏昭君
副知事	高良倉吉君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	川上好久君	会計管理者	島田勉君
知事公室長	又吉進君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
総務部長	小橋川健二君	総務部財政統括監	前田光幸君
企画部長	謝花喜一郎君	教育委員会委員	泉川良範君
環境部長	當間秀史君	教育長	諸見里明君
子ども生活福祉部長	金城武君	公安委員会委員	与世田兼稔君
保健医療部長	仲本朝久君	警察本部長	加藤達也君
農林水産部長	山城毅君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
商工労働部長	下地明和君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君	代表監査委員	知念建次君
土木建築部長	當銘健一郎君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

9月12日から26日までに受理いたしました請願3件及び陳情10件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔請願及び陳情文書表　巻末に掲載〕

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　**日程第1**及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第4号議案から乙第27号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　おはようございます。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

辺野古新基地建設問題について。

辺野古新基地は、県民の８割以上が反対し、名護市民が４回にわたってノーの審判を下しています。知事の辺野古新基地推進の立場は、県民を愚弄し民主主義を冒瀆するものではないか。

知事は、「県外移設」の公約を破り辺野古埋め立てを承認した。今回の選挙では、「辺野古移設」を明記すると報道されたが、安倍政権に屈服して県民を欺き、県民総意を裏切る許しがたい暴挙ではないか。

一般の公有水面埋立事業に反対する住民を規制して立入禁止にする法規制があるか。あれば明示を。制限水域拡大は、新基地工事のために県民を弾圧し排除するためである。海保が県民の頸椎にけがを負わせ刑事告訴されたり、女性の腕を逆にねじ上げるなどの蛮行は、海域での国民の安全を守る海保の公務員としての職務に専念する義務違反である。知事は海保の暴力行為に強く抗議し、やめさせるべきではないか。

百条委で宮城環境影響評価審査会会長は、ジュゴンは保全対策の基礎データが少ないので保護は疑わしいと意見を述べています。ジュゴンのはみ跡が110本発見された藻場が埋め立てられ、78ヘクタールが消失する。３頭しかいないジュゴンを絶滅の危機にさらすのか。

知事が久辺３区と政府要請をした個人補償は法的根拠があるのか。個人補償が可能かどうか明確に答えよ。

オスプレイが３日連続、午前０時過ぎに普天間基地に着陸し、岩国基地に移駐したＫＣ130空中給油機がタッチ・アンド・ゴーを繰り返している。嘉手納基地ではＦ15戦闘機が白煙を上げ緊急着陸、ＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機が着陸時に炎を上げる大惨事につながる事故が連続している。負担軽減ではなく、負担増と基地強化ではないか。

米国防総省の在沖米海兵隊のグアム移転に関する基本計画で、普天間基地の５年以内の運用停止の言及はなく、2023年までの継続使用と24年に辺野古新基地に移設する計画が明らかにされた。在沖米軍司令官は５年以内の運用停止はできないと明言している。知事ができるという法的、条約上の担保を明確にせよ。

国民健康保険について。

沖縄県民の１人当たりの医療費は、全国と比べて高いのか、幾らか。国保税が高過ぎて払えない、医者にかかれないという県民の声に知事はどう応えるのか。

各市町村で国保税の値上げの動きが出ているが、値上げして県民の命と健康が守れるのか。69年前の戦争で多くの県民が犠牲になった沖縄県は、65歳から74歳の前期高齢者が少なく、６年前に改定された国保制度の国の交付金算定で大きな不利益をこうむっていることが判明した。全国並みに試算をすると2008年以降、交付金の不利益額は累計で幾らになるか。政府への不利益解決の要求はどうなったか。

母子寡婦・父子貸付制度を保証人なしにするための次年度実施の見通しはどうか。政府は高等技能訓練費を３年間から２年間に給付期間を短縮したが、３年間給付を維持すべきと考えるが対策を問う。

学童クラブの開所時間延長支援事業が運営費補助対象となったが、どんな内容か。県内の学童クラブ数に対する申請数はどうか。延長実施の学童クラブに補助が行き渡るようにするための県の対策を問う。

雇用問題について。

沖縄の完全失業率は5.7％と全国4.0％に比べて依然として高い。非正規雇用率も全国38.2％に比べて沖縄44.5％と高く、特に青年は低賃金など雇用環境が厳しいが、見解を問う。13年度の求人で正社員希望の割合はどうか。非正規の求人割合は全国と比べてどうか。県が中小企業を支援して正規雇用の推進、賃金引き上げなどを行うべきだが、県の支援策を問う。

県職員のうち臨時などの非正規職員は何人で、割合はどうなっているか。社会保険や年金加入、有給休暇などの処遇はどうなっているか、取得率はどうか。正規職員並みに改善をすること、時給1000円以上に引き上げること。

災害対策について。

台風８号で県内各地に甚大な被害が起き、我が党は地方議員とともに被害調査を行い、住民の声を聞いて知事に災害対策を申し入れた。広範囲に氾濫した天願川の浸水対策と補償について。

県内の土砂災害危険箇所は何カ所あるのか、災害対策を問う。浦添市勢理客と仲間の急傾斜地危険箇所の災害対策を急ぐべきだがどうなっているか。

教育行政について。

2012年度から、特別支援学校で教員による吸引などの医療的ケアが可能となったが、看護師の正規職員による配置、研修による教員の養成が不可欠と指摘されているが、２年間でどう改善したか。保護者に重い負担となっていた学校待機問題は解消されたか。

定数内臨時教員は何人いるか。解消計画が後退していないか。いつまでに解消するのか。社会保険料や諸手当など正規並みに改善した人数と予算額は幾らか。

公立幼稚園教諭も非正規の改善が必要と考えるが、現状はどうなっているか。各市町村で改善されているか。

クラス担任を任されている研修代替、産休・育児休暇、病休などの代替の臨時教員は、任用期間を細切れにされ、社会保険が中断したりしているが、事実上の継続雇用とみなした処遇改善が必要ではないか。

那覇新都心、北谷町は基地があるときと返還後を比較して、税収、経済効果、雇用はどう変わったか。米軍基地は沖縄経済発展の阻害という認識はあるか。新基地建設反対は県民総意である。沖縄県の表玄関である那覇港湾の大型クルーズ船の誘致や観光振興に照らして、浦添新軍港建設は観光資源としての自然破壊など百害あって一利なしではないか。

以上、お尋ねします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

西銘純恵議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、普天間飛行場代替施設建設についての御質問の中で、辺野古移設についての御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請につきましては、法に定められた承認基準に適合していると判断し、承認したところであり、公約に違反するものではありません。普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い危険性の除去であります。政府が進める辺野古移設と沖縄県が求めている普天間飛行場の５年以内運用停止は、同飛行場の危険性を除去する現実的で具体的な解決策と考えております。

次に、雇用問題についての御質問の中で、若年者の雇用環境と正規雇用化への支援についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、特に若年者の非正規率が高いことから、雇用の安定のためには、非正規雇用対策が重要であると認識いたしております。沖縄労働局によりますと、2013年度の県内での正規雇用希望者の割合は76.0％になっております。非正規雇用の求人割合は11.7％となっており、全国の59.5％と比べ12.2ポイント高くなっております。沖縄県では、正規雇用を推進するため、経済団体等に対する要請活動を行うとともに、人材育成企業認証制度の創設、そして緊急雇用基金を活用した地域人づくり事業や、若年者定着支援実践プログラム事業の実施、国が行うキャリアアップ助成金の周知等を行っております。

沖縄県といたしましては、引き続き国や関係機関と連携し、正規雇用の拡大等の雇用の質の向上に努めてまいる所存であります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 失礼しました。

雇用関係の御質問の中で読み違いがございましたので、訂正しておわびいたします。

その中で「非正規雇用の求人割合は11.7％となっており、」と申し上げましたが、これを「71.7％となっており、」に訂正させていただきます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 辺野古新基地建設問題に関する御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止の担保についてお答えいたします。

安倍総理は、去る４月24日の日米首脳会談において、オバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初め４項目の基地負担軽減策について協力を要請しており、大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。私が６月に訪米した際にも、米政府から同様の発言があったことから、今後もこれらを踏まえて日米間で協議がなされるものと考えており、県としては、普天間飛行場負担軽減推進会議の場で十分な議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 災害対策についての御質問の中で、土砂災害危険箇所とその対策についてお答えいたします。

沖縄県内の土砂災害危険箇所は1032カ所あります。そのうち、保全人家が５戸以上ある684カ所について、土砂災害防止対策工事を行うこととしております。また、浦添市勢理客と仲間の災害箇所については、浦添市と連携し早急に調査を実施し、必要な対策工事を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　辺野古新基地建設問題についての御質問の中で、辺野古への普天間飛行場代替施設建設についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設について、県民の間にさまざまな意見があることは承知しております。埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合しており承認いたしました。その後、政府が予定されたスケジュールに沿って作業を進めているものと考えております。一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。

県としましては、同移設計画の進捗にかかわらず、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めているところであります。政府が進める辺野古移設と県が求めている５年以内運用停止は、普天間問題に対する現実的で具体的な解決策と考えております。

次に、海上保安庁の活動に対する見解についてお答えいたします。

海上保安庁によりますと、海上保安庁法第２条及び第18条第１項に基づいて活動しているとのことであります。活動に当たっては、安全に配慮し、関係法令にのっとって適正に行われるべきであると考えております。

なお、反対する方々もルールを守って意見を表明すべきであると考えております。

次に、久辺３区への個人補償についてお答えいたします。

８月29日に、久辺３区長から知事宛て「普天間飛行場代替施設建設に係る諸要望の実現について」との要請がありました。その内容は、久辺３区として、代替施設は世界一危険とされる普天間飛行場の閉鎖を促進し、多くの県民を救うという公益性に理解を示した上で、建設に当たっては住民生活や地域の環境に十分な配慮を求め、「基地負担に見合った住民への補償的施策の実施」を要請しております。これを受け、９月10日、知事と久辺３区が菅官房長官へ要請を行ったところであります。その際、菅官房長官から、補償的施策も含め、政府としてもしっかり受けとめ配慮するとの発言がありました。

県としては、補償的施策についてさまざまな制度の活用や創設など、あらゆる方策を検討すべきと考えており、９月22日には、江渡防衛大臣に改めて直接要請を行ったところであります。防衛省は、既に久辺３区において聞き取りを行っているところであります。

御質問の個人補償を含め具体的にどのような要望があるのか、十分お話をお聞きした上で検討したいと考えております。

次に、基地負担増と機能強化についてお答えいたします。

沖縄県には、在日米軍専用施設面積の約74％に及ぶ広大な米軍基地が存在し、これら米軍の運用は、騒音を初め地域住民にさまざまな影響を与えております。沖縄の基地問題が現状のまま放置されることはあってはならず、日米両政府は全力を挙げて沖縄の基地負担軽減に努めるべきであります。

県としましては、今後とも基地負担の軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていくことが重要と考えております。

次に、米軍基地は経済発展の阻害要因か、また、浦添新軍港建設についてとの御質問にお答えいたします。

基地関連収入の県経済に占める割合は、復帰直後の15.5％から平成23年度は4.9％となり、その比重は大幅に低下しております。米軍基地の経済的影響については、基地の形成過程あるいはある時期に雇用の受け皿であったこと等、歴史的経緯を踏まえる必要がありますが、とりわけ中南部の人口密集地にある米軍基地は、計画的な都市づくり、交通体系の整備など、沖縄県の振興を推進する上で大きな制約となっているものと考えております。那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設については、平成15年１月の第４回移設協議会において、浦添埠頭地区の北側区域への移設を浦添市とともに那覇市も了承しております。

県としては、那覇港湾施設を含む嘉手納飛行場より南の施設の返還が、本県の振興を図る上で極めて重要であると考えており、日米両政府に対し平成25年に知事に示された統合計画の確実な実施を求めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　辺野古新基地建設問題についての御質問の中で、公有水面埋立事業における立入禁止の法規制についてお答えをいたします。

公有水面埋立法は、公有水面の定義や公有水面を埋め立てようとする際に必要な手続などについて定めた手続法であり、埋立区域等の立ち入りを禁止する規定はございません。

同じく辺野古新基地建設問題についての御質問の中で、ジュゴンの保全対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

辺野古埋立申請書には、平成21年に事業者が行った

調査において、埋立予定地内で14本のはみ跡が確認された旨記載されております。事業者は、これら埋立予定地内ではみ跡が確認されていることを踏まえた上で、くい打ち工事について、同時に打設する施工箇所を減じる。作業船が沿岸を航行する場合は、岸から10キロメートル以上離れて航行するとともに、大浦湾の湾口から施工区域に進入する場合は、一定速度で沖合から直線的に進入する。ジュゴンの監視・警戒システムを構築し、ジュゴンが大浦湾内で確認された場合は、水中音を発する工事を一時的に休止するなどの対策を行う。海草類の移植や生育基盤の改善により藻場の拡大を図るなどの対策を実施するとしております。また、これらの対策に関して、事業者は、予測・評価に不確実性を伴う項目等については専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合していると判断いたしました。

次に、災害対策についての御質問の中で、天願川の浸水対策と補償についてお答えをいたします。

天願川につきましては、整備が必要な延長約6.5キロメートルのうち、約4.5キロメートルがおおむね整備を終えております。しかしながら、下流部において一部未整備箇所があること、上流部の改修が未着手であることが氾濫の要因となっております。

県といたしましても、氾濫の解消は急務と認識しており、地元の協力を得ながら早期整備に取り組んでまいります。なお、今回の被害は自然災害に起因するものであることから、補償の対象とはならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは国民健康保険についての御質問の中で、沖縄県の１人当たりの医療費等についてお答えいたします。

平成24年度国民健康保険事業年報によりますと、沖縄県の１人当たり医療費は26万8473円で、全国平均の31万5856円より低くなっております。

国民健康保険の低所得者対策につきましては、国保税の軽減や減免、一部負担金の減免等が制度化されておりますが、平成26年度から国保税の軽減に係る所得基準額の引き上げによって対象世帯の範囲が拡大しております。県では、市町村が行う保険税の軽減や減免、一部負担金の減免等に対し、平成25年度に約48億円の財政支援を行うとともに、国民健康保険における低所得者対策が適切に実施されるよう、市町村への助言・指導を行っております。また、市町村国保において、高齢者や低所得者の加入割合が高く、ふえ続ける医療費に対し保険料収入の確保が困難であるという構造的な問題について、国費の拡充を含めた抜本的な解決策を全国知事会を通して国に要望しているところであります。

次に、市町村の国保税の改定及び国への市町村国保の財政支援の要請等についてお答えいたします。

市町村国民健康保険は、国・県の公費負担と保険税等を財源として、保険者である市町村の責任により運営されており、県としましては、市町村がそれぞれの事情に応じて適切に保険料率の設定を行っているものと考えております。また、全国平均並みの加入率の前期高齢者交付金額と交付済み額との差額につきましては、加入率のみを全国平均並みに変更して試算しますと、同制度創設時の平成20年度から平成24年度までの累計金額は約711億円となっております。

県は、戦争の影響等により前期高齢者の割合が低く、前期高齢者交付金が全国に比べ少ないことに対する財政支援を、国民健康保険団体連合会、ほか４団体とともに当時の厚生労働大臣及び菅官房長官に対して要請したところであります。この要請に対して、両大臣とも、国保制度改革等において沖縄県の特殊事情を勘案して対応したいとの意向でありました。

県としましては、国保への財政支援が早期に実施されるよう、今後とも市町村等と連携を図りつつ、国へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは母子父子寡婦福祉資金貸付制度についての御質問の中で、母子父子寡婦福祉資金貸付金と高等職業訓練促進給付金についてお答えをいたします。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度においては、法令の規定により、全資金について特定の場合には保証人を立てないでも貸し付けを行うことが認められているところであります。その場合においては、借り受け人本人に償還能力があることが要件となりますが、当該要件の緩和について、他県の運用状況等も勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております

高等職業訓練促進給付金につきましては、ひとり親家庭への効果的な就業支援であると認識しており、平成26年７月、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて、支給期間の延長を国へ要望したところでありま

す。

引き続き、ひとり親家庭の自立に向けた支援の拡充に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブ開所時間延長支援事業の内容についてお答えをいたします。

放課後児童クラブ開所時間延長支援事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、開所時間を延長することにより増加する賃金等の費用の一部を補助するものであります。申請数につきましては、23市町村239クラブのうち12市町村130クラブとなっております。

県としましては、事業の活用を呼びかけてきたところであり、今後も市町村からの要望に応じ必要な予算確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 県の臨時・非常勤職員の人数と割合及び処遇についてお答えをいたします。

知事部局における賃金職員、嘱託員等の臨時・非常勤職員は、平成26年６月１日現在1320人で、全職員に占める割合は24.1％となっております。また、社会保険につきましては、医療保険が全国健康保険協会が管掌する健康保険に、年金につきましては厚生年金に加入することとされ、県は、事業主として関係法令の規定に基づき保険料の２分の１を負担しております。有給休暇につきましては、年次休暇のほか、公民権行使のための休暇、台風等で危険を回避するための休暇、忌引休暇などが付与されており、そのうち年次休暇の取得率は、平成25年度で71.8％となっております。

臨時・非常勤職員の処遇や給与につきましては、常勤職員の給与・勤務条件との均衡を考慮して定めており、適切であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、特別支援学校における医療的ケア実施等についてお答えいたします。

特別支援学校における嘱託看護師の配置につきましては、平成24年度15名、平成25年度17名、平成26年度20名配置し、継続して増員に努めております。正規看護師配置につきましては、全国都道府県教育長協議会等を通じて定数措置に向け、国に要望しているところです。平成25年度に１名でありました医療的ケアに係る教員養成につきましては、平成26年度より県教育委員会が登録研修機関となったことから、基礎研修を11名が修了し、10月より実地研修を進めていく予定です。学校においては、保護者待機を原則としておりますが、看護師が児童生徒の状態等をしっかりと把握し、安心・安全な学校生活を送ることができると判断されれば、保護者待機を一部緩和しているところです。

次に、正規任用教員率の改善と社会保険料等についてお答えいたします。

公立小中学校における定数内臨時的任用教員は、平成26年５月１日時点で427名となっており、正規任用教員率は85.2％となっております。平成22年５月１日時点の82.3％から2.9ポイント改善いたしました。

県教育委員会としましては、正規率改善計画を策定し、九州各県平均程度を達成するよう採用をふやして取り組んでいるところであります。

なお、平成26年度に前年度から引き続いて社会保険に継続加入した臨時的任用教職員は1494名、その社会保険料については5812万1000円となっております。また、４月１日採用に伴い、通勤手当等諸手当の４月からの受給者については2342名、金額については5469万2000円となっております。

次に、公立幼稚園教諭の現状についてお答えいたします。

公立幼稚園教諭の配置につきましては、管下の幼稚園教育に責任を持つ設置者である市町村が主体的に判断し行っているところです。県教育委員会の本年度の調査では、県内の公立幼稚園240園における非正規職員は491人で49.6％と、昨年とほぼ同率となっております。

県教育委員会としましては、質の高い幼児教育を保障するためにも幼稚園教諭の本務採用は重要な課題であると考えております。今後とも、市町村に対し適切な対応について助言してまいりたいと考えております。

次に、社会保険の継続についてお答えいたします。

臨時的任用教員の任用につきましては、欠員、産休、育休、病休、研修、初任研等多様な形態に分類される中で、質の高い学校教育の継続はもとより、臨時的任用教員の身分保障も含めた適正な運用に努めているところです。臨時的任用教員に係る社会保険の資格継続につきましては、ことし１月の厚生労働省からの通知や年金事務所からの指導に従い適正に取り扱っているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも資格継続についての基準などを年金事務所に確認しながら適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　米軍基地の跡地利用についての御質問の中の、那覇新都心等の経済効果等についてお答えいたします。

平成18年度の調査によると、税収効果の推計値については、那覇新都心地区で返還前６億円、返還後97億円、北谷桑江北前地区は返還前4000万円、返還後78億円となっております。直接経済効果については、那覇新都心地区で返還前52億円、返還後608億円、北谷桑江北前地区は返還前３億円、返還後557億円となっております。誘発雇用人数の推計値については、那覇新都心地区で返還前390人、返還後5702人、北谷桑江北前地区は返還前20人、返還後5029人となっております。これらの経済効果につきましては、跡地整備のために相当な時間、例えば那覇新都心では19年、北谷桑江北前地区では９年の時間を要したことを除外して推計していることに留意する必要があります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　再質問を行います。

最初に教育ですけれども、産休の代替などの臨時教員は何名いますか。雇用形態別の人数をお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。

代替補助教員の内訳ですけれども、小学校で産休が40名、中学校で13名、高等学校27名、特別支援学校８名、合計88名となっております。

育休が小学校で142名、中学校61名、高等学校98名、特別支援学校46名、合計347名です。

研修、病休休暇、休職、介護休職とありますけれども、全部ですか。

○西銘　純恵さん　合計人数でお願いします。

○教育長（諸見里　明君）　合計でよろしいですか。小学校では産休・育休、研修・病気休暇、休職、介護休暇、停職等の代替が325名です。中学校が182名、高等学校が200名、特別支援学校が84名、計791名となっております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　定数内臨時教員ではなくて、今の代替について791人、クラス担任は何人おりますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君）　現段階でクラス担任の数は押さえてございません。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　ほとんどがクラス担任を担っていると思うんですね。数は言えなくてもそうですか、そしてもう一つは、特に聞きたいのは、１年間育児休業が行使されたら、その代替教員は休業期間の１年間の代替になっているんでしょうか。そこを保障してほしいということで声が出ているんです。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　小学校は担任制をとっておりますので、小学校の臨任につきましてはほとんどがクラス担任と考えていいと思います。ただ、中学校、高校は教科担任をとっていますので、クラス担任が多いという場合でもないと思います。

それから育休につきましては、任用基準にのっとりまして年間を通じてやっている場合とやっていない場合がございます。これは担任の場合は１年間ついていますけれども、そうでない場合はついてない。これはほかの例えば病休とか研修代替の補充、それも大体一緒です。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　特に育児休暇を聞いたのは、育児休暇は１年単位でとっていかれる制度なんですよね。だから１年間というのが明確であれば、その１年間はできるだけ細切れにしないでくれというのが臨時教員を続けている皆さんの声なんですよ。それで、ぜひ検討してほしいんですが、７月４日に総務省の公務員部長から臨時職員などの任用について、処遇改善を徹底してくれということが出ました。それに基づいてぜひ検討していただきたいと思います。特に育児休業、１年１年の雇用にすると、代替、よろしくお願いします。いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　大体１年間ついている代替についてはつけていると私、思っていましたけれども、いろいろ勉強していったら、これは教育事務所とそれから小・中・高校とも若干少しずつ変わってくるんですね。この辺は通知もちょっとまだ掌握してないんですけれども、それを確認しながら対応してみたい

と思います。
　以上です。
○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　久辺３区の要請項目について内容を伺います。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　８月29日に知事に対して久辺３区長、それから行政委員会の長から要請を受けております。要請は大きく５項目ございます。１点目が、「他地域に比較して著しく立ち後れている生活基盤の整備」、それから２点目が、「代替施設建設工事に伴う十分な配慮」、３点目が、「将来における住民生活の向上に向けた施策の実施」、４点目が、「米軍基地負担集中に係る住民への配慮及び補償」、５点目が、「キャンプシュワーブから派生する問題の解決」ということで、これに小項目がついておりまして、全体で18項目の要望となっております。
○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　知事に要請に来る前に４月に防衛局に要請されているんですけれども、そのときに沖縄防衛局の前の武田局長は、個人補償についてどんな回答をしていますか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午前10時47分休憩
　　午前10時47分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　これは前というか、平成18年の新聞記事、私どもはこれを報道で承知しているわけですけれども、個人補償を求める動きについては、報道によれば、みずからの足で立ってみずから頑張るのが基本だと、当時の塩崎外務副大臣がおっしゃっていたという資料がございます。そういう意味では巨額の補償に否定的な考えを明らかにしたという報道は承知しております。
○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　平成18年の辺野古地元の要求は、報道は承知しているということですが、１世帯当たり１億5000万の一時金と毎年200万円の支払いを求めたのを、できないということを回答したということですが、そうですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　県としましては、そのような報道があったということは承知しておりますが、その事実関係は具体的に把握しておりません。
○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　ことし４月の防衛局・武田局長はどう言ったかわかりませんか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　現時点で私ども正式に防衛省から情報をいただいておりませんで、その具体的な内容・趣旨については把握していないというのが状況でございます。
○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　知事が一緒に政府まで行ったのに、その前段のどういう中身についてというのが把握してないというのも私は無責任じゃないかと思うんですけれども、この４月の防衛局の武田前局長は、政府に現行法では難しいと、そして補償は厳しいよと、政治力でということを言ったというんです。当然です。個人補償というのが現行制度であるんですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　まず、直接の答えになるかわかりませんけれども、県が久辺３区からいただいた要望書にはこのように書いてあります。なお、要望は基本要望であり、貴殿の権限外のものも含まれておりますが、各要望の具体的な事項については今後継続的に要請することとし、貴下におかれましては本要望を受けとめ、政府へ働きかける等具体的に検討し実現するための組織体制整備についてもあわせて要望いたしますということですから、御質問の法的根拠等につきましては、まだまだ私ども県が具体的に久辺３区の方々のお話を聞いた上で判断されるものだと考えております。
○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。
○西銘　純恵さん　この防衛局に出した要請の中身は、１つは、具体的にまとめているのがあるんですよ。辺野古区に対しての基地がある限り永続的な年間補償、辺野古区民に対して基地がある限り１世帯当たり永続的な補償、普天間基地移設時の辺野古区民に対する見舞金の実施、これが４月の要請のもとなんですね。だから、８年前にできないと言われたと、政府がね。今度も前沖縄防衛局長が会ったときにできないと言った。個人補償そのものが、ほかのものは知事の権限でも何でもできると思います。私は、基地を受け入れなければそういう道路をつくったり県道を整備したりできないというその交換ということ自体が問題だと思うんですけれども、少なくとも個人補償についてはできないと。今の制度ではできないのは明らかじゃないですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　今、議員が御指摘の要

請というのは防衛省に対してなされていて、そのような報道によれば、そういった反応があったということなんでしょうけれども、今般県が受けました要望は、改めて久辺３区として現在の辺野古の状況を踏まえた上で要望されていることでございまして、これをもって議員がおっしゃるようなできる、できないということは、この県が受けた要望の範囲では現時点では判断しかねるということでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　だから現行法では個人補償は難しい。できない、法ではないということは明らかでしょう。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　県が承った要請書の中には、議員がおっしゃるような個人補償といった性質のものは、これはこの文面を読む限り明示されておりませんので、それに関してお答えはしかねるということでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　そういうことは、個人補償を除いたほかのいろんな要求については前向きに検討できるということだと思います。

次、５年以内の運用停止についてお尋ねします。

宜野湾市民の命と暮らしを守るためにと、知事は今回ずっと言っているんですよね。辺野古住民の命と暮らしは守らなくていいんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の宜野湾のしかもあの基地の置かれている周辺環境は、議員もよく知った上でおっしゃっているとしてはちょっと理解しかねる御質問ですが、その辺野古地域というのは民家から約１キロ離して埋め立てをして海側に出しているんですから、しかも滑走路もほぼ海側でしょう。ですから危険性とか危険度が全く違うではありませんか。今度の代替施設の周辺に民家がぎっしり取り巻いているというわけではないでしょう。ですから、それは無論どこの地域でも人の命と暮らしを守るというのは行政の責任者、政治の責任者は当然第一に考えるべきことで、それに何も区別はつけておりませんよ。ただ、実際の環境そのものがまるで違うでしょうと言っているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事の考えは硬直していると思うんですよ。日米政府の米軍基地をつくるというものに従っているだけなんですよ。危険なものは分かち合うものなんですか。ほかに移転するものなんですか。根を絶つものではありませんか。私は、世界で一番危険な普天間基地の本当に即時閉鎖・撤去、これを知事が一度も言ってないということが問題だと思うんですよ。なぜですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　行政の実務を預かる者が即時などという表現は使いませんよ。どういう意味ですか、即時閉鎖・撤去というのは。具体的な物事を本当に目的を持ってやろうと思ったら即時という言葉が使えないでしょう。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事は、2012年にオスプレイが配備されたときに、危険なオスプレイが沖縄に配備されて、万が一事故でも起こったら即時、沖縄の全基地を無条件返還を求めるということを言ったんですよ。覚えていませんか。即時とおっしゃったのよ。言いませんでしたか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　そういうような極端な声もあり得るかもしれないということはもしかすると表現したかもしれませんが、何で私が、行政の実務を預かる者が即時何とやらというようなことはまず使いませんよ、申し上げておきますが。

○西銘　純恵さん　議長、休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事は言ったこともうお忘れだと思うんですけれども、私は何で即時無条件撤去を言わないのかとずっと言っているのは、那覇市では、金城の基地とか与儀ガソリンタンク跡や那覇の新都心は米軍基地だったんですよね。そこを那覇市長を先頭にして即時無条件全面返還という声を挙げて、市長も市民も一緒になっていって実現したんですよ。即時無条件全面返還というのが最も現実的なんですよ。どうですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　私は全くそう思いません。即時無条件全面返還というのが実現するための絵として、まるでこれは論理矛盾じゃないですか。即時無条件全面で何で即時でできますか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事は、沖縄県民の歴史そのものを否定しようとしていると私は思うんですね。この運動というのは、即時無条件全面返還ということを掲げたのは事実なんですよ。事実を認められないんですか。知らないんでしたら、知らないと言ってください。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　あなたの命令に従って私は答弁をするつもりは毛頭ありません、言え、言うなという。ですから、まずこの論理矛盾的表現に私は理解が不能であると申し上げているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事自身が論理矛盾ですよ。自己矛盾しているんですよ。私、現実的な話をしているんですよ。移設条件がついた那覇軍港、42年間動いていません。辺野古もそうですよ。普天間基地を辺野古に県内移設条件ついて18年間動いていますか。固定化しているんじゃないですか。だから移設条件ではだめ。即時無条件返還をやって那覇が基地をなくしてきた。那覇の軍港が残っているのは、県内移設を条件にしたから。浦添移設を条件にしたからという事実をちゃんと認めてくださいよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。静粛に願います。

○西銘　純恵さん　去年の１月28日にオスプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、辺野古新基地断念を明記した建白書を41市町村長･議長、県議会、経済界、オール沖縄の総意で安倍政権に突きつけました。その後、２月付の――きのうもやりましたけれども――防衛政策局の秘密文書は、「沖縄の負担感は極めて強く、万が一の事故の際には全基地撤去運動に繋がりかねない」となったんですね。だから、私たちはその時点で去年のオール沖縄でまとまった後に、知事がこの一緒になってやっていくという、これが大事だったんですよ。そのときに全基地撤去運動につながりかねないというのも、知事がオスプレイの１年前に話した発言をこの秘密文書で重要視しているんですよ。これを懸念しているんですよ。だから島ぐるみの県民総意が日米政府をそのとき追い詰めていたんですよ。そこをそのまま知事が県民と一緒になぜ動かなかったの。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時０分休憩

午前11時０分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　あなたが、議員がいろんな資料を持ち出していろいろおっしゃっているんですが､その資料というのは我々は持っておりませんから、それが一体どんなふうなニュアンスと内容、そしてどんなふうなものなのかというのを知りません。ですからあなたが、議員がこれを根拠にそうだったんですよと言われても、それは議員の御自分のお考え、これを私に押しつけてどうですかと言われても、これはお答えしようがありません。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事は自分の発言に責任を持たないということが今明らかになったと思いますが、ちょっとこれをごらんください。（資料を掲示）　去年の11月26日、自民党国会議員が裏切って公約を破って辺野古を認めた瞬間ですよ。知事、ちゃんと見てください。これは私たち県民の闘い､さっきも言いました。知事が一緒になって動いているときまで、日本政府も米国も沖縄のこの普天間基地はなくさんといかぬというところまで追い詰められていたんですよ。だけれども、その闘いを壊すために屈服をさせたのがこれなんです。自民党県連、知事もそうなんですよね。仲井眞知事を支えた皆さんが今、こう言っています。これは毎日新聞ですけれども、かりゆしグループの代表の平良朝敬さん。「確かに以前は辺野古移設を推進すべきだとの立場でした。」。だけれども、去年の11月に自民党国会議員など「彼らは党本部でうつむいて座らされ、石破茂幹事長に「言うことを聞け」と押さえ付けられて容認に転じた。県民の代表、しかも全員が「県外移設」を訴えて当選したにもかかわらず。新聞の写真を見て悔しさを通り越し、悲しくて涙がでました。」、これは平良朝敬さんです。あなたを支えてきた人です。これは赤旗新聞です。宮城篤実さん、「仲井眞知事は、沖縄に新たな基地をつくるという重大な決断を、沖縄県民の将来にどのような影響を与えるのかも考えずに東京の官邸で決めてしまった。」、こう言っているんですよ。仲里利信さん、元沖縄県議会議長、元自民党県連顧問です。彼は、「新基地は事実上、日本政府と仲井眞弘多県知事が誘致したものです。　自ら誘致した基地が起こした事件･事故に今後、抗議できますか。」、言っています。亀島賢優さん、元那覇市議会議長、元市議会自民党会派長。「相次ぎ公約を覆してから、本当に悲しく、悔しい思いをしてきました。」、「他人さまを裏切った上に詭弁をろうして正当化している。こ

れを許せば私自身がウソつきの仲間になってしまう」と、こういう発言を、知事を支えたこれまでの皆さん、知事の見解を求めます。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　無論、私もよく知っている方々です。残念としか言いようがありません。一日も早い普天間の危険性の除去、そして枕を高くして普天間周辺の人、宜野湾及びその周辺の人の命と暮らしを守るというここのところのためにやっていることですから、これもちゃんと加えてこの人たちがどうおっしゃるかというのは私も聞いてみたいところでございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　知事は、辺野古埋め立てを承認して県外移設の公約を破って県民を裏切ったんですよ。県民の怒りというのは、もう天井を突き抜けているんです。先日、８回目のアジア政党国際会議が開かれました。武力ではない平和協力の流れが大きく前進しています。その中で安倍政権の集団的自衛権行使で戦争に突き進むと沖縄が戦場になるということで多くの県民が危惧しているんですよ。新基地建設は危険な暴走政治につき従うものなんです。決して許せません。だから、翁長那覇市長を新しい知事として誕生させて、詭弁を弄して県民を愚弄する知事をやめさせて、そして新しい知事を誕生させて辺野古新基地を必ず阻止することを表明して終わります。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。静粛に願います。

玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　西銘さんがアチリティ後、何の話をすればいいかなと思っております。

しまくとぅばの話をしようと思っていたんですが、アチリタ後ですからいいですかね、少しは。

この前、しまくとぅばの日がありましたけれども、最近僕ら集まってウチナー芝居をやられている方とか、そういういろんな芸能関係者の皆さんと話し合いをよくする機会があるんですが、今の言葉の変わり方というのか､すごく注意しないといけないなと思って、大人でもというか年配の方でもこういう表現をする人がいるんですね。

ヤー元気ヤンナー、ヤー元気ヤンナー。どういう意味かわかりますか、皆さん。おうち元気ですかと言っているんですよ。正確には、ィヤー、小さいイが入るんですよね｡ィヤー元気ヤンナー｡これをやっぱりヤーと使っている部分があるんですね。ヤーヌーソーガ、おうちは何もしていないとそう答えるしかないわけですね。

あともう一つあって、ワー食べるか、おまえ自分食べるわけ。このワーという言葉も豚ですよね。これは実は小さいウが入るんですよね、ゥワー。ゥワーですよね。だから、ゥワーカムンナーだったらわかるけれども、ワー食べに行こう。おまえのどこ食べると言わざるを得ない。そういうふうに言葉がだんだんだんだん根本のところでちょっとやっぱりずれている部分がある。

よくおじいさん、おばあさんたちが――ちょっとこの辺からまた中に入っていきますけれども――エー辺野古の問題　チャーナトーガと聞かれたときに、どんなやって説明するかなと。例えばこれどういう説明の仕方が一番いいか。ある人がこうおっしゃっていましたね。普天間ヤーというおうちがあって、そこにウランダマジムンが入ってくるわけ。ウランダマジムンがクマー　ワッターヤードーンチ入ってくるんですよ。そうしたら、こっちの普天間ヤーの近辺の人たちは迷惑ですよね。エー　アレー　ナー　チュンカイ迷惑カキティヒャー　ジャーマシアッチョーシガと。そうすると、そこに仲井眞のスーという人がいるんですよ、近くに。仲井眞のスーに相談しに行くわけ。アヌウランダマジムンター　チャーガナシトゥラサンガヤー。それで仲井眞のスーが来て何するかといったら、本来ならこの仲井眞のスーがやるべきことは、ウニゲーヤクトゥ　ウランダンカイ　ケーティトゥラサンナー。お願いヤサ　ケーティトゥラシェーというのが、例えば本当は仲井眞スーはこう言うべきだったけれども、ところが仲井眞スーは最初こう言ったんですよ。最初こう言ったわけ。ところが途中から、ダーウランダヌマジムンサイ　ワッターガ辺野古ンディルトゥクマンカイ　ヤーグゥーチュクイクトゥ　ウマンカイヤーウチーシトゥラサンナー。すると、ウヌウランダマジムンヤ、ウー　アンヤレーシムンドーンディイヤーニ　ここにヤーウチーするわけですよ。ヤーウチーしている。普天間ヤーは、すごくここで平和が訪れたけれども、今度また辺野古ヤーでウランダマジムンがアマハイクマハイシ。そうすると、こちらはもう大変なことになるわけです｡だから全く同じ話で､やっぱりおじいさん、おばあさんたちに説明するときにこういう説明をすると、ヤッサーヤーというふうに納得してくれる。そういう意味では、しまくとぅばもチカイヨーだなと思っているんですが、もう質問しましょうね。

知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古埋立関連について。

ア、国の対応、進捗について知事の見解を伺う。
イ、知事選挙の最大の争点になると考えるが、知事の見解を伺う。
(2)、沖縄21世紀ビジョンについて。
ア、基本理念どおりに展開しているか知事の見解を伺う。
イ、固有課題１について知事の見解を伺う。
(3)、知事公約について。
ア、知事の公約どおり失業率は下がったか知事の見解を伺う。
イ、知事の公約どおりに県民の所得は上がったか知事の見解を伺う。
２、米軍基地関連について。
(1)、沖縄市サッカー場工事現場で発見されたドラム缶問題の進捗について伺う。
３、観光政策関連について。
(1)、観光客増による課題について伺う。
(2)、関連業者の人材確保は順調か県の対応について伺う。
(3)、ムスリム対応の進捗と関連業者との連携について伺う。
４、文化政策について。
(1)、しまくとぅば継承について。
ア、新たな条例制定の声が上がっているが県の対応について伺う。
イ、学校教育への具体的な案はあるのか県の対応について伺う。
ウ、新たな教育機関の設置を求める声が上がっているが、県の対応について伺う。
(2)、県行政の文化技官（仮称）採用の進捗について県の対応について伺う。
５、経済政策関連について。
(1)、県内製造業への支援について伺う。
６、農水政策関連について。
(1)、県補助金のツール機関の一つである農協の職員による不祥事が公開されたが、県の見解と対応について伺う。
７、建築土木政策関連について。
(1)、国、県事業が採択された各市町村に在籍する業者の優位性を確保すべしと考えるが、県の具体的な対応と対策について伺う。
以上です。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城満議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、辺野古の埋め立てと知事選の争点についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県政にはさまざまな政治行政分野があり、基地問題ばかりでなく、離島問題、教育、医療、福祉、産業振興など多くの解決すべき課題を抱えております。これらの課題がそれぞれ争点になるものと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての中で、失業率の低下についての御質問にお答えいたします。

私が知事に就任した平成18年の沖縄県の完全失業率は7.7％で、全国の4.1％と比べて3.6ポイント高くなっておりましたが、「みんなでグッジョブ運動」等を推進するとともに、産業の振興や企業誘致等、雇用機会の拡大に取り組んだことにより、平成25年の沖縄県の完全失業率は5.7％で、全国の4.0％と比べて1.7ポイント差まで縮小いたしております。平成25年と18年の完全失業率を比較すると、全国が0.1ポイントの改善に対し、本県は2.0ポイントと大きく改善いたしております。就業者数も４万5000人増加しております。さらに、月別に見ますと昨年６月以降、計６回、４％台を記録するなど、大幅な雇用情勢の改善が図られております。

沖縄県といたしましては、さらなる完全失業率改善のため、引き続き関係機関と連携し全力で取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　米軍基地問題に関する御質問の中で、沖縄市サッカー場ドラム缶問題の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄市サッカー場については、昨年の10月から沖縄防衛局、沖縄市が全面調査を開始し、その付着物と底面土壌等の調査分析を行い、去る７月７日に一部の底面土壌からヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物が基準値を上回って検出されたとの結果を公表したところであります。今後、沖縄防衛局は、ドラム缶が埋設されていた地点の土壌を掘削・除去し、清浄土で埋め戻す予定であります。また、駐車場部分についても磁気探査を行うこととしております。

なお、県では、７月に５回目となる水質等調査を実施しておりますが、現在まで基準値を超過する有害物質は検出されておりません。

続きまして、観光政策関連に関する御質問の中で、

ムスリム観光客の受け入れ体制の整備状況についてお答えいたします。

ムスリム観光客の受け入れにつきましては、一部の県内ホテルや飲食店などで取り組みが始まっておりますが、今後も東南アジアからの観光客増加が予想されることから、より一層の対応が求められます。沖縄県では、今年度から、有識者を交えた検討委員会を設置し、先進事例調査やアンケート実施等による課題及びニーズの抽出を行い、その対応策を検討しております。

今後も、受け入れ体制の強化に向けて、全県的な組織化も視野に、業界との連携を図りつつ、効果的な支援策を検討してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 経済政策関連についての御質問の中で、県内製造業への支援についてお答えいたします。

製造業は雇用創出効果が高く、安定的な雇用が見込まれるとともに、県内調達率の向上など経済波及効果が高い産業であることから、その振興は極めて重要と考えております。そのため、県においては、企業誘致の促進や産業の高度化のための環境整備を図りつつ、付加価値の高い製品開発、国内外への販路拡大、企業間連携の強化、ものづくり基盤技術の高度化、人材の育成等のための各種施策に取り組んでおります。また、県産品奨励月間や産業まつりの開催等による県産品優先使用の推進、琉球泡盛や工芸品、かりゆしウエアなどの域内産業の振興のための施策を実施しているところであります。

県としましては、引き続きこれらの取り組みを推進することにより県内製造業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古埋め立てに関する国の対応、進捗に対する見解についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。その後、沖縄防衛局は埋立工事に向けたボーリング調査を実施しており、政府は予定されたスケジュールに沿い、諸法令を遵守しつつ作業を進めているものと考えております。

次に、21世紀ビジョンにおける基地問題の解決についてお答えいたします。

沖縄県には、戦後69年を経過した今なお、全国の米軍専用施設の約74％が集中し、航空機等による騒音や演習に伴う事故の発生、米軍人等による事件、油類の流出等の環境問題等、米軍基地の存在及び運用等に伴う過重な負担を背負い続けております。これらの基地問題は、21世紀ビジョンの将来像を実現する上で解決されなければならない課題であります。特に在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、沖縄の基地負担の軽減を図る上で重要であり、また、新たな発展に向けた大きな転機となることから、確実に実施される必要があるものと考えております。このため、県としましては、日米両政府に対し、米軍基地に起因するさまざまな事件・事故や環境問題への取り組み、米軍基地の整理縮小及び日米地位協定の抜本的見直し等を求めております。また、渉外知事会や軍転協等と連携し、我が国の外交・防衛のあり方を含め、沖縄の負担軽減に向けた国民的な議論が深まるよう、あらゆる機会を通じて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄21世紀ビジョンの基本理念実現に向けた施策の展開についてお答えいたします。

沖縄県では、平成22年３月に、「“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を創造する。」ことを基本理念とする沖縄21世紀ビジョンを策定いたしました。平成24年５月には、基本理念を実現することを目標とした沖縄21世紀ビジョン基本計画を策定し、５つの将来像の実現及び４つの固有課題の解決を図ることとしております。平成24年９月には、基本計画で掲げた各施策の具体的な取り組みを示した沖縄21世紀ビジョン実施計画を策定し、これに基づくさまざまな施策を展開しているところであります。こうした取り組みにより、本県の経済状況は力強さを増し、県民生活のさまざまな面において明るい兆しが見え始め、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向け、着実に成果があらわれております。

今後は、この流れをさらに強く確実なものとするため、ビジョン実現に向けた取り組みを加速し、県民生活を一層向上させていきたいと考えております。

次に、21世紀ビジョン固有課題１のうちの、駐留軍用地跡地利用に関する見解についてお答えいたしま

す。

沖縄本島の中南部都市圏に位置する広大な駐留軍用地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地など、本県の振興を進める上で大きな障害となっております。このため、今後の跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造のゆがみを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要があります。

跡地の有効かつ適切な利用に向けては、跡地利用推進法が掲げる３つの基本理念、１つ目に、沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造、２つ目に、国の責任による主体的な取り組みの推進、３つ目に、地権者等の生活の安定への配慮のもと、国、関係市町村、地権者等との密接な連携を図りながら、沖縄に潜在する発展可能性を最大限に発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、県民所得の向上についてお答えいたします。

沖縄県では、「県民所得の全国中位を目標にあらゆる産業を振興します」という知事の公約の実現に向け、これまで観光、情報通信を初めとしたさまざまな産業振興に取り組んできたところであります。平成23年度は、リーマンショック以降の景気低迷、東日本大震災の影響等による観光客数の減少、台風２号の被害による農業への影響や、沖縄振興予算が約2300億円まで減少したことなどにより１人当たりの県民所得は201万8000円にとどまっております。しかし、沖縄21世紀ビジョン基本計画がスタートした平成24年度以降は、沖縄振興予算が約3000億円に引き上げられ、また、新たな沖縄振興特別措置法のもと創設された一括交付金などの活用により、公共投資は拡大し、入域観光客数や企業立地が増加しております。その結果、完全失業率が大幅に改善し、昨日公表されました８月の有効求人倍率は0.74と復帰後最高を更新するなど、県経済は好調に推移しております。安倍総理は、沖縄振興予算について沖縄振興計画期間中、3000億円台を確保するとしております。今後も、沖縄振興予算を活用した各種施策の展開や、拡充された特区・地域制度の活用などにより、さらなる観光客の増加、新たなリーディング産業である臨空・臨港型産業の成長などが見込まれます。あわせて、農林水産業・建設業・製造業を初めとしたあらゆる域内産業が活性化することにより、県経済が好調を維持し、発展すると期待されていることから、１人当たりの県民所得は全国中位に近づいていくものと考えております。なお、平成26年３月に公表いたしました県経済の見通しにおいては、平成26年度の１人当たりの県民所得は218万1000円になると予測しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは観光政策に関する御質問の中の、観光客増による課題についてお答えいたします。

平成25年度の入域観光客数は、対前年度比11.1％増の約658万人となっており、今年度も年度目標の690万人を上回るペースで推移しております。引き続き増加が予想される観光客への対応については、空港や港湾等のインフラ機能の拡充を初め、バス・タクシー等の県内二次交通の利便性向上、宿泊及び観光施設の充実、質の高い観光人材の育成確保など、受け入れ体制整備に関するさまざまな課題に対応していく必要がございます。特に外国人観光客については、言語、文化、宗教等が異なることから、多言語対応やＷｉ－Ｆｉ等の通信環境の充実など、それぞれのニーズに即したきめ細やかな対応が重要であると考えております。県では、今年度中に策定予定の「沖縄観光推進ロードマップ」における課題と対応策の検討を踏まえ、国や観光関連事業者等と連携のもと、官民一体となった施策展開を図ってまいります。

次に、観光関連事業者の人材確保に係る県の対応についてお答えいたします。

県内観光関連産業の人材確保につきましては、観光客の増加に伴い求人倍率が改善の動きにある中において、ホテル客室係や空港グランドスタッフなど一部の業種に人手不足が生じていると聞いております。安定的な雇用の確保には、年間を通じた入域観光客の平準化を初め観光事業者の経営基盤強化、従業員に対する雇用条件の改善、人材育成や求人・求職のマッチング促進など、関係機関が連携した総合的な取り組みが必要であります。このため、県では、修学旅行やキャンプ等の誘致に加え、閑散期における新たな観光メニューの創出を支援しております。また、県内ホテルへの経営改善に向けたアドバイザー派遣や、観光人材の育成確保、緊急雇用基金を活用した雇用拡大、観光業界に特化した合同企業説明会・面接会の開催などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、観光関連産業の雇用の安定と確保に取り組んでまいります。

次に、文化政策に関する御質問の中の、しまくとぅ

ばの新たな条例制定についてお答えいたします。

しまくとぅばに関する条例につきましては、９月18日を「しまくとぅばの日」と定め、県は「しまくとぅばの日」を啓発し、普及促進に努めるとした「しまくとぅばの日に関する条例」がございます。また、昨年制定した「沖縄県文化芸術振興条例」において、県は、「伝統的な文化の継承及び発展」に関する条項の第１項に、しまくとぅばの普及と継承に必要な施策を講ずるべきことを定めております。

県としましては、これらの条例や沖縄21世紀ビジョンを踏まえ、昨年策定した「しまくとぅば普及推進計画」に基づき、しまくとぅばの普及・継承のための県民運動を展開しているところでございます。

新たな条例の制定につきましては、条例の制定趣旨や目的、内容など議論すべき課題がございますので、関係機関と相談していきたいと考えております。

次に、文化技官の採用についてお答えいたします。

文化芸術に精通した人材が県の文化施策にかかわることは、事業効果を高める上で重要であると認識しております。そのため、県としましては、研修等により職員の育成を図るとともに、委員会等における文化・芸術を専門とする外部有識者の活用をしているところでございます。文化に特化した職員を採用するためには、当該職の職務、行政職と区別して設置する必要性、当該職に必要とされる能力や資格、任用の形態など行政組織上の課題を整理しているところであり、引き続き文化専門職の配置に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは文化政策についての御質問の中で、しまくとぅばの学校教育での取り組みと新たな教育機関の設置についてお答えいたします。４(1)イと４(1)ウは関連しますので一括してお答えします。

しまくとぅばを児童生徒に理解させ誇りを持たせるとともに、尊重する態度を育むことは、ウチナーンチュとしてとても大切なことだと考えております。

小中学校においては、総合的な学習の時間や学校行事等において、しまくとぅばによる劇やラジオ体操、調べ学習などの取り組みが行われております。また現在、文化観光スポーツ部と連携して教育現場で活用できる読本を作成し、本年度末には各学校へ配布、活用する予定です。高等学校においては、学校設定科目や国語科等の授業で指導が行われており、このほど完成した副読本を各学校で活用する予定です。

新たな教育機関の設置につきましては、県立総合教育センターの活用を含め、さまざまな視点で議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 農水政策関連についての御質問の中で、農協職員の不祥事件についてお答えいたします。

農業協同組合は、各地域の農業、経済を支える重要な役割を果たしており、農協職員の不祥事件は組合員や利用者にとどまらず、県民からの信用失墜につながる重大な問題であり、極めて遺憾であります。県においては、独自の常例検査に加え、国と協力して、ＪＡおきなわの業務運営及び会計状況について毎年検査を行うとともに、指導の徹底を図っているところであります。また、ＪＡ沖縄中央会において毎月開催されている不祥事対策協議会へ出席し、農協内部の主体的な取り組みに対しても指導を行っているところであります。

県としましては、今後とも農業協同組合の指導監督の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 建築土木政策関連についての御質問の中で、地元企業への優先発注についてお答えをいたします。

県では、公共工事の発注に当たっては、地域要件を設定するなどの方法により、地元企業の受注機会の確保に努めております。工事内容や現場条件等を勘案し、可能な限り分離・分割発注を行うとともに、地元企業で施工が困難な工事についても共同企業体方式により地元企業の受注機会の確保に努めているところであります。

なお、国におきましては、工事の規模等により地元企業に配慮した発注が行われていると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城　満君。

○玉城　　満君　知事、沖縄21世紀ビジョンですね。これは知事がお一人でつくられたんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうもその御質問の趣旨がわかりませんが、私がたった一人でこういうものをつ

くるわけではありません。内容も多岐にわたっていますし、そして分厚いものですから、私がたった一人で書いてつくるものではありませんよ。大勢の人の知恵が必要です。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ということは、県民と一緒になってつくったと理解していいですね。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　県民と、という使い方ですね。ですから、主としてこれをまとめてきた人々は無論ちゃんといるわけでして、全ての県民一人一人というわけではありません。代表する人もおられますし、骨格をつくる人もおりますし、一つ一つの専門的な枝葉をつけていく人も要りますし、だからおっしゃるような意味では少し広いですよ。無論これは我々のほうで骨格をつくってその骨格に沿っていろんなものをつけていくんであって、全てのというのは少し広過ぎるかもしれませんよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　僕は、この21世紀ビジョンというのはもちろんウチナーンチュとしての誇りやいろんな尊厳であるとかそういうものがすごく中には入っていると思うんですね。

そこで、昨年11月の議会で我が会派の義和議員が知事に、ウチナーンチュとしての誇りに関する質問をされているんですね、これ21世紀ビジョン関連で。そのときに、知事は何とお答えしたかといいますと、「沖縄には魅力あふれる自然環境や伝統文化、また、その中で育まれた思いやりの心とか優しさの心などの世界に誇れる有形・無形の財産が数多くあると考えます。それら全てが私の言う誇りで」ありますと。そうお答えになっているんですね。すごく僕はいい答えだと思っているんですね。その後、沖縄21世紀ビジョンについては、「県民と一緒になってつくりました沖縄21世紀ビジョン基本計画を推進することによりまして、「豊かで住みよい美ら島沖縄づくり」を実現し、私たちの子や孫が誇りと夢を持てる沖縄県をつくってまいりたいと考えているところであります。」と。すばらしいじゃないですか。今もこの考えはお持ちですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっとレトリック的に何をおっしゃっているのかがわかりませんけれども、ただその言葉どおりの考えは基本的に持っていますよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ということは、これから20日後に知事は埋立承認したんですね、20日後に。これ12月５日の答弁ですから。僕はこの21世紀ビジョンいろいろこの未来像とかそういうのを全部調べたんですけれども、これ2030年においてこの未来像これ見てください。すばらしいんですよ、これ。（資料を掲示）　すばらしい。すばらしいですよ、これ基地一つもないんだよ。一つもないよ。ところが、今沖縄県がやっていることというのは、何か仲井眞基地というのがこの辺にできそうなんです。（資料を掲示）　これ何もないですよ。ないのにここに今新しく、基地のないというものが前提につくられた21世紀ビジョンなのに、何でそういう流れになっているのか。ちょっとその辺説明していただけませんか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　そういうイラストそのものを持って全てを説明せよ、ないしは批判したり、お考えを言われるというのはやっぱりこれ――――だと思いますよ。あれ読んでいただければあの中がそのままなんですから。ですから、基地のない沖縄を目指す。目指すとなっているでしょう。だから、そういう方向を目指していくというのは、我々ビジョンをつくるみんなの気持ちだったとこういうことですよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　失礼しました。

差別用語というようなことを確認しないまま使ってしまいましたが、一面的なというような意味でございます。訂正して、失礼をおわびいたします。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　先ほど一面的なという話がございましたが、これは21世紀ビジョンの一番最初のページに沖縄県のホームページに出ているんですよ。2030年の未来像ですよ。それと今やっていることが全然方向が違うんじゃないですかと僕は言っているんですね。質問しても全く同じ言葉が返ってくるかと思いますけれども、これは、クヮ　ンマグヮヌチャーヌタミニこういう島をつくりたいというのが知事初め沖縄21世紀ビジョンの一つの基本の理念じゃないですか。それに逆行しているということをやっている自覚はあるんですか、今。承認することによって。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　そのイラストを持ってビジョンを全て説明をされて、逆行しているのではないかと

いう言い方はやっぱりちょっとおかしいんじゃないですか。文字どおりビジョンの実現のために今仕事をしているわけです。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　先ほど西銘議員が質問したときも知事は、あなたの考えをこちらに言われても困るという話なんですが､僕らは人と人が議論をするというのは、自分の考えを相手にぶつけるということが議論でしょう。こんなの常識じゃないですか。あなたの考えを言われても困りますというのは、これおかしいですよ。理論武装というのはそんなものじゃないと思いますよ。お互いの考え方をお互いが言い合って、どこがどう引こうかとか、どこをどう落とし込んでいこうかとかということをやるのが議論であって、自分が聞きたくない議論をあなたの考えを押しつけるなというふうな言い方は僕はいかがなものかと思いますね。本当にですよ､これは。じゃ僕らは意見言っちゃいけないの、自分の。そういうことになりますよ。みんな知事が納得するようなことを言ってくださいということになるんだ。わかりやすく言えば、日本語で解釈すれば。やはりもう少しその答弁の仕方を僕は考えていただきたいというのがありますね。せっかくこのような立派な21世紀ビジョンというウチナーンチュの誇りが詰まっているものをやっぱり世に問うているわけですから、ちゃんとこれに沿った知事になっていただきたいなと私は思っております。

　そのままほかの質問に行きたいと思います。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○玉城　　満君　答弁もらう……。じゃ、どうぞ。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

　午前11時46分休憩

　午前11時46分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今議員から議論のありようというのを基本を教えていただきましたが、ただこういう答えよというような趣旨の御質問、ないしは発言があったものですから、そういう答えを何で私が押しつけられるかというような趣旨でたしか申し上げたと思いますので、念のため。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　僕はあなたの意見を押しつけるなという、この言葉自体がいけないんじゃないですかと言っているんですよ。意見をお互いが交わし合うことがやはりここでの議論の闘争であって、武装であるわけだから、そのことを言っているんですよ。もうこの件は置いておきまして、公約どおりに失業率が２ポイント下がったということがございましたが、その２ポイント下がった割には県民の所得がタッタチヂになってきていると、やっぱりちょっと落ちてきていると。その原因はどこにあると思いますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　これかねがね答弁させていただいておりますけれども、沖縄県の県民所得はずっと実は伸びております。しかしながら、それを上回る人口の増加というのがあるということで、結果的に１人当たりの県民所得はなかなか伸び悩んでいるというところでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　この議会でも何回も皆さんやりとりされていると思うんですが、100万未満の所得の人たちがどんどんふえてきているんですよ。僕は８年前のほうがもっと豊かに暮らしていたんじゃないかなという気が最近してきているんですね。本当にワーキングプアという人たちがどんどんどんどん今ふえていっているんですよ。そういうところをどうするか。例えば非正規のところを正規化するとか、そういう人たちを少なくしていくという政策をやっぱり県はやるべきじゃないかなと思う。ただこれだけ予算が増加したから、一人一人の年収がふえるでしょうとか、所得がふえるでしょうなんていう、どこからそういう論理が来るのか僕はちょっとわからないんですね。説明してください。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　今、玉城議員から県内の所得は上がってないじゃないかというふうな趣旨、そしてまた非正規の雇用が多いじゃないかというふうな趣旨の質問があるわけでございますけれども、また８年前のほうが暮らしがよかったと、果たしてそうなのかと。

　数字でまず見てみますと、平成17年、知事が登場されるわけですけれども、そのときの沖縄県の所得格差というふうなものがこれは70.6％です。現在74.2％までこれ縮まっております。絶対数としての１人当たりの県民所得というのは、これは当然その日本の社会全体かいずれか全体を囲むいろんな外的な要件でデフレ傾向になる場合もあるわけでありまして、その中でまずは格差は縮まっている。さらに、この間この10年間、日本全体の就業者というのは5.3％ふえました。沖縄県は13.1％ふえました。どのような労働者の処遇であろうが、まずはその失業率というふうなものこれ

を低下させないとなかなか改善するものじゃないんですね。そういう意味では、この仲井眞県政の８年間というのはかなりの改善をしているというふうに思います。

２年前から失業率は劇的に落ち始めております。今まさに雇用環境の質を向上させていく、その環境が徐々に整いつつあると、そういうふうに考えて今いろんな経済団体に対して要請をして、実績も上がりつつあると、そういうふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　失業率が劇的に下がったんだったら、所得も劇的に上げていただきたい。これが普通の考え方ですよ。だから、皆さんはその100万以下の年収の皆さんの数がどんどんふえているということをどう対処するかというふうな話をしているんですよ､今。そういう方たちがどんどんふえて、そしてこの人たちは失業率から言えば就業しているということになって、成績は上がるはずなんですよ。しかし、所得自体はどんどんどんどん減っていっているという現実があることを県はもう少し認識しないといけないんじゃないかという話なんですね。そうでしょう。劇的に下がるんだったら、劇的に所得も上げてくださいと。そこをどう取り組むかということを、何かいつも答弁では余り見えてこないんですよ。これどうなんですかね、副知事。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　雇用環境というのは、やはり企業活動の中で企業の収益も上がっていかないとなかなか改善できないものですね。そういう意味ではその経済の活況というのが今この二、三年急激に出てきております。その環境の中でやはり雇用環境というのは次第に改善をされていくと、そういうふうなものがあると思います。どのような経済も経済全体が収縮していく中で、これは就業者をふやしたりとかあるいはまた雇用環境を改善することはなかなか難しいわけです。

県が今やっているものは、この沖縄県全体の経済のパイプを拡大し、活性化をしていく。その効果は今まさにあらわれております。今、経済界も我々の要請に対して非常に前向きに取り組むというふうな姿勢も示しておりますので、ここのところは改善がされていくものというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ぜひこの所得を劇的に上げていただきたいというのは要望したいんですが、あと観光客増による課題についてなんですが、部長、今どういうことが起きているかというと、観光客がチェックインするときに、９時まで待たされるとか、夜中まで待たされるとかというケースが今起きているんですね。これはなぜそうなっているのか、ちょっとお願いします。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今の件ですね、私どももホテル旅館業組合の代表といろいろと意見交換をやってまいりました。そうすると、やはり観光客がふえていく、そしてホテルの数がふえていく。そういう中で、特にバックヤード、ベッドメーキングというんですかそういう人材がなかなか確保しづらくなってきている。そしてこのチェックインの時間にも影響が出るような現象が出てきているというようなお話を伺いました。

それで今それに対してどのような対応ができるか、うちのほうとしても今その対応についていろいろと議論を重ねながら検討を進めているところではございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これは早目に手を打っていただいて、ぜひ1000万人を目指しているわけですから、やっぱりこういういろんな人材の問題であるとか、今100万人ちょっと割る、今回記録的に観光客がふえているということで、100万人ちょっとふえていろんなところにいろんなほつれが、今問題が浮上しているわけですよ。あと300万人、400万人をふやしていく、1000万人になってくると多分相当なパニック状態になるんではないかなというのが今回の観光客増で見えてきたわけですね。だから、ぜひこの辺の対策は手を打っていただきたいと思います。

この観光に関して、さっきの辺野古の問題に戻りますけれども、この辺野古基地がもしできるとするならば、新基地ができたら、オスプレイがもう10機、20機、30機、40機、50機、100機とそこに強行に配備されるとするならば、沖縄は観光立県としてやろうとしているのに、特に北部はすごく海がきれいだ、自然がきれいということで売ろうとしているところに､ガジャン､オスプレイみたいなこれが本当にどんどんどんどんやることに関しては、飛んだりはねたりすることに関しては､観光的にはどうですか､部長。これは部長の話。どうぞ。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　今、議員の想定しておられる状況をそれを前提にして少し答えることはできないと思います。ただ、今我々がやっているのは２つの手段、１つは要するに５年以内の運用停止をして普天間飛行場の周辺に住む人たちが安心して生活できるような状況をつくるということがまず１つ、そして日米両政府においては今の市街地のど真ん中にある危険なものをより安全な場所にそれを移設すると、２つの方法を通じて危険性の除去を図って負担の軽減を図っていきたいということでやっており、そのことと観光を振興するということとが全く矛盾するというふうには考えておりません。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　僕は、これは想定することには答弁できないというそういうことはわかりますよ。しかし、将来像というのはやっぱり僕らはある程度予想しなければいけないわけですよ。こんな観光立県で、観光で将来的には世界に誇る美ら島づくりをしようとしているところに、このオスプレイが100機もこんなふうにして行き交うようなそういうところに誰が遊びに来るかという話なんですよ。絶対来ない。そういうことまで想定して今回の承認があったのかなと僕は本当に不思議でならないんですよね。ぜひこの観光の面に関してもこれは大きな問題になっているということです。今、観光関係者がその新基地に対してすごく敏感になっているのはこれなんですよ。特に、中部以北の観光施設の皆さんにとってはすごく命取りなことになりかねないと。そういうふうな話になっているんで、その辺のところをちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。

最後に、しまくとぅばですが、しまくとぅばの教育機関なんですけれども、僕はこれぜひつくっていただきたいなと思います。ぜひつくって、やはり今ユネスコの指定を受けている５つの言語、この５つのウチナーのしまくとぅばですね。それをぜひ正統的にというかちゃんとした伝え方をやっていくのはやっぱり学校現場しかないのかなと。それであと地域の皆さん、今リタイアされている年配の方で結構歴史に詳しい方であるとか、しまくとぅばに詳しい方たちをうまく採用していただきまして、地域と学校が連携してやるという流れをぜひつくっていただきたいなと思います。これは要望しておきます。

ひとつよろしく、ユタシク、お願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　この際、申し上げます。

先ほど仲井眞知事から、発言取り消しの申し出がありました件につきましては、後刻記録を調査の上、議長において適切な措置を講ずることにいたします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後１時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　こんにちは。

それでは質問に入る前に所見を述べていきたいと思います。

事業者政府は、惨めにも辺野古埋め立ての変更申請を提出しました。

変更申請として出されたものはいずれも環境保全とは逆行する「重大な変更」であり、アセスを通じた措置、環境保全策を著しく後退させるもので、この案では到底、公有水面埋立法第４条１項の「適合」に値しない。

事業者は、名護市との協議すら整わず、同意が得られないために変更を余儀なくされた。つまり、地元の理解が得られない計画がいかに実効性のない絵に描いた餅であるか、みずから証明したようなものだ。

地元意見を完全に無視する形で行った知事の承認は、法に従えば承認せざるを得ないのではなく、むしろ法に従えば承認は厳しかったというのが妥当である。

公有水面埋立法は、地元市町村長の意見は文字どおり意見にすぎず、免許権者（承認権者）を直ちに拘束するものではないが、「関係市町村ではなく、地元市町村と限定した以上、その合意なくして出願についてそのまま免許、承認すれば問題が生じるであろうことも事実である」と、まさにこのような事態を予測している。

地元市町村長との合意のない埋め立ては過去に例がない。だからこそ、平成７年建設省実務ガイドブックはこのように予測し注意を促していた。仲井眞知事は、この予測を現実に生じさせた公有水面埋立法上、初めての知事でもある。

以上、申し上げながら質問に入ります。

知事の選挙公約について。

(1)、普天間基地問題に関し、2006年は「３年以内閉鎖」、2010年は「日米合意見直し・普天間は県外」だったが、2014年の公約にはどう掲げる考えか伺う。

(2)、カジノ導入に関し、2010年は「推進」、「誘致」をあえて明言せず争点化を避けたが、2014年の公約にはどう掲げる考えか伺う。

(3)、2006年、2010年と重ねて公約した30人学級の実現に関し、２期目７年目まで国定数任せ、８年目にしてようやく県単定数を入れた。2014年の公約にはどう掲げる考えか伺う。

２、学校栄養職員の任用について。

(1)、専門性の高い業務であるにもかかわらず臨時的任用の多さが目につく。常に配置不安定で、育休・病休中の体調不良を押して出勤せざるを得ず、深刻な事態に至ったケースの報告もある。定数内にも欠員が生じている。問題の原因と欠員数の推移、解決のめどについて対応を伺う。

(2)、栄養教諭職への任用がえ受験者の実績と今後の採用方針を伺う。食育への取り組み、重要性についての認識を伺う。

３、子ども・子育て支援新制度の導入について。

(1)、市町村における子ども・子育て支援事業計画の策定状況を伺う。

(2)、質の確保に当たり、契約の透明性はどのように保障されるか。施設・事業所の情報公開、第三者評価の制度化について伺う。

(3)、保育所、幼稚園の非正規率について。

ア、保育士の非正規率について、公立・私立それぞれ伺う。

イ、幼稚園教諭の非正規率について、公立・私立それぞれ伺う。

ウ、県内の潜在的保育士、幼稚園教諭免許者数と再就職支援の取り組みを伺う。

４、国保の恒常的赤字問題について。

(1)、一般会計からの繰入総額及び財政規模に比して割合が大きい市町村の上位を示されたい。あわせて、軽減・免除世帯の割合を示されたい。

(2)、会計分析、「本県の特殊事情」について県の認識を伺う。また、特殊事情に対する国の受けとめについても伺う。

(3)、低所得者対策として本年度設置された交付金額、さらなる財政支援の方向について国との交渉はどうか。

５、県道20号線の拡幅事業について。

(1)、整備の進捗、完成までのスケジュールを伺う。

(2)、用地取得交渉の際の情報提供のあり方、説明責任について伺う。

６、会派代表との質問の関連。

代表質問への答弁で承認の妥当性を重ねて強調されましたが、今回の選挙、知事は堂々と辺野古移設推進の立場を掲げて、県民の審判を受けるつもりで決意していると思います。変更申請に対する承認､不承認は、みずから「100点」と賞する辺野古移設計画について、県民の信を問うた上で判断されたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　仲村未央議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、知事の選挙公約についての中で、知事選における普天間問題の公約についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまで世界一危険とも言われる普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を公約の柱としてまいりました。危険と隣り合わせの市民・県民の命と暮らしを守るため、普天間移設問題を先送りすることなく、断固たる決意を持って解決に取り組んでまいります。

次に、同じく知事の選挙公約に係る御質問の中で、統合リゾートの導入と選挙公約についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私の３期目に向けた公約につきましては、現在、策定を進めているところであります。一方、カジノを含む統合リゾートにつきましては、国会における関連法案の審議を注視しつつ、引き続き導入に関する検討を進め、導入に当たっては具体的構想・計画を示しながらコンセンサスを得るとのスタンスに変わりはありません。

次に、同じく知事の選挙公約についての御質問の中で､少人数学級についての御質問にお答えいたします。

私は、就任以来、小学校１・２年生で30人学級、そして小学校３年生で35人学級を実施してまいりました。さらに、今年度から市町村等の意向も取り入れ、中学校１年生に35人学級を拡大したところでございます。

知事選挙に係る政策につきましては、これまでの８年間の実績を踏まえた、私を支援していただいている各界各層の皆様の御意見等を取り入れながら、学力のさらなる向上に向け、確実に前進を続けるものにしたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは学校栄養職員の任用についての御質問の中で、学校栄養職員の臨時的任用についてお答えいたします。

学校栄養職員に係る産休や病休等の臨時的任用につきましては、栄養士会やハローワーク等を通して任用

に努めているところですが、急な病休等の対応において人材が確保できず、配置におくれが生じる場合があるのが現状です。学校栄養職員の欠員につきましては、平成21年度の27名から平成26年度には７名と20名改善しております。

なお、欠員につきましては、退職者や再任用者の見込みや配置状況などにより一定数生じる場合があります。

県教育委員会としましては、今後も適正な配置に努めてまいります。

次に、栄養教育と食育についてお答えいたします。

肥満や生活習慣病等の増加が本県の喫緊の課題となっており、子供のときから望ましい食習慣を身につけさせることは大変重要であると認識しております。特に、給食の時間や関連教科等における食に関する指導を行う栄養教諭の役割は大切です。

本県におきましても、食育の重要性に鑑み、平成19年度より学校栄養職員から栄養教諭への任用がえを行い、これまで延べ180名が受験し、53名が合格しております。栄養教諭の今後の採用につきましては、他県の動向も見ながら検討していきたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援新制度の導入についての御質問の中で、公立幼稚園教諭の非正規率及び幼稚園教諭の免許者数についてお答えいたします。３(3)アと３(3)イ、ウは関連しますので一括してお答えします。

公立幼稚園教諭の非正規率につきましては、平成26年度には49.6％となっております。また、県教育委員会が授与した幼稚園教諭免許状につきましては、統計がとれる昭和57年度からの累計で約１万2000件となっております。

なお、免許状所持者に対する再就職支援につきましては、県教育委員会としては、現在のところ実施していない状況にあります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それでは子ども･子育て支援新制度の導入についての御質問の中で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定状況についてお答えをいたします。

県内各市町村におきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、現在、市町村子ども・子育て会議における審議等を行っているところであります。

県としましては、今年度末までに市町村計画が策定され、同計画に基づき地域の実情に応じた子育て支援施策の充実を図っていくことができるよう、引き続き市町村との連携のもと取り組みを進めてまいります。

同じく子ども・子育て支援新制度の導入についての中の、契約の透明性、情報公開及び第三者評価についてお答えをいたします。

子ども・子育て支援新制度におきましては、これまでどおり、保育所を利用する場合は市町村との契約となり、認定こども園等を利用する場合は、施設・事業者との直接契約となります。認定こども園等を運営する事業者は、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ応じなければならず、利用希望者が定員を上回る場合は、公正な方法で利用者を選定することが義務づけられております。また、保育を必要とする子供については、保育の必要度が高い子供が優先的に保育を受けることができるよう市町村が関与できる仕組みとなっております。さらに、施設・事業者は、教育・保育の内容に関する情報の提供や、第三者評価の受審に努めることとされております。

次に、保育士の非正規率についてお答えをいたします。

平成26年４月１日現在､県内の保育士の非正規率は、公立保育所が55.4％、私立保育所が60.6％となっております。

県におきましては、保育士の正規雇用率の改善を目指す取り組みとして、各保育所に対し、正規雇用率60％以上を目指すよう指導しております。また、沖縄労働局と連携をして、保育団体に対し、雇用管理改善、非正規雇用労働者の正職員転換等の積極的な推進について要請活動を行っております。

次に、潜在保育士の再就職支援についてお答えをいたします。

平成26年４月１日現在、県内の潜在保育士数は約１万人と推計されます。

県としましては、新制度施行に向け、潜在保育士を含む保育士確保が重要であると認識しております。具体的には、沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおいて、ハローワーク、市町村等の関係機関と連携をし、人材バンクへの登録、就職相談会、研修会等の再就職支援を実施しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　子ども・子育て支援新制度の導入についての中で、市立・私立幼稚園教諭の非正規率についてお答えいたします。

本年９月１日現在、県内私立幼稚園35園における教諭の非正規率は、24.4％となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは国保の恒常的赤字問題についての御質問の中で、市町村国保の一般会計からの繰入額等と保険料の軽減、免除世帯の割合についてお答えいたします。

沖縄県市町村国保における平成24年度一般会計からの法定外繰入金の総額は77億3734万円となっており、一般会計に占める法定外繰入金の割合が大きい市町村は、うるま市、宜野湾市、嘉手納町となっております。また、平成24年度の国保加入世帯に占める国保税の軽減世帯の割合は61.9％で、減免世帯の割合は2.2％となっております。

次に、市町村国保における本県の特殊事情への県の認識と国の受けとめについてお答えいたします。

市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、ふえ続ける医療費に対し十分な保険税収入の確保が困難であるという構造的な課題を抱えております。特に、沖縄県の市町村国保においては、加入者の平均所得が全国で最も低いこと、また、沖縄戦の影響等により前期高齢者の割合が低く、前期高齢者交付金が極端に少ないという特殊事情等により年々赤字が増加し、平成24年度の実質的単年度収支は98億円の赤字となっております。

県は、このような状況を踏まえ、本県の市町村国保への財政支援を、国民健康保険団体連合会、ほか４団体とともに、当時の厚生労働大臣及び菅官房長官に対して要請を行いました。この要請に対し両大臣とも、沖縄の特殊事情について理解を示され、国保制度改革等において、沖縄県の特殊事情を勘案して対応したいとの意向でありました。

県としましては、本県の市町村国保への財政支援が早期に実施されるよう、今後とも市町村等と連携を図りつつ国へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、市町村国保の低所得者対策としての交付金の拡充額とさらなる財政支援等についてお答えいたします。

国保の低所得者対策につきましては、平成26年度から国保税の軽減に係る所得基準額の引き上げによって対象世帯の範囲が拡大しております。この制度の改正に伴い、低所得者対策として拡充した本県の交付金額を試算しますと約８億3000万円となっております。国は、今後、保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充、市町村国保の財政基盤の強化を図ることとしております。

県としましては、国費の拡充を含めた国保の構造的な課題に対する抜本的な解決策を、全国知事会を通して国に要望しているところであります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　県道20号線の拡幅事業についての御質問の中で、整備状況及びスケジュールについてお答えいたします。

県道20号線の総事業費については約247億円となっており、約105億円が執行済みとなっております。胡屋交差点から室川入り口までについては、平成28年度の完成を予定しております。また、室川入り口から高原交差点までについては、平成31年度の完成を予定しております。

同じく県道20号線の拡幅事業についての御質問の中で、用地交渉における情報提供等についてお答えいたします。

公共事業の用地取得の際には、権利者に対し補償内容を丁寧に説明し、適切に情報提供を行い、協力をいただいているところであります。県道20号線街路事業の用地取得については、沖縄県土地開発公社に業務委託していることから、交渉は同公社が行っております。説明責任については、一義的には同公社にありますが、発注者である県にも相応の責任があるものと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、辺野古埋め立てに係る設計概要の変更についてお答えいたします。

平成26年９月３日付で提出された変更申請は、公有水面埋立法第42条第３項により準用する同法第13条の２に規定される設計の概要の変更に該当するものです。当該変更に係る標準処理期間は44日と定めていることから、この定めを踏まえつつ審査等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　教育長、お尋ねいたします。

栄養職員ですね、だんだんと欠員のギャップは埋まってきているんですけれども、実際には非常に現場の負担が大きいということでいろんな報告が出ているんですよね。これについて、実際に21年から本年度までのもう一度年度ごとの欠員、お示しください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君） お答えいたします。

栄養教諭の欠員状況ですけれども、任用教諭のですね、小学校で平成22年度、欠員が18名ございました。23年度が17名……

○仲村　未央さん　合計だけでいいです。

○教育長（諸見里　明君） 合計ですか。平成22年度は小・中・特別支援学校で欠員が24名ございました。平成23年度が21名、平成24年度が12名、平成25年度が10名、平成26年度は７名に改善しているところです。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それで、平成21年、27名もの法定数を満たさない欠員があったときに、やはり非常に深刻な事態が起こるべくして起きていたということを改めて今回も確認をしております。11月にいわゆる妊娠初期から出血ということで自宅療養の診断書が出た人が、実際に臨時がついたときが１月５日、この間ももちろん仕事を余儀なくされる。そして臨時が入ってきても未経験者ということに限るものですから、臨時がね、そうなるとまたこの引き継ぎに追われる。そして非常に無理な異動があって、市町村において栄養教諭が必要だということで、市町村に１人ということで、１年で異動させられるということで翌年４月に異動して、異動先で流産・死産ということを迎えられたという方がいらっしゃるんですよね。この方は非常に深刻ですが、ほかの状況を見ても、６月に病休に入って臨時がついたのが７月､こういうことがたびたびあると。それで実際にはその休職の現場はどうなっているかというと、栄養士が対応できないためにアレルギーの児童への除去食が提供できないという事態も起こっているわけですよ。こういった欠員をまず満たさない、法定基準を満たさないということがあってはならないという、その前提が本当に人事行政の中でまずその解消に向けて第一歩ではないかと。年々その改善の兆しはありますけれども、そのことに対して、今教育長の見解を改めて伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 栄養教諭に限らず学校教育の中で、教諭職等を初め欠員が多いというのは重々承知しているところでございまして、特にこの栄養教員の今私初めて聞いたんですけれども、死産のケースとか､大変残念きわまりないことだと感じております。栄養教諭につきましては、本年度小学校２名、中学校３名、特別支援２名、７名と改善はしておりますけれども、やはりこういう事態が生じないような形で進めていくのは私大切だと思っております。ちょっと気を引き締めて、またこういう人事行政に携わってまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それで、その学校給食の現場というのは非常に独特な環境で、調理員は市町村職員ですよね。県の栄養士が一緒に加わって連携をして、実際には業務を行う現場だから、県のそういう栄養士がころころころころ半年、１年でたびたび新人が次々入ってくる状況では非常に学校は緊張を強いられるわけです、給食に対して。今アレルギー対応も非常にニーズが高いわけですね。そういう中で、今起こっているのは、臨時が足りないということではなくて、そもそも本務が足りないんですよね。本務が足りない中での欠員が生じて臨時でも埋められないという。これがさっき言った空間があって、そのギャップがずっとその現場にしわ寄せが来て、病休に入った中でも自宅で仕事をする、職員室でちょっと離れたところで体調をかげんしながら出勤せざるを得ないということがずっと続いてきているわけです。だから、これはぜひともまずその法定基準、そもそも当然満たすべきということと同時に、臨時の任用についても恐らく改善の余地があると思うんです。今未経験者に限ると余りに機械的にやるものだから、ここも恐らくネックになっていると思うんですね。その点について改善点があればお示しください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 臨任の採用につきましては、栄養教諭、私どもの任用基準によりまして１年で交代せざるを得ないというような状況でございますけれども、やはりこの１年は探せないわけですから、１年つけた後でもできるのかどうか、人事委員会とも諮りながら検討していきたいと思いますけれども｡ただ、急な対応の場合でできなかったというのはまま聞いておりますけれども、常時そういうことがあるのでしたらちょっと心配ですので、検討してまいります。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん　総務省の通知もあるはずですから、そこをよくしんしゃくされて人事委員会ともよく協議をされて、もっと機械的ではない配置をぜひお願いしたいと思います。というのも、この間来、狩俣議員が夏休みの任用切れについても繰り返し質問を行っていますが、これも沖縄県だけに見られる特徴なんで

すよね。多い人では夏休みに３回も辞令をもらっているんですよ。まず７日、そして後半に１日とか、こんなぶつ切りで機械的に人を働かせるというのは、やはり非常に現場への支障が大きい。この夏休みの改善についても伺います。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　さきに狩俣県議からもありましたけれども、夏休み期間中における臨任の任用につきましては、これまでかなり議論してここに来たような経緯もございます。他の臨任の職種とのバランスとか、そういうのも考えまして、まず代替臨任職員というのは、まず子供たちの教育に支障が出ないような形で、どうしても本務が休まざるを得ない場合につけるのを基本としているんですけれども、ただ欠員補充とのバランスとか、ならすとか、そういうのが出てきております。先ほど夏休み期間中で栄養職員につきましては、10日間いないのはこれは臨任ですね。10日間の配置を追加して認めているわけですけれども、その中でどうしても学校の状況に応じて夏休みの中間ぐらいで出てきてほしいと、後半出てきてほしいと。この10日間以内で対応しておりまして、これは学校長からの要望によってそういう形でやっております。また、この10日間という日程につきましても県立学校、それから各教育事務所でばらばらでありまして、さきに私も答えたんですけれども、この辺は改善できないかなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それから教諭への採用ですが、非常に沖縄県の全国的な比較を見ても消極的だというふうに見られます。去年もことしも１人ずつしか採用してないわけですね。今県民挙げて「イチキロヘラス」食生活、長寿復活として県民運動でやっている中でしょう。その中で食育がいかに大事かということを学校現場でどういう方針を持ってやっているかですよ。この栄養教諭の職員採用についての方針、これは積極的であるべきだと思いますが、文科省の通知も踏まえ、どういう対応を今後されていくのかお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　栄養教諭の確保については大変重要なことだと考えております。特に最近の食育の重要性に鑑み、私たちもこれは認識しているところです。栄養教諭の採用につきましては、定数の管理計画がございまして、各市町村に１人というような形でやってまいりましたけれども、やはりもうちょっと拡充する必要性というのは感じております。特に市町村によってばらつきもございますし、配置されていないところもありますけれども、ただ、この管理計画をまた内部で見直しながらどれぐらい必要であるのか、それから校長先生方ともいろんな意見を聞きながら議論を進めてまいりたいと思っております。

終わります。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ぜひ抜本改善をお願いをいたしたいと思います。

それでは県道20号線でお尋ねしますが、部長、地主が土地交渉の中で自分のその土地に建っている住宅を先に撤去して、協力的に交渉に応じて、それから１年、２年、３年と過ぎてまだ契約が進んでいない。この中で土地に対する資産税がこの人の場合は12万円も上がっているわけですよ。こういうことでなぜ資産税が上がっているのかということについて説明がない、交渉の中で不安を抱える、経済的負担をその市民当事者に与えていると。こういう中のその説明のあり方、交渉における情報提供のあり方についてどのように考えますか、お尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　こういった道路事業に関して沿線の住民には用地の取得、それから物件の移転というようなことでいろいろと御協力をいただいているところでございまして、私どもはそういった方々に契約に当たってきちんとした説明をするという説明責任は当然あるというふうに考えております。この県道20号線につきましては先ほども答弁いたしましたとおり、沖縄県土地開発公社に業務委託はしておりますので、直接的な交渉は沖縄県土地開発公社がやっていると。沖縄県土地開発公社といいますのは、もう従来からこういった用地交渉や物件補償というものをほぼ専門にやっているところで、私どもも大変信頼をしているところでありますけれども、やはり個人の方々とのそういうお話し合いの中で説明の漏れている部分というようなものが全くないということではないだろうというふうには思っております。この件につきましても公社にいろいろとお話は聞きましたけれども、今後の用地取得や物件補償ということでも地域の住民に御協力いただかなければいけないということもございますので、公社としては柔軟に対応したいというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　柔軟に対応する前に、その情報提供、説明のあり方、これが結局は誰でも税金が12万円も上がったらびっくりしますよ。そういう中で、実際

何が起こっているのかということを求めにこられる役所は市役所なんですね。結局皆さんの事業であってもその説明はされないものだから、慌ててその市町村役所にそういうことが連動して起こっていくということもあります。そういう中ですので、ぜひ不利益をもちろん交渉当事者に与えることがないような情報提供のあり方、当然ですが、こういった契約における負担、生じた負担というのは交渉の中できちんと反映されていくべきだと思いますが、その負担についてどのように取り扱われるかお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず説明のあり方というのは議員御指摘のとおり、いろんな土地、建物に関しましてはそういう税金の類いやらいろんな法的の規制やらいろんなことがございますので、そういうものをきちんと説明していかないといけないと。特に重要事項と思われるものについては漏らさず説明しないといけないということでございます。そして、こういう説明が不足していたがために何らかの不利益をこうむったというようなことにつきましては、先ほど申し上げましたように土地開発公社のほうとしては柔軟に対応したいということですので、私どももそれがきちんとなされるように発注者として見守っていきたいと考えております。

○仲村　未央さん　議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時２分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それでは知事に伺います。

さきに所見でも触れたとおり、地元の合意を結局得ていないために今回変更申請が出てきていると。この間、結局知事は繰り返しその地元の理解を得るのは事業者の仕事でしょうと、事業者がやるべきでしょうと傍観者的にそういう発言を繰り返していらっしゃいますが、結局変更申請でまた知事にそれが問われるわけですよ。地元の合意が得られないことによって立ち行かない計画の変更はまた知事にその承認、不承認が問われてくるわけですね。こういった決定的に地元との合意を欠いたその計画が本当にその実現可能性からしてどうなのか。そして今回の承認、不承認の判断についても地元との合意を欠いているこの中で知事がどう判断されるのかという、結局は問われているのは事業者だけではなくて、知事も同じように問われるわけです。それは決して事業者の仕事でしょうでは通らない話だと思いますが、その点についての見解をお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時４分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　こういうことに関しましては、事業者のせいにするなということだと思うんですが、基本的には変更申請が出てくれば、法令にのっとって審査するということを申し上げる以外に今申し上げようがありません。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　お尋ねしているのは、もちろんその法令にのっとって埋立法の変更手続を今申請されているわけです。ところが、その変更の申請が出てくる背景は、結局その計画どおりに事がいかないのは、辺野古ダムであれどこであれ地元の同意が決定的に得られないことが当初の承認された計画案どおりに進まないというその原因になっているからなんですよ。ですのでまた知事にこれを承認、不承認どうしますかと問われる、事業者はもちろんそれを出す、問われるのは知事なんですよ。だから事業者だけが地元との協議をして合意をするのは事業者でしょうと知事はこれまでも繰り返しおっしゃっていますが、この中においては、やはり地元のその同意なくして事業ができない、進まない、計画がいかに非現実的であるかということを立証されるようなものではないかということが、今知事にお尋ねしたいことなんですよ。そういった決定打、決定的にその地元の合意を欠いたこの辺野古の計画が本当に現実的なのか、そしてそのことをまた問われる知事はどう対応されるのかということについて、もう一度お尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　今回の変更の理由でございますけれども、これは申請書によりますと、本事業については埋立承認後においても引き続き埋め立て等の工事について安全及び環境の保全に配意しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について検討を重ねており、今回これまでに検討した方策について、事業内容に反映させるため計画変更に至ったものであると、そのように記載されております。現在、内容審査に今週から入ったばかりでございますので、中身についての審査についてはちょっとまだ進んでおりませんけれども、法令に従い、私どもが行政手続法に基づいて定めました審査項目などについて、きちん

と審査を進めてまいりたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　今言うのは形式的な話であって、正直に書けないからそう書いているんですよ、何かよくわからないけれども。何が安全が確保できないのか。結局は地元の合意が得られないからそこが使えなくなったんで、やっぱりこの計画が立ち行かないから変更申請なんでしょう。これに尽きるんですよ。そして今回変更される計画は物すごく環境的にも後退をする。皆さんがもともと出した承認のあの環境保全策がなし崩しにされるようなそういう変更内容をはらんでいるわけですね。そういう中において今またぐるぐる回って結局は知事のもとにまた戻る、その変更申請。これについて、やはり先ほど知事選を経よと、審判を受けよと申し上げざるを得ないのは、知事、公有水面埋立法は国の本来公益性を帯びているというその事業機関が主体となる事業であり、知事にその承認、不承認の委託をしているわけです。そこはなぜかというと地元の事情に最も精通している地元の知事のその承認、不承認の判断によって公益性を最大に担保しようとする意図があるからこそ委託するんですよ。ここが国交省の知事が否定する裁量のありよう、裁量としか言いようがないという国交省の見解なんですよ。だから今回私は、知事選を経る前においてこんな決定的な承認、不承認を２度も審判を得ないで承認すること、不承認することの判断があってはならないと思いますが、知事選を経た上でそこは待つべき、これはいかがですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後２時８分休憩
　　午後２時９分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　議員の御要求といいますか、おっしゃっておられることをお聞きしたとしても、いずれにしてもこれは先ほどから申し上げている法令にのっとって、したがって標準審査期間なども頭に入れて淡々と処理するということに尽きます。
○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。
○仲村　未央さん　知事、これからよもや駆け込みとか食い逃げとか、判こをまさに押して逃げるようなそういうタイミングで承認、不承認を判断されるということは私はないと思います。あってはならないと思っています。そういう中においてもしや知事選前に知事がその権限を持って候補者である一方、知事は現職の知事なんです。その説明責任を負っているのは知事あなた１人ですよ、候補者の中で。そういう中で、やはり知事選前にもしや駆け込み的に判断されるようなことがあれば、これはきょう私県議会野党で最後ですよ。説明もやはり県議会を通じて、県議、県民、公聴会、いろんな手法があると思います。きちんともし知事選前にあるならばその説明責任もあわせて果たされたい。そして、繰り返しますが、ぜひともそれは知事選でちゃんと県民の審判を受けてから承認、不承認を判断されるべき、このように思いますが御見解をお願いいたします。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　仲村未央議員の御意見として伺っておきたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　議長、休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後２時12分休憩
　　午後２時13分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　それでは一般質問に入る前に所見を少しお話させていただきたいと思います。
　一昨年の２月の予算特別委員会で初めて質問をしたダンプの過積載の問題がありました。もちろん通告はしておりません。去年の６月にも一般質問でこれを取り上げさせていただきました。
　先週、実は沖縄県の生コン協同組合さんから生コンの販売単価の改定がありました。立米当たり1950円の単価を上げたということであります。私は、この間、本当にダンプを運転して本部を往復している皆さんが御苦労して、月に４万あるかないかの仕事を一生懸命やってきた皆さんが、ここで本当に土建部長や商工労働部長さんが一生懸命間に立って、私はこの件に対処していただいたと思っています。ですから、今度の1950円の単価の上昇が今は生コンの単価の上昇になっていますが、これがダンプまで反映しなければ意味がありません。ですから、引き続きこの子育てをしながらダンプを持って一生懸命働いている皆さんを、何と言えばいいんでしょうか、サポートを県ができるものだと思っていますから、どうぞよろしくお願いを申し上げて、県の頑張りにまずはここでお礼をしておきたいと思います。
　それでは一般質問に入ります。
　アスファルトの舗装版の切断による汚泥及び粉体の適正処理についてであります。
　切断汚泥は、ヒ素、鉛、油分が含まれていないのか

をお聞きしたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　環境部長。
○環境部長（當間秀史君）　これまで県が行ったアスファルト汚濁水の試験結果によりますと、鉛及びその化合物、そしてヒ素及びその化合物、それから油といいますかノルマルヘキサンのほうが含まれているということになっております。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　その切断汚泥はどうやって処分しているんですか。
○議長（喜納昌春君）　環境部長。
○環境部長（當間秀史君）　切断汚泥はスポンジ等で吸引しまして、処理の方法としてはこれは産業廃棄物上の汚泥に該当いたしますので、焼却するかあるいは乾燥をさせて含水率を85％以下にして管理型処分場で埋め立てるか、もしくは天日乾燥してリサイクルをするということになっています。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　私は今の答えが、管理型処分場でやっているとは思えないんですけれども、皆さんは油分が含まれているものは基本的に有機建設汚泥だということになると思うんですよ。ところが、じゃお聞きしますが、子ども生活福祉部、そこから保健所への対応はどのようにものは処理されているんですか。有機建設汚泥ですか、無機建設汚泥ですか。どういう指示がなされているんですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後２時17分休憩
　　午後２時18分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　環境部長。
○環境部長（當間秀史君）　保健所におきましても同様の取り扱いとなっております。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　ですから、有機か無機かを答えていただけませんか。
○議長（喜納昌春君）　環境部長。
○環境部長（當間秀史君）　切断水の汚泥は確かに油分が含まれておりますけれども、環境法上、有機汚泥という定義はございません。定義があるのは有機性の汚泥ということでございまして、その有機性の汚泥の定義には、このアスファルト切断の汚泥は含まれないということになります。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　部長、これは苦しくないですか。僕は前にも質問したんですが、皆さんは、アスファルトを切断して、それをスポンジでとって、これ有機建設汚泥だからとって、これは鉛やヒ素や油分が含まれるからとるんですよね。であれば水で流せばいいんだから、害がなければ。だけどこれはとって、今度は無機建設汚泥として、保健所は無機建設汚泥だと言っている。ということは路盤材として土にまぜてまた埋め戻せるんですよ。じゃ何でこれをとる必要があるんですか、拾う必要があるんですか。
○議長（喜納昌春君）　環境部長。
○環境部長（當間秀史君）　お答えします。
　ちょっと細かい話になるんですけれども、その汚泥は要するに水質汚濁防止法に基づく排水基準によりますと、ヒ素化合物、それから鉛の化合物、それから油については、水質基準を超えてこれは公共用の水域に排出してはいけないということですから、基本的に河川に流してはいけないということでこれをまずはスポンジ等でとって、産業廃棄物として処理しなければならないというのが１段階です。さらにこれを産業廃棄物として処理する場合、これがいわゆる特別管理の廃棄物処分であるのか､あるいは一般管理の廃棄物処分、産業廃棄物なのかを区別しないといけないです。それをまた別の、これは同じく「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」というのがあって、そこに基準が定められています。それによりますと、ヒ素もそれから鉛もその基準以下であるということでありますので、これは一般の産業廃棄物として処分できるというようなことになっております。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　それでは最後の確認をしますけれども、私もこれは環境省に確認しましたよ。これは県で定めなさいと。しかし明らかに疑義があるということも言っている｡だからただ我々がやることではなくて、県がやることですよということを言っている。私はこの考え方がおかしいのは、水質汚濁法ではだめだけれども、今度は産廃か何かわからないけれども、この法律ではいいと。これダブルスタンダードですよ。明らかに皆さんの方針をどう持つかの問題だと思うんだ。
　そこは最後に確認しますけれども、今のままでじゃ普通の産業廃棄物、無機製法で例えば土だとかそういうところも要するに無機製と一緒にまぜて、普通に埋め立てのものとしてこれは鉛やヒ素が入っているけれども、埋め立てていいという見解ですか。最後の確認です。
○議長（喜納昌春君）　環境部長。
○環境部長（當間秀史君）　今の話は再生利用、いわゆるリサイクルの問題になるかと思います。その場合

にはまた別途基準というのがございまして、１つは、環境省告示に基づく溶出基準、それからもう一つは土壌汚染対策法に基づく含有量の基準というのがございまして、これに合致していれば今度はリサイクルの資材として使えるということになっております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これ皆さんが言っていることからすると、そこで路盤材に使ったものが、極端に言えば、雨で流れて海に行っても水から水質汚濁の上に下水から流さなければいいという、こんなダブルスタンダードというのはおかしいですよ。

県がどういう観点でこのことを持つかということが問題なんです。どうやってそのものに対応するのか、これはだめなんだって言えば、だめな扱いをすればそれで済むことなんだ。しかし、水が含まれなければ普通の路盤材で使っていいよと言ったら、これは何のために回収するんですかという話になるんだ。人体に悪いものではないというような判断なんですよ､これは。だから僕はもう一回この辺のところはしっかりと県の見解を示すべきだと思いますよ。それだけ言っておきます。

時間がありませんから、キャンプ瑞慶覧の西普天間の現状についてお伺いします。

これは通告にしたのも前回６月のこの一般質問の席上、皆さんが宜野湾市と地主会から要望があったものを、今、国と調整をしていると。来年の３月31日越えて、できれば危険除去の期間までこの特別措置法がとれるような状況をつくってほしいというお願いもしました。これは鋭意国と調整をしていますという答弁でした、僕は何回もＤＶＤ見ましたから。それでその後どうなっているのかをお伺いをしておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず、宜野湾市と宜野湾市の地主会が国に対して要請しましたのは、西普天間住宅地区について、インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還、58号へのアクセス道路の確保、２点目に跡地利用推進法に基づく土地取得制度に関する適用期間や面積要件の拡充、３点目に土地の先行取得に伴う財政支援、この３点だったと思います。同様な要請を県も去る４月28日に、知事と佐喜眞市長の共同で国に対して要請しています。

そのうちのインダストリアル・コリドー南側部分の早期返還につきましては、法定協議会においても発言しましたところ、小野寺前防衛大臣から米側にしっかり説明し、当該地区の跡地利用がしっかりできるよう努力したいという発言がございました。また、土地取得制度の拡充につきましては、この４月の要請とは別にまた５月に県は国に対しまして税制改正要望を行いまして、内閣府も県の要請をそのまま受けまして、８月末に財務省に対して内閣府の要望として出しております。現在、内閣府と財務省の間でその協議が行われているということで、11月末には財務省から政府に対してその案が出ると、12月には自民党の税制大綱で結論が出るというふうに考えております。基本的に内閣府も県、宜野湾市地主会の要望に沿った形で財務省と調整を行っているということでございます。

それから、先行取得に伴います財政支援につきましては、宜野湾市において29億円――これは公園緑地のための予算ですが――これを先行取得できるための基金として29億円を計上しまして、６月から既に土地取得を開始しているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは６月にも時間がなくて中途で終わったんですけれども、今の話が11月の末に出て、大体12月ぐらいに結論出るだろうと。わかりますよそれはこれだけ大きな問題ですから、これは特別法をつくるわけですからこういうふうになるのかもしれません。ところが３月末が返還なんですよ､返還なんです。だから今、地主会は相当揺れていますよ。おまけにどういうことで揺れているかというと、これは琉大病院が来るとか、あるいは普天間高校は一生懸命やっていただいて何とか今の狭隘なところを広くしようというようなこともわかる、これは理解できる。しかし、こういう公共工事を全部集めたら本当に20％しか民有地はないんですよ。ということは、あとの全部80％は用地買収でしょうという話になるんですよね。だからこういう話が全部先行していっているわけです。何が来る、何が来る、ということを全部先行して地主は誰に売るの私たちは、という話になっている。だから琉大病院の取得もあるいは普天間高校の取得も地主は一緒くたになってしまっているんですよ。これが今の地元の現状なんだ。だから７ヘクタールの公園事業の先行取得というような形にはなってないことが非常にこの問題をもっと大きく複雑化してしまっている。これは３月までに売らないと大変なことになるんじゃないかという話がまたそばから出てくる。これはもうしっかりとした方針を出して整理をしなければいけないと思いますので、もう一回市としっかりとした整理をしてほしいと思います。琉大が移るとか移らないとかというのは、ここではっきりさせたいんだけれども、いつごろ移るんですか。移らないんですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　御質問ありますけれども、１つずつ。

まず土地の先行取得できる期間、県が求めている税制要望ですけれども２つございます。まず200平米未満の面積要件を緩和する、100平米未満でもできるようにすると、面積要求の撤廃を求めております。実は、もう先行取得を始めているということを言いましたけれども、申し出件数が184件、面積にして8.6ヘクタール要望が出ています。本来必要としているものの125％ということで、この中に100平米未満の方々も27者いらっしゃるということで、これがただいま保留になっているわけですけれども、要はこの面積、税制が認められるか、改正が認められればこの方々の用地も取得することができるということが１点。それから来年３月末までという期限がございます。これを引き渡しまでというふうに県は要望しており、国もそういう方向で動いております。引き渡しというのは大体支障除去措置の期間として沖縄防衛局は２年ないし３年かかると言っていますので、期間は２年ないし３年間広がるということになるということがまず１点でございます。

それと前回の御質問の中でも住宅面積、今おっしゃるとおり９ないし10ヘクタールということで約20％弱ということでございますが、泡瀬地区のこの整備についても21％ぐらいということで、ほかにも例は一応ございます。そういった中で今御質問は、国立琉球大学の医学部そして附属病院がいつごろ移設されるかということなんですけれども、琉球大学とは４月、５月に大分連携していろいろやったわけですけれども、今琉球大学医学部を中心に必要な病床数とかそういったものを今いろいろ国のほうと調整を行っているということでございます。この件につきまして、まずは返還されて引き渡されて立入調査を行って、ボーリング調査なども行って位置なども確認した上で精緻な設計を行いたいということです。

引き渡し期間が３年ということですので、要はその後の事業の着手ということになりますと、それから二、三年後ということになります。現時点から考えて早くて５年ないし６年ではないかというふうに我々考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長、わかるんですよ言っていることは、僕はわかるわけ。ところが、一般の人に幾ら説明をしても、例えば皆さんは琉大はもう来るかのような話になっている、重粒子も来るとかと言って横幕まで出ている。こんな状況で、宜野湾市は、もうあした、あさってにでも琉大が移ってくるんじゃないかと思っているのがこれは普通ですよ、違いますかね。だから、部長が言っているのは僕はよくわかりますよ、行政的に、しょっちゅう対応しているから。ところがそういう現状は、市民の皆さんにはないんですよ。泡瀬は21％というけれども、あれは借地もまざっているでしょう。売るわけじゃないんだよ、みんな。そのまま残るんだよ、土地は。きょう、今、北中の地主会と宜野湾の地主会は、意見交換会していますよ、３時半から。だからそういうことも含めて不安だからそういうことをするんですよ、みんな。そういうことを頭に入れて今後の対応をしていただきたいと思います。

そして、３番目、沖縄の人口増加計画について。

人口増加計画と過疎地対策について伺います。

過疎地域の人口増加計画はどのような対応が必要かお伺いをしておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　過疎地域の人口増加対策について申し上げますと、沖縄県の人口は全体として増加基調にありますが、離島・過疎地域では、人口減少の傾向が見られます。平成26年３月に策定しました沖縄県人口増加計画では、離島・過疎地域を含む県全域において、バランスのとれた人口の維持・増加ができる社会を目指すことといたしております。このため、自然増の拡大、社会増拡大の取り組みに加えまして、離島･過疎地域の振興を取り組みの柱としております。

離島・過疎地域の振興では、第１に、定住条件の整備、第２に、特色を生かした産業の振興、第３に、Ｕターン･移住者の増加に関する施策を積極的に推進し、離島・過疎地域の人口増加に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　６月の追っかけになりますけれども、僕は６月議会で皆さんのことを言いました、この人口増加計画。僕はこれを本当に気に入って、本当にこのとおりできたらなと思って見ています。

きのう７時に私は調査のために安田に行ってきました。安田で泊まって、安田からこっちに来ました。安田の皆さんとゆっくりお話をさせていただいた。160名の人口、そして、私はこの間の沖縄タイムスにも載っていましたけれども､教育委員会にお願いをして、ぜひ安田の小学校の運動会を見てほしいと言った。５名の運動会、５名の運動会。ところが部落全員が出てきて、中学生や高校生はそのお手伝いをしながら本当

に和気あいあいとやっている。僕はこれが沖縄の昔の姿じゃないかなということさえ思った。しかし、２学期を終わると同時にこの５名がまた２人いなくなるんだそうですよ。東村の慶佐次に農産物の集荷センターか何かをつくった。そのほかにアパートつくった。そこに働きに行くために２人いなくなる。３名になるんです。いよいよカウントダウンかというような状況になっている。皆さんのこれ見たら、Ｉターン、Ｕターンを促進する、いいことですよ。向こうがとても困っているのはどこにあるかというと、まず経済、働く場所、それから教育どうするのか。そして医療どうするのか、この３つはここに理想として書いても実際にやらなければ何の意味もないんですよ。久米島の商工会長が言っていましたよ、仲井眞知事になってから離島はかなり優遇視されてきたと。僕はそのとおりだと思いますね。ところが、全部にこの各部長の皆さんが本当に行き届いた、生きた行政やっていますかと。一番の問題点は、全て都市化された地域にあるんですよ。児童の虐待が田舎にありますか、待機児童が田舎にありますか。僕はこういう状況を見て、もう少し真剣になって地域をつくっていこう、モデルをつくっていこうという形をなぜとれないのか。そこをふやすためになぜ普天間に僕は重粒子線なのかというのが前から言っているとおり理解できない。これは知事が決めることだからもういい、もうそういうふうにすると言うんだったらそれでいい。ところが北部10万医療圏は捨てられているんですよ、また過疎化になるんです。教育がないから医者が行ったって単身でしか行かない。教育機関はどこにするんですかと。だから子供たちをこっちに置いて単身で親はずうっと名護病院に通ったり、優秀な医者なんかもずっと向こうに行く。ところが長くはもたないからまた帰ってくる。この教育機関の充実と医療の充実と経済の充実を合わせれば、これ必ず発展しますよ。ところが、安田に行こう、畑をしに行きたい。どこに住むんですか。皆さんは平成10年の方針でどういう方針出しましたか。県は土建部はもう団地はつくらないと言ったじゃないですか、新しい団地はつくらないというのが方針だ。そうでしょう。だからマリンタウンに団地はつくらなかった。じゃ、団地もこれつくれますか。村のお金でそれだけのことはできませんよ。農業しに行こう、土建部の部長ができないと言うんだったら農業団地はつくれませんか、部長、過疎化対策で。どうですか、農林水産部長。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時38分休憩

午後２時38分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　今御質問のほうは、過疎化対策の一環として農業団地がつくれないかという御質問だと思うんですが、例えば北部のほうではパイナップルが主体となって今、農業の部分でやっているわけなんですが、一部そこにはまた畜産関係もございます。そういう意味で我々が今やっているところは、耕種部分も含めて拠点産地を育成するということを強化している中で、例えば農業の今のパインの団地、あるいは畜産であれ、従来基地事業等でやっていたところもありますので、そういった農業するための施設、団地等をつくることは可能であります。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　その団地じゃなくて集合住宅のことです。もう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　大変失礼しました。

農業部門で集合住宅、団地をつくるというのは、今まで聞いたことはございませんが、ただ空き家等を改修しながらそこに後継者なり、新たな人たちが来るための改築等の事業メニューはあるということはございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長、だから現場行ってないと言うんですよ。あいている建物はある、確かにあります。仏壇置いて住んでないんだ。貸さない、人には。粟国もそうですよ、地域はおうちは置いておいて、仏壇置いて、お正月とお盆のときには帰ってくるんだよ、これが現実なんです。だからあいているからこれを改修すれば住めるかというのは、現場を知らない人が言う。だから現場にもっと通ってくださいと言っているんです。

もう一度もう時間がありませんから、これ言っておきますけれども、私はこっちの元職員の保育課長までやった山内優子さんといいまして、さっきたまたまばったり会ってこの話はどうなんだろうかと話を聞いてみました。僕は、そのカンフル剤を安田に打つということであれば、僕は１年前から皆さんの事務局とも交渉してきた。首里に県営の児童養護施設がありますよ。ここは90名の定員だ。ところが周辺の人たちとは余りにも格差があり過ぎる。親がいないから大変なんです、彼らも。ここの30名でいいから新たな分園を安田につくれませんか。きのうも僕はこれで意見交換した。安田のオジー、オバーなんかは、我々が育てますよと言っている。比べる子供たちは３名しかいない。

ここで安田のこの過疎化のあるいは心温まるようなあの部落の雰囲気でそういう政策してみたらどうですか。それぐらいのことをやらないとだめなんですよ。どうですか、担当部長。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　以前から呉屋議員のほうからそういうお話を伺っておりますけれども、やはり今児童養護施設に入所してくる子供たちというのは、虐待を受けている子供たちがほとんどでして、そうしますとやはり専門的なそういうケアの必要な子供が多いという現実がございますので、それがそういう例えば安田というそういう地域において近くのその医療機関との連携も含めて可能かどうかという部分、このあたりが課題かなというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　だから、部長、これが現場を知らない人だと言っているんですよ。何で､ケアできるのは､あそこの安田にはオジー、オバーなんかがいるじゃないですか。愛情の温かさがあるの。だからみんなで育てようと言っているんですよ。皆さんから言ってきたことは何かといったら、虐待された子供がいるから親もいるんだ。すぐ会いに行けるところにあったほうがいいんだ。虐待をしておいてすぐ会えるところにないといけない、こんな論理は成り立たないよ。２時間かけてでも安田に行けばいいんだよ。そういう部分をもう一回答えてもらえませんか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　いろいろ課題があろうかと思いますので、その辺の課題を洗い出してどのような対応ができるか、そういう内部での研究をしていきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　断る理由を探すんじゃなくて、やる方法を考えるということも大事ですから、知事、ぜひ知事の見解を。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今のいろいろお話を伺っていて、それぞれの分野ではいろんな制限とかあれはあるかもしれませんが、おっしゃるようにちょっと総合的に立体的に取り組めば、何も大変解決が不可能な問題でも何でもないですよね。世の中ではいろんな人がいろんな形で難しい課題を解決していますから、そういう姿勢でおっしゃるように現場主義でちょっと行って、いろいろ考えれば、解が見つからないというものではないと思います。ですから少しこれはまた職員とよく詰めてみたいと思います。必ず答えは出てくると思いますが。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これをＤＶＤに焼いて安田に持っていきますから、皆さん喜ぶと思います。

最後に、皆さんにお配りしたこの資料を見てください。（資料を掲示）　これパスですよね。この人、10年間給料なしで働いてきているんです、給料なしで。毎日毎日5000円の補償金という名目で渡されているんです。この人に最初に出てきた１年間の給料明細がこれです、２ページ目です。この２ページ目の給料明細、「独立行政法人　駐留軍等労働者労務管理機構」、ここにこの人いるかと聞いたら、いないと言われました。９月いっぱいこの人はパスがそのまま生きています。

ここからが問題ですが、これ全部線が上に入ったりしていますね。全部偽造ですね。これ､一番左上に「福地安明」と書いてあります､「安明」の字が小さいですね。これ上と下に線が入っているものですから、これ切り張りされているんですよ。「独立行政法人　駐留軍等労働者労務管理機構」、これちゃんとした印鑑です。しかしこれも切られて張られている。こんな状況で働かせて、謝罪文が出ているけれども、３ページの謝罪文は誰宛てなのかもわからない。これどこがこのクレームを処理してくれるのか。労働委員会に駆け込んだら、私たちは関係ありませんと言われました。これどうすればいいんですか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　基地従業員については、国が雇用し、米国軍隊等が使用する間接雇用の形態と、米国軍隊等が直接雇用する直接雇用の２つの形態があることは承知しております。

基地従業員の労働条件は、防衛省と在日米軍との間で締結されるものと認識しておりますが、その具体的な内容については、防衛局、労務管理機構を通じ情報収集に努めているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　沖縄市に告発をしました。本部長の御意見をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　御質問の件につきましては、相談を受けていることについては承知をしております。よく相談者の方からのお話を伺いまして適切に対処してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは嘉手納の格納庫の１号､２号､

３号の設備を見ているんですね。出勤時間19時30分、退出時間14時30分、19時間勤務、これを10年間やっている。私はこういうのがアメリカの基地の中で隠れながら、それもこれは書いてあるとおり、下に共同エンジニアコーポレーションと書いてありますよ。ここが発行しているパスなんですよ、申請しているパス。本土が本当に基地と一緒に来て沖縄の人を食い物にしているのかなとさえ私は思えてしようがない。こういうところをしっかりと県が取り締まっていけるように、最後に決意表明を又吉公室長からお願いします。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　この本件の詳細については私は承知しておりませんけれども、沖縄の基地問題というのは言われている以上に県民生活のさまざまな場面に食い込んでいると。それを一つ一つ丁寧にお聞きして、行政の権限というのもありますけれども、その一つ一つの県民の方々を救っていくというのは、これは県の仕事だと考えております。

○呉屋　　宏君　以上です。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　政党そうぞうの當間盛夫でございます。

我が党の呉屋宏議員が元気よくいろんな形で質問をしました。あと46日間で我々も選挙運動なんですが、呉屋の元気を見るとまだまだ大丈夫だなということを思って質問に移らさせていただきます。

まず、私も那覇を中心に活動をしているものですから、バスレーンということも含めてバスとか、私はモノレールによく乗るんですけれども、今、バスもいろんな形で、昔とは違ってバスも結構入れかえで補助の部分で年間40台、皆さん補助をやってバスの入れかえをしているというところがあるんです。委員会でもそれをちょっとお伺いしたんですが、沖縄の公共交通といえばバスとタクシーだということであるんですけれども、バスにはいろんな助成金、いろんな国の支援を含めてバスには本当に億単位、何十億単位で支援、補助金があるんですけれども、タクシーにはほとんどないというのが現状だということで委員会でもお話がありました。まずはその県内のバス事業者の年間助成金の額と、県内タクシー事業者への年間助成金の額をちょっとお教えいただけますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

平成25年度のバス事業者への助成といたしましては、不採算路線に対する国の補助制度や県単独の運行費補助によりまして１億1971万円を助成しております。また、バスの利用環境改善に向け、ノンステップバスの導入支援といたしまして５億9608万円の補助を実施しております。タクシー事業者に対しましての直接的な助成というものはありませんけれども、実は平成８年度から10年間、女性タクシー乗務員の二種免許取得に係る費用を助成し、合計232名の免許取得につながっております。これは個人に対する助成であるため、総額については把握できておりません。また、県では、タクシー事業の活性化と利用環境改善を図るため、ことし７月に一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会、それから一般社団法人全国個人タクシー協会沖縄支部、そして関係行政機関で構成します「沖縄県タクシー問題対策会議」を立ち上げたところでございます。

今後は、その本対策会議を活用しまして、タクシー事業者の活性化と利用環境改善に向け必要な施策を検討し、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、今ありましたように、赤字路線の部分で１億2000万と、年間40台のバスの入れかえということで約５億か６億、今出ているというのがあるんですが、バスを含めて皆さんその部分で年間どれぐらいのトータルになるんですか、その助成金は。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　いわゆる公共交通の利用環境改善としまして、そのほかにＩＣ乗車券の導入ですとか、バス停のグレードアップ等をやっておりますけれども、これは直接バス事業者にということではございませんので、ただいま申し上げました約６億と１億1000万合わせたものが県からバス事業者への助成という御理解でよろしいかと思っております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この赤字路線、これはいろんな意味で必要な部分、これは全国的にそのことがあるはずでしょう。低床のバスにやるのも年間５億、６億ということで40台、これは５年間ですよね。40台の５年ということで200台入れかえするわけです。これだけで30億になるわけですよ。実際にはその低床のものもまだ全国に、全国はその低床のものを、皆さんからお話を聞くと、全国はもう75％、80％いっていると。しかし、沖縄がそのことがなくて、この200台をやっても40％近くまでしかいかないというところがあるんですが、しかし実際に皆さん、今、バスのものでも30、赤字でも年間で１億2000万。そのＩＣ乗車券、これはモノレールという形にもなるんですよ。知事、これだけ

でも20億かけるんです、このシステムの部分でも、モノレールとバスと。部長、モノレールとバスだけじゃなくて、このＩＣシステム、乗車券のシステムのものはモノレール、バス、タクシーというようなあり方をとってもいいんじゃないですか、これだけ20億の予算もかけるんですが。この辺はどうなんですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　我々が今回ＩＣ乗車券システムを導入した背景は、やはり公共交通機関、タクシーも公共交通でありますけれども、多くの県民を乗降させることができるということで、バスそしてモノレールを対象としたＩＣ乗車券ということを考えた次第でございます。

今、議員の御提案のタクシーも活用できるようにしたらどうかということにつきましては、また将来的な課題ではあると思いますけれども、現時点においてはバス４社、そしてモノレールを中心にＩＣ乗車券というものの取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長の話を聞くと、大半がモノレールとバスという形、私はモノレールは利用するんですけれども、モノレールかタクシーしか利用しない。タクシーを利用される方は結構いらっしゃるはずですよ、そのほかにも。それからすると皆さん別に一緒にできるわけですよ、このシステムというのは。知事、そのことはね。別にタクシーを除外する必要も何もなくて、カードであるわけですから、タクシーを組み入れることなんて、このシステムからしたら決して難しいものではないはずでしょうから、このことはぜひこのタクシー問題対策会議ですか、そういったのがありますので、そこでもぜひ検討してもらいたいなというふうに思っております。

そして、この７月にやっと県タクシー問題対策会議というものを立ち上げました。これを主宰する部門は県の交通政策の課長が指導するというものなんです。これは課題が上がったらどうするんですか。課題が上がった分は、結局課長がトップになるんですけれども、いろんな要望がありますよ。タクシー乗り場の設置をしてくれだとか、電気自動車、ハイブリッドにかえる分での補助金をもっとふやしてほしいんだとか、そういった課題が上がったときに、皆さんこの課題の分をただ課題として終わるわけですか、この会議は。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　我々がこの協議会を立ち上げましたのは、そういった協議会を地方においてつくることができるという制度の流れがあったということが１点でございます。

議員からも御指摘がありましたように、同じ公共交通機関でありながらタクシーにおいては十分な支援体制がなかったのではないかというような御指摘を受けまして、部内において議論を行いました。その結果、やはりタクシーについてはもう少し我々もしっかりと目を向けるべきではないかということでこの協議会を立ち上げまして、それぞれタクシー業者から、業界から意見を伺うということにしたわけでございます。一方で、タクシー業界に対していろいろ行政として知らない部分が結構あるなということも、我々その中でわかってまいりました。例えば勤務実態ですとか雇用条件、営業収支、事業上の課題、どういった活性化策をやるべきか、こういったさまざまな面で我々は課題自体を十分把握することができていないものがあるということがありましたので、今般そういった事業活性化に向けた業界における課題などの調査を行うべく予算化に向けた作業も実は行っております。そういった予算化ができましたら、タクシー運転、そういったワーキンググループを立ち上げまして、いろいろその課題の分析、そして、じゃ、どういった施策展開を行っていけばいいかということをより具体的に次年度以降進めていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この対策会議をぜひ部長、ポーズとか、その皆さんに何かガス抜きみたいな会議にしないように、本当に問題をどう解決するかということをしっかりと持って、課題を持って対策会議ということをぜひやってもらいたい。決してこれはこの一、二年の話ではないわけですから。沖縄の観光が伸びてきたときに、レンタカーが今、２万5000台、３万台と言われたときから、そのタクシーとレンタカーの問題が出てきた。その飲酒運転の部分で運転代行が出てきたと。そのことの問題は、もういろんなものが重なってタクシーのものはあるわけですから、しっかりとやってもらいたい。そのタクシーの状況は今約5000台ですよ、5000台。その5000台の部分で運転手の皆さんは、知事、8000名ですよ。そういう8000名の皆さんが今、状況が何かと言ったら、もうタクシーだけでは生活できないわけですよ。ですからタクシーの皆さんは、もう年金をもらわないとタクシー運転手なんてやっていられないよというのが現状なんですよ。だから、やっぱりそれはタクシーの従業員の質を上げるためにも皆さんが真剣になって、タクシーだけで生活ができるんだとい

う、やっぱりその質を向上させるためには所得を上げていかないといけない。所得を上げるためには、今言った皆さんしっかりとしたその対策、乗り場をどうするんだとか、その経営改善をどうするんだとかいうことをしっかりと行政も一緒になってやっていかないと、観光立県沖縄、タクシーに乗られる皆さんはたくさんいる。それで皆さん観光の部分で多言語使いなさいよ、英語もできるようにしなさいよと言っても、質的にこういった部分では決して向上しないわけですから、しっかりとその問題点も把握して、観光を担うタクシーというところがありますので頑張ってもらいたいというふうに思っております。

タクシーのことをお話しさせてもらいましたので、次にレンタカー、本部長、本部長は私より年下ということでもあるんですけれども、観光立県、今もレンタカーのバスレーン利用できないというところがあるんですが､我々もできないと認識しております。しかし、やっぱり観光立県で来て、観光だ、沖縄だということで豊崎のほうでレンタカーを借りて、バスレーンがあるのかどうかわからないでバスレーンに入ったら、泊前で警察にピッピーッととめられて、はい、１万5000円罰金と。きょう着いたのに罰金かというような観光客､私は決して少なくはないと思うんですよね｡ちょっとその辺、県警としてのお考えをお聞かせいただけますか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　レンタカーの方のお話でありますけれども、バスレーン規制につきましては全国的に実施されている規制でありますので、他県からいらっしゃった方々もこの交通規制については御理解をいただけるものと考えております。また、観光客の皆様へのバスレーン規制周知につきましては、道路交通情報センター等のラジオ放送による情報提供や、レンタカー貸し出しの際の規制チラシの配布、観光ガイドブック等への規制情報掲載など、バスレーン規制の広報を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　本部長、これは考えをちょっと変えたほうがいいと思いますね。他府県でもやっているから観光客はそのことをおわかりになると。沖縄の観光客は、今まで従来９割近くは本土の観光客でした。しかし、仲井眞知事も皆さんも頑張って、ＬＣＣを含めて今、台湾、シンガポール、香港、海外からも観光客が来てくれる。これからますます海外からの観光客というのは50万、60万ではなくて100万、200万という形で海外の観光客はふえてくる。そのときに、わからなかったでしょうと。ちゃんと日本にはこういう規制があるからということではやっぱりだめだと思うものですから、その部分でのやっぱり観光客に対する私どもはおもてなしというんですか、それをどうするのかと。現職の警察官に聞いたら、観光客に悪いなと。本心的には悪いなと思うけれども、やっぱり切らざるを得ないということになるわけですから、ちょっとその辺はもう本部長の域を越えるはずでしょうから、これは文化観光スポーツ部長に聞きますので。部長､現状、県警がこのことをわかりましたということはないはずですよ。文化観光スポーツ部長として、レンタカーのバスレーンの使用というものをどういうふうに考えるか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今、観光客がふえるに従ってレンタカーの数というのも、現在で２万5000台ぐらいですか、ふえてきております。議員御指摘のあるように、海外の観光客もふえてきていまして、そのレンタカーの利用もふえてきているというのは伺っております。その中でバスレーンとの関連の問題も私も聞いたことはありますけれども､ただ､やっぱり県全体の交通政策との絡みなので、私のほうからどうしろというのはなかなか言いにくいところですけれども、そのあたりは県警とも意見交換していい対応ができればと思っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これは、今、レンタカーはほとんどナビがついている、ＧＰＳ。ナビがつくと、そのナビで今、高速道路で工事していますよとか事故が発生していますよとなると、そこに出てくるわけですよね。だからその部分は観光ももっとＧＰＳ､ナビのほうに、レンタカーのほうにそういうバスレーンが今こういう形であるんですよということは、やっぱりもう少し多言語でも周知徹底するということ。これは簡単なはずですよ。決してそれはお金のかかるものではないはずでしょうから、観光客の皆さんが、あっ、バスレーンだとわかるような形のシステムをもっとしっかりと構築されたほうがいいですよ。これは別に１億も２億もかかる話じゃないはずです。今、現状にあるアプリにそのことをやればいいはずでしょうから、これはぜひ湧川部長、検討されて早期にお願いをしたいと思います。

このバスレーンですよ、時間帯、今は５時半から７時までに30分短縮したんです。結構５時半まではスムーズに走っているんですよね、５時半までは。とこ

ろが、５時半になってくるとバスレーンにかかるものですから、それからだんだん渋滞が始まってくる。基本的に私は朝のバスレーンはあっていいと思うんです。どうしても就業時間とかそのことがあるわけですからおくれちゃいけないわけですから。ところが、夕方のバスレーンというのは、私は与世田さんがあの日は見えていましたので、与世田さんも別にバスに乗らないで、一軒那覇の居酒屋でちょっとやれば活性化になるはずでしょうから、そういった部分でいろんな交流があるはずでしょうから、夕方のバスレーンというのはどうなのかなというのもあります。なおかつ、今から質問するんですけれども、トラック輸送、この渋滞で間違いなく本来30分で着かないといけないところを40分も50分もかかってしまうと。ますますそのバスレーン規制が許可車両というのがきつくなってきましたので、そういった物流関係というのは本当に時間との勝負になるんですが、いかんせんそういう渋滞に巻き込まれてしまうというところがあるんです。そのトラック輸送のバスレーンという部分も本部長、どうなんでしょうかね。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　輸送業者のトラックのバスレーン利用についての御質問でございました。

沖縄総合事務局の資料によりますと、県内の貨物自動車の保有台数は約20万台でありまして、これら多くの貨物車がバスレーンを通行すれば、バスの走行性に影響が生ずることから、バスレーンを通行させることは困難ではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　そういう答弁しかないだろうと思いますよ。でも、沖縄は東京、福岡都市圏と、こんな小さな島で都市圏と並ぶ渋滞ということでの経済損失は物すごい大きなものがあるんです。これはやっぱり鉄軌道がないおかげですよ。公共交通の鉄軌道がないためにやっぱり車社会ということを、アメリカ世でつくられてそういう今沖縄の現状があるわけですから、これは皆さんのせいだと言わないで、私は沖縄全体の交通体制の失敗だというふうにも思っております。この辺はやはり今現状がどうなのか、これから鉄軌道というお話をしているんですけれども、その経済損失の部分を考える中での渋滞緩和、いろんなことをもって、じゃ、沖縄の経済の物流をどうしていくんだということも、やっぱりこれは企画部長、この辺も真剣になって――皆さん真剣にやられているとは思うんですけれども、経済損失というのは一向に減少していないはずでしょうから、その交通渋滞の中で沖縄の経済をとめるようなことがあってはだめでしょうから、このことをしっかりとやられてください。

それでは次に……

ちょっと待ってください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時９分休憩

午後４時９分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それでは那覇空港の平行滑走路の工事の進捗状況をお教えいただけますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　那覇空港滑走路事業の進捗状況について答弁をいたします。

那覇空港滑走路増設事業につきましては、現在、国において護岸工事が進められており、平成27年度からは一部埋立工事に着手する予定であると聞いております。平成26年度末の事業費ベースで約24％の進捗が予定されており、平成31年度末の供用に向け、工事は順調に推移しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　護岸工事が着々と進んでいるようであります。ケーソンの製作場所とかいろいろと今糸満と浦添のほうですか、向こうにあるんですが、国直轄の総合事務局がやる事業ですので、県のほうから出向とかはないはずでしょうけれども、この那覇空港に関して、県の土木建築部が果たす役割というのはどういうのがあるんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　那覇空港滑走路の増設事業につきましては、まず私ども土木建築部のほうで埋め立ての承認をしたというのが１月にございました。その後、やはりこういった重要な事業でございますので、私どもも何かと御協力をさせていただいております。

議員の御指摘にあったケーソンの製作ヤードですけれども、これは那覇港管理組合のほうでも2.6ヘクタールほどケーソン製作ヤードとして提供させていただいておりますし、また、糸満漁港の北地区においてもブロック製作ヤードとして2.7ヘクタールぐらいと。また、私ども土木建築部のほうで管理しております本部港の塩川地区において、砂利などの積み出し港として1.3ヘクタールを専用使用させているというようなことで協力はさせていただいております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これから部長、もう今、護岸工事を始めてケーソン、いろんな形あるんですが、埋め立てはこれからなんですよね。その埋め立ての土砂をどこに置くのかとか、その輸送関係も船でするものもあるんですけれども、陸上輸送もあるんですよね。そのヤード的な部分のなさ、なかなか現状として、じゃ、どこにと、近場というのはなかなかないというところがあると思うんですけれども、その辺は県としてどう対応される予定があるのかどうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　26年度（今年度）は護岸工事だけということで、次年度から埋立工事ということで土砂の搬入が始まります。土砂の仮置きにつきましても、現在、沖縄総合事務局ともいろいろとお話をさせていただいて、なかなかその仮置きするヤードが見当たらないということでありますけれども、できる限り何らかの協力はしていきたいということで協議をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　このほうは終わりますけれども、基本的に知事のほうで2019年まで、オリンピック前に完成させると。６年という、本来であれば９年、８年かかる事業をこれだけ圧縮してくるわけですから、そういったことでは物すごい労力的にも大変だなと。実際には資材も高騰しておりますので、資材の高騰だけではなくて人財が不足しているというところもありますから、そういったものを加味していくと、県内の企業がその資材高騰だとか人財の部分でやっぱり本土のゼネコンに負けるような形があっては僕はだめだと思うんですよね。やっぱりその辺はしっかりと見ながら、県内業者が今の状態でゼネコンが５、県内の業者が５というような形のものを崩さずにいかにしっかりとこの平行滑走路増設工事に携わることができるかが沖縄の経済にもかかってくるはずでしょうから、後々物はできたけれどもやっぱり全部本土ゼネコンでしたということにならないように、そういったことはぜひ県も、ですから県の役割ということをしっかりと求めていきたいというふうに思っていますので、そのことでしたのでよろしくお願いをいたします。

次に、エネルギー政策になりますが、離島の再生エネルギーは県の計画どおり実施されているかと。実施されてないと見ているんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　県では、エネルギービジョン・アクションプランを平成25年度に策定しました。その中で再生可能エネルギー導入率などを数値目標として定めております。この計画では、数値目標を定めるに当たって、将来の技術革新も見込んで、2030年の離島の消費電力を全て再生可能エネルギーで賄うとしております。

県としましては、このエネルギービジョン・アクションプランに掲げる計画として、再生可能エネルギーの地産地消型の地域づくりを目指しておりまして、まず初めに、宮古系統と送電線がつながっている地域であります小規模な離島である来間島、そこでまず実証をスタートしております。また、単独系統である８つの離島、これは粟国、渡名喜、久米島、北大東、南大東、多良間、波照間、与那国について、この再生可能エネルギーの最大導入に向けた可能性調査を行っております。このことを踏まえまして、可能性調査の結果を踏まえまして、再生可能エネルギーの最大導入が比較的容易だとされた３つの離島、北大東、それから多良間、波照間について設備の実導入に向けた支援事業を実施する予定としております。

これらの成果を踏まえて、将来的には３離島以外の小規模離島、それから順次中規模離島へと段階的に再生可能エネルギーを導入し、県全体における再生可能エネルギーの導入率の2030年目標の13.5％の達成を目指しているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、これはもう破綻しているんですよ、現実に、今の状況を見ると。皆さんこういう形で2030年までに13.5％、現状は0.5％、2012年なんですけれどもやるということでアクションプランもやった。ところが、皆さん課題が４つあるよと言っているわけですよね。周波数の調整力の不足が出たらどうするんだとか、系統の安定化をするためにもうこれが現実に出てきている。１年もたたないうちにこのことが出てきて、きょうの新聞「太陽光新規接続を中断」と。１年前にしかつくってない。しかし、１年もたたないうちにこの太陽光新規継続を中断すると。「沖電、全国初の上限超過」と。私は、前回のその質問でも知事にそのことではお願いしました。57メガワットです。そのことを知事がぜひやってくださいということになりましたら、風力だとかいろんなことを調整しながら、310メガワットまで持ってきたということは、もうこれもいっぱいになってきた。余り計算がわからないんですけれども57、これだけかけて57メガワットで上限があるよと。これはもう経産省とやって協議して決めたものだよと。ところが、トータルいろんなものをか

き集めてきたら300になったと。ところが、300もこの一、二カ月でいっぱいになったと。僕はこの計算方法がよくわからないものですから、皆さんは今度国のほうに要望していますよね。いろいろと沖縄県のもろもろを含めて、さきの茂木大臣のほうに接続可能の拡大についてということで蓄電池を設置してほしいんだとか、もっと県民に丁寧に説明してほしいんだとかいうことを言われていますよ。ところが、現実は沖縄電力さんというのはもう７月30日の時点で接続ができませんということだけしか言わなかったというところもあるわけですから、この辺は皆さんの計画と今、現状を、沖縄県で太陽光発電を含めてそれが起こっている現実を皆さんしっかりと見ないと、知事、もう業者は事業とまっています。とまっているどころか、資材は購入して負債を抱えて、その後倒産しているという現実、知事、ぜひこのことも確認をしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

儀間光秀君。

〔儀間光秀君登壇〕

○儀間　光秀君 皆さん、こんにちは。

そうぞう会派の儀間光秀です。

早速ですが、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

１、土木行政について。

(1)、小湾川河川事業について。

小湾川は浦添市に位置し、その源を浦添市前田の標高100メートル程度の丘陵地に発し、浦添市経塚から大平、仲西を経て米軍施設キャンプ・キンザーの南側を流下し東シナ海に注ぐ２級河川である。小湾川流域は、そのほとんどが浦添市の中心市街地に位置し、市街地が約80％、農地が約15％、山林・原野が約５％を占めている。流域の大部分は市街地が形成されており、特に中流域に当たる国道58号から国道330号の間は住宅地が密集し、小中学校、高等学校及び養護学校といった教育施設が多く立地している。

そこで質問いたします。

ア、現状と今後の計画について伺います。

２、首里城等の主要施設の県への移譲について。

首里城は琉球王朝の王城で、沖縄県内最大規模のグスクであり、戦前は正殿などが国宝とされていましたが、沖縄戦などにより焼失し、わずかに城壁など一部が残るだけとなりました。本格的な復元は1980年代末から行われ、1992年に正殿などが復元されました。1993年にはＮＨＫ大河ドラマ「琉球の風」の舞台になったり、1999年には都市景観100選を受賞、2000年には首里城跡が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されるなど、沖縄を代表する建築物となっております。

さて復帰40周年記念式典において、野田前首相が「首里城等の主要施設については、平成30年度をめどに沖縄県へ移譲することとし、その具体化のための協議に着手いたします。」と表明しました。

そこで質問いたします。

(1)、現況（進捗）について伺います。

３、漁業再生支援事業について。

(1)、過去３カ年の実績について伺う。

(2)、今後の計画について伺う。

４、県営住宅の入居について。

(1)、入居率及び空き家率について伺う。

(2)、入居条件について伺う。

５、教育行政について。

教育現場における災害時の避難場所及び避難経路の現状と計画について伺う。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 儀間光秀議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、首里城等の主要施設の県への移譲についてという御質問に、そしてこの御質問の中で進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

首里城等の主要施設の県への移譲につきましては、これまでに国や県などの関係者による連絡調整会議を３回開催し、現在の管理運営状況及び移譲後の管理体制等の検討を行っているところであります。

沖縄県といたしましては、望ましい移譲になるように取り組みを進めているところでございます。

次に、漁業再生支援事業についての御質問の中で、過去３カ年の実績と今後の計画についての御質問にお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

漁業再生支援事業は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を目的としました取り組みを支援するものであります。具体的には、サメやオニヒトデの駆除、加工品の開発、そしてお魚まつりの開催などに取り組む33の漁業集落に対しまして交付金を交付し

ているところであります。事業費といたしましては、平成24年度から平成26年度までの３カ年で約３億5000万円となっております。

今後の計画といたしましては、さらなる漁村の活性化に向けて、市町村等からの要望を取りまとめ、事業を実施してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　土木行政についての御質問の中で、小湾川の現状と今後の計画についてお答えいたします。

小湾川は現在、河口から国道58号までの約450メートルの区間を整備しており、そのうち河口から上流に向け約200メートルの区間は今年度中に整備が完了いたします。その上流の国道58号までの約250メートル区間につきましては、良好な自然環境を保全しながら河岸整備を行いたいと考えております。そのため、今年度、現況調査に着手し、可能な限り早期に整備を実施してまいります。

次に、県営住宅の入居についての御質問の中で、入居率と空き家率についての御質問にお答えいたします。

平成26年３月31日現在、県営住宅の管理戸数は１万7433戸で、入居戸数は１万6879戸であります。入居率は96.8％となっております。また、空き家数は554戸で、空き家率は3.2％となっております。なお、554戸の空き家には、建てかえ団地の入居者の仮移転先として政策的に空き家としているものが257戸あることから、それらを除いた空き家率は1.7％となります。

同じく県営住宅の入居についての御質問の中で、入居条件についての御質問にお答えいたします。

県営団地に入居できる者の条件は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第６条に定められております。原則として、１、同居する親族があること、２、入居者全員の収入が条例で定める金額以下であること、３、現に住宅に困窮していること、４、県内に住所を有すること等の条件を満たす者となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育行政についての御質問で、災害時の避難場所及び避難経路の現状と計画についてお答えいたします。

県が管理している学校における災害時の避難場所及び避難経路につきましては、全ての学校で確保しているところですが、立地等の関係から複数の避難経路の確保が必要な学校もあります。

県教育委員会としましては、より安全・安心な避難場所の確保及び避難経路の整備を計画的に進めるとともに、今後とも各学校と連携を図り、生徒が安心して通えるような教育環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　再質問を行いたいと思います。

小湾川の河川事業についてなんですけれども、私もせんだって直接河川課長初め中部土木の皆さんも御一緒に現場調査をさせていただきました。今答弁があったように、河口から約200メートル、右岸、左岸、護岸工事が着実に進んでいるのも現地で確認できました。

今部長の答弁があったように、それから国道の間、約250から300ぐらいあると思うんですけれども、それは国の指導のもとで自然を残しながら整備をしていくということだったんですけれども、自然を残すという現状があるんです。部長の手元に現場確認の資料が写真つきであるかと思うんですけれども、今の現状、自然と言っても昔の間知ブロックでつくられた護岸とか、あるいはこれ廃墟ですか、そこの間知されたブロックが実際河道というんですか水が流れる道に落ちてきているのが現状なんですよ。それは本来意図とする自然環境と違った自然がある意味残っていると思うんで、これも大雨とかあるいは今台風週末来るかどうかわからないんですけれども、台風、雨季の時期とかになるとこれが決壊、崩落する可能性が大きいと思うんですね。国道の下のボックスのすぐ近くなので、これが崩壊、崩落すると今度流水口が塞がれて、冠水、氾濫のおそれが出てくるかと思いますが、どういう認識でしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　国道58号からの下流側につきましては、議員御指摘のとおりこれは「山付きの部分」と呼んでいますけれども、かなり自然が豊かな部分だというふうに考えております。片やこれは河川でございますので、治水機能がやはり大事です。そういう流水機能も確保しつつ環境の保全にも考慮しながら、整備していくことが必要だろうというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　これ実際、何年先か過去かわからないんですけれども、間知ブロックの護岸があって、その実際背面、つくられた堤防の護岸の後ろから水が流れている状況も部長の手元の資料で確認はできると思うんですけれども、護岸背面洗掘というんですか、そういう現状が今その現場にあって、それで民地も侵食しているんじゃないかというお話も耳にすることがあるんですね。その辺も廃墟があったり、そういう護岸の跡が残っていたりするもので、今から調査とかかけてやると言っているんですけれども、これ早急な調査が必要だと思います。民地も侵食している。上のほう、駐車場になって土間がひび入って崩れかかっているんですね。だから、これも大雨とかになると一挙に崩落していくんじゃないかなと容易に見てとれるんですけれども、その一帯の写真を見ていると思うんですけれども、もう一度答弁お願いできますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　既設護岸の背面まで洗掘されているんではないかという御指摘でございます。

　確かに民地もございます。現場のほうも土木事務所を初め関係者が確認しております。そこでそういった民地へまず影響を与えないように今年度早速調査、そして設計まで行いまして、次年度何らかの対策工事を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　ぜひ調査する中で、やっぱり地域の住民と、また水を送り出す皆さんが23年の３月に「小湾川水系河川整備基本方針」というのをつくられているんですけれども、その中で「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」、その結びの中に「災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に対策を行うものとする。　また、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災教育、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を積極的に推進・支援し「みんなで協力しあう川づくり」を目指す。」とあるんですね。

　そういった観点からすると、この整備をしながら管理用通路とか関連して管理用道路をつくることによって地域住民が河川清掃、あるいは河川愛護活動で「みんなで協力しあう川づくり」に積極的に地域住民が安全にその川に行けるように関連して管理用通路、管理用道路も整備したらいかがかなと思っています。

　そこは聞くところによると、オオゴマダラでしたか希少動物のチョウチョウも生息しているということで、なかなか浦添全域見てもそういった地域がないもので、ぜひ管理用通路、管理用道路も含めて検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　御指摘のとおり、こういった河川につきましてはまず災害の防止を図ること、あるいは流水機能を確保する、さらに平成９年あたりから河川法も変わりましたので、この河川環境の保全というのも大変大事な目的でございます。そういったようなことを両立あるいは３つとも全部一緒に立たせるような形でやっていかなければいけないというふうに考えております。

　そして今御質問の管理用通路につきましては、先ほどのそういう侵食対策などの現場調査とか設計の中であわせて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　ぜひ検討して実現できるように、また地域住民もそれを望んでいますので、ぜひ実現できるようにお願いいたします。

　上流から話しようかなと思って、今工事やっているのが河口から上流に向かっている現場ですから、下流からなっているんですけれども、中流のほうで去る台風８号の影響で中流域のコンクリート護岸が崩壊寸前となっている状況があって、隣接する道路もひびが入って崩落する危険があるのですが、その現場に対する県の対応をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　去る台風８号のときに護岸が崩壊し、隣接しております浦添市道にまで影響を与えているということは現場も確認して承知しております。現在復旧のための護岸の設計を行っておりまして、その中でこれは河川の影響によるものですので、影響範囲として一部浦添市道にまで渡って私どものほうで復旧するということで今計画をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　ぜひ早目にお願いいたします。

　さらに今の現場から上流に向けていくと過去にも同じようなケースがあって、そのときも県の尽力で事故もなく、迅速な対応で復旧してもらいました。そういった意味では、河床だけじゃなくて、その河川敷というんですかその右岸・左岸側に道路がありますので、そういったケースが多々見られるかと思うんですけれども、この現場をきっかけにまた過去の現場をきっかけ

に今後そういった意味で浦添市と含めて点検が必要かと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 台風とかそういう大雨の前後にはいろいろと点検はしているわけですけれども、やはり議員おっしゃるとおりここは浦添市道が隣接しているということもありますので、浦添市と一緒になってそういう点検パトロールということは大変大事なことだと考えております。
○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。
○儀間　光秀君 ぜひよろしくお願いします。
上流が以前は浦添の前田、経塚、沢岻あたりは原野で樹木林がいっぱいだったんですけれども、今御案内のように区画整理事業が進んで、サンエーの経塚シティ一体とする町が急速に栄えていますので、木を伐採して町がもうできてきています。そういった意味では、以前予測した流水量とかそういったのも変わってきていると思いますので、上流から中流、下流へ向けての整備をひとつよろしく要望して、次に移らせていただきたいと思います。
首里城の主要施設の県への移譲についてなんですけれども、首里城等の主要施設とはどこを指しているのかお聞かせください。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 現在この首里城の移譲というのに向けて連絡協議会等で種々議論をさせていただいているところですけれども、まず現在議論しておりますのは、この首里城の移譲について調整をしているところでございまして、その他の主要施設については今後国のほうとよく協議をしていきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。
○儀間　光秀君 今のところ、首里城だけという認識でよろしいんですか。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 現在協議しておりますのは、首里城をターゲットにして協議を進めているということでございます。
○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。
○儀間　光秀君 今、美ら島財団ですか、管理運営しているところは。そこが今管理運営している施設は、首里城以外にどちらがありますか。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 美ら島財団が今管理しておりますのは、首里城とそれから本部の海洋博記念公園の部分、それから県の施設についても一部指定管理を受注したというふうに聞いております。
○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。
○儀間　光秀君 ぜひ首里城あるいは海洋博も一緒に移譲できるように、ぜひ運営連絡調整会議の中で働きかけていただきたいなと思います。
今首里城だけということで話しているようですが、首里城の25年度でよろしいですので、入場者数というんですか数字把握できていれば教えてください。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 平成25年度の首里城の国営有料区域で申し上げますと、約173万人の入場者というふうになっております。
○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。
○儀間　光秀君 有料施設ですよね、今の話。173万人が25年度、訪れたということなんですけれども、有料ですから入場料わからないんですけれども、幾らぐらいの収入がそこであったかというのを数字があれば教えてください。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 平成25年度の首里城の有料区域での入館料ですけれども、これは約10億6000万円だというふうに聞いております。
○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。
○儀間　光秀君 10億6000万、もちろんこの中から管理運営あるいは施設の維持管理、支出の部分も出てくるとは思うんですけれども、やっぱりこの10億6000万という、足し算引き算で支出もあるんですけれども、この支出というのは今数字ありますか。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午後４時10分休憩
午後４時10分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
儀間光秀君。
○儀間　光秀君 そういった意味でも移譲してきたら、この財源というのも県にとって大きいものになるのかなと。さらにまた海洋博まで移譲してくるとそういったのも予測できて県の財政にとってもいいのかなと思いますので、ぜひしっかり国と向き合ってやっていただきたいなと思います。首里城、やっぱり沖縄の観光のランドマーク的な施設でもあり、またウチナーンチュの宝でもありますので、平成30年目指して移譲を受けるというんですけれども、30年と言わず29年、28年、前倒ししてぜひ早目に移譲を受けていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほど議員のほう

からも御説明がありましたとおり、首里城のこの移譲につきましては、復帰40周年記念式典のときに総理のほうから、平成30年度を目途に沖縄県に移譲するというような御発言がございました。そしてまた現在、この首里城のほうでは平成29年度までまだ国営公園としての整備を今やっているということがございます。

それからまた、首里城の中にはＵＲ（都市再生機構）が有している施設などもございます。そしてこのＵＲ（都市再生機構）は平成30年度末までにはこの公園事業から撤退するというようなこともございますので、諸般のことを考えますとこの平成30年度をめどにというのは現在のところ適当ではないかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　次に移ります。

漁業再生支援事業について。

今年度も今募集をかけている期間中だと思うんですけれども、やっぱり海洋資源の安定、あるいは漁場の生産力向上、パヤオ設置、サメ駆除、オニヒトデ駆除、あるいは加工品開発、新養殖試験、幾つかの項目にわたってこの支援事業が活用されている。これ大変いい事業だと思っております。と申しますのは、離島あたりに行くと漁業従事者に聞くと、やっぱり生活が苦しい。また中学校を卒業するとどうしても子供を本島あたりの学校に送らないといかん。そういった意味では生活もきつい中でこういう予算を行政と一緒になって活用できるというのは大変漁業従事者も喜んでいる。一方で、要するに県が各市町村にこういう事業がありますよとアナウンスをしているんですけれども、逆に今後漁業組合、各地域の漁業組合も含めてアナウンスしたらどうかなと思います。というのは、漁業組合、漁業従事者に聞いたら、こういう事業があるというのを全然把握してないんですね。市町村によっても漁協と話しているところもあればないところもあるような感じを受けますので、ぜひ直接県から、行政にもそうなんですけれども、漁業組合にもアナウンスすることは可能なのか、その辺部長お聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　漁業再生支援事業につきましては、市町村のほうが国・県の補助金を活用しまして漁業集落に対して助成を行っているという事業でございまして、大半が漁業協同組合のほうで事務局を担っているという状況がございます。ただ、議員おっしゃるとおり、上がってきてない市町村において漁協のほうとうまく連携がいってないというようなことも聞いておりますので、市町村に対して従来説明しているわけなんですが、県のほうからも積極的に漁協のほうに赴いて事業の概要等、内容の説明をしていって市町村と連携しながら地域の漁業集落の安定のために取り組んでいけるように県のほうも尽力していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　ぜひよろしくお願いいたします。

教育長、教育行政の避難場所及び避難経路の件なんですけれども、先ほどほぼ避難場所と避難経路は確保されている。ただ一部そうでないところを調査しながら、今後進めていくという答弁だったんですけれども、例を挙げると僕のところにも直接来て、深刻なんだなという思いをしたんですけれども、浦添工業なんですね。浦添工業の保護者とお会いする機会があって、浦添工業は御案内のように急斜面と山に囲まれている学校で、進入道路の急斜面地は崩落危険箇所にも指定されているんですね。災害時に崩壊し、道路が塞がれたら避難経路もない状況なんですよ。それも教育長、把握されているか。把握されていればどういう対策がとれるのか教えてください。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　浦添工業高校の学校への進入路につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所に現在指定されておりまして、崩壊した場合に備えて他の避難経路の確保がやっぱり必要となってまいります。現在学校とも調整をしながら検討を進めておりまして、一部地域の土地にも引っかかるものですから、地域の協力も得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

それから浦添工業ですけれども、急傾斜地崩壊危険箇所のこの進入路につきましては、平成27年度に詳細調査、それから対策設計を実施するものとしています。

それから過去に被災した箇所も含めた区域につきましては、安定度評価調査を実施した上で維持管理の手法の検討等、今後とも観察を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　今答弁にもあったように、過去もグラウンドの急斜面が崩壊したというのもありますので、27年度に詳細設計等入れてやるという答弁、ぜひ実現に向けて保護者の不安を払拭させていただければなと思います。

同様の学校も幾つかあると思いますけれども、その辺の同様の学校の改善計画等あれば教えてください。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　現在、ほかに避難経路の確保が必要な学校はないんですけれども、学校敷地の一部が地すべりとか危険箇所に指定されて対策が必要な学校があります。危険箇所等につきましては、現在危険防止対策事業を実施しておりまして、鏡が丘特別支援学校ののり面対策工事、これを平成25年度から平成27年度まで、それから大平特別支援学校ののり面擁壁対策工事、これが27年度から28年度まで、それから沖縄ろう学校の地すべり対策工事、これが平成29年度より計画しているところです。

以上でございます。

○儀間　光秀君　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣　安弘君　皆さん、こんにちは。

それでは一般質問を行います。

まず知事の政治姿勢についてです。

先月、スコットランドの独立をめぐっての住民投票が世界的な注目を集めました。我が沖縄県においては差別的ともいえる基地の過重負担が長年続き、県民の願うような解決がなされないがために、琉球独立を真面目に語る識者も出てきております。しかしながら、このような状況は、今でも沖縄を中国に帰属させるべきだと考えている中国の一部の人々を喜ばせ、彼らをして、沖縄で芽生えた独立に対する意識、そして運動を物心両面から支援する動きへと向かわせるのではないかと懸念する次第です。

戦後70年になろうとするのに、いまだ首都東京に米軍基地を抱え、外交・防衛の安全保障において米国の保護国のような、半独立国家のような状況を脱し切れない経済大国日本。その国の国民の中途半端な覚悟の上になされてきた安全保障政策が沖縄への過重な米軍基地負担を放置してきた原因ではないでしょうか。しかしながら、それだけで先住民だの、琉球人差別だの、独立だのと現実離れした議論まで出てくる状況はいかがなものかと思わざるを得ません。

そこでお尋ねいたします。

(1)、政府の基地政策の結果、沖縄に対する構造的差別問題が指摘されていますが、基地問題以外においても沖縄に対して差別的な政策がなされているのか、知事の所見を伺います。

(2)、国連の人種差別撤廃委員会が日本政府に出した勧告についての見解を伺います。

(3)、沖縄独立に関する県内での世論の動向についての見解を伺います。

(4)、第５回世界のウチナーンチュ大会から３年経過し、再来年は第６回目を迎えます。第５回大会では「世界若者ウチナーンチュ大会」と「100億円規模の万国津梁基金」が大きな目標となりましたが、その２つに対する取り組みはどうなっているでしょうか。

次に、安全保障と基地問題について。

(1)、７月に開催された「万国診療フォーラム」の成果と今後の取り組みを伺います。

(2)、宮古島市で行われた大がかりな防災訓練の成果と今後の課題を伺います。

(3)、辺野古地区の埋立承認後に、当初の想定にはなかった環境への影響が発生しているのか伺います。

(4)、埋立承認撤回という行為が国から訴えられるとの意見がありますが、どの事由で訴えられるのでしょうか。また、承認撤回に伴う賠償請求はいつの時点から発生するのでしょうか。

次に、教育行政について。

(1)、県立進学高校の中高一貫校への取り組みについて伺います。

(2)、小中一貫教育の導入についての見解を伺います。

(3)、家庭教育、家庭学習の状況と課題についても伺います。

４、首里城関連の文化財行政について。

(1)は、先ほどの儀間議員の質問と重なりますので取り下げます。

(2)、史跡円覚寺内の弁財天堂のこれまでの復元の経緯を伝える説明板を中之島に設置することを提案しておりますが、その進捗を伺います。

(3)、円覚寺境内の放生池、円鑑池は排水、導水路が地上と地下に設置されていると言われていますが、それらが公園整備に生かされているのか見解を伺います。今後、それらの発掘、調査、資料収集を進めるべきではないでしょうか。

最後に、沖縄近海の海底資源と海洋再生可能エネルギーについてです。

沖縄近海の海底資源と海洋再生可能エネルギー開発に向けての取り組みはどうなっているでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新垣安弘議員の御質問に答弁をいたします。

まず知事の政治姿勢についての中で、基地問題以外の差別的政策についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄の過重な基地負担に対する県民の不満を反映

し、一部県民の中に構造的差別などの声が出ているものと考えております。沖縄は、基地問題以外にも１人当たりの県民所得の指標において全国平均を下回るものがありますが、県といたしましては、これらは政府と県の間の沖縄振興への協力のもと解決されるべきものであり、構造的差別とは考えておりません。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、沖縄独立に対する県の見解についてといいますか、見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄は、我が国とアジアを結ぶ結節点にあり、琉球王国の時代から、中国を初めとする近隣諸国との平和的交流を通じ、独特の文化を育んでまいりました。

県といたしましては、我が国の一地方自治体として21世紀ビジョンに示した平和で豊かな沖縄を目標とし、また、我が国のみならず国際の平和に貢献することを目指しております。県民の多くは独立を望んでいるとは言えないと考えております。

次に、沖縄近海の海底資源と海洋再生可能エネルギーについての御質問の中で、海底資源と海洋再生エネルギー開発に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、国等の「調査・研究の成果を踏まえ、関係機関等と連携しながら、将来の産業化も見据え、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するための取組を推進します。」としております。このため、沖縄県では、現在、「海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査」を行っているところであります。海洋再生可能エネルギーに関しましては、沖縄県では、平成25年度から久米島町におきまして海洋温度差発電の実証事業を行っているところであります。また、波力等その他の海洋再生可能エネルギーにつきましても、技術開発等の動向について情報収集を行っているところであります。

沖縄県といたしましては、石油依存度の低減化、エネルギー源の多様化及びエネルギー自給率の向上に向け、海洋再生可能エネルギーを初め、沖縄県の地域特性に合ったクリーンエネルギーの普及に取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　知事の政治姿勢に関する御質問の中で、世界若者ウチナーンチュ大会と万国津梁基金についてお答えいたします。

世界若者ウチナーンチュ大会は、第５回世界のウチナーンチュ大会の「世界若者国際会議」を契機に設立された民間団体の「世界若者ウチナーンチュ連合会」が自主的に企画・運営しており、これまでブラジル、アメリカ、ドイツの３カ国で開催され、延べ280名の若者が参加し、各種の交流事業を行っております。ことし８月には、同連合会が中心となり、ボリビアで「コロニア・オキナワ青年会議」が開催され、63名が参加しております。県は、同若者大会等の開催は、次世代のウチナーネットワークの継承と発展の観点から意義があるものと考えており、今後も継続して支援してまいります。また、「万国津梁基金」は、第５回世界のウチナーンチュ大会の県人会会長・新ウチナー民間大使会議において、その設立が提言されたものであります。

沖縄県では、本年度、沖縄21世紀国際交流基本戦略――これは仮称ですけれども――の策定に取り組んでいるところであり、本基金の設置については、同基本戦略の検討過程において、使途・財源など議論を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　安全保障と基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認後の環境への影響等についてお答えいたします。

県が辺野古地区の埋立承認後に当初の想定にはない環境への影響等が発生していないか沖縄防衛局に問い合わせたところ、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認後、これまで環境保全に関し、講じる措置を記載した図書で予測していない環境への影響は確認されていませんとの回答がありました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、国連人種差別撤廃委員会の勧告についての御質問にお答えをいたします。

国連人種差別撤廃委員会は、本年８月29日に日本政府に対し、沖縄の人々の権利の促進と保護のため、沖縄の人々と協議を深めることなどを内容とする勧告を行っています。政府は、これまで国連人種差別撤廃委員会の情報提供要請などに対し、沖縄の人々は人種差別撤廃条約に言う人種差別の対象とはならないものと考えている旨の回答を行っております。

県としましては、勧告の内容については、国におい

て適切に対処されるものと考えております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 知事公室長。
〔知事公室長　又吉　進君登壇〕
○知事公室長（又吉　進君） 安全保障と基地問題についての御質問の中で、万国津梁フォーラムの成果と今後の取り組みについてお答えいたします。
今年度の万国津梁フォーラムにつきましては、７月17日、那覇市内において「地域と共に創造する安全保障観」をテーマに開催しました。フォーラムでは、米軍基地を抱える神奈川県、長崎県佐世保市、青森県三沢市、山口県岩国市より、米軍との連携等の事例を紹介していただきました。また、日本、中国、韓国、台湾、米国の有識者による発表、パネルディスカッションにおいては、東アジア地域の対話と問題解決に向けて沖縄が貢献できる可能性が議論されました。さらに、新たな試みである大学生、高校生を対象としたユースフォーラムにおきましては、有識者が安全保障概念の整理等の発表を行った後に、参加者によるワークショップが開催され、県への提言がまとめられました。
県としましては、フォーラムにおける議論や提言を踏まえ､今後の政策の参考とするとともに､ホームページや報告書に掲載し、県民が沖縄を取り巻く諸課題に触れ、考える機会としたいと考えております。また、今後ともフォーラムを継続して開催し、国内外のさまざまな地域と信頼関係、ネットワークを構築し､「万国津梁」の理念にふさわしい地域となることを目指していきたいと考えております。
次に、宮古島市での防災訓練の成果と今後の課題についてお答えいたします。
沖縄県では、大規模な地震・津波を想定し、沖縄県総合防災訓練を圏域別に実施しております。今年度の開催は宮古圏域で、昨年の伊豆大島での災害を受け、自衛隊が初めて実施する「離島統合防災訓練」と合同で実施いたしました。
今回の訓練の成果としましては、86機関、約2100名の関係者、県民の参加で充実した訓練が行えたこと、各防災関係機関が連携して救助、車両等輸送訓練の実施により、相互の協力の円滑化・救助技能の向上を図ることができました。また、天候悪化で実際には輸送は行えませんでしたが、在沖海兵隊による沖縄本島の医療チームを多良間村へ派遣する訓練については、米軍と医療チームとの連携を図ることができました。ほかにも、宮古島市では、港湾等が被災し使用できなくなった事態を想定し、港湾等以外に接岸可能な海上自衛隊輸送艇ＬＣＡＣによる沖縄電力の電源車の輸送訓練を行うことができました。なお、さまざまな地形に接岸可能なＬＣＡＣについては、救援物資を陸揚げするためには、地形等を事前に確認する必要があるとの知見が得られております。
今後も、県民の防災思想の普及高揚を図りつつ、より多くの防災関係機関と連携した実践的・効果的な訓練が実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕
○土木建築部長（當銘健一郎君） 安全保障と基地問題についての御質問の中で、埋立承認の撤回についての御質問にお答えいたします。
辺野古埋立承認申請については、承認基準に適合していると判断し、承認したものであり、撤回することは考えておりません。撤回した場合に想定される事象等については不確定要素も多く、これまで検討を行っておりません。また、公有水面埋立法にも承認の撤回に関する規定はございません。
次に、首里城関連の文化財行政についての御質問の中で、円覚寺の排水路についての御質問にお答えをいたします。
円覚寺と円鑑池の間の排水路については、現在、公園の園路を横断する排水路となっていることから、平成25年度に現況調査を行っております。調査の結果、排水路として機能していることを確認いたしました。
今後は、教育庁が行う円覚寺跡復元整備の状況を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 教育長。
〔教育長　諸見里　明君登壇〕
○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、中高一貫教育校の取り組みについてお答えいたします。
難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応えるため、中高の６年間において計画的・継続的に充実した教育環境を整えることは大変重要なことだと考えます。
県教育委員会では、平成26年９月17日の教育委員会会議において「基本計画」を決定し、平成28年度、開邦高校に併設型中高一貫教育校の開校を目指しております。なお、球陽高校ＰＴＡ会長等から併設型中学校の設置要望を受けており、その設置についても検討しているところであります。

次に、小中一貫教育の導入についてお答えいたします。

隣接する小中学校が、児童生徒の発達段階等を踏まえ共通した実践を展開することは、学力向上のみならず中１ギャップ等を改善する上でも効果的だと考えております。小中一貫教育の導入は、設置者である市町村教育委員会の判断に委ねられており、小中一貫教育を実施する場合、学習指導要領の範囲内において、市町村教育委員会の創意工夫により取り組むことが可能となっております。

県教育委員会としましては、国の動向等を見据え、県内における実施校の成果や課題も踏まえながら、関係市町村教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

次に、家庭学習の状況と課題についてお答えいたします。

本年度の全国学力・学習状況調査において、家庭での復習などについては、小中学校ともに全国平均を上回っておりますが、家庭での学習時間については、特に中学校において課題となっております。家庭教育につきましては、一義的に保護者が責任を有しており、さらに意識を高め充実させることが必要だと考えております。

県教育委員会としましては、授業と連動した宿題の取り組み等を一層充実させることで家庭での学習時間を確保するとともに、規則正しい生活リズムなどの基本的な生活習慣の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、首里城関連の文化財行政についての御質問の中で、弁財天堂の説明板設置についてお答えいたします。

弁財天堂の説明板につきましては、見学者等から設置の要望があることは承知しております。説明板の設置につきましては、弁財天堂が史跡円覚寺跡内に所在することから、学識経験者や有識者等で構成される円覚寺跡復元整備検討委員会において、次年度以降の円覚寺跡説明板設置・検討とあわせて提案したいと考えているところであります。

次に、円覚寺の排水等調査についてお答えいたします。

円覚寺境内から円鑑池へ至る水の流れについては、発掘調査により一部明らかになっております。円覚寺跡の排水等調査につきましては、今後、円覚寺跡復元整備の際に事前の発掘調査を実施すると同時に、あわせて資料収集にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　よろしくお願いします。

今、知事の政治姿勢についてということで何点かお伺いしたんですが、この質問をした理由は、最近地元紙を見ますと、いわゆる基地問題のせいだと思うんですが、よく琉球人差別だとか、構造的差別とか独立とか、先住民族とかそういう言葉が結構出てくるんですね。そういう状況の中にあって、この間のスコットランドの住民投票があった。私もあれがもし独立という形になったら、翌日の地元紙はこれからどうなるのかなとそういう不安を持っていたんですね。ところがああいう結果になった。それでも、その余韻は地元紙の中で継続的に続いていると思うんです。

スコットランドとかカナダとかほかにもいろいろあると思うんですけれども、一つ私が沖縄について言えるのは、沖縄の特別な問題というのは、中国との歴史の中で、いわゆる中国が宗主国であったということが１点。もう一つ、その中国が今経済大国、軍事大国になっていわゆる海洋国家を目指して太平洋へ出ようとしていると。そういう状況の中に今沖縄の諸島があって、そこに米軍基地が置かれていると。中国はアジアにおいて米国を除いて安全保障の体制を構築しようとしている。そういう状況の中にあることを思ったら、そこで沖縄がその基地問題を中心にして、やれ琉球民族差別だとか、独立だとか、そういう話が沖縄で出てくると、これは本当に大丈夫かなというそういう心配をするんですね。そこは、これは２月の議会でもあるいは沖国ですかね、生徒にアンケートをとったら、独立に賛成ではないけれども考えたことがあるというのが30％ぐらいいたと。そういうことがあって質問して副知事が答弁されたと思うんですが、これは基地問題に対する不公平感があるからだと、それを解決しないといけない。もう一点は、沖縄と中国との間でしっかり交流をやるべきだと、そういうお話があったと思うんですが、しかしいかんせんこの中国の状況とか見たときに、今沖縄のこのいわゆる世論、一部ではあるかもしれないけれども、マスコミを見たら毎日毎日出てくるその状況。そういうことに対して私は不安を持つんですが、そこは皆さんはどうでしょうか。知事、副知事でもいいし、公室長でもいいし、ひとつ感想をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　今御質問の中で述べられました懸念といいますか認識については、かなり共有しているというふうに思います。基地問題を中心としてその沖縄の厳しい現状というものをどのように捉えて

いくのかという私はいろんな立場や考え方の中でいろんな意見が今出されている状況だろうというふうに思うんですけれども、それはそれで沖縄の基地問題中心にその沖縄問題を深めていくための一つの議論をされているという状況だろうと思います。ただ、そのときにどのような方法といいますか、どのように課題を設定して、その課題解決に向かってどのように英知を集め、あるいはその県民の力を結集して進んでいくのかというそういったことを含めてさまざまな意見、模索といいますか多分それがあるんだと思いまして、その中に多分スコットランドの動きについての関心もあっただろうと思うんです。ただ､行政の立場から言うと、今の沖縄の基地問題は構造的差別なのか、差別の問題なのかということよりも、むしろ不公平な状態を強いられている、不公平な状態に置かれている。その不公平な状態というものは当然これは是正しなきゃならないわけですから、どうやって是正するのかというふうに問題立てて議論すべきだろうと思っていまして、もう一つは、中国についても、中国がかつて歴史的にいわゆる琉球の宗主国であったからということで､じゃ、現在の沖縄に至るまでの過去の歴史的な経緯について中国が正しい歴史認識を持っているかどうかという点もあります。したがって、さまざまな議論を闘わせることはいいことだと思うんですが、ただそれを短絡的に現在の問題、あるいは問題解決の一つの方法にいきなり持っていくということについては、やはりさまざまな検討が本当は求められるのではないかというふうに考えますが。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　もし沖縄でいわゆる独立に対する意識とかあるいは本土との溝ができてきたときに、中国の中にもいろいろあると思うんですけれども、そういう沖縄の状況に対してその独立の意識が芽生えたあるいは運動が起きてきた沖縄の状況に対して、これを支援していこうという誘惑に駆られるというか――中国側がですね――支援していこうという思いが湧き、そして具体的な行動に移るというそういう懸念は持たれるでしょうか。そういうこともあるかということ。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　今の想定は大変難しい問題で、ただ１つだけ言えることは、それは中国の政府といいますか、意思決定の方々がどう考えるかについては、私は承知していません。ただ、例えば先ほど御質問いただいた万国津梁フォーラムにお招きした中国の専門家たち、あるいは私がさまざまなこれまで中国との学術交流を通じて知っている知識人、専門家たち、この二十数年、30年近くおつき合いがありますけれども、そういった沖縄に関する正確な認識を持っている中国の方々の間で、今心配されているような状況が起こるというようなことは考えていません。ただ、政治や外交あるいは安全保障の問題というのは、もう一つの国家意思というものが働くわけですから、それについての今想定は私はお答えできませんけれども、少なくとも中国の中に沖縄との交流に熱心で、たくさんの知識を、正確な知識をお持ちの方々の間ではそういう懸念は多分、全然私は抱いてないということです。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　政府でなくてもいいんですが、あるいはその運動するいわゆる向こうの愛国者もいると思うんですね、そこで沖縄における独立の意識とか運動が、本当に小さいときはそれはいいと思うんです。今はそういう状態かもしれない。でもそれがいわゆる外からの応援、支援によって大きくなったときに取り返しのつかないようなところまでいくんじゃないかというそういう想定、そういう心配、安全保障上のですよ、沖縄の。そこら辺は国は国の機関としてそれはやると思うんですけれども、沖縄は特別なところだから、そのために地域安全政策課のようなものも必要だと私はかねてから言ってきた。そこは地域安全政策課として、例えばそういうことに対する想定とか、そういう研究とか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今議員の御指摘、さまざまなメディア等で中国がどのように沖縄を捉えているかであるとか、そういった説とか、そういう情報がいろいろ県民の耳に届くわけでございます。おおむねやはりマスメディアというんですか、そのマスメディアもかなりいろいろな系統があるようでございまして、そういうことを専門に流している、中国の立場を批判する、あるいは肯定するという立場でいろいろな傾向があるようでございます。

地域安全政策課におきましては、やはりそういった情報も入手しつつ、このフォーラムで、先ほど副知事が答弁いたしましたけれども、実際に北京から人を呼んだりあるいは台北から人を呼んだり、さらにことしはソウルから来ていただきました。そういう形で現地の方々と、ある意味では腹を割ってお話をすると。そこで話の中でいろいろなその国の事情であるとか、国民の意識であるとかということを把握できるわけでございます。したがいまして、このようなフォーラム、あるいは研究活動を通じて正確な国際間のお互いの国民の意識でありますとか、あるいは政府がお考えの方

向性であるとかそういったことを探っていきたい。そういう意味では、地域安全政策課で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　すごくいい動きだと思います。じゃ、逆に中国サイドからいわゆる沖縄のその自己決定権云々に関する意識の高い識者を中国側北京に呼んでシンポジウムを開くとか、そういうことも行われているやに聞いたりもするんですが、それに対してはどうでしょうか。把握されていますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 経済団体とか、それから日本にも存在しますそういうシンクタンク系、研究所といったところが頻繁にいろいろな方との学術交流ということをやっているように聞いております。できるだけそういった情報は収集するようにしております。

県もそういった情報の上にしっかりした客観的な面を持って判断できるような、そういう力を県としてつけていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　人種差別撤廃委員会が日本に出した勧告についてなんですが、その中身をちょっと簡単に紹介していただけますか。これは30項目ぐらいあって沖縄に対する項目は１項目だと思うんですが、それは沖縄に関することですから、そこの部分、どういうふうな勧告されているか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） これは直近のものでよろしいですか。

2014年の８月ですね、この委員会における沖縄に関する勧告の趣旨でございますが、沖縄の人々を先住民として検討するとともに、権利の促進と保護のため協議を深めることを日本政府に対し勧告したと。また新たに琉球語の教育を促進し、沖縄の人々の歴史と文化を教科書に加えることを勧告したという、大きく２つの趣旨で勧告がされております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　これは沖縄に対する、沖縄を先住民だと認めるということで日本国に勧告をして、政府は、いや、そうじゃないんだというふうに言っているわけですね。そういうやりとりをされているわけですよね。当の沖縄はその部分はどう受けとめたらいいんでしょうか、どなたか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 国連は、沖縄に住む人を先住民というふうに定義してといいますか評価して、そして日本の政府に対してそういう勧告を行ったということですので、国連の側でそのような認識をしてそれを日本政府にこうこういう点を改善すべしという提案をしたと。そのことと、あるいは沖縄県民がそのことをどう考えるかというのはまた別の問題だというふうに思いますが。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　沖縄県の県政の代表の方はどう考えるかということでお聞きしました。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） こういう答弁は少し副知事という立場でできるのか、あるいは多少沖縄の歴史や文化を勉強してきた人間としてすべきなのかちょっと迷っているんですが、ただ、少なくとも私が知っている情報で沖縄に関するいろいろなアンケートですとか意識調査でありますとか、さまざまな私が知り得る多少客観的なデータというふうに申し上げたほうがいいかもしれませんが、その中で沖縄の県民たちがみずからを先住民と規定して、そして先住民と規定したことをそこをよりどころにしてさまざまな論を立てるということは多分基本的にはしていないというふうに理解しています。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君　私もこの国連の委員会というのは、本当に問題だなと思っているんですね。この委員会が出した勧告の背景には、一部の団体からその筋の情報が上がって、それに基づいてこういうことが出されている。それが地元紙に大きくボーンと載って、それがまた世界に発信される。そうすると沖縄はやっぱり差別されているんじゃないか、溝があるんじゃないかというふうにあらぬ誤解が、間違った実情が伝わるんですね。そのことが大きな問題だなと思っているわけです。そういうことに関する県としてのこれは対応もあるべきかなと思ったりもするんですけれども、そういうことをいろいろと思っている次第です。

時間もありませんので、この辺でこの問題はとめますけれども、あと……

休憩お願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時１分休憩

午後５時２分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣安弘君。

○新垣　安弘君　知事、先ほど久米島の深層水の件で御答弁いただいたんですが、これはつい最近も久米島

に呼ばれて向こうからお話がありました。これは今取水管が１本あって深層水とってさまざまな事業やっていて、温度差発電もそこからとってやっているんですね。久米島としては、本当にもう１本取水管をつくって深層水をくみ上げればもっと事業をさらに大きく展開できると。これは１本に100億ぐらいかかるかもしれませんけれども、それでも十分発展性のあるようなことができるということをおっしゃっていますし、温度差発電もあと２年間、国のあれで事業が続くんですが、これはやっぱり続けていかないといけないし、久米島自身も国の特別な地域に指定もされていますから、そういう点でぜひこのエネルギー問題を進めていくためにも、例えば次の太平洋・島サミットをもう一回沖縄でやって、久米島に連れていって久米島で見せて島嶼国にまたビジネスにつなげるとか、そういうこともありますし、そこは県と久米島とがさらに力を合わせてやっていただきたいんですが、そこら辺ひとつお願いします。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　久米島において、今やこの深層水の関係の生産額といいますか、サトウキビをしのぐ非常に大きなものになっているというふうなものを聞いております。そういう意味では、町長からもこの深層水に関する要望というのはたびたび聞かされているわけでございます。しかしながら、県としても非常に多額の事業費のかかるものでありますけれども、やはりこの地域の振興というふうな観点から、一生懸命取り組んだものについては一緒になって検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　ぜひよろしくお願いします。

あと教育問題に移りたいと思います。教育長よろしくお願いいたします。

中高一貫校、これは開邦ということでお願いをいたしまして、球陽が刺激されて球陽もやるということで、それに対して知事も、これに関してはもう予算は120％責任を持つということで前に進むと思うんですが、そこで、私、この中高一貫の件は実は向陽高校の生徒を見て、これはやるべきだと思って気がついたんですね、最初のころは。今開邦、球陽がなった。教育長の家からわずか１分で行けるところの向陽高校、お互いの地元にある向陽高校、そこからは声は上がっていないんでしょうか。将来的にはそこもやるべきだということになるんでしょうか。地元の地元なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　開邦高校の設置につきましては、県民あるいは学校関係者等から大変反響は大きいものがあります。元校長とかいろんな形で、それから問い合わせも保護者の方から多いものがあるんですけれども、個人的には八重瀬町の教育委員会からとか、向陽高校にどうかというのはありますけれども、現在のところ向陽高校はどうかというのは今持ち合わせてないような状況です。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　あと、500名の生徒を難関大学の視察に連れていくという事業があると思うんですが、それについてちょっと紹介してもらえますか。募集も終わったと思うんですが、最近。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　ちょっと資料を持ち合わせていないんですけれども、県教育委員会では、本年度から新学力グレードアップ推進事業を起こしていまして、これは本県が県外の国公立大学あるいは難関大学等に進学していく生徒が少ないという現状に鑑みまして、例えば本土の子供たちでしたら近くに難関の国公立大学とかそういうのがあるものですから、小さいころから東大を見たり京大を見たり、阪大とかあるいは九州大学なんかを見たり、いろんなところを見る機会があるんですね。保護者も喜んで連れていくんですけれども､本県はそういう機会に乏しいものですから、じゃ、高校生をこちらから連れていったらどうかというそういう議論から始まって、今回500名の高校生を東京それから大阪圏内、そこへ派遣して大学等を見学する、あるいは大学等で実際に講義を聞く。実際に東大で学生との交流であるとか、あるいは講義を聞くとか実際に体験してもらう。行くことによってモチベーションがかなり変わってくると思うんですね。そういう事業です。

それからもう一つは、それと並行して県内の高校生の先生方の意識を高めようと、それから資質を高めようと、そういう進学校の知見にすぐれた講師を招聘してのまた勉強会とか研修会とか、そういうのを計画しております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　教育長、１つこれはお願いなんですけれども、この事業が始まった背景の中には１つ調査してもらって、いわゆる難関国立大学に対する進学率が、余りにも沖縄は少ないと、そういう結果が出てきたわけですよ。そういう中で、じゃ、沖縄の人材教育、いわゆるリーダー教育はどうなっているんだということになったわけですね。これが全てじゃないんだ

けれども、そういう進学率のあれからすると、もう四、五十年おくれているんじゃないかということもあるんです。かといって、じゃ、その難関大学を見せて受験勉強しっかり頑張れよというそれだけでもまた意味がないと思うんですね。そこで、これは予算をかけて連れていくわけだし、将来リーダーを目指してもらいたいという人たちだし、志を持ってもらいたい人たちですから、そこはプログラムの中に単なるその受験勉強を頑張って目指すという云々ではなくて、しっかり沖縄のことも考える、日本の国のことも考える、公的なそういう面でのことも講話というかそういうものもやる、そこをプログラムに入れる必要があると思うんです。入れたほうがいいと思うんです。そういう点で、どういう今プログラムが組まれているのかわからないんですけれども、そういう観点からのポイントも１つ必要じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　もう１回目が10月の24日でしたか、500名のうち250名、ちょっと人数は忘れたんですけれども連れていく予定です。それから２回目がもう11月に迫っていて、プログラムはもう大体きゅうきゅうしてきていますけれども、これからもし間に合えばそういう観点も入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　ぜひお願いします。

あと家庭教育の件なんですが、教育長も浦添で夜回り先生、水谷先生をお招きしての講演会に行かれたと思うんです。あの先生が言うには、青少年の深夜徘回の問題は大人の夜型社会が問題だと、大人の深夜徘回をやめるべきじゃないかと、そういう話もあったと思うんですね。

そこで１つ提案なんですが、よく標語で「早寝早起き朝ごはん」とありますね、子供たちにね。その後ろに早寝早起き朝ごはん、家族そろって夕ごはん、そこを入れて家庭で強調させるようなこともいいかなと思うんですが、大人が夜一緒に家庭で食事をすると。特に小中学生の子供たちがいるところはそこはしっかり父兄に言うような、大人が自覚するようなことも必要かと思うんですが、そこはぜひ、後ろのほうを強調していくというかね、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　県議のおっしゃるとおりだと思います。本県も青少年非行とか深夜徘回等大変大きな課題を抱えておりまして、特にこの深夜徘回は社会全体で、まず大人から直していかないとこれはもう直らない問題だと、私も同感です。

県教育委員会としましては、現在、家庭教育力の促進、「やーなれー」事業というのを展開しておりまして、保護者向け学習プログラムを作成しております。その中で「早寝早起き朝ごはん」というこのキャッチフレーズでいくんですけれども、まだ間に合うと思いますので、家族そろって晩ごはんですか、これはいいキャッチフレーズになると思います。ちょっと持ち帰って鋭意検討させてください。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　私も家でこれを言ったら、うちの家内から、あんたは夜食べてないよということで言われたんですけれども、でも、もう小中学生じゃないですからね。そこは小中学生の父兄に対してはしっかり、子供が家に行って早寝早起き朝ごはん、家族そろって夕ごはんということを親の前でやると。よろしくお願いします。

最後にちょっと時間が残っておりますので、公室長、１つ最後にまた公室長にお願いがあるんですが、フォーラムですね、私はすごくいいと思っているんですよ。３回やってさまざまないい提案もされています。それでいろんな先生方が来て、提案もやっているんですが、１つ残念なのは、そういう先生方のその講演内容、意見が地元紙で十分に県民に知らされていないというのは残念だなと思うんですね。やったというのは記事は地元紙に少し載るんですけれども、あとネットに上げられているとか資料をつくるとかあるんですが、そこはちょっと残念なんですけれども。

もう一点、次のこれからの一つの課題として、例えば日中の関係、沖縄のもう生存圏にとって大変重要なことですよ。そういう意味で、尖閣の資源の問題もある。そこで、フランスとドイツが石炭や鉄の問題で２国間の関係をうまくつないでいいようにつながっていった。それがありますから、この資源の問題、日中両方の愛国者から見たら折り合うことはないと思うんですが、沖縄の観点から見たら切実に資源を中心として日中がうまくいくようなきっかけをつくれれば、これは沖縄にとって大変いいことです。そうならないと沖縄にとって大変なことですから、そういう点で次のフォーラムの課題にこの海底資源、尖閣を含めた沖縄のその東シナ海の海底資源で日中の問題を解決していくということを一つのテーマにして研究をさせていくようなことをぜひ入れてもらいたいんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　県のフォーラムに対して大変評価をいただきまして大変感謝申し上げたいと思います。

今御提言のありました日中においては、議員御指摘のようにさまざまな課題があって、その資源をめぐる問題というのもこれはいろいろ取り沙汰されていると。こういったものを含めて、例えば一例として――ちょっと脱線しますけれども――スコットランドの問題も研究しております。レポートも出ております。こういった形で幅広く議員の御提案も含めて研究し、さらにフォーラムで取り上げるということはきちんと承りたいと思っております。

○新垣　安弘君　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉　清義君　皆さん、こんにちは。

やがてこんばんはになるかと思いますが、本日最後の一般質問でございます。元気よく気合いを入れていきたいと思いますので、皆さん、ひとつよろしくお願いいたします。

まず私は、今議会で野党の代表質問、一般質問を聞いてびっくりいたしております。

そこで所見を３点ほど簡潔に申し上げたいと思います。

まず１点目、野党が知事選挙においての候補者選考で全く考えや政策の違う候補者を擁立したことであります。野党の最大の課題である基地政策の中で、共産党を中心に野党の主張は、沖縄の基地は無条件、即時全面返還､即時全面撤去であります。自称､保守と言っている翁長那覇市長は、普天間の辺野古移設について反対はするけれども、辺野古基地建設の撤回取り消しさえ公約に掲げない玉虫色の状況であります。新聞報道によると、野党の知事候補者決定の中で、腹八分、腹六分論を最大公約数でまとまったとのことである。そのことは基地政策でも腹八分、腹六分論でよしとしているのか。かつ各党の基本政策に封印をしたと思いきや県議会で共産党は独自の主張を展開している。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○又吉　清義君　そのことは、野党が最も重要と位置づけている基地政策において一致できていない証拠であり、県民だましの選挙目的の野合そのものと断じざるを得ない。

２点目に、野党の候補者である市長会の会長で述べた翁長那覇市長は、「県内41市町村の首長及び議長に「建白書」へ署名参加を求める際､保守系首長に「我々が反対しても国の方針は変えることができないと思う。反対することで振興策が多く取れる、我々はどんな情勢になっても県政を支えよう」と発言をしております。

続きまして３点目に、この普天間飛行場の５年以内の閉鎖、返還状態についてでありますが、私たちは今仲井眞知事が打ち出して取り組んでいる普天間飛行場の５年以内の閉鎖、返還状態が実現されることは、宜野湾市民９万5000人を初め、浦添市民、西原町民、中城村民と、その隣接市町村の生命と財産を守ることができる、歴代知事のどなたがもなしえなかった飛躍的な解決策であります。これまで誰もが考えもつかない仲井眞知事の基地問題を解決する熱い情熱と決意には、真のウチナーンチュの政治家の姿を感じます。

このように市民、県民の生命と財産を守るためにマスコミの逆風にも負けず、あらゆる手段と行動を起こしている知事に、私たち県議会議員は追及ではなく、むしろ惜しみない支援をするべきではないでしょうか。県民の中で、知事が、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のために普天間の５年以内の閉鎖、返還状態を取り組み実現をされたら困る方でもいるのでしょうか。私には理解できません。

140万県民の心と願いは１つ、一日も早い危険性の除去であり、それを解決するために鋭意努力をしている知事を支えることが、イデオロギーのない沖縄県民のあるべき姿で、同時に私たち県議会議員の責務ではないでしょうか。

そこで、一般質問に移らせていただきます。

普天間飛行場の５年以内の閉鎖､返還状態について。

(1)、県の取り組んでおられるこれまでの成果と進捗状況について。

(2)、実行された空中給油機ＫＣ130の移転に伴い改善される基地周辺の環境について。

２､1000万人観光客の実現に向けた「国際観光拠点」の取り組みについて。

(1)、1000万人の実現に向けた取り組みと予測される問題点など。

(2)、観光・リゾート振興と経済活性化に向けた売上倍増計画を実現するためには言葉の壁という大きな課題があると解するが、県のその対応策は。

(3)、多言語対応人材育成に時間がかかる現状において、県内観光関連産業の外国語対応策は。

３番目に、私たち人間は生きている間、健康で元気であるのが幸せの根本かと思います。ですから、ピンピンコロリとよく言われております｡そのために健康･長寿日本一を目指した県の取り組みについて改めて伺

います。

４番目、基地返還跡地利用等取り組みについて。

(1)、来年度の３月末日には返還される西普天間地区の取り組み状況と今後の進捗状況について。

(2)、普天間飛行場の返還跡地計画に欲しい歴史の流れを刻んだまちづくりと国際平和に貢献するためのまちづくり誘致の支援体制をぜひ県・国・市とともに取り組んでいただきたいと、200ヘクタール以上の拠点都市、拠点地域は国は責任を持って取り組むということになっておりますので、ぜひ知事、頑張っていただきたいと思います。

５番目に、県道34号線の宜野湾市真栄原十字路から国道58号までの朝、夕の交通混雑解消に向けてでございますが、２年前と比べて、以前は朝夕の交通ラッシュ時が混みましたが、現在時間は全く関係ございません。なぜこれがこのように混雑をするのか調査してみると、大体、おおよそのことがわかりましたが、その混雑解消に向けてぜひ県に取り組んでいただきたいと思います。

６番目、７番目、時間ありませんので割愛させていただきます。

以上です。

あとは、指定席から行います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 又吉清義議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、1000万観光客の実現に向けた国際観光拠点の取り組みについての中で、観光客数1000万人の実現に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄観光は、入域観光客数1000万人を目指し、官民一体となって観光施策に取り組んでいるところでございます。平成24年度と25年度の２年間で、観光客数は100万人を超える大幅な増加を見せております。今後も国内・海外航空路線の拡充の動きや那覇空港滑走路増設工事の着工を背景に、観光客の増加の勢いは続くものと見込まれております。1000万人の達成は十分に可能と考えております。一方、目標の達成には空港や公共交通の機能拡充、そして宿泊及び観光施設等の充実、観光人材の育成等の受け入れ体制の整備が必要であります。

沖縄県では、これらの対応策について、国や観光関連事業者等から成る沖縄観光推進戦略会議におきまして協議を重ねながら、今年度中に「沖縄観光推進ロードマップ」を策定し、官民一体となって、目標達成に向け着実な施策展開を図ってまいる所存でございます。

次に、健康・長寿日本一を目指した取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、健康・長寿復活に向けまして、県民がとるべき好ましい生活習慣として、健康診断やがん検診の定期受診、そして肥満の解消、適正飲酒の理解及び実践を推奨しております。

具体的な取り組みとして、長寿復活健康づくり事業などの事業を実施しております。長寿復活健康づくり事業では、小中学生を対象とした副読本の作成や各種メディアを活用した広報などを実施いたしております。そのほか、ウオーキングしやすい歩道の整備など県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備を実施しております。さらに、「健康長寿おきなわ復活県民会議」の構成団体においては、沖縄労働局の「おきなわを歩こう」や、沖縄県栄養士会などによる食育の推進などに取り組んでおります。

今後も官民一体となった健康づくり運動を推進することによりまして、2040年までに平均寿命の都道府県順位１位を奪回することを目指しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 普天間飛行場の５年以内の閉鎖、返還状態に関する御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

県としては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、昨年12月、沖縄政策協議会において、同飛行場の５年以内運用停止を含む４項目の基地負担軽減策を要請したところであります。

現在、県の要請に応えて政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議において具体的な取り組みを進めているところです。同会議の議論を踏まえ、最も重い負担となっている外来ジェット機ＦＡ18の飛来については、小野寺前防衛大臣からヘーゲル国防長官に申し入れを行うなど、閣僚レベル、実務者レベルにおいて米国へ問題提起がなされております。

去る４月24日に開催された日米首脳会談においては、安倍総理からオバマ大統領に対し、沖縄の要望を踏まえ協力を要請しており、引き続き目下の課題となっている夜間騒音への対策を初め、５年以内運用停止の実現に向けてあらゆる方策の検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　基地返還跡地利用計画と取り組みについての御質問の中で、西普天間住宅地区の跡地利用についてお答えいたします。

西普天間住宅地区の跡地利用に向け、沖縄県は、宜野湾市や琉球大学と連携し、重粒子線治療施設や琉大病院など、高度な医療機能を集積させた国際医療拠点の形成を目指すこととしております。

このため、国の積極的な財政支援、インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還、土地取得制度の拡充等を国に要望したところであります。

沖縄県としましては、今後とも宜野湾市、地権者等と連携しながら、跡地利用計画の策定を初め、円滑な跡地利用に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　普天間飛行場の５年以内の閉鎖、返還状態についての御質問の中で、ＫＣ130移駐の効果についてお答えいたします。

ＫＣ130空中給油機15機の山口県岩国市への移駐については、７月15日から開始され８月26日に完了いたしました。

県といたしましては、負担軽減推進会議の中でこの移駐の効果を実効性あらしめるよう再三にわたって求めているところでありまして、現在、本移駐の効果を確認するため、政府及び宜野湾市においても調査を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは1000万人観光客の実現に向けた、「国際観光拠点」の取り組みに関する御質問の中の、外国人観光客の受け入れ課題に対する対応策及び人材育成以外の外国語対応策についてお答えいたします。２の(2)と２の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県が実施した「平成25年度外国人観光客受入に関する実態調査」によりますと、「外国語対応ができない」と回答した事業者が76％となっており、外国語対応が最も大きな課題となっております。

県では、その課題に対応するため、県内観光関連企業等が実施する人材育成への講師派遣や、語学にたけた人材の採用を支援しているほか、外国人観光客に対して通訳サービスを提供する多言語コールセンターの運営など、さまざまな対応策を展開しております。

一方、外国人観光客数は急速に増加しており、外国語対応力の強化が急務となっていることから、人材育成とあわせて情報通信技術の利活用も重要であると考えております。このため、国内外の先進事例等の調査を行いながら、関係機関と連携し、外国語対応の環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　基地返還跡地利用計画と取り組みについての御質問の中の、普天間飛行場返還跡地のまちづくりについてお答えいたします。

平成25年１月に、県が関係市町村と連携し策定した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想において、普天間飛行場跡地の整備コンセプトを、「平和シンボルの国際的高次都市機能を備えた多機能交流拠点都市」としております。また、平成25年３月に県と宜野湾市が共同で策定した普天間飛行場跡地利用の「中間とりまとめ」の中では、宜野湾の歴史が見えるまちづくりを目標として、並松街道や旧集落等を中心とし、隣接する既存樹林地や遺跡等を含む一帯を「歴史まちづくりゾーン」として一体的な風景づくりを推進することとしております。

今後、沖縄県と宜野湾市は、国等関係機関や市地主会などと連携して、普天間飛行場跡地のまちづくりに向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　県道34号線の宜野湾市真栄原十字路から国道58号までの朝夕の交通混雑解消についての御質問の中で、交通混雑解消についての御質問にお答えをいたします。

県道34号線（宜野湾西原線）の真栄原交差点から大謝名交差点の区間については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において抽出した主要渋滞箇所に含まれ、対策が必要であると認識しております。

主要渋滞箇所については、昨年度から渋滞状況の調査・分析を行っているところであり、今後、右折車線の設置など、さまざまな渋滞対策案を検討し、渋滞対策案を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　余り時間がありませんので、さっと通していきたいと思います。

１の普天間飛行場の５年以内の閉鎖、返還状態、実質的な運用停止かと思うんですが、実は宜野湾市の基地政策のほうでも調査をしておるんです。この８月28日から９月24日のＫＣ130空中給油機の状態です、宜野湾市に飛来した状態ですね。何も完璧とは言いませんけれども、確かにこれまでこの28日から９月24日、約１カ月の間に６機が飛来したのかなということと、やはりまた現在確かに夜間にあるのも事実でございます。しかし、私も宜野湾市に住んでいる立場上、確かに静かになった感覚はいたします。効果はあったかなと。しかし、まだまだその辺は……一方、知事には本当に深く感謝申し上げます、一歩、二歩前進はしておりますが、やはりこの辺はもっと調査をしていただいて、できるだけ完璧な、100点とまではいかないかもしれませんけれども、限りなく100点に近い状態にぜひ持っていっていただきたいなと。これが８月下旬から始まって、この１カ月間で減っているのは事実だと私も確信しておりますが､ぜひ知事としてもその辺を､岩国に14機全部が移駐したからそれでよしというだけじゃなくて、やはり追跡調査も行う、そしてさらにできるだけ本当にここに飛来しないようにということをぜひ再度また検討して、宜野湾市民のために頑張っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　普天間飛行場の負担軽減推進会議の下の作業部会のメンバーとして少しコメントさせていただきますと、そこに宜野湾の副市長が参加しています。当然宜野湾の市民が実感しているさまざまな問題点について、当然整理した形でちゃんと問題提起する。そしてもう一つは、例えばＫＣ130、15機の問題については、市民がその移駐の効果を実感できるような状況にする。そのためにはただ単に印象だけじゃなくてデータをちゃんととって、実際に効果があったかどうかということについて当然これからそういったことについても確認をしていくということになります。したがって、ただＫＣ130が例えば岩国に移駐したはずなのに逆に外来機として戻ってきて訓練をするということについての当然報道もあります。それらを含めてどんな効果が実際に上がっているのか、何が問題なのかについて当然これからも厳しく議論していくことになるというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ精査をし、また日々取り組んでいただきたいということを、やはり宜野湾市民のためにも、また隣接市町村のためにもぜひ切実にお願いいたします。

次２番目の、1000万人観光客の国際観光拠点の取り組みについてですが、先ほど部長からもありました。やはり今、着実にハード面については私は順調に進んでいるだろうと思っております。しかし、その中でやはりソフト面、その部分をもっと力を入れていただくことによってじゃ何が起きるかというと、やはり外国人であるばかりに日本人の文化が理解できない、日本人の言葉がわからない、うまくコミュニケーションがとれないと。せっかくすばらしいこの地、沖縄に来たのに、沖縄のすばらしさを獲得していくことができない。また学んでいくことができないと。そういった意味で県としても多言語の人材育成、コールセンター等も活用して行っているということは重々承知をしております。しかしただそこで欠点があるのは、コールセンターというのは言葉のやりとりで、現場での生のやりとりが見えてこないわけです。そこで非常にびっくりしたのが、やはり昨今のこのＩＴ技術ですね、こんなにも進んでいるのかというのを改めてびっくりいたしました。それは何かといいますと、私たちが普段持ち歩いているｉＰａｄについて、これがどういうふうに今使われているかというと、24時間、直接テレビ電話でもう中継できるんですよ、24時間。ですから24時間できるということは何を意味するかといいますと、例えばこの24時間、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、今５カ国語、５つの国の言葉です。そこにオペレーターがいてｉＰａｄでテレビ電話でやりとりすることによって、自分が買いたい商品はこれで、例えばポルトガル人であれば、この商品、君ここで説明してくれと。そうしたらこれでやりとりをするわけです。そしてこのポルトガル人は彼とやりとりをして、じゃ、私はこれを幾らで買うことができる、いつまでに郵送できる、持ち運びできると。またこの通訳が教えてくれるわけですよ。こんな便利なＩＴシステムがもう既に行われているということであれば、先ほどこの人材育成には多大な時間と費用がかかるかと思います。それも非常に大事です。例えばホテルにおいて24時間外国人が来るところにこの通訳に待機しなさいというのはこれはもう無理な話です。しかし、そこのフロントに１つこれを置いておくことによって外国人が勝手にフロントでこれができると。そして国際通りのマチヤグヮーでいろんな方々がいます。マチヤグヮーにも１台これがあれば、例えば売るおばちゃんたちが、あら、あなた韓国人ねとわかったら韓国語を押してこれで、あんたこれ韓国人だからこれ説明して

とｉＰａｄの画面で説明できるわけですよ。そうすることによって売り上げもふえると。そしてそればかりじゃなくてまた何があるかというと、やっぱりホテルのフロントで非常に難しいのが何かといいますと、病気になった場合の対応が非常に難しいみたいです。しかし、これもできるわけです。だからそういったのが私は県は大いに、今、観光客1000万人が安心して来る、そして県民も安心して対応ができる。この不足している部分を大いにこういったのを活用して、今後調査をして取り組むのも一つの大きな1000万人の観光団が満足できるというポイントじゃないかなと思います。そういうのもぜひ研究・調査していただきたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今議員から御指摘あったように、やはり人材育成でやるにはなかなかスピード感というかそれが追いつかないのが現状です。県が予想している以上にやっぱり外国人の観光客というのは今ふえてきている状況です。それに向けていろいろと今人材育成等々やっているわけですけれども、やはりその対応となるところが必ずしもこのホテルとかそういう観光に特化した部分だけじゃなく、今おっしゃるような店舗とかレストランとかいろんな分野でその言葉というのが壁になっているというふうにはお聞きしております。

そういったことで、今、議員から提案のあったようなタブレット端末を活用して、対面型のいわゆる翻訳というんですか通訳というんですか、そういったシステムが今大分進んできているようです。現在、例えばテレビで通訳サービスであるとか、沖縄コールとか実際に今そういったものが一部活用されている事例もあるようですので、そのあたりも他府県の状況を見ながら、事例も見ながら、沖縄県でも積極的に導入に取り組んでみたいと思っています。

それとあわせてそれを普及させるためには、どうしてもまたこの無料Ｗｉ－Ｆｉというんですか、この通信基盤というのがどうしても整備されてないとなかなかその広がりも出てこないということですので、それもあわせて積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　済みません。私、先ほどｉＰａｄと言いましたけれども、タブレットの間違いでしたね。タブレットですね。私も実際持っていてデモンストレーションしてみたんですよ。本当に自分専属の通訳がついているのと全く一緒なんですよ。何も臆することがないんですよ。気軽にできるということ、非常によさがあるなということですね。大いにこれからのお店の売り上げ、ホテルのサービス、そして案内等、非常に不足している分はこれでカバーできるのであれば大いに検討するべきじゃないかなと思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次、健康・長寿日本一を目指した取り組みについてですが、県のほうで取り組んでいることも、資料いただいてよく存じています。そしてそれをなぜあえて取り上げたかといいますと、実は南部のほうのある市町村でこういった介護そしていろんな取り組み、健康・長寿を目指した取り組みをちょっと現場調査してみて気づいた点があるんですよ。これが何かと申し上げますと、これから国のほうも５カ年間で、まず認知症政策について大いに取り組んでおられます。その認知症について１点例を挙げていただくならば、認知症というのは年いった方がもちろん認知症になります。もちろん若い方でもたまにいます、アルツハイマーで40代からですね。それはそれでいいんですが、特に認知症というのはお互い生きている県民140万人みんなその要素を持っているわけです。その中で今回講習会行って、現場見て非常に感動したのは、認知症というのがどういったものか正しく理解することによって、家族がそのお父さん、お母さん、認知症にかかる方を怒らなくていいわけですよ､怒らなくていい。そうすると、いつも笑顔で接することができる。ああ自分のおやじはこれ進んでいるなと、しっかり何が原因というかどういった症状で、次どうするかというのがわかってくるわけですよ。そういった意味でぜひ、この健康・長寿日本一というのはやはりターゲットを年齢幅広くお互いやるべきじゃないのかなと。どうも年齢的にはお年寄りを主体的にやっているんですが、それだけじゃないですよと。私は小学生からやはり私たち40代、50代、60代の方々も、壮年期の皆様にも全員そういったやっぱり健康・長寿を目指す、幸せな家庭を目指す意味では､そういった取り組みが必要じゃないのかなと、この部分が抜けている感じがするということと、もう一つ、この市町村は、独自の予算でその取り組みを行っております。ですから県のほうもそういった地域へのモデル事業の助成等があります。そういった支援も行う、そしてまたそういったデータも収集することによって、この市町村でこういう事業を行うことでそういう経過が出ますよと。またこれ他市町村に紹介もする。そうすると、私は沖縄県もっと健康で暮らしやすい沖縄県に変わるんじゃないかなと思います。ですからまずこの事業の対象年齢、幅広く行うということ

と、そういった取り組んでいる市町村に積極的に出かけていって、いいのを学んできて他市町村にも紹介をすると、そういうのを県がぜひ行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　お答えします。御提案ありがとうございます。

まず市町村のモデル事業的なその取り組みを取り上げるという点についてお答えをします。

現在、長寿復活健康づくり事業の中で、市町村からこの健康づくりのモデルとなるような事業を幾つか応募してもらい､それを採択し､これは一括交付金を使って助成をしまして――２年間を想定していますけれども――それをまたモデル的に各市町村にフィードバックするというふうなことを一つ考えております。

それから、市町村単位ではなくてもう少し下のレベルでその団体で行うことについては、沖縄県保健医療福祉事業団の助成事業というのがありまして、これ規模的には限度額30万ぐらいの事業でこれはもう本当に小さい団体に対して助成をしようというふうなこともあります。

そういう意味で今御提案の、市町村からまた市町村含めていろんな団体からそういうモデル的な事業を募集し、あるいは我々が聞き取り、それをまた県民会議の場でフィードバックするというようなことをぜひやっていきたいと思います。

それから対象について、我々の今目指すところは、特に働き盛りの世代、20歳から65歳までのその年代をターゲットにしてこの次の世代、平均寿命を延ばしていこうということでありますけれども、しかし我々がやろうというターゲットはもちろん小学生からお年寄りまでです。小学生に対しては、特に食育を中心に副読本をつくり、その健康づくりということの意識づけをやろうということで今副読本をつくろうという計画があります。

そういう意味では、先ほど議員の御提案のある、その幅広くという意味合いではぜひ我々としても取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　あと１つ、まだ時間あるつもりだったんですけれども、この健康・長寿日本一を目指す、またお互い健康を目指す、あと１つ皆さんに提言したいのが、やはりどんな団体の健康診断もまず体重計によく乗ります｡体重計に乗らない健康診断はないです。ですからそこでもうちょっと皆さんに幅広くステップアップしてもらいたいのは、スポーツ生理学で開発されている体重計です。まず、体水分量、たんぱく質、ミネラル量、体脂肪量、骨格筋量、そして肥満評価、ＢＭＩ、筋肉バランス、栄養評価、こういうのが１分間乗れば全て出るすばらしい機械等もあります。値段は高くはないがあえて言いませんけれども、これまたセールスになりますので、やはりそういったいろんな集まりで気軽に乗ることによって自分の健康管理が一瞬でわかる、そういうことは非常にすばらしいかと思いますよ。ですからぜひ体重計からやっぱりステップアップをして、もっとすばらしいいろんな自分の肉体を知る、中身を知る、すばらしい健康器具もありますよというのをぜひ皆さん理解して、これが10月13日、実際、浦添の健康フェアでまた第２弾やりますので、ぜひ皆さん見て、すばらしいのはすばらしいですね。私は取り入れて、県民の健康のためにぜひ鋭意努力していただきたいと思います。

ありがとうございます。失礼いたします。

○議長（喜納昌春君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明２日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時55分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　安　弘

会議録署名議員　奥　平　一　夫

平成26年10月２日

平成26年
第　５　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　７　号）

平成26年
第５回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）**

平成26年10月２日（木曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第7号

平成26年10月２日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

第３　陳情第78号、第84号、第85号の２、第86号及び第87号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）

甲第２号議案　平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）

甲第３号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）

甲第４号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）

甲第５号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）

乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

乙第５号議案　沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例

乙第８号議案　薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第９号議案　沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第11号議案　沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例

乙第12号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第13号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第14号議案　工事請負契約について

乙第15号議案　工事請負契約について

乙第16号議案　工事請負契約について

乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第18号議案　財産の取得について

乙第19号議案　財産の取得について

乙第20号議案　訴えの提起について

乙第21号議案　損害賠償請求控訴事件の和解について

乙第22号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第25号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第26号議案　平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第27号議案　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成25年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成25年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
日程第３　陳情第78号、第84号、第85号の２、第86号及び第87号の付託の件

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	11　番	比嘉京子　さん
副議長	翁長政俊　君	12　番	吉田勝廣　君
1　番	上原　章　君	13　番	島袋　大　君
2　番	砂川利勝　君	14　番	中川京貴　君
3　番	具志堅　透　君	16　番	座喜味一幸　君
4　番	又吉清義　君	17　番	呉屋　宏　君
6　番	儀間光秀　君	18　番	仲宗根　悟　君
7　番	新田宜明　君	19　番	崎山嗣幸　君
8　番	仲村未央　さん	20　番	山内末子　さん
9　番	玉城　満　君	21　番	瑞慶覧　功　君
10　番	西銘純恵　さん	22　番	渡久地　修　君

23番	大城一馬君	37番	金城勉君
24番	嶺井光君	38番	糸洲朝則君
25番	前島明男君	40番	浦崎唯昭君
26番	照屋守之君	41番	新垣哲司君
27番	新垣良俊君	42番	具志孝助君
28番	仲田弘毅君	43番	新里米吉君
29番	新垣安弘君	44番	髙嶺善伸君
30番	當間盛夫君	45番	奥平一夫君
31番	照屋大河君	46番	玉城義和君
32番	狩俣信子さん	47番	玉城ノブ子さん
33番	赤嶺昇君	48番	嘉陽宗儀君
34番	新垣清涼君		

欠　　員（３名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	高良倉吉君	会計管理者	島田勉君
副知事	川上好久君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
知事公室長	又吉進君	総務部財政統括監	前田光幸君
総務部長	小橋川健二君	教育委員会委員長	宮城奈々さん
企画部長	謝花喜一郎君	教育長	諸見里明君
環境部長	當間秀史君	公安委員会委員	与世田兼稔君
子ども生活福祉部長	金城武君	警察本部長	加藤達也君
保健医療部長	仲本朝久君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	下地明和君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

去る９月25日の本会議において全会一致で可決されました乙第３号議案「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」が施行されたことに伴い、昨日、知事から「沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計」については、10月１日付で「沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に改正されたとの報告があったことから、議案名等については、お手元に配付の文書のとおり変更となります。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案、乙第４号議案から乙第27号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　私は下のほうから質問しますので、前からじゃなくて。それは通告してありましたからお願いします。ちょっと質問の方法を間違えてですね。よろしく。

大きな４の労働・福祉・医療行政について。

(1)は取り下げます。

(2)、県の社会問題の一つとして指摘されているのが、早婚・貧困・離婚問題と言われているが、その背景と対策について伺います。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　早婚・貧困・離婚問題についてお答えをいたします。

沖縄県におきましては、10代の婚姻率が高く、また、全体の離婚率も高い状況にあり、その背景としては、さまざまな社会的・経済的要因が影響しているものと考えられます。早婚・離婚につきましては、親の年齢が若いほど子供の貧困率が高くなるとの指摘があること、それからひとり親家庭の貧困率が高いことなどから、貧困に陥りやすい要因であると考えております。

県においては、現在、生活困窮世帯の子供に対する学習支援、母子家庭に対する就労支援や生活支援などを実施しているところであり、今後とも貧困対策に全庁体制で重点的に取り組んでまいります。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　部長、その背景は大体どういうふうに考えていますか。その背景、早婚・貧困・離婚とかのその背景ですよ。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　早婚・離婚が多いということにつきまして、社会的要因として早婚あるいは離婚を許容する風土があるのかなと。それから親族のつながりが強くて、助け合う風土などもあろうかと考えております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　貧困はどう、貧困。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　貧困の背景としましては、失業率、特に若年者の失業率が高いことや、非正規の割合が高いこと、それから県民所得水準が低いというようなことが考えられます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それが社会的背景だと思います。

また４の(3)、ほくと会への改善指導の進捗状況について、説明されたい。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　医療法人ほくと会につきましては、昨年度実施しました調査結果を踏まえ、運営等について改善指導を継続して行っております。また、監査報告書について、監事の関与が全くないまま過去３年分の監査報告書を作成し県に提出していたことが判明しております。この件につきましては、本年７月、那覇地方裁判所名護支部宛て医療法第76条の規定に基づく過料の通知を行ったところでございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　76条の第何項ね。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　76条の、知事の監査を受ける規定に違反して届け出をせず、また虚偽の届け出をしたときということでございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　会計監査というのはいわゆる会計処理については、重大なものですよね。それを３年間やってない。僕の調査では10年間なんです、僕の調査では。10年間会計監査をしなくて76条の第３項だけで処理を済ますことはこれどういうことなんですか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　我々としましては、その監査報告書の中身、それから形式を確認しまして、医療法第76条に相当する過料の行政処分が適当というふうに判断しているところでございます。

○吉田　勝廣君　76条の第１項の中のほかの刑がありますね、医療法に基づかない刑。その医療法上に基づかない刑については考慮したことありますか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　この調査の過程について、弁護士等ともいろいろ相談しながら内容的には、形式的で軽微な行政上の業務、違反に対して国や地方公共団体が科する金銭にまつわる過料が適当というふうに判断しました。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　会計監査を10年もやってないものを軽微と言えるの、これ。違うでしょう。いわゆる事業報告とか、会計の処理については全て会計監査をしなければ意味ないでしょう、これ。ただの報告書にすぎないわけですよ、会計監査がなかったら。例えば、どんな団体でも会計監査に基づいて報告なされるわけです。しかし県に出されているのが、それは10年間も会計監査がなくて提出されたというのは、それはただの紙切れでないの。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　この件につきましては、監査報告書につきまして監事の関与がないままに過去３年分の監査報告書を作成し、県に提出していたということが判明しております。その件について、弁護士とも相談しつつ過料の通知ということになっています。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　弁護士がどういう判断をしたか、それはまた別にいろいろ議論しましょう。ちょっと進みましょうね、また総合的にやりますから。

　ほくと会による不動産の取得、売買、土地の賃貸について把握しているか。また、これらは適正な手続がなされているか伺います。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　ほくと会による不動産の売買等については、その内容等については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、公開は差し控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　どこまでがこれ公開する条例、どこからこうして持ってくるの。僕は公開条例やったことないよね、この件に関しては。事業報告だけは公開条例で出しなさいと言っているけれども、公開条例があるからできないというのは、ちょっと納得できないね。公開条例をちょっと歪曲しているんじゃないの、どうね。公開条例の第何条。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　情報公開条例の第７条の３項に「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」という規定があります。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　私もそれは読んだから、それはまた後で議論しましょうね。ちょっと続けます。

　私がこれから読み上げますから、不動産の売買、取得は23年８月12日、これは城原のある場所ですね。これを根抵当１億8000万、それから平成10年９月19日、これは正式にいうと大体1700万ぐらい、これを買っているわけね。これ債務者はいずれも医療法人ほくと会。それから、今度土地を売ったのが大体これも漢那の海岸だけれども、これも売っているのは24年の４月26日、これも理事長。こういう不動産の売買は、皆さんの指導要綱に違反してないの。部長、答えて。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　一般的に医療法人はその開設する医療施設等のために不動産を取得する場合等もあることから、医療法人の定款に附帯業務として記載がなかったとしても、不動産売買等自体が全く禁止されるものではないというふうに解しております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それはどういう条項からできているの。ちょっと説明してよ。そこにどういうふうに書かれているか、ちょっと説明して。どういう条文ね、それ。僕のと全然違う。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

　午前10時15分休憩

　午前10時15分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　定款等に定める、業として不動産の売買というふうなことについてはもちろんできません。ただし医療法人であっても、その土地の売買については禁止されてないということでございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　不動産の売買はこれは医療法人がやってるのね。それは医療法人にかかわりないものは買えないと書いてあるんだよ。もう一回説明してよ、何やってるんだ。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

　午前10時16分休憩

　午前10時16分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　一般論として、法人そのものの不動産の売買が禁止されているわけではな

いということでございます。医療法人がその運営等のために必要な場合に、それは売買するということは当然あるというふうに解しています。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　だから、この土地が医療法人が必要とする土地なのかということを、僕はあなた方に調べなさいと言っているわけよ、立入調査したんだから。公開条例でできないというんだったら、あなた方で調べたらどうね、それ。僕は調べてあるから。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　現在、指導のほうが継続されていますので、その件につきましても確認をしていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　よく調査してください。

それからもう一つ、その医療法人が関与している代表がメディコとか、アドバンスとか、牧港工業とかそれから大和メディアとかあるんですよね。もう一つ、今度調べたのが沖縄工業開発株式会社、そういうのも関与しているわけよね。そうすると、皆さんが調査内容で、例えば非営利だから、要するに営利の法人に関与していることはできないと、理事長は。そういう規定もあって、このメディコとか、牧港工業とか、アドバンス、これはどういう感じになるのかな。しかもメディコとか、アドバンスはこの医療法人の住所の中に会社を持っているわけね。ここは調べましたか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　申しわけございません。情報公開条例に基づきまして、当該情報については公開は差し控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それは議論することではないわけで、そんな議論は余り非生産的ではないんだが、まあいいや。

それでもう一つ、このメディコと、アドバンス、牧港工業にお金を融資してるよね。これはどういう意味で融資したのか。例えば１億幾らのお金を融資したり、それからそのアドバンスにもやっている。逆にメディコもその自分の法人の中にある。こういうことは僕は調べてあるわけだから、これはあなた方調査するんだったら、こういう法務局に行ってこれ調べてごらんよ。登記簿謄本書かれているんだから。簡単なことだよ。これ登記簿謄本は情報公開と関係ないよ、誰でもとれるんだから。だからそういうところを調査して初めてきちっとした回答ができるんじゃないの。そのために63条、64条があるでしょう。監督としての権利が、あなた方の。我々ないんだから。それどういう感じ、公開条例の。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　我々としてはその権限に基づいて適切に調査、指導、改善を求めていきたいと思います。済みません、内容等については、情報公開条例に基づき公開は差し控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　ちょっと休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　これは銀行から融資を受けるために、その法人が作成したもの。その中にあるのは例えば、法人がいわゆる理事長が経営する牧港工業には約１億282万3615円と書かれているんだ。アドバンス、1991万1802円、その他いっぱいある。だからこういうことは仮払金というのもあるのよ。こういうことを私は求めているわけ。今牧港工業、どうなっているかわかります。実体ないのよ。実体のない会社に１億何万書いて、だから僕が言ったのは消費ありますか、その賃貸契約ありますか、こういうことといつも聞いたでしょう。調査に入ってそれはまた公開条例でできませんと。誰を保護しているの、あなた方。誰を保護しているの。法人ね、そこを利用する患者さんだとか、働いている人とか、あるいは金武町とか、宜野座村民とか、それを保護すべきじゃないの。逆じゃない、保護するのが。公開条例に基づいてそういうこと言っているけど、どうね、部長。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　誰を保護というわけではなくて、そういう情報公開条例に基づきまして処理をするということでございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それはもう公開条例で後で議論しよう。その時間がないから。

もう一つ、今度は理事長の適格性、理事長を選任するときには県の審議会かけるよね。そのときにどういうことで、理事長側から出された資料、こういうもの

があるのか。適格性というのは、この非営利団体に属していない、非営利団体だから、営利団体に属すると、これ理事長できるのかどうか。ここちょっと部長、説明して。これは、医療法人運営管理指導要綱に書かれているんだよ。これ最低限の問題よこれ、指導要綱だから。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 医療法人のうち、「医師又は歯科医師でない者の医療法人の理事長選出に係る審査基準」というのを作成しておりまして、その中の審査基準として、当該医療法人の理事以外の職業などにより理事長の職務を適切に執行できないおそれがないこと等々についての審査基準がございます。

○吉田　勝廣君 あなた方読んだことある、これ。備考欄に書いてある、見てごらん。こんな通り一遍の議論じゃないだろう、あなた方の仕事は。備考欄読んでごらんよ、だって書かれてある。医療法のもの書かれているものだよ、これ。本当だよ。アギジャビヨーだよ、本当に。まあいいや、じゃ読もうね。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 「医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。」とこう書かれている。いっぱいあるんだ、こういうことがたくさんずうっと。もうしようがないからもう一つ、例えば借入金について調査したことありますか、この法人の。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 当法人については財産状況を含めて、借り入れ状況も含めて調査を行っております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 その調査報告も言えないんですよね、公開条例で。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） はい、公開は差し控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 じゃ、その借り入れの条件だけ言ってください。借り入れする側の条件、法人がどういう手続で借り入れするか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 済みません。借り入れの条件等については承知しておりません。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 指導要綱にも債権債務の状況、「借入金は、事業運営上の必要によりなされるものであること。　借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。　借入金は全て証書で行われていること。」と書かれているんだよ、指導要綱には。どうですか、それは。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 基準についてはそのとおりでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 じゃ、なぜそのとき言わないの。これもっとあるんだよ。そうすると今度は、借り入れする場合には、この手続というのは理事会の承認を得なくちゃいかんと書かれているわけよね。理事会の承認を得たことはあるのかな、そこは。皆さんの調査の中ではどうね。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 申しわけございません。内容については公開を差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 それじゃ、僕が言おうね。これも簡単なんだよな、調べようと思えば。これ例えば平成13年９月28日、１億8000万、琉銀、平成19年２月28日、５億3700万、海邦、平成19年８月31日、琉銀、２億1500万、それから平成23年10月19日、琉銀、１億8000万、計11億1200万これは全て根抵当なんだから、僕はどれだけ借りているかわからない。ただこういう借りるときには理事会の承認は、またはさっき言ったよう

に医療法人にかかわるものじゃないとだめだよと指導要綱にも書かれているわけよ。だからそういうことも通じていると僕が言ったのは76条の第３項でいいんですかということを言っているわけよ。それでいいんですかと。

それでもう一つ、さっき約１億二百八十何万、牧港工業がこれ実体のない会社。これ誰が返済するの、これ。

それからもう一つ、さっき言った……

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○吉田　勝廣君　この理事長に関連している仲間工業開発株式会社にこれが180万また焦げついてるんだよな。だから、こういうものを総合的に勘案して今後どうするんだというのが僕の言いたいことなのよ。だからこれは公開条例に基づくものだけではなくて、要するにこれを明らかにすることによってこの患者さんや、働いている人やそれから地域医療を受けている人たちのためになるんだよということを僕は言っているわけですよ。その病院を存続させるためにもそこを言っているんだよ、僕は。あなた方は去年の７月からやって金武町何していると思う。金武町はもう契約をやりませんと、ほくと会とのあの診療所の開設に向けて。そして議会もこういうことを言っている。医療法人ほくと会北部病院理事長と前金武町長が交わされた協定書第３条における平成26年４月開業するということは不可能になっている。協定で取り決めた事項を誠実に履行せず､今日に至っていることは信義に欠ける。よって、町は速やかに協定書に従い、損失を最小限にとどめるべき新たな方策を選択すべきである。町長はもうやりませんと明言しているわけ。それはあなた方が、これ４月の協定だから僕が提起したことをやっておけばこういうことはなかったはずだよ。県が遅過ぎるんだ、こんなのは。どうですか、それは。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　県といたしましては、調査結果に基づき改善指導を継続しておりまして、その中で監査報告書の虚偽記載、監事の関与が全くないまま報告書を作成して提出した。その件についての過料の通知というふうに至っております。改善指導につきましては継続して行っております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　もう一つ､この64条の解釈論として、例えば医療法人制度の監査及び届け、医療のこれは平成19年に出されたもの、この中にこう書かれているわけね。要するに「運営が著しく適正を欠く」とは何かということで、法人の資金を役員個人または関連企業に不当に流用し、病院、診療所またはこれにより悪化を招いていることであると。これ悪化を招いていることでしょう。不当に流用しているわけだから、関連企業に。それはどう思いますか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　内容等については、済みません。公開は差し控えさせていただきます。

○吉田　勝廣君　これは内容じゃないよ。

ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　今お聞きの事実関係も含めまして、これ内容だと思いますので、公開は差し控えさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　そういう公開条例でもし壁があるんだったら、議会が対応できるのはあと百条委員会しかないのよね。百条委員会持ったらみんなこれ全て出さんといかんのよ。公開条例があるからみんなできません、できませんじゃ、迷惑をかけているのは誰ね。迷惑をかけているのは町民とか、患者さんとか、働いている人だよと言ったでしょう。それを公開条例で壁になったらどうしようもない。そうすると、我々は議会としては百条委員会を設置する以外ないのよ。本当ですよ、それは。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それは後で議長に提起したいと思います。

ここはもうそれで終わるけれども、次、タトゥーの実態と入れ墨の彫り方について伺います。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　一般的に、タトゥー及び入れ墨、いずれも人の肌に針、小刀等で傷をつけ、そこに墨、朱等の色料を刺し入れして着色し、絵、文字、符号等をあらわしたものを言います。そして、これらの傷をつけ着色する行為を医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反することになります。

医療法や生活衛生等の法令においては、タトゥー等

を行う店舗についての営業許可や届け出、あるいは監督に係る規定はありませんので、現在県ではその実態の把握はできておりません。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　やる気はあるんですか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　国の通知がありまして、国民への危害を防ぐ観点から県においても指導等というふうになっていますので、我々としては実態調査から始めていきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　僕が23年７月６日と26年３月６日にこれに対する質問したんですよね。そのときの答弁ちょっと繰り返してくれません、あなた方の答弁。僕は、23年と26年に取り上げたんだよね、これね。そのときの答弁よ、あなた方の答弁。今の答弁と全然違うから。答弁にもっと責任持てという意味で僕は言ったんだから。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　当時の福祉保健部長、「この問題は恐らく沖縄は多い可能性が高いと思います、議員御指摘のように。ただ、沖縄だけの問題ではなくて、やっぱり全国的にどういう取り締まりをし、業務の問題も一方でまたあるものですから、私のような者が一方的につくるとかそういうことはなかなか難しいかなと思います。」というふうに答えています。

○吉田　勝廣君　26年は。

○保健医療部長（仲本朝久君）　休憩願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　済みません、26年の議事録が今ちょっと手元にございません。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　だから、答弁は責任持ってやってちょうだいという意味だよ、僕が言っているのは。これ後いいです、もう時間がない。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　申しわけありません。時間がありませんので基地問題についての、自衛隊基地についてのキとクですね、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、北部訓練場、嘉手納、普天間飛行場等における共同訓練の推移と訓練内容について伺います。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　キャンプ・シュワブ等における共同訓練の推移等の御質問にお答えいたします。

日米の共同訓練の推移や内容につきまして、沖縄防衛局によりますと、キャンプ・ハンセンでは、共同訓練は行われていないとのことであります。また、キャンプ・シュワブ、北部訓練場、嘉手納飛行場、普天間飛行場等については、現在、照会中でございます。

なお、自衛隊と米軍の間で「在沖米海兵隊における水陸両用訓練に関する研修」と称するものが、平成24年12月を初めとし、これまで計４回行われております。在沖海兵隊の実施する水陸両用訓練研修に陸上自衛隊の隊員が参加しているとのことであります。研修の内容は、キャンプ・ハンセンや金武ブルー・ビーチ等での泳法――泳ぐ方法――や緊急脱出訓練、水陸両用作戦の概要説明と説明されております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　この自衛隊の訓練する相手は米軍の相手、海兵隊の相手。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　ここでは共同訓練は行われていないと言っているわけなんですけれども、この訓練に関する研修では在沖米海兵隊と自衛隊の間でやっているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　具体的な資料というのは今把握していないんですけれども、研修の内容がそのハンセンやブルー・ビーチでの泳法――泳ぐ方法――ですね、それから緊急脱出訓練、水陸両用作戦ということですので、いわゆる海兵隊が有する水陸両用部隊そういったものが主となっていると考えられます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それはちょっと回答になっていないんだよな。いわゆる海兵隊には砲兵隊とかいろんな部隊があるでしょう、部隊名が輸送隊とか。その海兵隊の中のどこと訓練しているのかなと、わからないですか。資料はあるはずよ、僕は資料持っているのに。そ

れがわかって次の質問に移りたいわけよね。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　これは報道がありまして、吉田議員の名前も出ておる報道があります。この中で、陸自のいわゆる普通科連隊が31ＭＥＵに編入されて上陸訓練に参加するといったそういう内容だと聞いております。
○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　その31海兵遠征部隊（31ＭＥＵ）、これどういう部隊ですか、これ。ちょっとわかっていたら説明してください。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　正確な表現はちょっと今持ち合わせておりませんけれども、米軍が保有する３つの海兵遠征軍の１つ、沖縄に配備されております第３海兵遠征軍のその隷下にございまして、第３海兵師団、海兵連隊といったものの中に、第31海兵遠征部隊（ＭＥＵ）という形で位置づけられていると。これは海兵隊が海外において実働部隊としてその地域の戦闘に参加する､そういった部隊だと承知しております。
○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　いわゆる海外の紛争とか戦争があったときに真っ先に飛び立つ部隊ですよ。これが最強部隊で、要するにヘリとか、上陸強襲艇とかいわゆる訓練だから、これ非常に高度な技術を持っているわけ。いわゆるあれ見たら海兵隊によると最強の部隊、これと自衛隊がどうして訓練するのかなと不思議でしようがないわけ。それと、もう一つ海兵隊との今訓練なんですよね。訓練から次は共同演習に移行、何というか進んでいくというのは､もう大体イメージしてわかる。それともう一つ、これキャンプ・シュワブ沖でもやっている。キャンプ・シュワブ、ブルー・ビーチ、金武のレッド・ビーチ、ホワイト・ビーチ、キャンプ・ハンセン、大体これが想定されるけれども、次は恐らく北部訓練場でもやるんじゃないかなというのを想定しますね。だからそういうことがあって、ぜひ今後も私はこの演習は注視をしながらこの推移を見ていきたいなと思います。
　ちょっと休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午前10時43分休憩
　　午前10時44分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　時間がありませんので、次は円安に伴う県経済に与える影響について、県民生活、中小企業、観光産業等について、これについて説明をお願いしたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城　武君）　円安に伴う県民生活への影響についてお答えをいたします。
　円安は、輸入原材料などの価格上昇によりまして、日常生活品などの物価上昇に影響を及ぼすことが懸念されます。総務省が発表した平成26年８月の消費者物価指数によりますと、値動きの大きい生鮮食品を除く沖縄県の総合指数は、前年同月比で2.7％上昇しており、円安による影響がその要因の一つであると考えております。
○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。
○商工労働部長（下地明和君）　中小企業への影響についてお答えします。
　県が昨年７月に実施した「円安による影響調査」によると、円安が今後の経営に「悪影響」を与えると考えている中小企業者は約４割となっております。また、毎月、中小企業団体中央会が公表している景況動向によると、８月は観光関連が好調だったことなどにより、景況感としては回復の兆しが見られますが、パン製造業、豆腐・油揚げ業、トラック運送業からは、円安による燃料や輸入原料の価格高騰の影響があるという内容になっております。
○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは次に、観光産業への影響についてお答えいたします。
　円安は、外国客の訪日旅行需要の拡大や、国内客の国内旅行需要へのシフトを促進し、入域観光客数の増加要因の一つになっていると考えております。特に、外国客の増加は顕著でございまして、平成25年度は対前年度比64％増の約63万人となっていますので、円安傾向は、観光産業にとって好影響を及ぼすものと考えております。
○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　今後の見通しについて、円安傾向が続くとすればどのような対策をするのか伺います。
○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城　武君）　円安に伴う県民生活への対策についてお答えいたします。
　今後も円安傾向が続いた場合には、日常生活品などのさらなる物価上昇により、家計への負担が増す可能性があると考えております。
　県としましては、円安による日常生活品の価格の動向を注視するとともに、県民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 円安は大体どのぐらい続くと思いますか、皆さんの予想は。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） けさの日経新聞によりますと、大手の証券あるいは銀行等の話では当分続くし、さらに円安傾向、証券会社あるいは金融機関によると112円から120円台という予測をしております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 僕もこの日経読みましたけれども、そうすると観光は伸びるけれども、県民生活が中小企業に与える影響は大きいので、今後どうしていくのかということをちょっと説明してくれますか。対策協議を持つのか、どうするのか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 県の円安対策としましては、県内の支援機関に相談窓口を設置するとともに、県融資制度において、国のセーフティネット保証適用企業に対し、通常よりも低利な融資条件を設定しているところでございます。また、中小企業セーフティネット資金の融資対象に、国の要件を緩和した内容を追加することにより、パン製造業や豆腐・油揚げ業などを含む中小企業者の資金繰りを支援できる体制を整えてまいります。

また今後は、経営基盤の脆弱性などから、円安の影響を受けやすい小規模事業者については、より有利な貸付条件となるよう、その融資制度の見直しを検討してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 管内の貿易統計、ちょっと説明して、25年、26年。管内の貿易統計。差し引きもついでに。

○企画部長（謝花喜一郎君） 休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

貿易額、まず輸出額ですけれども834億2300万円、輸入額3099億8900万円となっております。

○吉田　勝廣君 差し引きもついでに言ったらいいじゃない、差し引き。

○企画部長（謝花喜一郎君） 差引額は、2265億6500万円の輸入超となっております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 企画部長、これがどういう影響を与えるか、ちょっと説明してくれますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君） 沖縄県、恒常的に輸入超過の県であるわけですけれども、通常円安になると国全体としては輸出立国ですから、この輸出産業でにぎわうというかそういう意味では経済の活性化があるわけでございますけれども、沖縄県の場合はやはりこの輸出産業が少ないというふうなところで、今般のこの円安傾向というものはそういう輸出・輸入の差額を拡大をさせていく。一方で、やっぱりこの県経済全体を成り立たせていく、じゃこの差額は一体どこから来ているかというのがもう一つ問題であるわけですけれども、まさしくそれは我々は財政移転とそれから基地収入もそのとおりです。あと観光収入とか、そういうふうなものでカバーをしていかなきゃいけない。この中で出てきていない部分が恐らくカバーしているのはその財政収入とそれからまた基地収入になっていくんだろうというふうに思います、あと観光収入とですね。そういうふうなものが全体として県経済、今のところはこういうふうな差額拡大しても県経済全体は回っている、そういうふうな状況になっているんだろうというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君 これは難しい問題だから、ここで議論できないので。いわゆる推計としてこのまま115円続くとすると、どうなっていくのか、差が広がっていくわけでしょう。また日本の経済も貿易収支が赤字になっている、ここをどうするかということ。じゃ沖縄の場合は非常にそれが差が広がり過ぎているので、ここをどうしていくのかという、その対策協議会とか何らかの方法でこの問題は議論する必要があるんじゃないかな。対策協議とかやる必要あるんじゃないかなと。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今それぞれの部長から答弁がありましたように、円高、円安それぞれ分野分野でそのプラス・マイナスが出てきているというふうな状況です。問題は、急激にそれがふえるときに特定の影響を受ける業界に対して、やっぱりきちっとした対策をとっていく、このことは必要だろうと思います。

今般の円安傾向についてもアベノミクスが始まって、いわゆる輸出産業、大企業を中心にして潤ってい

るけれども、このまま円安が続くと中小企業を中心に厳しい状況があるという話がこれは全国的にありますので、先ほど商工労働部長からありましたように、中小企業の多い沖縄県に対しては、融資制度とかそういうふうなもので迅速な対応がとれるようなそういう対策をしていきたいと思います。一方でプラスにまた振れる業界もあります、観光とかですね。そういうところはそういうところでまた伸ばしていくような、その辺を柔軟に対応していきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　企画部長、沖縄電力の電気はガスとか、石炭とか石油があるよね。この辺どういうふうに分析していますか。今後の電力需要とか、その分野について。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　先ほど副知事も答弁しておりましたけれども、やはり円安になりまして原油等の価格高騰があります。それによりまして県内の交通機関、バスですとかタクシー、それからトラック、それから船舶等に影響があるということがございます。バスそれから船舶等については、必要経費の補助事業がありまして、赤字など補塡はできるわけですけれども、トラックはサーチャージということの導入について、業界と荷主さんのほうと調整ができるように県としてサポートしてまいりたいと思っております。タクシー等については、やはりなかなか補助というのは難しいようなものがありますので、流し運転中心のものについて、タクシー業界に対しまして県はタクシー乗り場の設置について、今タクシー業界と調整を行っているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　沖縄電力は、もう将来を見据えてやっているわけ。ガスでしょう、石炭でしょう、それから石油でしょう。これ燃やし方で、ガソリンが高いときは石炭とガスを燃やすわけ、ガスが高いときは石炭と石油を燃やす、こうして需要しながら、ここらは知事が会長のときから、社長のときからやってきた。そういうことをどこかのグループがやってくれればそんなに相場が上下しなくても安定していくんじゃないかなと、そういう指導もぜひやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（喜納昌春君）　糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　おはようございます。

長野、岐阜県境での御嶽山が噴火し、噴煙、降灰等に巻き込まれ、登山者などに大きな被害が生じました。けさの報道によりますと死者47人、国内火山災害としては戦後最悪という見出しで報道されております。この災害で亡くなられた方々とその御遺族に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず１点目に、手話言語条例の制定について伺います。

私は、去る７月29日、上原章議員と鳥取県を視察し、鳥取県手話言語条例の制定と県の取り組みについて勉強してまいりました。鳥取県では、2008年12月、「鳥取県の将来ビジョン」で、「手話は、コミュニケーション手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成しています。」と位置づけました。2009年、「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動をスタート。2012年６月県議会から本会議生中継で手話通訳を実施。2013年１月、全日本ろうあ連盟等が平井知事を訪問し、手話言語条例（仮称）の制定を要望。４月には日本財団が知事に手話言語条例の検討に向けた全面協力を表明。これらを受けて、知事が手話言語条例の検討を表明し、早速、第１回鳥取県手話言語条例研究会を立ち上げ、第２回、第３回、第４回と研究会での報告をまとめ、パブリックコメント、県政参画電子アンケート、県民向け説明会を経て、2013年（平成25年）９月定例県議会で「手話言語条例」が全会一致で可決成立し、10月11日施行となっております。こういった説明でございました。

知事の障害者への思いと決断が関係者や多くの県民の理解と協力を得て、県議会で全会一致可決されたものと思います。鳥取県の取り組みは、条例制定までにできることから実施していくという手法で、その実績が「手話言語条例」の制定に至ったものと考えます。

それで、以下質問します。

(1)、手話言語条例制定に対する知事の所見を伺います。

(2)、「手話は、コミュニケーション手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成しています。」との位置づけに対する知事の所見を伺います。

(3)、本県議会は、去る６月議会で「手話言語法制定を求める意見書」を採択いたしましたが、知事の所見を伺います。

(4)、本県議会の本会議は生中継でございます。したがって、手話通訳の実施を提案し、県の所見を伺います。

(5)、手話通訳者の育成、スキルアップに県はどうか

かわっているか。また、本県の手話通訳者は何人で、給与等の処遇の状況等について御説明を求めます。

(6)、鳥取県からスタートした「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動は、島根県、埼玉県、奈良県へと広がり、あいサポーター数21万5296人、あいサポート企業団体認定数759企業団体、あいサポーター研修実施回数1722回と広がりを見せております。このあいサポート運動への参画を提案し、県の所見を伺います。

２番目に、新県立図書館建設について伺います。

新県立図書館建設については、去年のこの９月定例会でも取り上げました。「那覇バスターミナル地区」複合施設への移転を決定しているとのことで、この件については賛成をいたします。要は、この立地条件を最大限に生かした構想を描いていただきたいということで、再度取り上げさせていただきました。

私は、去る５月25日、佐賀県の「武雄市図書館」を視察してきました。人口５万人の町に、年間100万人の来館者があるとのことで、視察前から楽しみにしながら行きました。ＴＳＵＴＡＹＡを運営するＣＣＣ（カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社）を指定管理者とし、その特徴は図書館と店舗を融合させて、閉館時間の延長はもちろんのこと、スターバックスまで出店している。人が集まる仕組み、読書空間のすばらしさ、さまざまな施設や仕組みが演出され、従来の図書館の既成概念を打ち破った図書館だと感じました。新県立図書館も既成概念にとらわれない図書館を期待し、新県立図書館の構想について再度伺います。

３番目に、医療・教育行政について伺います。

(1)、軽度外傷性脳損傷（ＭＴＢＩ）について。

交通事故やスポーツ外傷などにより頭部が激しく揺さぶられ、脳の神経線維が損傷して発症する軽度外傷性脳損傷（ＭＴＢＩ）は、世界保健機構（ＷＨＯ）が静かなる流行病と警告したことで大きく注目されております。日本ではまだ聞きなれない疾病ですが、2007年のＷＨＯ報告によると、年間1000万人の外傷性脳損傷患者が発生していると推測され、このうち９割がＭＴＢＩと言われております。日本ではまだ診断基準がないので、国内の患者数を正確に把握できておりませんが、ＷＨＯの報告から累計患者数を推測すると、実際には過去20年間だけでも数十万人いると言われております。厚生労働省は、患者救済に必要な診断ガイドライン作成のため、今年６月から専門家を交えた検討を開始していると伺っております。

そこで伺いますが、ア、軽度外傷性脳損傷（ＭＴＢＩ）について、県の認識と県内における患者の状況や専門医の体制等について伺います。

イ、スポーツ外傷等によっても起こる病気であり、県教育庁や学校現場等の認識についても伺います。

ウ、厚生労働省も対策に取り組んでおり、県としても情報収集や連携が必要ではないかと考えますが、県の対応について伺います。

４、福祉行政について伺います。

那覇市への特別支援学校の設置について伺います。

那覇市に特別支援学校がないため、市外の特別支援学校へ通っている保護者や関係者からは、那覇市への特別支援学校の設置を望んでいると聞いており、質問をいたします。

ア、那覇市への特別支援学校の設置計画について、どのようになっているか伺います。

イ、市外への通学生の実態について御説明を願います。

５、教育文化行政について。

御茶屋御殿復元へ向けた取り組みについて。

(1)、御茶屋御殿の復元について、今後の流れとして、国の文化財登録・国の文化財指定・都市公園整備としての事業認可・首里城と一体化した整備及び「世界遺産登録」へと進めることが想定されますが、「国の文化財登録」に関しては、那覇市長の「意見具申」と「測量図」が必要だと聞いております。

そこで伺いますが、ア、これらの事業推進の中で、県の役割について現状と今後の取り組みについて伺います。

イ、ワーキンググループの取り組みについても、現状と今後の展望について伺います。

(2)、御茶屋御殿復元の課題の一つに、御茶屋御殿跡地に現存する首里カトリック教会及び幼稚園の移転問題があります。教会側は、首里地域への移転を希望しており、代替施設の確保は大変重要であります。

そこで、旧芸大跡地の提供は可能かどうか伺います。

６、土木行政。

昨年９月の定例会で、真嘉比遊水地の機能改善の質問に対し、當銘土建部長は「比較的小規模な降雨でも遊水地が機能しやすくなるよう、暫定的な運用を検討している」との答弁でしたが、その後の取り組みと結果について伺います。

(2)、真嘉比遊水地周辺を桜の名所にしたいとの住民の声をもとに質問いたしました。川上副知事は、１、「河川区域内に植樹を行う場合には、河川法の許可を受ける必要があります。」、２、「植樹の許可申請があった場合は、河川管理上の支障等を検討し適切に対応」と答弁しております。

そこで伺いますが、ア、河川法の許可が得られるよう、県が基本計画をつくり、地域住民の意向も踏まえて共同で進められないものかどうか伺います。

イ、去る３月31日、野原嘉孝那覇市議会議員と愛媛県松山市のＮＰＯ法人日本さくら交流協会を視察し、意見交換をしてまいりました。この協会は設立目的に、「戦争やテロのない平和な社会を願い、日本国内及び世界各国に桜等の苗木を贈る事業や植樹事業を行うことによって公益に寄与する事を目的とする。」として、桜の普及拡大に取り組んでおります。懇談の折、シュガーローフ、真嘉比遊水地の桜の植樹等に対し前向きな話をいただきました。したがって、県、那覇市、自治会等でワーキンググループを立ち上げ、真嘉比遊水地を「桜の名所」にする事業の取り組みを提案し、県の考えを伺います。

ウ、日本さくら交流協会は「天城吉野」に「台湾緋桜」と交配し、「陽光」という新種の桜を開発しております。環境に順応しやすいということで、松山まで出向いて見てまいりました。同協会より苗木の提供も可能かと思います。したがって、この「陽光」でもっての桜の名所づくりというのも視野に入れた取り組みができないものかどうか伺います。

あとは答弁をいただきまして、再質問させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

糸洲朝則議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、手話言語条例等についての御質問の中で、手話言語条例についてにお答えをいたします。

沖縄県では、ことし４月に施行されました「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、聴覚障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳者の養成や派遣の予算を増額するなど聴覚障害者施策の充実強化に取り組んでいるところであります。今後とも聴覚障害者施策を着実に実施してまいる所存でございます。

手話言語条例につきましては、引き続き関係団体と意見交換等を行うとともに、先進地の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、同じく手話言語条例に係る御質問の中で、手話の文化としての位置づけについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

手話は、コミュニケーション手段のほかに、聴覚に障害のある方もない方も、感情や動作を伝え合うことで互いの個性が尊重される文化的な活動の一つであると認識いたしております。

我が国では、手話を言語として位置づける「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害者基本法においては、言語に手話を含むことが明記されました。

沖縄県といたしましては、法の趣旨を踏まえまして手話の普及に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　大変失礼しました。答弁漏れをしておりましたので、申し上げておわびいたします。

次に、同じく手話言語条例に係る御質問の中で、手話言語法制定を求める意見書についての御質問にお答えいたします。

手話言語法については、全日本ろうあ連盟の働きかけもあり、沖縄県を含む全国の地方議会において意見書を採択する動きが進んでおります。

国においては、このような関係団体や地方議会の声を受けとめ、手話を言語として普及・研究することなどを目的とした手話言語法の制定を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それでは手話言語条例等についての御質問の中で、県議会での手話通訳の実施についてお答えをいたします。

県議会におきましては、インターネットによる本会議並びに各委員会の生中継及び録画中継が行われており、また、沖縄ケーブルネットワークにおいても本会議の様子が生放送されております。

県議会が行う中継において手話通訳が実施されることは、聴覚障害者がリアルタイムで議会の様子を知ることができる取り組みとして、意義深いものと考えております。

次に、手話通訳者の育成等についてお答えをいたします。

手話通訳者につきましては、毎年定員80名の講座を開設し養成しているところであります。その修了者で手話通訳者全国統一試験に合格した者を県の名簿に登

録しており、現在、手話通訳者は61名となっております。手話通訳者のスキルアップについては、上位資格である手話通訳士へのステップアップ研修を毎年20名に対し行っております。

手話通訳者の報酬につきましては、県の手話通訳者が派遣された場合、１時間当たり2500円を支払っております。

次に、あいサポート運動への参加についてお答えをいたします。

あいサポート運動は、共生社会の実現のため、誰もが、障害のある方が日常生活で困っていることを理解し、必要な手助けや配慮をできることから実践する活動であります。

沖縄県では、本年４月から「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、共生社会の実現を目指し取り組んでいるところであります。

あいサポート運動への参加につきましては、県内において自主的に活動を展開している関係団体等と意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは新県立図書館建設についての御質問の中で、新県立図書館の構想についてお答えいたします。

新県立図書館は、県民の教育文化を支える知の拠点として、「県民の主体性」、「機能やサービスの多様性」、「知識や文化の創造性」の３つの方向性のもと、人が集まる仕組みを考え、読書空間のすばらしさなどが提供できる開かれた図書館にしていきたいと考えております。

管理運営につきましては、複合ビル全体の機能やバランス及び時代変化を踏まえた多様なサービスの視点も考慮し、指定管理も含めさまざまな観点から検討していきたいと考えております。

次に、医療・教育行政についての御質問の中で、スポーツ外傷等による病気の認識についてお答えいたします。

軽度外傷性脳損傷につきましては、画像診断でも発見されにくく、日本では診断基準もまだ確立されていないことから、学校現場等においても、当該疾病への認識については不十分であると思料しております。

県教育委員会としましては、これまでもスポーツ外傷等の予防のため、学校における事故防止と事故後の適切な対応について周知徹底を図っているところであります。

今後は、国の動向等を注視しながら、関係部局とも連携し、養護教諭や運動部活動指導者及び管理職研修会等において周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、福祉行政についての御質問の中で、那覇市への特別支援学校の設置計画についてお答えいたします。

那覇市内への特別支援学校の設置につきましては、保護者や学校関係者等から設置を要望する意見があることは承知しております。

現在、那覇市内には、肢体不自由を対象とした県立那覇特別支援学校がありますが、知的障害を対象とした特別支援学校は設置されておらず、市外に通学している状況にあります。

県教育委員会としましては、県立高等学校への特別支援学校分教室のあり方や、平成27年度設置予定の市町村立学校への県立特別支援学校分教室の成果などを勘案し、那覇市内に特別支援学校を設置することについて、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、那覇市外への通学生の実態についてお答えいたします。

平成26年度における那覇市在住の幼児・児童生徒のうち、那覇市外の特別支援学校へ通学しているのは、知的障害特別支援学校で286名、肢体不自由特別支援学校で58名、計344名となっております。

次に、教育文化行政についての御質問の中で、御茶屋御殿の復元に係る文化財登録の県の役割についてお答えいたします。

文化財指定等の際に、所有者や市町村が提出する意見具申書は県を経由して文化庁へ進達されます。

県の役割は、意見具申書の内容を事前に確認するとともに、適宜市町村等への指導を行うことです。現状では、那覇市が国の文化財登録に向けて準備を行っていると聞いております。

今後の取り組みとしましては、那覇市に対し、登録範囲の確定や意見具申書の作成等に係る支援を行っていきたいと考えております。

次に、ワーキンググループの現状と今後の展望についてお答えいたします。

平成26年４月30日に、那覇市が主催する第15回御茶屋御殿ワーキンググループが開催され、復元期成会が内閣府に行った要請内容に係る検討を行っております。その際、現存物件等の移転補償・用地買収や文化財指定のあり方等の課題について共通認識が図られております。

御茶屋御殿につきましては、さまざまな課題があることから、今後ともワーキンググループにおいて検討していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは医療・教育行政についての御質問の中で、軽度外傷性脳損傷に対する認識、患者の状況等についてお答えします。

ＷＨＯの定義によりますと、軽度外傷性脳損傷（ＭＴＢＩ）は、外部から物理的な力が作用して頭部に機械的なエネルギーが負荷された結果起きた急性の脳損傷とされております。

日本にはＭＴＢＩの明確な診断基準がなく、また損傷の部位がＣＴやＭＲＩといった画像診断では発見されにくいことから、県内におけるＭＴＢＩ患者の状況を把握することは困難であります。

次に、ＭＴＢＩ対策についての情報収集等についての御質問にお答えします。

これまで画像所見が認められない脳機能障害につきましては、労働基準監督署において低い等級で認定されてきました。

今般、国の研究において、画像所見が認められない場合であっても一定の障害が残る可能性が示されたことを踏まえ、ＭＲＩ、ＣＴ等の画像所見が見られない労災の障害（補償）給付請求事案については、厚生労働省本省で個別に判断されることになりました。

県としましては、今後、国の動向を注視しながら、ＭＴＢＩに関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて医療機関等、関係機関へ情報提供をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは教育文化行政に関する御質問の中の、御茶屋御殿の復元に係る旧芸大跡地の提供についてお答えいたします。

県立芸術大学の美術工芸学部については、校舎の老朽化に伴い、平成23年、農業試験場跡地の崎山キャンパスに移転しております。その後、当蔵キャンパスと金城キャンパスの旧校舎については、昨年取り壊され、当跡地は、現在、県立芸術大学が学生、教職員及び来客用の駐車場として活用していると聞いております。

文化観光スポーツ部としましては、御茶屋御殿の復元作業の進捗を注視し、関係機関と相談していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　土木行政についての御質問の中で、真嘉比遊水地の暫定運用についてお答えをいたします。

真嘉比遊水地は、河川改修後の安里川や真嘉比川等とあわせ、50年に１回程度の降雨に効果を発揮する施設として、平成13年度に完成しております。

しかしながら、同遊水地は、計画降雨規模の降雨で十分に機能を発揮する施設となっていることから、河川改修が進捗するまでの間、比較的小規模な降雨でも遊水地が機能しやすくなるよう、暫定的な運用を検討してきたところであります。その結果、真嘉比川から遊水地へ分流する堰を22センチメートルかさ上げすることが有利であるとの結論に至りました。これを踏まえ、本年度、安里川水系河川整備計画を策定し、次年度から工事を実施する予定となっております。

同じく土木行政についての御質問の中で、真嘉比遊水地を桜の名所にすることについてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。６の(2)アからウにつきましては、関連しておりますので一括して答弁をさせていただきます。

桜の名所づくり等、地域づくりの事業・計画については、地域が主体となり策定することが適切であろうと考えております。

県といたしましても、河川の特徴や地域の特性を踏まえた、豊かで潤いのある河川環境をつくり上げることは大変大切であると考えており、地域住民と連携し、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　答弁ありがとうございました。

まず１番目の手話条例についてから伺いますが、知事の答弁の中で、通訳者の派遣に大変予算額を増額したという答弁がございました。大変ありがとうございます。あわせて部長からの答弁でも、現在この派遣時給は2500円ということでございましたが、これについては本当はこれは地域性などいろんな状況にもよると思うんですが、鳥取県で説明を受けたときに、やはりこの問題が一番関係者からは関心の高い問題で、2000円から一気に3000円に上げたと、それによって非常に関心も高まるし、その対応というのもいいという話も伺いました。ちょうどその真ん中の2500円になっているという、微妙なんですが、しかし既に鳥取県では3000円というこの事実もあるというのを考えたら、こ

の際一気に3000円にしたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　この１時間当たりの通訳士の派遣の報酬ですけれども、実は平成25年度に関係団体等の調整を踏まえて、従来の1540円から2500円に値上げをしたところでございます。そういう意味で当面は2500円で、まだ値上げしてそれほどたたないところもございますので、当面はそれで何とか対応してまいりたいなと考えております。

○議長（喜納昌春君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　団体関係者とのやりとりも大事だと思いますので、そこともやりとりをしながら、またいい方向に検討していただければと思います。

さて、私はこのあいサポート運動というのが鳥取県でかなり成果を上げているというのを実感をいたしました。こういった簡単な本当に見やすいパンフレットでですね。（資料を掲示）　例えば「視覚障がいについて」とか、「聴覚・言語障がいについて」とか、「盲ろうについて」とか、「肢体不自由について」とか、「内部障がいについて」、「重症心身障がいについて」、「知的障がいについて」、いろいろさまざまな障害がありまして、それに対する説明と、こんなことお願いしますよという簡単なコメントを書いてあるんです。例えば、「こんな配慮をお願いします」と、視覚障害者には「困っていそうなときは、声をかけましょう」とか、「突然体に触れず前方から声をかけましょう」とか、指示語を使わずに具体的に説明しましょうとか、「その人の「目」になる気持ちが大切です」と。これは言われてみて初めて、ああそうなんだと気づくことなんですよ。ところが普段は言われないと気づかないことですね。だからこういったことを県民運動の中に取り入れているという鳥取県は、このあいサポート運動のすごい先進地だなというふうに感動いたしました。部長の、知事の答弁にもありましたように、私どもも去年の９月定例議会で「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」というふうに条例を制定いたしました。当然条例にはその大事なことが書かれているわけでございますが、その条例を施行していく上でもっと県民に普及していく、あるいはまたお互いが自覚を持って対応していくということを考えたら、こういう形のつくり方もいいんじゃないかなというふうに感じました。いま一度このあいサポート運動を、関係者の皆さんとやりとりをしていくという答弁でございましたが、もっともっと前向きな取り組みができないものかということを期待して、再度部長の答弁お願いします。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　本年４月に、本県の策定をしましたこの「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」、それとあいサポート運動というのは理念といいますか、考え方は共通しておりますので、今の具体的な取り組みにつきましては、先ほども答弁しましたように、県内の関係団体とも意見交換しながら、どういう取り組みが効果的かということを話し合っていきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　よろしくお願いします。

次に、２点目の新県立図書館の構想について、これは去年の９月にも同様な質問をしているんですよ。その後でこの武雄市の図書館の情報をマスコミで見まして、早速行ってまいりました。冒頭の質問にもありますように、大変開かれた図書館でございまして、何よりもこの図書館をリニューアルして今の体制に持っていく、この樋渡市長の取り組みが、これ２回読ませていただきましたけれども、並々ならぬ情熱を持って図書館改革というものに取り組んできたと。

きょうは構想の段階による質問でございますから、私が申し上げたいのは、今教育長の答弁の中にも開かれた図書館、あるいはまた指定管理団体も含めてというお話がございました。これ非常に大事なポイントでございまして、この武雄市が取り入れたのは、リニューアルのときにＴＳＵＴＡＹＡを運営するＣＣＣの社長とそして担当者に図書館に来ていただいて、そこでスケッチを始めるんです、リニューアルのスケッチを。例えば、館長室をなくしたり、無駄なスペースをなくして一気にそこでスケッチを描き上げるという、専門家も連れてきてやる。

申し上げたいのは、せっかく新築の新図書館つくるわけですから、早目に方針を決めていただいて、例えばこの指定管理者でいくというのであれば、どこにすると。できてからやるんじゃなくて、構想の段階から決めていただいて、その知恵もかりながらつくっていくというのが私はこの武雄市図書館の教訓だと、あるいはまたこれが一つの先例として、大きく評価されていることだと思って、そのことをあえて取り上げました。いま一度どうですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　佐賀県武雄市のこの当該図書館につきましては、私も視察してまいりました。確かに図書館、それから書店、カフェ等が一体となっ

た融合した本当に斬新的な図書館だなというそういう感はいたしました。

ただこれから今後詰めていくんですけれども、県立図書館というのは、市町村立図書館と違って県の中央図書館としての役割もございますし、先ほども申し上げましたけれども、この複合ビル全体の機能それからバランス、それから時代変化を踏まえた多様なサービスの視点等々も十分考慮してこれからいろいろどうしていくか、指定管理も含めていろんな観点から検討していきたいと考えているところです。

○議長（喜納昌春君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　時間がありませんので、最後に軽度外傷性脳損傷（ＭＴＢＩ）、これについては実はある御婦人からの手紙をいただいて、資料等も取り寄せて今回初めてこの県議会で質問をいたしたわけでございますが、御答弁にもありますように、なかなかＭＲＩとかＣＴにもこの画像にあらわれない。しかし、病院では異常なしですよと帰されるんですが、この病気独特の手足の麻痺とかあるいはまた記憶力の低下とかこういうのは、常に患者の皆さんも持っているんです。それをわかってもらえないもどかしさというのがある。さらにありましたように、この労災の認定のとき評価をされないというかわかってもらえないという、いろんな面で大変関係者の皆さんは御苦労なさっているというか、苦い思いをしているということを考えますと、県が先導的にこの問題に取り組んでいくということをお願いを申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず１点目、仲井眞知事２期目の総括について。

(1)、実績と課題。

２、11月16日の県知事選挙について。

意義、争点、政策をお願いします。

３、国政と県政との関係について。

(1)、信頼関係継続のメリット。

(2)、対立・対決のメリット。

(3)、基地問題解決と沖縄振興に与える影響。

４、新聞報道の事実確認について。

(1)、「辺野古漁港埋め立て契約　防衛局、使用許可なく」（８月８日）の見出しの報道についてであります。事実関係の確認をお願いします。

ア、漁港埋立契約。

イ、辺野古、防衛局の使用許可なく。「辺野古漁港は移設に反対する名護市がまだ使用を許可していないが、作業場整備の前提で既に契約していたことになり、」との報道がございます。事実確認をお願いします。

(2)、９月５日琉球新報社説の「県は防衛局の出先機関か」についてお伺いします。

ア、県は、いつから防衛局の出先機関になったのか。

イ、県はわずか１カ月で審査を済ませ、10月上旬にも承認の予定とのことであります。

ウ、11月の知事選を待たずに承認するのは、知事選での争点化を避けるためなのは明らかだ。

エ、防衛局泉崎出張所だ。

オ、県当局に職業的良心はあるか。

カ、申請からわずか１カ月での承認を予定する姿は、国との共同歩調そのものだ。

キ、政府の仕事どころか、県が先導役になっているのでは。

ク、県議会は意見書を可決した。宛先は国だが、足元の県がそれを裏切っている。

ケ、沖縄は植民地。

その事実関係についてお願いします。

５、琉球人の差別問題について。

これは糸数参議院議員のスイスのジュネーブでの国際人種差別撤廃委員会での発言であります。

(1)、琉球人の定義。

(2)、誰が、どのように差別しているか。

(3)、沖縄県民の意識を無視した行為ではないかと考えております。

よろしくお願いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　照屋守之県議の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、仲井眞知事２期目の総括についてという御質問の中で、実績と課題についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

私は、知事に就任以来、沖縄の振興、基地問題等の諸課題の解決、そして県民生活の向上に取り組んでまいりました。この間、沖縄21世紀ビジョンを策定し、新たな沖縄振興特別措置法及び跡地利用推進法の制定並びに沖縄振興交付金の創設を実現いたしました。沖

縄振興交付金につきましては、従来の補助事業では対応が難しかった福祉、子育て、離島振興等におきましてきめ細かな施策を展開し、産業振興の分野におきましても観光客の誘致、情報通信基盤の整備、国際物流拠点の形成等、自立型経済の実現に向けた各種施策を推進しております。これらの取り組みにより、平成25年度入域観光客数は658万人と過去最高、そして観光収入も4479億円とこの２年で約700億円増加し、過去最高を記録しました。

情報通信関連産業は、これまで約300社を誘致し、国際貨物ハブ事業は国内外12路線に拡大いたしております。平成25年の完全失業率は18年ぶりに５％台となり、平成25年10月から５カ月連続で４％台を記録しました。

福祉につきましては、７年間で7000名余りの保育所の定員増を図り、さらなる待機児童対策のため30億円の基金を創設し、平成29年度末までの待機児童の解消に取り組んでおります。

医療につきましては、県立病院事業の経営改善を実現するとともに、新宮古病院を開設し、新八重山病院の整備に着手いたしました。

離島振興につきましては、離島住民等の交通コストの負担軽減を図るとともに、新石垣空港の供用を開始し伊良部大橋の整備を推進してまいりました。

教育につきましては、今年度の全国学力テストにおいて、初めて小学校全教科で最下位を脱出しました。

基地問題につきましては、普天間飛行場の５年以内の運用停止や、牧港補給基地の早期返還及び日米地位協定の環境に関する補足協定の作成に向けた日米協議が進められるなど、一歩一歩負担軽減の動きが出てきております。

辺野古公有水面埋立申請に関しては、法律の基準に適合しており、昨年12月に承認いたしました。私は、これまで世界一危険とも言われている普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を公約の柱としてきました。危険と隣り合わせの市民・県民の命と暮らしを守るため、普天間移設問題を先送りすることなく、断固たる決意を持って解決に取り組んでまいります。

長期的な取り組みといたしましては、人口増加や健康長寿日本一の復活に向けても取り組みを推進しております。こうした取り組みにより、沖縄県の経済状況は力強さを増し、県民生活のさまざまな面において明るい兆しが見え始め、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向け着実に成果があらわれております。このような明るい兆しをより確実な成果につなげ大いに加速させるとともに、県民所得の向上、そして雇用の質の向上、非正規雇用労働者のキャリアアップ、保育士や福祉・介護人材等の処遇改善、そして生活困窮者等の支援、離島・僻地の医療提供体制の充実などにも丁寧に取り組み、県民が安心して豊かに暮らすことができる社会を構築してまいります。

次に、11月16日の県知事選挙についての御質問の中で、知事選挙の意義、争点、政策等に関する御質問にお答えいたします。２の(1)、２の(2)及び２の(3)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁をさせていただきます。

沖縄県の経済状況は力強さを増し、県民生活のさまざまな面において明るい兆しが見え始め、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向け着実に成果があらわれております。私は、このような明るい兆しをより確実な成果につなげ大いに加速させ、県民生活を一層向上させてまいりたいと考えております。このため、私は３期目を目指し、11月の知事選挙に立候補する決意を固めたところでございます。今回の知事選挙においては、雇用の創出や産業振興、子育て、離島振興、そして福祉、文化の振興はもちろんのこと、過重な基地負担の軽減などなどあらゆることが争点に上がるものと考えております。

なお、知事選挙に係る政策につきましては、これまでの８年間の実績を踏まえまして、私を支援していただいている各界各層の皆様の御意見を取り入れながら、沖縄の好調な今の流れをとめず確実に前進を続けるものにしたいと考えているところでございます。

次に、国政と県政との関係についての御質問の中で、国政と県政の信頼関係の継続、対立･対決のメリット･デメリット、基地問題解決への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。この御質問も３の(1)のア、３の(2)のア及び３の(3)のアは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁をさせていただきます。

沖縄の米軍基地問題は長い歴史、そして難しい国際関係そのものでありますので、直ちに全てが解決できるものではありません。計画的・段階的に日米両政府との話し合いを通じ解決されるものと考えております。その意味で、私は政府に対し要求すべきは要求し、申し上げるべきことは強く申し上げ、信頼関係を醸成しつつ問題解決を図るべく取り組んでまいりました。県益と国策につきまして、意見や考え方の違いによる対立についても、冷静に調整を行うべきであると考えております。このような現実的な対応が基地問題を解決する方策であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等

から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 国政と県政との関係についての御質問の中の、信頼関係継続、対立・対決のメリット及び沖縄振興への影響について答弁させていただきます。３の(1)イ、３の(2)イ及び３の(3)イは関連しますので､恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄の振興策は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の置かれた歴史的・地理的・自然的・社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、総合的かつ計画的に講じられているものであります。これまで沖縄県では、沖縄振興の着実な推進を図るため、政府や多くの国会議員の皆様に対し沖縄の現状や考え方を丁寧に説明し、協議を重ね、信頼関係を構築してまいりました。この結果、自由度の高い沖縄振興交付金や大幅に拡充された特区制度などが盛り込まれた新たな沖縄振興特別措置法の制定が実現したものと考えております。

今後とも、沖縄県民の福利向上に資するため、国と県の間で立場の違いがある場合にあっても粘り強く協議し冷静に交渉を重ね、その解決につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 新聞報道の事実確認についての御質問の中で、辺野古埋め立てに係る８月８日の新聞報道についてという御趣旨の質問にお答えをいたします。

８月８日の新聞報道は、「沖縄防衛局が名護市から辺野古漁港の使用許可を得ていないのに、辺野古漁港に作業ヤードを整備するための埋立て工事などについて非公表で契約を行った。」との内容であります。県が当該記事に関して沖縄防衛局に問い合わせたところ、「辺野古漁港作業ヤードに係る埋立工事の契約は行っていません。」との回答がありました。

同じく新聞報道の事実確認についての御質問の中で、辺野古埋立変更承認申請に係る９月５日の新聞報道についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

９月５日の新聞報道は、９月３日に提出された普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋め立ての設計概要変更承認申請について、県はわずか１カ月で審査を済ませ、10月上旬にも承認の予定という、11月の知事選を待たずに承認するのは、知事選での争点化を避けるためなのは明らか、申請からわずか１カ月で承認を予定する姿は国との共同歩調そのもの、これではまるで「防衛局泉崎出張所」だといった内容の社説でありました。

県に提出される申請等については、行政手続法に基づき標準処理期間及び審査基準が定められており、当該申請書の審査に関する標準処理期間は44日となっていることから、「わずか１カ月で審査を済ます予定」になっておりません。また、当該申請書については形式審査を行っていた段階であり、今後実施する内容審査の結果を踏まえ承認、不承認を判断することから、「承認の予定」との断定的記載は事実を誤認しております。また、沖縄県は、防衛局泉崎出張所ではありません。

このような事実誤認があったことから、９月５日に報道機関に対して記事の訂正を申し入れたところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 琉球人の差別問題に関する御質問の中の、琉球人の定義についてお答えいたします。

琉球人の定義は明らかではありませんが、琉球王国の住民を指す説や、その子孫たちを含める説など、多様な解釈があるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 琉球人の差別問題についての御質問の中で、沖縄県民への差別についてお答えをいたします。５の(2)及び５の(3)は関連しますので一括してお答えをいたします。

日本政府は、国連人種差別撤廃委員会による情報提供要請などに対し、「沖縄の人々が社会通念上、日本民族とは異なる生物学的又は文化的諸特徴を共有している民族であるとは考えておらず、国連の人種差別撤廃条約にいう人種差別の対象にはならない」旨の回答を行っております。また、沖縄県民が日本民族とは異なる民族であるという主張については、沖縄県民の間にさまざまな意見があるものと承知しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、照屋守之君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時８分休憩

午後１時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

照屋守之君の再質問を行います。

照屋守之君。

○照屋　守之君　答弁ありがとうございました。

２期目の総括､今知事から御案内ありましたように、私は、やっぱり仲井眞知事がつくった沖縄21世紀ビジョン、これは前回つくりました。これは今後つくったものをどう実現していくかということが大きな課題だと思います。ですから沖縄21世紀ビジョンは、私は仲井眞ビジョンというふうに捉えておりますから、今後政策的にはその実現を通して県民に貢献をしていくということになろうかと思います。それと今回の争点ですけれども、普天間飛行場の固定化を阻止する、これは私は非常に大きな争点だと思っておりますけれども、知事いかがですか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時24分休憩

午後１時24分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　おっしゃるように、固定化を阻止するというのは私も大きな目的といいますか目標として考え方の真ん中に据えてあります。争点といいますか大きな課題ですよね。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　さらにまた、沖縄振興策ですね、野党の皆様もあるいは経済界にもおりますね。沖縄振興は要らないという方々がおりますから、知事がつくった一括交付金制度、このことを維持できるかどうかという非常に瀬戸際だと思っております。これはお隣の那覇市が龍柱の建設を今進めておりますけれども、あれは一括交付金事業です。あれは発注の段階も含めてさまざまな問題提起がされておりまして、これは県下11の市の市長会のトップが一括交付金をああいう形で使っていくと､国に対する非常に不信感がありますね。ですからそういうことも考えあわせていくと、次の沖縄のリーダーはこの一括交付金に対して国が疑問を持つ、あるいは会計検査院が疑問を持っているということからしていくと、41市町村の一括交付金の使い方、あるいは今沖縄県が使っている一括交付金制度も含めてきちっと整理をしていかないと、せっかく知事が平成33年度までこれを約束させた部分が、人がかわっていくとこれがなし崩し的になっていく可能性がありますね。その点についていかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　無論このいわゆる一括交付金の制度・仕組みというのは法律にも沖縄振興法にも書いてあるわけです。ですから､あの目的･趣旨に沿ってきちっと使うというのは当然のことです。会計検査院とかそういうこと以前に、これはあの目的に沿ってきちっと考えて使っていくということが基本で、それ以外のことないしは内容がはっきりしないといいますか曖昧なものに使うのは、やっぱり沖縄だけのシステムでもありますから、このシステムを長いこと生かしていくには慎重な上に慎重な使い方は必要だと思いますよ。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　非常に慎重にやらぬといけませんね。財務省が非常に厳しい財政の中を、沖縄県だけ千六百億、七百億という、3000億の中でですね、一括交付金が活用される。平成33年度まで総理はやるよと言っている。ところが、肝心かなめの沖縄県、市町村も含めて、この使い方はいいんじゃないのという形でされた日には、これはもう国としても全国的にも示しがつきません。財務省あたりもそれは看過できないと思いますから、その点の継続はやっぱり今回の争点だろうなと思っております。

さらには、やっぱり何といっても保守県政を継続できるのか､我が沖縄県政を革新県政に戻していくのか。これはもう非常に大きな争点だと思っておりますね。きのうのいろいろ質問を聞いていても、もうまさに共産党主導の今選挙体制に入っていて、それがイコール革新県政というそういうふうな流れがもうできつつあって、むしろ革新県政というよりは共産党革新県政というそういう言い方のほうが妥当じゃないかなと思うほど、今そういうふうになりつつあるんじゃないかなというふうに思っております。（発言する者多し）

あわせて、今県民が基地問題で……

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○照屋　守之君　差別とか怒りとか不満とかいろんな沖縄のアイデンティティーを強調しますね。そういうふうな形になってくると、どんどんどんどん国に反発をしていきます。琉球人の問題とか先住民の問題もありますけれども、そういうふうな形でやっていくと、いよいよ我が沖縄県、もう日本から離れて独立してやっていこうじゃないかというふうなそういう流れをつくりつつあるんじゃないかなということを今考えておりまして、ですからそういうことからすると、沖縄が独立をして自力で生きていくのかということが今回の選挙でやっぱり問われていくんだろうなということ

を考えておりますが、知事はいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　議論を整理しないとなかなか端的には答えにくいんですが、ただ、何といいますか、今聞こえてくる琉球独立論とか独立論の系譜というのは、もともと出たり消えたりいろんな形であったと思います。だけれども、これは現実の世界をきちっと踏まえてこういうものはやらないと、頭の中で、何といいますか、私たちが若い学生のころからよくよく出ていた議論ですが、現実の世界の中できちっと整理しないと、頭の体操とも、何というんですか、そういう部分が消せないものですから、そして我々自身がどうやって生活をし、こういう安全保障環境が大きく揺れている中で、沖縄県民が安心・安全に子供たちを産み育て、未来永劫安定してやっていけるかということまでよくよく思いをいたさないと、余り軽々に独立だ何だというのはちょっと、何といいますか、私は全く理解できない議論だと思いますし、そういう流れは軽々にそういうものを言ったり書いたり、頭の体操上はいいですよ。本当に世間で影響力のある人が言うには極めて慎重じゃないといけないと思いますね。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知事はそういうお考えですけれども、やっぱり世の中はいろんな考えがあって、この県民のそういう感情をどんどんどんどんあおり立てていって反発をしていくと、あるいは国とも対立をしていくというそういう構図が完全にでき上がりますから、流れはそういうふうになっていって、やっぱりそういう形で狙っているということを最近感じますね。ですから、世の中の動きそのもの自体がそういうふうになりつつありますよ。

基地問題と沖縄振興に与える影響、基地問題と沖縄振興はリンクはしませんね。リンクはしませんけれども、確実にこの基地問題が沖縄の振興のありようとかも含めて非常に大きな影響を与えております。沖縄県は50年間にわたって振興開発計画と振興計画を50年間継続をされます。この根本要因は、この基地のありようです。ですから､これとリンクはしませんけれども、基地問題と振興は切っても切り離せないような状況に今なっております。影響を及ぼしておりますからね。ですから、その中で最近よく言われる、基地は沖縄自立への阻害要因であるということを言われますけれども、ですから我々は、普天間飛行場を早目に返して跡地利用をしっかりやっていく。キャンプ・キンザーも早目に返してやっていく。ですから、そういう阻害要因であるという論法を持っている方々にはそういうことを言いたいわけですね。だからといって、じゃ、そういう方々が阻害要因であるということで、この基地の返還の先を示すことはできないじゃないですか。具体的にそういうことを示すことはできないのにそういうことばかり言っていて、現実的な対応ができていないというふうに私は考えているんですね。ですから、この基地の問題とこの沖縄振興のそういうふうなありようはリンクはしないものの、やっぱり相互にさまざま影響し合ってやってきた、これが沖縄の歴史だというふうに捉えて、また今後もそれは続いていくんだろうなということを思っておりますけれども、知事はいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　基本的には沖縄振興は沖縄振興の必要性と目的があって、特に沖縄振興法は５代にわたって目的はちょっとずつ違えながら、格差の是正から始まりながら来ております。特に米軍基地については、復帰した当時、そのままありましたから、少しは変化しているかもしれません。そしてこの目的は、もともと基地及び国際情勢というか国際関係とか、特に今の東シナ海の情勢には極めて敏感にこれは関係をしているものでもありますから、沖縄の安定した、本当に安心・安全な沖縄づくりという点では沖縄振興の中では当然我々は関係を考えるべきものでありますけれども、ただ、この沖縄振興で国との関係で法律をつくり、そして予算をつけてやっているというものと、特に米軍基地について防衛上、国がどう考えているかというのとは基本的にはちょっと別の性格のものだとは思いますよ。ただし、もともとこういう沖縄の地理的状況は国際情勢に非常に影響を受けるという点と、それから沖縄そのものも末永く安全保障上も安全にやっていけるかどうかという、これはそういう意味では真剣に、経済振興であれ考えるべきベースの一つですと。ですから、そういう意味では基地とか防衛とか安全保障という面ではきちっと関係していると思います。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、全国で唯一一括交付金という非常に画期的な新たな仕組みがつくられたというのも、もともとそういう長年にわたる沖縄県の状況、基地のありようも含めてそういうことが起こってきているわけですね。ですから､何が言いたいかというと、やっぱり我々は基地問題も沖縄振興も大きな課題を同時に抱えているわけですね。その中で知事がこれまでやってこられたように、非常に厳しい基地問題を強く要求していく、あるいは振興の問題、これも3000億と

いうとてつもないああいうふうな画期的なものをどんどんどんどん押し込んで要求をしていく。強い交渉力で同時にそういうふうなことができていると思っているんですね。ですから、やっぱり私どもの県のトップリーダーというのは、やっぱりそういうのも含めて両方しっかりつくり上げていって県民の期待に応えられるような、あるいはまた基地の問題ばかり議論する、沖縄県民の暮らしあるいは経済もつくっていく、沖縄振興もつくっていくというそういう人にしかやっぱり県のトップリーダーは務まらんだろうなとそういうふうな思いが今しているわけですね。ですから、私はやっぱり仲井眞知事にしっかり頑張ってもらいたいと、そのことを言いたいわけであります。

新聞報道ですね、先ほど申し上げましたけれども、これはこの分について照会をしたという説明がありましたけれども、もう少し回答も含めて詳しく御案内お願いできませんか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほど答弁いたしましたように、事実の誤認があり県民に誤解を与えることから申し入れをしますということで、９月５日付でマスコミの会社のほうに申し入れをいたしました。申し入れの内容としては、読者に真実を伝える必要があることから、訂正記事の掲載を申し入れますというふうなことでしたけれども、９月８日付で回答がありました。弊紙論説委員会の見解、当該社説を訂正する必要はないものと考えます。これだけでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 新聞報道ですね、それぞれ報道の自由とかということでしっかりその役目を果たすということがマスコミの大きな責務ですね。これは辺野古の漁港の件については、防衛局からも私どもの意見書についてそういう事実はなかったということがあって、私ども県議会はそのコメントを出したわけでありますけれども、やっぱりその事実に基づいてきちっと報道していく、それを我々は見る。あるいはそれを議会も使ったりする、あるいは県民もまたそういうふうな形で認識を持つということからすると、やっぱり速やかなそういう対応というのは必要だろうなというふうな思いがあって、そこは報道機関の判断に委ねたいわけでありますけれども、やっぱり我々は基本的に100％信じています、その報道はですね。ですから、それをもとに、特に県議会議員はその根拠をしっかり踏まえた上でそういうことを活用すればいいわけですけれども、往々にして時間的なものもあって、それがそのままこういう形でどうかというふうな形で使うという場面もありますから、やっぱり報道の重さというのは非常に感じますね。そういうことについてはどうですか、やっぱりきちっともう少し対県と報道機関という連携というかそういうことはとれませんか。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 知事公室が広報（パブリシティー）というのを担当しておりますので答弁をさせていただきますが、今御指摘がありましたように、県におきましても、やはり言論の自由、表現の自由というものはこれは日本国憲法に定められた国民の権利でございまして、その自由な報道の活動、表現の活動というのは当然尊重しているわけでございます。ただ、往々にして事実と違う報道というのがあり得ます。その場合、県は担当部局と我々知事公室が相談をいたしまして、例えば見解の違いとか考え方の違いと、それはあり得るべしということで、その場合はそれはそのお考えで報道しているのだと、そういうふうに理解いたしますけれども、今回の土木建築部の件でありますとか、あるいは過去に何度かいろいろありました。米政府が辺野古移設を断念したとか、これは県には直接関係ないわけですが、このような時として事実と違う、明らかに事実と違う報道につきましては、これは県として正式に申し入れると、さらに訂正を申し入れるということをやっております。今回の場合は残念ながら訂正の必要はないと一言で返されてしまったことは、県としても大変残念であります。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 やっぱりこれは、報道は報道機関としての立場があって報道する自由がありますからいいんですけれども、ただ、読者としたらこれはただでもらっているわけじゃないわけですから、毎月毎月購読料を支払って、お金を支払ってその代償として情報をいただいているわけですよね。だから、この情報が本当に正しいのか正しくないのかというのは、これは大変なことなんですね。ただでもらっているんだったらこれはいいんだけれども、お金を出して情報を買って、それを我々はいろいろ活用するわけですね、生活の中で、あるいは仕事の中でということですから、ですから、我々はもっともう少しこの報道、代金をいただいてそこの報道機関も存在をしているというふうなことも含めて考えていくと、やっぱりおのずとそれぞれの立場をしっかり尊重しながら、相手のことも含めて、周りのことも含めた形での対応が必要だなという思いはいたしております。

琉球人の差別ですね、この県民の意識を無視した行為になっていないかということは、私は、国会議員と

いうのは、県民から票をいただいて、これは差別でも何でもなくて投票によって選ばれて、国政で総理大臣に今のその基地の問題とかそういうふうなものを問題解決をしていく、その代表だと思っているんですね。それは国会議員がそこでやるべき。県議会議員は県議会の立場でやる。市町村議会は市町村議員の立場でやる。そういうふうなものをやらなくて、国連の中でそういうことを同じようなことを訴えているわけですね。それを差別だという言い方なんですね。これは非常に不思議だなと思っているんですよ。これは、あるまじき行為ですよ。こういうような琉球人とかということをわざわざ持ち込んで、これは国会の中で総理に対して、あなた今、沖縄はこうだよと、県外に持っていくんなら持っていけという形で国会議員がそこでやり合って政治決着をつけるのが国会議員の仕事じゃないですかね。

同時に、この前、先住民でまた同じようなことをやっています、国連でですね。先住民ということでやっています。これは琉球人と先住民というのは一緒ですか。副知事教えてください。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。（発言する者あり）

静粛に願います。静粛。

○副知事（高良倉吉君） 照屋議員の御質問について先ほどの部長答弁でもいたしました。要するに、そういった先住民だとか琉球人であるとか琉球民族であるということについて、何人も疑わないような概念をちゃんと規定するということは、多分今のところないんだろうと思います。ただ、基本的に通用している使い方としては、琉球人という場合は明治12年（1879年）に琉球王国がなくなり沖縄県になりますが、それ以前の時代は当時の琉球人も、琉球の島々に住む人もみずからを琉球人と名乗り、周りのアジアの人たちもそのように名指しをいたしました。したがって、厳密に琉球人と使う場合にはその琉球王国時代の人々という意味だろうと思います。現代においてあえて琉球人あるいは琉球民族、先住民族と使う場合は、それはそれぞれの人の価値観というんですか、意思というんですか、歴史認識とも深くかかわっているんだろうというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 だから、国会議員がやることじゃないでしょうと私は思うんですよ。それも琉球王朝の格好をしているんですよ。――――――――――――――――沖縄の先住民とは誰も認めていないのに。こういうのも含めて、自分がやるべきことはやらないで、沖縄先住民、いかにも我々県民は本当に惨めな生活をしているんだよ、これは差別されているんだよという国連でこういうイメージを与えるかのような発言をするというのはおかしいんじゃないかと私は思っているんですが、知事いかがですか。そう思いませんか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。静粛に。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の先住民の発言にしても、それから沖縄の衣装を着て言った話にしても、極めて奇異な感じを受けますね。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 ――――――――――――――――この前の新聞「沖縄人ルーツ　日本由来」、こういうふうなことも研究者がしっかり発表して、日本に由来しているということなんでしょう。そのとおりでいいんですか、副知事。日本人のルーツ、日本由来、沖縄人のルーツ。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 現在の沖縄県の圏域に住んでいる人たち、これは宮古・八重山を含めてですけれども、そこの人たちのルーツに関する研究は、今、最先端の遺伝子を使った研究が行われていまして、これまでいろんな説があったんですが、最新の研究は、まだ精査する必要があるようですけれども、一応日本列島、日本本土の人たちとかなり近いという研究結果の概略が出たということだと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 とにかくいずれにしても、知事、これは全部県知事選挙の前だからこういうことが起こっているんですよ、あちこちで。県知事選挙の前だからこうなっているんですよ。だからこれは大変なことですよ、沖縄は。これは自立でやっていこう、独立していこうという動きですからね。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君 皆さん、こんにちは。

自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従いまして順次質問を行います。

その前に、仲井眞知事、台風８号被害状況の現場調査をしていただき、また各被害に対し補正予算を組んでいただき、特に嘉手納漁港、座間味島の阿嘉漁港に対して約11億円近くの復旧予算をつけていただいたこ

とに対して感謝を申し上げます。

それでは、質問を始めます。

基地問題について。

(1)、９月４日午後５時15分ごろ、米海兵隊第31海兵遠征部隊所属ＡＶ８Ｂハリアー攻撃機が、緊急着陸後に機体から出火する事故が発生した。今回の緊急着陸後の出火は、機体の爆発炎上につながる大惨事を引き起こすおそれがある事故である。県の取り組みについて。

(2)、普天間飛行場の５年以内運用停止について。

ア、５年以内運用停止実現の見通しはどうか。

イ、政府の取り組み状況、手応えについてはどうか。

(3)、地位協定の環境補足協定について。

(4)、住宅防音工事について。

ア、騒音被害のある法律で定められた75W以上の全ての地域における告示（昭和58年３月10日嘉手納飛行場周辺・昭和58年９月10日普天間飛行場周辺）の設定を平成26年３月に引き上げるよう政府に要請すべきではないか。

イ、80W・75W地区における全室防音（初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅以外の住宅を外郭防音工事）の対象になるよう政府に要請すべきではないか。

２、仲井眞知事の２期８年間の実績と成果について。

(1)、仲井眞知事の行財政改革の主な実績及び成果と今後の課題について。

(2)、沖縄振興の実績及び成果と今後の展望について。

３、平成26年度台風８号被害について。

(1)、平成26年度台風８号の被害状況・被害総額について。

(2)、平成26年度台風８号による最も被害を受けた農林水産業の状況と今後の対策について。

(3)、嘉手納町では同町を流れる比謝川が氾濫した影響で、町内に通じる国道58号と県道74号線が冠水し、全面通行どめになった。一時、町内へ車両での出入りができない状態になり孤立してしまったが、今後の比謝川氾濫、国道、県道の対策について。

(4)、嘉手納漁港では船の転覆、河川の氾濫により漁港近くの住居地域が陥没し、住居地域に多大な被害を及ぼしている。今後の対策と取り組みについて。

４、中高一貫教育について。

開邦高校とともに本県の進学校として球陽高校に中高一貫教育の設置は喫緊の課題であります。国際社会の中で活躍できる心豊かな人材の育成を目標に、生徒一人一人が第一志望の進路実現とともに心豊かな人間教育に努め、東大、京大、東工大、一橋大など難関国立大または慶應大、早稲田大、難関私立大を学生などが受験できるシステムをつくっていただきたい。

(1)、開邦高校への中学部併設について進捗状況と今後の取り組みについて。

(2)、「中部地区にも国公立大学や難関私立大学へ進学を目指す高校を」と、中北部地域の切実な要望と大きな期待があり、球陽高校にも中学部を併設し、開邦高校と同時に中高一貫教育を６月議会で提案いたしましたが、教育長と知事の必要性と認識について伺いたい。

５、交通安全対策について。

(1)、本県における最も交通事故が多い交差点･箇所、その対策と解決策について。

(2)、本県における信号機設置数と新たな設置要望と今後の取り組みについて。

(3)、本県における横断歩道、設置箇所と設置数について。

(4)、横断歩道の舗装整備の年間予算について。

(5)、国体道路ドラッグイレブン前十字路付近の桑江中央線と交差する道路がありますが、上勢頭550番地オートショップＫＥＮ前から入り、上勢頭550番地11ファミリーマート北谷国体道路店後方までの町道上勢頭47号線は、普通乗用車がすれ違うのがやっとの道幅で危険な状態である。スピードが出せない対策はできないか。

６、道路行政について。

(1)、西原町棚原付近の県道29号線拡幅工事の進捗状況とこれまでの予算及び完成予定について。

(2)、北中城村安谷屋の北中城インターチェンジ付近の県道９号線は、交通渋滞が発生し、地域住民から交通渋滞解消のため道路の拡幅工事の要望があるが、拡幅整備等の計画はあるのか。

７、福祉行政について。

(1)、本県の子育て支援対策の状況と今後の対策について。

(2)、乳幼児医療費の無料化制度の経緯、または財源措置について。

(3)、通院費を就学前、中学３年まで引き上げた場合の予算と対象者について。

(4)、現物給付制度の全国の取り組みについて。

(5)、貸付制度を導入し、病院窓口での一時支払いをなくし現物給付的な制度の仕組みについて何度も議会で取り上げたが、その結果について。

(6)、平成25年11月よりうるま市からスタートした自

動償還払いについて、現在の進捗状況と取り組み、また実施されていない市町村の理由を県は把握されているか。

８、沖縄県地域防災計画について。

(1)、県の災害予防計画についての基本方針と市町村における地域防災計画について。

(2)、ニライ消防本部において2017年度「嘉手納指令センター（仮称）119番受理の一元化」について（一元化に加入しない市町村の数及びその理由を県は把握しているか。）伺いたい。

答弁を聞いて再質問したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川京貴議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、中高一貫教育についての御質問の中で、球陽高校への中学校併設についての御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、人材こそが最大の資源として、沖縄県の将来を担うグローバルに活躍できる人材の育成に取り組んでいるところでございます。

球陽高校に中学校を併設することは、高い志を持つ生徒や保護者等、地域のニーズにも応えるものだと認識いたしております。施設整備などの課題がありますが、現在、教育委員会において、設置に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、福祉行政に係る御質問の中で、子育て支援策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、子育てセーフティネットの充実を図るため、約１万1000人の保育の量の拡大によりまして、平成29年度末までの待機児童の解消に向けて取り組んでいるところであります。また、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育の実施など、保育サービスの充実を図っております。

沖縄県としましては、今後とも市町村と連携し、子育てしやすい環境づくりを積極的に推進してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 基地問題に関する御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止の見通しについてお答えいたします。

安倍総理は、去る４月24日の日米首脳会談において、オバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初め４項目の基地負担軽減策について協力を要請しており、大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。

私が６月に訪米した際にも、米政府から同様の発言があったことから、今後もこれらを踏まえて日米間で協議がなされるものと考えており、県としては、普天間飛行場負担軽減推進会議の場で十分な議論をしていきたいと考えております。

同じく基地問題に関する御質問の中で、普天間飛行場の５年以内運用停止に対する政府の取り組み状況、手応えについてお答えいたします。

県としては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、昨年12月、沖縄政策協議会において、同飛行場の５年以内運用停止を含む４項目の基地負担軽減策を要請したところであります。

現在、県の要請に応えて政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議において、具体的な取り組みを進めているところです。同会議の議論を踏まえ、最も重い負担となっている外来ジェット機ＦＡ18の飛来については、小野寺前防衛大臣からヘーゲル国防長官に申し入れを行うなど、閣僚レベル、実務者レベルにおいて米国へ問題提起がなされております。ＫＣ130空中給油機15機の山口県岩国市への移駐については、７月15日から開始され８月26日に完了いたしました。本移駐の効果を確認するため、政府及び宜野湾市においても調査を実施しているところであります。

引き続き、目下の課題となっている夜間騒音への対策を初め、５年以内運用停止の実現に向けてあらゆる方策の検討を行ってまいります。

続きまして、平成26年度台風８号被害に関する御質問の中で、台風８号による被害状況及び支援対策についてお答えいたします。

台風８号による農林水産業関係の被害額については、約34億円となっております。主な被害状況としては、１、農作物で約11億円、２、農地・農業用施設で約５億円、３、漁港施設で約15億円となっております。

沖縄県としましては、農林漁業者に対し、農業共済等の活用、農林漁業セーフティネット資金の活用などの支援を行っております。また、漁港等の公共施設については、応急工事を行い、早期の復旧に向けて取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 仲井眞知事の２期８年間の実績と成果についての御質問の中で、行財政改革の実

績、成果、課題についてお答えいたします。

沖縄県では、仲井眞知事が平成18年に就任して以来、２次にわたる行財政改革を実施し、組織の合理化、民間委託の推進、県単補助金の見直し、県税収入の確保、定員管理の適正化などに取り組んでまいりました。その結果、８年間の財政効果は、目標の473億円を188億円上回る約661億円となっております。こうした取り組みにより、三位一体改革による地方交付税等の大幅な削減やリーマンショックなどによる経済不況など、行財政環境の急激な変化の中にあって、新石垣空港や伊良部大橋などのインフラの整備、観光やＩＴなどの産業振興施策、保育所の整備促進や県立病院の整備などを行ってまいりました。

沖縄県としましては、引き続きあらゆる分野で行財政改革を推進することが必要であると考えております。

このため、新たに策定した「第７次沖縄県行財政改革プラン」を着実に実施することにより、環境変化に対応できる行政体制と持続力のある財政基盤を確立し、沖縄21世紀ビジョンの実現を支え、県民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路行政についての御質問の中で、県道29号線の進捗状況についてお答えいたします。

県道29号線の翁長・上原区間については、これまで約41億円を投入しており、平成25年度末の事業費ベースで約80％の進捗となっております。また、完成供用は平成29年度を予定しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　基地問題についての御質問の中で、ハリアーの出火事故への対応についてお答えいたします。

去る９月４日に発生したハリアー機の着陸後の火災について、県は、具体的な事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を米軍及び沖縄防衛局に対し強く求めたところであります。

県としましては、航空機に関連する事故は県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保について、米軍及び日本政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、環境補足協定についてお答えいたします。

昨年12月25日に、日米両政府は「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組み」に関する共同発表を行い、これまでに計８回、同枠組みの作成に向けた２国間の交渉が行われております。

外務省によりますと、これまでの運用改善とは異なり、環境面で地位協定を補足する法的拘束力がある国際約束をつくる予定とのことであり、現に発生した環境事故後や返還予定地の現地調査に係る立ち入りのための統一的な手続の作成等を内容としているとのことであります。

同協定の今後の見通しについては、去る９月17日に来県した菅官房長官から、現在、日米間で具体的な詰めの段階に来ているとの発言があったところであり、これまで県や渉外知事会が求めてきた内容が反映されることを期待しているところであります。

次に、住宅防音工事及び外郭防音工事の対象拡大について、１の(4)のアとイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

県は軍転協とも連携して、これまであらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して要請しております。

住宅防音工事については、平成24年度から、嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しいＷ値85以上の区域において、平成14年１月17日までに建築された住宅を対象としていたところを、平成20年３月10日までに建築された住宅に対象が拡大されており、一定の前進が図られたと考えております。しかしながら、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺におけるＷ値85未満の地域では、昭和58年の住宅防音工事対象期日までに建築された住宅が対象とされており、その後建築された多くの住宅については、防音工事を受けられない状況となっております。また、外郭防音工事については、増改築やリフォームを行ったために、新たな防音工事の助成が受けられなくなるなど住民生活に影響を与えております。

このため、県は、去る９月17日には菅官房長官、９月22日には江渡防衛大臣に対し、住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅も防音工事の対象とすることなど、騒音対策の強化・拡充を行うよう要請したところであります。

次に、平成26年度台風８号被害についての御質問の中で、台風８号被害状況、被害総額についてお答えいたします。

去る７月７日に来襲した台風第８号の被害状況につきましては、人的被害が、重傷２名、軽傷34名の計36名、住家被害が、全壊３棟、半壊２棟、一部破損37棟、

床上浸水89棟、床下浸水90棟となっております。

また、河川の氾濫、土砂災害等が多数発生しており、避難勧告が県内22市町村、延べ28万3469世帯、68万3991名に発令されております。

被害総額につきましては、土木関連の被害額が約10億円、農林水産業関連の被害額が、先ほど高良副知事から答弁さしあげたとおり、約34億円となっております。

次に、沖縄県地域防災計画についての御質問の中で、沖縄県地域防災計画と市町村地域防災計画についてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画におきましては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフト両面から対策を講じることを基本方針としております。

市町村におきましても、沖縄県地域防災計画を踏まえ、市町村の地域防災計画を見直しているところであり、東日本大震災後に見直した市町村は、平成26年８月時点で32市町村となっております。

次に、共同指令センターに参加しない市町村数及びその理由についてお答えいたします。

全県的に消防救急体制の強化を図る消防共同指令センターの整備については、県内全市町村から成る「沖縄県消防通信指令施設運営協議会」を設置し、協議しておりましたが、平成25年７月に同協議会の会長である那覇市が消防共同指令センターへの不参加の意向を表明したことにより、当該指令センターの整備は極めて厳しい状況となりました。

このような状況の中、当該指令センターの重要性から、ぜひ実現を図るべきであるとして、宮古島市並びに比謝川行政事務組合が整備主体となる旨の意向を表明したことから、県としてもその実現に向けて関係市町村に対し強く働きかけを行ってまいりました。

平成26年１月には、比謝川行政事務組合が当該指令センターの整備主体となることで、県内36市町村の合意がなされ、平成28年４月の運用開始に向けて、県も整備に向けた財政支援を行い、取り組んでいるところであります。

当該指令センターには、那覇市、浦添市、沖縄市、本部町、今帰仁村の５市町村が不参加となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　仲井眞知事の２期８年の実績と成果についての御質問の中の、沖縄振興の実績と展望についてお答えいたします。

沖縄県では、仲井眞知事が平成18年に就任して以来、沖縄21世紀ビジョンを策定し、新たな沖縄振興特別措置法及び跡地利用推進法の制定、並びに沖縄振興交付金の創設を実現しております。

沖縄振興交付金については、従来の補助事業では対応が難しかった福祉、子育て、離島振興等においてきめ細かな施策を展開し、産業振興の分野においても、観光客の誘致、情報通信基盤の整備、国際物流拠点の形成等、自立型経済の実現に向けた各種施策を推進しております。これらの取り組みにより、平成25年度入域観光客数は658万人と過去最高、観光収入も4479億円とこの２年で約700億円増加し、過去最高を記録しました。

情報通信関連産業は、これまで約300社を誘致し、国際貨物ハブ事業は、国内外12路線に拡大しております。

平成25年の完全失業率は18年ぶりに５％台となり、平成25年10月から５カ月連続で４％台を記録しました。平成26年８月の有効求人倍率は、0.74倍と復帰後の最高値を更新し、埼玉県、鹿児島県と並ぶなど県経済は好調な状況が続いており、さまざまな面で成果があらわれております。

那覇空港第２滑走路はことし１月に着工され、平成31年度末の供用開始を予定しています。また、モノレールの延長、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向け取り組んでおります。

駐留軍用地の跡地利用については、西普天間住宅地区などの円滑な利用に向けた取り組みが進められております。

福祉については、７年間で7000名余の保育所の定員増を図り、さらに待機児童対策のための30億円の基金を創設し、平成29年度末までの待機児童の解消に取り組んでおります。

医療については、県立病院事業の経営改善を実現するとともに、新宮古病院を開設し、新八重山病院の整備に着手しております。

離島振興については、離島住民等の交通コストの負担軽減を図るとともに、新石垣空港の供用を開始し、伊良部大橋の整備を推進しております。

教育については、今年度の全国学力テストにおいて初めて小学校全教科で最下位を脱出しました。

さらに、長期的な取り組みとして、人口増加や健康・長寿日本一復活への施策などを推進しております。

沖縄県としましては、引き続きこれまでの取り組み

の成果を踏まえつつ、沖縄振興交付金や各種制度を活用し、沖縄21世紀ビジョンの将来像実現に向けた取り組みを展開してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 平成26年度台風８号被害についての御質問の中で、比謝川氾濫、国道、県道の対策についてという御趣旨の質問にお答えをいたします。

台風８号により、国道58号の比謝橋付近及び、県道74号線の沖縄市白川付近が道路冠水をいたしました。台風８号接近時における比謝川近傍の５地点での雨量観測では、24時間雨量が224ミリメートルから385ミリメートルとなっており、非常に激しい雨があったことが道路冠水の主な要因と考えております。

そのことから、国道58号比謝橋付近の冠水対策に関する比謝川河口堰の扱い及び県道74号線に関する道路への周辺地域からの雨水流入及び地域排水処理について、関係機関と協議の上、検討していきたいと考えております。

同じく平成26年度台風８号被害についての御質問の中で、比謝川の増水による住居地域の陥没対策についてお答えをいたします。

比謝川の河口部左岸については、被害拡大の防止のため、袋型根固め材による保護工を実施し、平成26年８月１日までに応急対策が完了しております。今年度、恒久対策のための調査設計に着手し、可能な限り早期に護岸整備を実施してまいります。

次に、交通安全対策についての御質問の中で、北谷町道上勢頭47号線についての御質問にお答えいたします。

北谷町道上勢頭47号線は、県道沖縄北谷線と並行して沖縄市との境界付近に位置する延長222メートル、幅員６メートルの町道であります。当該道路は、自動車等が町道桑江中央線から県道沖縄北谷線に向け沖縄市方向に抜ける際に信号待ちを避けようとする車両が迂回して利用するため、歩行者等の安全が懸念されている状況であります。

北谷町においては、注意看板を設置したり、ハンプ等の設置による通過交通の抑制のための対策を検討しているところであり、県としても、町と協力し地元の要望に沿うよう問題解決に取り組んでいきたいと考えております。

次に、道路行政についての御質問の中で、県道29号線の交通渋滞解消についてお答えをいたします。

県道29号線那覇北中城線の北中城インターチェンジとの交差点から、第一安谷屋交差点までの区間については、沖縄地方渋滞対策協議会において抽出した主要渋滞箇所に含まれ、対策が必要であると認識しております。

主要渋滞箇所については、昨年度から渋滞状況の調査・分析を行っているところであり、今後、右折車線の設置など、さまざまな渋滞対策案について、今年度中の策定を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは中高一貫教育についての御質問の中で、開邦高校の進捗状況等についてお答えいたします。

難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応えるため、中高の６年間において計画的・継続的に充実した教育環境を整えることは、大変重要なことだと考えます。

県教育委員会では、平成26年９月17日の教育委員会会議において基本計画を決定し、平成28年度に開邦高校に併設型中高一貫教育校の開校を目指しております。

次に、球陽高校への中学校併設についてお答えいたします。

球陽高校ＰＴＡ会長等から、平成26年９月８日に県教育長へ、９月19日に県知事に対し併設型中学校の設置要望がありました。

県教育委員会としましては、中頭地区における生徒・保護者の進路選択の幅を拡大する、いわゆる中等教育の多様化・複線化の観点からも、同地区における併設型中高一貫教育校の必要性は高いと認識しております。

開邦高校との同時開校については、施設整備など多くの課題がありますが、今後関係機関と協議を図り、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 交通安全対策についての御質問の中で、交差点における交通事故の発生状況とその対策についてお答えいたします。

平成25年中に県内で発生した人身事故は6664件で、そのうち2977件、率にして44.7％が交差点において発生しております。交差点別の人身事故発生状況につきましては、交通量の比較的多い北谷交差点、上之屋交

差点、大謝名交差点などで多発傾向にあります。

交差点における人身事故の対応につきましては、出会い頭の事故や追突事故など、車両同士の事故が８割以上を占めており、また、事故の主な要因といたしましては、脇見運転や安全不確認など、運転者の安全運転意識の欠如が挙げられます。

県警察といたしましては、運転者の交通ルールの遵守やマナー向上を図るため、交差点における指導取り締まりの強化のほか、自治体や交通ボランティア等と連携した広報啓発活動の強化などの対策を推進しているところであります。

また、信号機や道路標識といった交通安全施設の設置、改良、滑りどめ舗装や交差点の認知性を高めるためのカラー舗装といった物理的な対策についても、道路管理者と連携して引き続き取り組んでまいる所存であります。

次に、交通安全対策に関する御質問の中で、５の(2)、(3)、(4)については関連いたしますので一括してお答えいたします。

まず、平成26年８月末現在、県内に整備した信号機は2084基で、舗装道路100キロメートル当たりの信号機整備率は29.6基となっており、全国で６番目に多い状況であります。また、各警察署に寄せられた信号機の設置要望につきましては、８月末現在44件で、各警察署からの設置上申に基づき、交通量の多い新設道路や交通事故が多発する場所等、信号機設置の必要性や緊急性の高い箇所を抽出し、総合的に検討した上で優先順位を判断して設置しております。

次に、横断歩道につきましては5610カ所、その設置数は１万1922本で、舗装道路100キロメートル当たりの横断歩道整備率は169.5本となっており、信号機同様に全国で６番目に多く、大都市圏並みに整備されている状況であります。

これら横断歩道の舗装整備年間予算につきましては、本年度に整備予定の54キロメートルに係る当初予算は、6217万4000円であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　それでは福祉行政についての御質問の中で、こども医療費助成制度の経緯等についてお答えいたします。

こども医療費助成制度は、子供の疾病の早期発見と早期治療を促進し、子供の健全な育成を図ることを目的として、平成６年度に市町村を実施主体として開始しております。対象年齢は、平成６年度に入院・通院ともにゼロ歳児で開始し、その後徐々に拡大し、通院については、平成19年度より３歳児まで、入院については、平成24年度より中学卒業まで拡大してまいりました。

財源としましては、県の単独事業として、市町村が実施する対象経費の２分の１の補助を行っております。

次に、子供医療費の通院対象年齢引き上げの予算等についてお答えいたします。

通院の対象年齢を就学前まで拡大した場合の県予算につきましては、平成25年度実績の約９億7100万円から４億1900万円増加し13億9000万円となり、中学卒業まで拡大した場合は、10億3700万円増加し20億800万円になると試算しております。

また、対象者数につきましては、就学前までの場合が、現在の６万8000人から５万人増加し11万8000人となり、中学卒業までの場合が19万9000人増加し26万7000人となると試算をしております。

次に、子供医療費の現物給付制度の全国の実施状況についてお答えいたします。

こども医療費助成制度において、現物給付は22都県で実施、また、現物給付と償還払いの併用が15府県で実施されております。

次に、こども医療費貸付制度についてお答えします。

県では、こども医療費助成制度の充実のため、病院窓口での支払いが困難な方に対する貸付制度を導入することとしております。そのため、医療機関を対象に子供の医療費未収金の状況について調査を行ったところであり、今後、実施主体である市町村と貸付制度のスキーム等について検討をしていく考えであります。

次に、こども医療費自動償還方式の進捗状況等についてお答えいたします。

自動償還方式については、平成26年10月現在26市町村で導入されており、平成27年度中に実施を予定しているのが９市町村、未定が６町村となっております。導入予定の市町村につきましては、予算の確保やシステム整備の準備等に時間を要しているとのことであります。

県としましては、今後も市町村が自動償還を円滑に導入できるよう、システム整備に要する費用の補助や情報提供等、環境整備を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　再質問を行いたいと思っています。

まず基地問題について、先ほど答弁いただきました嘉手納飛行場ですね、ハリアーの事故についても、こ

れまで私たち何度もこの嘉手納飛行場での事故はＦ15戦闘機、またＣ130輸送機の燃料漏れ事故等、またフレアーの落下事故、また知事公室長も御承知のとおりキャノピー（風防ガラス）の落下事故、そういった事故が続いてやはり危機管理がおろそかになって後に、過去にもＦ15戦闘機が糸満沖に墜落事故を起こしたという経緯もあります。

そういった事故になる前に、やはり県としても再三こういった関係機関に要請、抗議要請行動すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 今般のハリアーの事故は、出火して大変煙が出たり、住民に不安を与えたものだと考えております。ただ、それ以前にも今議員が御指摘のように、小さな部品とは言われていますけれども部品の落下とか、離脱とか、あるいは帰着して整備をしてみたら部品が脱落していたとかいろいろな事故が起きております。こういったことは現時点で幸いにもそれぞれ県民に被害とかいったものはありませんけれども、一歩間違えればこれは県民の頭の上に降ってくるという話だというふうに承知しておりまして、これはその都度その都度、厳重に申し入れをしておりますけれども、やはりあらゆる機会を通じて日米両政府、関係機関に申し入れてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 先ほど(4)番目の住宅防音工事について答弁いただきました。菅官房長官を初め防衛大臣にそういった防音工事の要請活動をしたと、行動したということがありましたけれども、やはりその後の問題なんですよね。これまで各議員からこの防音工事の告示日の見直し、またこの工事の手続の簡素化、いろいろ提案があったと思うんですけれども、この「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく防音工事なんです、御承知のとおりですね。しかしながら、知事公室長が答弁したとおり85以上、嘉手納地域はこの防音工事の平成14年の１月17日、そして平成20年と引き上げてきたんですが、85以下はいまだに対象にならないんです。昭和58年度以降は現在においても防音工事の対象になっておりません。しかしながら、嘉手納飛行場初め普天間飛行場周辺はもう85以上の騒音がテレビや新聞に出ているとおりなんですよ。今後はやはり知事が先頭になって、要請はしましたけれども、具体的にどういったその告示日の見直し、また防音工事ができるようにする作業、どういった形でやっていこうと思っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） ある意味で知事からの要望に官房長官は、前向きに答えていただいたわけですけれども、今議員が御指摘のようにこれは法律にのっとって、全国の各基地で告示という形である地域のその取り扱いが定められていると。したがって、その告示を地元の要望に合うようにきちっと更新していくという作業が必要だと考えております。

その意味でも県といたしましては、地元嘉手納町を初めとする軍転協ですね、そういったところと連携を密にしまして、また、個別に勉強会といったものも開きまして具体的にそれが実現するように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 やはりこの防音工事は、静かな環境でお互い同じ生活をしたいという願いでありますので、これ法律でもあります。リフォームをしたら防音工事の対象にならないという矛盾もありますので、この辺も含めて僕はある意味では県の中でチームをつくって専門的にこの問題やるべきだと。年間60億の防音工事の予算はあるんですけれども、実際それだけでは今の世帯は賄い切れません。これをぜひ政府に要請していただきたい。これは要望でいいです。

３番目の台風８号被害について再質問します。

氾濫対策のためのしゅんせつについて伺いたい。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今回の台風８号で、比謝川付近で氾濫をして交通渋滞など道路利用者に多大な御迷惑をおかけしたわけですけれども、氾濫した直接的な原因、これは比謝川それから長田川あるいは河口の堰などもございますけれども、いろいろな可能性もありまして、確実にこうだというようなことはないわけですけれども、その中で今御質問のしゅんせつについてですけれども、比謝川につきましてはこれまで地元からの大変要望の多かった、屋良城跡公園付近のしゅんせつをずっとやってきておりました。今回氾濫いたしました比謝橋付近については、これまでの氾濫の実績もなかったことから、河川のしゅんせつを行っておりません。しかしながら、今回の氾濫を受けて、必要な箇所については、適宜しゅんせつを行ってまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 やはり部長記憶に新しいと思っておりますが、私は去年平成25年７月３日に県に対して、比謝川の河川の管理体制と嘉手納漁港周辺の比謝川の

しゅんせつについて早急に対応すべきだと質問しております。これは今部長答弁ありましたけれども、比謝川の河口の漁港周辺が例えばこれまで水深が10メートルあったとしますよね、これが比謝川の土砂で埋まって水深が浅くなるんです。浅くなるとあれだけの集中豪雨の中ではやっぱり氾濫するのは当然のことだと思っております。そういった意味ではこれから予測される危険箇所、緊急に対応して解決していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　そういった河川のしゅんせつを初めしっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　続きまして、中高一貫教育について再質問したいと思っております。

ただいま教育長から答弁がありました。９月８日諸見里教育長へ、また９月19日に仲井眞県知事に対し、併設型中学校の設置要望が球陽高校の筒井ＰＴＡ会長、そして目取真同窓会会長、上江洲後援会会長から要請がありました。

ぜひ県教育委員会の会議の中において、教育長、基本計画を決定していただいて、平成28年に開邦高校と同時に球陽高校も中高一貫校として開校していただきたいと。それについてもう一度、再度お願いします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　球陽高校への併設型の中学校設置につきましては、ＰＴＡ会長、今御指摘のございましたようにそういう大変強い要望が出ております。

教育委員会では、学校整備準備検討委員会それから教育施策推進委員会において、学校の特色並びに学校規模を定めるこの基本計画案策定に今現在取り組んでいるところです。スケジュール的には開邦高校で議論したこの蓄積もございますので、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　教育長、先ほど知事からも答弁がありました。そして仲井眞知事は球陽高校の中高一貫教育について、新聞報道にもありましたように120％期待に沿えるよう協力していきたいと答えていただきました。教育長、御一緒でしたよね、そのときね。やはりこの現場のＰＴＡ会長初め地域の皆さんは、どうしても地元のニーズに応えていただきたいと。理由は開邦高校は、南部地域は私立もあって、いろんなやっぱり選択肢があると、子供たちが選ぶことができる。しかし球陽高校については中北部の１校しかないんですよね、中高一貫になったとしても。ぜひ地元はできるなら３クラスをあけていただきたいと、１学年３クラス、できるなら２クラスを要望されております。そういった意味ではこの地元の声を優先するような取り組みをしていただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　球陽高校から要望ございますけれども、できるだけ複数学級にしてほしいという要望ですね。確かに教育効果を考えても生徒間の多様な交流、活動のためにも１学級よりも２学級以上のほうが望ましいという意見があることは承知しております。現在学級数をどうするかということを調整中でございまして、球陽高校の学校規模に関する検討、地域のニーズや学校の意見等も参考にしながら基本計画等を策定する途中ですけれども、この中でやはり地域のニーズ、それから学校の意見等教育全般から総合的な視点で今後判断してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　教育長、ぜひよろしくお願いしたいと思っています。

続きまして、５番目、交通安全対策について、ただいま本部長の答弁では、横断歩道は5610カ所、設置数については１万1922本と、年間予算は6217万4000円と答弁がありました。私は、横断歩道の予算はそれだけでは十分じゃないと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君）　県警察におきましては、横断歩道を５年で更新したいと考えており、そのために必要な予算を要求しております。平成26年８月末現在、県内に整備している横断歩道は、距離にいたしますと約525キロメートルであり、本年の横断歩道の整備予定54キロメートルのペースでは、全てを補修するためには約10年かかることとなり、退色等による問題が懸念されます。より迅速に県民の要望にお応えするために、今後も県財政当局に対し、横断歩道等交通安全施設の重要性、県民要望等について御説明し、予算獲得に努力してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　これはもう予算のことですから、県のほうにお伺いしたいんですが、これは私だけじゃないと思っております。今本部長の答弁の中に５年分の予算しかないんです。しかしながら、先日の代表質問でも年に２回調査をしていると。２回調査をしていて

も消えた白線を整備しなければ、例えば子供たちが手を挙げて横断歩道の前に立っているんですけれども、運転手は気づかないんです。こっちの横断歩道が消えているんですよ。そういったところでは、沖縄県、今御承知のとおり525キロ、年間54キロを整備をしていく、10年かかるんです。15年たっているところも整備されていない箇所もあります。そういった意味では、特に中部の読谷、嘉手納、北谷、西原地域を私写真撮ってきましたけれども、提出してあります。白線が消えて横断歩道としての機能をしていないんです。それをぜひ予算化しなければこれ実現しませんので、ぜひ子供たちの安全対策、地域住民の交通安全対策に予算化できるように要望しますけれどもいかがでしょうか、副知事。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 必要なものについては、やはり安全・安心というふうなもの、これはもう最優先をすべきものですので、ここのところはしっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 よろしくお願いしたいと思っています。

交通安全対策の(5)について、先ほど本部長答弁していただきました、あの地域は通学路であり、やはり子供たちや地域住民の安全対策を優先しないといけないと思っています。

そこで、国体道路、これは国体道路と県道23号線の青信号の時間延長と町道47号線に「ゾーン30」の指定ができないかをお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 御質問の北谷町道の上勢頭47号線は、県道23号線に交差する北谷町道の桑江中央線と接続し、県道23号線の信号待ちを避ける車両が、北谷町道上勢頭47号線を通行している状況にあると承知しております。生活道路の抜け道防止を図るためには、青信号時間の延長や「ゾーン30」などの交通規制がありますが、県道23号線の青信号時間の延長につきましては、周辺道路の交通量も調査の上、適切な信号時間の配分を検討したいと考えております。

「ゾーン30」につきましては、小学校周辺や多くの児童が通学路として利用する生活道路の区域に最高速度30キロの速度規制を実施するとともに、道路管理者と連携した安全対策を実施するものであります。

御質問の北谷町道上勢頭47号線は、近隣に小学校がなく、また、約300メートルの区間であることから、「ゾーン30」の指定ではなく、最高速度30キロの区間規制や通行禁止規制の実施、道路管理者と連携したハンプ等物理的デバイスの設置など、安全対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川　京貴君　６の道路行政について、西原町の棚原県道29号線の、これはもう時間がないので要望申し上げますけれども、私は平成24年７月９日にもこの地域の信号機はもちろん地域住民の意見を聞いて、住宅及び店舗に進入道路がしっかり確保できるよう要望しております。先ほどの答弁では、まだそういったことが確保されていないそうでありますので、これは確実にできるように要望申し上げておきます。

道路行政についての再質問。

普天間西地区の返還に伴って、北中城インターチェンジ付近の県道29号線から国道330号に渡る県道35号線の拡幅工事または別のルート道路整備が必要だと思います。西普天間地区が返還されてやはりこの高速道路、今言うこの国道330号に渡る道路の交通渋滞が予測されますので、それの道路整備はどう考えているのか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県道29号線の渋滞緩和のための県道35号線の拡幅などが必要ではないかというような御指摘でございます。

この北中城インターチェンジ付近に新たな道路を設置するということにつきましては、議員御指摘のとおり、普天間飛行場の跡地開発でありますとか、あるいは西普天間の開発、あるいは北側の北中城村でやっております大規模開発など、そういったものを慎重に見きわめる必要があるというふうに考えております。しかしながら、現在の渋滞状況を緩和するためには、短期的そして先ほど申し上げました長期的な観点からさまざまな対策案を検討していく必要があるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川　京貴君　７番目の福祉行政について再質問いたします。

無料化制度の意義、定義についてお聞きしたかったんですが、それを答弁されると時間がありませんので、私の質問に変えます。

御承知のとおり、先ほど仲井眞知事の行財政改革、また知事が当選してこの２期８年間のいろいろ報告がございました。私も知事はこれまで仲井眞県政を誕生させて、いろんな沖縄振興はもちろん福祉行政にもさまざまな予算をつけております。御承知のとおり子供

たちが平成19年、今までゼロ歳児までだった子供たちの医療費を３歳児、４歳未満まで引き上げたんです。そして平成24年は中学３年までの医療費の入院費が全て無料になっております。しかしながら、まだ小学１年までの通院費は無料になっておりません。それと、これから自動償還払いも実施されております。これ私提案しましたけれども、この自動償還払い、医療費の小学１年まで引き上げる、また段階的に中学３年まで上げる。そして貸付制度を導入することによって病院窓口での現金支払いがなくなるんです。

僕は、貸付制度は二、三年になります、提案して。これからどういった仕組みで実施していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　貸付制度につきましては、先ほど御答弁申し上げましたが、現在、調査を実施しまして、これから実施主体である市町村とスキームについて検討していくことになります。早期の実施に向けて検討を進めてまいりたいと思っています。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　よく議員の皆さん方は、現物給付制度やりなさいと言いますけれども、現物給付制度は市町村望んでおりません。これはペナルティー制度、国保のペナルティー制度があって、市町村は嫌がるんです。貸付制度をすることによって病院窓口での支払い、現物給付的な制度なんですけれども、それをやはり皆さんが英知を結集して、知恵を出して、若い人たちの限られた給料の中で子供たちのその医療、教育をしないといけない。そのために病院窓口で現金を持たないで医療が受けられる制度を確立していただきたいと要望申し上げて終わります。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議無所属の上原章でございます。

質問の前に、９月27日、長野、岐阜両県にまたがる御嶽山で噴火が発生し、多くのとうとい命が失われ、いまだに不明者の捜索が続いています。また８月20日、広島市では豪雨による大規模な土砂災害で74名のとうとい命が犠牲となりました。亡くなられた皆様の御冥福を衷心よりお祈り申し上げます。そして御遺族並びに被災された方々、御家族の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の出来事は、改めて自然災害に対する脅威を認識し、命を守る防災・減災にこれまで以上に取り組まなければならないことを示していると思います。本県においても予想を超えた巨大台風、ゲリラ豪雨、干ばつ等異常気象が頻発しており、いつ起きるかわからない自然災害、非常事態に当局には万全な備えと、災害対策の強化に全力で取り組むようお願いを申し上げます。

それでは通告に基づき、質問を行います。

１、初めに基地問題についてお尋ねします。

(1)、知事は、「普天間飛行場の辺野古移設は事実上不可能」、「固定化を言うことは一種の堕落」とまで明言していました。その根拠・真意は何だったのか、今はどう考えているのか伺います。

(2)、県民８割の人が辺野古移設反対との調査が出ているが、県の認識を伺います。名護市長が反対する中で、移設を強行すれば、憲法が定める地方自治の本旨を踏みにじる行為になるとの声があるが、見解を伺います。

(3)、米軍ヘリや戦闘機からの部品落下、着陸時の出火・緊急停止、米軍人・軍属等が引き起こす飲酒運転、追突事故等悪質な事件が後を絶ちません。再発防止を何度求めても改善せず、日米両政府の対応は全く評価できるものではないと考えます。県の対応を伺います。

(4)、オスプレイや米軍機の深夜飛行激化、騒音被害は、県民生活に甚大な悪影響を与えています。基地負担軽減とは逆行しており許されるものではありません。実態と対策を伺います。

２、観光振興についてお尋ねします。

(1)、国内観光客の平均宿泊日数や１人当たりの観光消費額は伸び悩んでいると聞くが、要因は何か。現状と対策、今後の見通しを伺います。

(2)、修学旅行受け入れの拡充はどうなっているか。他県や海外と競合する中で、内容の充実が必要と考えます。現状と課題、対策を伺います。

(3)、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（ＵＳＪ）が、名護市進出を検討しているとのこと。積極的に誘致すべきと考えるが、県の対応を伺います。

３、福祉・医療行政についてお尋ねします。

(1)、県は、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図るとしているが、現状と対策、今後の見通しを伺います。待機児童ゼロの実現はいつを想定しているのか。

(2)、県は、認可化移行を目指す認可外保育施設への運営費支援を行う事業を推進しているが、内容と効果を伺います。

(3)、「５歳児問題について」県の対応を伺います。

(4)、沖縄戦の影響で県内市町村の国民健康保険、国

保財政が悪化している問題について見解を伺います。

(5)、県や県内６団体は、国に対し、県内市町村の国保への財政支援を要請しているが見通しを伺います。

(6)、盲養護老人ホーム等の設置について、当事者のニーズ調査を実施し設置に向けた検討委員会を立ち上げるとしていたがどうなっているか。

(7)、「危険ドラッグ」が深刻な社会問題となっており、指定薬物や違法薬物等の早期根絶が求められています。本県は中間地点との声もありますが、実態及び対策はどうなっているか。

４、教育行政についてお尋ねします。

(1)、国際的視野を持ち、国際社会において主体的に行動できる人材を育成することは、本県が目指す国際交流拠点の構築につながるものと考えます。海外留学・交流派遣事業の現状・成果を伺います。

(2)は取り下げます。

(3)、学校等で薬物教育の強化が必要と考えるが、対応を伺います。

５、安全・安心なまちづくりについてお尋ねします。

(1)、広島市で起きた土砂災害は、警戒区域の指定や避難指示のあり方等、多くの課題を残しました。見解と対応を伺います。

(2)は取り下げます。

(3)、那覇市繁多川２丁目は消防活動困難地域に指定されており、地域住民の皆様から、県営松川団地への防災道路設置が求められています。進捗状況はどうなっているか伺います。

６、沖縄県にはしまくとぅばや歴史、伝統、文化、自然、食など、世界に誇れるものが多数あります。それらをデジタル化し、管理、活用することは沖縄21世紀ビジョンの施策に沿うものと考えます。見解をお聞かせください。

以上質問を終わりまして、答弁によりまして再質問させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上原章議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、福祉・医療行政についての御質問の中で、待機児童の解消に向けた取り組みと今後の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、安心こども基金の活用により、当初予算で約30億円を確保し、待機児童の解消に向けた保育所整備を進めております。さらに、取り組みの加速化を図るため、今議会に約25億円を計上し、当初予算と合わせ55施設の整備で2476人の定員を拡大することといたしております。

沖縄県としましては、引き続き保育所整備の前倒しなど、市町村と連携して、平成29年度末までに待機児童の解消を図ってまいる所存でございます。

次に、同じく福祉・医療行政についての中で、市町村国保の財政問題と国への財政支援の要請についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。３の(4)と３の(5)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁をさせていただきます。

沖縄県は、沖縄戦の影響等により前期高齢者の割合が低く、前期高齢者交付金が全国に比べ極端に少なく、県内市町村国保の財政赤字の主な要因となっております。このため、私は、国民健康保険団体連合会会長、そして他４団体の代表者とともに、当時の厚生労働大臣及び菅官房長官に対し要請を行いました。この要請に対し、両大臣とも沖縄の特殊事情について理解を示され、国保制度改革等において、沖縄県の特殊事情を勘案して対応したいとの意向でございました。

沖縄県といたしましては、国保への財政支援が早期に実施されるよう、今後とも市町村等と連携を図りつつ、国へ働きかけてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 観光振興に関する御質問の中で、ＵＳＪの進出についてお答えいたします。

株式会社ユー・エス・ジェイは、新たなテーマパークの設置先として、名護市を候補地の一つとして検討していると伺っております。同社は、年間約1000万人が来場する世界有数のテーマパーク運営会社であり、国内外での認知度も高くなっております。同社が運営する新たなテーマパークが沖縄県に設置されることは、観光客のさらなる増加及び北部地域の振興に大きく寄与するものと期待しております。

当該テーマパークについては、名護市観光協会・同商工会からも誘致要請を受けているところであり、沖縄県としましては、積極的に誘致に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場移設に関する発言の根拠、真意についてお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性除去は喫緊

の課題であり、固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府が推進する辺野古移設計画は、9.5年以上の期間を要するとされております。

県としましては、同移設計画の進捗にかかわらず、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めているところであります。政府が進める辺野古移設と県が求めている５年以内運用停止は、普天間問題に対する現実的で具体的な解決策と考えております。

次に、辺野古移設に関する世論調査等についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設について、県民の間にさまざまな意見があることは承知しております。埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合しており承認いたしました。その後、政府が予定されたスケジュールに沿って作業を進めているものと考えております。政府が進める辺野古移設と県が求めている５年以内運用停止は、普天間問題に対する現実的で具体的な解決策と考えております。

次に、米軍関連の事件・事故への県の対応についてお答えいたします。

県としましては、米軍基地から派生する事件・事故を防止するため、渉外知事会や軍転協等とも連携し、日米両政府に対して、抜本的かつ実効性のある措置を講ずるよう求めてきたところです。また、米軍航空機からの部品落下事故や、ハリアー機の着陸後の火災事故、米軍人による飲酒運転などが発生した際にも、その都度米軍を初め関係機関に対し、事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く求めております。

県としましては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、今後ともワーキングチームでの議論や米国政府への直接要請など、あらゆる機会を通じて綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

次に、航空機騒音の実態と対策についてお答えいたします。

県では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音について、関係市町村と連携しながら、騒音測定を実施し、把握しているところであります。平成25年度航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては20局中８局で、普天間飛行場周辺においては15局中１局で環境基準を超過しており、両飛行場から発生する航空機騒音は、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を与えております。県は軍転協とも連携して、これまであらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して要請してまいりました。去る９月17日には菅官房長官、９月22日には江渡防衛大臣に対し、住宅防音工事の対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とすることなど、騒音対策の強化・拡充を行うよう要請したところであります。

次に、安全・安心なまちづくりについての御質問の中で、警戒区域における避難指示のあり方等の課題や対応についてお答えいたします。

広島市で発生した土砂災害については、74名に上るとうとい人命が失われました。その理由として、局地的に記録的な大雨が短時間に降ったこと、深夜の土砂災害警戒情報の発表により避難勧告の判断がおくれたこと、地域住民の土砂災害の危険性への認識が十分でなかったことなどがあったとされております。災害の発生が予想される場合、率先して避難を心がけるなど、住民が自分自身の身を守るための避難行動が行えるような仕組みづくりが重要であります。

県としましては、沖縄気象台、市町村と連携し、さまざまな被害に応じた多様な手段による伝達など、よりわかりやすい形での避難勧告等の判断伝達マニュアルの作成について検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　観光振興に関する御質問の中の、国内観光客の平均滞在日数と１人当たり観光消費額伸び悩みの要因と対策等についてお答えいたします。

平成25年度における国内客の平均滞在日数と１人当たり観光消費額は、平均滞在日数が3.83日で前年度より0.08日の増、１人当たり観光消費額は６万7323円で、前年度より685円の減となっており、ここ５カ年間で見ると、ともに横ばい傾向にあります。

主な要因としましては、沖縄観光におけるリピーター率の高さに加え、リーマンショック後の景気低迷等の影響による客室単価の低下、国内客のニーズに即した魅力ある旅行商品や土産品の開発のおくれなどによるものと考えております。このため、県では、沖縄旅行未経験者の開拓を強化するほか、島々をめぐる周遊型観光や、文化・地域資源を活用した魅力ある観光を推進するとともに、今年度から新たに土産品開発に対する支援を実施しております。

県としましては、これらの取り組みを着実に実施することにより、国内観光客の平均滞在日数と１人当た

り観光消費額の増加が図られるものと考えております。

次に、修学旅行受け入れの現状と課題、対策についてお答えいたします。

本県の観光振興において、修学旅行は入域観光客の平準化に寄与するとともに、沖縄を訪れた生徒の将来のリピーター化が期待できるなど、大きな役割を担っております。平成25年における修学旅行生の受け入れ実績は約43万6000人で、少子化による生徒数の減少に伴い修学旅行市場の規模が縮小する中、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しております。平和、歴史、文化、自然などの各分野において、教育効果の高い多様な体験メニューを実施できることが沖縄修学旅行の安定的な確保につながっているものと考えております。このような中、県では、地域間の競争激化や安心・安全の確保などの課題に対応するため、「沖縄県修学旅行推進協議会」を設置しております。また、県外説明会の開催やアドバイザー派遣による事前学習などの支援、継続校に対する新たな体験メニューの提供など、新規校の開拓及び継続校のフォローアップに取り組んでおります。

今後も、教育効果の高い体験メニューの提供や受け入れ体制の強化など、内容の充実を図ってまいります。

次に、しまくとぅばや歴史、伝統、文化、自然、食などをデジタル化し、管理、活用することについてお答えいたします。

沖縄県は、しまくとぅばを初めとする特色ある文化や豊かな自然環境を有しており、それらは世界に誇れるものと認識しております。これら文化等のデジタル化は、技術の進歩により保存・活用・情報発信の上でメリットが大きいことから、次世代への継承、県民の理解促進及び沖縄文化の魅力向上に貢献するものと考えております。

沖縄県としましては、沖縄21世紀ビジョンに掲げた「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を目指し、デジタル化を図る施策の検討を含め、さまざまな取り組みを展開してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 福祉・医療行政についての御質問の中で、認可外保育施設に対する運営費支援についてお答えをいたします。

県では、認可保育所への移行を目指す認可外保育施設に対して、質の高い保育の実施や認可化に必要な費用を補助しており、今年度は９市町村32施設に対する補助を実施しております。これまで本事業の実施により３施設が認可化されているほか、現在、７施設が認可化に向けた施設整備等の手続を進めているところであります。

県としましては、引き続き認可外保育施設の認可化に向けた取り組みを支援し、待機児童の解消を加速化してまいります。

次に、５歳児問題の取り組み状況についてお答えをいたします。

県におきましては、現在新制度の施行に向けて、県子ども・子育て会議の意見を聞きながら、沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定を進めているところであります。会議では、本県における５歳児の多くが公立幼稚園に就園していることから、公立幼稚園での預かり保育の充実や、保育所での５歳児クラスの拡大が必要である等の意見が出ております。

県としましては、会議の意見等を踏まえて、地域の実情や保護者のニーズに応じた子育て支援施策の推進に向けて、引き続き関係部局や市町村とともに取り組んでまいります。

次に、盲養護老人ホーム等についてお答えをいたします。

県では平成26年５月に、沖縄県視覚障害者福祉協会や関係団体等で構成する「沖縄県養護老人ホーム等検討委員会」を立ち上げ、視覚障害のある高齢者を対象としたニーズ調査の内容等を検討の上、現在、民生委員による聞き取り調査を実施しているところであります。

県としましては、ニーズ調査の結果等を踏まえ、盲養護老人ホーム等の設置に向けて検討し、第６期沖縄県高齢者保健福祉計画に位置づけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは福祉・医療行政についての御質問の中で、危険ドラッグの実態及び対策についてお答えいたします。

沖縄県内の危険ドラッグを販売している店舗の数は、平成26年８月末現在、４店舗を確認しております。また、平成25年、危険ドラッグによると疑われる救急搬送事例は19件となっております。

危険ドラッグは店舗やインターネット等で販売され、若年層でも容易に入手できる状況にあることから、店舗に対し、県警や国の麻薬取締支所と合同で立入検査を実施するとともに、薬物乱用防止の普及啓発のた

め学生等への講習会を行っております。

県としましては、今後とも県警等関係機関と連携し、薬物乱用防止対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、海外留学等の現状・成果についてお答えいたします。

県教育委員会では、21世紀の万国津梁にふさわしい国際性と個性を涵養する人材育成を目指し、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して国際性に富む人材育成留学事業やグローバル・リーダー育成海外短期研修事業等を行っております。本年度は、長期留学で高校生70名を18カ国へ、大学生等29名を５カ国へ、短期研修では高校生240名を７カ国へ派遣する予定です。なお、これまでの長期留学終了後におきましては、県外難関大学や海外の大学へ進学している者や、さらに大使館職員や医師、ジャーナリスト、公務員等として県内外の各界でも活躍しております。今後とも、国際社会に対応したグローバル教育の推進に努めてまいります。

次に、学校等における薬物乱用防止教育についてお答えいたします。

学校等における薬物乱用防止に係る取り組みにつきましては、子供たちの健全育成につながる重要なものと考えております。

県教育委員会としましては、児童生徒の発達段階に応じて、学校教育活動全体を通した薬物乱用防止教育に取り組んでいるところです。また、各学校では、児童生徒を対象に、県警や専門家等を招聘した「薬物乱用防止教室」の開催や、「薬物乱用緊急対応マニュアル」等を活用して、指導者の資質向上を図る研修会等も実施しております。

今後とも、県警等関係機関と連携を密にし、薬物乱用防止教育の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 安全・安心なまちづくりについての御質問の中で、警戒区域の指定についての御質問にお答えをいたします。

平成13年に制定された土砂災害防止法では、土砂災害危険箇所について都道府県知事が土砂災害警戒区域を指定し、市町村が当該区域における警戒避難体制に関する事項を定めることとなっております。県内の土砂災害危険箇所は1032カ所あり、平成26年８月末までの土砂災害警戒区域の指定済み箇所は797カ所、指定率は約77％で、平成27年度に全箇所の指定を終えることとしております。

同じく安全・安心なまちづくりについての御質問の中で、県営松川団地の防災道路設置についてお答えをいたします。

地域の住民から整備が求められている県営松川団地内の防災道路の整備につきましては、平成25年８月に、県、県営松川団地自治会、那覇市及び繁多川自治会の４者により、那覇市道整備に関する確認書を取り交わしております。県営松川団地内の道路工事区間については、緊急車両のみが通行可能な歩行者専用道路として、那覇市が次年度整備を完成させる予定であると聞いております。

県としては、那覇市の道路整備に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時21分休憩

午後３時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

上原　章君。

○上原　　章君 どうも御答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

基地問題についてなんですが、知事が今議会で、辺野古移設について普天間の危険性除去、固定化は許されないと、私も同様の思いでございます。その中で、知事は承認をする前、我々公明党もこの固定化、17年間動かなかったものに日米が県内移設というのは本当にむしろ現実的ではないんじゃないかということで、知事にも提案を出させていただきました。知事はこれまで辺野古移設の実現は事実上不可能だと、県外を探したほうが早いんだと。また一方で、安保による恩恵は全国民がひとしく享受し、米軍基地の負担は沖縄に過度に押しつけるやり方はこれ以上容認できることではないんだというような、本当に私どもはその思いを知事と一緒にしながらやってきたわけですが、今知事は全く逆のお考えというか、今発言になっているのかなと思うんですね。むしろ今の辺野古が現実的であり、県外は非現実的なんだというこの考えが変わったその理由、最大の理由はどこにあるのか、それはどのタイミングでその考えが変わられたのかお聞かせ願えますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時24分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　まずこの前半の部分で、この固定化は絶対だめだということは、いつのころからかたまにささやかれたりして、ただこれは要するにこれまでの18年間、19年間そのままというのはまさしくほぼ固定化と同じですから、これこのまま続けるというのは絶対だめですよと。そして危険だと、世界一危険だとも言われているこの飛行場をそのまま置いておくというのは、やっぱりこれは行政実務とか政治をやる人にとって、これはやっぱり一種の堕落ではないかと、これはもう正直そういうつもりで、無論この解決のために当然取り組むべきだというのがまず主張ですよね。前半のほうはですね。そして県外が早いというのは無論ぎりぎりのところで私はそう思っていましたよ。そして、何せ埋め立てをして滑走路をつくるというこの工程からいってもそれがない、比較的那覇空港と違ってすいている空港があれば、そこに幾つかの施設をつくればそのほうが断然早いんじゃないですかというのは、単純にそういうことで申し上げてきて、結構いろんな空港があるんじゃないですかというのは私申し上げてきましたよ。そして一方で、この辺野古というのはこれもまた長い歴史的な議論があって、いろんな考えが渦巻いていますよとこういうことですから、ほとんどこれはもう限りなく難しい仕事になりますよという、このことも当然私は頭にあってその旨を私は申し上げて、仮に２プラス２その他で一番最近のものがあれ何月でしたかね、去年の、あったあれを見ても日米両政府は変えてないんですよね、辺野古崎あたりというのは。だからこれもよほどの腹を据えてしっかりとやったとしても、相当これは手間も暇も時間もかかるはずですよというのを私は申し上げました。そして、しかしながら彼らは公有水面埋立法に基づく埋め立ての申請をしてきて、これ自身がぎりぎりのところで、これは何といいますかノーと言えないというか、この合格基準、承認基準に適合しているという、もうぎりぎりの時期ですよという判断をせざるを得ないというか、そういうときに、相当手間も暇も時間も議論もかかるものであったとしてもこれは承認せざるを得ないということに判断をしたのはぎりぎりのところです。ですから、そうなるとこれはこれで進行し出し、一方で我々はこれでももともと幾つかの基地の、嘉手納より南の基地の返還の中でこれ9.5年ともともとなっていましたから、それ以上かかるでしょうし、まずもっと早く運用停止の状態にはちゃんとやってくれというこういうもので５年以内というものをやっていましたから、こういうところから考えると、どうしても両方政府がこれで行く、行きたい、そしてこれは手間も暇も物すごくかかる可能性があっても、やりたい。そして埋立法上のこれが承認基準にどうもこれ合格するという感じのあたりで、これはこれで作業は進んでいくことに相なるだろうとこういうことで私は５年以内の運用停止の話、それから今日米両政府が進めているこの作業とあわせて、ある意味で普天間の危険性除去の現実的な、最終的な答えになるだろうとこういうふうに考えるに至ったわけです。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　承認して埋め立てがどのような形でこれが本当に現実になっていくのか、これだけ多くの県民が反対する中で国が強行できるものなのかなという思いをしております。

私は要するに普天間を辺野古に移設する、そして嘉手納以南を返すと、いろんなそういう中で本当に沖縄県が負担軽減を求めている本来、危険性の除去これはもう第一義、これは私も同じ思いですけれども、沖縄県0.6という面積で本当に今後もこれだけの負担を強いていくのかというこれ根本的なところをもう一度、私は知事として日米両政府、全国民にしっかり訴えないと、毎回この知事選、いろんな選挙のたびにいろんな物議が出たときに県民同士がお互い対立する構図というのは、本当は沖縄県にとって残念なことじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時32分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　確かに議員がおっしゃるように選挙のたびにといいますか、いろんな県民が違う意見をぶつけ合って県内が激しく割れるというのは可能な限り避けるにこしたことはないと思いますよ。そして一方で、この0.6の面積のところに専用施設が74％もあるというのはおかしいじゃないかというこの不公平感は、これは強く我々もずっと訴えていることであって、これは少し前へ進むとき、橋龍さんの時代であのときに１回、そして今はロードマップという形で一応嘉手納以南の話はあのときに基本的にまとまっているわけですね。そしてこれがマスタープランということでどんな形で前へ進むか、当面はこれがまずあ

るわけですよ。ですから現実的な話としては、まずこの普天間の話を解決して今のこのキャンプ･キンザー、那覇軍港、ここへしっかりつなげていくというこういうことが必要だと思います。ですからこれはある意味で0.6の中に74％を長いこと訴えてきた一つの成果だと私は思いますよ。ですからこれですね、我々のこうあってほしいという思いと日米両政府とそれから天下のまさしく安全保障環境というか、ここも動いていますから、こういう中で決まり、そして動いていく部分がかなり強くありますよね。ですからこの不公平論という我々が訴えてもちょうどうまくタイミングよく合う場合と、なかなか県民の意向が、防衛上のないしは防衛関係者、政府同士の話にうまく合ったときには前に進みますが、ですから絶えずこれはもう言い続けていきながら、いいタイミングを見て前へ進めるという手法じゃないと、こうでなければならない、こうであるべきだ論では、これも一つの論の立て方のあれですが、なかなか具体的な成果を生み出し切れないし、そう簡単には出てこないと思います。今あるのはまさしく嘉手納より南の部分ですよ。それから海兵隊の県外移設、ここのところまでは前に決まってこのロードマップができ始めているわけですね。こうやって何かのきっかけをつかみながら前へ一歩一歩進むということで現実には今なっているわけでして、これをまず確実に返させるという方向が必要だと私は思いますよ。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　時間も限りがあるので、公室長、復帰後、今現在74％なんですけれども、復帰時の沖縄のパーセンテージわかりますか、専用施設の。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時36分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

上原　章君。

○上原　　章君　ここ数年の米軍基地から派生する事件・事故、これは余りにも目に余るんですけれども、この米軍機またはオスプレイ等、そして米軍・軍属の事件・事故、この数字は把握していますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後３時37分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

上原　章君。

○上原　　章君　後ででも教えてください。

それで私は、今この事件・事故に対する騒音被害もそうですし深夜の協定を本当に守らない、そしてこの飲酒運転も本当に毎月何回か起きている。こういった今米軍のありようを、いろんな会議で県はまたいろんな場で訴えているというけれども、何にも改善されてないこの現状をもう一度これは異常事態だと、県としてぜひ日米両政府にこれ安全会議をやれと、やる必要がありますよとこの部分の、先ほど公室長が一件もあっちゃいけないんだという、あの精神をもう一度日米両政府と県が一緒になって安全対策会議やるべきじゃないかと思うがいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　まずこの基地のありようにつきましては､日米安全保障条約に基づきまして、地位協定に基づいて置かれておりまして、日米合同委員会で取り決められていくわけです。ここに地方自治体が参加できないという、現在構造的な問題がございます。したがいまして、そこに地方自治体が参加できるようにしてくれという要望を一つしております。ただ現実には軍転協でありますとか、あるいは渉外知事会といったチャンネルで政府に訴えていくということをしております。また、沖縄政策協議会の下に基地負担軽減部会、これができておりまして、さらにその普天間飛行場に関しましては、普天間飛行場の危険性除去の推進会議といった形でその折々、その都度日米両政府とのチャンネルをつくるということは努力はしているわけです。ただ議員がおっしゃったようなある種の県民の焦燥感というんですか、なかなか前に進まないという気持ちは常日ごろから県は忘れないようにしたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひですね、特に飲酒運転、追突、ひき逃げ、これは余りにも悪質過ぎます。しかも本来基地内、もしくは外出していない時間に起きていることがもう余りにも目に余ります。軍律を重んじるべき軍隊が、このようなことを日常の中でやっている。これは日米両政府がやろうとは言いませんので、県が言わない限り。こういった安全対策会議、これは緊急事態ですよということで、ぜひ私は要望してやっていただきたいと思います。

それと観光について、ＵＳＪという非常に今国内でも大きな反響を呼んでいます。そこが沖縄にぜひ進出したいというとき、私は地元の沖縄がどこまでこれをしっかり誘致を積極的にやるかだと思うんですよ。先ほど地元の商工会、観光協会から要請があったと。名護市長、名護市から県にそういう要請がないというのは、本当に私ちょっと残念だなと。ですからもっと県と名護市がしっかり連携をとって、これは沖縄県に

とって大きな観光の質の向上に間違いなくつながると私は思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今おっしゃるように、ＵＳＪについては本土、海外からも注目される沖縄の新たな観光資源になる、そしてそれが来ることによって沖縄の観光客の増加、そして観光収入の増加に私は大きく貢献するものと思っております。そしてもちろん北部の振興、そして名護の振興にもつながるようなものだと考えております。そういうことで、名護市とも意見交換は今やりながらその取り組みは進めているところでございます。ぜひ名護市とも一緒になってそのＵＳＪの実現には積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

関係者から聞きますと、これはカジノというような内容は考えてないとも聞いていますので、多くの県民が本当に期待できるものじゃないかなと思います。

それから福祉行政で、待機児童の解消……。

その前に済みません、観光をもう一つ、１人当たりの消費額が非常に伸び悩んでいる。私これしっかりやっぱり観光の質が求められている時期に来ているんだなと思いますが、21世紀ビジョンの実施計画、５年、５年の中に１人当たりの消費額の数字が目標値が入ってないのは何でですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時43分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

上原　章君。

○上原　　章君　福祉行政についてお尋ねします。

待機児童解消、子ども生活福祉部長は、待機児童を21世紀ビジョン実施計画では33年でゼロを目指していると聞いていたんですけれども、先ほどの答弁では29年と。これはどちらが正しいんですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　21世紀ビジョン実施計画を策定の段階では33年度までの計画で策定しておりますが、その後市町村といろいろと協議をしまして、市町村の待機児童解消計画というのを策定していただきました。その中で、前倒しで実施しようということで、平成29年度末までに解消するという計画をつくったものでございます。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　非常に前向きで期待したいわけですが、この最近の報道で全国２番目の待機児童という沖縄県の現状が報道されておりました。その中で、前年同期1488名解消した。しかし中身は56人しか１年間で減少してないと。これは潜在的待機児童が掘り起こされてそういう実態になったと思います。沖縄県は約１万1000人、その潜在的な子供たち含めると待機児童がいると言われている。それをこの29年で本当にゼロに持っていけるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　当然に潜在も含めて、当初県が目標として掲げていたのが9000ですけれども、市町村のほうでいろいろとさらにその潜在も含めて調査をしましたら１万1000人という数字が出ました。そういう意味で潜在も含めて解消していきますので、解消は可能だというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　期待したいと思います。

それから５歳児問題についてですが、来年新制度がスタートする中で、現場では幼稚園が取り組んでいる預かり保育について18時までやっているのを何とか19時までやっていけないかとか、お弁当を持たせてやっているところが多いんですけれども、完全給食制をつくれないかとか、またその幼稚園が預かれない場合、結局また学童保育や通常の保育園に預ける。そのためにまた料金が出る。特に低所得者の皆さんにとっては大変な負担らしいんですけれども、その辺は県はどう対応されますか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　次年度からスタートする新制度における放課後児童クラブにつきましては、厚生労働省令に定める基準を踏まえて市町村条例に定める基準に基づきまして事業を実施することになっております。対象児童も小学１年から６年までと定めております。新制度においては幼稚園のほうのこの預かり保育につきましては、これまでなかった新たに国・県の補助も実施されるようになります。公立のほうも含めて新たに補助事業ができますので、そういうことで地域のニーズに合った預かり保育の拡充が見込まれておりまして、これを利用した場合には現行の放課後児童クラブを利用するよりも保護者の負担は軽減されるものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

それから、国保についてですが、両大臣がかわったんで、本当に国がどのように対応していくかなんですけれども、この沖縄県の要請に対して医療保険制度改

革とあわせて対応したいと。そこで来年度予算概算要求までに方向性を出していきたいということですけれども、この時期を考えるとしっかりした見通しが見えないと来年度の予算に組めないんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　国保改革につきましては、ことしで500億の軽減対策の仕組みができておりまして、また来年に限っては約1700億、これは低所得者対策として予算については確保されていると。国におきましてはさらなる予算を追加してこの国保の構造的な問題に対応するようにということで知事会としても申し入れておりますし、厚労省もそうしたいというような対応があります。ただし、これは予算の編成時点でしかどれぐらいのその追加財源が出てくるかというのはわからないということでしたので、我々としてはそれに合わせてしっかり沖縄の特殊事情を反映して何とか支援をいただきたいというふうな要望をしたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひこの問題、非常に各市町村大変大きくて、国が本来この前期高齢者の年齢の全国的な比率で交付金がおりれば、ほとんどが黒字に転換できるという、そういう意味ではぜひ国の責任をしっかり支援を求めて実現をさせていただきたいと思います。

それから盲養護老人ホームについて検討委員会を立ち上げて、いよいよ具体的にその人数を調査し、その方々が本当に安心して暮らせる、沖縄県、それから鳥取県、富山県この３カ所以外全ての県に盲養護老人ホームがあるということで、ぜひ沖縄県においてもお願いしたいんですが、実は私去年の10月、糸洲県議と一緒に神奈川県の横須賀老人ホームを視察させていただきました。ここは全て個室、50人の方々を受け入れているんですけれども、外部サービス利用型特定施設ということです。原則65歳以上、環境上及び経済的な理由により家庭で生活を続けることが困難で、共同生活の可能な視力障害を持つ方を対象にしていると。私も中を見て､非常に安心してこの方々が生活している。ましてや生活保護を受けている、本当に経済的にも厳しいような人たちのこういう施設をしっかり神奈川県がタイアップして、この神奈川県社会福祉事業団が運営管理しておりましたけれども、このような施設をぜひ沖縄県に私はつくっていただきたい。ぜひこういった先進的なところの調査も視察もお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　県としても整備に向けて先進地の調査のほうも実施していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　成人になって目が不自由になった方、なかなか点字が覚えられない方も多くいらっしゃるんですが、こういった施設では安心して暮らせる環境でしたので、よろしくお願いします。

最後に、土砂災害について。

前島県議の代表質問でありました、この危険箇所のうち整備が必要なのが684あると。そのうちの整備は18％、残り80％余りの整備はいつまでにやるんでしょうか、最後にお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　現在は議員御指摘のとおり、整備済みが123カ所で整備率18％ということでございます。

これいつまでにという計画は実はまだつくってはおりませんけれども、これはもう積極的に取り組んでいくという以外にございません。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　失礼いたしました。

先ほど議員に御質問をいただきました、復帰時の米軍専用施設の割合、それと犯罪の検挙数、これをお答えいたします。

昭和47年５月15日現在、米軍の専用施設の沖縄県の割合というのは58.75％でございます。これが本土で基地の返還が進んで、一例を挙げますと立川基地といったようなものの返還が進んで、沖縄の比率はむしろ上がってしまったというのが現状でございます。

さらに沖縄県警察の公表資料等によりますと、復帰後平成25年末までの米軍人・軍属及びその家族による犯罪検挙数は5833件､5746人ということでございます。

○上原　　章君　私それを聞いているんじゃなくて、この二、三年の件数がどういうふうに推移しているかを……、後ででいいですので。

じゃ、終わります。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後３時54分休憩

午後４時19分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川　利勝君　こんにちは。

一般質問に入る前に所見を述べさせていただきま

す。

仲井眞知事におかれましては、２期８年間の実績が高く評価され、このほど３期目に向けて出馬表明を行ったことは感慨無量であり、まことに喜ばしい限りであります。

知事はさきの代表質問で、残された人生の全てをかけて沖縄振興と基地問題の解決に取り組みたいと、力強い決意表明を申し上げられました。

仲井眞知事には、離島振興に力を注いでもらい、八重山地域の発展のために大きく寄与したことは、特筆すべきものがあります。新石垣空港を初め八重山病院建設計画、県営新川団地建設計画など離島振興の恩典は枚挙に事欠きません。この離島振興の流れをとめるな、もっと離島振興加速、仲井眞知事の３選こそが地域振興・発展を継承していくものだと確信をいたしております。

仲井眞知事には、ぜひとも３選の栄誉をかち取ることを期待申し上げ、離島振興を継続し、沖縄21世紀ビジョンを実現することを与党・自民党石垣市選出議員として強く願っております。

それでは質問に入ります。

まず、サトウキビ生産振興について。

本県のサトウキビ生産は、近年、台風、干ばつの気象災害や病害虫被害等により生産が低迷している。とりわけ、平成23年度産は過去最低の生産量となり、厳しい現状となっています。本県におけるサトウキビの生産振興対策の取り組みについてお聞きします。

次に、畜産業の振興対策について。

(1)、八重山地域とりわけ石垣島は、畜産業が基幹産業として重要な産業を形成している。しかしながら畜産業における人工授精師が少ないこともあり、畜産農家では人工授精師の確保が課題となっております。そこで生産農家からは、２年に１回開催される人工授精師試験を石垣市で開催することはできないかという要望が出ております。県として石垣市での試験開催についてのお考えをお示し願いたいと存じます。

３、漁業振興策について。

(1)、日本最西端の与那国町久部良漁港はカジキ、マグロなど大型高級魚の拠点として漁港整備が進められている。漁港は整備されているものの台風の常襲地帯とあって避難施設の整備が求められております。

そこでお伺いいたしますが、防波堤を利用した避難ができるような防風ネットの整備ができないものか、県の対応についてお聞きしたい。さらに、漁港内の浮き桟橋設置についても答弁を求めたいと思います。

(2)は取り下げます。

４番、波照間空港周辺環境整備について。

(1)、日本最南端の波照間空港は、現在、再開に向けてターミナル整備計画などが着々と進められております。しかし、ターミナル周辺は集中豪雨のたびに周辺からの雨水が集中し、ターミナル一帯は冠水する騒ぎとなるなど排水対策の抜本的見直しが求められております。

そこでお伺いいたします。

空港周辺排水対策及び水利用についての県のお考えをお示し願いたいと存じます。

５番、新石垣空港アクセス道路整備計画について。

(1)、空港開港以来、乗降客も順調な伸びを見せ、八重山の経済発展に大きく寄与しております。しかしながら、早急なアクセス道路の整備が求められております。

そこでお伺いいたしますが、用地取得などこれまでの進捗状況について御説明願います。

離島振興について。

(1)、一括交付金活用による離島振興に関連して、八重山地域での一括交付金の活用実績と今後の展望について御説明願います。

７、離島における建築単価の見直しについての進捗状況についてお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 砂川利勝議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、サトウキビ生産振興についての御質問の中で、生産振興対策いかんという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

サトウキビは、沖縄県の地域経済を支える重要な作物であります。このため、沖縄振興特別推進交付金や、さとうきび増産基金等を活用し、サトウキビの増産対策を実施しているところであります。

主な対策としましては、耕作放棄地の再生利用による面積の拡大、堆肥等の投入、そして適期栽培管理による単収の増加、イネヨトウ防除などの病害虫対策など、地域の実情に即した対策に取り組んでいるところであります。

沖縄県といたしましては、引き続き生産者、ＪＡ、そして製糖企業等と連携をし、増産に向けた取り組みを強化してまいる所存でございます。

次に、石垣空港アクセス道路整備計画に係る御質問で、石垣空港線の進捗状況いかんという御質問にお答えいたします。

石垣空港線につきましては、平成23年度から用地取得を行っており、平成25年度末の事業費ベースの進捗率は約16％となっております。平成26年度には、新八重山病院建設予定地の付近で工事を行うことといたしております。

今後とも、早期整備に向け取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　畜産業の振興対策についての御質問の中で、家畜人工授精師養成講習会の石垣市開催についてお答えいたします。

県においては、毎年、農業大学校肉用牛専攻コースの学生を対象として、約10名の講師により、１カ月間の家畜人工授精師養成講習会を開催しております。また、県内一般農家を対象として、２年に１回、農業大学校における講習会を受講できる機会を設けており、八重山地域からも毎回参加しているところであります。その結果、八重山地域においては、飼養頭数に見合った人工授精師数を充足しているものと考えております。

しかしながら、県におきましては、肉用牛増頭への取り組みを強化しているところであり、大規模農家の繁殖技術や知識の向上は必要と考えております。

今後は市町村等と連携し、増頭に向けた繁殖技術講習会等を開催していきたいと考えております。

次に、漁業振興策についての御質問の中で、久部良漁港の暴風対策施設等の整備についてお答えいたします。

我が国最西端の久部良漁港は、避難・前進基地漁港及び一般定期船・貨物船の就航港として、これまで重点的に整備を行ってきたところであります。また、平成24年度からは、漁港施設機能強化事業等により、定期船用岸壁の耐震化や、漁船係留施設の機能保全対策を進めております。

県としましては、防風対策施設及び浮き桟橋の整備については、今後必要な対策と認識しており、他の施設整備とあわせて実施できるよう、関係機関と調整してまいります。

次に、波照間空港周辺環境整備についての御質問の、波照間空港周辺農地における排水対策及び農業用水の確保についてお答えいたします。

波照間空港周辺においては、平成21年度までに農地整備等を終えております。農業用水の確保については、本年度、竹富町において、波照間島全体の水需給計画を見直すこととしております。

県としましては、当該計画を踏まえ、空港周辺において貯水池の整備を行うこととしており、地域の湛水状況等を踏まえ、効率的な集水と排水が可能となるよう施設計画を行い、できるだけ早期の採択に向け、竹富町と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　離島振興についての御質問の中の、八重山地域での沖縄振興交付金の活用についてお答えいたします。

八重山圏域での沖縄振興交付金の事業実績は、複数圏域にまたがる事業も含めますと、平成24年度が68事業、約159億円、平成25年度が80事業、約188億円となっております。

県事業の主なものとして、新川川等における赤土流出防止施設の整備を行う県営水質保全対策事業が約18億4000万円、地域特性に応じた区画整理及びかんがい施設の整備を行う農山漁村活性化対策整備事業費が約12億1000万円、与那国航路における船舶建造に要する経費の補助約12億1000万円となっております。

また、複数圏域にまたがりますが、製糖施設の整備や製造コスト助成を行う含みつ糖振興対策事業、離島の高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、本島と離島間の海底光ケーブルを整備する離島地区情報通信基盤整備推進事業など、八重山圏域の振興に資する事業を行っております。さらに、石垣市、竹富町、与那国町においても、それぞれ自主的な選択に基づき、沖縄振興特別推進交付金を活用して、自治体の実情に即した的確かつ効果的な施策に取り組んでおります。

県としては、引き続き関係市町と連携し、八重山圏域における定住条件の整備と特色を生かした産業振興に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　離島における建築単価の見直しについての進捗状況についてお答えをいたします。

県では平成26年２月に宮古島、石垣島における建築工事の型枠工、鉄筋加工組み立て、鉄筋ガス圧接の３工種について、実勢価格調査を実施いたしました。その結果、物価資料等に掲載の「市場単価」との間に乖

離が見られました。

これを踏まえ、離島地域における公共建築工事の積算に際しては、ことし４月以降、専門工事業者等から見積もり等を徴し、これを参考に適切な価格設定を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　それでは順に再質問させていただきたいと思います。

まず１点目のサトウキビの生産振興なんですが、これまで先ほどの答弁でもあったようにたくさんいろんなことをしてきたと思います。これまで一括交付金と増産基金、これ合わせて年間どのぐらいの予算を支出しているのか答弁を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　一括交付金では、平成24年度にさとうきび生産回復金という対策事業ということで１億9000万、それからイネヨトウの交信攪乱ということで１億7500万を執行してございまして、平成25年度はイネヨトウの交信攪乱ということで１億8400万を事業執行してございます。

それからさとうきびの増産基金でございますが、25年度に15億円の基金を積み増し、それから26年２月に９億円で、２年間で24億円の基金を造成してございます。その中の25年度で約７億9000万の事業を執行しているということでございまして、26年度、残りの基金16億円を執行する予定ということでございます。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これだけ多くの資金が投入されたと。その中で結局23年度は結果が出なかったということで、今年度は多分大きな災害もないですので、一部は干ばつもありますが、出るかなというふうに思っています。ただ、この予算というのは、しっかりとやっぱり次年度以降もつけていかないと、なかなか安定した生産量が確保できないのかなというふうに思っています。

次年度以降も一括交付金、そしてまた増産基金、しっかりと使っていくのか、この辺の答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　一括交付金についても、次年度以降しっかり確保できるように調整していきたいなというふうに考えております。

それからさとうきび増産基金につきましては、基本的には26年度までに執行するということになってございますので、今後国のほうと調整しながら要請等またお願いしていきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　サトウキビに携わる方は全県的にたくさんいると思うんですね、人数も、生産農家が。これはやっぱり行政がしっかり力を入れて継続して支援をしていく。その中でやはりしっかりした農家経営が私はできるかなというふうに思っていますので、これまでの取り組み、後はやっぱり新しいことにもしっかりと目を向けて取り組んでいただければというふうに思います。農家の努力も踏まえてしっかりと対応していただければというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それから次の畜産の振興対策についてなんですが、石垣含めた八重山・宮古からも行っていますよという中で、とりあえずこれまで家畜保健衛生所含めた県が、例えば地元でそういう講習会を含めた対策みたいな支援策みたいなことをされてきたのか、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　具体的に家畜保健衛生所のほうでどういったことをやったかということは今持ってはいないんですが、ただ口蹄疫と危機管理対策の実働演習は毎年１回、現地のほうで石垣のほうでもやってございますし、今回先ほどの人工授精師の講習会等につきましては、今まで農業大学校に来ていただいて、そこで受講してもらうということをやっていたわけでございますが、今回、肉用牛の増産運動も今してございます。これからまたふえてくるかと思いますので、その中では、大規模農家の皆さんの支援というのは技術的な支援、そういった支援が必要かなと思っていますので、それについて検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　離島の――石垣も離島なんですが――さらに離島があるんですよね。もちろん小浜とか波照間とか与那国とかいろいろあると思うんですが、そういった地域も含めてやはり家畜保健衛生所を含めてもちろん病気とかもそうなんですが、ただやっぱり人工授精に関するもの、予備講習というんですか、それを１週間でも10日でも少しやっていただくということが、より理解が得られるんじゃないかなと。その中でいろんな講習私できると思いますので、離島に出向いてそういう講習会ができるかできないか、答弁を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　家畜保健衛生所のほ

うには獣医師の職員が何名かおりますので、各島でも巡回指導して回っている状況にございます。そういったところは各島で計画的にどういう講習会が開けるかというのは職員と検討しながら、前向きに検討していきたいなと思います。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひ離島の畜産農家の声もしっかり聞いて対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは与那国の久部良漁港の件なんですが、まず現在ある防暑施設、これが老朽化して屋根がもうすごく穴があいているんですね。補正でやりますよという話は聞いているんですが、いつまでにしっかりと整備をするのか、答弁求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　防暑施設の補修について現在やっておりまして、年内で完成するように早急に対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　地域の漁民の皆さん、漁業者の皆さんが向こうで整備をしたりいろいろやっている中で、やっぱり余りにもみすぼらしい格好の建物で、補修をしていただけると。その破片が台風時には飛んで近くのホテルまで来ているよと、そういうふうな苦情もありましたので、年内で直しますということですのでひとつよろしくお願いをいたします。

この久部良漁港なんですが、先ほど防風ネットそしてまた浮き桟橋、この整備を積極的にやっていきたいみたいな答弁だったと私は受けとめております。そこは日本最西端ということで国境の島です。その国境の島に、今水産庁の漁業監視船がなかなか行けないんですよね､泊まれなくてですね。石垣までは来ています。水産庁の船はしっかりと石垣までは来ています。与那国は国境の島でもあるし、また当然監視しなきゃいけない地域ですので、この整備ですね、防風ネット等そしてまた浮き桟橋等含めて、水産庁の船が利用できるような施設ができるかできないか、答弁を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　現在、国のほうでは漁業取締船、複数隻が先島海域で交互に運航して取り締まりを行っているわけでございますが、基地としては石垣港と平良港に避難港、基地港ということで滞在している状況にございます。ただ与那国町のほうからも漁協組合あわせてなんですが、昨今の周辺海域の状況からして、資源管理あるいは安全操業に不安を抱いているところもありまして、できるだけ漁業取締船の基地効果について地元からも要望があるというふうに聞いております。そういう意味では、一体的に平良港、石垣港のように当久部良漁港においても接岸して対応できる体制ができるかどうか今検討しておりますので、含めてあわせて検討していきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　大変前向きな御答弁をいただきました。ぜひ地元からの要望もありますので整備をしていただきたいなと｡あわせて知事からもこの件について、多分与那国にも行かれたことあると思いますので、久部良漁港の件に関して知事からもちょっと答弁をいただきたいんですが。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時46分休憩

午後４時46分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今担当の農林水産部長とも相談しましたが、水産庁ですからもう断固としてこれは早目にできるように頑張ってまいります。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ありがとうございます。知事の力強い決意を聞いて漁協を初め与那国町の方々、喜んでいただけるというふうに思っております。

次に、波照間空港の周辺整備、これはこの間、公共交通ネットワークの委員会で視察をさせていただきました。そのときにやはり地元の公民館長を初めすごく地元のほうから、そういう冠水被害がありますよというお話を聞きました。もちろん空港の入り口の右手のほうには、多分あれは沈砂池みたいな形のものが整備されていたのかなと思うんですが、ただ今度また新しく再開する中でまた同じようなことが起きると、せっかく新しいターミナルつくってもまた同じような現状になるのかなと。そういった中で、まずは溝処理をどのように、さっきは水質計画、給水計画を立てますよという中でやはり今できること、そしてまた今後できることを御答弁願えればと思います。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　波照間島のほうは圃場整備は全部済んでおりまして、現在貯水池、水が必要になってきますのでほとんど貯水池の今整備を中心にやっている状況でございます。今のところ、空港周辺のところのものがまだ採択に至ってないという状況

がございます。

議員おっしゃっているように、そこの冠水も必要になってきますので、そこのところは28年度採択に向けて今町のほうと調整しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川　利勝君 大変ありがとうございます。

それで、基本的に空港自体が道路よりもかなり下がっているんですよね。あれは水が来て当然なんですよ。それで今ターミナルの設計があると思うんですが、高さを上げるのかちょっとしっかり見たほうがいいのかなと。もちろん遮断してくれれば一番いいんですけれども、ただできない場合はやっぱりかさ上げも必要かなというふうに思います。随分道路からへこんだところにターミナル自体があるもので、その辺、土建部長どうでしょうかね。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 確かにこのターミナルのほうに現在大雨が降りますと冠水が生じていると。このターミナルの地区外からの水につきましては、先ほど農水部長が答弁したとおり、貯水池とかあるいは排水対策をとっていきたいと。ただターミナルとしましてもやはり入ってきた水の処理、特に現在入ってくる水などにつきましては、駐車場の入り口付近に横断する側溝を整備しまして、その水を既設の側溝まで導くようなこともまた考えますし、また新しいターミナルにつきましては当然今設計中ですので、ちょっとどういうふうにするとは申し上げられませんけれども、この冠水対策はきちんととっていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川　利勝君 ぜひいいものをつくって、やっぱり利用する方にも支障がないようにいいものをつくっていただければというふうに思います。

次に移りたいと思います。

新空港へのアクセス道路の件です。

先ほど答弁にもありましたように、八重山病院、新八重山病院の前のほうの場所と、多分平得交差点の前と２カ所発注されていると思います。多分、きのう、おとといあたり着工したのかなと思うんですが、この２本の工事概要、説明願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時50分休憩

午後４時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと細かい資料は持っておりませんけれども、現在国道390号とそれから石垣空港線の交差する平得交差点から旧空港の取りつけ区間の改良工事と、それから旧空港内の道路改良工事、合わせて8000万円ぐらいの工事を既に発注しております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川　利勝君 多分真栄里・平得交差点、そこが距離としては200メーターぐらい、その八重山病院の前が140メーター、この図面を見たらそういうふうになっておりますが、国有地が多分にあると思うんですね。この辺の払い下げ含めてしっかり順調にいっているのか答弁を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 国有地につきましては、国のほうからもいろいろと御協力をいただきまして、用地取得はうまくいっているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川　利勝君 ぜひターミナル内の国有地、そしてまた私有地もあるのかなと思いますが、それかかるか、かからないかは別として用地交渉のほうしっかりやっていただければと思っています。

それで今年度はこの２本がまずは発注されたと。それで来年度やっぱりこれ橋梁工事が多分時間が一番かかると思うんですよ。橋梁工事のほうは次年度以降どうなっているのか説明を求めます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） この石垣空港線につきましては、新磯部橋と新宮良橋、それから新轟橋の３つの橋の計画がございます。それで現在用地取得を進めております新宮良橋のほうですけれども、平成27年度から下部工の工事に着手したいということで今準備をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川　利勝君 まず橋のほうも始まっていけばやっぱりまずは形ができてくる中で、地権者の理解も得られるだろうし、またもっと用地交渉もどんどんどんどん進んでいくんじゃないかというふうに思っています。そうやって着工していくことがやっぱり理解が得られる一つの方法かなというふうに思いますので、ぜひ27年度、新宮良川橋梁工事を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、一括交付金のことに関して、先ほど企画部長からたくさんの予算をいただいてこれまで八重山地域に予算を投入していただいて、いろんな発展が遂げら

れたというふうに思っております。この一括交付金をもっともっと利用しながらしっかりと離島の発展、3市町からいろんな要求というか要望があると思いますので、次年度以降もしっかり対応していただいて、この離島の発展に力をかしていただきたいというふうに思います。企画部長の決意表明みたいな形でもいいですので、お願いできませんか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） やはりこの一括交付金ですね、それぞれの市町村、市町において地域のニーズに合わせた事業をそれぞれ組んでいただいていると思います。ちょっと一例申し上げますと、石垣市、25年度の事業といたしまして、星空学びの部屋事業ということで、これ3900万ほどなんですがそういった事業をやっております。24年度事業ですね、日本には４機しかない電子望遠鏡を設置して、石垣展望台と連携して、観光客相手のレクチャールームを設置するというような事業でございます。そういった事業ですとか、また、竹富町におきましても、妊婦さんの経済的負担を軽減するための妊婦健診等の渡航費用等の支援等ですとか、また、与那国におきましては、これも24年度事業ですけれども、ウエブ会議システムを活用しました町営の学習塾を開設するなど、それぞれの特色を生かして活用していただいております。

県といたしましても、それぞれの各市町からさまざまなまた御提案等がございましたら、これにつきまして丁寧に対応して、それぞれの市町が企画立案する事業がぜひ実現できるよう、またせっかくいただいた一括交付金の額についても完全執行できるよう、指導助言してまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川　利勝君　大変重たい発言、やっぱり市町村がしっかりとこの一括交付金を利用して、さらなる発展を遂げていくという本当にそれを県が一緒になって部とあわせてやっていくという本当にすばらしいことだというふうに思いますので、ぜひ頑張ってやっていただければというふうに思っています。

最後に、離島単価の見直しですね。これは実勢単価を聞いて価格のほうに反映させますということなんですが、これの成果が出るのはいつごろですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ことしの４月から発注する建築工事については先ほども申し上げましたように、専門工事業者から直接見積もりをとって、県の単価として設定するというやり方をしております。これはやはりしかるべき時期に、一旦検証して、さらなる改善が必要であれば、次年度以降改善をするというふうな方法で何らかの検証を行っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川　利勝君　じゃ、今のところ入札不調とか、そういった事例はありますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 入札不調・不落につきましては、昨年度は非常に多かったわけですけれども、今年度も若干出てはおりますが、昨年度よりは今、件数的には少なくなっているというふうな状況です。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川　利勝君　再度また検証をしてやっていくということを今答弁いただきましたので、ぜひその辺やっぱり予算がないとできないということが、それでは事業が執行できないという形じゃなくて、やっぱりしっかり計画したものはつくっていただかないと困りますので、その辺また配慮もお願いしたいなというふうに思います。

もう一点だけ聞かせてください。

離島に行く場合は、要は宿泊しなきゃいけないんですよね。その辺のことについても何らかの対応策を示してありますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、例えば石垣市で鉄筋の工事を行うということであれば専門業者から見積もりをとりますので、その中に入っているだろうというふうに思われます。ただ先ほどの波照間空港のターミナルの工事、今度発注いたしますけれども、そういう場合にはもう既に技能工がいないというのがはっきりしておりますので、宿泊費とかあるいは旅費等を当初から積算上に組み込んでおくというようなことを今考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川　利勝君　その点もぜひともお願いしたいなと。やっぱり離島から離島に行くにはそれなりのまた費用がかかりますので、今部長が言われたとおりですので、ぜひ価格の単価のほうに反映をさせていただきたいというふうに思います。

最後に、知事の離島振興にかける思い、それを述べていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これまで申し上げてきましたとおり、離島の離島・過疎地といいますか、特に離

島の発展なくして沖縄の発展なしという精神で仕事をやっております。変わりありません。

○議長（喜納昌春君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひ３期目も勝ち抜いて、所見で述べたとおりしっかりとまた離島の振興・発展に力をかしてください。

これで終わります。

○議長（喜納昌春君）　嶺井　光君。

〔嶺井　光君登壇〕

○嶺井　　光君　こんにちは。

南城市の嶺井光でございます。所見を交えながら一般質問を行います。

仲井眞知事の２期８年を振り返ってみますと、多くの公約に取り組み、沖縄振興策が実施されて、本県の経済は着実に好転をしております。

中でも失業率の改善、観光産業の飛躍発展、情報通信産業の企業立地や那覇空港第２滑走路の実現、国際物流拠点の形成、離島振興、さらに子育て、福祉、医療、教育、文化の振興など多岐にわたります。また、一括交付金制度の創設で、県はもとより各市町村のまちづくりに大きな効果を発揮しております。

これは、仲井眞知事の政策、政府との交渉力の成果であります。そして、今後の沖縄振興は、本県がみずからつくり上げた沖縄21世紀ビジョンの実現によって、成長著しいアジア経済を取り込み、自立型経済の構築を確かなものにしなければなりません。今、夢と希望あふれる沖縄の将来像を目指して大いに飛躍発展するチャンスを迎えております。

那覇空港の国際ハブ空港化、都市モノレールの延長、鉄軌道による交通渋滞の緩和、幹線道路網の整備で観光や物流等の各種産業のさらなる発展、若者が子供を産んで安心して育てられるような社会、学力向上の推進で国際性豊かな人材づくり、普天間など広大な基地返還跡地の活用による国際ビジネス拠点、医療・スポーツ、総合レジャー施設の建設など、夢が広がる魅力ある沖縄づくりが期待されます。

仲井眞知事には、３選を果たして、引き続き県民生活の向上のために御尽力されることを願うものであります。

通告の質問に入ります。

１、多様な人材の育成と文化の振興について。

(1)、学力向上・学校教育の充実についてであります。

全国学力テストで、小学校が最下位を脱しました。全国的に学力の底上げが進む中での本県の躍進は、目覚ましいものがあります。県教育庁が危機感を持ち、学校現場で最重要課題として共有し取り組んだ成果だと思います。

何よりも子供たちがわかる喜び、やればできるという自信につながることが大きな収穫であります。中学校は昨年に続き最下位でしたが、全国平均との差が縮まったことは今後の改善に期待をしたいと思います。

以下、伺います。

学力テストが躍進した取り組みの詳細を伺います。

取り組みに対する教師の負担状況を伺います。

地域の支援状況はどうであったか伺います。

今後、持続するための方策を伺います。

(2)、将来を担う国際性豊かな人材、難関大学レベルを目指す人材養成は、私立学校も含め小学校段階から取り組む必要があると考えるが所見を伺います。

２、交通政策について。

鉄軌道についてであります。

南北縦貫鉄道の上下分離方式を目指す整備制度の見通しについて伺います。

市街地の渋滞対策は路面電車等で地方部を連結する必要があると思います。対策を伺います。

３、農林水産業の振興について。

(1)、農業の多面的機能について認識を伺います。

(2)、県営かんがい排水事業（中山・志堅原地区）について。

貯水池の設置必要箇所の考え方を伺います。

中山地域の農地保全策について伺います。

(3)、農業基盤整備促進事業（中山地区農業用排水施設）の採択について伺います。

(4)、農山漁村活性化対策整備事業（百名地区）の採択について伺います。

(5)、県営かんがい排水事業（雄樋川地区２期分送水ポンプ14基）の動力を太陽光によって農家負担軽減を図ることについて沖縄電力、県の対応を伺います。

(6)、６次産業化の取り組みについて。

県内の認定状況と県、市町村の支援状況を伺います。

認定を目指す事業者への支援状況を伺います。

(7)、家畜排せつ物対策に苦慮する畜産農家支援について伺います。

(8)、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除区域における安全な操業とさらなる解除区域の拡大について伺います。

４、経済振興について。

(1)、国際物流拠点産業集積地域拡大について。

県外企業の反応、課題、対策を伺います。

県内企業が制度を有効に活用するには県全域を対象にすべきではないか、県の認識と今後の対応を伺います。

(2)、国家戦略特区について、本県においてどのような分野で生かせるか伺います。

５、福祉政策について。

(1)、2015年度から５年間で学童保育30万人の受け皿を整備するとしている国の「放課後子ども総合プラン」（仮称）について、県内の実態と市町村の反応、課題、対策を伺います。

(2)、前期高齢者財政調整交付金が国保加入者１人当たり全国平均９万6859円であるのに対し、本県は全国で最も少ない２万2032円となっております。これは戦時中、終戦直後の出生数減少などが影響しており、全国並みの財政支援措置がなされるべきであります。県の対応を伺います。

(3)、難聴者対策でホールや講演会場等における集団補聴装置について。

磁気ループの設置状況を伺います。

観光を推進する本県では観光バスなどへの設置が必要と考えるが、実態はどうであるか伺います。

６、県民生活について。

ハブ咬症被害の実態とハブ駆除の取り組み状況、課題、対策を伺います。

マイナンバー制移行への取り組み状況と課題、対策を伺います。

７、土木建築行政について。

(1)、嶺井団地は築40年、老朽化が進んでおります。建てかえについての見通しを伺います。

(2)、南部東道路の整備について。

南部東道路は那覇空港までの時間短縮など円滑な交通の確保を目指しており、那覇空港自動車道へ直接連結をすべきであると思います。地元南城市との協議の状況を伺います。

平成26年度の事業進捗状況についてもお聞かせください。

お願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嶺井光議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、経済振興についての御質問の中で、国際物流特区の拡大についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国際物流特区につきましては、那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の５市全域と、さらにうるま市、沖縄市の中城湾港新港地区に指定地域を拡大したところであります。また、設備投資に関する税制優遇の要件が大幅に緩和されるなど、より活用しやすい制度になりました。

沖縄県では、本年７月に東京、大阪において実施しました企業誘致セミナーを初め、制度説明会を数多く開催したところであります。参加企業の高い関心が示されています。また、多様な業種の大手企業による沖縄視察も増加いたしております。

一方、まだ全国的には特区制度について十分に浸透していないことから、今後も引き続きセミナーの開催や展示会への出展、企業訪問、トップセールス等々によりまして、特区制度のメリットや沖縄の立地優位性をＰＲし、臨空・臨港型産業の集積に積極的に取り組んでまいる所存でございます。

次に、福祉政策についての御質問の中で、市町村国保への財政支援措置に対する県の対応についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、沖縄戦の影響等により前期高齢者の割合が低く、前期高齢者交付金が全国に比べ極端に少なく、県内市町村国保の財政赤字の主な要因となっております。

このため、私は、国民健康保険団体連合会会長、そして他の４団体の代表者とともに、当時の厚生労働大臣及び菅官房長官に対して要請を行いました。この要請に対し、両大臣とも、沖縄の特殊事情について理解を示され、国保制度改革等において、沖縄県の特殊事情を勘案して対応したいとの意向でございました。

沖縄県としましては、国保への財政支援が早期に実現、実施されるよう、今後とも市町村等と連携をとりつつ、国へ働きかけてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 農林水産業の振興に関する御質問の中で、農業・農村の多面的機能についてお答えいたします。

農村で農業が継続して行われることで、地域住民の生活にいろいろな恵みをもたらしており、この恵みを農業・農村の多面的機能と呼んでいます。

具体的には、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農産物の供給以外の多面にわたる機能となっており、国民生活にとって重要な役割を果たしていると認識しております。

沖縄県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、多面的機能の保全に積極的に取り組んでまいります。

同じく農林水産業の振興に関する御質問の中で、ホテル・ホテル訓練区域における安全操業の確保と解除区域の拡大についてお答えいたします。

ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の解除については、本年７月23日から実施されております。

操業の安全確保については、漁業関係団体と連携し、各漁船に対し、当該区域を利用する際は、無線連絡を行うよう周知徹底を図っているところであります。

沖縄県としましては、今後とも漁業者が要望している解除区域の拡大や漁法の追加等の制限緩和について、引き続き国に強く求めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　土木建築行政についての御質問の中で、南部東道路の整備についてお答えいたします。

南部東道路の那覇空港自動車道への直接連結については、去る９月に南城市長から要請があったところであります。直接連結については、合流部の交通安全など、さまざまな課題があるものと考えております。

沖縄県としては、要請の趣旨を踏まえ、南城市と連携し、課題の克服について詳細に調査研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは多様な人材の育成と文化の振興についての御質問の中で、学力向上の具体的な取り組みについてお答えいたします。

学力向上の取り組みとしましては、教員指導力向上研修や秋田県との教員人事交流、「わかる授業　Ｓｕｐｐｏｒｔ　Ｇｕｉｄｅ」等を通して児童生徒の思考を深めるなど、言語活動の充実を図る授業改善を進めてまいりました。また、昨年11月に学力向上推進室を設置し、指導主事が直接学校を訪問して、学校経営や授業づくり等について支援しております。各学校においては、教師が児童生徒一人一人と向き合い、きめ細かな指導に努めております。その結果、児童に、粘り強く諦めずに問題に挑む態度等も培われ、特に小学校における今回の躍進につながったものと捉えております。

次に、学力向上に係る教師の負担についてお答えいたします。

各学校においては、確かな学力を保証するために、従前にも増して教師が児童生徒一人一人と向き合い、学習の定着を図る取り組みを徹底しております。

本年度の全国学力調査の躍進を受けて、多くの校長や教師から、やればできるを実感したや、学校全体で今後も児童生徒の学習意欲を高める取り組みを充実させたいなど、達成感や自信につながった旨の喜びの声が届いております。

県教育委員会としましては、教師に負担感が生じないよう、学校の校務の改善等にも努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育への地域の支援についてお答えいたします。

学力向上など学校教育の充実において、地域と連携し児童生徒を支援することはとても重要なことだと考えております。

各学校においては、読み聞かせや補習指導における支援、登下校の見守りや声かけボランティアなどに多くの保護者や地域の方々がかかわっております。

県教育委員会としましては、今後とも地域との連携を密にし、児童生徒の確かな学力の向上に向けた取り組み等の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、学力を持続するための方策についてお答えいたします。

児童生徒一人一人が夢や目標を持ち、それに向かって諦めずに取り組む態度を育成するためには、市町村教育委員会と連携して、学校力や教師力を高める取り組みを充実させるとともに、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を認識し果たすことが必要であります。

社会全体で児童生徒一人一人を支援する体制を構築することが、学力を持続するための方策になると考えております。

次に、小学校段階からの人材育成についてお答えいたします。

児童生徒が自分の将来に夢や目標を持ち、みずからの人生を主体的に切り開き、グローバルなリーダーとして活躍するためには、早い時期からの取り組みが必要であります。特に、小学校段階において、自分の思いや獲得した情報をまとめる能力を育んだり、基本的な生活習慣を形成したりするなど、学びに向かう力を育成することは重要だと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも少人数教育によるきめ細かな指導を充実させるとともに、可能性を伸ばす知的好奇心や探究心等を育む活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 交通政策についての御質問の中の、鉄軌道の特例制度の見通しについてお答えいたします。

鉄軌道の導入の実現には、持続的な運営を可能とする全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が必要不可欠であります。

このため、内閣府はことし６月、沖縄県からの要請を受け、今年度の調査において特例制度の研究・検討に着手したところであり、今後、国と県で意見交換を行っていくこととしております。

県としましては、今後とも国と連携し、早期導入に向け取り組んでまいります。

次に、路面電車等による渋滞対策についてお答えいたします。

交通渋滞の緩和には、道路網の整備に加え自家用車から公共交通利用への転換が重要であります。そのため、県では、本島を縦断し、広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道等の導入とあわせて、フィーダー交通としてＬＲＴ、基幹バス等が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしております。

今年度から来年度にかけては、鉄軌道計画案策定に向けてパブリックインボルブメントを実施することとしており、その中において、鉄軌道と連携するＬＲＴ等の公共交通ネットワークのあり方等についても、市町村や関係機関と連携して検討していくこととしております。

次に、経済振興についての御質問の中の、国家戦略特区が生かせる分野についての御質問にお答えいたします。

国は、規制改革による産業の国際競争力強化や、経済活動の国際拠点形成を目的として、昨年12月に国家戦略特別区域法を制定しました。

この法律に基づき、ことし５月に沖縄県全域が「観光産業」と「科学技術・イノベーション」の分野において国家戦略特区に指定されております。

県としては、国家戦略特区の制度を生かし、「外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備」や「観光ビジネスの振興」、「沖縄科学技術大学院大学を中心とした国際的なイノベーション拠点の形成」に取り組むこととしております。

次に、県民生活についての御質問の中の、マイナンバー制移行への取り組み状況等についてお答えいたします。

国は、社会保障、税、災害対策における行政手続の添付書類の削減など、住民サービスの向上や行政事務の効率化を図ることを目的に、昨年５月24日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を定めております。

この法律を実施するため、国においては全国的な情報提供ネットワークシステムを構築し、平成27年10月以降全ての住民に対し固有の番号いわゆるマイナンバーを通知し、平成28年１月から国・県及び市町村等において利用される予定です。このため、国は情報提供ネットワークシステムに対応した情報システムの改修を地方自治体等に求めております。これを受け、県及び市町村等においては、マイナンバー制度に関する情報システムの一斉改修を準備しておりますが、関係機関における情報の共有や連携の確保が課題となっております。

沖縄県では、これら課題への対策として、ことし６月、「沖縄県番号制度連絡協議会」を設置し、庁内における情報共有、関係課と市町村との業務フローの見直し、情報連携に必要な個別データの確認等を行っております。

今後とも、マイナンバー制度の円滑な移行に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 農林水産業の振興についての御質問の中で、県営かんがい排水事業（中山・志堅原地区）に係る貯水池の設置箇所の考え方についてお答えいたします。

県営かんがい排水事業（中山・志堅原地区）については、農業用水の安定供給による高収益作物への転換等により、農家所得の向上と農家経営の安定を図ることを目的として、平成26年度に新規採択したところであります。

本事業で設置を予定している貯水池については、自然圧で末端畑地かんがいに必要な水圧が確保できるなど経済的に有利であること、地すべり等の危険性がなく、長期的な安全性が確保されていることなどを条件とし、設置箇所を決定したところであります。

次に、中山地域の保全対策についてお答えいたします。

南城市中山集落の背後地斜面においては、豪雨時に土砂が国道に流れ出すなどの被害が発生していると聞いております。

県としましては、当該地域で施工中の国道改良工事

の状況を踏まえ、南城市等関係機関と連携し対策を検討してまいります。

次に、農業基盤整備促進事業（中山地区）の採択についてお答えいたします。

南城市中山地区については、サトウキビのほか、拠点産地の認定を受けたオクラ、サヤインゲン等の栽培が盛んであります。しかしながら、既存排水路の断面不足等に起因して、豪雨時には一部の農地で湛水被害が発生することがあり、安定的な農家経営に支障を来しております。このため、雨水が速やかに地区外に排水されるよう、排水路の拡幅等の対策が求められており、現在、団体営農業基盤整備促進事業の採択に向け、南城市と調整を進めているところであります。

県としましては、必要な対策が図られるよう、引き続き南城市と連携を図りながら採択に努めてまいります。

次に、農産漁村活性化対策整備事業（百名地区）の採択についてお答えいたします。

南城市百名地区については、平成２年度までに12.6ヘクタールの農地整備が行われたところであります。しかしながら、農業用水源が未整備であるほか、一部の農地では豪雨時に湛水被害が発生することがあり、安定的な農家経営に支障を来しております。

このため、農業用水の確保と湛水被害の解消を目的として、貯水池、畑地かんがい施設、排水路の整備に向けて、事業主体となる南城市と調整を進めているところであります。

県としましては、引き続き南城市及び地元と連携しながら採択に努めてまいります。

次に、雄樋川２期地区の太陽光発電施設導入に関する沖縄電力と県の対応についてお答えいたします。

農業水利施設の維持管理費等、農家経営の負担軽減を図る上で、太陽光等再生可能エネルギーの導入は効果的であることから、積極的に推進していく必要があると認識しております。

このため、県営かんがい排水事業（雄樋川２期地区）では、平成27年度新規採択に向け、太陽光発電施設の概略設計を実施しているところであります。しかしながら、先月30日に沖縄電力によるプレス発表があり、沖縄本島系統については、再生可能エネルギーの申し込みが接続可能量に達したとして、接続申し込みに対する回答が保留され、８月８日以降の新規接続が難しい状況となっております。

県としましては、系統接続が困難な状況ではありますが、引き続き関係部局等と連携を図り、農業水利施設の太陽光発電施設導入に向けて調整を進めていきたいと考えております。

次に、６次産業化法に基づく県内の認定状況及び支援状況についてお答えいたします。

農林漁業者が、生産から加工、流通、販売まで取り組む６次産業化により、農林水産物の高付加価値化を推進することは、農家所得の向上や農山漁村の活性化を図る上で重要であると考えております。

国は、平成23年度より、６次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を行っており、県内の認定件数は、平成26年６月末現在で54件となっております。

県による支援としては、１、新商品開発や販路開拓等に対する助成や加工施設や直売施設等の整備に対する助成を行う６次産業化支援事業、２、地域資源を生かした加工品の開発や加工機材の整備等を支援するアグリチャレンジ普及推進事業、３、モンドセレクションなど国際認証の取得等を支援するプレミアム加工品開発支援事業などを実施しているところであります。また、市町村では、名護市、うるま市、糸満市、久米島町などにおいて、地域の特性を生かした６次産業化を推進するための施設整備等が行われているところであります。

次に、６次産業化の認定を目指す事業者の支援状況についてお答えいたします。

県では、６次産業化支援事業により、総合的な相談窓口となるサポートセンターの設置、加工やマーケティング等の専門知識を有し、個別支援を行うプランナーの配置、認定希望者を対象とした研修会の開催などを実施し、総合化事業計画の認定を目指す事業者を支援しているところであります。また、サポートセンターでは、認定を受けた事業者が着実に計画を達成できるよう、フォローアップ活動に努めることとしております。

県としましては、引き続き市町村、関係団体等と連携し、６次産業化の推進による農林水産物の高付加価値化に努めてまいります。

次に、畜産環境対策に係る農家支援についてお答えいたします。

県においては、家畜排せつ物の適正な処理・管理について、市町村と連携して農家指導を行っているところであります。

しかしながら、一部農家においては、施設管理が不十分であることや、機械施設が老朽化していることから、悪臭等の環境問題が発生しております。

このため、県では、家畜排せつ物の適正な処理管理ができるよう、沖縄振興特別推進交付金、畜産高度化支援リース事業などを活用し、施設整備や機械の導入

などについて支援を行っているところであります。

県としましては、今後とも、市町村、関係機関と連携し、環境対策に係る農家支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 経済振興についての中の、国際物流特区の拡大への認識と対応についてお答えいたします。

国際物流特区の拡大に当たっては、企業の進出用地を確保するため、沖縄振興特別措置法に定める開港または税関空港に隣接・近接することや、企業集積用地の確保が容易であることなどの要件に合致する、那覇市を含む西海岸の５つの市全域と、うるま市、沖縄市の中城湾港新港地区を地域指定したところであります。

県としましては、関係市や団体とも連携し、特区制度の有効活用による指定地域内への臨空・臨港型産業の集積に強力に取り組んでいく考えであります。今後の指定地域の拡大につきましては、企業の集積状況や税制優遇措置の活用状況等を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 福祉政策についての御質問の中で、放課後子ども総合プランへの対応等についてお答えをいたします。

国の放課後子ども総合プランでは、新たに30万人の放課後児童クラブの整備や、余裕教室の活用促進を図ること等を目標としております。

本県における放課後児童クラブは、平成25年５月１日現在で26市町村、306カ所で実施されており、登録児童数は１万2481人となっております。

現在、県におきましては、公的施設の活用を推進し、利用料の低減と量の拡充に取り組んでいるところであります。また、市町村においては、子ども・子育て会議等において、ニーズ調査を踏まえた放課後児童クラブの設置について検討を行っているところであります。

県としましては、市町村と連携し、地域の実情を踏まえた放課後児童クラブの整備を支援してまいります。

次に、磁気ループの設置状況についてお答えをいたします。

県内施設においては、沖縄県総合福祉センターゆいホールや本年４月に供用開始した西原町役場内のさわふじ未来ホールなどに、床埋め込み式の磁気ループが設置されています。

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則では、平成18年４月以降に新築された床面積2000平方メートル以上の劇場等において、固定式客席を設ける場合に「集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備」の設置を義務づけております。条例施行前に建築された施設においても、沖縄県聴覚障害者協会や沖縄県身体障害者福祉協会が貸し出している携帯用の磁気ループにより対応可能となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 福祉政策に関する御質問の中の、観光バスへの集団補聴装置の設置についてお答えいたします。

集団補聴装置の設置について、一般社団法人沖縄県バス協会及び沖縄バリアフリーツアーセンターに確認したところ、県内に同装置が設置された観光バスは運行していないと伺っております。

沖縄県では、誰もが楽しめる優しい観光地を目指して、観光のバリアフリー化に資する事業を実施しております。

今年度は、沖縄観光バリアフリー推進戦略を策定することとしていることから、同装置の設置を含め、沖縄県バス協会や沖縄バリアフリーツアーセンターなどと意見交換を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは県民生活についての御質問の中で、ハブ咬症被害の実態とハブ駆除対策の取り組み状況等についてお答えいたします。

ハブ咬症は、昭和42年には年間500件以上発生しておりましたが、平成11年以降100件前後で推移しており、平成25年の被害件数は72件となっております。

ハブ対策については、「沖縄県ハブ対策事業基本計画」に基づき、県、市町村、県民がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携しながら推進しております。

県の役割といたしましては、県民や旅行者等に対するハブ咬症注意喚起の広報啓発、ハブ分布状況調査研究の実施、ハブ抗毒素の開発研究及び確保、市町村においては、地域におけるハブ対策事業の推進、ハブ駆除作業の実施、ハブ捕獲器等の貸し出し、地域住民への広報啓発など、県民は、個人の管理すべき土地及び

建物の環境整備等に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築行政についての御質問の中で、住宅公社の嶺井団地建てかえについての御質問にお答えをいたします。

沖縄県住宅供給公社では、平成26年３月に「沖縄県住宅供給公社賃貸住宅等ストック活用計画」を策定いたしました。

これによると、嶺井団地については老朽化が進行しており、入居者からの強い建てかえ要望があるものの、公社みずから建てかえることは困難な状況であるため、同団地は用途廃止とし、地元自治体による住宅地区改良事業の導入に向けて、県及び南城市と協議を進めていきたいとの内容になっています。このため、現在、住宅公社及び南城市において同事業の導入について協議中であり、県といたしましては、今後とも事業導入等に向け必要な協力を行っていきたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、南部東道路の事業進捗状況についてお答えをいたします。

南部東道路の整備区間は、南風原町字山川を起点とし、南城市つきしろを終点とする延長8.3キロメートルの地域高規格道路であります。平成26年度は、大里東インターチェンジから佐敷―玉城インターチェンジ間の約２キロメートルについて用地取得を進めており、同区間内の大城ダム１号橋及び大城高架橋の下部工工事に着手する予定となっております。

平成26年度末の事業進捗率は、事業費ベースで約14％を予定しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　難聴者対策でちょっと確認したいんですが、この集団補聴装置はこれは県議会は入っていますか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） ちょっと確認してございません。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　アイエーナーだね。さっきの糸洲議員の手話の問題もありますけれども、これは磁気ループをつければおのおの自分でじかに聞けるということですから、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

南部東道路、進捗状況の説明がありましたけれども、この工事が始まっていく、そして用地買収、用地交渉がかなりのウエートを持っていると思っておりますから、この用地交渉にしっかり職員を投入してやっていただきたいんですけれども、この職員体制はどうなっておりますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） この南部東道路につきましては、この用地取得業務について沖縄県土地開発公社に委託をしてはおりますけれども、県の南部土木事務所も一緒になってやっている状況でございます。そしてまたこの事業につきましては、次年度以降もっとスピードアップしていく必要もあることから、用地職員についての増員等についてはこれから考えていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　先ほどの説明で、下部工の工事が始まるというお話がありました。これはもうある意味大きなプロジェクトでもありますし、できるものなら現地事務所を置くとか、力強くこの事業推進に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、そういう面ではいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 実は、現地事務所の話もいろいろと出ておりまして、今協議をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 嶺井　光君。

○嶺井　　光君　ぜひ現地事務所を置いて、一日も早い工事の進捗を見られるようにお願いしたいと思っております。

次、農水部に伺います。

中山・志堅原かんがい排水、これは先ほど貯水池の必要箇所を伺ったんですけれども、場所選定のことをさっき説明をしておりました。

私が聞きたいのは、あの50ヘクタール以上の農地にため池は幾つあればいいかというような基準があるのか、あるいはこの中山・志堅原について今１カ所ということなんですけれども、これで十分であるのかそこら辺を確認したいんです。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 中山・志堅原地区の概要でございますが、受益面積が51.4ヘクタールございます。その中で、貯水池について２基を予定しておりまして、その２基の貯水の計画については安定的な農業用水の確保を目的として、２基で２万200トンの貯水池の整備を行う計画にしてございまして、それの取水する容量としては妥当な計算ではないかなということで今考えているところでございます。

○嶺井　　光君　休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後５時51分休憩
午後５時52分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　場所は１カ所なんですけれども、そこに２基設置するという計画でございます。
○議長（喜納昌春君）　嶺井　光君。
○嶺井　　光君　今の１基か２基かという話なんですけれども、さっき資料をお上げしました。（資料を掲示）
実はこの黄色い部分は圃場ですね。この上に青い５カ所の色がありますけれども、これはため池をこの５カ所に検討したんです。地元はこの５カ所のうち幾つかできるだろうというふうに考えていたんですよ。ところが、この左側の青い部分のあたりにちょっと離して２つつくると、ある意味箇所としては１カ所。これでは右側の一番大きい部分の方々から今不満が上がっている。農地保全の話も出しましたけれども、中央にある部分の中山のシーガーというところ、ここは水が豊富なんですよ。用地も公共用地というか地元用地があって、容易に事業が進められる。こういうところをなぜ使わないのか、水も十分あるのに使わないのか。今１カ所の部分に２基をつくるというのは、水流を満たすためにここに２基をつくろうという考えだと思うんですけれども、不合理だと思うんです。これをぜひ再考、考え直してもらいたいということについて答弁をお願いします。
○農林水産部長（山城　毅君）　休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後５時54分休憩
午後５時54分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　変更した経緯なんですが、当地域は地すべり危険地として位置づけられているということがございまして、安全性の確保の観点から、そこを変更して今のところに予定しているわけなんですが、ただここの用水計算も２万200トンですから、畑地の受益面積全体に行き渡る水量があるということと、湧き水がそこのほうに来ているということで水量の確保はできるんじゃないかなということで今計画をやっているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　嶺井　光君。
○嶺井　　光君　危険地域というお話ですけれども、今その下のほうに国道が今できています。これでかなりこの危険度は下がります。水量があるから片一方の１カ所にまとめてしまってそれでいいのかという問題なんですよ。地元がこの国道が通っていく、あるいはこのかんがい排水事業が進んでいく、水被害もこれまであったのがなくなっていく、こういう大きな期待したんですよ。ところが皆さんおっしゃるように、危険だから向こうでつくっちゃおうというような形で地元が納得してない。推進員の皆さんはこういう深い事情に余り考えがめぐらなくて、手続上は皆さんもちゃんとやってきたということになっています。それをあえてここでこう申し上げるのは、それだけ地域の方々が、あるいは農家がその思いが強いというのをしっかり御理解いただきたい。そういう意味でどうですか、再考、何とか考え直すという余地は幾らかありますか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後５時57分休憩
午後５時57分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　議員おっしゃるように、地域の意向は大変重要なことでございますので、しっかり地域と話し合いしまして、必要があれば地すべり地域ではあるんですが、安全性が確保できるということであれば、再考して検討していきたいなというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君）　嶺井　光君。
○嶺井　　光君　農業の多面的機能、先ほど副知事からありました国土の保全、これ地形・形質のやっぱり保全なんですよ。今国道ができて、このため池をつくることによって、上で大雨の場合の水量調整ができるんです。そこに住む方々が安心して住んで農業ができる。怖くて農業できなければ人はいなくなりますよ。ぜひ市ともう一度協議をしてもらいたい。よろしくお願いします。
次に、太陽光の件、今新聞にあるようにちょっと厳しい状況になっておりますけれども、この農業第１次産業、結構太陽光を入れるというのは何も商売、売電目的ではないわけですから、公共事業で農家支援をしようという事業ですから、これを沖縄電力ともタイアップしてぜひ実現するように頑張っていただきたいと、これは要望として終わっておきます。
それから、家畜排せつ物法が平成16年だったと思います、施行されてここに来ていますけれども、まだまだ農家はこういう排せつ物の処理、環境問題と大変苦慮している。この16年当時と今現在のこの酪農肉用牛・

養豚・養鶏の飼育戸数というんですか、どう変化しているんですか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　乳用牛も平成15年に135戸だったものが、現在平成25年で81戸でございます。

○嶺井　　光君　肉用牛とか、豚……

○農林水産部長（山城　毅君）　肉用牛につきましては、平成15年が3365戸であったものが25年で2685戸でございます。

それから豚につきましては、平成15年の382戸が平成25年で358戸でございます。

○嶺井　　光君　養鶏はわかりませんか。

○農林水産部長（山城　毅君）　産卵鶏のほうでございますが、平成15年の562戸から平成25年445戸でございます。

○議長（喜納昌春君）　嶺井　光君。

○嶺井　　光君　今あったように酪農が135から81戸、相当の激減ですよね。これは農家の高齢化もあるんでしょうけれども、この家畜排せつ物法の影響もかなり大きいというふうに農家業界からは言っております。そういう意味で、今これを捨てる農家の支援、あの当時耕畜連携ということでこういう制度ができましたけれども、ぜひしっかりした支援をお願いしたいと思っております。これも要望として終わりますけれども。

次に、ホテル・ホテル訓練区域、７月23日から日米合同委員会の協議の結果、その制度ができました。その７月23日以降、何日可能日があったのか、あるいは操業の状況はどうなるかというのをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　７月21日から９月28日までの10週間、70日のうち、立ち入りが認められた期間は合計49日間でございます。そこに操業に行った漁業者のほうは確認、報告はございませんので、今のところいないのかなということでございます。

○嶺井　　光君　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　ハイサイ　グスーヨー　クタンディンネーミソーラニ。チューヤ　一般質問ヌユッカミー　トゥズミヤイビーシガ　シメーマディ　マジュンサーニ　チバティ　イチャビラナサイ。

うるま市選挙区の仲田です。

通告に従い一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

(1)、県経済の現状と今後の展開について。

ア、最近の県経済は、有効求人倍率や入域観光客数が過去最高を記録するなど、好調な状況が続いております。知事はこのような県経済の現状をどのように評価し、また、これまでの取り組みの成果を踏まえ、本県のさらなる発展に向け、施策を展開していくのか決意をお聞かせください。

(2)、平成27年度内閣府概算要求について。

平成27年度予算の内閣府概算要求は、総額3794億円の規模となっております。内容においても、沖縄振興に資する事業を、県主導の選択でしっかりとそれに基づいて実施できる沖縄振興一括交付金の増、東アジアの中心に位置する沖縄の優位性・潜在能力を生かすために必要不可欠なインフラづくりとしての那覇空港滑走路増設事業、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充に向けた取り組みへの支援など充実したものになっていると考えております。

ア、要求全般に対する知事の評価と予算確保に向けた取り組みをお伺いします。

２、沖縄国際航空物流ハブについてであります。

県は21世紀ビジョン基本計画で、アジアと日本のかけ橋となる国際物流拠点の形成を目指すためにも、沖縄航空物流ハブは今後とも大きな役割を果たすものと大きく期待されております。

そこで伺います。

(1)、沖縄国際航空物流ハブの物流ネットワークや輸送実績はどこまで拡大しているか伺います。

(2)、県は物流ハブ機能の拡充や活用拡大を推進しておりますが、具体的な取り組みをお聞かせください。

(3)、臨空・臨港型産業の誘致動向はどうなっているか。また、今後の取り組みはどうなっているか伺います。

(4)は削除します。

大きな３、雇用対策について。

本県の雇用情勢は、完全失業率が昨年18年ぶりの５％台を記録し、有効求人倍率も過去最高を記録するなど量的な面では大きく改善しております。一方で、非正規雇用率が全国に比べて高いことや、一部の業界では人材不足が深刻である等、雇用の質の改善にはまだ課題があると考えております。

そこで伺います。

(1)、新聞報道等で、県は経済団体や業界団体に正規雇用拡大等の要請を行ったとのことですが、雇用の質の改善に向けた取り組みについて伺います。

(2)、人材不足が大きな指摘を受けている業界等への対策について伺います。

４、観光施策について。

沖縄県への入域観光客数は、一括交付金を活用した誘客プロモーションの展開などにより、21カ月連続して過去最高を更新し、平成25年度も過去最高の658万人を記録するなど、好調な状況が続いております。今後もこの好調を維持し続けることは、本県の自立型経済の構築と県経済振興に大きく寄与するものであり、最も重要であることは言うまでもありません。

今後の観光産業振興のために次のことを質問します。

(1)、今年度の入域観光客数の目標である690万人の達成見通しについて伺います。

(2)、県はことし３月にチャンギ空港グループと相互連携協定を締結し、９月に川上副知事を団長とするトップセールスを実施しておりますが、その成果について伺います。

(3)、少子化による生徒数減少や九州新幹線開通等による競争激化の中、沖縄への修学旅行を取り巻く環境は厳しい状況にあると考えますが、現状と県外誘致に係る取り組みをお聞かせください。

(4)、県は、今年度中に知事が公約に掲げた入域観光客数1000万人の達成に向けて、具体的な工程表となる沖縄観光推進ロードマップを策定するとのことですが、進捗状況について伺います。

(5)は削除します。

５、農業振興について。

本県は亜熱帯地域で地理的にも台風の常襲地域となっており、農業は台風等の自然災害との戦いであると言っても過言ではなく、農家は厳しい経営を余儀なくされております。農家が安定した経営を続けていくためには、農業共済の活用や栽培施設の整備が重要であることは言うまでもありません。

そこで質問します。

(1)、農家の安定経営について。

ア、農業共済の支払い実績について伺います。

イ、災害に強い栽培施設の整備実績と今後の計画について伺います。

(2)、去る７月に本県を直撃した台風８号による被害で、うるま市与那城宮城島及び石川において農道等ののり面崩壊が発生しているが、県の対応についてお聞かせください。

(3)、農地・水保全管理対策事業（多面的機能支払交付金）について。

本県における農業従事者の現状は減少傾向にあり、また、高齢化や後継者・担い手不足、そして農村地域の過疎化等の指摘があります。農道や農業用排水路の土地改良施設の良好な維持管理を行うには、農業従事者などと地域が共同で取り組み、地域コミュニティーの活性化など、その体制づくりと支援対策が必要と考えております。

そこでお聞きします。

ア、国は農地保全管理や農業用施設の維持管理に効果のある「農地・水保全管理対策事業」を制度拡充したと聞いておりますが、具体的にはどのような内容なのか伺います。

イ、「農地・水保全管理対策事業」の他府県の取り組みはどうですか。

ウ、同様に沖縄県の取り組み状況についてお聞かせください。

６、教育行政について。

教育は国家百年の大計、教育は人なり、教育は地域をつくり、教育は国をつくると言われております。資源のない本県において、教育を通しての人材育成が必要であることは言うまでもありません。人材育成こそ私たち大人が、将来を担う子供たちに21世紀ビジョンにおける未来像を達成してもらうためになすべき重要な事業の一つであると考えております。

知事が公約の中で多様な人材育成を図るため、あらゆる対策の拡充・推進など、本県教育の機会均等とその教育水準の維持向上に傾注しておられることに対し、高く評価しているところであります。

そこで伺います。

(1)、学力テストについて。

ア、平成26年度全国学力・学習状況調査において、小学校が最下位から全国24位の水準に達しておりますが、その要因をどのように分析しているか伺います。

イ、特に算数Ａの成績が飛躍的に向上した反面、補習等の指導で算数嫌いな児童生徒がふえることを心配する声が聞かれるが実態はどうか伺います。

ウ、向上した学力を維持し、さらに伸ばしていくためには教師の指導力向上が不可欠であると思われるが、その指導力をどのように分析し今後指導に生かしていくか伺います。

エ、学校現場の教師と家庭教育を担う親、双方の努力が必要不可欠と考えるが、教育長の見解を伺います。

(2)、難関大・国立大への取り組み事業について。

ア、事業目的について伺います。

イ、10月・11月の受講実施とありますが、応募の状況はどうか伺います。

ウ、県立高校教員を対象にした指導力向上講習会の内容についてお聞かせください。

(3)、教育指導援助について。

ア、「移民県おきなわ」を出港し、60年前ボリビア国へ移住した先人たちの子弟教育を目的に、27年間28名の教員が母県である「おきなわ」から派遣され大きな成果と評価を受けてきました。残念ながらその事業が廃止され、県民、特に事業に携わった各先生方の失望が大きかったことは言うまでもありません。「ボリビア移住60周年」その節目に改めて再開に向け教育長の考え方をお伺いします。

我が党の代表質問との関連は、削除いたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲田弘毅議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、知事の政治姿勢についての中で、県経済の取り組みの成果について、そして今後の展開についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

私は、多くの県民の声を反映した沖縄21世紀ビジョンを策定し、その実現に向けさまざまな施策を展開してまいりました。

特に、沖縄振興交付金を創設し、従来の補助事業では対応が難しかった福祉、子育て、離島振興等におきましてきめ細かな施策を展開し、産業振興の分野におきましても、観光客の誘致、そして情報通信基盤の整備、国際物流拠点の形成等、自立型経済の実現に向けまして各種施策を戦略的に推進しております。

これらの取り組みによりまして、平成25年度入域観光客数は658万人と過去最高を記録し、観光収入も4479億円とこの２年で約700億円増加し、過去最高を記録しました。

情報通信関連産業は、これまで約300社を誘致し、国際貨物ハブ事業は国内外12路線に拡大しております。

平成25年の完全失業率は18年ぶりに５％台となり、平成25年10月から５カ月連続で４％台を記録しました。平成26年８月の有効求人倍率は0.74倍と復帰後の最高値を更新するなど、県経済は好調な状況が続いており、さまざまな面で成果があらわれております。

自立型経済の構築のためには、移出型産業が複数堅実に育つとともに、域内の産業が活性化し、両者が連携そして補完し、好循環をもたらす強くしなやかな経済構造を創出することが重要であります。

このため、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の振興に加えて、第３、第４のリーディング産業を育てていく必要があります。あわせて、農林水産業、そして建設業、製造業、小売業などの地場産業や文化、音楽、スポーツ、そして科学技術を応用した新たな産業など沖縄の特性を生かしたあらゆる産業を振興しているところでございます。

さらに、基盤整備の面におきましては、那覇空港第２滑走路の平成31年度末の供用開始が予定されており、あわせて、港湾、道路整備、モノレールの延長、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取り組み、そして国際海底ケーブルの敷設などを戦略的に推進してまいる所存でございます。

引き続き、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、沖縄振興交付金や各種制度を活用し、沖縄県の自立的・持続的発展につながる取り組みを展開し、加速させてまいる所存でございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、沖縄振興予算の概算要求についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成27年度内閣府沖縄振興予算の概算要求額は、今年度予算に比べ293億円増の総額3794億円となっております。

その内訳といたしましては、沖縄振興交付金が今年度に比べ110億円増額されているほか、学校施設の耐震化や農業農村整備に係る不発弾事前探査の充実に要する経費、そして那覇空港滑走路増設事業費、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充に向けた関連経費、鉄軌道導入に係る調査費などが盛り込まれております。沖縄県の要望を踏まえた内容となっております。

さらに、沖縄県におきまして国際会議を開催するための経費も新たに盛り込まれております。

このことは、沖縄振興を国家戦略として総合的・積極的に推進するとしている政府の姿勢が示されたものと理解いたしております。

沖縄県といたしましては、沖縄振興の流れを確かなものにするとともに、さらに加速させていくため、この概算要求額が確保できるよう、引き続き内閣府沖縄担当部局と連携を密にするとともに、県選出国会議員並びに県議会議員各位の御支援を賜りながら、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 農業振興に関する御質問の中で、災害に強い栽培施設整備の実績と計画についてお答えいたします。

沖縄県の農業振興を図るためには、台風等自然災害に強い栽培施設の整備が重要であります。

このため、沖縄県においては、沖縄振興特別推進交付金などを活用し、平成24年度から平成25年度までの２年間で約37億円を投入し、１つ、強化型パイプハウス40カ所、２つ、平張り施設22カ所、３つ、鉄骨ハウス15カ所など、60ヘクタールを整備しております。

平成26年度の計画は、約28億円を投入し37カ所、30ヘクタールを整備することとしております。

沖縄県としましては、今後とも市町村等と連携し、災害に強い栽培施設整備を促進し、農作物の安定供給に努めてまいります。

同じく農業振興に関する御質問の中で、農地・水保全管理活動支援事業の内容と取り組みについてお答えします。５の(3)アと５(3)ウは関連しますので一括してお答えいたします。

農地・水保全管理活動支援事業は、農村地域の多面的機能を維持向上していくため、地域が共同で行う農地や農業用施設の保全管理、農村環境の保全向上の取り組みに対し支援を行うものであります。

国は、現行の農地・水保全管理活動支援事業を日本型直接支払い制度として法制化し、平成26年度予算を大幅に拡充するとともに、地域の要望を踏まえ、農業者のみの取り組み活動が可能となるなど、制度拡充がなされております。

沖縄県としましては、当該制度が農村地域の維持向上に高い効果があることから、必要な予算を確保するなど、積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　雇用対策についての御質問の中で、雇用の質の改善に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率全国並み実現のため、「みんなでグッジョブ運動」を推進するとともに、産業振興や企業誘致等、雇用機会の拡大に取り組んでまいりました。

これらの取り組みにより、平成25年の完全失業率は18年ぶりに５％台を記録し、また有効求人倍率が過去最高を記録するなどマクロ環境としての雇用情勢は大きく改善をしてきております。

このような中、非正規雇用の割合が高いこと等が課題となっていることから、県では、沖縄労働局と連携をし、経済団体及び業界団体に対して、正規雇用拡大等の要請を行っているところであります。また、処遇改善や正規雇用拡大等、雇用の質の向上を図るため、ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の実施や、人材育成企業認証制度の創設、緊急雇用基金を活用し、正規雇用化を促進する地域人づくり事業等を実施しております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、雇用の質の向上に努めてまいります。

次に、観光施策についての御質問の中で、シンガポールでのトップセールスの成果についてお答えいたします。

沖縄県の振興・発展には、その地理的特性を生かし、沖縄を核とした人や物の流れを拡大強化することが重要と考えております。

このため、世界有数のハブ機能を有するシンガポールのチャンギ空港との連携効果は高いとの考えから、ことし３月に相互連携協定を締結しております。その後、本協定に基づきともに取り組んだところ、短期間のうちに７往復14便の直行チャーター便が実現しております。

また、ことし５月からは、全日本空輸による国際航空貨物便も運航しております。

県としては、この流れをさらに加速するため、９月９日から13日まで、経済界の方々とともにシンガポールでのセールス活動を展開したところであります。

具体的には、現地の旅行業界や旅行市場での関心を高めるため記者会見を行ったほか、航空会社との意見交換、ビジネス交流拡大に向けたセミナー等を実施しております。記者会見では、チャンギ空港から沖縄の可能性の高さについて言及があり、また、その模様が現地メディア等で報道されたことから、定期航空路線実現に向け、弾みをつけられたと考えております。

県としましては、この機会を確実に捉え、定期航空路線の開設を実現するため、より相互の連携を強化していきたいと考えており、シンガポール事務所の設置も含め、あらゆる方策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　沖縄国際航空物流ハブについての中の、沖縄国際物流ハブの拡大についての御質問にお答えいたします。

沖縄国際物流ハブ事業は、ＡＮＡが平成21年10月に国内３路線、海外５路線の合計８路線の航空貨物便ネットワークでスタートいたしました。

その後、新規機材の投入により路線を拡大し、本年５月に就航したシンガポール路線を含め、現在では国内４路線、海外８路線の合計12路線に増大しております。

また、那覇空港の国際貨物取扱量は、事業開始前の平成20年度の1800トンから、平成25年度には約90倍の16万1000トンと、成田空港、関西国際空港に次ぐ国内第３位の取扱量となるまで拡大しております。

次に、同じく沖縄国際航空物流ハブについての中の、活用推進についてお答えします。

沖縄国際物流ハブの機能拡充に向けては、臨空・臨港型産業を集積させるため、那覇空港貨物地区の隣接地にロジスティクスセンターの整備を進めており、平成27年度の供用開始を予定しております。同センターにはパーツセンターやリペアセンター、Ｅコマースのストックセンター等の入居を想定しており、複数の物流関連企業が入居への関心を示しております。

また、沖縄国際物流ハブの活用拡大に向けて、既に始まっている北海道の海産物や、静岡県のイチゴなどのように、日本各地の特産物を沖縄へ集約し、アジア各国への輸出拠点を形成する全国特産品流通プラットフォーム事業に取り組んでおります。さらに、沖縄を含めた全国各地のサプライヤーと国内外のバイヤーをマッチングさせる、国内最大規模の国際食品商談会である沖縄大交易会を、本年11月下旬に沖縄コンベンションセンターで開催することとしております。

沖縄県としましても、これらの取り組みを通し、全国各地に沖縄国際物流ハブの活用を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく沖縄国際物流ハブについての中の、臨空・臨港型産業の誘致についてお答えします。

沖縄国際物流ハブを活用した臨空・臨港型産業の誘致に関しては、東京、大阪を中心に企業誘致セミナー等を開催するとともに、国際物流総合展を初めとする各種展示会への出展を行い、東アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性や、国際物流特区制度のメリットについてＰＲをしてまいりました。その結果、那覇空港貨物地区に隣接する国際物流特区内において、ヤマトグループが国際宅急便事業を展開しているほか、東芝グループ企業のパーツセンターが進出しております。

また、国際物流特区の拡大により、流通、製造業の大手企業の関心が高まり、沖縄への現地視察がふえてきているところであります。

そのほか、本年４月に沖縄進出を表明した、ハラル食の食品加工工場のような、沖縄で新たに付加価値を高める食品製造業等の誘致にも取り組んでいるところでございます。

今後も、引き続きセミナーや展示会に出展するなど広報活動を行うとともに、企業への直接訪問や企業の現地視察に対応するなど、臨空・臨港型産業の県内への誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についての中の、人材不足業界への対策についてお答えします。

沖縄県の７月の完全失業率は６％、有効求人倍率は、復帰後初となる0.71倍を記録するなど、雇用情勢は着実に改善しております。

このような中、建設、保育、介護、看護、宿泊・飲食、コールセンターなどの有効求人倍率が高く、これらの分野において、特に人材の確保が課題となっております。

そのため、県と沖縄労働局では、経済団体及び業界団体に対して、人材不足分野における雇用環境の改善及び正規雇用拡大について要請を行ったところでございます。

また、県では、従業員の処遇改善や正規雇用化を促進するため、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を認証する「ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の実施に加え、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する「人材育成企業認証制度」の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。さらに、人材不足分野の人材確保を支援するため、緊急雇用基金を活用し、鉄筋・型枠基礎技能士育成マッチング事業や潜在看護師の再就職支援事業等の地域人づくり事業を実施しております。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、人材不足分野の雇用改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　観光施策に関する御質問の中の、今年度の入域観光客数目標の達成見通しについてお答えいたします。

平成26年度の沖縄県への入域観光客数は、４月から８月までの累計で約307万人となり、過去最高を記録した昨年度の同時期を大きく上回り好調に推移しております。

今後の見通しにつきましては、国内・海外就航路線が拡充の動きにあることなどから、観光客数はさらに増加し、700万人を超える勢いであります。

沖縄県としましては、引き続き国内外における戦略的な誘客活動を展開し、入域観光客数と観光収入のさらなる拡大により観光産業の発展を図ってまいります。

次に、沖縄への修学旅行の現状と県外誘致に係る取り組みについてお答えいたします。

本県の観光振興において、修学旅行は入域観光客の平準化に寄与するとともに、沖縄を訪れた生徒の将来のリピーター化が期待できるなど、大きな役割を担っております。

平成25年における修学旅行生の受け入れ実績は約43万6000人で、少子化による生徒数の減少に伴い修学旅行市場の規模が縮小する中、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しております。平和、歴史、文化、自然などの各分野において、教育効果の高い多様な体験メニューを実施できることが、沖縄修学旅行の安定的な確保につながっているものと考えております。

これらの特徴を踏まえ、東京や大阪などでの修学旅行フェアの開催を初め、アドバイザー派遣による事前学習等の支援、継続校に対する新たな体験メニューの提供など、新規校の開拓及び継続校のフォローアップに取り組んでおります。

今後も、教育効果の高い体験メニューの提供や受け入れ体制の強化など、内容の充実を図ってまいります。

次に、沖縄観光推進ロードマップ策定の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄観光推進ロードマップは、第５次沖縄県観光振興基本計画の目標値である「入域観光客数1000万人」などの達成に向けて、年度ごとの誘客目標等を可能な限り国や市場別に設定するとともに、空港、港湾等の交通インフラや、宿泊及び観光施設などの受け入れ体制の課題を明らかにし、関係機関と連携して必要な施策と実施体制を構築することを目的に策定するものであります。

このため、航空会社や旅行会社、観光協会等の観光関連事業者及び国等の関係機関で構成する「沖縄観光推進戦略会議」を設置し、誘客戦略や離島観光などのテーマごとに、課題と対応策について検討を行っております。

県としましては、ロードマップを今年度中に策定し、官民一体となって目標達成に向け着実な施策展開を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農業振興についての御質問の中で、農業共済の支払い実績についてお答えいたします。

本県は、台風接近が年平均7.4個と台風常襲地域にあり、沖縄県農業共済組合では、台風や干ばつなどの自然災害による損失を補塡する農業共済制度を実施しております。

県においては、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄型農業共済制度推進事業により、加入率の向上に向けた取り組みを実施しているところであります。

共済加入農家の過去５年間の農作物等被害に対する共済金支払い額は23億7000万円で、農家負担掛金９億3000万円の約2.6倍となっております。

県としましては、農家経営の安定を図るため、今後とも関係機関と連携し、農業共済の加入率向上に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、うるま市における台風８号災害への県の対応についてお答えいたします。

平成26年７月に襲来した台風８号による災害については、うるま市与那城宮城島で１カ所、石川で５カ所の被災報告があり、そのうち、のり面の崩壊に伴い排水路が決壊した石川の１カ所について、災害復旧事業による応急仮工事を実施しております。

また、それ以外で災害復旧事業の対象とならない箇所についても、迅速な対策を図るため、農業基盤整備促進事業等の新規採択に向けて、うるま市と調整を進めているところであります。

県としましては、早期に必要な対策を図るよう、引き続きうるま市と連携を図りながら事業化に努めてまいります。

次に、農地・水保全管理活動支援事業の他府県の取り組み状況についてお答えいたします。

九州各県の農地・水保全管理活動支援事業の取り組み状況は、耕地面積に対する事業対象の割合を見ると、平成25年度の九州平均で34％だったものが、今年度は国の制度拡充に合わせて50％に取り組みが強化されております。

これに対し沖縄県の取り組み状況は、各市町村と調整を図りながら取り組みを強化したところ、平成26年度当初の26％から49％で取り組みがなされるよう、必要額を９月補正予算に計上しているところであります。

県としましては、当該事業が農村地域の維持向上に高い効果があることから、引き続き積極的に取り組み、農村環境の多面的機能の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育行政についての御質問の中で、全国学力調査の結果向上の要因に

ついてお答えいたします。

学力向上の取り組みとしましては、教員指導力向上研修や秋田県との教員人事交流、「わかる授業 Ｓｕｐｐｏｒｔ Ｇｕｉｄｅ」等を通して児童生徒の思考を深めるなど、言語活動の充実を図る授業改善を進めてまいりました。また、昨年11月に学力向上推進室を設置し、指導主事が直接学校を訪問して、学校経営や授業づくり等について支援しております。

各学校においては、教師が児童生徒一人一人と向き合い、きめ細かな指導に努めております。その結果、児童に、粘り強く諦めずに問題に挑む態度等も培われ、特に小学校における今回の躍進につながったものと捉えております。

次に、算数嫌いがふえているのではないかという声についてお答えいたします。

本年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校の躍進とともに「算数が好き」や「算数は大切だと思う」などと回答した児童の割合が昨年度より増加し、全国平均を上回っております。また、「新しい問題を解きたい」や「分からない問題も諦めずに考える」と回答した児童の割合も増加しており、全国平均を初めて上回りました。

そのことから、本県児童の算数に取り組む姿勢や意欲が高まったと認識しており、大きな成果だと捉えております。

次に、教師の指導力向上についてお答えいたします。

児童生徒の成長・発達についての深い理解や豊かな教養など、教師の指導力の向上は、確かな学力などを育む上で重要だと考えております。

本年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校の躍進とともに、学習意欲に係る設問等においても小中学校ともに全国平均を上回っていることから、本県の教職員の指導力は着実に向上しているものと捉えております。

県教育委員会としましては、今後とも校長や教師が自信と意欲を持って学力向上に取り組めるよう、学校現場の声に耳を傾けながら、教師個々の指導力の向上など、学力向上の取り組みを一層充実させたいと考えております。

次に、学校と家庭の役割についてお答えいたします。

児童生徒の健やかな成長を図る上で、一義的に学力向上に係る責任は学校にあり、規範意識や規則正しい生活リズムなどの基本的な生活習慣の形成に係る責任は家庭にあると考えております。

県教育委員会としましては、「わかる授業」の構築に努めるとともに、家庭の教育力を高める「家ーなれー」運動等により、児童生徒一人一人が、夢や目標に向かって着実に歩み続けることができる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、難関大・国立大への取り組みの目的、応募状況及び指導力向上講習会についてお答えいたします。６(2)アからウまでは関連しますので一括してお答えいたします。

県教育委員会では、県外国公立大学等への進学者をふやし、大学等進学率の改善を図るため、本年度より沖縄振興特別推進交付金を活用して、県外国公立大学等合格支援プログラムと教員指導力向上プログラムから成る進学力グレードアップ推進事業を実施しております。当事業におきましては、県内高校生を10月と11月に県外難関の国公立大学及び私立大学等に派遣し、大学の講義体験や学生との交流等を計画しており、現在、定員を上回る高い志を持った505名の生徒が応募しております。

教員指導力向上プログラムにつきましては、県外から進学指導に実績のある講師を招聘し、本県の教員120名に対して、教科指導力や進路指導力の向上を目的とした研修を実施しているところです。

次に、ボリビア国への新規の教員派遣についてお答えいたします。

平成27年度から、新たにＪＩＣＡの青年海外協力隊の制度を活用し、本県の教員をボリビアへ派遣することになりました。

ボリビアへの教員派遣につきましては、本県出身移住者の子弟等に対して、沖縄の伝統文化の継承や教科教育の支援等を図ることが可能となり、日本語の指導や、ウチナーンチュのチムグクルを伝えるなど、多角的な観点から意義あるものと考えております。

また、派遣された教員が国際感覚を身につけ、教員自身の資質向上が図られることにより、帰国後は、国際化のための素養を児童生徒に波及的に広めるなど、本県教育への還元が期待できます。

県教育委員会としましては、ボリビア移住60周年の節目にスタートする同事業の実施に向けて、ＪＩＣＡとなお一層の連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 まず雇用対策について再質問を行います。

県は、経済団体に正規雇用の要請をしながら身体障害の方々の雇用促進もお願いしたということですが、反応はどのような反応でしたでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 県では、正規雇用拡大の取り組みについて、経済団体、業界団体に要請するとともに、障害者雇用に関しましても経済団体に要請をしております。またそれとともに、障害者雇用優良事業所あるいは優秀勤労者の県知事表彰、求職者に対する訓練指導等も行っております。その結果、民間企業におきましては、障害者雇用の状況が平成25年６月１日現在ですが、法定雇用率２％に対しまして実質雇用率が2.12％、５年連続で法定雇用率を上回っております。これは､全国で６位となっております。また、前年からの伸び率は0.17ポイントで全国で１位ということで、現在障害者雇用数は過去最高の3056人となっております。

県としましては、引き続き関係機関と連携して、障害者の皆様の雇用の促進に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 部長、くしくも先月は障害者雇用月間でした、これは毎年９月はそうなんですが、この障害者の社会進出の機会をしっかりと確保していくのは、やはり市町村ももちろん努力はしますけれども、県がリーダーシップを握ってしっかりとやっていく必要があると思います。

その意味ではやはり今回の要請は、職場の受け入れ体制とか企業の意識改革に大きく寄与したというふうに考えていますので、今後ともぜひ御努力をお願いいたします。

次に、観光施策についてでありますが。知事、知事の大きな目標である1000万人の入域観光客、これはもう大きな目標でありますけれども、きょうの答弁を聞いていてもやはり２カ年で100万人、そしてことしも690万の目標に対して700万、もう十分突破できるんだと。こういうふうに大きな実績がつくっていけるというのは知事の強力なリーダーシップのもとに、那覇空港の第２滑走路をかち取ったというのが大きく観光施策の中に生きてきていると思うんですよ。

ですからそういった意味合いにおいて、先ほどの答弁の中で、平成33年度には達成できるというお話もありましたけれども、可能であるかどうか、再度知事の確認をしたいと思いますが、いかがですか。33年度。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時58分休憩

午後６時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員がおっしゃったように滑走路などもありますし、これができた暁にはいろんな形で内外からの特に外国からの新しい便の導入がたくさん可能になるだろうと思います。

今のところ、私は一番初め約10年で1000万人という見通しを持っていたんですが、これはエクスキューズではありませんけれども、リーマンショックがあったり３・11があったり、いろいろな内外の大きな環境変化の影響を受けたりしながらも着実にふえてきて、あと33年度には1000万人を完成。これは国内が約800万人、海外から140万人、プラスすればちょうど1000万人ぐらいになるんですが、実際はそれを超える可能性がある見通しは持っておりますけれども、少し受け入れ体制を整備しながら対応していきたいという考えもあります。

そういうことですが、ある意味で非常に勢いが今ありますから、国内800万人、海外から約200万人という目標は、少し後ろ倒しになりましたが、確実に達成できると考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君 時間が余りありませんので、ちょっと飛ばして、教育委員会お願いしたいと思います。

まず教育長、大変御苦労さまでした。私も30年余りＰＴＡを預からせていただきましたけれども、私たちがＰＴＡで学力向上対策委員会などを学校部会、地域部会でつくったとき、そのころの最下位はもちろん沖縄県でしたけれども、その私たち沖縄県の前を走っている県の後ろ姿も見えないぐらいの最下位でした。これがこれだけ、各学校の先生方の大きな御努力で、昨年、一昨年ぐらいから５％以内に入ってきて、目標が見えてきたという状況ではありましたけれども、大変今回見事な大きなお仕事をなし遂げたなと。ぜひ教育長からも各現場の先生方を褒めてあげていただきたいと。これはもちろん、秋田という大きなモデル地区があって、そことの教職員の視察研修並びに交流を通して沖縄県のその下地ができ上がって、結果的にはその成績ができ上がったと思うんですが、これからの秋田との交流、それからそれ以外の、また沖縄県が一つのモデル地域となってよそからも視察に来る可能性があるんですが、それに対して教育長いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 学力向上のために秋田県との人事交流をやっているというのは御承知のことだと思います。大変秋田県にはお世話になりまして、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

秋田県に派遣した教員、常時２人、現在でもいるんですけれども、この２人は秋田県の取り組みを本当に

一生懸命学びます。何が違うのか、どの辺をどうすればいいのか。それから秋田県から来た教員も２人おりまして、配属された本県の学校で改善の仕方とか、この辺が違う、この辺をどうしたほうがいいと、いろいろ提言してもらえますし、校内研修、それから公開授業等やっておりました。それから、センターでの講習会とか本当にそういうのを取り組んでおります。そして秋田県の取り組みとかウエブシステムであるとかこの辺も全部学んできているところです。これが功を奏したと思います。

それから、実は県外からも派遣が多くて、現在視察で北海道、それから大阪が来ていまして、それから神戸市教育委員会、三重県、北海道の校長会、県議会ですね、それから滋賀県もこれから来る予定です。大変うれしいニュースです。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　時間……。

○仲田　弘毅君　教育長が熱を帯びた答弁で、大変ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　この際、申し上げます。

知事公室長から発言の申し出がありますので、これを許します。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　先ほど私が行いました上原章議員への答弁で、足らない部分がありましたので補足して答弁をさせていただきます。

米軍構成員による犯罪検挙件数を見ますと、これは数字のとり方はございますけれども、平成16年から20年の５年間が315件、凶悪犯はそのうち19件でございます。また、平成21年から、最新の統計であります平成25年の５年間が249件、凶悪犯が11件ということで減少傾向にございます。また､凶悪犯につきましては､平成25年度は復帰後初めてゼロとなっております。これは県の働きかけによる綱紀粛正が一定の効果を上げているのではないかと考えております。

どうも失礼をいたしました。

○議長（喜納昌春君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

決算については、９月10日の議会運営委員会において18人から成る決算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって､ただいま議題となっております議案のうち、乙第26号議案、乙第27号議案及び認定第１号から認定第23号までについては、18人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔決算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　ただいま決算特別委員会に付託されました議案を除く甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第４号議案から乙第25号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後７時８分休憩

午後７時９分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

日程第３　陳情第78号、第84号、第85号の２、第86号及び第87号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情５件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明10月３日から９日までの７日間休会とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、明10月３日から９日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時11分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　安　弘

会議録署名議員　奥　平　一　夫

平成26年10月10日

平成26年
第 5 回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成26年
第５回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）**

平成26年10月10日（金曜日）午前10時55分開議

議　事　日　程　第8号

平成26年10月10日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案及び乙第２号議案（総務企画委員長報告）
第２　乙第９号議案から乙第12号議案まで（経済労働委員長報告）
第３　乙第４号議案から乙第８号議案まで（文教厚生委員長報告）
第４　乙第13号議案（土木環境委員長報告）
第５　乙第14号議案及び乙第15号議案（総務企画委員長報告）
第６　乙第22号議案から乙第24号議案まで（経済労働委員長報告）
第７　乙第16号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案（土木環境委員長報告）
第８　甲第１号議案（総務企画委員長報告）
第９　甲第２号議案及び甲第４号議案（文教厚生委員長報告）
第10　甲第３号議案及び甲第５号議案（土木環境委員長報告）
第11　所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書

呉屋　　宏君	又吉　清義君			
島袋　　大君	照屋　守之君			
新田　宜明君	狩俣　信子さん	提出　議員提出議案第１号		
赤嶺　　昇君	糸洲　朝則君			
西銘　純恵さん	比嘉　京子さん			
嶺井　　光君	新垣　安弘君			

第12　陳情平成24年第74号、同第76号の２、陳情第７号、第17号、第37号及び第83号（文教厚生委員長報告）
第13　陳情平成24年第159号（土木環境委員長報告）
第14　陳情第65号（米軍基地関係特別委員長報告）
第15　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案及び乙第２号議案
　乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第９号議案から乙第12号議案まで
　乙第９号議案　沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
　乙第10号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第11号議案　沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例
　乙第12号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第３　乙第４号議案から乙第８号議案まで
　乙第４号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
　乙第５号議案　沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例
乙第７号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例
乙第８号議案　薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第４　乙第13号議案
乙第13号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
日程第５　乙第14号議案及び乙第15号議案
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
日程第６　乙第22号議案から乙第24号議案まで
乙第22号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第23号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案　農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
日程第７　乙第16号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案
乙第16号議案　工事請負契約について
乙第17号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　財産の取得について
乙第20号議案　訴えの提起について
乙第21号議案　損害賠償請求控訴事件の和解について
乙第25号議案　県道の路線の認定及び廃止について
日程第８　甲第１号議案
甲第１号議案　平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
日程第９　甲第２号議案及び甲第４号議案
甲第２号議案　平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成26年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
日程第10　甲第３号議案及び甲第５号議案
甲第３号議案　平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
日程第11　所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書
日程第12　陳情平成24年第74号、同第76号の２、陳情第７号、第17号、第37号及び第83号
陳情平成24年第74号　沖縄県立図書館八重山分館の廃止決定に関する陳情
陳情平成24年第76号の２　瓦れきの広域処理の問題点を認識し、沖縄県独自の被災地支援ビジョン策定を求める陳情
陳情第７号　これからの勤労青年教育のあり方に関する陳情
陳情第17号　持続可能な22世紀に向けた沖縄のアジア太平洋地域拠点イニシアチブに関する陳情
陳情第37号　沖縄県立八重山病院における歯科口腔外科の開設を求める陳情
陳情第83号　「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情
日程第13　陳情平成24年第159号
陳情平成24年第159号　沖縄県赤瓦の使用促進に係る助成金制度の創設に関する陳情
日程第14　陳情第65号
陳情第65号　村立古堅小学校への米軍車両の無断侵入に関する陳情
日程第15　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（45名）

議　長	喜　納　昌　春　君	１　番	上　原　　章　君
副議長	翁　長　政　俊　君	２　番	砂　川　利　勝　君

3	番	具志堅	透	君	26	番	照屋守之	君
4	番	又吉清義		君	27	番	新垣良俊	君
6	番	儀間光秀		君	28	番	仲田弘毅	君
7	番	新田宜明		君	29	番	新垣安弘	君
8	番	仲村未央		さん	30	番	當間盛夫	君
9	番	玉城	満	君	31	番	照屋大河	君
10	番	西銘純恵		さん	32	番	狩俣信子	さん
11	番	比嘉京子		さん	33	番	赤嶺	昇 君
12	番	吉田勝廣		君	34	番	新垣清涼	君
13	番	島袋	大	君	37	番	金城	勉 君
14	番	中川京貴		君	38	番	糸洲朝則	君
16	番	座喜味一幸		君	40	番	浦崎唯昭	君
17	番	呉屋	宏	君	41	番	新垣哲司	君
18	番	仲宗根	悟	君	42	番	具志孝助	君
19	番	崎山嗣幸		君	43	番	新里米吉	君
20	番	山内末子		さん	44	番	髙嶺善伸	君
21	番	瑞慶覧	功	君	45	番	奥平一夫	君
22	番	渡久地	修	君	46	番	玉城義和	君
23	番	大城一馬		君	47	番	玉城ノブ子	さん
24	番	嶺井	光	君	48	番	嘉陽宗儀	君
25	番	前島明男		君				

欠　　員（３名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長		比嘉徳和		君	政務調査課長		大村浩三 君
次	長	知念正治		君	副参事		宮城 弘 君
議事課長		平田善則		君	主	幹	宮城 優 君
副参事兼課長補佐		勝連盛博		君	主	幹	天久庸隆 君
主	幹	佐久田	隆	君	主	幹	田代寛幸 君
主	査	川端七生		君			

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

10月３日、照屋守之君から発言取り消しの申し出がありました。

次に、昨日、呉屋宏君外11人から、議員提出議案第１号「所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書」の提出がありました。

次に、10月２日の会議において設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に崎山嗣幸君、副委員長に儀間光秀君を互選したとの報告がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　この際、照屋守之君から発言を求められておりますので、これを許可します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　おはようございます。

議長のお許しをいただいて発言をさせていただきます。

今議会で一般質問中、発言内容に不適切な発言があり、議長に発言の取り消しと削除を申し入れ、おわび

を申し上げます。

私は、自分自身の意識の中で、琉球人や先住民の意識がなく、そのことを確認する意味で取り上げたわけでありますけれども、冒頭に申し上げましたように表現や発言に不適切さがあり、おわびを申し上げ、削除を申し出るものであります。

よろしくお願いします。

○大城　一馬君　議長。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　ただいま照屋守之議員から10月２日のみずからの一般質問の発言について、謝罪の発言がございました。

私どもは、この発言の内容について精査したいというふうに思っておりますので、暫時休憩を要求いたします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時44分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

この際、申し上げます。

議会は言論の府であり、自由闊達な議論が展開されることは、論をまたないところでありますが、一方、県民の負託を受けた議員の発言は、議会の品位を重んじ権威を保持すべきことが求められております。特に人種や個人のプライバシー等にかかわる発言については十分留意するよう、議長として注意を喚起いたします。

この際、お諮りいたします。

照屋守之君から、10月２日の会議における発言について、お手元に配付の発言取り消し申し出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、照屋守之君からの発言取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後１時20分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

日程第１　乙第１号議案及び乙第２号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました乙第１号議案及び乙第２号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、早期退職募集制度を導入するとともに、定年前早期退職特例措置の内容を拡充する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、定年前に退職する意思を有する職員の募集について、新たに早期退職募集制度を導入するため、必要な事項を定める。

２点目に、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額にかかる特例について、定年前15年以内に退職する勤続20年以上の職員を対象とし、定年前１年につき、退職手当の基本給を３％割り増すこととするものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正による効果は余り期待できないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、平成25年度の勧奨退職の例で算定すると、平均で74万円、最大で140万円退職金がふえることになる方もいることから、それだけのインセンティブによる効果はあると考えているとの答弁がありました。

次に、学校現場は精神的に非常にきついことから、教職員の早期退職者が特に多いと聞いているがどうかとの質疑がありました。

これに対し、教育委員会の勧奨退職者の数は、平成22年度が103名、平成23年度が85名、平成24年度が88名、平成25年度が62名と減少傾向にある。また、平成25年度の勧奨退職者の数が、知事部局の職員数約4000名に対し16名、教育委員会の職員数約１万7000名に対し62名となっており、教育委員会だけに特有な事情があるとは見ていないとの答弁がありました。

そのほか、勧奨退職者の推移等について質疑がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、手数料の名称及び金額等を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目に、根拠法等の題名を改めること、２点目に、手数料の名称及び金額を改めること、３点目に、医療機器の製造販売業・製造業について、医薬品等と区分して規定すること、４点目に、再生医療等製品販売業・製造販売業について、新たに手数料を設定するものであり、施行期日は平成26年11月25日とするとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案及び乙第２号議案の条例議案２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案及び乙第２号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案及び乙第２号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第２　乙第９号議案から乙第12号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

―――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました乙第９号議案から乙第12号議案までの条例議案４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第９号議案「沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」は、分担金徴収の対象となる事業の名称変更、廃止された事業の削除及び新たに対象となった事業の追加を行う必要があるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、国の事業再編等により、条例に規定する事業種別の改廃及び比率の変更を行い、ため池等整備事業及び農業基盤整備促進事業を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、分担金の比率が変更となる理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、国の補助率が５％上がった分、地元負担は少なくなっているとの答弁がありました。

次に、国の負担分が下がった場合、地元負担がふえることになるのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでそういう事例はないが、国の負担分が下がった場合にどうするのかは議論しなくてはいけない。その前に、国の補助率が下がることのないよう処置すべきものと考えているとの答弁がありました。

次に、離島に関するかさ上げ分はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、条例における地元負担の比率は上限値であり、離島については、県のかさ上げ分をさらに差し引いた比率が規則で定められているとの答弁がありました。

次に、行政改革や財源の問題等により、地元負担をふやす動きがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、前回までの行政改革プランの中で負担金等の見直しは十分検討を行ったため、新たな行政改革においては取り上げないものと理解しているとの答弁がありました。

そのほか、国の負担率見直しの理由、水利施設整備事業に関する離島の分担金比率、通作条件整備事業における道路整備内容、僻地の取り扱いなどについて質疑がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内に新たな賃貸工場を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、うるま地区内賃貸工場のうち、1500平方メートルタイプ、２区画分割型を３棟整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例」は、県内における情報通信産業及びこれと関連性が高い産業の振興に資するため、沖縄情報通信センターを公の施設として設置するとともに、その管理に関し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものである。

主な内容は、うるま市内に、クラウドコンピューティング技術を活用した大規模災害にも対応可能な次世代型データセンターの整備を進めており、その施設の設置・位置、施設の管理及び業務、指定管理者の指定、使用料等について定めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠等を定める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、新たな企業集積施設３号棟の使用料の徴収根拠等を定めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、民間が整備を行い、それを県が借り上げ、ＩＴ関係事業者に貸すという仕組みに途中から変更になったが、そのメリットは何かとの質疑がありました。

これに対し、民間の資金を活用できること、早期に整備が進められること、ある程度は入居企業の希望を聞きながら施設整備ができることの３つがメリットであり、この手法による整備は３棟目であるとの答弁がありました。

次に、ＩＴ津梁パークへの投入金額、ＩＴ津梁パーク内の正規雇用と非正規雇用の人数と割合はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、投入された民間資金については、１号棟から３号棟までで30億4500万円である。雇用については、８月末現在で企業数20社、雇用者数が1502人で、そのうち正規雇用が290人、非正規雇用が1212人、正規率が19.3％であるとの答弁がありました。

次に、２号棟は８月に供用開始予定だったが、入居状況はどうなっているか、また、今回の３号棟の入居予定はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、２号棟については８月に落成式を行ったが、１階1000平方メートルの３階建てで、全てＮＴＴデータが借り上げの形で入居している。３号棟については１フロアにつき１社で、３社が入居予定であるとの答弁がありました。

次に、今後の企業集積に関するビジョンはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、３号棟の後ろにも10ヘクタールほどの土地があるので、同様のスキームで迅速に企業を集積するために整備していきたいとの答弁がありました。

そのほか、整備から運用までの手法、正規雇用促進の要請、雇用者のスキルアップ、県が借り上げる手法のリスク、全国へのＰＲなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、乙第10号議案及び乙第12号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第10号議案及び乙第12号議案の２件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第９号議案及び乙第11号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後１時34分休憩

午後１時34分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより乙第９号議案から乙第12号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第９号議案及び乙第11号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第９号議案及び乙第11号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　次に、乙第10号議案及び乙第12号議案の２件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、乙第10号議案及び乙第12号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第３　乙第４号議案から乙第８号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

―――――――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　皆さん、こんにちは。

それではただいま議題となりました乙第４号議案から乙第８号議案までの条例議案５件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長及び保健医療部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第４号議案と乙第５号議案は、関連するので一括して審査を行いました。

乙第４号議案「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、幼保連携型認定こども園の整備及び運営に関する基準を定める必要があるため条例を制定するものである。

主な内容は、基本的に国が定める基準のとおり県の基準を定めるものであるが、乳児室の面積基準を引き上げる等の県独自の基準を設けるものであるとの説明がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を改正する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を別途条例で定めることから、本条例のうち、幼保連携型認定こども園に関する規定の削除等をするものであるとの説明がありました。

本案２件に関し、子ども・子育て関連３法の改正に伴っての条例改正であるとのことだが、子ども・子育て関連３法の改正は、子育てのレベルをアップしていこうという目的で改正されるのかとの質疑がありました。

これに対し、子ども子育て支援制度の趣旨自体が全ての子供たちの健やかな成長であり、幼児教育と保育と子育て支援を総合的に提供していくため、それを社会全体で支えていくという理念のもとに制度がつくられており、今回の改正もそれに向けた一つの作業であるとの答弁がありました。

次に、消費税率が10％に引き上げられないと、恒久財源が確保できないので条例が施行できないこともあり得るのかとの質疑がありました。

これに対し、確かに消費税率10％での7000億円の財源を見込んだ仕組みになっている。国からは平成27年度４月をめどに実施をしたいということで、県・市町村に対して話が来ているとの答弁がありました。

次に、保育所から認定こども園へ移行する場合の課題はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、認定こども園になると直接契約になるので、そのあたりの事務負担が生じてくると考えているとの答弁がありました。

そのほか、認可保育園の件数、認定こども園へ移行するかどうかの意向調査、食育の計画の作成、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の資格などについて質疑がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、子ども・子育て関連３法の公布に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、本県における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めた条例を改正する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、保育所において、施設の目的及び運営方針や、提供する保育の内容等施設の運営についての重要事項に関する規程を定めること等を規定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、「保育の実施」を「保育の提供」に改める理由について質疑がありました。

これに対し、ここで保育の実施が保育の提供に改められているのは、保育所での保育の実施に加えて、その他の取り組みも含めた上での表現にするための改正ということで、国の基準で保育の提供という言葉に改められていることに合わせての改正であるとの答弁がありました。

次に、乳児室の１人当たり面積を3.3平米にする際の修繕費などの費用についてはどう考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、既存施設が新たな基準に対応するための支援として、安心子ども基金を活用した修繕費や、県の待機児童解消基金による交付金を活用してもらうことを想定しているとの答弁がありました。

そのほか、児童福祉法第24条との関係、県の支援策の周知などについて質疑がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例」は、本県の北部地域及び離島における医師の確保を目的として、沖縄県北部地域及び緊急医師確保対策基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものである。

主な内容は、本県の北部地域及び離島における医師不足の解消を目的として、県が緊急に実施する事業の費用並びに市町村及び一部事務組合が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため基金を設置するものである。積み立て後は、従来の制度では手当てができない北部地域及び離島の医師確保に資する事業の財源として活用することとしているとの説明がありました。

本案に関し、何名の医師確保が必要なのかとの質疑がありました。

これに対し、県立北部病院、県立八重山病院で医師不足は５名となっており、これとあわせて今後安定的な医療提供体制の維持のためには、27名の医師確保が必要だと考えているとの答弁がありました。

次に、緊急的な医師確保のためにどうするのかとの質疑がありました。

これに対し、20億円のうち、約半分程度は北部地域及び離島医療研究事業という形で想定しており、その中身は県外の大学へ地域医療に関する研究を依頼し、必要な医師を提供してもらうものであるとの答弁がありました。

次に、医師の定着のためにどうするのかとの質疑がありました。

これに対し、地域で産科医が十分であれば、県立病院としての負担が減るということもあるので、市町村が地域で開業を希望する産科医に助成するのであれば、県も一部を出すというスキームを考えているとの答弁がありました。

次に、５カ年の事業期間の後、安定的な診療体制を続けていくためにはどのようなことが必要だと思うかとの質疑がありました。

これに対し、もし５カ年でできなかった場合、そのときに一旦検証して、再度また事業をやるということも念頭にある。もう一つ、琉球大学に地域枠の学生がおり、彼らが出てくると医師を提供する仕組みがある程度回るので、それも含めて頑張っていくとの答弁がありました。

そのほか、ドクタープール制度の拡充、北部医療圏から中部病院に緊急搬送された件数、大学からの派遣にかかる費用などについて質疑がありました。

次に、乙第８号議案「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、薬事法等の一部を改正する法律の施行により、関係条例の規定を整理する必要があることから条例を制定するものである。

主な内容は、沖縄県薬事審議会設置条例、沖縄県の事務処理の特例に関する条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例及び沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、根拠法の題名等を改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、薬事法の改正された背景はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、国民が受ける医療の質の向上を図るため革新的な医薬品、医療機器等の創出や再生医療の研究開発及び実用化を促進していくことが喫緊の課題となっている。あわせて、医薬品等による健康被害の再発防止のため安全対策の強化が求められた。このような状況を踏まえて、再生医療の迅速な実現を図るとともに、医療機器等の開発スピードを引き上げるため薬事法が今般改正されたとの答弁がありました。

次に、国外の医薬品の承認が加速されていくとのことだが、よい方向に向かっているのかどうかとの質疑がありました。

これに対し、今まで医薬品の承認に早くても５年程度かかっていたが、適切な医療を行うために、国としてはおおむね２年をめどに承認をしていきたい状況だと思うとの答弁がありました。

そのほか、賃貸業を貸与業に改める理由、営業所管理者を医薬品営業所管理者に改める理由などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、乙第４号議案及び乙第５号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第４号議案及び乙第５号議案については、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第６号議案から乙第８号議案までは、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第４号議案及び乙第５号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党県議団を代表して、保育園と保護者が直接入所契約を行うようにするための議案、乙第４号議案「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」、乙第５号議案「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」に反対する討論を一括して行います。

反対の理由の一つは、自治体の責任の及ばない認定保育園を設置するための条例案となっていることです。

これまで自民・公明政権は、深刻化する待機児童問題で、認可保育所の増設ではなく、定員以上の子供の詰め込みをする規制緩和を行ってきました。子ども・子育て関連３法による新制度によって、さらに保育に対する国や自治体の責任を大幅に後退・縮小させて、保育を営利化・産業化する公的保育制度の大改悪を2015年度に施行しようとしています。新制度は、株式会社の参入を促進する待機児童解消加速化プランの着実な実施をうたっています。

沖縄県では、全県にある92カ所の公立保育所を４年後までに４分の１となる23カ所を廃止する計画となっています。沖縄市では８カ所から５カ所減らして３カ所にする計画です。沖縄県内でも保育所経営を狙う株式会社の動きが危惧されています。自治体の公的保育の責任を後退させる公立保育所の廃止に県が歯どめをかけるべきです。

認定園や地域型保育給付対象４事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）については、市町村は保育の必要性と必要な保育時間を認定するだけであって、施設と保護者との直接契約にして市町村の責任は及ばないようになります。

委員会質疑で、保育所は従来どおり市町村が保育実施義務を負います。ところが、保育所から幼保連携型認定こども園になると、園と保護者との直接契約になることが明らかになりました。入所希望者が定員より多数になると、認定こども園が入所を決める、公正な方法で選考するという答弁ですが、市町村や県は選考に関与することはできません。

過去に保育料を滞納した家庭、所得階層が低い家庭は保育料の徴収が困難となる可能性が高いと判断すれば、認定こども園は、保育料の徴収がやりやすい家庭の子を入園させることになるのではないか危惧されます。

２点目は、現行の保育制度は、入所や利用の仕組みは市町村が責任を負い、保育所には補助金が支給される補助方式となっています。新制度は、介護保険のような利用者補助による給付金方式と保護者の責任で利用する保育所と直接契約をする直接契約方式に変えられます。給付金方式で補助金を廃止し、使途の制限をなくして企業参入を促進し、現物給付としての市町村の保育実施義務をなくし保育の公的責任を縮小するものです。

３点目は、給食に外部搬入が認められるという問題です。食の安全や食育、児童福祉を大幅に後退させるものです。１つの園において、ゼロ歳から２歳までは園内での調理業務が行われ、３歳児以上に外部搬入による給食が可能となるというのも看過できません。

９月17日に開かれた国の「子ども･子育て会議」で、来年４月から実施予定の新制度で全国８割近い保育園が新制度に移行せず、幼保連携型認定こども園では11％が認定の返上を考えていることが全国の意向調査結果で示されました。

５月に公定価格の仮単価が示されて以来、新制度で「拡充する」とされてきた認定こども園は、財源不足から優遇策がとられないため、逆に補助金が減額される施設が生まれています。

最後に、新制度は消費税10％の増税を財源にしながら公的保育制度の大改悪をするもので、到底認めることはできません。

よって、新制度を実行するための乙第４号議案、同第５号議案に反対の討論といたします。

○議長（喜納昌春君）　又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉　清義君　乙第４号議案「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び乙第５号議案「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して賛成の立場から討論を行います。

乙第４号議案は、「認定こども園法」の一部が改正されることに伴い、新たに創設された「幼保連携型認定こども園」の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、また、乙第５号議案は、「幼保連携型認定こども園」以外の認定こども園の認定の要件を改めるものであります。

認定こども園は、就学前の子供に対し教育及び保育を一体的に提供するとともに、全ての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談活動を行う等子育て支援を実施する施設であります。

原則として、教育・保育に従事する者については、幼稚園教諭免許及び保育士資格を有すること、保育室等の面積及び職員配置に係る基準については、幼稚園と保育所の基準のいずれも満たすこととなっております。

さらに、認定こども園を利用する場合は、認定こども園と利用者の直接契約となりますが、認定こども園に対して、利用の申し込みがあった場合の応諾や公正な方法による選考が義務づけられており、また、保育の必要度が高い子供が優先的に保育を受けることができるよう市町村が関与できる仕組みが設けられております。

このように、認定こども園は、教育・保育の質が確保されるとともに、市町村の関与のもと、利用者が適切に教育・保育を受けることができる施設となっております。

加えて、平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」に向けて、市町村は、地域の教育･保育ニーズの見込みや確保策等に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めており、その中で、幼稚園、保育所と並び認定こども園を確保策の一つとして位置づけることが考えられます。

また、認定こども園の整備を検討している事業者が適切に認可・認定の申請準備を行うため、県は、認定こども園の認可・認定の基準を整備しなければなりません。

以上のことから、市町村の計画策定や事業者への周知が適切に行われ、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行が図られるよう、乙第４号議案及び乙第５号議案において提案した条例を定める必要があると考えます。

議員各位におかれましては､何とぞ御理解いただき、議案原案に賛成いただきますようよろしくお願い申し上げ、賛成討論といたします。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後１時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより乙第４号議案から乙第８号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第６号議案から乙第８号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案から乙第８号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、乙第４号議案及び乙第５号議案の２件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、乙第４号議案及び乙第５号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第４　乙第13号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君）　こんにちは。

ただいま議題となりました乙第13号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第13号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」は、沖縄県総合運動公園等の整備に伴い、有料公園施設を追加するとともに、有料公園施設の供用日及び供用時間、利用料金の基準額を定める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、新たな有料公園施設を定め、それらの供用日及び供用時間、利用料金の基準額を定めること、空調機等の整備に伴い、電力料金の実費相当額の徴収を規則に定めること等であるとの説明がありました。

本案に関し、県総合運動公園陸上競技場は県民の健康づくりに寄与する施設であると考えるが、子供たちや学生が利用するには利用料金が高過ぎないか、また、高齢者の減免措置についてどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、学生が陸上競技場を個人で利用する場合は、１人１回につき180円という料金設定になっている。学生が団体で専用利用する場合には、９時から13時で１万480円という料金設定になっているが、専用利用料金については、減免措置の制度があり、免除や５割減額で利用できることになっている。高齢者の減免措置については、まず、奥武山公園の多目的広場で試験的に実施したいと考えており、多目的広場での利用実績を見ながら、高齢者の減免措置をどの公園に広げていくのか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、県総合運動公園陸上競技場は、チャリティーなど収益につながらない利用もあると思うが、この場合、利用料金の減免は可能かとの質疑がありました。

これに対し、基本的に国及び地方公共団体が共催するものについては減免措置の制度がある。チャリティーなどについても減免は可能であるとの答弁がありました。

次に、県総合運動公園陸上競技場はサッカーＪ２の公式戦で利用できるように改修したとのことであるが、年間何試合の公式戦が行われる予定なのか、また、１試合当たり何名の観客動員を見込んでいて、どのようなプラス要因があると考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、Ｊ２の公式戦は年間21試合を予定しており、21試合開催されると利用料金収入が年間1420万円ほどふえると見込んでいる。１試合当たりの観客数は推計していないが、今回の改修で観客席を１万席確保しているので、観客の動員については、文化観光スポーツ部とも連携して、なるべく多くの方に来ていただくように取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか、Ｊ２公式戦の採算の見通し、県総合運動公園の植栽を伐採した理由などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、乙第13号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第13号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時５分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより乙第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第５　乙第14号議案及び乙第15号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました乙第14号議案及び乙第15号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案「工事請負契約について」は、沖縄県総合行政通信ネットワーク整備工事に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額は63億8280万円で、契約の相手方は、ＮＥＣ・沖電工・興洋電子特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、災害時における住民へのお知らせが機能しないとの問題がよく指摘されているが、市町村との連携は万全な体制がとれているのかとの質疑がありました。

これに対し、県の総合防災訓練に合わせて通信訓練を実施しているが、日常的な訓練がなされてない部分はある。いつでも使える体制を整えるためにも防災危機管理課と連携し、定期的な訓練等を実施していきたいとの答弁がありました。

次に、金額からすると国際入札になると思うが、入札の状況はどうだったのかとの質疑がありました。

これに対し、総合行政通信ネットワーク整備工事の入札には２ＪＶの応募があり、59億1000万円で入札したＮＥＣ・沖電工・興洋電子ＪＶが落札した。なお、39億9000万円で入札した一方のＪＶについては、低入札調査基準価格を下回ったことから、品質確保の実効性、施工体制の確実性について追加調査を行った結果、基準審査委員会において本事業の遂行は厳しいとの判断で落札者とはならなかったとの答弁がありました。

そのほか、ネットワークの規模、既存設備の設置時期、外国企業の入札参加状況、落札者を決定した理由などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「工事請負契約について」は、離島地区海底光ケーブル等整備工事に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額は81億4968万円で、契約の相手方は、西日本電信電話株式会社沖縄支店であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の離島地区海底光ケーブル等整備工事によってどういうメリットがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、光ファイバーを太くすることによって通信速度が約400倍になるとともに、企業に対する回線の提供が可能になった。また、今回の整備で回線が二重化されており、地震、台風等の災害や機器の障害に強い情報通信基盤が構築できたとの答弁がありました。

そのほか、離島の陸上部における施設整備の状況、今後の整備計画、光ケーブルでつなぐことによる地方交付税算定の対象となる可能性などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第14号議案及び乙第15号議案の議決議案２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案及び乙第15号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案及び乙第15号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君） 日程第６　乙第22号議案から乙第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君） ただいま議題とな

りました乙第22号議案から乙第24号議案までの議決議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第22号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営土地改良事業に係る市町村負担金について、土地改良法第91条第６項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、事業費全体は96億7507万3000円で、そのうち、徴収することとなる17市町村84地区分の負担金総額は４億9549万7350円であるとの説明がありました。

次に、乙第23号議案「水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、水質保全対策事業に係る市町村負担金について、地方財政法第27条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、事業費全体は６億8500万円で、そのうち、徴収することとなる５市町村７地区分の負担金総額は7525万円であるとの説明がありました。

本案に関し、平成５年から22年までは国と県だけで負担していたが、赤土流出との関連で勾配の修正のため市町村にも負担させるようになったことに対しては、当時、石垣市から問題提起があったのではないかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業の着手から約20年が経過する中で、行政改革プランや包括外部監査等で指摘を受け、県全体の負担金について見直しを求められたため、市町村との協議を行い、理解していただいたとの答弁がありました。

次に、石垣市の土地改良事業については、他の地区と比べて勾配の問題で特別な事情があったのかとの質疑がありました。

これに対し、石垣市が特別ということはない、国営事業が入っていたので、たまたま石垣市で整備するのが早かっただけであるとの答弁がありました。

次に、糸満第４地区は従来から冠水被害が続いている地域であるが、４基の沈砂池をつくることによって冠水被害は解消されるのかとの質疑がありました。

これに対し、４基、合計11万トンの池をつくれば、現在想定している10年に１度ぐらいの大雨でも対応できると理解しているとの答弁がありました。

次に、沖縄は台風の常襲地域で、急勾配の地域など赤土保全対策上、緊急に対策を講じなければならないところがたくさんあるので、以前と同様に、県が可能な限り責任を負うべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、協議によって県と市町村が一緒になって赤土問題を改善していくことになったとともに、この事業は特別交付税の算定要件であるため還元されるので、全て市町村負担になるわけではないと理解しているとの答弁がありました。

次に、事業は必要なのに地元負担があるため市町村が遠慮することにつながっているのではないかとの質疑がありました。

これに対し、赤土対策については高い意識を持っており、市町村から負担が厳しいので待ってほしいという話は聞いていないとの答弁がありました。

次に、この事業は沖縄独自のものかとの質疑がありました。

これに対し、基本的には全国を対象としているが、特殊土壌を持つということで、実質的には沖縄本島を中心に、奄美諸島まで含めた独自性の高い事業であるとの答弁がありました。

次に、糸満第４地区は、地下ダムができたから排水不良になったのかとの質疑がありました。

これに対し、地下ダムによる影響で冠水しているという明確な事実はなく、そのような認識は持っていないとの答弁がありました。

そのほか、糸満第４地区における具体的な事業内容、かんがい排水事業の徹底、降雨強度の見直しなどについて質疑がありました。

次に、乙第24号議案「農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、農業基盤整備促進事業に係る市町村負担金について、地方財政法第27条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、事業費全体は3620万円で、そのうち、徴収することとなるうるま市の負担金額は30万円、糸満市の負担金額は250万円、南城市の負担金額は82万円となっており、３市の負担総額は362万円で負担率は10％、これらについては３市の同意を得ているとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第22号議案から乙第24号議案までについては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終

わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第22号議案から乙第24号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案から乙第24号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第７　乙第16号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君）　ただいま議題となりました乙第16号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案の議決議案７件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第16号議案「工事請負契約について」は、国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工Ｐ３からＡ２）の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、新本部大橋の橋脚Ｐ３、橋脚Ｐ４、橋台Ａ２区間の上部工となる延長136メートルの鋼床版箱桁を製作、架設する工事で、契約金額は10億7784万円、契約の相手方は横河ブリッジ、宇部興産機械、福地組の３社で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、総合評価落札方式に関する評価調書で、無効となっている入札者がいるが、理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、この入札者の入札金額が低入札調査基準価格を下回ったことから、低入札価格調査を実施する必要があり、入札者に追加資料を求めたところ、辞退するという返事をもらったことから無効と記載しているとの答弁がありました。

次に、乙第17号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成26年第２回沖縄県議会で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、伊良部大橋橋梁整備第８期工事（上部工その10）について、建設労働者の労務単価が増加したことに伴い、建設工事請負契約書第25条第６項の規定に基づき請負金額の変更請求が受注者からあり、適切と認められることから、契約金額を3389万4724円増額し、18億7537万3560円に変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、当該工事の工期と労務単価の変更はいつから適用されるのかとの質疑がありました。

これに対し、工期は平成25年３月１日から平成26年10月31日までの合計20カ月で、平成26年６月１日以降の工事について労務単価を変更するとの答弁がありました。

次に、インフレーションにより労務費が上がっているとのことだが、何を指標として労務費が上がっていると判断したのかとの質疑がありました。

これに対し、積算に用いる労務単価で橋梁世話役という単価があるが、これの平成24年10月時点の単価は２万4900円であった。しかし、労務単価の変更を協議した平成26年４月時点では２万9300円、額にして4400円、率にして17.7％の増加となっていることから、これらをもとに判断したとの答弁がありました。

そのほか、離島の工事単価設定の考え方、伊良部大橋橋梁整備工事事業の総事業費などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案及び乙第19号議案の「財産の取得について」の２件は、久米島空港、粟国空港及び波照間空港に配備する空港用化学消防車を購入するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、久米島空港に配備する１万リットル級の空港用化学消防車１台を9612万円で購入するものであり、契約の相手方は帝國繊維株式会社である。また、粟国空港及び波照間空港に配備する1500リットル級の空港用化学消防車２台を4944万2400円で購入するものであり、契約の相手方は株式会社オカノであるとの説

明がありました。

本案に関し、これまで配備していた消防車はどうなるのか、どこか別の場所で活用することはないのかとの質疑がありました。

これに対し、耐用年数を超えた消防車はこれまで廃棄処分にしている。再利用については、県の空港はほとんどが離島空港であり運搬費用がかかることから、トータルコストを考えるとなかなか受け入れてくれるところがないというのが実情であるとの答弁がありました。

次に、空港用化学消防車は、空港以外では使えないのか、地元で起こった火災等が広がらないようにするため、空港以外でも使用できる基準を定めたほうがいいのではないかとの質疑がありました。

これに対し、原則としては空港内での使用となっている。１万リットル級であれば公道を走れないことになっているが、1500リットル級や5000リットル級では公道を走れることになるので、緊急時の使用については、地元の市町村長と協議していきたいとの答弁がありました。

そのほか、空港用化学消防車の性能、空港用化学消防車と一般の消防車との違いなどについて質疑がありました。

次に、乙第20号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

訴えの主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、これまでに家賃を免除した事例がないのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、生活保護受給者が病気等による入院のため住居扶助を停止された場合には全額免除ができる規定を設けていれば全額免除ができるが、いずれも該当する事例がないことから、実績はゼロとなっているとの答弁がありました。

次に、転居先がないにもかかわらず強制執行になった事例を聞くが、県は把握しているのか、また、強制執行に県は立ち会っているのかとの質疑がありました。

これに対し、強制執行は裁判所の執行官が実施しているが、その場合には県も立ち会っている。また、強制執行の前には債務者のところへ行って、福祉事務所に行きましたかと聞いたり、実家などの転居先を確認している。福祉事務所や実家、連帯保証人とも連携しながら、転居先を確保した上で強制執行を実施しているとの説明がありました。

次に、現在の県営住宅の空き家戸数は何戸かとの質疑がありました。

これに対し、平成25年度末で554戸の空き家がある。554戸には県営住宅建てかえのために現在住んでいる方の一時転居先として政策的に空き家としている257戸が含まれており、実際に空き家ということで入居できるものは297戸であるとの説明がありました。

次に、空き家の抽選に当たっても前の入居者が修繕費未納で修繕ができないことから提供されない事例があるが、抽選に当たっても入居できないのは不公平ではないか、退去者に修繕費を請求することと、県で修繕をして早目に入居できるようにすることは別に考えたほうがいいと思うがどうかとの質疑がありました。

これに対し、空き家募集の競争率は昨年も16倍ぐらいで、公営住宅に入居したいという方は本当にたくさんいる。一方で、退去した方が修繕費を払わない状況もあり、修繕をしないと空き家募集に当たった方にも提供できないという状況もある。修繕費は当然払ってもらわなければならないが、その修繕費を前の入居者から取るという話と、修繕をして新たな方に入居してもらうということは分けて考えることも必要だろうと思う。予算措置や指定管理者の問題などもあるが、ぜひそれを分けて考えて、退去したら早目に入居できるように考えたい。空き家の抽選に当たっても入居できないということが起こらないように、いい方法を考えてみたいとの答弁がありました。

そのほか、免除規定を設けた趣旨、強制執行に至った事例の家族構成などについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「損害賠償請求控訴事件の和解について」は、係争中の訴訟事件について和解をするため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事件の概要は、入札談合により公正取引委員会から処分を受けた企業に対し、県が違約金、損害賠償金を求め、訴えを提起し、勝訴判決を受けた後、判決を不服とし、控訴を提起した１社について、裁判所から和解の勧告がなされたものである。

和解の主な内容は、訴訟人は県に対し和解金として2425万8003円を支払うものであるとの説明がありました。

本案に関し、当該入札談合問題に関し、県が請求した損害賠償金の総額は幾らか、また、今回の事案で

100％解決することになるのかとの質疑がありました。

これに対し、県が請求した損害賠償金の総額は101億2000万円で、今回の和解で今後訴訟はないものと考えているとの答弁がありました。

次に、損害賠償請求の対象となった企業は何社かとの質疑がありました。

これに対し、知事部局で140の企業が対象となっている。そのうち、調停成立企業が125社、未処理企業が３社、破産等の企業が８社、訴訟対応企業が今回の和解の企業も含めて４社となっているとの答弁がありました。

そのほか、損害賠償金の回収見込みなどについて質疑がありました。

次に、乙第25号議案「県道の路線の認定及び廃止について」は、県道の路線を認定及び廃止するため、道路法第７条第２項及び第10条第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、モノレール旭橋駅周辺地区第１種市街地再開発事業により那覇バスターミナルの交通結節機能が強化されることから、増加が予想される交通需要に対応するため、接続道路の機能拡充により那覇バスターミナルへのアクセス性向上を図る必要があり、このため、那覇市真地の真地交差点を起点、国道58号松山交差点を終点としている真地久茂地線の終点を、国道330号旭町交差点に変更するものである。また、これに伴い路線名を真地久茂地線から真地泉崎線に変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県道の認定により与儀交差点地域の交通渋滞は緩和されるのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、与儀交差点から那覇高校前交差点について改修工事を行っており、この改修事業により交通渋滞は緩和されるものと考えているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、乙第20号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第20号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第16号議案から乙第19号議案まで、乙第21号議案及び乙第25号議案の６件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第20号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　私は、日本共産党県議団を代表し、議題になっています乙第20号議案「訴えの提起について」の反対討論を行います。

この議案は、県営住宅の家賃の長期の滞納者104世帯に対して、県営住宅を明け渡せというものです。裁判の請求の趣旨は、１、県営住宅を明け渡せ、２、未納家賃と明け渡すまでの期間について「近傍同種の住宅の家賃の２倍に相当する額」の損害賠償金を支払えというものです。

議案は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している別表の入居者に対して、家賃を納入するよう再三にわたって請求してきたが、これに応じないので提訴したとなっています。

なぜ、こんなに家賃の長期滞納者が多いのか実態を明らかにする必要があります。

裁判に訴える以上は、個々の滞納者の生活実態について詳しく調査を行い、どのような督促の努力をしてきたのか、議会へ報告すべきです。

県は「入居者の事情について把握するよう努めており」と説明していますが、具体的に詳しい内容の説明を求めても十分ではありません。住宅を追い出されるということは、まさに死活問題でもあります。それだけに慎重な対応が求められます。

なぜ繰り返して家賃滞納問題で法的措置をとらなければならないのか、県議会としても実態の調査・分析を行い、必要な対策を検討すべきだと考えます。

滞納者が多いその理由の１つは、全国一高い失業率が考えられます。働きたいのに仕事がない、家賃が支払いできないという生活困窮者はますますふえるばかりです。貧困と格差は深刻になるばかりです。そういう厳しい経済状況の中で、家賃の支払いができないために県営住宅を追い出されたら、それこそ重大問題です。さらに、未納家賃と明け渡すまでの期間について「近傍同種の住宅の家賃の２倍に相当する額」の損害賠償金を支払えというのは余りにも酷であります。

これまでに既に35件が立ち退きの強制執行をされ、住居を奪われています。もともと県営住宅は、低所得

者の居住権を保障する制度です。そういう低所得者が安い県営住宅を追い出されて、高い民間のアパートに住めるはずがありません。このような強制退去は、憲法や公営住宅法の精神からも認められないものであります。

そもそも憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と個人の生存権を確認し、さらに「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。

公営住宅法は、これを受けて第１条に「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸」することにより、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と宣言し、低所得者の住宅難の解消を図るため、公営住宅の供給を国の施策として確立することを企図したものであります。また、同法第３条では、「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。」と供給責任を明確にしています。そして、同法16条で「家賃を減免することができる。」ことが明記されています。これまで、県は、この家賃の減免措置の制度の適用をしてきていますが、救済するにはまだまだ不十分です。同法19条では、「特別の事情がある場合」には家賃等の徴収猶予をすることができることをうたっています。ところが、これまでこの制度の活用がなされていません。この制度も最大限に活用を図るべきです。

家賃滞納者の多くが、沖縄の戦後69年にわたる日米両政府による軍事的・植民地的支配の広い意味での犠牲者という側面もあります。多くの矛盾が生活困窮者にのしかかっています。それだけに地方自治体がそれこそ救いの手を差し伸べるべきです。

本県議会は、家賃滞納者の救済のために「家賃の免除制度」を実施するように附帯決議を行っています。ところが、昨年６月に県営住宅入居者の家賃免除規定が一度も適用されていない事実が明らかになりました。社会的弱者に冷たい仕打ちをしている県政が浮き彫りになった議案でした。

生存権を保障するために、基本的には全ての住民に住宅は保障されるべきであります。憲法第13条は、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重をうたっています。住宅を追い出されるのは人間の尊厳を踏みにじるものであり、まさに屈辱的な仕打ちをするものだと思います。

したがって、県は、憲法や公営住宅法の精神で減免や徴収猶予など、家賃滞納者の救済のためにもっと努力すべきです。県営住宅を家賃も支払いできないで追い出された母子世帯の家族が、住む家を捜し回ってさまよい歩く姿を考えただけでも胸が痛みます。「家賃の免除制度」の適用で何とかならないのか、もう一度検討すべきだと考えます。そのことを申し上げて討論とします。

○議長（喜納昌春君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後２時47分休憩

午後２時47分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより乙第16号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第16号議案から乙第19号議案まで、乙第21号議案及び乙第25号議案の６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案から乙第19号議案まで、乙第21号議案及び乙第25号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、乙第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、乙第20号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　日程第８　甲第１号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました甲第１号議案の予算議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）」は、災害復旧など、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について必要な予算を措置するものである。

補正予算の総額は、歳入及び歳出ともに105億5439万9000円で、これを既決予算額7239億2200万円に加えると、改予算額は7344億7639万9000円となる。

歳入の主な内容は、地方交付税の予算未計上分が11億8619万円、国庫支出金は災害復旧費のための国庫負担金及び沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金が36億5600万8000円、繰入金は沖縄県安心こども基金など４つの基金からの繰り入れが26億4833万1000円、県債は沖縄県衛生環境研究所の整備等のために10億7280万円を発行するものである。

歳出の主な項目は、沖縄振興特別推進交付金事業の町村裏負担分への財政支援に要する経費、安心こども基金への積み立てに要する経費、沖縄県衛生環境研究所の建てかえに要する経費、北部・離島地域における医師確保のための基金への積み立て等に要する経費、看護学校等の学生に対する修学資金の貸与に要する経費、台風８号で被災した治山施設や漁港等の復旧に要する経費、国際物流拠点施設の整備における資材や労務費の高騰に伴う経費の増及び追加工事に要する経費、粟国空港及び波照間空港のターミナルビルの整備並びに南北大東空港における夜間照明設備の整備に要する経費などであるとの説明がありました。

本案に関し、町村が実施する国庫補助事業等の裏負担として沖縄振興特別推進交付金が充当できるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興特別推進交付金交付要綱において、基本的には国庫補助事業等の地方負担分へ充当する事業へ同交付金を充てることはできないとなっているが、ただし、県の交付対象事業等で町村が行う交付対象事業等の町村負担分に対する支援は含まれないとなっていることから、町村の実施する国庫補助事業等の裏負担として充当できるとの答弁がありました。

次に、沖縄県振興特別推進交付金事業の町村裏負担分の財政支援に当たって、新たに５町村を選定した基準は何かとの質疑がありました。

これに対し、過疎地域の選定に当たっては、基地交付金及び調整交付金を含めた財政力指数を新たに算出し、町村会と協議を行い、全国の財政力指数の平均0.49を超えないところの５団体が選定されたとの答弁がありました。

次に、県内の河川及び急傾斜地等の危険箇所の件数はどれぐらいあるのか、また、その改修状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、県では50水系、75河川を２級河川として管理をしており、整備を要する河川は59カ所ある。そのうち、31河川についてはおおむね整備が完了しており、現在、25河川で整備を行っている。

また、県内には急傾斜地等の土砂災害危険箇所が1032カ所あり、そのうち保全人家が５戸以上ある684カ所について土砂災害防止対策工事を行うこととしている。平成25年度末の整備済み箇所は123カ所で、整備率18％である。なお、現在は10カ所で防止対策工事を実施しているところであるとの答弁がありました。

次に、グリーンニューディール基金制度を活用した事業にかわる、新たな海岸漂着物の回収処理に関する事業の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、平成25年度に設置した沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金を取り崩し、海岸管理者である土木建築部及び農林水産部に予算を分任し事業を進めている。また、グリーンニューディール基金事業とは違い、市町村が行う漂着物回収事業に対しても補助金を交付し事業を実施している。

なお、平成25年度回収の実績としては、海岸管理者が289.5トン、市町村が65.5トン及び普及啓発のために環境整備課で実施した回収分が18.4トンで合計373.4トンであるとの答弁がありました。

次に、医学臨床研修事業費の事業内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正は、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金へ20億円を積み立てるとともに、緊急に医師を確保する事業以外に、定着促進事業と技術力向上のための事業を考えている。

具体的には、県外の大学の医学部と直接調整を行い５年間でしっかり医師確保を行うとともに、医師定着のために地域医療の研究費用を県が負担することとしている。また、技術力向上のための研修等も考えてい

るとの答弁がありました。

次に、県内の自殺者の推移はどうなっているのか、また、自殺に関する電話相談をボランティアで行っている「沖縄いのちの電話」に対する予算の支援はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県における自殺者数は、平成21年度が406名、平成22年度が363名、平成23年度が387名、平成24年度が267名、平成25年度が278名と減少傾向にある。また、「沖縄いのちの電話」については、電話相談によって自殺予防に大きな役割を果たしていると認識している。県としては、平成21年度から自殺相談員の研修や「いのちの電話」の広報について予算の支援を行っており、今後も連携しながら必要な予算については、確保に努めたいとの答弁がありました。

次に、国際物流拠点施設の整備予算は、今回の補正予算も含めると約50億円となっている。本来、企業が立地するに当たっては、税制上の優遇措置等の環境整備をする中で、企業自体が負担する部分があってもいいのではないかと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、県内に企業を誘致するには、企業にとってのインセンティブや競争力を引き出すための着火剤として、施設整備などを行わなければ厳しいところがあると考える。ただ、県としては、将来の運営や税収のことなどを含めしっかりと管理する必要があるとの答弁がありました。

そのほか、沖縄振興特別推進交付金を裏負担として充当した場合の沖縄県の負担割合、北部及び離島の医師確保の取り組み、予備費の補正理由、病院現場における看護師不足の現状、県道の除草に関する予算措置状況、県営住宅の建設計画、警察車両の燃料費、子ども家庭企画費の結婚・妊娠等の支援に関する周知広報の目的などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第１号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第９　甲第２号議案及び甲第４号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

―――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　ただいま議題となりました甲第２号議案及び甲第４号議案の予算議案２件について、委員会における審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長及び病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第２号議案「平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第１号）」は、歳入歳出それぞれ1205万5000円を追加し、総額をそれぞれ１億7182万7000円にする。

主な内容として、母子父子寡婦福祉資金特別会計に父子福祉資金貸付事業を新設し、父子家庭に対する貸付金や貸付事務に要する経費を増額するものであるとの説明がありました。

本案に関し、母子父子寡婦福祉資金貸付金の連帯保証人の取り扱いについて、親が借り受け人となる場合、連帯保証人を立てなくても借り入れを行うことができる資金を教えてほしいとの質疑がありました。

これに対し、修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金の４つであるとの答弁がありました。

次に、貸付金の償還期間はどれぐらいか、延滞した場合の違約金も出るのかとの質疑がありました。

これに対し、貸付金は12種類あり、償還期間は資金ごとに違っており、短いものは大体５年程度で、一番長い期間は、据置期間経過後20年以内で償還することになっている。違約金については、年10.75％の利率で違約金が発生するとの答弁がありました。

次に、違約金の利率はどのように決められたのか、沖縄県独自で違約金の利率を落とすことはできないかとの質疑がありました。

これに対し、国の政令で全国統一の基準として定められているので、沖縄県独自の利率に設定するのは難しいが、現在でも滞納が発生した時点の利用者の生活状況を見て、非常に苦しい状況にある方の場合には違約金を免除することが認められており、そのようなルールに基づいて運用しているところであるとの答弁がありました。

そのほか、貸付金の償還率、資金種別ごとの滞納状況、違約金を免除されている方の割合、貸付申請の承認または不承認の状況についての質疑がありました。

甲第４号議案「平成26年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号)」は、まず、沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を活用して、第２条の収益的収入及び支出の予定額に関し、北部地域及び離島医療研究事業を実施するため212万円の補正増を行う。次に、第４条の他会計からの補助金に関し、一般会計からの補助金が212万円増額したことにより、559億1899万7000円に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、緊急に確保するべき医師が５名いると聞いているが、その確保の予定についてはどうかとの質疑がありました。

これに対し、この５名の内訳は、県立北部病院の産婦人科医の３名、県立八重山病院の脳外科医１名、眼科医１名である。今まで連携してきた大学に今後調整していきたいと考えているが、今のところ何人確保できるという確固たる見込みはついてないとの答弁がありました。

次に、北部病院の産婦人科医は緊急で３名確保するということであるが、定数上の不足数である４名を確保するべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、理想を言えば４名は必要であろうと考えているが、産婦人科医の医師確保の状況が厳しい中では、日常の標準的な診療体制を構築するにはまず３名だということで、そこを最低限の目標に動いている状況であるとの答弁がありました。

そのほか、12月補正の可能性などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第２号議案及び甲第４号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案及び甲第４号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案及び甲第４号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第10　甲第３号議案及び甲第５号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君）　ただいま議題となりました甲第３号議案及び甲第５号議案の予算議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第３号議案「平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号)」は、中城湾港新港地区の西埠頭において、港湾機能の強化を図るため1000平方メートルの上屋１棟を増設するものであるが、実施設計に際し、土質調査を実施したところ、想定していたより地盤が弱かったため、くい基礎が必要となったことから、工事請負費7700万円の増額補正を行うものであるとの説明がありました。

本案に対し、新港地区に整備している上屋は何棟か、また、利用状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、西埠頭に１棟、東埠頭に１棟の上屋を整備している。利用状況については、西埠頭の

上屋は満杯でスペースが足りないことから、外にコンテナを置いて､そこで仮の保管をしている状況である。東埠頭の上屋も満杯であるとの答弁がありました。

次に、東埠頭の貨物はどこから入ってくるのか、国際物流拠点産業集積地域うるま地区に立地する企業も利用しているのかとの質疑がありました。

これに対し、東埠頭の貨物は西埠頭で揚げて、そこから横持ちで東埠頭の上屋に入れている。貨物は鹿児島県から入ってくる貨物、久米島から入ってくる貨物といろいろあるが、新港地区に立地する企業の利用は余りないとの答弁がありました。

次に、西埠頭の取り扱い貨物の推移はどうなっているのか、また、今後の見通しはどうかとの質疑がありました。

これに対し、実証実験を始めた平成23年度の一航海当たりの取扱貨物量は226トンであったが、平成25年度は2050トンと約９倍にふえている。今後の見通しとしては、鹿児島航路は、船社が来年４月から定期運航すると発表しており、これまで以上に移出・移入を含めて貨物を集める努力が必要であると考えている。先島航路は、５月に完成した沖縄県飼料協業組合のサイロで年間３万1000トンの出荷計画があることから、それをベースカーゴとして先島に運んでいきたいと考えている。先島から載せる貨物も発生すると想定されるが、最低でも年間３万1000トンは出荷できるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、新港地区は埋立地域であり、地盤が弱いことは当初から予測できたのではないか、通常であれば、ボーリング調査をした上で設計をすると思うが、それをしなかったのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、直近で整備した東埠頭の上屋が地盤改良と直接基礎という工法でできたことから、予算要求時には西埠頭も同じ工法でできると考えていた。しかし、実施設計でボーリング調査を実施したところ、地盤が弱かったことからくいが必要になったものである。通常の補助事業であれば、予備設計をして、ある程度地盤を把握してから事業を実施するところであるが、今回は一括交付金を活用してすぐに実施設計を行うことになったことから、東埠頭の上屋と同じく地盤改良と直接基礎でできると見込んで予算要求をしたものであるとの答弁がありました。

次に、甲第５号議案「平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号)」は、老朽化した石川上間送水管の更新事業等において、複数年度にわたる工事等をふやすことにより早期の供用開始を図るため、導送水施設整備事業の債務負担行為限度額35億2254万2000円を59億7341万5000円に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、債務負担行為限度額を35億円余りから59億円余りにふやしているが、当初で想定できなかったのか、なぜ今になってこれだけふやすのかとの質疑がありました。

これに対し、平成26年度予算を上半期執行したところ、多くの執行残が出たことから、その予算の活用ということと、あわせて下半期に管路工事等を発注することにしたが、管路工事等はどうしても１年以上の工期がかかるので、平成27年度分の債務負担を増額して今回の補正に上げているところであるとの答弁がありました。

次に、今年度のうちに債務負担行為限度額を増額して来年度の分まで予算を確保しようとする理由は何かとの質疑がありました。

これに対し､石川上間送水管は大分老朽化しており、早目に耐震化の管に切りかえることが重要である。また、債務負担を設定することで次年度にまたがった発注ができることから、工事の規模や工期を効率的に設定することができる。業者にとっても年間を通じて工事の平準化が図られることから有効に事業が執行できると考えているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第３号議案及び甲第５号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第３号議案及び甲第５号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第３号議案及び甲第５号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第11　議員提出議案第１号　所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

呉屋　宏君。

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

〔呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　　宏君　ただいま議題となりました議員提出議案第１号につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、所得税法の寡婦控除制度の改正について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　これより議員提出議案第１号「所得税法の寡婦控除制度の改正を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第12　陳情６件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　ただいま議題となりました陳情６件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情６件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第13　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告

を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第14　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔米軍基地関係特別委員長　新垣清涼君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第15　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

――――――――――――――――――――

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第５回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後３時26分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　安　弘

会議録署名議員　奥　平　一　夫